

資料 1

令和 6 年 壱岐市議会定例会 1 2 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第 5 2 号関係

壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第 5 3 号関係

壱岐市文化財展示施設条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・ 2

議案第 5 4 号関係

壱岐市国民宿舎条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・ 4

老岐市固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条 (略) (固定資産税の課税免除) 第2条 市長は、<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号の規定の適用を受ける者で、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第3号の規定の適用を受ける設備に対して課する固定資産税について課税を免除することができる。</u> 以下 (略)	第1条 (略) (固定資産税の課税免除) 第2条 市長は、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第1号イに規定する特別償却設備設置者が取得した同号イに規定する特別償却設備のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第4項第1号に規定する区域内にて同項第2号に規定する振興すべき業種の事業に係る機械及び装置又はその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対して課する固定資産税について課税を免除することができる。</u> 以下 (略)	

壱岐市文化財展示施設条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																														
第1条（略） （名称及び位置） 第2条 文化財施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td><u>壱岐風土記の丘</u> <u>（以下「風土記の丘」という。）</u></td><td><u>壱岐市勝本町布気触3 2 4番地</u></td></tr><tr><td>“電力の鬼”松永安左ヱ門記念館 （以下「松永記念館」という。）</td><td>壱岐市石田町印通寺浦3 6 0番地</td></tr></table> 第3条から第5条まで（略） （利用時間及び休館日） 第6条 文化財施設の利用時間及び休館日は、次に定めるとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>利用時間</th><th>休館日</th></tr><tr><td><u>風土記の丘</u></td><td><u>午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）</u></td><td><u>毎週月曜日</u> <u>年末年始（1 2月 2 9日から1月3日まで）</u></td></tr><tr><td>松永記念館</td><td>午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）</td><td>毎週水曜日 年末年始（1 2月 2 9日から1月3日まで）</td></tr></table> 2（略） （入館料） 第7条 文化財施設に入館しようとする者は、次に定める入館料を入館の際に納付しなければならない。	名称	位置	<u>壱岐風土記の丘</u> <u>（以下「風土記の丘」という。）</u>	<u>壱岐市勝本町布気触3 2 4番地</u>	“電力の鬼”松永安左ヱ門記念館 （以下「松永記念館」という。）	壱岐市石田町印通寺浦3 6 0番地	名称	利用時間	休館日	<u>風土記の丘</u>	<u>午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）</u>	<u>毎週月曜日</u> <u>年末年始（1 2月 2 9日から1月3日まで）</u>	松永記念館	午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）	毎週水曜日 年末年始（1 2月 2 9日から1月3日まで）	第1条（略） （名称及び位置） 第2条 文化財施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>“電力の鬼”松永安左ヱ門記念館 （以下「松永記念館」という。）</td><td>壱岐市石田町印通寺浦3 6 0番地</td></tr></table> 第3条から第5条まで（略） （利用時間及び休館日） 第6条 文化財施設の利用時間及び休館日は、次に定めるとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>利用時間</th><th>休館日</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>松永記念館</td><td>午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）</td><td>毎週水曜日 年末年始（1 2月 2 9日から1月3日まで）</td></tr></table> 2（略） （入館料） 第7条 文化財施設に入館しようとする者は、次に定める入館料を入館の際に納付しなければならない。	名称	位置			“電力の鬼”松永安左ヱ門記念館 （以下「松永記念館」という。）	壱岐市石田町印通寺浦3 6 0番地	名称	利用時間	休館日				松永記念館	午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）	毎週水曜日 年末年始（1 2月 2 9日から1月3日まで）	
名称	位置																															
<u>壱岐風土記の丘</u> <u>（以下「風土記の丘」という。）</u>	<u>壱岐市勝本町布気触3 2 4番地</u>																															
“電力の鬼”松永安左ヱ門記念館 （以下「松永記念館」という。）	壱岐市石田町印通寺浦3 6 0番地																															
名称	利用時間	休館日																														
<u>風土記の丘</u>	<u>午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）</u>	<u>毎週月曜日</u> <u>年末年始（1 2月 2 9日から1月3日まで）</u>																														
松永記念館	午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）	毎週水曜日 年末年始（1 2月 2 9日から1月3日まで）																														
名称	位置																															
“電力の鬼”松永安左ヱ門記念館 （以下「松永記念館」という。）	壱岐市石田町印通寺浦3 6 0番地																															
名称	利用時間	休館日																														
松永記念館	午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）	毎週水曜日 年末年始（1 2月 2 9日から1月3日まで）																														

名称	入館料	名称	入館料	
風土記の丘	高校生以上100円、小・中学生50円			
松永記念館	高校生以上100円、小・中学生50円	松永記念館	高校生以上100円、小・中学生50円	
以 下 （略）		以 下 （略）		

壱岐市国民宿舎条例 新旧対照表

現行						改正案	備考
本則及び附則 (略)						本則及び附則 (略)	
別表 (第4条関係)						別表 (第4条関係)	
壱岐市国民宿舎「壱岐島荘」利用料金						壱岐市国民宿舎「壱岐島荘」利用料金	
1 宿泊利用料金 (1人につき、単位:円)						1 宿泊利用料金 (1人につき、単位:円)	
利用者 区分	利用料金 宿泊料 区分	食事料			合計	1 宿泊利用時間 は、午後4時から翌日午前10時までとし、以後引き続き客室を利用する場合は、休憩料を加算する。ただし、2日以上継続して滞在する場合は、その到着日及び出発日を除き滞在期間中は、加算しない。	2 1名利用時の場合は、3,000円を上限として料金
		朝食	夕食	計			
大人 (中学生以上)	平日	900	2,200	3,100	7,600	1 宿泊利用時間 は、午後4時から翌日午前10時までとし、以後引き続き客室を利用する場合は、休憩料を加算する。ただし、2日以上継続して滞在する場合は、その到着日及び出発日を除き滞在期間中は、加算しない。	2 1名利用時の場合は、3,000円を上限として料金
	休前日等				8,600		
小学生児童	3,500	900	2,200	3,100	6,600	1 宿泊利用時間 は、午後4時から翌日午前10時までとし、以後引き続き客室を利用する場合は、休憩料を加算する。ただし、2日以上継続して滞在する場合は、その到着日及び出発日を除き滞在期間中は、加算しない。	2 1名利用時の場合は、3,000円を上限として料金
幼児 (3歳以上)	施設使用料として 1,000	400	900	1,300	2,300	1 宿泊利用時間 は、午後4時から翌日午前10時までとし、以後引き続き客室を利用する場合は、休憩料を加算する。ただし、2日以上継続して滞在する場合は、その到着日及び出発日を除き滞在期間中は、加算しない。	2 1名利用時の場合は、3,000円を上限として料金
幼児 (3歳未満)	無料					1 宿泊利用時間 は、午後4時から翌日午前10時までとし、以後引き続き客室を利用する場合は、休憩料を加算する。ただし、2日以上継続して滞在する場合は、その到着日及び出発日を除き滞在期間中は、加算しない。	2 1名利用時の場合は、3,000円を上限として料金

		3 休前日等とは、以下のとおりとする。 ① 土曜日 ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日 ③ 夏期（7月19日から8月16日まで）		<u>を加算するものとする。</u> 3 休前日等とは、以下のとおりとする。 ① 土曜日 ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日 ③ 夏期（7月19日から8月16日まで）	
以 下 （略）			以 下 （略）		

令和6年度12月補正予算（案）概要

1. 各 会 計 予 算 額 一 覧	1
2. 1 2 月 補 正 予 算 の 主 要 事 業	2～8
3. 繰 越 明 許 費	9～10
4. 基 金 の 状 況 （ 見 込 み ）	11
5. 参 考 資 料	12～13



堺 岐 市

令和6年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名			現計予算額	12月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
一 般 会 計			25,095,042	77,650	25,172,692
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,429,574	5,580	3,435,154
		診療施設勘定	49,975		49,975
		計	3,479,549	5,580	3,485,129
	後期高齢者医療事業特別会計		449,987		449,987
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,757,049	5,513	3,762,562
		介護サービス事業勘定	35,667		35,667
		計	3,792,716	5,513	3,798,229
	三島航路事業特別会計		130,913	2,400	133,313
	農業機械銀行特別会計		147,007	11,778	158,785
	合 計		8,000,172	25,271	8,025,443
一般会計、特別会計の合計			33,095,214	102,921	33,198,135

○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	12月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的收入	796,519		796,519
	収益的支出	880,948		880,948
	資本的收入	243,764	38,799	282,563
	資本的支出	467,244	20,000	487,244
下水道事業会計	収益的收入	406,758	△3,870	402,888
	収益的支出	405,714	△3,870	401,844
	資本的收入	121,951	3,870	125,821
	資本的支出	186,311	3,870	190,181

令和6年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属
					特定財源						予算書 ページ
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	移住・定住促進プロジェクト事業	50,502	3,294	53,796	0	0	0	3,201 ふるさと応援基金 1,701 過疎地域持続的発展特別事業基金 1,500	93	●事業の背景・目的等 孝城市総合計画「UIターンの強化」に掲げる移住・定住を推進するため、UIターン者に対する各種支援を実施するとともに、市民の島外への通勤・通学を支援することで定住人口の減少を抑制し地域の活性化を図る。 ●事業内容 新規認定者も含め交付対象者が当初見込みより増加しているため追加計上。 <定住奨励事業補助金> 1,701千円 ①移住者住宅等支援 当初) 9件 → 見込) 15件 ②中古住宅改修費用支援 当初) 3件 → 見込) 3件 ③空き家バンク活用改修支援 当初) 3件 → 見込) 5件 ④定住促進奨学資金償還支援 当初) 60件 → 見込) 32件 <島外通勤・通学者交通費助成> 1,593千円 当初) 45名 → 見込) 54名	政策企画課 P16～17 (再掲) P12参照
3 民生費 1 社会福祉費 3 老人福祉費	老人福祉事業費	65,115	4,705	69,820	0	0	0	0	4,705	●事業の背景・目的等 高齢者の生きがいづくりや健康増進などの取り組みを実施し、安心して健康に暮らせるための高齢者福祉の増進を図る。 ●事業内容 市外施設（老人ホーム）入所措置費の改定及び新規入所者に伴う措置費の増加	市民福祉課 P16～17
3 民生費 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費	障害児施設措置費（給付費）	41,584	5,189	46,773	1,779 障害児施設措置費（給付費等）負担金	889 障害児施設措置費（給付費等）負担金	0	0	2,521	●事業の背景・目的等 身体又は知的に障害を有していると認められる（療育を必要とする）児童に対し、適正な療育を提供することにより、利用者の自立の促進、生活の向上を図る。 ●事業内容 ①障害児施設措置費 放課後等デイサービスの利用日数増加による障害児施設措置費（給付費等）の増額 3,558千円 ②令和5年度実績による障害児施設措置費（給付費等）精算返納金 1,631千円	いきいろ子ども未来課 P16～17

令和6年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属
					特定財源				一般財源		予算書 ページ
					国費	県費	地方債	その他			
3 民生費 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費	病児保育事業	10,360	422	10,782	135 子ども子育て 支援交付金	135 地域子ども 子育て支援 事業費補助 金	0	0	152	●事業の背景・目的等 病児・病後児の一時的な保育環境を確保することで安心して子育てができる環 境づくりと児童福祉の向上を図る。 ●事業内容 ①子ども子育て支援交付金改正による病児保育事業の 単価見直しに伴う増加 406千円 ②令和5年度実績による子ども子育て支援交付金（病児保育） 精算返納金 16千円	いきいろ 子ども未来課 P16～17
3 民生費 2 児童福祉費 4 保育所費	保育所費	45,401	8,474	53,875	0	0 公共施設等 適正管理推 進事業	6,700	0	1,774	●事業の背景・目的等 旧筒城保育所は、閉所後2年を経過し、地域での利活用もなく雨漏り等の劣化が 進んでいるため、公共施設個別施設計画に基づき解体する。 ●事業内容 旧筒城保育所解体工事において、当初想定よりも広範囲でアスベスト除去を行 う必要が判明したことから、追加の工事費を計上する。併せて、実績により不要 となる設計業務委託料を減額する。 ○工事費 当初）40,260千円 → 変更後）49,954千円 9,694千円増 ○委託料 当初）1,960千円 → 実績見込）740千円 1,220千円減	いきいろ 子ども未来課 P18～19
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	ながさき農林業・農山 村構造改善加速化支援 事業	1,560	975	2,535	0	780 ながさき農 林業・農山 村構造改善 加速化支援 事業	0	0	195	●事業の背景・目的等 第3期ながさき農林業・農山村活性化計画に基づき「次代につなげる活力ある農 林業の振興」・「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」の推進に 必要な生産施設や農業用機械等の施設整備に対し支援を行う。 ●事業内容 ＜ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業＞ （機械設備導入に対する支援） ○補助対象：農事組合法人1件 ○補助対象事業費：1,950千円 ○負担割合：県2/5、市1/10 ○市事業費：975千円（1,950千円×2/5(県)・1/10(市)）	農林課 P18～19
	ながさき農業デジタル 化促進事業	558	288	846	0	221 ながさき農 業デジタル 化促進事業 補助金	0	0	67	●事業の背景・目的等 デジタル化技術導入によりデジタル化と働き方改革を進め、多様な人材が定 着・活躍できる快適で儲かる農業の実現を図る。 ●事業内容 ＜ながさき農業デジタル化促進事業＞ ○補助対象：集落営農法人1件 ○補助対象事業費：663千円（田植機用 自動操舵システム） ○負担割合：県1/3、市1/10 ○市事業費：288千円（663千円×1/3(県)・1/10(市)）	農林課 P18～19

令和6年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属
					特定財源						予算書 ページ
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	ながさき産地基盤整備・強靱化事業	0	300	300	0	250	0	0	50	●事業の背景・目的等 園芸品目の生産基盤整備による労働生産性や品質向上、施設強靱化による安定生産・規模拡大に取り組み、定時・定量・定質(高品質)出荷の実現の取り組みを支援するため、生産基盤等の整備に対し支援を行う。 ●事業内容 ＜ながさき産地基盤整備・強靱化事業＞ ○補助対象：農業者組合1件 ○補助対象事業費：500千円（アスパラガス新改植） ○負担割合：県1/2、市1/10 ○市事業費：300千円（500千円×1/2(県)・1/10(市)）	農林課 P18～19
5 農林水産業費 1 農業費 5 農地費	県営事業費	55,014	1,740	56,754	0	0	1,500	0	240	●事業の背景・目的等 農地・農業用施設等の整備・更新を実施し、施設の長寿命化による将来的な維持管理コストの低減と、農地・施設の機能安定化を図る。 ●事業内容 ＜県営事業負担金＞ ①農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金（水管理システム等更新） 県営事業計画変更（増額）に伴う地元負担金の増加 1,920千円 ②老朽ため池整備事業負担金（ため池堤体改修） 県営事業計画変更（減額）に伴う地元負担金の減少 ▲180千円	農林課 P18～19
5 農林水産業費 3 水産業費 3 漁港管理費	漁港管理費	40,840	5,396	46,236	0	0	1,300	0	4,096	●事業の背景・目的等 漁港施設の維持管理・環境管理を実施するとともに、県営事業による漁港施設整備により、利用者の安全性・利便性を図る。 ●事業内容 ①施設修繕等の維持管理費用の増加 3,864千円 ②県営事業計画変更に伴う地元負担金の増加 1,532千円 ・修築事業負担金 減 ▲126千円 ・自然災害防止事業負担金 減 ▲342千円 ・水産生産基盤整備事業負担金 増 2,000千円	水産課 P20～21
	芦辺港第2ターミナルビル管理費	259	880	1,139	0	0	0	0	880	●事業の背景・目的等 市有施設の適切な管理運営を図るため、施設修繕による環境整備を実施する。 ●事業内容 芦辺港第2ターミナル（旧JF待合所）については、現在、物資運搬等の貨物取扱施設として利用しているが、施設の空調機が故障しているため、機器の更新を実施する。 ○空調機器更新備品購入一式	水産課 P20～21

令和6年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属
					特定財源						予算書 ページ
					国費	県費	地方債	その他			
6 商工費 1 商工費 2 商工振興費	マリンバル各岐管理費	9,936	2,350	12,286	0	0	0	0	2,350	●事業の背景・目的等 市有施設の適切な管理運営を図るため、施設修繕による環境整備を実施する。 ●事業内容 マリンバル各岐交流広場の空調機が本年9月下旬に故障したため、機器の更新を実施する。 ○空調機器更新工事一式	商工振興課 P20～21
7 土木費 2 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費	道路改良費（補助）	184,856	▲ 10,996	173,860	▲ 17,722	0	▲ 8,300	0	15,026	●事業の背景・目的等 幹線道路の整備を行うことにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興及び地域の活性化を支援する。 ●事業内容 補助事業の内示に伴う事業費の調整 ①道路改良事業（1級市道黒崎線ほか2線） ②道路防災安全事業（1級市道片原中央線ほか1線） ③交通安全施設整備事業（1級市道初山中央線ほか1線） ④橋梁補修事業（川口橋ほか4線） ⑤道路法面定期点検 ⑥道路橋定期点検	建設課 P20～21
7 土木費 4 港湾費 1 港湾管理費	港湾管理費	139,028	▲ 51,091	87,937	0	0	▲ 46,600	0	▲ 4,491	●事業の背景・目的等 港湾施設の維持管理・環境管理を実施するとともに、県営事業による港湾施設整備により、利用者の安全性・利便性を図る。 ●事業内容 ①維持管理費用（電気料）の増加 744千円 ②県営事業計画変更に伴う地元負担金の減少 ▲51,935千円 ・社会資本整備交付金（個別補助）事業負担金 減 ▲23,250千円 ・社会資本整備交付金（防災安全）事業負担金 減 ▲14,875千円 ・港整備交付金事業負担金 減 ▲8,500千円 ・県単独改修事業負担金 減 ▲5,310千円 ③県港湾協会負担金の増加 100千円	水産課 P20～23

令和6年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属
					特定財源						予算書 ページ
					国費	県費	地方債	その他			
8 消防費 1 消防費 3 消防施設費	防火水槽建設事業費	9,300	1,413	10,713	0	0	0	0	1,413	●事業の背景・目的等 消防業務遂行に必要な不可欠な消防水利の充足のための防火水槽を整備し、市民の生命・財産を守り、安全・安心に寄与する。 ●事業内容 県道拡張工事に伴う防火水槽移設において、当初事業計画の見直しが必要となったため、解体工事費を追加計上。 ○工事費一式 1,413千円	消防本部 P22～23
9 教育費 2 小学校費 2 教育振興費	小学校教育振興費	57,415	5,500	62,915	0	0	0	5,500	0	●事業の背景・目的等 勝本小学校に対する指定寄付金の採納に伴う補正 →勝本小学校に対する指定寄付金 5,500千円 ●事業内容 指定寄付金の全額を教育振興基金へ積み立て、次年度以降の物品購入や学校図書 の充実・必要に応じた施設整備など、児童の教育環境の充実のために活用する。	教育総務課 P22～23 (再掲) P13参照
9 教育費 3 中学校費 2 教育振興費	中学校教育振興費	37,785	7,500	45,285	0	0	0	7,500	0	●事業の背景・目的等 勝本中学校に対する指定寄付金の採納に伴う補正 →勝本中学校に対する指定寄付金 7,500千円 ●事業内容 指定寄付金の全額を教育振興基金へ積み立て、次年度以降の物品購入や学校図書 の充実・必要に応じた施設整備など、生徒の教育環境の充実のために活用する。	教育総務課 P22～23 (再掲) P13参照
9 教育費 5 社会教育費 2 青少年育成費	青少年育成費	10,408	981	11,389	0	0	0	0	981	●事業の背景・目的等 市内の小中学校及び高等学校に在籍する児童生徒で、スポーツ活動や文化・芸術活動において、県、九州、全国大会に参加招聘を受けた団体及び個人に対し支援する。 ●事業内容 宍岐高等学校野球部の九州大会出場に係る費用に対する補助 ○子ども夢プラン応援補助金 981千円	社会教育課 P22～23 (再掲) P13参照

令和6年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源							
					国費	県費	地方債	その他				
9 教育費 6 保健体育費 1 保健体育総務費	災害復旧費	308	913	1,221	0	0	0	0	913	●事業の背景・目的等 令和6年9月21～22日にかけての落雷被害等により被災した施設の復旧を行う。 ●事業内容 大谷公園施設復旧費用 ①大谷グラウンド管理棟放送設備、時計、照明設備ほか一式	社会教育課 P22～25	
10 災害復旧費 1 農林水産施設災害復旧費 1 農地及び農業用施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（現年災）	74,101	6,600	80,701	0	4,245	0	20	2,335	●事業の背景・目的等 令和6年9月に発生した豪雨により被災した農地及び農業用施設の復旧を行う。 ●事業内容 復旧工事及び崩土除去等 ○補助災害（復旧工事） ①農地 1地区 ②農業用施設 2地区 ○単独災害（修繕、小災害補助） ①農地 3地区 ②農業用施設 2地区	農林課 P24～25	
10 災害復旧費 2 公共土木施設災害復旧費 1 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（現年災補助）	20,200	4,000	24,200	3,200	0	800	0	0	●事業の背景・目的等 令和6年8月に発生した台風10号により被災した公共施設の復旧（追加工事）を行う。 ●事業内容 令和6年9月会議に追加補正予算として計上した災害復旧工事について、現地調査の結果、追加の復旧工事が必要となったため追加計上。 <復旧工事> ①道路災害 2箇所 ②河川災害 1箇所	建設課 P24～25	
	公共土木施設災害復旧事業費（現年災単独）	29,056	3,000	32,056	0	0	3,000	0	0	●事業の背景・目的等 令和6年8月に発生した台風10号により被災した公共施設の復旧（追加工事）を行う。 ●事業内容 令和6年9月会議に追加補正予算として計上した災害復旧工事について、現地調査の結果、追加の復旧工事が必要となったため追加計上。 <復旧工事> ①道路災害 5箇所 ②河川災害 1箇所	建設課 P24～25	

令和6年度12月補正予算の主要事業

■ 介護保険事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業内容	所 属 予算書 ページ	
					特定財源						一般財源
					国費	県費	地方債	その他			
3 地域支援事業費 3 包括的支援事業・任意事業費 1 包括的支援事業・任意事業費	任意事業費	28,731	4,600	33,331	1,771 地域支援事業 交付金	885 地域支援事業 交付金		886 一般会計繰入 金	1,058	●事業の背景・目的等 栄養改善や一人暮らし高齢者に対しバランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を行うことにより、「食」の面から高齢者の健康維持及び自立支援を図る。 ●事業内容 要介護認定者で介護予防配食サービスの利用者が当初見込みよりも増加したことから、配食サービス事業委託料を増額。 ○介護予防配食サービス事業委託料の増	保険課 P10～11

■一般会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
3 民生費	2 児童福祉費	旧筒城保育所解体及び一部改修工事	49,954	R7.8.31	旧筒城保育所の解体に伴い石綿含有建材調査を行った結果、当初想定よりも広範囲にわたって除去作業が必要と判明し、標準工期の確保が困難となったため。
5 農林水産業費	3 水産業費	芦辺港ターミナル整備事業	22,000	R7.5.30	芦辺港ターミナル整備事業のうち駐車場等整備工事において、長崎県及び長崎県警との施工計画に係る協議に不測の日数を要したため。
6 商工費	1 商工費	マリンパル杵岐交流広場エアコン改修工事	2,350	R7.4.30	交流広場に設置しているエアコンが本年9月下旬に故障し、早期の復旧に向けて改修工事を実施するが、機器製造が受注生産であり年度内完了が困難なため。
8 消防費	1 消防費	防火水槽建設事業	8,000	R7.5.30	県道拡張工事に伴う防火水槽移設工事において、所有権移転の登記手続きに不測の日数を要した。また、入札を執行したが不調となり、工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業（現年災）	64,200	R7.12.26	本年度発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和6年12月となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業（現年災補助）	12,000	R7.6.30	市道瀬戸1号線 本年度発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和6年11月となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			6,000	R7.5.30	市道大園1号線 本年度発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和6年11月となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			6,000	R7.5.30	普通河川原田川 本年度発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和6年11月となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
		公共土木施設災害復旧事業（現年災単独）	12,000	R7.7.30	市道狭馬平地線 本工事箇所は、道路下部の農地が被災しており、農地の復旧完了後でないと本工事に着手することができない。農地災害の復旧完了が令和7年2月の予定であり、その後の着工となることから年度を跨いでの施工が必要なため。
			3,000	R7.5.30	市道蛭ノ元2号線 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要なため。
			1,000	R7.4.30	普通河川名切川 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要なため。

■一般会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

■ 一般会計 繰越明許費（計額）					
款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業（現年災単独）	3,000	R7.5.30	長峰本村地区青線 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。 これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いで施工が必要なため。
			2,000	R7.4.30	長島地区里道 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。 これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いで施工が必要なため。
			2,000	R7.4.30	諸吉二赤地区里道 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。 これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いで施工が必要なため。
			2,000	R7.4.30	市道若宮白滝線 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。 これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いで施工が必要なため。
合 計			195,504		

基金の状況

○積立基金

(単位：千円)

区分	令和4年度末 現在高	令和5年度		令和5年度末 現在高	令和6年度(見込み)		令和6年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
財政調整基金	1,958,046	270,031	385,000	1,843,077	50	495,000	1,348,127
減債基金	1,515,576	51,159	200,000	1,366,735	2,270	200,000	1,169,005
地域振興基金	25,869	0	0	25,869	1	0	25,870
地域福祉基金	686,970	0	0	686,970	0	186,560	500,410
老人ホーム事業施設整備基金	166,845	3	0	166,848	4	0	166,852
中山間ふると活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
栽培漁業振興基金	100,145	2	31,686	68,461	3	48,632	19,832
沿岸漁業振興基金	54,832	18,148	14,646	58,334	18,149	18,146	58,337
教育振興基金	7,005	0	300	6,705	13,002	300	19,407
松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	1,000	0	8,805
原の辻遺跡保存整備基金	6,243	0	0	6,243	1	0	6,244
ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
合併振興基金	2,173,400	0	130,000	2,043,400	0	700,000	1,343,400
ふるさと応援基金	830,424	877,655	612,200	1,095,879	1,000,020	856,691	1,239,208
過疎地域持続的発展特別事業基金	806,007	141,516	99,600	847,923	20	246,500	601,443
本庁舎建設基金積立金	250,043	5	0	250,048	10	0	250,058
学校施設整備基金積立金	350,131	7	0	350,138	10	0	350,148
彦岐市森林環境譲与税基金	16,194	7,385	3,454	20,125	9,065	6,790	22,400
企業版ふるさと納税基金	2,200	13,350	2,200	13,350	1,330	13,350	1,330
小計	6,524,888	1,058,071	894,086	6,688,873	1,042,615	2,076,969	5,654,519
計	9,998,510	1,379,261	1,479,086	9,898,685	1,044,935	2,771,969	8,171,651
国民健康保険財政調整基金	55,723	2	36,000	19,725	2	1	19,726
介護給付費準備基金	101,120	10,001	0	111,121	3	1	111,123
農業機械銀行特別会計減価償却基金	13,046	26,454	6,500	33,000	16,956	11,076	38,880
計	169,889	36,457	42,500	163,846	16,961	11,078	169,729
合計	10,168,399	1,415,718	1,521,586	10,062,531	1,061,896	2,783,047	8,341,380

○定額運用基金

区分	令和4年度末 現在高	令和5年度		令和5年度末 現在高	令和6年度(見込み)		令和6年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	165	165	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	62,566	13,466	13,466	62,566	0	0	62,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	7,848	7,848	2,000	0	0	2,000
合計	84,566	21,479	21,479	84,566	0	0	84,566

合計(積立基金+定額運用基金)	10,252,965	1,437,197	1,543,065	10,147,097	1,061,896	2,783,047	8,425,946

移住・定住促進プロジェクト事業(令和6年度12月補正予算)

壱岐市総合計画「UIターンの強化」に掲げる移住・定住を推進するため、UIターン者に対する各種支援を実施するとともに、市民の島外への通勤・通学を支援することで定住人口の減少を抑制し、地域の活性化を図る。

■定住奨励事業補助金（1,701千円）

- ①移住者住宅等支援事業補助金（当初：9件 → 実績見込：15件）
 - ・ 少子高齢化及び人口減少を抑制するため、新規転入者に対し住宅取得（新築・中古住宅。中古住宅については市民も対象）に係る費用の一部を補助。
- ②中古住宅改修費用支援事業補助金（当初：3件 → 実績見込：3件）
 - ・ 壱岐市の空き家バンクに登録されている売買及び賃貸物件の改修及び放置されていた家財道具の撤去にかかる経費を補助（移住者向け）
- ③空き家バンク活用改修補助金（当初：3件 → 実績見込：5件）
 - ・ 移住者用の住宅として空き家の改修工事又は空き家の残存家財の処分を行う者に壱岐市空き家バンク活用促進事業補助金を交付（所有者向け）
- ④定住促進奨学資金償還支援（当初：60件 → 実績見込：32件）
 - ・ 若年層の定住促進及び産業人材の確保を図り、人口減少対策を推進するため、市内に 居住・就労し、奨学資金等を償還する方に対し、補助金を交付

■島外通勤・通学者交通費助成金（1,593千円）（当初45名 → 実績見込：54名）

- ・ 定住人口の減少に歯止めをかけるとともに将来のUIターンを促進し、市の活性化を図るため、平成22年4月1日から福岡市など島外への通勤・通学にかかる船舶代等（壱岐市発着の船舶及び飛行機）の交通費を助成

教育振興関連事業

将来を担う子どもたちの健やかでたくましい成長を目指す

事業概要・目的

安心して快適に学校生活を送ることができる教育環境を整えるとともに、家庭・学校・地域・関係団体等が連携し、各種活動を通じた青少年の健全育成を推進し、将来を担う子どもたちの健やかでたくましい成長を目指す。

事業内容

<小学校教育振興費>

指定寄付金の活用による教育環境の充実

寄附額：5,500千円(勝本小学校)

物品や学校図書の購入、施設整備などに活用し、児童・生徒の教育環境の充実を図る。

<中学校教育振興費>

指定寄付金の活用による教育環境の充実

寄附額：7,500千円(勝本中学校)

物品や学校図書の購入、施設整備などに活用し、児童・生徒の教育環境の充実を図る。

<青少年育成費>

壱岐高等学校野球部の九州大会出場に係る費用を支援し、スポーツ活動を通じ、生徒の健全育成を推進する。

子ども夢プラン応援補助金 981千円

予算額

<小学校振興費>

歳入予算 5,500千円(指定寄付金)

歳出予算 5,500千円(教育振興基金積立金)

寄附金全額を基金へ積み立て、次年度以降の物品購入や施設整備等に活用する。

<中学校振興費>

歳入予算 7,500千円(指定寄付金)

歳出予算 7,500千円(教育振興基金積立金)

寄附金全額を基金へ積み立て、次年度以降の物品購入や施設整備等に活用する。

<青少年育成費>

歳出予算 981千円(子ども夢プラン応援補助金)

壱岐高等学校野球部の九州大会出場に係る費用に対する補助金。



資料 3

令和 6 年 壱岐市議会定例会 1 2 月会議

議案第 5 9 号関係資料

第 4 次 壱岐市総合計画（案）

現時点でのデザインについて
本資料には本文内容をイメージしやすいよう
にフリー素材のイラストなどを利用しています。
今後、最終的には壱岐にあったイラストや
写真を用いレイアウト・デザインを再編集します。

第4次壱岐市総合計画（案）

2025－2029

2024年12月6日

壱 岐 市

1. 壱岐市のめざす姿(合い言葉と将来像)

一緒に前へ、壱岐新時代へ。

2004 年、平成の大合併により壱岐市が誕生してから 20 年が経過しました。その間、様々なまちづくりに取り組んできましたが、人口減少や少子高齢化に歯止めがかからず、将来に対する不安や課題が山積しています。

こうした中、今めざすことは、みんなが“幸せを実感”できる壱岐を創っていくことではないでしょうか。

“幸せ”の感じ方は人それぞれですが、市民アンケートからは“ワクワク稼げる”、“イキイキ長生き”、“ノビノビ学べる”という幸せの姿が浮かんできます。しかし人が減ってしまうと、様々なデメリット（幸せへのハードル）が生まれてきます。

幸せを実現するためには、個人・地域・行政すべての力が必要です。

そこから生まれた新しい目標「2050 年人口 2 万人」。“幸せ実感”ともに創る新たな未来。2050 年を展望した新しいまちづくりがはじまります。

第 4 次 壱岐市総合計画

～未来への種をまく～

現在
2025 年

市民がそれぞれの幸せを実感
できる未来を目指します。

そのためには、
ある一定の人口が必要です。
約 70 年間減り続けた人口を
回復軌道に乗せるためには、
いま変わらなければなりません。
明るい未来に向けて、
ともに挑戦しましょう！

分岐点
2030 年

(2030-2039)
～未来の花が
咲きはじめる～
人口減少のスピードが
緩やかになる

～幸せの重層的イメージ～

多様性・
個性

様々な幸せの形

個人
自己実現と
しての幸福

コミュニティ
つながりとしての幸福

生命/身体
幸福の物理的基盤

普遍性 幸せの基礎条件

(行政関与)
これから

これまで

出典：「幸福政策」は可能か～幸福の重層構造から考える～
京都大学こころの未来研究センター教授：広井良典

“満足度”をさらに高めたい主な分野 (市民アンケート調査結果より)

- ・次世代産業の育成・企業誘致
- ・観光の振興
- ・農林水産業の振興
- ・UI ターンの強化

- ・高齢者福祉の充実
- ・健康・医療の体制づくり

- ・学校教育の充実
- ・結婚・子育て環境の充実

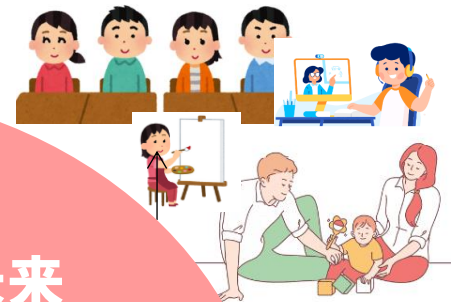
ワクワク稼げる
(やりたい仕事ができる)



イキイキ長生き
(安心した暮らしが送れる)



ノビノビ学べる
(なりたい自分になれる)



**『幸せ実感』
ともに創る新たな未来**

人と自然、テクノロジーが融合した
幸せを実感できる暮らしと未来への
可能性に満ちた壱岐市を目指します！

(2040～2050)
～実り(成果)を受け取る～
人口が回復軌道に乗る

2040 年

2050 年人口
2 万人

2050 年以降も
2 万人を維持

※人口 2 万人は定住人口を示しています。

このまま変われずに人口が減っていく未来

空き家などの増加



一般診療所やコンビニ・大型店舗の撤退

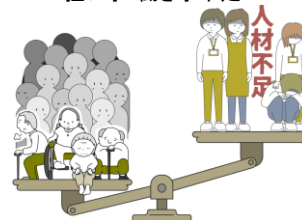


路線バスなどの
公共交通機関の減少



減便・廃止など

担い手・働き手不足



イベント・伝統行事の中止



2. 実現に向けた取り組み方法

壱岐市のまちづくりの中心は“幸せの好循環”

最も重要な視点として、市民の暮らしに直結する「仕事」や「子育て」、「教育」、「健康・福祉」など身近なまちづくりや、壱岐市の財産である歴史文化や自然環境などの保全・活用に取り組み、みんなが“幸せ”を実感するまちづくりを進めます。

この“幸せ”こそが、壱岐ブランドの中心となる普遍的な価値となります。

そして、この壱岐市の価値を島外に向け、戦略的に情報発信することにより、多くの壱岐ファン（関係人口※）が増え、観光や UI ターンを通じた人の流れや外貨の獲得に繋がり、壱岐市民のさらなる幸せを生み出していきます。

※関係人口とは、壱岐市に住んでいないものの、様々な形で壱岐に関わってくれる人を示します。例えば壱岐が好きで、観光で何度も訪れる人や地域のイベントに参加してくれる人、壱岐の産品を購入したり、ふるさと納税の寄付者など、様々な関係者を示しています。

幸せの好循環イメージ

人や外貨の流入により
市民の幸せがさらに向上

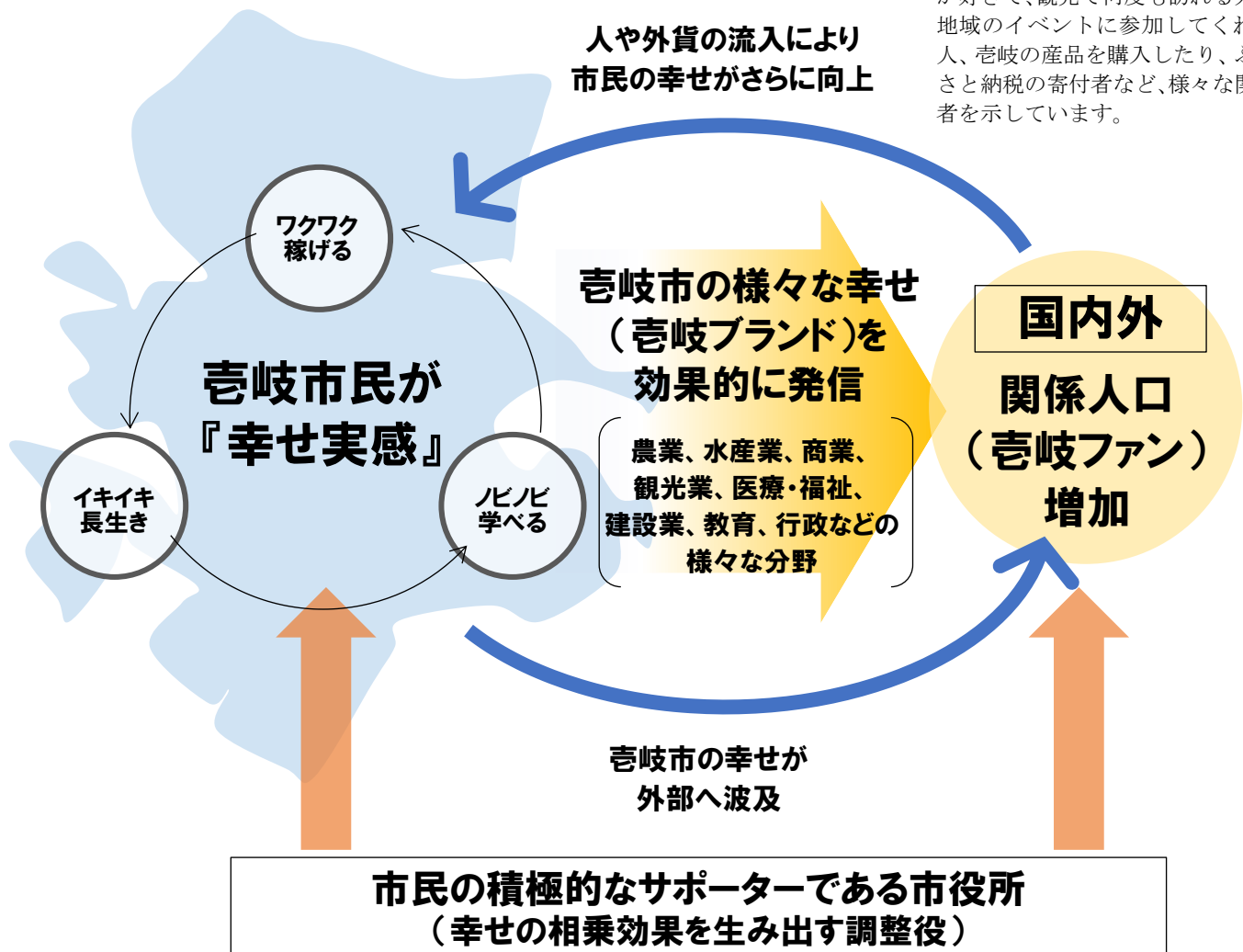
壱岐市の様々な幸せ
（壱岐ブランド）を
効果的に発信

農業、水産業、商業、
観光業、医療・福祉、
建設業、教育、行政などの
様々な分野

国内外
関係人口
（壱岐ファン）
増加

壱岐市の幸せが
外部へ波及

市民の積極的なサポーターである市役所
（幸せの相乗効果を生み出す調整役）



多様な担い手を育成し、“一人ひとりが主役のまちづくり”に注力

島を支えるのは人です。まちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりがその担い手となる必要があります。また、市民だけではなく、島外の企業や大学、関係機関なども積極的に迎え入れるなど、島の外から担い手を迎えることも重要です。そのためには、島外に関係人口など壱岐ファンを増やしていくことが求められます。

こうした多様な担い手を育成しながら進めるまちづくりは、一人でできることから、地域コミュニティで取り組むこと、壱岐市全体で取り組むことなど、その活動範囲や内容は様々です。

壱岐市では、2018年に壱岐市自治基本条例を制定し、その後、小学校区を単位としたまちづくり協議会が設立され、市民が主体となったまちづくりを展開しています。

総合計画の推進にあたっては、多様な市民主体のまちづくりを行政が応援しながら、島外の壱岐ファン、企業、大学などとの連携を図り、実現を目指します。

壱岐のまちづくりの担い手

(★市民が担い手になる ★島外からの担い手を迎える ★島外にも担い手を増やす)



3. 第4次壱岐市総合計画の考え方

1. 第4次壱岐市総合計画の策定の背景と趣旨

ともに創る新しい時代のまちづくりの「羅針盤」

壱岐市（以下「本市」という）では、2020年に策定した第3次壱岐市総合計画（2020年度～2024年度）に基づき行政運営を行ってきました。

当計画がスタートした2020年、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大がはじまり、私たちの社会・経済は大きな影響を受けました。一方、こうした厳しい状況の中で、在宅勤務やオンライン学習、衛生管理の徹底、地域コミュニティの連携強化など、感染拡大を防ぎつつ、知恵と工夫により社会・経済活動を継続し、さらには進化を遂げてきたとも言えます。

第4次壱岐市総合計画（以下「総合計画」という）は、市の最上位計画として、市民ニーズを踏まえた2050年のあるべき姿を描きながら、その実現に向け、今後5年間に展開する具体的な政策・施策を示す計画として策定するものです。

2. 第4次壱岐市総合計画のあらまし

（1）計画の特徴

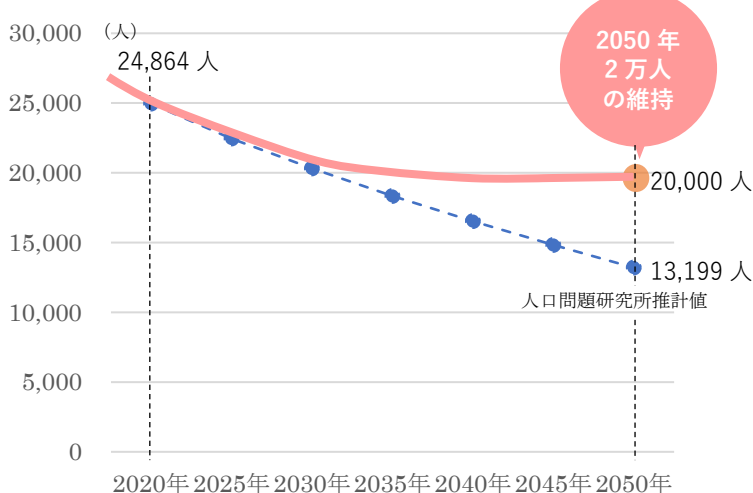
①本市のまちづくりの最上位計画

本市のまちづくりの最上位計画として行財政運営の指針となる計画とします。各分野の個別計画は総合計画の基本戦略や分野別まちづくり計画との整合を図るものとします。また、目まぐるしく変化する社会情勢に対応できるよう、柔軟な見直しが可能な計画とします。

②2050年以降2万人を維持するための計画

本市では、2015年度に「壱岐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定し、移住定住施策や子育て支援に取り組んでいます。

本計画では人口ビジョンを踏まえながら、2050年に2万人を維持するためのまちづくりの指針となる計画とします。



生活必需サービス施設が立地する確率が50%となる自治体の人口規模※

施設	50%となる人口規模
博物館・美術館	57,500 人
総合スーパー	47,500 人
ハンバーガー店	27,500 人
病院	12,500 人
介護老人保健施設	8,500 人
銀行	6,500 人
学習塾	4,500 人
コンビニ	2,500 人
一般診療所	2,500 人
郵便局	500 人

出典：令和6年版国土交通白書

③自治のまちづくりを具体化するための計画

本市では、2018 年に「壱岐市自治基本条例」を制定（2024 年一部改正）しました。この条例は、市民を主体としたまちづくりの実現を図るために、「市民一人ひとりが誇りを持って、安心して幸せに暮らすことができる、市民主体のまちづくり」の実現を目指すことを目的としています。本計画は、壱岐市自治基本条例で定めた自治のまちづくりの具体化を図るための計画とします。

④地方版総合戦略・人口ビジョンを包含した計画

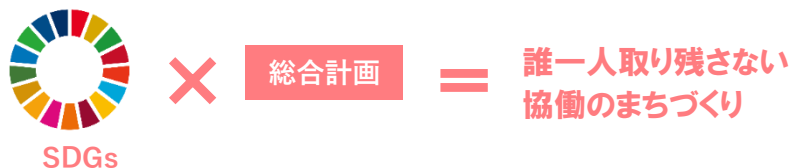
人口減少問題の克服と地方創生を主眼とした「デジタル田園都市国家構想総合戦略※」を勘案した地方版総合戦略を取り込んだ一体的な計画とします。また、人口ビジョンの目標を達成するための計画とします。

※デジタル田園都市国家構想を実現するために、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに 2023 年度から 2027 年度までの 5 か年の KPI（重要業績評価指標）とロードマップ（工程表）を位置づけたものです。

⑤SDGs（持続可能な開発目標）と整合した計画

本市は 2018 年、全国に先駆け SDGs 未来都市（全国 29 都市）、自治体 SDGs モデル事業（10 事業）に選定されました。その後、2030 年を計画目標とした SDGs 未来都市計画を策定し、同計画に基づき、SDGs の理念を実現するための取り組みを積極的に実施しています。

本計画は、“誰一人取り残さない”という SDGs の基本理念との整合を図りながら、その実現のための政策・施策を示す計画とします。



(2)計画の構成と期間

「基本戦略」と「分野別まちづくり計画」、「振興実施計画」で構成します。

① 基本戦略（5 年間）P1～18

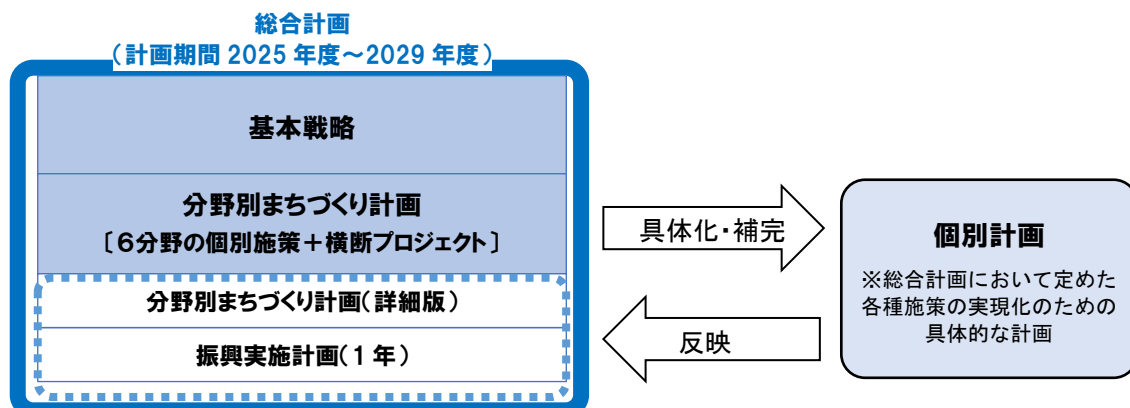
基本戦略の計画期間は 2025 年度から 2029 年度の 5 年間とし、現状・課題、取り組むべきこと、基本目標からなる「基本戦略」で構成します。

② 分野別まちづくり計画（5 年間）P19～23

分野別まちづくり計画は、基本戦略を実現するため、計画をまとめたものです。

③ 振興実施計画（1 年間）

振興実施計画は、分野別まちづくり計画に示した施策を実行していくための事業です。毎年、市の内部組織である政策評価推進本部および外部委員による評価を実施し、見直しを行います。



4. 岐阜市の現況と市民ニーズ

1. 2050 年までの世界と日本の動き

本市では、人口ビジョンを踏まえながら、2050 年以降 2 万人を維持するためのまちづくりを進めることとしています。

この間に世界と日本では、2050 年カーボンニュートラルの達成など、様々な目標を掲げています。ここでは、本計画の策定にあたり、踏まえておくべき世界と日本の動きについてまとめます。

世界と日本の将来人口



世界と日本の将来予測（経済・社会・環境）

年	分野	日本	世界
2030 年	経済	・GDP 世界順位: 4-5 位程度に後退 ・キャッシュレス決済比率 40%達成	・世界 GDP 年間成長率 3%程度 ・中国とインドで世界 GDP の 33%を占める ・デジタル経済圏の拡大
	社会	・高齢化率が 30%超 ・医療・介護の DX 化推進	・先進国の高齢化率が 20%超 ・世界の都市化率が 60%超 ・5G/6G の世界普及
	環境	・再生可能エネルギー比率 36-38% ・温室効果ガス 46%削減(2013 年比) ・EV・PHV 販売比率 50%以上 ・プラスチック使用量 25%削減	・再生エネルギー発電容量 3 倍、省エネ改善率 2 倍 ・電気自動車が新車販売の 30%以上 ・海洋プラスチックごみ半減(欧州)
2040 年	経済	・1100 万人の労働供給(担い手)不足 ・2040 年問題	・宇宙産業が 1 兆ドル規模に成長 ・再生可能エネルギーが主力電源に ・アフリカ経済の台頭
	社会	・独居高齢者が 800 万人超 ・出生率が 1.3%に減少、高齢化率が 35%に	・世界人口が 90 億人超(2023 年比+約 11 億人) ・先進国の出生率が 2.1%に減少、高齢化率が 26%超
	環境	・新車販売※乗用車・商用車の 100%が次世代自動車	・世界の CO2 排出量が 45%減(2010 年比)
2050 年	経済	・人口の約 40%が 65 歳以上	・宇宙観光の一般化 ・新興国と先進国の経済格差縮小
	社会	・健康寿命が 6.9 歳延伸 ・100 歳以上人口が 50 万人超 ・平均寿命が 89 歳※1 に(2023 年比で 5 歳延伸)	・世界の都市化率が 70%超 ・60 歳以上の世界人口が 131%増(2015 年比) ・世界の平均寿命が 77 歳に(2023 年比で 4 歳延伸)
	環境	・日本全体でカーボンニュートラル達成	・世界的なカーボンニュートラル達成 ・再生可能エネルギー比率 86%以上

<注意事項>

- ・この予測は、現在の技術動向や政策目標に基づく推計であり、実際の進展は様々な要因により変動する可能性があります。
- ・特に 2040 年以降の予測については不確実性が高く、技術革新や社会情勢の変化により大きく異なる可能性があります。

※1 日本全体の平均寿命は、男性および女性の平均寿命の合計を 2 で割った推計値

2. 壱岐市の社会・経済の状況

(1) 人口推移・将来予測

- 2024年10月1日現在の長崎県異動人口調査による本市の人口は22,736人となっています。
- 国立社会保障人口問題研究所の試算によると、2050年の総人口は13,199人、高齢化率は50.4%と、人口の半数が高齢者になることが予想されています。

【未来に向けた考え方】

日本全体として人口減少が進行していますが、本市では全国よりも早いスピードで減少が進行しています。現実的に人口減少を食い止めることは難しいですが、移住定住策を一層強化することで、減少スピードを緩やかにする（緩和策）とともに、人口が減少しても豊かに暮らせるまちづくり（適応策）の両面に取り組む必要があります。



資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(2)自然動態・社会動態

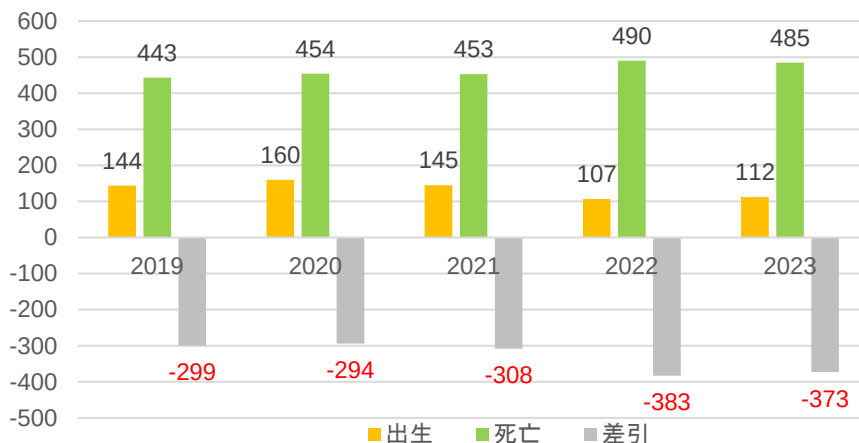
【未来に向けた考え方】

人口を維持していくためには、転出を抑制しながら転入を促進することが重要です。島内での就業環境の整備などが急務となっています。出生数が県内でも早いスピードで減少が続いています。子育て環境の充実など、子どもを産み育てやすい環境づくりが重要です。

①自然動態

- 自然動態は死亡が出生を上回っており、2021 年からは 300 人以上のマイナスとなっています。
- 出生数は減少傾向にあり、2022 年は 107 人まで減少しています。合計特殊出生率は全国平均を上回っていますが、県平均を下回っています。
- 平均寿命、健康寿命とも全国平均を下回っており、特に健康寿命が平均を大きく下回っています。

<自然動態の推移> (人)



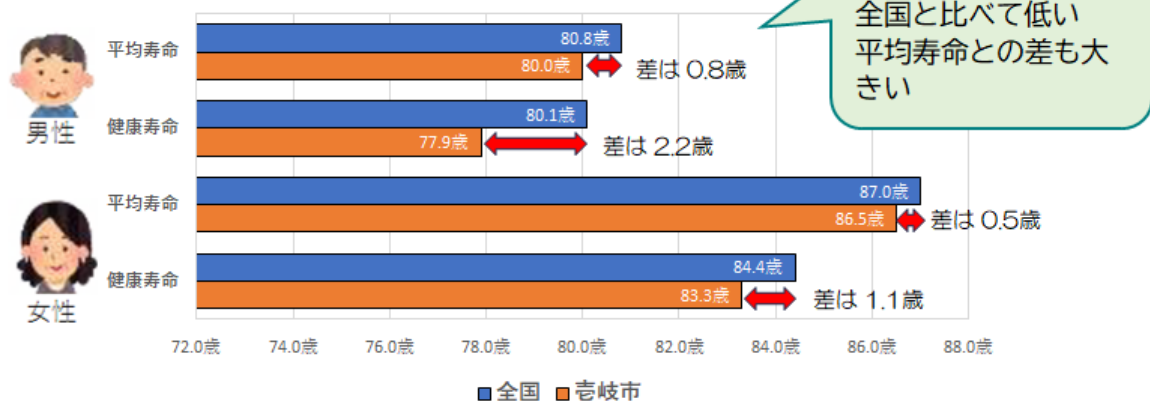
合計特殊出生率 (2022 年)

全国	1.26
長崎県	1.52
壱岐市	1.44

資料) 令和 4 年人口動態総覧

資料) 長崎県異動人口調査

<本市の平均寿命と健康寿命>



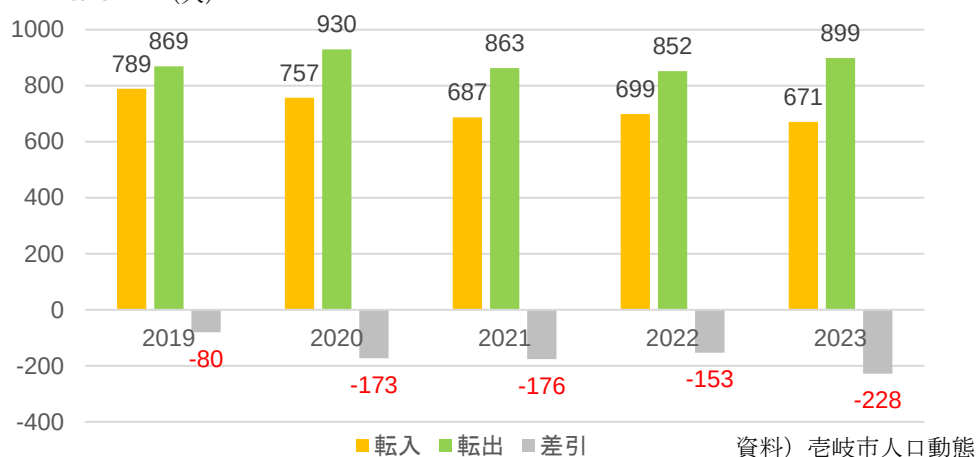
壱岐市の健康寿命は全国と比べて低い平均寿命との差も大きい

(令和 4 年度 KDB システム)
※健康寿命：平均自立期間 (要介護 2 以上になるまでの平均期間)

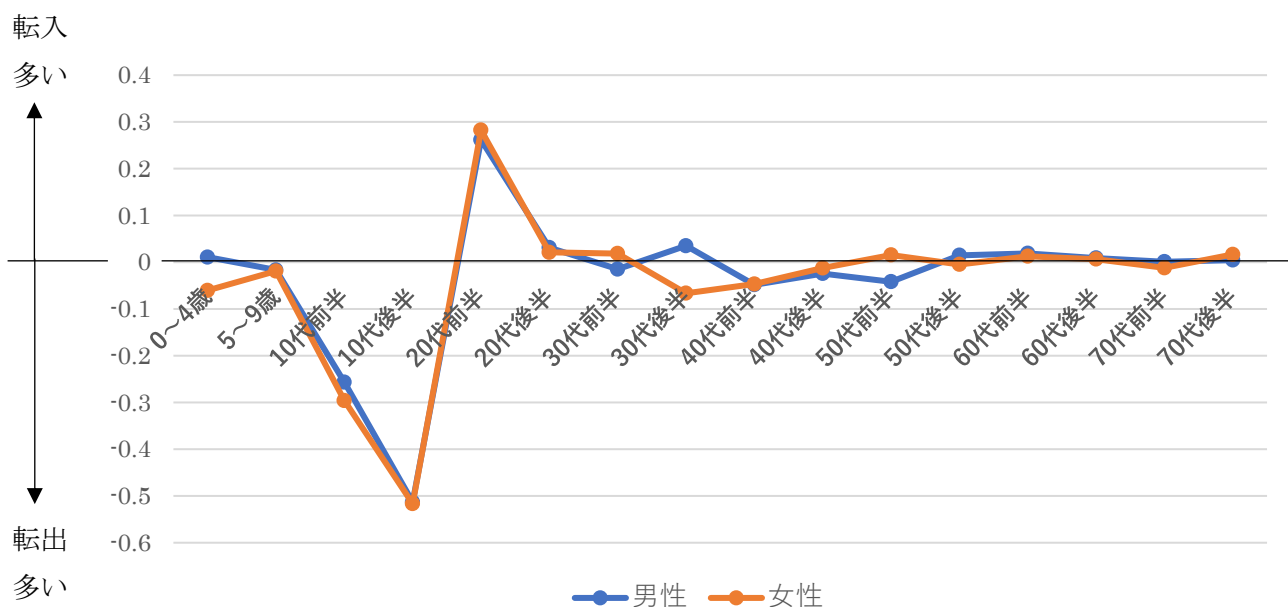
②社会動態

- 社会動態は転出が転入を上回っており、毎年 100 名以上のマイナスが続いています。
- 5 歳階級別での動態をみると、島外への進学や就職などを理由に 10 代後半（15～19 歳）の流出が最も多くなっています。一方、流入は 20 代前半（20～24 歳）が最も多く、一度、島外に出た若者の転入も多いことがうかがえます。

<社会動態の推移> (人)



<5 歳階級別純移動率>



※純移動率とは 5 歳階級毎の人口の 5 年後の比率をいう。流入（転入）と流出（転出）の差を人口で割ったもの。人口 100 人で転出超過が 50 人（マイナス）の場合、純移動率は-0.5 となる。

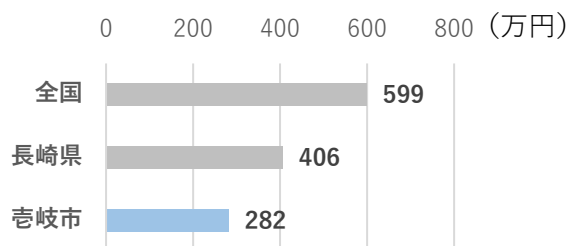
(3)経済

- 本市の総生産は 2014 年以降緩やかな成長を続け、2019 年にはじめて 800 億円を突破しましたが、2020 年は新型コロナウイルス感染症拡大により減少し、2021 年は 764 億円となりました。
- 本市の経済構造の特性として“稼ぐ力”が低いことが挙げられます。2021 年経済センサスによると、事業者 1 人当たりの純付加価値額（儲け）は 282 万円と全国平均に比べ、53%低い状況です。
- 本市の経済構造をみると、付加価値額は保健衛生・社会事業がトップですが、産業別修正特化係数や純移輸出額をみると、農業や水産業などの第一次産業が重要な産業であることがうかがえます。

【未来に向けた考え方】

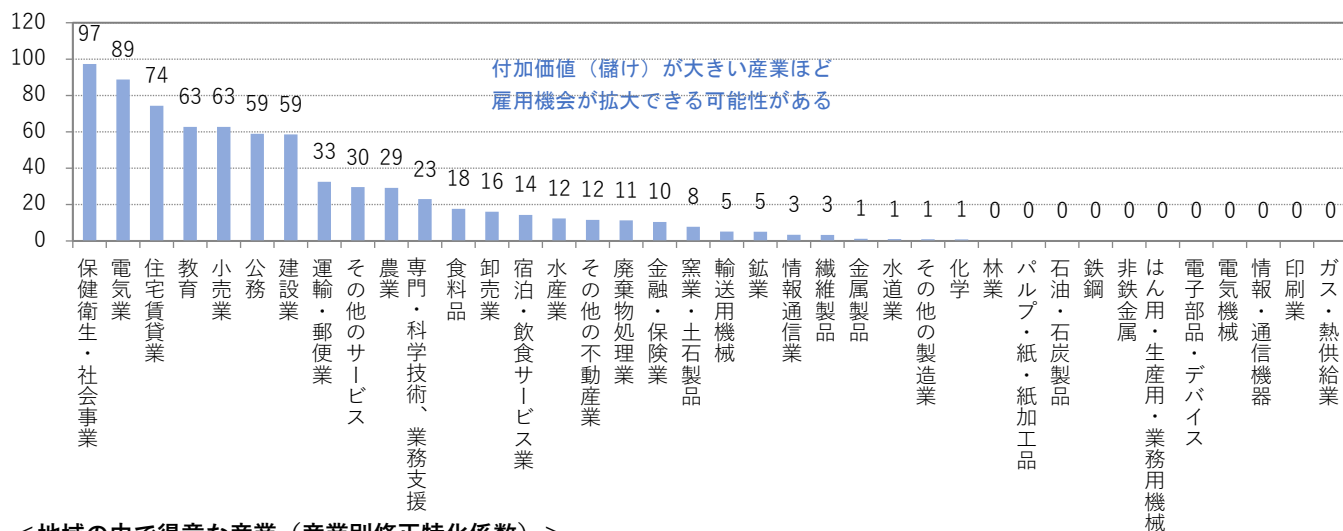
本市の人口 1 人当たりの経済規模は、全国平均や県平均よりも低く、いわゆる経済全体としての「稼ぐ力（労働生産性）」が弱いといえます。今後は労働生産性を高め、所得を増やし、域内消費を高める地域経済の循環サイクルをつくることが重要となります。

< 事業従事者 1 人当たり純付加価値額 >

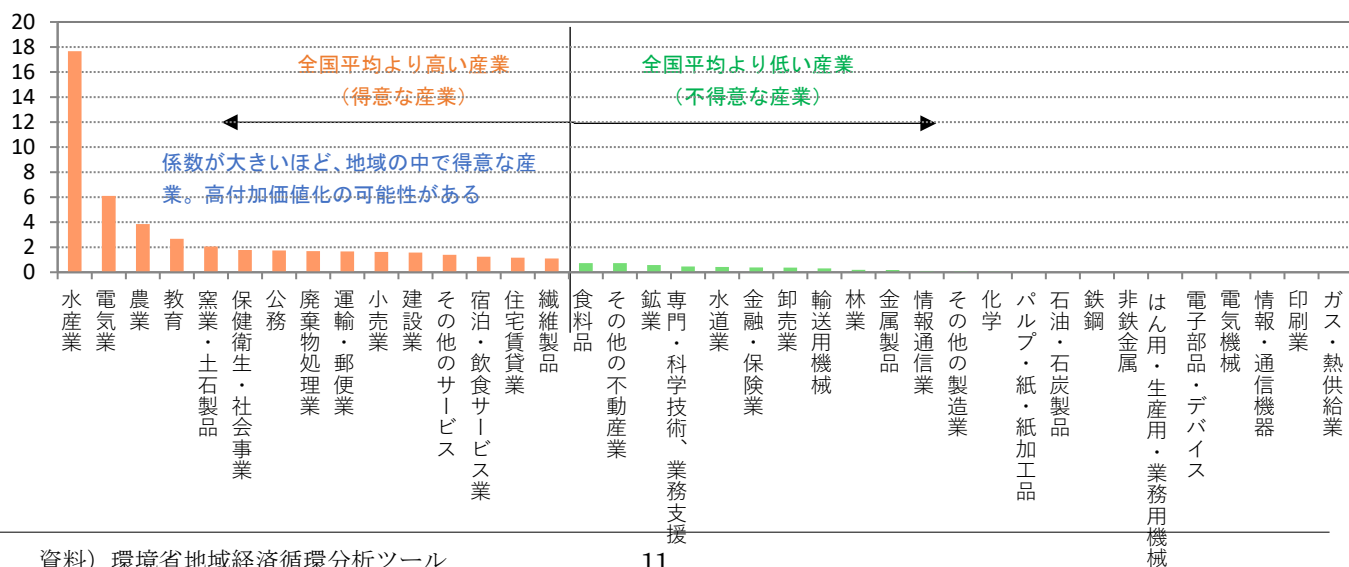


資料) 経済センサス活動調査 (2021 年度)

< 地域で所得（利益）を稼いでいる産業（産業別付加価値額）（億円） >



< 地域の中で得意な産業（産業別修正特化係数） >



3. 市民のまちづくりに対する評価と意見

(1) 市民アンケート調査

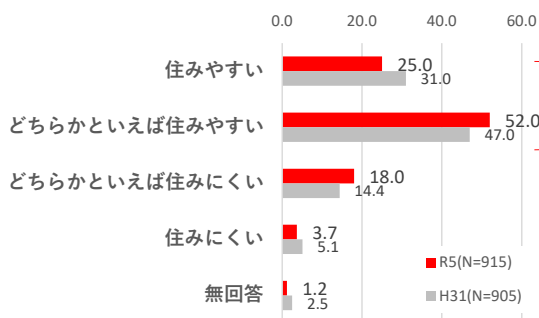
【市民アンケート調査概要】 壱岐市内在住の満 19 歳以上の男女 2,500 人を対象に 2023 年 11～12 月に実施。有効回答数 917 票、回収率 36.7%

① 住みやすさ

- 全体では「どちらかといえば住みやすい」が 52.0%で最も多く、「住みやすい」を含めると 77%が本市が「住みやすい」と回答しています。
- 年代別でみると、年代が高くなるにつれて「住みやすい」の割合が増加し、70 歳以上では「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計は 84.8%となります。一方で 20 代の「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計は 58.2%にとどまっています。

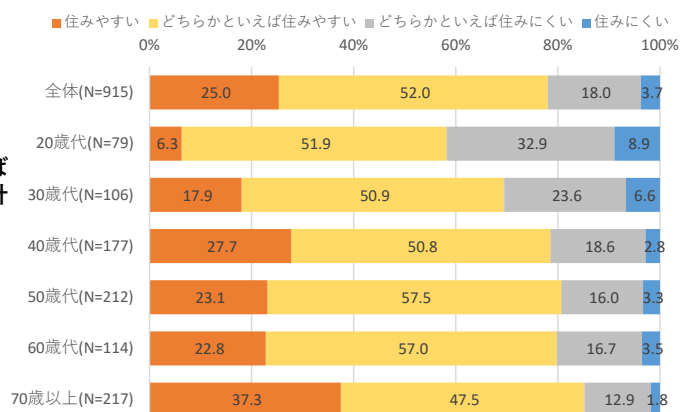
<現在の壱岐市は住みやすいか>

「住みやすい+どちらかといえば住みやすい」の合計は前回とほぼ同水準であったが「住みやすい」が6ポイント低下している。また、若い人ほど「住みにくい」という意見が多く見られる。



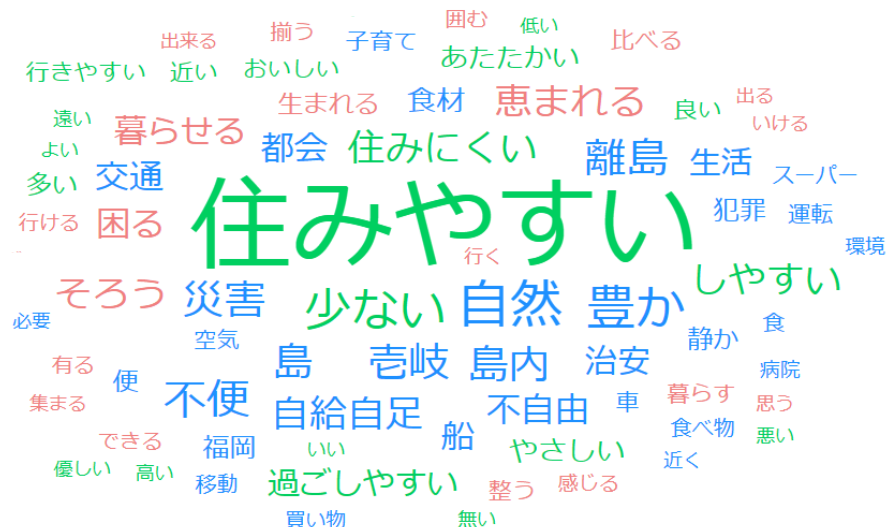
「住みやすい」+「どちらかといえば住みやすい」の合計
前回：78.0%
今回：77.0%

(年代別)



<住みやすい理由>

- 「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」と回答した方の理由を分析したところ、以下のようなキーワードが浮かび上がります。具体的には「自然が豊か、空気がきれい」、「食べ物がおいしい、自給自足ができる」、「災害や犯罪が少なく安心して暮らせる」、「福岡にも近くほどよく便利」、「人がやさしい、子育てしやすい」などの意見が多く寄せられました。



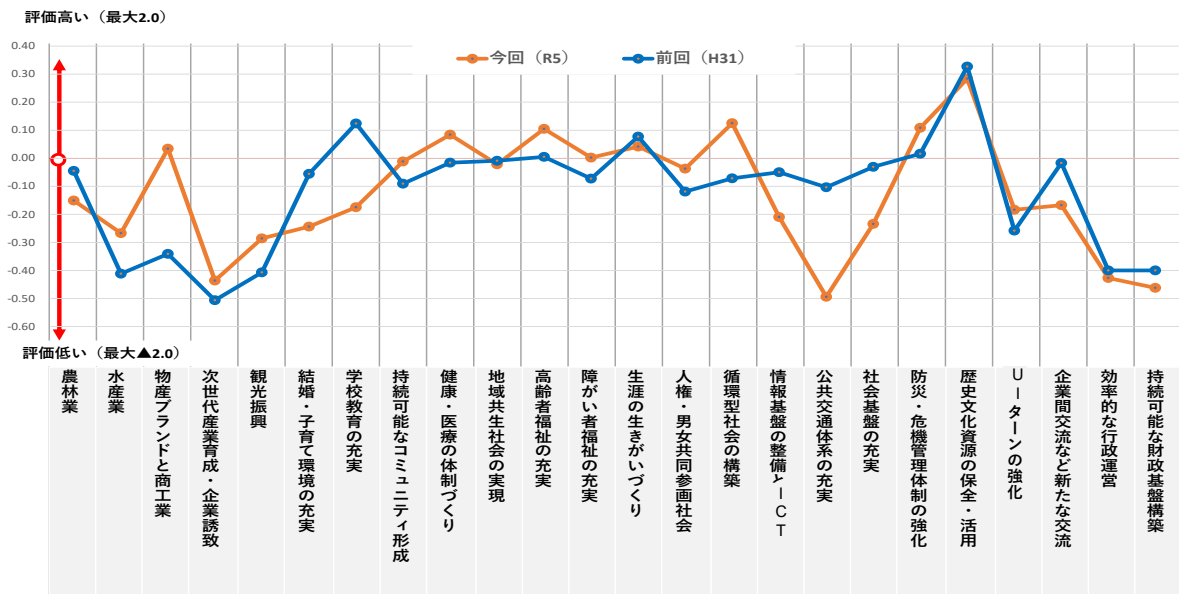
※ユーザーローカル AI テキストマイニングによる分析 (<https://textmining.userlocal.jp/>)

スコアが高い単語を複数選出、その値に応じた大きさと色で図示しています。単語の色は品詞の種類で異なり、青色が名詞、赤色が動詞、緑色が形容詞、灰色が感動詞を表しています。

②施策別満足度・重要度

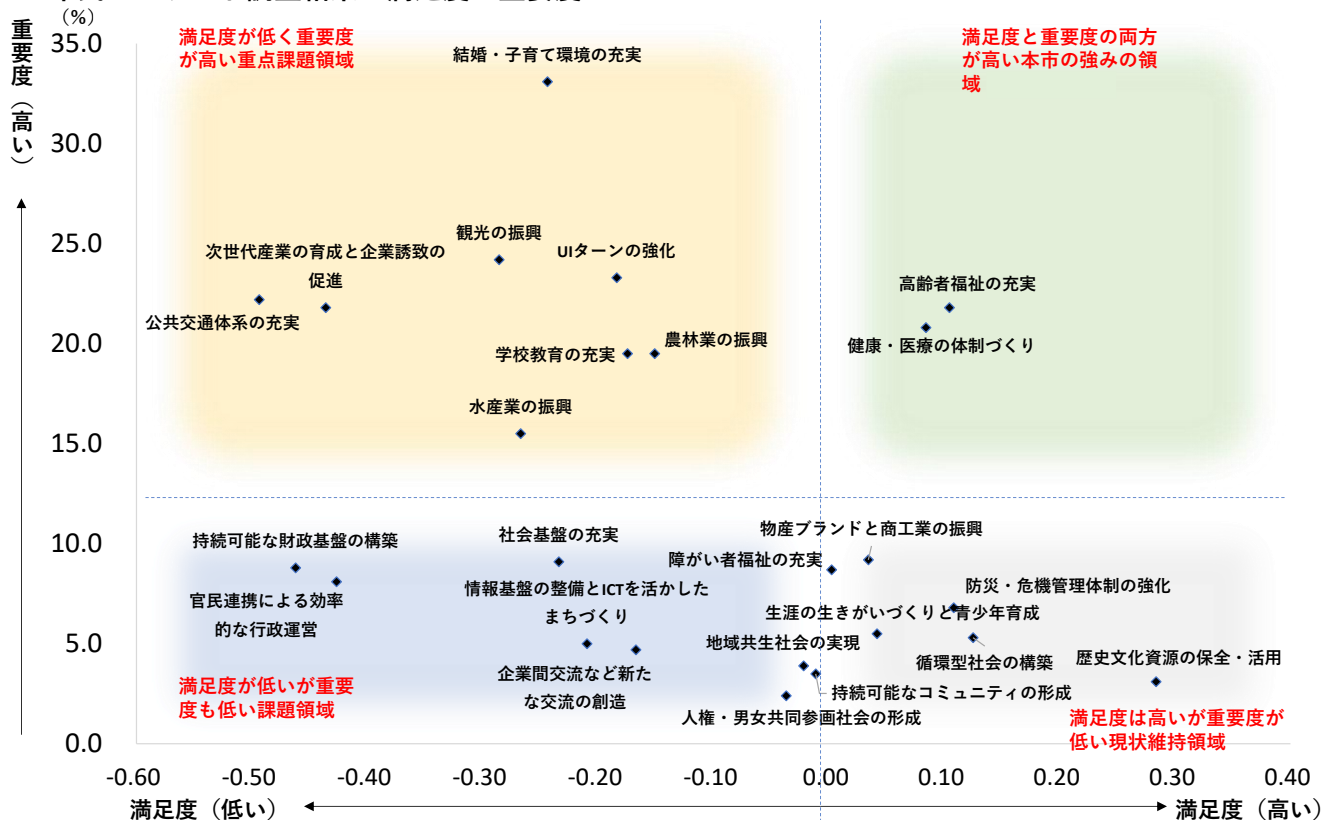
- 施策別の満足度をみると、「公共交通体系の充実」、「次世代産業育成・企業誘致」、「財政基盤構築」、「効率的な行政運営」などの満足度が低くなっています。
- 重要度を掛け合わせると、さらに「結婚子育て環境の充実」、「観光の振興」、「UI ターンの強化」、「学校教育の充実」、「農林業の振興」、「水産業の振興」などが本市の重点課題分野といえます。

<施策別満足度（前回調査比較）>



※ 満足度指数：（大変満足×2+満足×1+どちらでもない×0+やや不満×（-1）+不満×（-2））/回答数

<市民アンケート調査結果：満足度×重要度>



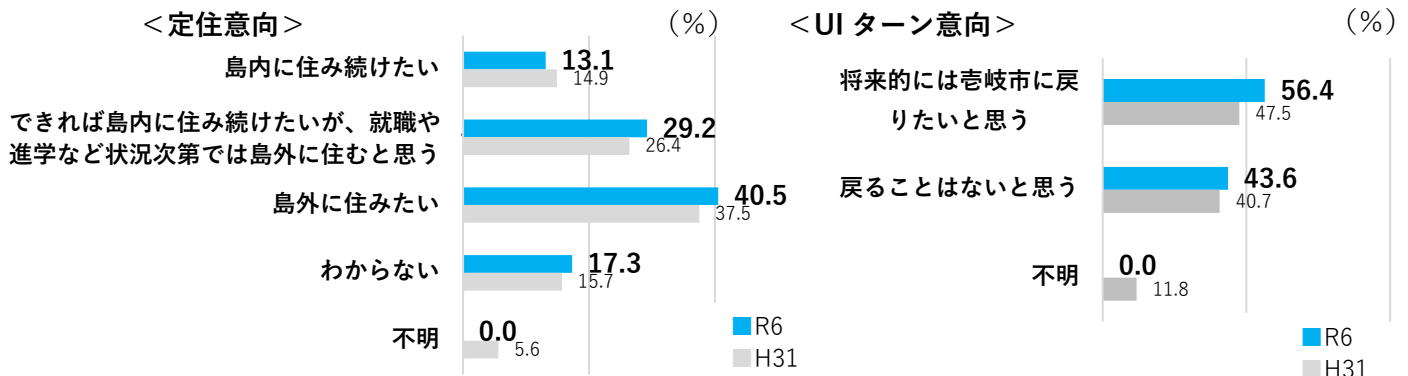
※満足度指数：（大変満足×2+満足×1+どちらでもない×0+やや不満×（-1）+不満×（-2））/回答数

(2) 高校生アンケート調査

【高校生アンケート調査概要】 壱岐高等学校、壱岐商業高等学校の生徒 169 名が回答。2024 年 1・2 月実施

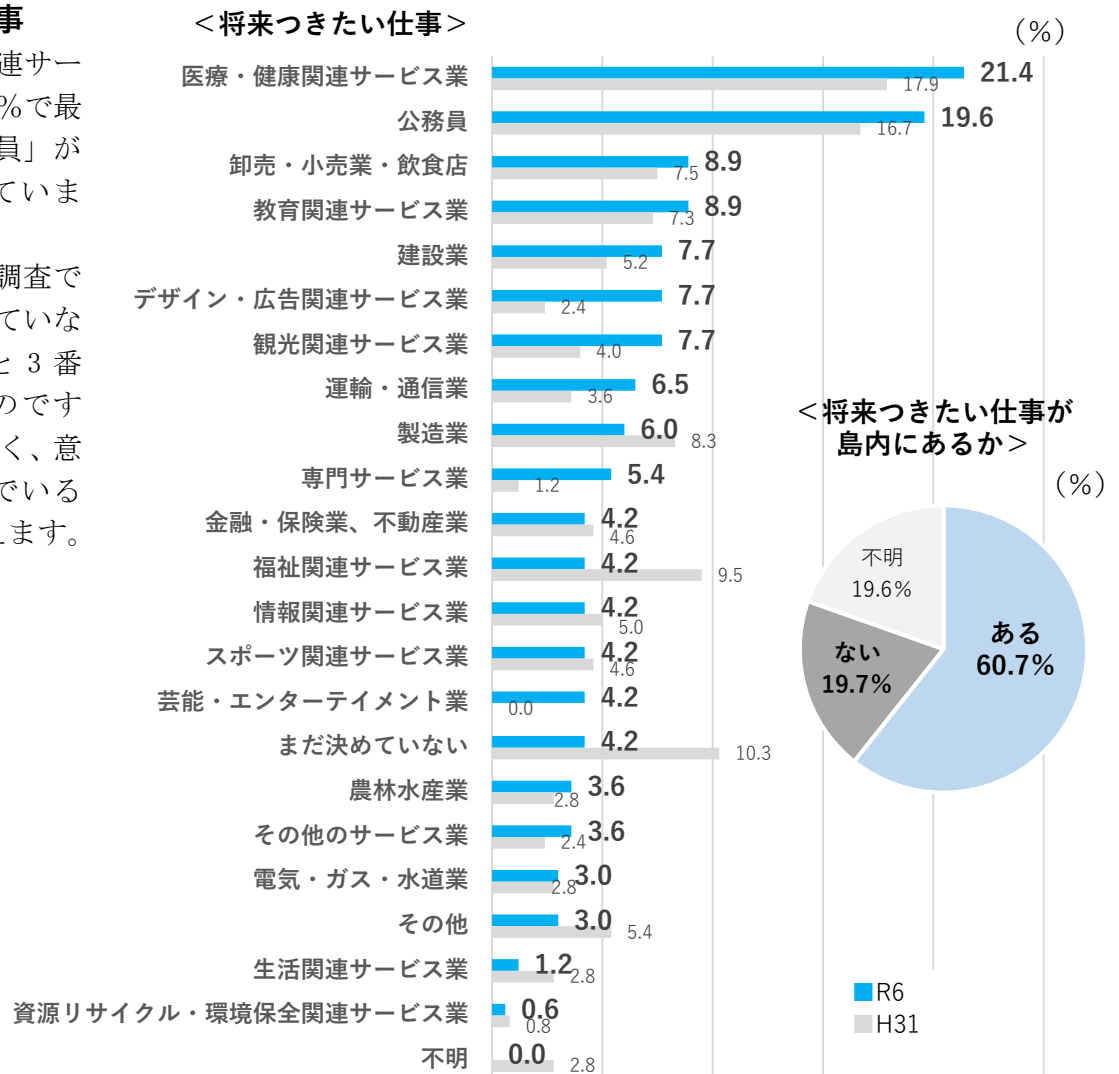
① 定住意向・U ターン意向

- 「島内に住み続けたい」は 13.1%、「できれば島内に住み続けたい」が 29.2%と、42.3%の若者が定住意向を示しています。また、将来の U ターン意向も 56.4%と「戻ることはないと思う」の 43.6%を上回っています。



② 将来つきたい仕事

- 「医療・健康関連サービス業」が 21.4%で最も多く、「公務員」が 19.6%で続いています。
- 前回 5 年前の調査では、「まだ決めていない」が 10.3%と 3 番目に多かったのですが、今回は少なく、意思決定が進んでいることがうかがえます。



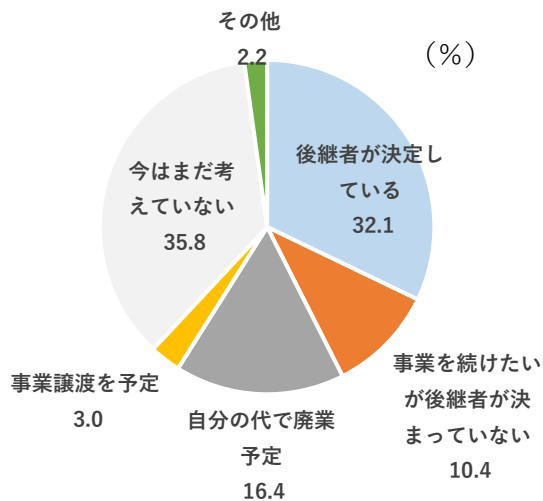
(3)事業所アンケート調査

【事業所アンケート調査概要】 市内 137 事業所が回答。2023 年 11・12 月実施

③後継者の有無

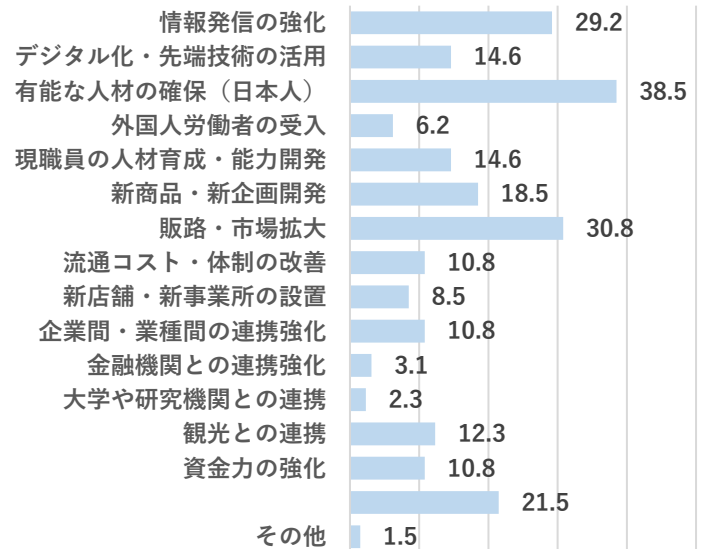
- 「後継者が決まっている」は 32.1%にとどまっており、「まだ決まっていない」、「廃業予定」、「事業譲渡予定」をあわせると 29.8%に上るなど、事業承継が進んでいない状況がうかがえます。
- 経営上で今後取り組みたいことのトップは、「有能な人材の確保(日本人)」が 38.5%で、「販路・市場拡大」が 30.8%で続いています。

<後継者の有無>



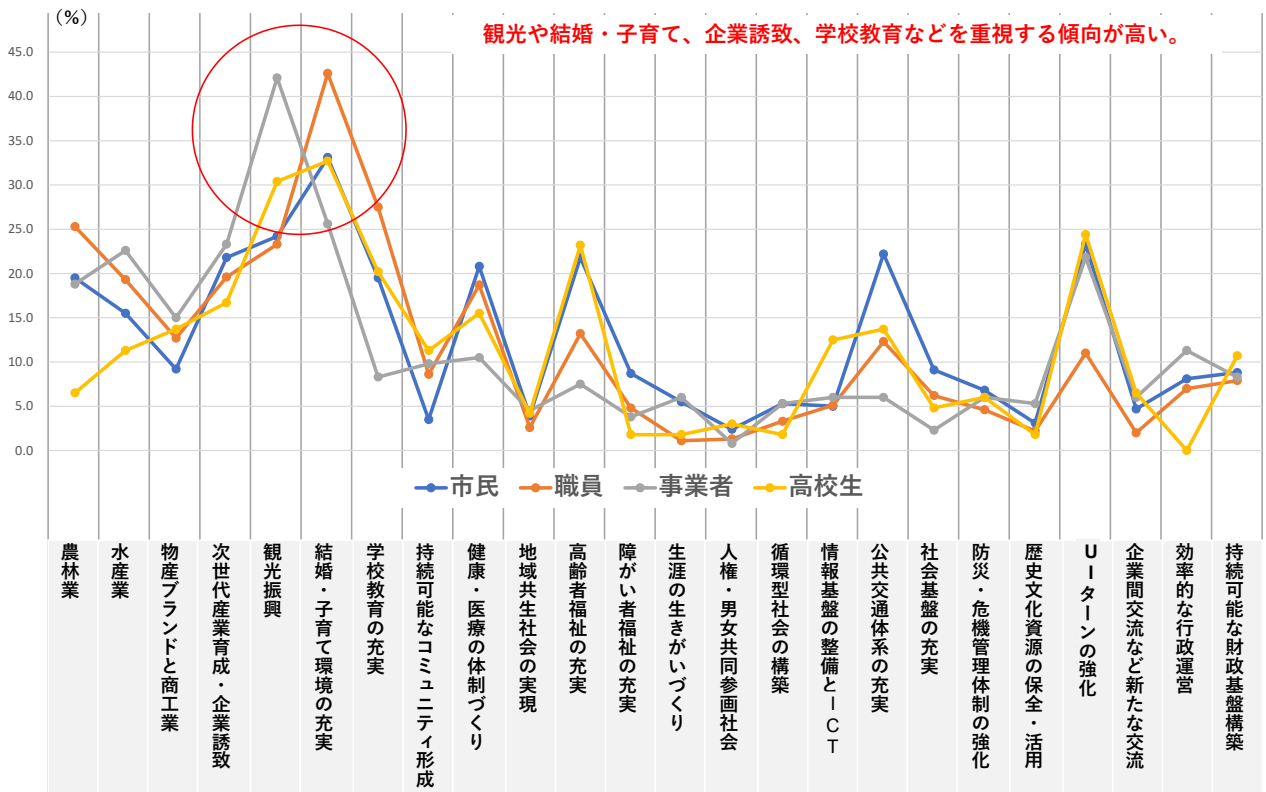
<経営上で今後取り組みたいこと>

(%)



分野別まちづくりの重要度比較

(重要度：市民・市職員・事業者・高校生)



市長挨拶・写真

5. 未来づくりの全体像

【主な現状・課題】

【取り組むべきこと】

仕事

- 労働生産性が全国・県平均を下回り、地域としての稼ぐ力が低い。
- 第一次産業をはじめとする後継者不足が深刻。
- 市民アンケートでは、企業誘致など雇用対策を求める声が多い。
- 高校生の約4割は将来つきたい仕事が市内に「ない・不明」、転出の主な要因に。

- 若者の希望にあった仕事づくり
- すべての産業の所得の向上と良質な雇用機会の創出

医療 介護 福祉

- 高齢化が進行。2050年には高齢化率が50%を上回る予想がされている。
- 市民アンケートでは、住みやすさの満足度は77%と高い。分野別では「高齢者福祉」と「健康・医療体制」は満足度が高く、重要度も高い、本市の強みの分野との意見が多い。

- 現状の暮らしやすさを維持しながら、医療・介護・福祉のさらなる充実
- 地域コミュニティを活かした安心の生活環境づくり

子育て 学び

- 市民アンケートで、「結婚・子育て支援」に対する重要度が最も高い。
- 同アンケートにおいて「学校教育」は満足度が低く、重要度が高い分野となっている。
- 社会環境の変化から学び直し（リカレント教育）に対するニーズが高まっている。
- 女性活躍、男女共同参画社会の実現が必要。

- 若者の出会いの場や安心して子どもを産み育てられる環境づくり
- 質の高い学びの環境づくり

観光 再エネ UI ターン

- 2023年の観光客数は約35万人とコロナ禍からの回復基調にあるが、壱岐の知名度は全国的にみると決して高くなく、地域の魅力が十分に伝わっているとは言い難い。
- UIターン施策を実施しているが、転入者は2018年から4年連続減少している。二地域居住などの新たな取り組みも必要。

- 地域資源を活かした観光振興
- 壱岐ファンの育成によるUIターンの促進

社会基盤

- 道路や上下水道などの社会基盤の老朽化が進行。維持管理に多額の費用を要する。
- 人口減少や少子高齢化の影響により、路線バスなどの公共交通機関の利用者は減少傾向。維持確保に多額の費用を必要とする。
- 近年、災害の激甚化・頻発化により、甚大な被害が発生している。

- 上下水道や道路などの社会インフラの長寿命化や公共交通の充実
- 災害に強いまちづくり

行財政

- 財政力指数は0.2程度で推移。経常収支比率も90%前後と厳しい財政状況が続いている。
- 庁内のデジタル化が十分に進んでいない。業務効率化が課題となっている。

- 効率的で無駄のない質の高い行政サービスの提供と持続可能で安定的な財政運営

【みんなでめざす姿＝基本目標】

【横断プロジェクト】

基本目標1

希望の仕事があり稼ぐ力がある島

基本目標2

すべての市民が自分らしく
安心して健康に暮らせる島

基本目標3

未来を育む子育てと学びの島

基本目標4

地域の価値と新しい人の流れが
未来をつくる島

基本目標5

持続可能な社会基盤が整い
安全な暮らしを守る島

基本目標6

効率的で質が高く
持続可能な行政力を備えた島

人口対策プロジェクト
(通称…プラス7000)

「幸せ実感」ともに創る新たな未来

6. 分野別まちづくり計画

基本目標 1

**希望の仕事があり
稼ぐ力がある島**



基本目標 2

**すべての市民が
自分らしく安心して
健康に暮らせる島**



基本目標 3

**未来を育む
子育てと学びの島**



基本目標 4

**地域の価値と
新しい人の流れが
未来をつくる島**



基本目標 5

**持続可能な
社会基盤が整い
安全な暮らしを守る島**



基本目標 6

**効率的で質が高く
持続可能な
行政力を備えた島**



基本目標 1

希望の仕事があり稼ぐ力がある島

高校生はもちろん UI ターン者が求める仕事があり、働きたいすべての人が将来に渡し、しっかりと稼げる環境がある。



農林水産業の担い手不足が解消している



若者が就きたくなる魅力的な仕事がある



あらゆる仕事でのデジタル化が進み、効率化と省力化が実現している

吉崎の特産品が全国で知名度が高まり多くのファンに愛されている

	基準値（2023 年）	目標値（2029 年）
農業販売高	51.6 億円	94.5 億円
漁獲高	23 億円	25 億円
ふるさと納税返礼品出荷額	2.6 億円	9 億円
起業・創業者数（累計）	15 者	30 者

基本目標 2

すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島

住み慣れた地域でいくつになっても、自分らしく安心して健康に暮らせる。



高度医療から身近な医療まで質の高い医療サービスを受けることができる

年齢や障がいの有無にかかわらず、自分らしく安心して暮らすことができる



性別に関係なく、平等な社会が実現している

まちづくり協議会を中心に地域コミュニティが維持されている



	基準値（2023 年）	目標値（2029 年）
健康寿命の延伸	男性 77.8 歳・女性 83.6 歳	男性 80.0 歳・女性 86.5 歳
要介護（要支援）認定率	22.8%	22.8%
小規模型障害者就業・生活支援センター運営数	0 事業所	1 事業所
まちづくり協議会設置件数	15 団体	18 団体

基本目標 3

未来を育む子育てと学びの島

不安なく安心して楽しく子育てができる。成長に応じた質の高い学びの環境がある。

個に応じた質の高い教育が受けられる



安心して出産から子育てができる

デジタル技術を活用して
世界とつながる教育が受けられる



社会人の学び直しやスキル習得から高齢者の生涯
学習まで、希望に応じた学びの環境が整っている

若者の出会いの場がある



	基準値（2023 年）	目標値（2029 年）
出生数	112 人	150 人
学校に行くのが楽しいと感じる生徒の割合	80.8%	90%
公民館講座の受講者実数	937 人	1,200 人
認定こども園整備数	1 施設	2 施設

基本目標 4

地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島

国内外の多くの観光客や UI ターン者、島外の企業が壱岐に関心を持ち、壱岐を訪れたり、島内で事業を始めたり、島外で壱岐のものを購入したりして壱岐を応援している。

国内外の観光客が訪れている



壱岐ファンが全国に拡大、
移住を含めた UI ターンが増えている



歴史文化や自然環境を
活かしたまちづくりが
進められている



再生可能エネルギーが
普及し地球にやさしい
暮らしがえられる



自動運転やドローンなど
先端技術を活用した
まちづくりが進んでいる

	基準値（2023 年）	目標値（2029 年）
観光消費額	66 億円	68 億円
移住者数	93 人	153 人
テレワーク施設利用者数	7,823 人	8,500 人

基本目標 5

持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島

様々なテクノロジーが浸透し、便利な暮らしが実現している。様々なインフラが時代に合わせて長寿命化し、持続可能な生活の基盤が整備されている。

高速船や飛行機により、島外とのアクセスが確保されている



万が一の災害の際でも安全が確保されている

道路や公園、港湾などが災害に強く、安全に維持されている



ごみの減量化やリサイクルなどが進むなど、循環型社会が構築されている



路線バスや乗合タクシー、ライドシェアなどの多様な移動手段があり、便利に移動できる

	基準値（2023 年）	目標値（2029 年）
公共交通に対する満足度指数※	-0.5	0
道路改良率	53.08%	53.32%
自主防災組織整備率	94.8%	100%

基本目標 6

効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

効率的で質が高く、持続可能なまちづくり施策が展開されている。デジタル技術を活用し、市民が窓口でも自宅でも便利に行政サービスを受けることができる。



デジタル技術を活用し、市役所の業務効率化が進んでいる

ふるさと納税などにより、自主財源の確保が進んでいる



質の高い行政サービスを受けることができ、各種申請なども簡単にできるようになっている

	基準値（2023 年）	目標値（2029 年）
行政運営に対する満足度指数※	-0.43	0
ふるさと納税寄附額	9 億円	30 億円
財政力指数	0.22%	0.23%

※市民アンケートによる満足度指数：(大変満足×2+満足×1+どちらでもない×0+やや不満×(-1)+不満×(-2))/回答数
0を基準に、数値がプラスであれば満足度が高く(最大+2.0)、マイナスであれば満足度が低い(最小-2.0)。

人口対策プロジェクト（通称:プラス 7000）

本市のめざす「幸せを実感できる島」を実現するためには、一定の人口規模が必要であり、本市ではその目標を 2050 年 2 万人と設定しました。

そのためには、2050 年時点で国立社会保障 人口問題研究所が予測している 13,199 人から約 7,000 人の人口を増やさなければなりません。これはとても難しい挑戦ですが、これから先も壱岐に人が住み続けるためには、避けては通れない道です。人口 2 万人を達成するためには、転出を減らしながら、転入を増やす“社会増の向上”と、出生数を増やししながら、死亡数を減らす“自然減の抑制”の両方が必要となります。

今後、本市では、この社会増向上対策と自然減抑制対策を最重要課題として、戦略的な施策を実施していきます。



人口 2 万人達成のための社会動態・自然動態の目安 (2025～2050 年平均)

【社会動態】+153 人/年(現状のまま▲88 人/年→目標+65 人/年)

【自然動態】+45 人/年(現状のまま▲273 人/年→目標▲228 人/年)

社会増向上対策

転出抑制・若者 U ターン促進

高校生・若者を主な対象とした就業環境の充実に取り組み、転出抑制と若い世代の U ターンを促進します。

- 地場産業の活性化による雇用拡充・所得向上
- 企業誘致の促進
- 新産業創造・起業支援
- 地元企業への就業支援

移住拡大対策

大都市圏を中心に関係人口を増やし、移住の拡大を図ります。

- 移住者・定住者向け住宅確保や就業・起業支援
- 移住者・定住者に対する子育て支援
- 移住者向けプロモーション強化
- ふるさと納税を活用した関係人口の拡大

自然減抑制対策

出生数増加対策

充実した子育て支援により、安心して産み育てられる環境をつくります。

- 出産から教育までの切れ目のない子育て支援
- 子育て期間中でも働きやすい環境づくり
- 女性活躍の場づくり・男女共同参画社会の実現
- 教育の質の向上

健康寿命延伸対策

地域ぐるみで未病対策や介護予防対策に取り組みます。

- 中高年層の食生活の改善
- 地域医療の充実
- 介護予防の充実
- 認知症対策の充実

令和 6 年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 1 2 月 会 議
議 案 第 6 0 号 関 係 資 料

壱岐市地域防災計画 修正の概要（P 1 ～ 4）

壱岐市地域防災計画 新旧対照表（P 1 ～ 7 0）

壱岐市地域防災計画（本編）修正（P 1 ～ 4 2 9）

令和6年度 壱岐市地域防災計画修正の概要

修正目的

1. 頻発化する自然災害（風水害・地震）に対し、災害時における円滑かつ迅速な避難及び災害対策の実施体制の強化を図る。
2. 災害予防・災害対策の両方の観点において、デジタル技術を活用し、壱岐市における防災・減災を図る。

No.	主な修正項目	新旧対照表ページ	修正元
①	災害対策基本法の改正等に伴う修正	1～9	法改正等
②	要支援者対策に関する修正	10～14	法改正等
③	防災における女性参画に関する修正	15	県地域防災計画
④	能登半島地震の教訓を踏まえた修正	16～17	防災基本計画（国）
⑤	防災におけるDXに関する修正	18～19	市独自
⑥	長崎地方気象台による修正	20～38	長崎地方気象台
⑦	その他の修正	39～50	国・県・市

修正内容

①災害対策基本法の改正等に伴う修正（新旧 P. 1～9）

○ 災害対策基本法の改正（令和3年5月19日公布）に伴う修正

- ・ 避難勧告と避難指示を「避難指示」に1本化（警戒レベル4）
- ・ 早期の避難を促す情報を「高齢者等避難」に見直し（警戒レベル3）

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	参考（現行）
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	災害発生情報 （発生を確認したときに発令）
~~＜警戒レベル4までに必ず避難！＞~~~~~				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）	・ 避難指示（緊急） ・ 避難勧告
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）	早期注意情報 （気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
 （注）避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

内閣府ホームページ
より抜粋

○国土交通省通知に伴う修正

- ・ 土石流危険渓流
- ・ 地すべり危険箇所
- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所
- （総称）土砂災害危険箇所



- ・ 土砂災害警戒区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域
- （総称）土砂災害警戒区域等

令和6年度 壱岐市地域防災計画修正の概要

修正内容

②要支援者対策に関する修正（新旧 P. 10～14）

○ 災害対策基本法の改正（令和3年5月19日公布）に伴う修正

- ・ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことに伴い、避難行動要支援者の個別避難計画の作成について追加



要配慮者避難支援のイメージ
（R5. 6. 18 山崎地区避難訓練）

壱岐市個別避難計画書

作成日： 年 月 日

1. 本人情報				
氏名	性別	□男性 □女性	生年月日	年 月 日
住所				
電話番号	固定電話	携帯	メール	
心身の状況	☐ 障がい ☐ 手術後 ☐ 身体障害 ☐ 認知症 ☐ 精神障害 ☐ 高齢・高齢者 ☐ 介護認定 ☐ 認定なし ☐ 要支援（1・2） ☐ 要介護（1・2・3・4・5）			
緊急連絡先				
近所者氏名				
近所者電話番号				
2. 避難計画				
避難の要	☐ ひどい ☐ やや軽い ☐ 要支援 ☐ 要介護			
避難先	氏名	住所	電話番号	備考
1				
2				
3. 避難経路				
経路	氏名	住所	電話番号	備考
1				
2				
4. 避難の支援をしてくれる方（家族・知人等）				
経路	氏名	住所	電話番号	備考
1				
2				

壱岐市個別避難計画書

○ 長崎県指定の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の更新に伴う 要配慮者利用施設の追加及び施設の閉鎖による削除（合計29施設）

③防災における女性参画に関する修正（新旧 P. 15）

- ・ 女性リーダーの育成、避難所運営等への女性の参画について追加

④能登半島地震の教訓を踏まえた修正（国の防災基本計画に基づく） （新旧 P. 16～17）

- ・ 避難所運営や、避難所以外で避難生活を送る避難者への支援について追加
- 車中泊等、避難所以外での避難生活者への支援
- 段ボールベッドやパーティション等の配備



避難所における段ボールベッド
パーティションの設置



令和6年度 壱岐市地域防災計画修正の概要

修正内容

⑤防災におけるDXに関する修正（新旧 P. 18～19）

○情報収集、防災知識の普及に関して、下記WEBサイトについて追加

- ・長崎県防災ポータル
⇒気象情報・観測情報・危険区域等について地図上に表示



- ・キキクル（気象庁）
⇒降水量などから、災害発生の危険度を評価し、地図上にメッシュ状に表示



（気象庁ホームページより抜粋）

○災害情報の周知方法について追加

- ・壱岐市ホームページ
- ・壱岐市公式LINE

令和6年度 壱岐市地域防災計画修正の概要

修正内容

⑥長崎地方気象台による修正（警報発表基準等の更新に基づく） （新旧 P. 20～38）

○風水害

- ・ 特別警報・警報・注意報の概要
- ・ キキクルの概要
- ・ 早期注意情報
- ・ 記録的短時間大雨情報

○震災

- ・ 地震情報の発表基準の修正
- ・ 大津波警報・津波警報・津波注意報

5日先までの早期注意情報（警報級の可能性）

〇〇県南部の早期注意情報（警報級の可能性）

南部では、4日までの期間内に、暴風、波浪、高潮警報を発表する可能性が高い。
また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

〇〇県南部	3日		4日				5日	6日	7日	8日
	18-24		00-06	06-12	12-18	18-24				
大雨	[中]						—	—	[中]	—
暴風	—			[高]			—	[中]	[高]	—
波浪	—			[高]			—	[中]	[高]	—
高潮	—			[高]			—	[中]	[高]	—

[高]: 警報を発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象警報・注意報で確認してください。
[中]: [高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性が[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。
※警戒レベルとの関係
早期注意情報(警報級の可能性)・・・[警戒レベル1]
*大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合。

翌日まで
・天気予報と合わせて発表
・時間帯を区切って表示

2日先～5日先まで
・週間天気予報と合わせて発表
・日単位で表示

翌日まで
前日の夕方の段階で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨となる可能性もあることが分かる！

2日先～5日先まで
数日先の荒天について可能性を把握することが出来る！

早期注意情報の例（気象庁ホームページ）

⑦その他の修正

○壱岐市指定避難所に関する修正（新旧 P. 50）

- ・ 建物の閉鎖、老朽化等による削除及び指定施設の追加
（67施設⇒62施設）
- ・ 長崎県指定の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の更新に伴う
各施設の緊急避難場所としての対応区分の修正

○壱岐市災害対策本部組織に関する修正（新旧 P. 39～40）

- ・ 市の組織編成の変更による修正

○感染症に関する修正（国の防災基本計画に基づく）（新旧 P. 39）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた、感染症流行時の避難所運営、
必要な物資の確保等について追加

○地震被害の想定に関する修正（新旧 P. 41～50）

- ・ 長崎県地域防災計画に準じ、津波浸水想定及び津波災害警戒区域について追加

壱岐市地域防災計画

新旧対照表

新旧対照表（①災害対策基本法改正等に伴う修正）

頁	現行計画	修正計画																								
6 ～ 9	第1編 総則 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1 市 (略) <table><tr><td colspan="2">処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>(略)</td><td>・ 避難勧告、指示</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 2 (略) 3 県 <table><tr><td>機関名</td><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>長 崎 県</td><td>(略) ・ 避難勧告、指示に関する事項</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 以降、省略	処理すべき事務又は業務の大綱		(略)	・ 避難勧告、指示	(略)		機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	長 崎 県	(略) ・ 避難勧告、指示 に関する事項	(略)		第1編 総則 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1 市 (略) <table><tr><td colspan="2">処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>(略)</td><td>・ 避難指示等</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 2 (略) 3 県 <table><tr><td>機関名</td><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>長 崎 県</td><td>(略) ・ 避難指示に関する事項</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 以降、省略	処理すべき事務又は業務の大綱		(略)	・ 避難指示等	(略)		機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	長 崎 県	(略) ・ 避難指示 に関する事項	(略)	
処理すべき事務又は業務の大綱																										
(略)	・ 避難勧告、指示																									
(略)																										
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
長 崎 県	(略) ・ 避難勧告、指示 に関する事項																									
(略)																										
処理すべき事務又は業務の大綱																										
(略)	・ 避難指示等																									
(略)																										
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
長 崎 県	(略) ・ 避難指示 に関する事項																									
(略)																										
29 ～ 30	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第5節 情報通信連絡網の整備 (略) 1 (略) 2 防災関係機関相互の連携体制 (1) 市は、避難勧告又は避難指示を行う際に、国又は県に助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく。 (略)	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第5節 情報通信連絡網の整備 (略) 1 (略) 2 防災関係機関相互の連携体制 (1) 市は、避難指示等を行う際に、国又は県に助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく。 (略)																								

新旧対照表（①災害対策基本法改正等に伴う修正）

頁	現行計画	修正計画																																				
40 ～ 45	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第10節 避難収容対策 （略） 1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 市長は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成17年3月）」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備する。 整備後は、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直しを行う。 また、避難を要する住民等に対し、確実な避難情報伝達手段を確保する。 なお、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 以降、省略	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第10節 避難収容対策 （略） 1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成 市長は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備する。 整備後は、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直しを行う。 また、避難を要する住民等に対し、確実な避難情報伝達手段を確保する。 なお、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 以降、省略																																				
66 ～ 76	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制の確立 （略） 1 （略） 2 動員計画 （1）配備体制 （略） 非常配備に関する基準 <table><tr><th>配備区分</th><th>配 備 時 期</th><th>配備内容</th><th>配 備 人 員</th></tr><tr><td>災害警戒本部</td><td>災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報などにより、各種災害の発生が予測されるとき</td><td>災害への警戒、市民への啓発活動体制 （追加）</td><td>防災関係課等の指定された職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制</td></tr><tr><td>災害対策本部（第1次配備）</td><td>比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき</td><td>災害に対する情報収集体制 （追加）</td><td>災害対策本部の本部員また各班の指定された職員</td></tr><tr><td>災害対策本部（第2次配備）</td><td>相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき</td><td>災害に対する応急対策を実施する体制 （追加）</td><td>災害対策本部の本部員また各班の指定された職員</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>特に甚大な被害が発生し、又</td><td>市の全機能をあげて防</td><td>全職員</td></tr></table>	配備区分	配 備 時 期	配備内容	配 備 人 員	災害警戒本部	災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報などにより、各種災害の発生が予測されるとき	災害への警戒、市民への啓発活動体制 （追加）	防災関係課等の指定された職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制	災害対策本部（第1次配備）	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する情報収集体制 （追加）	災害対策本部の本部員また各班の指定された職員	災害対策本部（第2次配備）	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する応急対策を実施する体制 （追加）	災害対策本部の本部員また各班の指定された職員	災害対策本部	特に甚大な被害が発生し、又	市の全機能をあげて防	全職員	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制の確立 （略） 1 （略） 2 動員計画 （1）配備体制 （略） 非常配備に関する基準 <table><tr><th>配備区分</th><th>配 備 時 期</th><th>配備内容</th><th>配 備 人 員</th></tr><tr><td>災害警戒本部</td><td>災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報などにより、各種災害の発生が予測されるとき</td><td>災害への警戒、市民への啓発活動体制 ・避難所開設の準備</td><td>防災関係課等の指定された職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制</td></tr><tr><td>災害対策本部（第1次配備）</td><td>比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき</td><td>災害に対する情報収集体制 ・避難所の開設・運営 ・現地対策本部との連絡調整 ・必要区域に高齢者等避難の発令</td><td>災害対策本部の本部員また各班の指定された職員</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>相当の被害が発生し、又は発</td><td>災害に対する応急対策</td><td>災害対策本部の本部員ま</td></tr></table>	配備区分	配 備 時 期	配備内容	配 備 人 員	災害警戒本部	災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報などにより、各種災害の発生が予測されるとき	災害への警戒、市民への啓発活動体制 ・ 避難所開設の準備	防災関係課等の指定された職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制	災害対策本部（第1次配備）	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する情報収集体制 ・ 避難所の開設・運営 ・ 現地対策本部との連絡調整 ・ 必要区域に高齢者等避難の発令	災害対策本部の本部員また各班の指定された職員	災害対策本部	相当の被害が発生し、又は発	災害に対する応急対策	災害対策本部の本部員ま
配備区分	配 備 時 期	配備内容	配 備 人 員																																			
災害警戒本部	災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報などにより、各種災害の発生が予測されるとき	災害への警戒、市民への啓発活動体制 （追加）	防災関係課等の指定された職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制																																			
災害対策本部（第1次配備）	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する情報収集体制 （追加）	災害対策本部の本部員また各班の指定された職員																																			
災害対策本部（第2次配備）	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する応急対策を実施する体制 （追加）	災害対策本部の本部員また各班の指定された職員																																			
災害対策本部	特に甚大な被害が発生し、又	市の全機能をあげて防	全職員																																			
配備区分	配 備 時 期	配備内容	配 備 人 員																																			
災害警戒本部	災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報などにより、各種災害の発生が予測されるとき	災害への警戒、市民への啓発活動体制 ・ 避難所開設の準備	防災関係課等の指定された職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制																																			
災害対策本部（第1次配備）	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する情報収集体制 ・ 避難所の開設・運営 ・ 現地対策本部との連絡調整 ・ 必要区域に高齢者等避難の発令	災害対策本部の本部員また各班の指定された職員																																			
災害対策本部	相当の被害が発生し、又は発	災害に対する応急対策	災害対策本部の本部員ま																																			

新旧対照表（①災害対策基本法改正等に伴う修正）

頁	現行計画				修正計画			
	（第3次配備） は発生するおそれがあり、全職員の配備が必要とする場合で本部長が必要と認めるとき 特 別 配 備 被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	は発生するおそれがあり、全職員の配備が必要とする場合で本部長が必要と認めるとき	災活動を実施する体制 （追加）		（第2次配備） 生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき（震度5弱・5強の地震の発生及び津波警報が発表された場合）	を実施する体制 ・避難所の開設・運営 ・現地対策本部との連絡調整 ・必要区域に避難指示の発令 ・管内の被害状況調査及び応急対策 ・住民の安否確認 ・被災者の支援	た各班の指定された職員	
	以降、省略				災害対策本部（第3次配備） 特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備が必要とする場合で本部長が必要と認めるとき（震度6弱以上の地震発生の場合）	市の全機能をあげて防災活動を実施する体制 ・避難所の運営 ・現地対策本部との連絡調整 ・必要区域に避難指示、緊急安全確保の発令 ・管内の被害状況調査及び応急対策 ・住民の安否確認 ・被災者の支援	全職員	
					特 別 配 備 被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	本部長が指定した部・班をもって編成して、防災活動を実施する体制	本部長が必要と認める人員	
	以降、省略				以降、省略			
115 ～ 120	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第10節 災害情報・被害情報の収集・伝達				第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第10節 災害情報・被害情報の収集・伝達			
	（略） 1 災害情報の収集 （1）被害状況及び災害応急対策に関する情報 収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。 （略） ク 避難の勧告、指示又は警戒区域設定状況				（略） 1 災害情報の収集 （1）被害状況及び災害応急対策に関する情報 収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。 （略） ク 避難の指示又は警戒区域設定状況			
	以降、省略				以降、省略			

新旧対照表（①災害対策基本法改正等に伴う修正）

頁	現行計画	修正計画
121 ～ 123	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第11節 広報体制の確立 （略） 1～2 （略） 3 広報事項の決定 市は各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を適切・継続的に提供する。 (1) 災害発生直後 （略） エ 避難（勧告・場所等）に関する情報 以降、省略	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第11節 広報体制の確立 （略） 1～2 （略） 3 広報事項の決定 市は各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を適切・継続的に提供する。 (1) 災害発生直後 （略） エ 避難（指示・場所等）に関する情報 以降、省略
124 ～ 126	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第12節 水防活動 市域には重要水防区域として二級河川が14箇所、準用河川が1箇所あり海岸保全区域が25箇所、重要水防箇所も水門6箇所、老朽ため池40箇所、土石流危険渓流も51箇所存在する。風水害時は、河川の増水、高潮等また、地震による津波のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、市及び消防本部は、消防署員・消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化するなど、水防活動を実施し、被害の軽減を図る。 以降、省略	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第12節 水防活動 市域には重要水防区域として二級河川が14箇所、準用河川が1箇所あり海岸保全区域が25箇所、重要水防箇所も水門6箇所、老朽ため池40箇所、土砂災害特別警戒区域等も存在する。風水害時は、河川の増水、高潮等また、地震による津波のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、市及び消防本部は、消防署員・消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化するなど、水防活動を実施し、被害の軽減を図る。 以降、省略
127 ～ 130	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第13節 土砂災害等の防止対策 （略） 1 （略） 2 危険箇所周辺の警戒監視・通報 (1) 市は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等におけるがけ崩れ、土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。 (2) 地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。 3 （略）	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第13節 土砂災害等の防止対策 （略） 1 （略） 2 危険箇所周辺の警戒監視・通報 (1) 市は、土砂災害警戒区域等におけるがけ崩れ、土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。 (2) 地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。 3 （略）

新旧対照表（①災害対策基本法改正等に伴う修正）

頁	現行計画	修正計画																																								
	4 警戒又は非難を行うべき基準の設定 (1) 警戒避難基準は原則として<u>土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域</u>ごとに設定するものとする。 以降、省略	4 警戒又は避難を行うべき基準の設定 (1) 警戒避難基準は原則として<u>土砂災害警戒区域等</u>ごとに設定するものとする。 以降、省略																																								
134 ～ 140	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第15節 避難の<u>勧告・指示</u>・誘導 (略) 1 避難の<u>勧告及び指示等</u> (1) <u>避難の勧告・指示</u> ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して<u>避難の勧告及び指示</u>を行う。 <u>避難の勧告・指示を行う者</u>は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難の勧告又は指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。 イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、次表における市長の事務を、市長に代わって行う。 <table><tr><th>状 況</th><th>指 示 者</th><th>対 象 者</th><th>措 置</th></tr><tr><td>(1) 生命、身体を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第60条、第61条）</td><td>(ア) 市長(知事に報告) (イ) 警察官又は海上保安官（市長に通知）</td><td>必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者</td><td>(ア) <u>立退きの勧告</u> (イ) <u>立退きの指示</u></td></tr><tr><td>(2) 洪水又は高潮のはらんにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法第22条)</td><td>(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた県の職員 (ウ) 水防管理者（管轄警察署長に通知）</td><td>必要と認める区域の居住者</td><td>立退きの指示</td></tr><tr><td>(3) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。(地すべり等防止法第25条)</td><td>(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた吏員</td><td>必要と認める区域内の居住者</td><td>立退きの指示</td></tr><tr><td>(4) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれ</td><td>(ア) 警察官（公安委員会に報告） (イ) 警察官がその場に行かない場合に限り、</td><td>(ア) その場に居合わせた者 (イ) その事物の管理者</td><td>(ア) 必要な警告を発する。 (イ) 特に急を要する場合において</td></tr></table>	状 況	指 示 者	対 象 者	措 置	(1) 生命、身体を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第60条、第61条）	(ア) 市長(知事に報告) (イ) 警察官又は海上保安官（市長に通知）	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	(ア) <u>立退きの勧告</u> (イ) <u>立退きの指示</u>	(2) 洪水又は高潮のはらんにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法第22条)	(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた県の職員 (ウ) 水防管理者（管轄警察署長に通知）	必要と認める区域の居住者	立退きの指示	(3) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。(地すべり等防止法第25条)	(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた吏員	必要と認める区域内の居住者	立退きの指示	(4) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれ	(ア) 警察官（公安委員会に報告） (イ) 警察官がその場に行かない場合に限り、	(ア) その場に居合わせた者 (イ) その事物の管理者	(ア) 必要な警告を発する。 (イ) 特に急を要する場合において	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第15節 避難の<u>指示</u>・誘導 (略) 1 避難の<u>指示等</u> (1) <u>避難の指示</u> ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、<u>住民に対して避難の指示</u>を行う。 <u>市長</u>は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難の勧告又は指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。 イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、次表における市長の事務を、市長に代わって行う。 <table><tr><th>状 況</th><th>指 示 者</th><th>対 象 者</th><th>措 置</th></tr><tr><td>(1) 生命、身体を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第60条、第61条）</td><td>(ア) 市長(知事に報告) (イ) 警察官又は海上保安官（市長に通知）</td><td>必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者</td><td>(ア) <u>立退きの指示</u> (イ) <u>屋内での退避指示（緊急安全確保措置）</u></td></tr><tr><td>(2) 洪水又は高潮のはらんにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法第22条)</td><td>(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた県の職員 (ウ) 水防管理者（管轄警察署長に通知）</td><td>必要と認める区域の居住者</td><td>立退きの指示</td></tr><tr><td>(3) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。(地すべり等防止法第25条)</td><td>(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた吏員</td><td>必要と認める区域内の居住者</td><td>立退きの指示</td></tr><tr><td>(4) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれ</td><td>(ア) 警察官（公安委員会に報告） (イ) 警察官がその場に行かない場合に限り、</td><td>(ア) その場に居合わせた者 (イ) その事物の管理者</td><td>(ア) 必要な警告を発する。 (イ) 特に急を要する場合において</td></tr></table>	状 況	指 示 者	対 象 者	措 置	(1) 生命、身体を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第60条、第61条）	(ア) 市長(知事に報告) (イ) 警察官又は海上保安官（市長に通知）	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	(ア) <u>立退きの指示</u> (イ) <u>屋内での退避指示（緊急安全確保措置）</u>	(2) 洪水又は高潮のはらんにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法第22条)	(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた県の職員 (ウ) 水防管理者（管轄警察署長に通知）	必要と認める区域の居住者	立退きの指示	(3) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。(地すべり等防止法第25条)	(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた吏員	必要と認める区域内の居住者	立退きの指示	(4) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれ	(ア) 警察官（公安委員会に報告） (イ) 警察官がその場に行かない場合に限り、	(ア) その場に居合わせた者 (イ) その事物の管理者	(ア) 必要な警告を発する。 (イ) 特に急を要する場合において
状 況	指 示 者	対 象 者	措 置																																							
(1) 生命、身体を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第60条、第61条）	(ア) 市長(知事に報告) (イ) 警察官又は海上保安官（市長に通知）	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	(ア) <u>立退きの勧告</u> (イ) <u>立退きの指示</u>																																							
(2) 洪水又は高潮のはらんにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法第22条)	(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた県の職員 (ウ) 水防管理者（管轄警察署長に通知）	必要と認める区域の居住者	立退きの指示																																							
(3) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。(地すべり等防止法第25条)	(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた吏員	必要と認める区域内の居住者	立退きの指示																																							
(4) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれ	(ア) 警察官（公安委員会に報告） (イ) 警察官がその場に行かない場合に限り、	(ア) その場に居合わせた者 (イ) その事物の管理者	(ア) 必要な警告を発する。 (イ) 特に急を要する場合において																																							
状 況	指 示 者	対 象 者	措 置																																							
(1) 生命、身体を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第60条、第61条）	(ア) 市長(知事に報告) (イ) 警察官又は海上保安官（市長に通知）	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	(ア) <u>立退きの指示</u> (イ) <u>屋内での退避指示（緊急安全確保措置）</u>																																							
(2) 洪水又は高潮のはらんにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法第22条)	(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた県の職員 (ウ) 水防管理者（管轄警察署長に通知）	必要と認める区域の居住者	立退きの指示																																							
(3) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。(地すべり等防止法第25条)	(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた吏員	必要と認める区域内の居住者	立退きの指示																																							
(4) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれ	(ア) 警察官（公安委員会に報告） (イ) 警察官がその場に行かない場合に限り、	(ア) その場に居合わせた者 (イ) その事物の管理者	(ア) 必要な警告を発する。 (イ) 特に急を要する場合において																																							

新旧対照表（①災害対策基本法改正等に伴う修正）

頁	現行計画					修正計画				
	ある天災、地変、危険物等の爆発等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）（自衛隊法第94条）	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（長官の指定する者に報告）	(ウ) その他関係者	は危害をうけるおそれのある者に対し必要な限度で避難の措置をとる。		ある天災、地変、危険物等の爆発等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）（自衛隊法第94条）	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（長官の指定する者に報告）	(ウ) その他関係者	は危害をうけるおそれのある者に対し必要な限度で避難の措置をとる。	
	(2) (略) <u>(3) 避難の勧告又は指示の意味</u> 「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促す行為をいう。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。 <u>(4) 基 準</u> ア 市長が実施する避難の<u>勧告、指示</u>の判断基準 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>避難のための立退きを勧告し</u>、急を要すると認めるときは、これらの者に対して避難のための立退きを指示する。 イ 水防管理者が実施する避難の指示 水防管理者は、河川の氾濫・高潮等により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のための立退きを指示する。 ウ 避難の<u>勧告、指示</u>の基準 市長及び水防管理者が実施する避難の勧告又は指示の実施時期は、次のとおりである。 (ア) 知事から豪雨、台風、高潮、地震及び警察から津波等災害に関する通報があり、避難を要するとき。 (イ) 気象台や関係行政機関から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。 (ウ) 河川が警戒水位を突破し、溢水及び漏水のおそれがあるとき。 (エ) 上流水域で河川災害が発生したため、その下流の水域で災害の発生のおそれがあるとき。 (オ) 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による発災が予想されるとき。 (カ) 火災が風下に拡大するおそれがあるとき。 (キ) その他の自然的、人為的な災害により住民の生命又は身体に被害を受けるおそれがあるとき。 <u>(5) 避難勧告、指示</u>の報告、通知 ア 報告 市長は、<u>避難の勧告、指示</u>を行った場合は、その旨知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。 (略) <u>(6) 伝達系統</u> <u>避難勧告及び指示</u>は、次の要領により伝達する。 ア (略) イ 伝達方法 (ア) 総務部長は、地区担当者がまとめた情報等によって、<u>避難勧告又は指示</u>を必要と認めるときは、市長に					(2) (略) <u>(削除)</u> <u>(3) 基 準</u> ア 市長が実施する避難指示の判断基準 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>(削除)</u> 避難のための立退きを指示する。 イ 水防管理者が実施する避難の指示 水防管理者は、河川の氾濫・高潮等により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のための立退きを指示する。 ウ 避難の<u>指示</u>の基準 市長及び水防管理者が実施する避難の指示の実施時期は、次のとおりである。 (ア) 知事から豪雨、台風、高潮、地震及び警察から津波等災害に関する通報があり、避難を要するとき。 (イ) 気象台や関係行政機関から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。 (ウ) 河川が警戒水位を突破し、溢水及び漏水のおそれがあるとき。 (エ) 上流水域で河川災害が発生したため、その下流の水域で災害の発生のおそれがあるとき。 (オ) 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による発災が予想されるとき。 (カ) 火災が風下に拡大するおそれがあるとき。 (キ) その他の自然的、人為的な災害により住民の生命又は身体に被害を受けるおそれがあるとき。 <u>(4) 避難指示等</u>の報告、通知 ア 報告 市長は、<u>避難の指示又は緊急安全確保措置の指示</u>を行った場合は、その旨知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。 (略) <u>(5) 伝達系統</u> <u>避難指示</u>は、次の要領により伝達する。 ア (略) イ 伝達方法 (ア) 総務部長は、地区担当者がまとめた情報等によって、<u>避難指示又は緊急安全確保措置の指示</u>を必要と認				

新旧対照表（①災害対策基本法改正等に伴う修正）

頁	現行計画	修正計画
	報告し、その命令により直ちに、次の方法により地区住民に伝達する。 - a 市緊急告知放送を利用した伝達 - b あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達 - c サイレン及び鐘による伝達 - d 広報車からの呼びかけによる伝達 - e テレビ・ラジオ、有線放送、エリアメール、その他特使等の利用による伝達 (イ) 総務部長は、<u>避難の勧告又は指示</u>があった場合は、避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。 2 適切な避難誘導 警戒活動の結果、危険と認められる場合には、<u>避難の勧告・指示を実施する者は</u>、躊躇せず、時期を逸することなく、行うものとする。 この場合、避難行動要支援者に十分配慮し、早めに<u>避難勧告・指示等</u>の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するなど適切な措置をとる。 <u>また、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u> さらに、災害対策本部の置かれる本庁舎等において、各支所管内における被災状況等の把握が十分に行えない場合で住民等への危険が切迫している地域がある場合は、当該地域を所管する支所長が<u>避難勧告・指示等</u>を行うなど、適時適切な避難誘導に努める。 市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の<u>安全確保措置</u>を指示することができるものとする。 3 （略） <u>4 住民への避難勧告等の伝達</u> <u>住民への避難勧告等の伝達に当たっては、市告知放送を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。</u> <u>5 住民への周知</u> 避難誘導にあたっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。 <u>6 市に対する助言</u> 市長は、避難のための立退きを<u>勧告し、若しくは指示し</u>、又は屋内での待避等の<u>安全確保措置</u>を指示しようとする場合において、その判断等に関して必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、<u>当該勧告又は指示</u>に関する事項について、助言を求めることができる。 この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。 <u>7 避難誘導等</u>	めるときは、市長に報告し、その命令により直ちに、次の方法により地区住民に伝達する。 - a 緊急告知放送を利用した伝達 - b あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達 - c サイレン及び鐘による伝達 - d 広報車からの呼びかけによる伝達 - e テレビ・ラジオ、有線放送、エリアメール、その他特使等の利用による伝達 (イ) 総務部長は、<u>避難指示</u>があった場合は、避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。 2 適切な避難誘導 警戒活動の結果、危険と認められる場合には、<u>市長は避難指示の実施について</u>、躊躇せず、時期を逸することなく、行うものとする。 この場合、避難行動要支援者に十分配慮し、早めに<u>避難指示等</u>の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するなど適切な措置をとる。 <u>(削除)</u> さらに、災害対策本部の置かれる本庁舎等において、各支所管内における被災状況等の把握が十分に行えない場合で住民等への危険が切迫している地域がある場合は、当該地域を所管する支所長が<u>避難指示等</u>を行うなど、適時適切な避難誘導に努める。 市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の<u>緊急安全確保措置</u>を指示することができるものとする。 3 （略） <u>(削除)</u> <u>4 住民への周知</u> 避難誘導にあたっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。 <u>5 市に対する助言</u> 市長は、避難のための立退きを<u>指示し</u>、又は屋内での待避等の<u>緊急安全確保措置</u>を指示しようとする場合において、その判断等に関して必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、<u>当該指示</u>に関する事項について、助言を求めることができる。 <u>(削除)</u>

新旧対照表（①災害対策基本法改正等に伴う修正）

頁	現行計画	修正計画
	(1) 趣 旨 避難の<u>勧告・指示等</u>（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。 市は、避難の<u>勧告・指示等</u>を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、市職員及び消防団等が避難誘導にあたる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。 避難誘導にあたっては、避難行動要支援者名簿を有効に活用するなどして、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。 また、旅行者などの一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導に当たっては配慮した対応を行う。 (2) 避難行動要支援者への支援等 住民の避難誘導は、市及び消防団、自主防災組織等が実施するものとするが、誘導にあたっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行う。 また、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を有効に活用した避難支援等関係者による避難誘導のほか、地域住民においても、市等に協力して避難誘導を実施するよう努める。 特に、市は、避難行動要支援者の迅速かつ的確な避難が実施されるよう、避難の<u>勧告・指示</u>を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、消防機関、県警察、消防団等の公的機関へ避難行動要支援者の避難支援等について協力を要請する。 状況によっては、市が車両、船艇等を手配し、一般の避難所とは異なる介護機能を備えた福祉施設及び要配慮者関連施設等に事前に移送するなどの措置をとる。 (3) 避難要領 市は、災害時に河川の増水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の<u>勧告・指示</u>をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。 以降、省略	<u>6</u> 避難誘導等 (1) 趣 旨 避難の<u>指示等</u>（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。 市は、避難の<u>指示等</u>を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、市職員及び消防団等が避難誘導にあたる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。 避難誘導にあたっては、避難行動要支援者名簿を有効に活用するなどして、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。 また、旅行者などの一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導に当たっては配慮した対応を行う。 (2) 避難行動要支援者への支援等 住民の避難誘導は、市及び消防団、自主防災組織等が実施するものとするが、誘導にあたっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行う。 また、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を有効に活用した避難支援等関係者による避難誘導のほか、地域住民においても、市等に協力して避難誘導を実施するよう努める。 特に、市は、避難行動要支援者の迅速かつ的確な避難が実施されるよう、避難の<u>指示等</u>を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、消防機関、県警察、消防団等の公的機関へ避難行動要支援者の避難支援等について協力を要請する。 状況によっては、市が車両、船艇等を手配し、一般の避難所とは異なる介護機能を備えた福祉施設及び要配慮者関連施設等に事前に移送するなどの措置をとる。 (3) 避難要領 市は、災害時に河川の増水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の<u>指示等</u>をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。 以降、省略

新旧対照表（①災害対策基本法改正等に伴う修正）

頁	現行計画	修正計画
280	第3編 震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第15節 避難の勧告・指示、誘導 大規模地震発生時には、土砂災害、家屋倒壊、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、災害時要援護者についても十分考慮する。 具体的な計画については、第2編第2章第15節「避難の勧告・指示、誘導」に準ずる。なお、津波に関する避難勧告等については以下のとおりである。 1 津波避難勧告についての留意事項 (1) 強い地震（震度4程度以上）を覚知した場合には、津波警報等の情報が入手できない場合にも、直ちに避難勧告を行う。 (2) 地震発生時に市長と連絡がとれない場合には、①副市長、②総務部長の順で権限を委任する。 以降、省略	第3編 震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第15節 避難の指示、誘導 大規模地震発生時には、土砂災害、家屋倒壊、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、災害時要援護者についても十分考慮する。 具体的な計画については、第2編第2章第15節「避難の指示、誘導」に準ずる。なお、津波に関する避難指示等については以下のとおりである。 1 津波避難指示についての留意事項 (1) 強い地震（震度4程度以上）を覚知した場合には、津波警報等の情報が入手できない場合にも、直ちに避難指示を行う。 (2) 地震発生時に市長と連絡がとれない場合には、①副市長、②総務部長の順で権限を委任する。 以降、省略

新旧対照表（②要支援者対策に関する修正）

頁	現行計画	修正計画																
56 ～ 62	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第15節 避難行動要支援者の安全確保 (略) 1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり (1)(略) (2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備 ア (略) イ 避難行動要支援者名簿の作成及び管理 ①(略) ②(略) ③ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。 <table><tr><td>(a) 要介護認定を受けている者</td></tr><tr><td>(b) 身体障害者手帳（肢体（下肢・体幹）1～3級、視覚（視力）・聴覚1～3級）を所持する身体障害者</td></tr><tr><td>(c) 療育手帳Aを所持する知的障害者</td></tr><tr><td>(d) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者</td></tr><tr><td>(e) 難病患者・発達障害者などで特に避難支援が必要と認められる者</td></tr><tr><td>(f) 病気やケガなどで特に避難支援が必要と認められる者</td></tr><tr><td>(g) 上記以外の者で市又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた者</td></tr><tr><td>(h) 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望し市が認めた者</td></tr></table> ④～⑧ (略) (3)(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等 ①、② (略) ③避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。 <table><tr><td>(a) 県警察</td></tr><tr><td>(b) 民生委員法に定める苓岐市の民生委員・児童委員</td></tr><tr><td>(c) 消防</td></tr><tr><td>(d) 苓岐市自治会協議会の自治会</td></tr><tr><td>(e) 苓岐市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>(f) 苓岐市消防団</td></tr><tr><td>(g) 苓岐市自主防災組織認定要綱に基づき市が認定した自主防災組織</td></tr><tr><td>(h) 苓岐市内の地域包括支援センター</td></tr></table> ④ (略)	(a) 要介護認定を受けている者	(b) 身体障害者手帳（肢体（下肢・体幹）1～3級、視覚（視力）・聴覚1～3級）を所持する身体障害者	(c) 療育手帳Aを所持する知的障害者	(d) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者	(e) 難病患者・発達障害者などで特に避難支援が必要と認められる者	(f) 病気やケガなどで特に避難支援が必要と認められる者	(g) 上記以外の者で市又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた者	(h) 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望し市が認めた者	(a) 県警察	(b) 民生委員法に定める苓岐市の民生委員・児童委員	(c) 消防	(d) 苓岐市自治会協議会の自治会	(e) 苓岐市社会福祉協議会	(f) 苓岐市消防団	(g) 苓岐市自主防災組織認定要綱に基づき市が認定した自主防災組織	(h) 苓岐市内の地域包括支援センター	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第15節 避難行動要支援者の安全確保 (略) 1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり (1)(略) (2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備 ア (略) イ 避難行動要支援者名簿の作成及び管理 ①、②(略) ③ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。 (a) 要介護3以上の認定を受けている者 (b) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 (c) 療育手帳Aの交付を受けている者 (d) 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている者 (e) 難病患者・発達障害などで特に避難支援が必要と認められる者 (f) その他、災害時に自ら情報収集や避難行動を行うことが困難な者 (g) 自ら避難行動要支援者名簿への記載を希望し、市が認めた者 ④～⑧ (略) (3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等 ①、② (略) ③避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。 (a) 長崎県警察 (b) 苓岐市消防本部・消防署 (c) 苓岐市消防団 (d) 苓岐市社会福祉協議会 (e) 民生委員法に定める苓岐市の民生委員・児童委員 (f) 苓岐市内の地域包括支援センター (g) 苓岐市自主防災組織認定要綱に基づき市が認定した自主防災組織 (h) 苓岐市内のまちづくり協議会 (i) 苓岐市公民館連絡協議会に属する自治公民館 ④ (略)
(a) 要介護認定を受けている者																		
(b) 身体障害者手帳（肢体（下肢・体幹）1～3級、視覚（視力）・聴覚1～3級）を所持する身体障害者																		
(c) 療育手帳Aを所持する知的障害者																		
(d) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者																		
(e) 難病患者・発達障害者などで特に避難支援が必要と認められる者																		
(f) 病気やケガなどで特に避難支援が必要と認められる者																		
(g) 上記以外の者で市又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた者																		
(h) 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望し市が認めた者																		
(a) 県警察																		
(b) 民生委員法に定める苓岐市の民生委員・児童委員																		
(c) 消防																		
(d) 苓岐市自治会協議会の自治会																		
(e) 苓岐市社会福祉協議会																		
(f) 苓岐市消防団																		
(g) 苓岐市自主防災組織認定要綱に基づき市が認定した自主防災組織																		
(h) 苓岐市内の地域包括支援センター																		

新旧対照表（②要支援者対策に関する修正）

頁	現行計画	修正計画
	（４）避難支援等関係者の安全確保 市は、避難行動要支援者から避難行動要支援者名簿情報の避難支援等関係者への提供についての同意を得る際に、<u>（追加）</u>避難支援等関係者は可能な範囲での避難支援を行うものであることへの理解を求める。 また、避難支援等関係者等の安全確保を含めた避難支援について、地域住民全体で話し合い、ルールを決め計画を作ることが適切であること等の周知を行う。 （５）、（６） （略） （７）避難行動要支援者の全体計画等の策定 <u>市及び消防機関等は、避難行動要支援者やその家族が、風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実に努める。</u>なお、特に<u>避難行動要支援者の個別計画</u>については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。 以降、省略	（４）避難支援等関係者の安全確保 市は、避難行動要支援者から避難行動要支援者名簿情報の避難支援等関係者への提供についての同意を得る際に、<u>避難支援等関係者本人又はその家族などの生命及び身体の安全確保を最優先するものとし、</u>避難支援等関係者は可能な範囲での避難支援を行うものであることへの理解を求める。 また、避難支援等関係者等の安全確保を含めた避難支援について、地域住民全体で話し合い、ルールを決め計画を作ることが適切であること等の周知を行う。 （５）、（６） （略） （７）避難行動要支援者の全体計画等の策定 <u>市は、避難行動要支援者を適切に指導し、安否確認を行うため、国より示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、具体的な避難方法等について個別避難計画の作成に努める。</u>なお、特に<u>個別避難計画</u>については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。 以降、省略

新旧対照表（②要支援者対策に関する修正）

頁	現行計画	修正計画																		
124 ～ 126	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策編 第12節 水防活動 1～4 （略） (追加)	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策編 第12節 水防活動 1～4 （略） 5 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難体制の強化 水防法第15条第1項第4号に定める施設とは、次に定める施設とする。 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの） (7) 病院、診療所（病床を有する施設） (4) 老人福祉施設、老人ホーム、介護老人保健施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設 (7) 保育所、こども園、幼稚園、小中学校、特別支援学校 浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設の管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導する。 計画作成や訓練実施に当たっては、市及び関係機関が連携して、必要な支援を行う。警戒区域内にある要配慮者が利用する施設は、下表のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>施設名</th><th>所在地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>でぐち整形外科医院</td><td>郷ノ浦町郷ノ浦53-2</td></tr> <tr> <td>2</td><td>さくら耳鼻咽喉科クリニック</td><td>郷ノ浦町郷ノ浦11</td></tr> <tr> <td>3</td><td>光武歯科医院</td><td>郷ノ浦町郷ノ浦13</td></tr> <tr> <td>4</td><td>光武内科循環器科病院</td><td>郷ノ浦町郷ノ浦15-3</td></tr> <tr> <td>5</td><td>村瀬歯科医院</td><td>郷ノ浦町郷ノ浦123</td></tr> </tbody> </table>	番号	施設名	所在地	1	でぐち整形外科医院	郷ノ浦町郷ノ浦53-2	2	さくら耳鼻咽喉科クリニック	郷ノ浦町郷ノ浦11	3	光武歯科医院	郷ノ浦町郷ノ浦13	4	光武内科循環器科病院	郷ノ浦町郷ノ浦15-3	5	村瀬歯科医院	郷ノ浦町郷ノ浦123
番号	施設名	所在地																		
1	でぐち整形外科医院	郷ノ浦町郷ノ浦53-2																		
2	さくら耳鼻咽喉科クリニック	郷ノ浦町郷ノ浦11																		
3	光武歯科医院	郷ノ浦町郷ノ浦13																		
4	光武内科循環器科病院	郷ノ浦町郷ノ浦15-3																		
5	村瀬歯科医院	郷ノ浦町郷ノ浦123																		
127 ～ 130	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第13節 土砂災害等の防止対策 （略） 1～4 （略） 5 土砂災害等による被害の拡大防止 (1)、(2) （略） (3) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難体制の強化 (追加)	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第13節 土砂災害等の防止対策 （略） 1～4 （略） 5 土砂災害等による被害の拡大防止 (1)、(2) （略） (3) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難体制の強化 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（「土砂災害防止法」という。）第8条第1項第4号に定める施設とは、次に定める施設とする。 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの） (7) 病院、診療所（病床を有する施設）																		

新旧対照表（②要支援者対策に関する修正）

頁	現行計画	修正計画																																																																																																																																	
	土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設の管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導する。 計画作成や訓練実施に当たっては、市及び関係機関が連携して、必要な支援を行う。警戒区域内にある要配慮者が利用する施設は、下表のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>施 設 名</th><th>所 在 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>医療法人護州会品川外科病院</td><td>壱岐市勝本町西戸触180-1</td></tr> <tr><td>2</td><td>壱岐市国民健康保険勝本診療所</td><td>壱岐市勝本町仲触1989</td></tr> <tr><td>3</td><td>壱岐市立老人ホーム</td><td>壱岐市勝本町本宮南触1323-7</td></tr> <tr><td>4</td><td>介護老人保健施設 壱岐</td><td>壱岐市勝本町本宮南触236</td></tr> <tr><td>5</td><td>壱岐市立勝本小学校</td><td>壱岐市勝本町坂本触 2 6 2</td></tr> <tr><td>6</td><td>壱岐市立霞翠小学校</td><td>壱岐市勝本町西戸触 5 5 0</td></tr> <tr><td>7</td><td>壱岐市立勝本中学校</td><td>壱岐市勝本町仲触 1 8 4 6</td></tr> <tr><td>8</td><td>壱岐市立田河小学校</td><td>壱岐市芦辺町諸吉二亦触 1 6 5 9</td></tr> <tr><td>9</td><td>壱岐市立芦辺小学校</td><td>壱岐市芦辺町芦辺浦 5 4 6</td></tr> <tr><td>10</td><td>壱岐市立田河幼稚園</td><td>壱岐市芦辺町諸吉二亦触1670</td></tr> <tr><td>11</td><td>壱岐市立勝本幼稚園</td><td>壱岐市勝本町坂本触262</td></tr> <tr><td>12</td><td>壱岐市立鯨伏幼稚園</td><td>壱岐市勝本町布気触927-4</td></tr> <tr><td>13</td><td>壱岐市立瀬戸幼稚園</td><td>壱岐市芦辺町箱崎大左右触920</td></tr> <tr><td>14</td><td>特別養護老人ホーム 壱岐のこころ</td><td>壱岐市勝本町布気触948-1</td></tr> <tr><td>15</td><td>壱岐市立沼津小学校</td><td>壱岐市郷ノ浦町小牧東触184</td></tr> <tr><td>16</td><td>壱岐市立沼津保育所</td><td>壱岐市郷ノ浦町長峰本村触836-3</td></tr> <tr><td>17</td><td>壱岐市立三島保育所</td><td>壱岐市郷ノ浦町大島526-2</td></tr> </tbody> </table> (4) 専門家の派遣による支援 市は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。	番 号	施 設 名	所 在 地	1	医療法人護州会品川外科病院	壱岐市勝本町西戸触180-1	2	壱岐市国民健康保険勝本診療所	壱岐市勝本町仲触1989	3	壱岐市立老人ホーム	壱岐市勝本町本宮南触1323-7	4	介護老人保健施設 壱岐	壱岐市勝本町本宮南触236	5	壱岐市立勝本小学校	壱岐市勝本町坂本触 2 6 2	6	壱岐市立霞翠小学校	壱岐市勝本町西戸触 5 5 0	7	壱岐市立勝本中学校	壱岐市勝本町仲触 1 8 4 6	8	壱岐市立田河小学校	壱岐市芦辺町諸吉二亦触 1 6 5 9	9	壱岐市立芦辺小学校	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 4 6	10	壱岐市立田河幼稚園	壱岐市芦辺町諸吉二亦触1670	11	壱岐市立勝本幼稚園	壱岐市勝本町坂本触262	12	壱岐市立鯨伏幼稚園	壱岐市勝本町布気触927-4	13	壱岐市立瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触920	14	特別養護老人ホーム 壱岐のこころ	壱岐市勝本町布気触948-1	15	壱岐市立沼津小学校	壱岐市郷ノ浦町小牧東触184	16	壱岐市立沼津保育所	壱岐市郷ノ浦町長峰本村触836-3	17	壱岐市立三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島526-2	(イ) 老人福祉施設、老人ホーム、介護老人保健施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設 (ウ) 保育所、こども園、幼稚園、小中学校、特別支援学校 土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設の管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導する。 計画作成や訓練実施に当たっては、市及び関係機関が連携して、必要な支援を行う。警戒区域内にある要配慮者が利用する施設は、下表のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>施 設 名</th><th>所 在 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>医療法人社団協生会品川病院</td><td>郷ノ浦町東触 854-2</td></tr> <tr><td>2</td><td>医療法人護州会品川内科医院</td><td>勝本町西戸触 180-1</td></tr> <tr><td>3</td><td>江田小児科内科医院</td><td>石田町印通寺浦 302</td></tr> <tr><td>4</td><td>壱岐市立老人ホーム</td><td>勝本町本宮南触 1323-7</td></tr> <tr><td>5</td><td>介護老人保健施設 壱岐</td><td>勝本町本宮南触 236</td></tr> <tr><td>6</td><td>特別養護老人ホーム 壱岐のこころ</td><td>勝本町布気触 948-1</td></tr> <tr><td>7</td><td>壱岐國の里</td><td>郷ノ浦町郷ノ浦 598</td></tr> <tr><td>8</td><td>壱岐市立郷ノ浦幼稚園</td><td>郷ノ浦町本村触 607-2</td></tr> <tr><td>9</td><td>壱岐市立勝本幼稚園</td><td>勝本町坂本触 262</td></tr> <tr><td>10</td><td>壱岐市立鯨伏幼稚園</td><td>勝本町布気触 927-4</td></tr> <tr><td>11</td><td>壱岐市立田河幼稚園</td><td>芦辺町諸吉二亦触 1670</td></tr> <tr><td>12</td><td>壱岐市立瀬戸幼稚園</td><td>芦辺町箱崎大左右触 920</td></tr> <tr><td>13</td><td>壱岐市立盈科小学校</td><td>郷ノ浦町本村触 589</td></tr> <tr><td>14</td><td>壱岐市立沼津小学校</td><td>郷ノ浦町小牧東触 184</td></tr> <tr><td>15</td><td>壱岐市立勝本小学校</td><td>勝本町坂本触 262</td></tr> <tr><td>16</td><td>壱岐市立霞翠小学校</td><td>勝本町西戸触 550</td></tr> <tr><td>17</td><td>壱岐市立鯨伏小学校</td><td>勝本町立石南触 1137-2</td></tr> <tr><td>18</td><td>壱岐市立田河小学校</td><td>芦辺町諸吉二亦触 1659</td></tr> <tr><td>19</td><td>壱岐市立芦辺小学校</td><td>芦辺町芦辺浦 546</td></tr> <tr><td>20</td><td>壱岐市立石田小学校</td><td>石田町石田西触 1238</td></tr> <tr><td>21</td><td>壱岐市立郷ノ浦中学校</td><td>郷ノ浦町本村触 75</td></tr> <tr><td>22</td><td>壱岐市立勝本中学校</td><td>勝本町仲触 1846</td></tr> <tr><td>23</td><td>壱岐市立石田中学校</td><td>石田町石田西触 1547</td></tr> <tr><td>24</td><td>長崎県立虹の原特別支援学校壱岐分校（小中学部）</td><td>郷ノ浦町本村触 598</td></tr> </tbody> </table> (4) 専門家の派遣による支援 市は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。	番 号	施 設 名	所 在 地	1	医療法人社団協生会品川病院	郷ノ浦町東触 854-2	2	医療法人護州会品川内科医院	勝本町西戸触 180-1	3	江田小児科内科医院	石田町印通寺浦 302	4	壱岐市立老人ホーム	勝本町本宮南触 1323-7	5	介護老人保健施設 壱岐	勝本町本宮南触 236	6	特別養護老人ホーム 壱岐のこころ	勝本町布気触 948-1	7	壱岐國の里	郷ノ浦町郷ノ浦 598	8	壱岐市立郷ノ浦幼稚園	郷ノ浦町本村触 607-2	9	壱岐市立勝本幼稚園	勝本町坂本触 262	10	壱岐市立鯨伏幼稚園	勝本町布気触 927-4	11	壱岐市立田河幼稚園	芦辺町諸吉二亦触 1670	12	壱岐市立瀬戸幼稚園	芦辺町箱崎大左右触 920	13	壱岐市立盈科小学校	郷ノ浦町本村触 589	14	壱岐市立沼津小学校	郷ノ浦町小牧東触 184	15	壱岐市立勝本小学校	勝本町坂本触 262	16	壱岐市立霞翠小学校	勝本町西戸触 550	17	壱岐市立鯨伏小学校	勝本町立石南触 1137-2	18	壱岐市立田河小学校	芦辺町諸吉二亦触 1659	19	壱岐市立芦辺小学校	芦辺町芦辺浦 546	20	壱岐市立石田小学校	石田町石田西触 1238	21	壱岐市立郷ノ浦中学校	郷ノ浦町本村触 75	22	壱岐市立勝本中学校	勝本町仲触 1846	23	壱岐市立石田中学校	石田町石田西触 1547	24	長崎県立虹の原特別支援学校壱岐分校（小中学部）	郷ノ浦町本村触 598
番 号	施 設 名	所 在 地																																																																																																																																	
1	医療法人護州会品川外科病院	壱岐市勝本町西戸触180-1																																																																																																																																	
2	壱岐市国民健康保険勝本診療所	壱岐市勝本町仲触1989																																																																																																																																	
3	壱岐市立老人ホーム	壱岐市勝本町本宮南触1323-7																																																																																																																																	
4	介護老人保健施設 壱岐	壱岐市勝本町本宮南触236																																																																																																																																	
5	壱岐市立勝本小学校	壱岐市勝本町坂本触 2 6 2																																																																																																																																	
6	壱岐市立霞翠小学校	壱岐市勝本町西戸触 5 5 0																																																																																																																																	
7	壱岐市立勝本中学校	壱岐市勝本町仲触 1 8 4 6																																																																																																																																	
8	壱岐市立田河小学校	壱岐市芦辺町諸吉二亦触 1 6 5 9																																																																																																																																	
9	壱岐市立芦辺小学校	壱岐市芦辺町芦辺浦 5 4 6																																																																																																																																	
10	壱岐市立田河幼稚園	壱岐市芦辺町諸吉二亦触1670																																																																																																																																	
11	壱岐市立勝本幼稚園	壱岐市勝本町坂本触262																																																																																																																																	
12	壱岐市立鯨伏幼稚園	壱岐市勝本町布気触927-4																																																																																																																																	
13	壱岐市立瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触920																																																																																																																																	
14	特別養護老人ホーム 壱岐のこころ	壱岐市勝本町布気触948-1																																																																																																																																	
15	壱岐市立沼津小学校	壱岐市郷ノ浦町小牧東触184																																																																																																																																	
16	壱岐市立沼津保育所	壱岐市郷ノ浦町長峰本村触836-3																																																																																																																																	
17	壱岐市立三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島526-2																																																																																																																																	
番 号	施 設 名	所 在 地																																																																																																																																	
1	医療法人社団協生会品川病院	郷ノ浦町東触 854-2																																																																																																																																	
2	医療法人護州会品川内科医院	勝本町西戸触 180-1																																																																																																																																	
3	江田小児科内科医院	石田町印通寺浦 302																																																																																																																																	
4	壱岐市立老人ホーム	勝本町本宮南触 1323-7																																																																																																																																	
5	介護老人保健施設 壱岐	勝本町本宮南触 236																																																																																																																																	
6	特別養護老人ホーム 壱岐のこころ	勝本町布気触 948-1																																																																																																																																	
7	壱岐國の里	郷ノ浦町郷ノ浦 598																																																																																																																																	
8	壱岐市立郷ノ浦幼稚園	郷ノ浦町本村触 607-2																																																																																																																																	
9	壱岐市立勝本幼稚園	勝本町坂本触 262																																																																																																																																	
10	壱岐市立鯨伏幼稚園	勝本町布気触 927-4																																																																																																																																	
11	壱岐市立田河幼稚園	芦辺町諸吉二亦触 1670																																																																																																																																	
12	壱岐市立瀬戸幼稚園	芦辺町箱崎大左右触 920																																																																																																																																	
13	壱岐市立盈科小学校	郷ノ浦町本村触 589																																																																																																																																	
14	壱岐市立沼津小学校	郷ノ浦町小牧東触 184																																																																																																																																	
15	壱岐市立勝本小学校	勝本町坂本触 262																																																																																																																																	
16	壱岐市立霞翠小学校	勝本町西戸触 550																																																																																																																																	
17	壱岐市立鯨伏小学校	勝本町立石南触 1137-2																																																																																																																																	
18	壱岐市立田河小学校	芦辺町諸吉二亦触 1659																																																																																																																																	
19	壱岐市立芦辺小学校	芦辺町芦辺浦 546																																																																																																																																	
20	壱岐市立石田小学校	石田町石田西触 1238																																																																																																																																	
21	壱岐市立郷ノ浦中学校	郷ノ浦町本村触 75																																																																																																																																	
22	壱岐市立勝本中学校	勝本町仲触 1846																																																																																																																																	
23	壱岐市立石田中学校	石田町石田西触 1547																																																																																																																																	
24	長崎県立虹の原特別支援学校壱岐分校（小中学部）	郷ノ浦町本村触 598																																																																																																																																	

新旧対照表（②要支援者対策に関する修正）

頁	現行計画	修正計画									
151 ～ 153	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第20節 避難行動要支援者への緊急支援 （略） 1 要配慮者対策 災害時には、障害者、介護を必要とする高齢者、一人暮らしの高齢者、保護を必要とする児童等に加え、災害を契機に新たに配慮が必要となる者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。このため、市は民生・児童委員、地域住民等の協力を得て、災害時要援護者の状況把握に努め、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努める。（追加） 以降、省略	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第20節 避難行動要支援者への緊急支援 （略） 1 要配慮者対策 災害時には、障害者、介護を必要とする高齢者、一人暮らしの高齢者、保護を必要とする児童等に加え、災害を契機に新たに配慮が必要となる者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。このため、市は民生・児童委員、地域住民等の協力を得て、災害時要援護者の状況把握に努め、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努める。特に、要支援者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。また、必要に応じて県、隣接の市町等へ応援を要請する。 以降、省略									
154 ～ 157	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第21節 避難所の開設・運営 1（略） 2 避難所の運営管理 （1）～（3）（略） （4）避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保に努める。（追加） 以降、省略	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第21節 避難所の開設・運営 1（略） 2 避難所の運営管理 （1）～（3）（略） （4）避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保に努める。特に、避難生活中の避難者のストレス管理には十分注意し、随時メンタルヘルスケア対策を講じる。 以降、省略									
277	第3編 震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第12節 水防活動 （略） （1）～（4）（略） （5）（追加）	第3編 震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第12節 水防活動 （略） （1）～（4）（略） （5）浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難体制の強化 水防法第15条第1項第4号に定める施設についても、第2編第2章第12節「水防活動」に準ずる。 なお、警戒区域内にある要配慮者が利用する施設は、下表のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>施設名</th><th>所在地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>壱岐市立老人ホーム</td><td>勝本町本宮南触1323-7</td></tr> <tr> <td>2</td><td>介護老人保健施設 壱岐</td><td>勝本町本宮南触236</td></tr> </tbody> </table>	番号	施設名	所在地	1	壱岐市立老人ホーム	勝本町本宮南触1323-7	2	介護老人保健施設 壱岐	勝本町本宮南触236
番号	施設名	所在地									
1	壱岐市立老人ホーム	勝本町本宮南触1323-7									
2	介護老人保健施設 壱岐	勝本町本宮南触236									

新旧対照表（③防災における女性参画に関する修正）

頁	現行計画	修正計画
40 ～ 45	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第10節 避難収容対策 （略） 1～10 （略） 11 避難所の管理運営 ア 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく。（追加） 以降、省略	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第10節 避難収容対策 （略） 1～10 （略） 11 避難所の管理運営 ア 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく。また、多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダーの育成に努める。 以降、省略
51 ～ 53	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第13節 防災知識の普及 （略） 1～2 （略） 3 住民に対する防災知識の普及 市は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。また、毎年防災の日（9月1日）を中心とした防災週間中（8月30日～9月5日）には広く住民を対象とした、下記啓発活動の実施に努める。（追加）	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第13節 防災知識の普及 （略） 1～2 （略） 3 住民に対する防災知識の普及 市は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。また、毎年防災の日（9月1日）を中心とした防災週間中（8月30日～9月5日）には広く住民を対象とした、下記啓発活動の実施に努める。その際には、要支援者への対応や災害時における多様な性のニーズにも留意するとともに、避難所等において、被災者や支援者の中から性暴力等の被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。
154 ～ 157	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第21節 避難所の開設・運営 （略） 1 （略） 2 避難所の運営管理 (1) （略） (2) 避難所における情報の伝達、食料・水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。（追加） 以降、省略	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第21節 避難所の開設・運営 （略） 1 （略） 2 避難所の運営管理 (1) （略） (2) 避難所における情報の伝達、食料・水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。避難所の運営については、女性の意見を取り入れることはもとより、要配慮者を含む様々な人が安心して利用できるようユニバーサルデザインを意識することとする。加えて、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求め、地域全体での避難所運営を図る。 以降、省略

新旧対照表（④能登半島地震の教訓を踏まえた修正）

頁	現行計画	修正計画
40 ～ 45	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第10節 避難収容対策 （略） 1～11 （略） 12 避難所の設備及び資機材の配備 （略） <u>（追加）</u> 以降、省略	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第10節 避難収容対策 （略） 1～11 （略） 12 避難所の設備及び資機材の配備 （略） <u>また、長期の避難が予想される場合には、避難所開設当初から、パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置できるよう、これらの資機材の確保・配備に努める。</u> 以降、省略
88 ～ 90	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第4節 広域応援体制 （略） 1 近隣の相互応援活動 （1）（略） （2）応援の要請等 ア（略） イ 応援要員の受け入れ体制 防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が <u>県外</u> から必要な応援要員を導入した場合、 <u>知事及び派遣先の市町村長</u> はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。 <u>（追加）</u> 以降、省略	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第4節 広域応援体制 （略） 1 近隣の相互応援活動 （1）（略） （2）応援の要請等 ア（略） イ 応援要員の受け入れ体制 防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が <u>市外</u> から必要な応援要員を導入した場合、 <u>市長</u> はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。 <u>応援職員等の宿泊場所を確保することが困難な場合は、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</u> 以降、省略
154 ～ 157	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第21節 避難所の開設・運営 （略） 1 （略）	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第21節 避難所の開設・運営 （略） 1 （略）

新旧対照表（④能登半島地震の教訓を踏まえた修正）

頁	現行計画	修正計画																																																												
	2 避難所の運営管理 (1)～(8) (略) (追加) 以降、省略	2 避難所の運営管理 (1)～(8) (略) (9) 長期の避難生活が予想され、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合には、車中泊避難を行うためのスペースを確保する。また、在宅避難者と合わせて支援拠点の設置など支援方策を検討する。 以降、省略																																																												
257 ～ 258	第3編 震災対策編 第1章 災害予防計画 第3節 津波災害予防対策 (略) 1～2 (略) 3 潮位観測体制の確立 津波等の注意報、警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、避難誘導等の措置が適切に講じられるよう、超音波式津波監視装置等の津波計の設置等、県と協議を進めながら潮位観測体制の確立を図る。さらに沿岸住民に対し、地震を感じた場合は、海面状態に留意するなど自衛措置をとるよう指導する。 なお、過去の津波観測記録は、次のとおりである。 <table><tr><th>地震発生日</th><th>地震名</th><th colspan="4">観測地点</th></tr><tr><td></td><td>(追加)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1993. 7. 12</td><td>北海道南西沖地震</td><td>厳原</td><td>20cm</td><td>郷ノ浦</td><td>17cm</td></tr><tr><td>1983. 5. 26</td><td>秋田県沖日本海中部地震</td><td>厳原</td><td>29cm</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1946. 12. 21</td><td>紀伊半島沖南海地震</td><td></td><td>不明</td><td></td><td></td></tr></table> 以降、省略	地震発生日	地震名	観測地点					(追加)					1993. 7. 12	北海道南西沖地震	厳原	20cm	郷ノ浦	17cm	1983. 5. 26	秋田県沖日本海中部地震	厳原	29cm			1946. 12. 21	紀伊半島沖南海地震		不明			第3編 震災対策編 第1章 災害予防計画 第3節 津波災害予防対策 (略) 1～2 (略) 3 潮位観測体制の確立 津波等の注意報、警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、避難誘導等の措置が適切に講じられるよう、超音波式津波監視装置等の津波計の設置等、県と協議を進めながら潮位観測体制の確立を図る。さらに沿岸住民に対し、地震を感じた場合は、海面状態に留意するなど自衛措置をとるよう指導する。 なお、過去の津波観測記録は、次のとおりである。 <table><tr><th>地震発生日</th><th>地震名</th><th colspan="4">観測地点</th></tr><tr><td>1946. 12. 21</td><td>紀伊半島沖南海地震</td><td></td><td>不明</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1983. 5. 26</td><td>秋田県沖日本海中部地震</td><td>厳原</td><td>29cm</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1993. 7. 12</td><td>北海道南西沖地震</td><td>厳原</td><td>20cm</td><td>郷ノ浦</td><td>17cm</td></tr><tr><td>2024. 1. 1</td><td>能登半島地震</td><td>比田勝</td><td>30cm</td><td>郷ノ浦</td><td>20cm</td></tr></table> 以降、省略	地震発生日	地震名	観測地点				1946. 12. 21	紀伊半島沖南海地震		不明			1983. 5. 26	秋田県沖日本海中部地震	厳原	29cm			1993. 7. 12	北海道南西沖地震	厳原	20cm	郷ノ浦	17cm	2024. 1. 1	能登半島地震	比田勝	30cm	郷ノ浦	20cm
地震発生日	地震名	観測地点																																																												
	(追加)																																																													
1993. 7. 12	北海道南西沖地震	厳原	20cm	郷ノ浦	17cm																																																									
1983. 5. 26	秋田県沖日本海中部地震	厳原	29cm																																																											
1946. 12. 21	紀伊半島沖南海地震		不明																																																											
地震発生日	地震名	観測地点																																																												
1946. 12. 21	紀伊半島沖南海地震		不明																																																											
1983. 5. 26	秋田県沖日本海中部地震	厳原	29cm																																																											
1993. 7. 12	北海道南西沖地震	厳原	20cm	郷ノ浦	17cm																																																									
2024. 1. 1	能登半島地震	比田勝	30cm	郷ノ浦	20cm																																																									

新旧対照表（⑤防災におけるDXに関する修正）

頁	現行計画	修正計画
16 ～ 22	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり （略） 1～2 （略） 3 土砂災害予防対策 （1）～（3） （4）雨量観測体制の整備 「長崎県河川砂防情報システム」（追加）を活用し、早期に適切な措置がとれるよう雨量観測体制の整備を推進する。 以降、省略	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり （略） 1～2 （略） 3 土砂災害予防対策 （1）～（3） （4）雨量観測体制の整備 「長崎県河川砂防情報システム」及び「長崎県防災ポータル」を活用し、早期に適切な措置がとれるよう雨量観測体制の整備を推進する。 以降、省略
29 ～ 30	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第5節 情報通信連絡網の整備 大規模な災害に備え、市は、情報収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期すものである。 このため、市は県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。 また、風水害による被害により市の中核機能に影響を及ぼす事態に備え、市と県、国、その他防災関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び連絡体制の明確化に努める。 さらに、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、告知放送、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第5節 情報通信連絡網の整備 大規模な災害に備え、市は、情報収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期すものである。 このため、市は県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。 また、風水害による被害により市の中核機能に影響を及ぼす事態に備え、市と県、国、その他防災関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び連絡体制の明確化に努める。 さらに、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、告知放送、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、彦岐市ホームページ、彦岐市公式LINE等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。
40 ～ 45	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第10節 避難収容対策 （略） 1～13 （略） 14 避難に関する広報 指定避難場所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難施設、避難路等を記載した地図を作成し、住民への配布等を積極的に行う。 また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、告知放送システム等の整備を推進する。	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第10節 避難収容対策 （略） 1～13 （略） 14 避難に関する広報 指定避難場所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難施設、避難路等を記載した地図を作成し、住民への配布等を積極的に行う。 また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、告知放送システム等を整備するとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況を周知するため、ホームページ及びアプリケーション等の多様な

新旧対照表（⑤防災における DX に関する修正）

頁	現行計画	修正計画
	以降、省略	手段の整備に努める。 以降、省略
51 ～ 53	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第13節 防災知識の普及 (略) 1～4 (略) 5 インターネットを活用した情報の収集と防災知識の普及 高度情報化時代に伴い、雨量情報等を早期に把握し、適切な措置がとれるよう情報通信システムを活用する。 長崎県が整備した「河川砂防情報システム」、 (追加) を住民に広く普及させ、雨量情報をはじめ、台風の進路、雲の動き等の気象情報の収集、また防災上の知識等の普及のため、活用の推進を図る。	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第13節 防災知識の普及 (略) 1～4 (略) 5 インターネットを活用した情報の収集と防災知識の普及 高度情報化時代に伴い、雨量情報等を早期に把握し、適切な措置がとれるよう情報通信システムを活用する。 長崎県が整備した「河川砂防情報システム」、 「長崎県防災ポータル」 、 気象庁の「キキクル」 を住民に広く普及させ、雨量情報をはじめ、台風の進路、雲の動き等の気象情報の収集、また防災上の知識等の普及のため、活用の推進を図る。
56 ～ 62	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第15節 避難行動要支援者の安全確保 (略) 1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり (1) (略) (2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備 ア (略) イ 避難行動要支援者名簿の作成及び管理 ① 市は、本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努める。 ② 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。 (追加) 以降、省略	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第15節 避難行動要支援者の安全確保 (略) 1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり (1) (略) (2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備 ア (略) イ 避難行動要支援者名簿の作成及び管理 ① 市は、本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努める。 ② 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、名簿の作成の際にはデジタル技術を活用する。 以降、省略

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画																																																																																										
10 ～ 15	第1編 総則 第4節 壱岐市の地勢と災害要因、災害記録 (略) 1 (略) 2 自然的要因 (1) (略) (2) 気候 壱岐の気候は、気温の日較差の小さい海洋性気候となっており、壱岐市芦辺の平年の年平均気温は <u>15.7℃</u>と<u>長崎市より1.5℃低い</u>。年間降水量は約 <u>1,940 mm</u>で、長崎市とほぼ同じである。 梅雨の時期に降水量が最も多く、<u>6月の月降水量は約300 mmに達する</u>。 夏は、8月の最高気温の<u>平均が26.5℃と比較的しのぎやすい</u>。 台風は、九州本土と同様に7月から9月ころに来襲することが多い。 冬は、大陸からの寒気の吹き出しによる雲が発生しやすいが、積雪することはまれである。 <table><tr><th>区 分</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>年間計</th><th>月平均</th></tr><tr><td>平均気温(℃)</td><td><u>5.6</u></td><td><u>6.7</u></td><td><u>9.7</u></td><td><u>13.6</u></td><td><u>17.9</u></td><td><u>20.8</u></td><td><u>25.1</u></td><td><u>26.5</u></td><td><u>23.0</u></td><td><u>18.6</u></td><td><u>13.5</u></td><td><u>8.0</u></td><td>＝</td><td><u>15.7</u></td></tr><tr><td>月間降水量(mm)</td><td><u>62.0</u></td><td><u>87.2</u></td><td><u>120.3</u></td><td><u>160.8</u></td><td><u>128.2</u></td><td><u>293.1</u></td><td><u>259.6</u></td><td><u>283.7</u></td><td><u>197.0</u></td><td><u>136.7</u></td><td><u>109.8</u></td><td><u>105.0</u></td><td><u>1943.4</u></td><td><u>162.0</u></td></tr></table> 資料：芦辺地域気象観測所 (<u>2010～2019年</u>の平均) (3) 気象災害の特徴 ア 大雨による災害 大雨は梅雨前線の活発化に伴って降ることが多い。特に、梅雨前線が九州北部に停滞し、前線上を低気圧が通過するときや、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込むときに、大雨となることが多い。九州北部地方の梅雨入り・梅雨明けの平年値は、それぞれ6月5日ごろと7月19日ごろである。特に梅雨末期には大雨が降りやすい。 また、台風によって大雨が降ることも多い。九州北部地方に接近する台風の数には、<u>平年で1年当たり4.3個であり、6月～10月に多い</u>。 壱岐市芦辺（気象庁観測所）の平年値によれば、日降水量100 mm以上の大雨は<u>1年当たり2.3回降る</u>。そのような大雨が最も多い月は7月であり、<u>1か月当たり0.8回</u>降っている。年降水量の<u>平年値は1,943.4 mm</u>だが、その5.5分の1に相当する362 mmの雨が1日で降った例もある。また、1時間で120 mmの雨が降った例もある。 なお、大雨は狭い範囲に集中して降ることが多いので注意が必要である。 大雨により土砂災害・洪水・浸水などの起きるおそれがある。 イ 強風・波浪による災害 台風のまわりでは反時計回りの風が吹いており、中心に近いほど風が強い傾向がある。 また、台風接近時には波の高さが6 mを超えることもある。低気圧や強い冬型の気圧配置の影響により、強風・高波が起きることもある。 なお、地形の影響のため、同じ市内でも場所によって風の向きや強さが異なる場合もあるので注意しなければならない。	区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計	月平均	平均気温(℃)	<u>5.6</u>	<u>6.7</u>	<u>9.7</u>	<u>13.6</u>	<u>17.9</u>	<u>20.8</u>	<u>25.1</u>	<u>26.5</u>	<u>23.0</u>	<u>18.6</u>	<u>13.5</u>	<u>8.0</u>	＝	<u>15.7</u>	月間降水量(mm)	<u>62.0</u>	<u>87.2</u>	<u>120.3</u>	<u>160.8</u>	<u>128.2</u>	<u>293.1</u>	<u>259.6</u>	<u>283.7</u>	<u>197.0</u>	<u>136.7</u>	<u>109.8</u>	<u>105.0</u>	<u>1943.4</u>	<u>162.0</u>	第1編 総則 第4節 壱岐市の地勢と災害要因、災害記録 (略) 1 (略) 2 自然的要因 (1) (略) (2) 気候 壱岐の気候は、気温の日較差の小さい海洋性気候となっており、壱岐市芦辺の平年の年平均気温は <u>15.8℃</u>と<u>長崎市（南山手町）より1.6℃低い</u>。年間降水量は約 <u>1,880 mm</u>で、長崎市とほぼ同じである。 梅雨の時期に降水量が最も多く、<u>7月の月降水量の平均値は300 mmを超える</u>。 夏は、8月の最高気温の<u>平均値が29.7℃となっている</u>。 台風は、九州本土と同様に7月から9月ころに来襲することが多い。 冬は、大陸からの寒気の吹き出しによる雲が発生しやすいが、積雪することはまれである。 <table><tr><th>区 分</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>年間計</th><th>月平均</th></tr><tr><td>平均気温(℃)</td><td><u>6.2</u></td><td><u>6.9</u></td><td><u>9.7</u></td><td><u>13.7</u></td><td><u>17.7</u></td><td><u>20.9</u></td><td><u>24.9</u></td><td><u>26.3</u></td><td><u>23.1</u></td><td><u>18.7</u></td><td><u>13.5</u></td><td><u>8.5</u></td><td>＝</td><td><u>15.8</u></td></tr><tr><td>月間降水量(mm)</td><td><u>76.1</u></td><td><u>78.6</u></td><td><u>127.8</u></td><td><u>148.7</u></td><td><u>165.0</u></td><td><u>272.1</u></td><td><u>316.1</u></td><td><u>250.9</u></td><td><u>173.7</u></td><td><u>94.1</u></td><td><u>97.5</u></td><td><u>79.4</u></td><td><u>1880.9</u></td><td>＝</td></tr></table> 資料：芦辺地域気象観測所 (<u>1991～2020年</u>の平均) (3) 気象災害の特徴 ア 大雨による災害 大雨は梅雨前線の活発化に伴って降ることが多い。特に、梅雨前線が九州北部に停滞し、前線上を低気圧が通過するときや、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込むときに、大雨となることが多い。九州北部地方の梅雨入り・梅雨明けの平年値は、それぞれ6月4日ごろと7月19日ごろである。特に梅雨末期には大雨が降りやすい。 また、台風によって大雨が降ることも多い。九州北部地方に接近する台風の数には、<u>平年で1年当たり3.8個であり、7月～9月に多い</u>。 壱岐市芦辺（気象庁観測所）の平年値によれば、日降水量100 mm以上の大雨は<u>1年当たり1.7回降る</u>。そのような大雨が最も多い月は7月であり、<u>1か月当たり0.6回</u>降っている。年降水量の<u>平年値は1,880.9 mm</u>だが、その5.5分の1に相当する362 mmの雨が1日で降った例もある。また、1時間で120 mmの雨が降った例もある。 なお、大雨は狭い範囲に集中して降ることが多いので注意が必要である。 大雨により土砂災害・洪水・浸水などの起きるおそれがある。 イ 強風・波浪による災害 台風のまわりでは反時計回りの風が吹いており、中心に近いほど風が強い傾向がある。 また、台風接近時には波の高さが6 mを超えることもある。低気圧や強い冬型の気圧配置の影響により、強風・高波が起きることもある。 なお、地形の影響のため、同じ市内でも場所によって風の向きや強さが異なる場合もあるので注意しなければならない。	区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計	月平均	平均気温(℃)	<u>6.2</u>	<u>6.9</u>	<u>9.7</u>	<u>13.7</u>	<u>17.7</u>	<u>20.9</u>	<u>24.9</u>	<u>26.3</u>	<u>23.1</u>	<u>18.7</u>	<u>13.5</u>	<u>8.5</u>	＝	<u>15.8</u>	月間降水量(mm)	<u>76.1</u>	<u>78.6</u>	<u>127.8</u>	<u>148.7</u>	<u>165.0</u>	<u>272.1</u>	<u>316.1</u>	<u>250.9</u>	<u>173.7</u>	<u>94.1</u>	<u>97.5</u>	<u>79.4</u>	<u>1880.9</u>	＝
区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計	月平均																																																																														
平均気温(℃)	<u>5.6</u>	<u>6.7</u>	<u>9.7</u>	<u>13.6</u>	<u>17.9</u>	<u>20.8</u>	<u>25.1</u>	<u>26.5</u>	<u>23.0</u>	<u>18.6</u>	<u>13.5</u>	<u>8.0</u>	＝	<u>15.7</u>																																																																														
月間降水量(mm)	<u>62.0</u>	<u>87.2</u>	<u>120.3</u>	<u>160.8</u>	<u>128.2</u>	<u>293.1</u>	<u>259.6</u>	<u>283.7</u>	<u>197.0</u>	<u>136.7</u>	<u>109.8</u>	<u>105.0</u>	<u>1943.4</u>	<u>162.0</u>																																																																														
区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計	月平均																																																																														
平均気温(℃)	<u>6.2</u>	<u>6.9</u>	<u>9.7</u>	<u>13.7</u>	<u>17.7</u>	<u>20.9</u>	<u>24.9</u>	<u>26.3</u>	<u>23.1</u>	<u>18.7</u>	<u>13.5</u>	<u>8.5</u>	＝	<u>15.8</u>																																																																														
月間降水量(mm)	<u>76.1</u>	<u>78.6</u>	<u>127.8</u>	<u>148.7</u>	<u>165.0</u>	<u>272.1</u>	<u>316.1</u>	<u>250.9</u>	<u>173.7</u>	<u>94.1</u>	<u>97.5</u>	<u>79.4</u>	<u>1880.9</u>	＝																																																																														

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画				
	ウ 高潮による災害 台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がる（吸い上げ効果）。また、強風が沖から海岸に向かって吹くと、海面が海岸に吹き寄せられて海岸付近の海面が上昇する（吹き寄せ効果）。このようにして起こる<u>海面の上昇を高潮と呼ぶ</u>。大潮の満潮時に台風の接近による高潮が重なれば特に注意が必要だが、高潮の被害は満潮時以外にも発生している。 また、南に開いた湾では、台風が西側を北上する場合、南風が吹き続けるので特に高潮が発生しやすい。高潮により浸水や建物・船舶の損壊などの起きるおそれがある。 以降、省略	ウ 高潮による災害 台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がる（吸い上げ効果）。また、強風が沖から海岸に向かって吹くと、海面が海岸に吹き寄せられて海岸付近の海面が上昇する（吹き寄せ効果）。このようにして起こる<u>潮位が異常に上昇する現象を高潮と呼ぶ</u>。大潮の満潮時に台風の接近による高潮が重なれば特に注意が必要だが、高潮の被害は満潮時以外にも発生している。 また、南に開いた湾では、台風が西側を北上する場合、南風が吹き続けるので特に高潮が発生しやすい。高潮により浸水や建物・船舶の損壊などの起きるおそれがある。 以降、省略				
102 ～ 114	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第9節 気象予警報等の収集・伝達 （略） 1 気象予警報等の周知 （1）予警報等の概要 この計画において、注意報、警報、情報の概要は次のとおりである。 ア 概要 <u>（7）注意報 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</u> <u>（i）警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</u> <u>（ii）特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</u> <u>（e）情報 情報とは、気象業務法に基づいて、気象官署が、気象等の予報に係るある台風その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的速やかに発表するものをいう。</u>	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第9節 気象予警報等の収集・伝達 （略） 1 気象予警報等の周知 （1）予警報等の概要 この計画において、注意報、警報、情報の概要は次のとおりである。 ア 概要 <u>（7）警戒レベルを用いた防災情報の提供</u> <u>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</u> <u>「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</u> <u>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</u> <u>（i）特別警報・警報・注意報</u> <u>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</u> <u>特別警報・警報・注意報の概要</u> <table><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>特別警報</td><td><u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</u></td></tr></table>	種類	概要	特別警報	<u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</u>
種類	概要					
特別警報	<u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</u>					

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画																												
		<table><tr><td>警報</td><td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報</td></tr><tr><td>注意報</td><td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報</td></tr></table> 特別警報・警報・注意報の種類と概要 <table><tr><td colspan="2">特別警報・警報・注意報の種類</td></tr><tr><td>特別警報</td><td><table><tr><td>大雨特別警報</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>大雪特別警報</td><td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風特別警報</td><td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風雪特別警報</td><td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td></tr><tr><td>波浪特別警報</td><td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>高潮特別警報</td><td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td></tr></table></td></tr><tr><td>警報</td><td><table><tr><td>大雨警報</td><td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td></tr><tr><td>洪水警報</td><td>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td></tr><tr><td>大雪警報</td><td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr></table></td></tr></table>	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報	特別警報・警報・注意報の種類		特別警報	<table><tr><td>大雨特別警報</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>大雪特別警報</td><td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風特別警報</td><td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風雪特別警報</td><td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td></tr><tr><td>波浪特別警報</td><td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>高潮特別警報</td><td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td></tr></table>	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	警報	<table><tr><td>大雨警報</td><td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td></tr><tr><td>洪水警報</td><td>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td></tr><tr><td>大雪警報</td><td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr></table>	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報																													
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報																													
特別警報・警報・注意報の種類																														
特別警報	<table><tr><td>大雨特別警報</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>大雪特別警報</td><td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風特別警報</td><td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風雪特別警報</td><td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td></tr><tr><td>波浪特別警報</td><td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>高潮特別警報</td><td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td></tr></table>	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																	
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																													
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																													
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																													
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																													
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																													
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																													
警報	<table><tr><td>大雨警報</td><td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td></tr><tr><td>洪水警報</td><td>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td></tr><tr><td>大雪警報</td><td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr></table>	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																							
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																													
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																													
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																													

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画			
				暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
				暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
				波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
				高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
		注意報		大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
				洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
				大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
				強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
				風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
				波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
				高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
				濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
				雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画																																																	
					突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。 乾燥注意報 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。 なだれ注意報 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 着氷注意報 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。 着雪注意報 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。 融雪注意報 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。 霜注意報 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。 低温注意報 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。																																														
	イ（略） (2) 壱岐・対馬の警報・注意報の発表基準 警報 <table><tr><th>種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>暴 風</td><td>平均風速20m／s 以上</td></tr><tr><td>暴 風 雪</td><td>平均風速20m／s 以上、雪を伴う</td></tr><tr><td>波 浪</td><td>有義波高 6 m以上</td></tr><tr><td>高 潮</td><td>潮位M・S・L 上1.6m以上 ※M・S・L：平均潮位</td></tr><tr><td>大 雨</td><td></td></tr><tr><td>（ 浸 水 害 ）</td><td>1 時間雨量70mm以上</td></tr><tr><td>（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数122以上</td></tr><tr><td>洪 水</td><td>1 時間雨量70mm以上</td></tr><tr><td>大 雪</td><td>12時間降雪の深さ15cm以上</td></tr></table>	種 類	発 表 基 準	暴 風	平均風速20m／s 以上	暴 風 雪	平均風速20m／s 以上、雪を伴う	波 浪	有義波高 6 m以上	高 潮	潮位M・S・L 上1.6m以上 ※M・S・L：平均潮位	大 雨		（ 浸 水 害 ）	1 時間雨量70mm以上	（土砂災害）	土壌雨量指数122以上	洪 水	1 時間雨量70mm以上	大 雪	12時間降雪の深さ15cm以上				イ（略） (2) 壱岐・対馬の警報・注意報の発表基準 警報 <table><tr><th>警報</th><th>種類</th><th colspan="3">発表基準</th></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">大雨</td><td>（浸水害）</td><td>表面雨量指数基準</td><td>25</td></tr><tr><td>（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>168</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">洪水</td><td></td><td>流域雨量指数基準</td><td>幡鍾川流域＝16.7、 永田川流域＝6.5、谷江川流域＝15.1</td></tr><tr><td></td><td>複合基準*1</td><td>二</td></tr><tr><td></td><td>暴風</td><td>平均風速</td><td>陸上</td><td>20m/s</td></tr></table>	警報	種類	発表基準				大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	25	（土砂災害）	土壌雨量指数基準	168		洪水		流域雨量指数基準	幡鍾川流域＝16.7、 永田川流域＝6.5、谷江川流域＝15.1		複合基準*1	二		暴風	平均風速	陸上	20m/s
種 類	発 表 基 準																																																		
暴 風	平均風速20m／s 以上																																																		
暴 風 雪	平均風速20m／s 以上、雪を伴う																																																		
波 浪	有義波高 6 m以上																																																		
高 潮	潮位M・S・L 上1.6m以上 ※M・S・L：平均潮位																																																		
大 雨																																																			
（ 浸 水 害 ）	1 時間雨量70mm以上																																																		
（土砂災害）	土壌雨量指数122以上																																																		
洪 水	1 時間雨量70mm以上																																																		
大 雪	12時間降雪の深さ15cm以上																																																		
警報	種類	発表基準																																																	
	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	25																																															
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	168																																															
	洪水		流域雨量指数基準	幡鍾川流域＝16.7、 永田川流域＝6.5、谷江川流域＝15.1																																															
			複合基準*1	二																																															
	暴風	平均風速	陸上	20m/s																																															

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁		現行計画		修正計画																																																													
		※地面現象警報 大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。						海上 20m/s 暴風雪 平均風速 陸上 20m/s 雪を伴う 海上 20m/s 雪を伴う 大雪 降雪の深さ 1 2 時間降雪の深さ10cm 波浪 有義波高 6. 0m 高潮 潮位 2. 0m																																																									
								*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。																																																									
		注意報 <table><tr><th>種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>強 風</td><td>平均風速12m／s 以上</td></tr><tr><td>風 雪</td><td>平均風速12m／s 以上、雪を伴う</td></tr><tr><td>波 浪</td><td>有義波高2. 5m以上</td></tr><tr><td>高 潮</td><td>潮位M・S・L 上1.5m以上 ※M・S・L：平均潮位</td></tr><tr><td>大 雨</td><td>1 時間雨量40mm以上</td></tr><tr><td>洪 水</td><td>1 時間雨量40mm以上</td></tr><tr><td>大 雪</td><td>12時間降雪の深さ 3 cm以上</td></tr><tr><td>乾 燥</td><td>最小湿度40％以下で実効湿度60％以下</td></tr><tr><td>雷</td><td>落雷等により被害が予想される場合</td></tr><tr><td>濃 霧</td><td>視程 陸上100m以下 海上500m以下</td></tr><tr><td>霜</td><td>11月20日までの早霜 3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下</td></tr><tr><td>低 温</td><td>冬期（最低気温）－4℃以下 夏期（平均気温） 日平均気温が平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想されるとき</td></tr><tr><td>※地面現象注意報</td><td>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって、被害が予想される場合</td></tr><tr><td>※浸水注意報</td><td>浸水によって被害が予想される場合</td></tr></table> （注） ア 発表の基準の欄に記載した数値は、壱岐・対馬における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定する。 イ 警報・注意報はその種類に係わらず、これらの新たな警報・注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。 ウ 種類の欄に※をつけた警報・注意報は、表題を出さないで他の警報・注意報に含めて発表を行う。 エ 警報・注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次のとおりである。 （い つ） 注意警戒すべき期間…具体的に示す （どこで） 注意警戒すべき地域…現象の中心になると予想される地域 （何 が） 注意警戒すべき気象現象等…量的な予想値		種 類	発 表 基 準	強 風	平均風速12m／s 以上	風 雪	平均風速12m／s 以上、雪を伴う	波 浪	有義波高2. 5m以上	高 潮	潮位M・S・L 上1.5m以上 ※M・S・L：平均潮位	大 雨	1 時間雨量40mm以上	洪 水	1 時間雨量40mm以上	大 雪	12時間降雪の深さ 3 cm以上	乾 燥	最小湿度40％以下で実効湿度60％以下	雷	落雷等により被害が予想される場合	濃 霧	視程 陸上100m以下 海上500m以下	霜	11月20日までの早霜 3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下	低 温	冬期（最低気温）－4℃以下 夏期（平均気温） 日平均気温が平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想されるとき	※地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって、被害が予想される場合	※浸水注意報	浸水によって被害が予想される場合																																
種 類	発 表 基 準																																																																
強 風	平均風速12m／s 以上																																																																
風 雪	平均風速12m／s 以上、雪を伴う																																																																
波 浪	有義波高2. 5m以上																																																																
高 潮	潮位M・S・L 上1.5m以上 ※M・S・L：平均潮位																																																																
大 雨	1 時間雨量40mm以上																																																																
洪 水	1 時間雨量40mm以上																																																																
大 雪	12時間降雪の深さ 3 cm以上																																																																
乾 燥	最小湿度40％以下で実効湿度60％以下																																																																
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																
濃 霧	視程 陸上100m以下 海上500m以下																																																																
霜	11月20日までの早霜 3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下																																																																
低 温	冬期（最低気温）－4℃以下 夏期（平均気温） 日平均気温が平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想されるとき																																																																
※地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって、被害が予想される場合																																																																
※浸水注意報	浸水によって被害が予想される場合																																																																
				注意報 <table><tr><th>種類</th><th colspan="2">発表基準</th></tr><tr><td>大雨</td><td>表 面 雨 量 指数基準</td><td>15</td></tr><tr><td></td><td>土 壌 雨 量 指数基準</td><td>99</td></tr><tr><td>洪水</td><td>流 域 雨 量 指数基準</td><td>幡鍾川流域＝13. 3、永田川流域＝5. 2 谷江川流域＝12</td></tr><tr><td></td><td>複合基準*1</td><td>二</td></tr><tr><td></td><td>指 定 河 川 洪水予報による基準</td><td>二</td></tr><tr><td>強風</td><td>平均風速</td><td> 陸上 12m/s 海上 12m/s </td></tr><tr><td>風雪</td><td>平均風速</td><td> 陸上 12m/s 雪を伴う 海上 12m/s 雪を伴う </td></tr><tr><td>大雪</td><td>降雪の深さ</td><td>12時間降雪の深さ 3cm</td></tr><tr><td>波浪</td><td>有義波高</td><td>2. 5m</td></tr><tr><td>高潮</td><td>潮位</td><td>1. 5m</td></tr><tr><td>雷</td><td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合</td></tr><tr><td>融雪</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>濃霧</td><td>視程</td><td> 陸上 100m 海上 500m </td></tr><tr><td>乾燥</td><td colspan="2">最小湿度40％で、実効湿度60％</td></tr><tr><td>なだれ</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>低温</td><td colspan="2">夏季：平年より平均気温が5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬季：最低気温が-4℃以下</td></tr><tr><td>霜</td><td colspan="2">11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下</td></tr></table>		種類	発表基準		大雨	表 面 雨 量 指数基準	15		土 壌 雨 量 指数基準	99	洪水	流 域 雨 量 指数基準	幡鍾川流域＝13. 3、永田川流域＝5. 2 谷江川流域＝12		複合基準*1	二		指 定 河 川 洪水予報による基準	二	強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 12m/s	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 12m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 3cm	波浪	有義波高	2. 5m	高潮	潮位	1. 5m	雷	落雷等により被害が予想される場合		融雪			濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m	乾燥	最小湿度40％で、実効湿度60％		なだれ			低温	夏季：平年より平均気温が5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬季：最低気温が-4℃以下		霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下							
種類	発表基準																																																																
大雨	表 面 雨 量 指数基準	15																																																															
	土 壌 雨 量 指数基準	99																																																															
洪水	流 域 雨 量 指数基準	幡鍾川流域＝13. 3、永田川流域＝5. 2 谷江川流域＝12																																																															
	複合基準*1	二																																																															
	指 定 河 川 洪水予報による基準	二																																																															
強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 12m/s																																																															
風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 12m/s 雪を伴う																																																															
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 3cm																																																															
波浪	有義波高	2. 5m																																																															
高潮	潮位	1. 5m																																																															
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																
融雪																																																																	
濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m																																																															
乾燥	最小湿度40％で、実効湿度60％																																																																
なだれ																																																																	
低温	夏季：平年より平均気温が5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬季：最低気温が-4℃以下																																																																
霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下																																																																

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画										
	<u>の要素で構成し、できる限り簡明な記載を行う。</u> <u>オ 有義波高とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1／3の個数の波を選び、これらの波高を平均したもの。</u> <u>(追加)</u>	<table><tr><td></td><td>着氷・着雪</td><td></td></tr><tr><td>記録的短時間大雨情報</td><td>1時間雨量</td><td>110mm</td></tr></table> (注) <u>ア 発表の基準の欄に記載した数値は、壱岐・対馬における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定する。</u> <u>イ 警報・注意報はその種類に係わず、これらの新たな警報・注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。</u> <u>ウ 警報・注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次のとおりである。</u> <u>(い つ) 注意警戒すべき期間…具体的に示す</u> <u>(どこで) 注意警戒すべき地域…現象の中心になると予想される地域</u> <u>(何 が) 注意警戒すべき気象現象等…量的な予想値</u> <u>の要素で構成し、できる限り簡明な記載を行う。</u> <u>エ 有義波高とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1／3の個数の波を選び、これらの波高を平均したもの。</u> <u>オ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。</u> (3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル等の種類と概要 <table><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td><u>土砂キキクル</u> <u>(大雨警報（土砂災害）の危険度分布※</u></td><td><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u> <u>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相</u></td></tr></table>		着氷・着雪		記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm	種類	概要	<u>土砂キキクル</u> <u>(大雨警報（土砂災害）の危険度分布※</u>	<u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u> <u>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相</u>
	着氷・着雪											
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm										
種類	概要											
<u>土砂キキクル</u> <u>(大雨警報（土砂災害）の危険度分布※</u>	<u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u> <u>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相</u>											

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画	
		<u>浸水キキクル</u> <u>（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u>	<u>当。</u> <u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高</u> <u>まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごと</u> <u>に5段階に色分けして示す情報。1時間先ま</u> <u>での表面雨量指数の予測を用いて常時10分</u> <u>ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等</u> <u>が発表されたときに、危険度が高まっている</u> <u>場所を面的に確認することができる。</u> <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに</u> <u>身の安全を確保する必要があるとされる警</u> <u>戒レベル5に相当</u>
		<u>洪水キキクル</u> <u>（洪水警報の危険度分布）</u>	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小</u> <u>河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水</u> <u>害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で</u> <u>河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分け</u> <u>して示す情報。3時間先までの流域雨量指数</u> <u>の予測を用いて常時10分ごとに更新してお</u> <u>り、洪水警報等が発表されたときに、危険度</u> <u>が高まっている場所を面的に確認すること</u> <u>ができる。</u> <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに</u> <u>身の安全を確保する必要があるとされる警</u> <u>戒レベル5に相当</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必</u> <u>要があるとされる警戒レベル4に相当</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から</u> <u>の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u> <u>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害</u> <u>リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行</u> <u>動の確認が必要とされる警戒レベル2に相</u> <u>当</u>
		<u>流域雨量指数の予測値</u>	<u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対</u> <u>象地点の洪水危険度（大河川においては、そ</u> <u>の支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾</u> <u>濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報</u> <u>等の基準への到達状況に応じて危険度を色</u> <u>分けした時系列で示す情報。流域内における</u> <u>雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析</u> <u>雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10</u>

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画			
	(追加) (3) 府県気象情報 府県気象情報には対象とする現象に関する警報・注意報が未発表時において予告的に発表するものと、警報・注意報発表時において補完的に発表するものがある。 その他、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨を観測又は解析した場合（1時間雨量11.0mm以上）には「記録的短時間大雨情報」を発表する。 (4) 土砂災害警戒情報 長崎県と長崎地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。 (5) 長崎県潮位情報 副振動（※1）や異常潮位（※2）などの潮位の変動により、被害の発生するおそれがある場合や、潮位の状況を解説する場合に発表する。 ※1 副振動：湾などで観測される周期が数分から数十分程度の海面の昇降現象 ※2 異常潮位：潮位が比較的長期間（1週間から3ヶ月程度）継続して平常より高く（もしくは低く）なる現象 (追加) (6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報	<table border="1" data-bbox="1193 169 2007 201"> <tr> <td></td><td>分ごとに更新している。</td><td></td></tr> </table> ※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用 (4) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県壱岐・対馬など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県など）で発表される。大雨、高潮に関して、「高」又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 (5) 府県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 (6) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町（壱岐市）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。壱岐市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (9) へ変更 (7) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の壱岐市において、数年に一度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。「長崎県の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したときである。」 (8) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等		分ごとに更新している。	
	分ごとに更新している。				

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画
	<u>が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、長崎県単位で発表する。</u>この情報の有効期限は、発表から1時間である。 <u>(7) 地震・津波に関する警報等</u> 長崎海洋気象台は、気象庁が発表する<u>津波警報、津波注意報、津波予報等</u>を県内関係機関に伝達する。 なお、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）は、日本放送協会に伝達されるとともに各報機関、携帯電話会社の協力により広く周知される。 <u>(8) 火災警報</u> 市長が、知事の通報に基づき、火災の予防上危険であると認めるときに発するものである。なお、壱岐・対馬における火災気象通報の基準は次のとおりである。 ・気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。 <u>※乾燥注意報及び強風注意報の基準に達した場合、火災気象通報となる。</u> ・発表単位は市町毎とする。 ・通報に関しては下記のとおりとする。 <u>〈定時〉</u> ・<u>毎朝5時頃に「気象概況通報」（24時間先まで）を通報</u> ・<u>火災気象通報の通報基準に該当又は該当する恐れがある場合は、見出しの冒頭に「火災気象通報」を明示</u> <u>〈臨時〉※当面の間</u> ・<u>定時での通報後に状況が変化し、内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」の発表があった場合、その発表をもって火災気象通報とする。</u> <u>(9) 異常現象を発見した者の措置</u> ア 発見者の通報義務 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、情報連絡系統図によって関係機関に通報する。 イ 市長が気象庁に通報義務を持つ事項 (7) 対象になる現象名	<u>の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（壱岐・対馬）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u> <u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を追加した情報が天気予報の対象地域と同じ単位（壱岐・対馬）で発表される。</u>この情報の有効期限は、発表から1時間である。 <u>(9) 長崎県潮位情報</u> <u>副振動（※1）や異常潮位（※2）などの潮位の変動により、被害の発生するおそれがある場合や、潮位の状況を解説する場合に発表する。</u> <u>※1 副振動：湾などで観測される周期が数分から数十分程度の海面の昇降現象</u> <u>※2 異常潮位：潮位が比較的長期間（1週間から3ヶ月程度）継続して平常より高く（もしくは低く）なる現象</u> <u>(10) 地震・津波に関する警報等</u> 長崎地方気象台は、気象庁が発表する<u>大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報等</u>を県内関係機関に伝達する。 なお、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）は、日本放送協会に伝達されるとともに各報機関、携帯電話会社の協力により広く周知される。 <u>(11) 火災警報</u> 市長が、知事の通報に基づき、火災の予防上危険であると認めるときに発するものである。なお、壱岐・対馬における火災気象通報の基準は次のとおりである。 ・気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。 <u>なお「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予測される場合は、火災気象通報に該当しない。</u> ・発表単位は市町毎とする。 ・通報に関しては下記のとおりとする。 <u>〈通報内容及び時刻〉</u> <u>毎日5時頃（日本時間、以下同様）、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以て火災気象通報とし注意すべき事項を付加する。</u> <u>また、直前の通報内容と異なる状況となった場合は、その旨を随時通報する。</u> <u>(12) 異常現象を発見した者の措置</u> ア 発見者の通報義務 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、情報連絡系統図によって関係機関に通報する。 イ 市長が気象庁に通報義務を持つ事項 (7) 対象になる現象名

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画
	a 気象に関する事項 著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等 b 地象に関する事項 地震関係 群発地震 c 水象に関する事項 異常潮位 異常波浪 (i) 発生場所 (ii) 発見した日時分 (e) その他参考となる情報 (f) 通報手段 市から気象官署に対する通報は、公衆電話又は電信による。 ただし、イの(ア)のa及びbについては、文書によってもよい。 (h) 通報に要する経費 発信市の負担とする。 (k) 気象官署への通報は、長崎地方気象台とする。 2 気象予警報等の伝達 気象予警報等の情報を受理した場合は、次の伝達系統図により迅速に住民及び関係機関に伝達する。 (1) 長崎地方気象台が発表する気象警報等の伝達系統 別紙、図 1-1 のとおり	a 気象に関する事項 著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等 b 地象に関する事項 地震関係 群発地震 c 水象に関する事項 異常潮位 異常波浪 (i) 発生場所 (ii) 発見した日時分 (e) その他参考となる情報 (f) 通報手段 市から気象官署に対する通報は、公衆電話又は電信による。 ただし、イの(ア)のa及びbについては、文書によってもよい。 (h) 通報に要する経費 発信市の負担とする。 (k) 気象官署への通報は、長崎地方気象台とする。 2 気象予警報等の伝達 気象予警報等の情報を受理した場合は、次の伝達系統図により迅速に住民及び関係機関に伝達する。 (1) 長崎地方気象台が発表する気象警報等の伝達系統 別紙、図 1-2 のとおり

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画																																				
268 ～ 275	第3編 震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第9節 地震情報・津波予報等の収集・伝達 (略) 1 津波予報、地震及び津波に関する情報 (1) 津波予報 長崎地方気象台は、気象業務法に基づき、その担当予報区内の予想される津波の規模、範囲について津波予報を発表する。 津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ <table><tr><th colspan="2">予報の種類</th><th>解 説</th><th>発表される津波の高さ</th></tr><tr><td rowspan="2">津波警報</td><td>大津波</td><td>高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。</td><td>5 m、1 0 m、 1 0 m超</td></tr><tr><td>津 波</td><td>高いところで1 mを超え、3 m以下の津波が予想されますので、警戒してください。</td><td>3 m</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>津波注意</td><td>高いところで0.2m以上、1m以下の津波が予想されますので、注意してください。</td><td>1 m</td></tr></table> 注) 1 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。 2 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意解除」として速やかに通知する。 3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。	予報の種類		解 説	発表される津波の高さ	津波警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	5 m、1 0 m、 1 0 m超	津 波	高いところで1 mを超え、3 m以下の津波が予想されますので、警戒してください。	3 m	津波注意報	津波注意	高いところで0.2m以上、1m以下の津波が予想されますので、注意してください。	1 m	第3編 震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第9節 地震情報・津波予報等の収集・伝達 (略) 1 津波予報、地震及び津波に関する情報 (1) 地震情報の種類、発表基準と内容 <table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</td></tr><tr><td>震源・震度情報</td><td>・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</td></tr><tr><td>推計震度分布図</td><td>・震度5弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</td></tr><tr><td>長周期地震動に関する観測情報</td><td>・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</td><td>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、事故別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）</td></tr><tr><td>遠地震に関する情報</td><td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著し</td><td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知委した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、事故別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）	遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著し	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知委した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
予報の種類		解 説	発表される津波の高さ																																			
津波警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	5 m、1 0 m、 1 0 m超																																			
	津 波	高いところで1 mを超え、3 m以下の津波が予想されますので、警戒してください。	3 m																																			
津波注意報	津波注意	高いところで0.2m以上、1m以下の津波が予想されますので、注意してください。	1 m																																			
地震情報の種類	発表基準	内容																																				
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報																																				
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表																																				
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表																																				
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表																																				
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、事故別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）																																				
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著し	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知委した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表																																				

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画			
	(3) <u>地震及び津波に関する情報</u> <u>長崎地方気象台が発表する地震及び津波に関する情報は、次のとおりである。</u> <u>ア 震度速報</u> 地震発生から2分後に震度3以上の地域名を発表する。この速報はすばやく防災対応をとるための情報で、専用回線を用いたコンピューター通信及び静止気象衛星「ひまわり」を利用した緊急情報衛星同報システムによって防災関係機関に通知されるとともに、テレビ、ラジオ等で放送される。 <u>震度速報に使用する長崎県内の地域名は次の6地域に分割される。</u>	<u>地震解説資料</u> (<u>全国詳細版・地域詳細版</u>) ・<u>津波警報・注意報発表時</u> ・<u>(担当地域で) 震度5弱以上を観測</u> ・<u>社会的に関心の高い地震が発生</u> <u>地震活動図</u> <u>週間地震概況</u>	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・<u>定期（毎月初旬）</u> ・<u>定期（毎週金曜）</u>	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料 ・<u>地震解説資料(地域詳細版)</u> <u>地震解説資料（全国詳細版）</u> 発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を胃炎する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある） <u>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月都道府県内及び）その地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料</u> <u>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の新府県などをとりまとめた資料</u>	(3) <u>大津波警報・津波警報・津波注意報</u> <u>ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等</u> 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。 <u>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐ求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表</u>

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画																																														
	長崎県北部、長崎県南西部、長崎県島原半島、長崎県対馬、長崎県壱岐、長崎県五島 イ 津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報、津波観測に関する情報） 予想される津波の到達時刻や高さ、実際に観測された津波の到達時刻や高さ等を発表する。県内で発表する地点は、長崎、佐世保、口之津、福江島福江港、対馬美津島の観測点である。 ウ 震源に関する情報 震度速報を発表した後、津波の心配がなく、かつ海面変動の発生もないと判断した場合に地震発生から約3分後に発表される。震源要素（地震の発生時刻、震源の緯度・経度、震源の深さ、マグニチュード）、震央地名及び「津波の心配ない」旨の付加文で構成される。なお、微弱で被害の心配がない海面変動が予想される場合は、「この地震により若干の海面変動があるかも知れませんが、被害の心配はありません」という内容を付加して発表する。 エ 地震情報（震源・震度に関する情報） 震源の位置、地震の規模、震度3以上が観測された地域名及び市町村名を発表する。また、「震度5弱以上」と考えられる地域で、震度データを入手していない震度観測点がある場合には、その地点名を発表する。大きな揺れが観測された市町村名を次の基準で発表する。 <table><tr><th>その地震による最大震度</th><th>発表する市町村名</th></tr><tr><td>「震度6弱」以上</td><td>「震度5弱」以上を観測</td></tr><tr><td>「震度5強」又は「震度5弱」</td><td>「震度4」以上を観測</td></tr><tr><td>「震度4」又は「震度3」</td><td>「震度3」以上を観測</td></tr></table> オ 各地の震度に関する情報 震源の位置、地震の規模に加え、震度1以上の地点名を各県別に発表する。また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていない場合、その事実を含めて発表する。 カ 震度情報に用いる震度計設置状況（壱岐市） <table><tr><th>設置者</th><th>所在地</th><th>観測点名称</th></tr><tr><td>防災科学技術研究所</td><td>壱岐市郷ノ浦町本村触字江上504ー2</td><td>壱岐市郷ノ浦町</td></tr><tr><td rowspan="3">壱岐市</td><td>壱岐市勝本町西戸触182ー5</td><td>壱岐市勝本町</td></tr><tr><td>壱岐市芦辺町芦辺浦562</td><td>壱岐市芦辺町芦辺</td></tr><tr><td>壱岐市石田町石田西触1290</td><td>壱岐市石田町</td></tr><tr><td>気象庁</td><td>壱岐市芦辺町中野郷本村触字苧峰15</td><td>壱岐市芦辺町中野</td></tr></table>	その地震による最大震度	発表する市町村名	「震度6弱」以上	「震度5弱」以上を観測	「震度5強」又は「震度5弱」	「震度4」以上を観測	「震度4」又は「震度3」	「震度3」以上を観測	設置者	所在地	観測点名称	防災科学技術研究所	壱岐市郷ノ浦町本村触字江上504ー2	壱岐市郷ノ浦町	壱岐市	壱岐市勝本町西戸触182ー5	壱岐市勝本町	壱岐市芦辺町芦辺浦562	壱岐市芦辺町芦辺	壱岐市石田町石田西触1290	壱岐市石田町	気象庁	壱岐市芦辺町中野郷本村触字苧峰15	壱岐市芦辺町中野	する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。 津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等 <table><tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th></tr><tr><th>数値での発表 （予想される津波の高さの区分）</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr><tr><td>大津波警報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td>10m超 （10m<予想される津波の最大波の高さ） 10m （5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m） 5m （3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m）</td><td>巨大</td><td>巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td><td>3m （1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m）</td><td>高い</td><td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつ</td><td>1m （0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m）</td><td>（表記しない）</td><td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にい</td></tr></table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 （予想される津波の高さの区分）	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 （10m<予想される津波の最大波の高さ） 10m （5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m） 5m （3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m （1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつ	1m （0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にい
その地震による最大震度	発表する市町村名																																															
「震度6弱」以上	「震度5弱」以上を観測																																															
「震度5強」又は「震度5弱」	「震度4」以上を観測																																															
「震度4」又は「震度3」	「震度3」以上を観測																																															
設置者	所在地	観測点名称																																														
防災科学技術研究所	壱岐市郷ノ浦町本村触字江上504ー2	壱岐市郷ノ浦町																																														
壱岐市	壱岐市勝本町西戸触182ー5	壱岐市勝本町																																														
	壱岐市芦辺町芦辺浦562	壱岐市芦辺町芦辺																																														
	壱岐市石田町石田西触1290	壱岐市石田町																																														
気象庁	壱岐市芦辺町中野郷本村触字苧峰15	壱岐市芦辺町中野																																														
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																																												
		数値での発表 （予想される津波の高さの区分）	巨大地震の場合の発表																																													
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 （10m<予想される津波の最大波の高さ） 10m （5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m） 5m （3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																												
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m （1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																												
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつ	1m （0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にい																																												

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画															
			て、津波による災害のおそれがある場合			る人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。											
		※大津波警報を特別警報に位置付けている。 （注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。															
		イ．津波警報等の留意事項等 ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。 ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。 ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。															
		(4)津波情報 ア．津波情報の発表等 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。															
		津波情報の種類と発表内容 <table><tr><th>情報の種類</th><th>発表内容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注１）</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻（注２）や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発報される津波の高さ等」の表に記載）を発表</td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注３）</td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻</td></tr></table>						情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注１）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注２）や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発報される津波の高さ等」の表に記載）を発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注３）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻
情報の種類	発表内容																
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注１）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注２）や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発報される津波の高さ等」の表に記載）を発表																
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注３）																
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻																

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画																																		
		<table><tr><td></td><td>や高さを津波予報区単位で発表（注4）</td></tr></table> （注1）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。 （注2）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 （注3）津波観測に関する情報の発表内容について ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容 <table><tr><th>警報・注意報の発表状況</th><th>観測された津波の高さ</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="2">大津波警報</td><td>1m超</td><td>数値で発表</td></tr><tr><td>1m以下</td><td>「観測中」と発表</td></tr><tr><td rowspan="2">津波警報</td><td>0.2m以上</td><td>数値で発表</td></tr><tr><td>0.2m未満</td><td>「観測中」と発表</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>（すべての場合）</td><td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td></tr></table> （注4）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容 <table><tr><th>発表中の津波警報等</th><th>沿岸で推定される津波の高さ</th><th>発表内容</th></tr><tr><td rowspan="2">大津波警報</td><td>3m超</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr><tr><td>3m以下</td><td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td></tr><tr><td rowspan="2">津波警報</td><td>1m超</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr><tr><td>1m以下</td><td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>（すべての場合）</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定</td></tr></table>		や高さを津波予報区単位で発表（注4）	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	1m超	数値で発表	1m以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2m以上	数値で発表	0.2m未満	「観測中」と発表	津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定
	や高さを津波予報区単位で発表（注4）																																			
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容																																		
大津波警報	1m超	数値で発表																																		
	1m以下	「観測中」と発表																																		
津波警報	0.2m以上	数値で発表																																		
	0.2m未満	「観測中」と発表																																		
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																																		
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容																																		
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																		
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																		
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																		
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																		
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定																																		

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画												
		<table><tr><td></td><td></td><td>値とも数値で発表</td><td></td></tr></table> (注) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <u>イ. 津波情報の留意事項等</u> ① <u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u> ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。 ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。 ② <u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u> ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。 ③ <u>津波観測に関する情報</u> ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。 ④ <u>沖合の津波観測に関する情報</u> ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。 ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで 5 分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。 (5) <u>津波予報</u> 気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。 <u>津波予報の発表基準と発表内容</u> <table><tr><th>発表基準</th><th>発表内容</th></tr><tr><td><u>津波が予想されないとき</u> <u>(地震情報に含めて発表)</u></td><td><u>津波の心配なしの旨を発表</u></td></tr><tr><td><u>0.2m未満の海面変動が予想されたとき</u> <u>(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td><td><u>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</u></td></tr><tr><td><u>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき</u> ^(注) <u>(津波に関するその他の情報を含めて発表)</u></td><td><u>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため海に入っている作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</u></td></tr></table> (注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41) で発表される。			値とも数値で発表		発表基準	発表内容	<u>津波が予想されないとき</u> <u>(地震情報に含めて発表)</u>	<u>津波の心配なしの旨を発表</u>	<u>0.2m未満の海面変動が予想されたとき</u> <u>(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	<u>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</u>	<u>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき</u> ^(注) <u>(津波に関するその他の情報を含めて発表)</u>	<u>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため海に入っている作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</u>
		値とも数値で発表												
発表基準	発表内容													
<u>津波が予想されないとき</u> <u>(地震情報に含めて発表)</u>	<u>津波の心配なしの旨を発表</u>													
<u>0.2m未満の海面変動が予想されたとき</u> <u>(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	<u>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</u>													
<u>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき</u> ^(注) <u>(津波に関するその他の情報を含めて発表)</u>	<u>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため海に入っている作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</u>													

新旧対照表（⑥長崎地方気象台による修正）

頁	現行計画	修正計画																
	(4) 津波警報・注意報の伝達系統図 別紙、図 2-1 のとおり (5) 地震・津波情報の伝達系統図 別紙、図 2-2 のとおり	(6) 震度情報に用いる震度計設置状況（壱岐市） <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 置 者</th><th>所 在 地</th><th>観測点名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災科学技術研究所</td><td>郷ノ浦町本村触字江上504-2</td><td>壱岐市郷ノ浦町</td></tr> <tr> <td rowspan="3">壱 岐 市</td><td>勝本町西戸触182-5</td><td>壱岐市勝本町</td></tr> <tr> <td>芦辺町芦辺浦562</td><td>壱岐市芦辺町芦辺</td></tr> <tr> <td>石田町石田西触1290</td><td>壱岐市石田町</td></tr> <tr> <td>気 象 庁</td><td>芦辺町中野郷本村触字芋峰15</td><td>壱岐市芦辺町中野</td></tr> </tbody> </table> (7) 津波警報等の伝達系統図 別紙、図 2-3 のとおり	設 置 者	所 在 地	観測点名称	防災科学技術研究所	郷ノ浦町本村触字江上504-2	壱岐市郷ノ浦町	壱 岐 市	勝本町西戸触182-5	壱岐市勝本町	芦辺町芦辺浦562	壱岐市芦辺町芦辺	石田町石田西触1290	壱岐市石田町	気 象 庁	芦辺町中野郷本村触字芋峰15	壱岐市芦辺町中野
設 置 者	所 在 地	観測点名称																
防災科学技術研究所	郷ノ浦町本村触字江上504-2	壱岐市郷ノ浦町																
壱 岐 市	勝本町西戸触182-5	壱岐市勝本町																
	芦辺町芦辺浦562	壱岐市芦辺町芦辺																
	石田町石田西触1290	壱岐市石田町																
気 象 庁	芦辺町中野郷本村触字芋峰15	壱岐市芦辺町中野																

新旧対照表（⑦その他の修正）

頁	現行計画	修正計画																																
40 ～ 45	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第10節 避難収容対策 （略） 1～6 （略） 7 （略） （追加）	第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第10節 避難収容対策 （略） 1～6 （略） 7 指定避難所の機能の強化 （略） また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、感染症流行時には、避難者及び避難所運営に当たる職員等の感染症対策を徹底し、感染症対策に必要な物資等（マスク、消毒液、体温計、パーテーション等）を備蓄するように努める。																																
66 ～ 76	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制の確立 （略） 1 防災組織体制の確立 （1）～（3） （略） （4）災害対策本部の組織 別紙、表 1-1 のとおり （5）災害対策本部各部の所掌事務 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部等</th><th>班（課等）名</th><th>掌 握 事 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（中略）</td><td>（中略）</td><td>（中略）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">企画振興 企画振興部 長</td><td>情報管理班 （追加） 政策企画課</td><td>・企画振興部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急 対策の連絡調整に関すること</td></tr> <tr> <td>（中略）</td><td>（中略）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">市民 市民部長</td><td>（中略）</td><td>（中略）</td></tr> <tr> <td>市民福祉班 市民福祉課 こども家庭課 保護課 保育所 老人ホーム</td><td>・市民部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・災害救助法に関すること。 ・罹災証明書の交付に関すること・義援金の交付、保管及び配布に関すること。 ・安否確認に関すること。 ・避難所の設置、避難者の収容に関すること。 ・食料、必要資材の調達及び炊き出し等に関すること。 ・福祉施設及び要援護者の被害調査及び応急対策に関</td></tr> </tbody> </table>	対策部等	班（課等）名	掌 握 事 務	（中略）	（中略）	（中略）	企画振興 企画振興部 長	情報管理班 （追加） 政策企画課	・企画振興部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急 対策の連絡調整に関すること	（中略）	（中略）	市民 市民部長	（中略）	（中略）	市民福祉班 市民福祉課 こども家庭課 保護課 保育所 老人ホーム	・市民部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・災害救助法に関すること。 ・罹災証明書の交付に関すること・義援金の交付、保管及び配布に関すること。 ・安否確認に関すること。 ・避難所の設置、避難者の収容に関すること。 ・食料、必要資材の調達及び炊き出し等に関すること。 ・福祉施設及び要援護者の被害調査及び応急対策に関	第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制の確立 （略） 1 防災組織体制の確立 （1）～（3） （略） （4）災害対策本部の組織 別紙、表 1-2 のとおり （5）災害対策本部各部の所掌事務 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部等</th><th>班（課等）名</th><th>掌 握 事 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（中略）</td><td>（中略）</td><td>（中略）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">企画振興 企画振興部 長</td><td>情報管理班 情報管理課 政策企画課</td><td>・企画振興部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること</td></tr> <tr> <td>（中略）</td><td>（中略）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">市民 市民部長</td><td>（中略）</td><td>（中略）</td></tr> <tr> <td>市民福祉班 市民福祉課 いきいろ子ども未来課 保護課 保育所 老人ホーム</td><td>・市民部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・災害救助法に関すること。 ・罹災証明書の交付に関すること・義援金の交付、保管及び配布に関すること。 ・安否確認に関すること。 ・避難所の設置、避難者の収容に関すること。 ・食料、必要資材の調達及び炊き出し等に関すること。 ・福祉施設及び要援護者の被害調査及び応急対策に関</td></tr> </tbody> </table>	対策部等	班（課等）名	掌 握 事 務	（中略）	（中略）	（中略）	企画振興 企画振興部 長	情報管理班 情報管理課 政策企画課	・企画振興部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	（中略）	（中略）	市民 市民部長	（中略）	（中略）	市民福祉班 市民福祉課 いきいろ子ども未来課 保護課 保育所 老人ホーム	・市民部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・災害救助法に関すること。 ・罹災証明書の交付に関すること・義援金の交付、保管及び配布に関すること。 ・安否確認に関すること。 ・避難所の設置、避難者の収容に関すること。 ・食料、必要資材の調達及び炊き出し等に関すること。 ・福祉施設及び要援護者の被害調査及び応急対策に関
対策部等	班（課等）名	掌 握 事 務																																
（中略）	（中略）	（中略）																																
企画振興 企画振興部 長	情報管理班 （追加） 政策企画課	・企画振興部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急 対策の連絡調整に関すること																																
	（中略）	（中略）																																
市民 市民部長	（中略）	（中略）																																
	市民福祉班 市民福祉課 こども家庭課 保護課 保育所 老人ホーム	・市民部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・災害救助法に関すること。 ・罹災証明書の交付に関すること・義援金の交付、保管及び配布に関すること。 ・安否確認に関すること。 ・避難所の設置、避難者の収容に関すること。 ・食料、必要資材の調達及び炊き出し等に関すること。 ・福祉施設及び要援護者の被害調査及び応急対策に関																																
対策部等	班（課等）名	掌 握 事 務																																
（中略）	（中略）	（中略）																																
企画振興 企画振興部 長	情報管理班 情報管理課 政策企画課	・企画振興部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること																																
	（中略）	（中略）																																
市民 市民部長	（中略）	（中略）																																
	市民福祉班 市民福祉課 いきいろ子ども未来課 保護課 保育所 老人ホーム	・市民部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・災害救助法に関すること。 ・罹災証明書の交付に関すること・義援金の交付、保管及び配布に関すること。 ・安否確認に関すること。 ・避難所の設置、避難者の収容に関すること。 ・食料、必要資材の調達及び炊き出し等に関すること。 ・福祉施設及び要援護者の被害調査及び応急対策に関																																

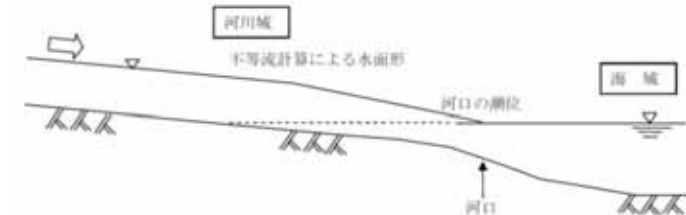
新旧対照表（⑦その他の修正）

頁	現行計画				修正計画			
以降、省略				すること。 ・保育所入園児の安全対策に関する事。こと。 ・災害援助物資の受入れ、供給に関する事。こと。 ・ボランティアの受入れに関する事。こと。 ・生活福祉資金に関する事。こと。				すること。 ・保育所入園児の安全対策に関する事。こと。 ・災害援助物資の受入れ、供給に関する事。こと。 ・ボランティアの受入れに関する事。こと。 ・生活福祉資金に関する事。こと。
	保健環境 保健環境部長	(中略)	健康保健班 保険課 健康増進課	・保健環境・病院部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。こと。 ・医療施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。こと。 ・医療救護班の編成に関する事。こと。 ・医療救護所の設置に関する事。こと。 ・医薬品、衛生材料の調達に関する事。こと。 ・食品衛生に関する事。こと。 ・被災者の健康調査及びメンタルヘルスに関する事。こと。 ・日本赤十字社との連絡に関する事。こと。 ・応急医療救護に関する事。こと。 <u>・安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関する事。こと。</u>	保健環境 保健環境部長	(中略)	健康保健班 保険課 健康増進課	・保健環境・病院部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。こと。 ・医療施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。こと。 ・医療救護班の編成に関する事。こと。 ・医療救護所の設置に関する事。こと。 ・医薬品、衛生材料の調達に関する事。こと。 ・食品衛生に関する事。こと。 ・被災者の健康調査及びメンタルヘルスに関する事。こと。 ・日本赤十字社との連絡に関する事。こと。 ・応急医療救護に関する事。こと。 <u>(削除)</u>
	(中略)	(中略)	(中略)		(中略)	(中略)	(中略)	
	建設 建設部長	土木班・ <u>建築班</u>	建設課	・建設部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。こと。 ・応急対策資材の確保に関する事。こと。 ・交通途絶時の迂回路の確保に関する事。こと。 ・応急仮設住宅の建設及び入居に関する事。こと。 ・仮設住宅の設計及び工事監理に関する事。こと。 ・災害時における道路及び橋梁の使用に関する事。こと。 ・応急危険度判定の実施に関する事。こと。	建設 建設部長	土木班・ <u>管理班</u>	建設課	・建設部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。こと。 ・応急対策資材の確保に関する事。こと。 ・交通途絶時の迂回路の確保に関する事。こと。 ・応急仮設住宅の建設及び入居に関する事。こと。 ・仮設住宅の設計及び工事監理に関する事。こと。 ・災害時における道路及び橋梁の使用に関する事。こと。 ・応急危険度判定の実施に関する事。こと。
		(中略)	(中略)			(中略)	(中略)	
	(中略)	(中略)	(中略)		(中略)	(中略)	(中略)	
	以降、省略				以降、省略			

新旧対照表（⑦その他の修正）

頁	現行計画	修正計画
212 ～ 252	第3編 震災対策編 第1章 災害予防計画 第1節 地震被害の想定と課題 （略） 1～3 （略） <u>（追加）</u>	第3編 震災対策編 第1章 災害予防計画 第1節 地震被害の想定と課題 （略） 1～3 （略） <u>4 津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波浸水想定」について</u> <u>平成24年6月13日に「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「津波法」という。）が施行され、同法第8条第1項の規定により、都道府県知事が、市町村が「津波防災地域づくり」を推進するための基礎となる「津波浸水想定」を設定することとなった。</u> <u>「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものであり、長崎県では、平成24年8月29日に内閣府が公表した南海トラフ巨大地震津波に関する知見や、県が既に公表している雲仙地溝南縁断層帯などに起因する地震による津波など地域の状況を踏まえ、平成26年3月31日に「津波浸水想定（第1版）」を公表した。</u> <u>平成26年8月に国土交通省・内閣府・文部科学省が公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の調査報告を踏まえ、平成28年10月31日に津波浸水想定（第2版）を公表した。</u> <u>（1）「津波浸水想定」の作成</u> <u>1）留意事項</u> <u>・「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものである。</u> <u>・最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。</u> <u>・浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合がある。</u> <u>・「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではなく、また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではない。</u> <u>・浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もある。</u> <u>・「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していないが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがある。</u> <u>・今後、数値の精査や標記の改善等により、修正の可能性がある。</u> <u>2）用語の解説</u> <u>①浸水域</u> <u>・海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域。</u> <u>②浸水深</u>

頁	現行計画	修正計画

頁	現行計画	修正計画																				
		4) 津波浸水想定 の作成手順 ・ 前述の 5 ケースについて、津波浸水シミュレーションを実施。 ・ 5 ケースの津波浸水シミュレーションの結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を図示。 5) 主な計算条件 ①初期潮位 ・ 海域は、長崎県の各地域海岸における海岸保全基本計画や海岸保全施設の設計用等に設定した、朔望平均満潮位 (T.P. +0.76～2.50m) とした。  <table><tr><th>地域海岸区分</th><th>初期潮位 T.P. +m</th></tr><tr><td>長崎西沿岸</td><td>1.50</td></tr><tr><td>橘湾沿岸</td><td>1.72</td></tr><tr><td>有明海沿岸</td><td>2.5</td></tr><tr><td>大村湾沿岸</td><td>0.76</td></tr><tr><td>松浦南部沿岸</td><td>1.49</td></tr><tr><td>松浦北部沿岸</td><td>1.58</td></tr><tr><td>壱岐沿岸</td><td>1.12</td></tr><tr><td>対馬沿岸</td><td>0.91</td></tr><tr><td>五島沿岸</td><td>1.28</td></tr></table> ・ 河川内の水位は、平水位、または長崎県沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位とした。  ②地盤の沈下 地盤高は、地震による地盤沈下を考慮した。 ③各種構造物の取り扱い ・ 地震や津波による各種施設の被災を考慮した。また、水門・陸閘等については、耐震性を有し自動化された施設、常時閉鎖の施設等以外は、開放状態として取り扱うことを基本とした。 ・ 各種構造物は、津波が越流し始めた時点で「破壊する」ものとし、破壊後の形状は「無し」とした。	地域海岸区分	初期潮位 T.P. +m	長崎西沿岸	1.50	橘湾沿岸	1.72	有明海沿岸	2.5	大村湾沿岸	0.76	松浦南部沿岸	1.49	松浦北部沿岸	1.58	壱岐沿岸	1.12	対馬沿岸	0.91	五島沿岸	1.28
地域海岸区分	初期潮位 T.P. +m																					
長崎西沿岸	1.50																					
橘湾沿岸	1.72																					
有明海沿岸	2.5																					
大村湾沿岸	0.76																					
松浦南部沿岸	1.49																					
松浦北部沿岸	1.58																					
壱岐沿岸	1.12																					
対馬沿岸	0.91																					
五島沿岸	1.28																					

新旧対照表（⑦その他の修正）

頁	現行計画	修正計画																																																																																																																							
		<table><tr><th>構造物種類</th><th>条件</th></tr><tr><td>護岸</td><td>耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、構造物無しとした。</td></tr><tr><td>堤防</td><td>耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、堤防高を地震前の25%の高さとした。</td></tr><tr><td>防波堤</td><td>耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、構造物無しとした。</td></tr><tr><td>道路・鉄道</td><td>地形として取り扱う。</td></tr><tr><td>水門等</td><td>耐震性を有し自動化された施設、常時閉鎖の施設等以外は解放条件として取り扱う。</td></tr><tr><td>建築物</td><td>建物の代わりに津波が遡上するときの摩擦（粗度）を設定した。</td></tr></table> ④計算格子間隔 計算格子間隔は、陸域から沖に向かい12.5m、25m、50m、150m、450m、1350m とした。沿岸部の計算格子間隔は12.5m とした。 <table><tr><th>領域名</th><th>メッシュサイズ</th></tr><tr><td>沖合領域</td><td>450m～1350m</td></tr><tr><td>大領域</td><td>50m～150m</td></tr><tr><td>中領域</td><td>25m</td></tr><tr><td>詳細領域（沿岸部）</td><td>12.5m</td></tr></table> （２） 浸水面積・最高津波水位等 １）各市町の浸水面積 今回の津波浸水想定による長崎県沿岸 20 市町の浸水面積は下記のとおり。 単位：ヘクタール <table><tr><th rowspan="2">市町名</th><th colspan="6">浸水面積（浸水深毎）</th><th>浸水面積</th></tr><tr><th>1cm以上 30cm未満</th><th>30cm以上 1m未満</th><th>1m以上 2m未満</th><th>2m以上 5m未満</th><th>5m以上 10m未満</th><th>10m以上</th><th>合計</th></tr><tr><td>長崎市</td><td>140</td><td>220</td><td>90</td><td>30</td><td>＝</td><td>＝</td><td>480</td></tr><tr><td>佐世保市</td><td>180</td><td>330</td><td>240</td><td>150</td><td>＝</td><td>＝</td><td>900</td></tr><tr><td>島原市</td><td>40</td><td>60</td><td>30</td><td>10</td><td>*</td><td>＝</td><td>140</td></tr><tr><td>諫早市</td><td>20</td><td>30</td><td>20</td><td>10</td><td>＝</td><td>＝</td><td>80</td></tr><tr><td>大村市</td><td>40</td><td>20</td><td>10</td><td>*</td><td>＝</td><td>＝</td><td>80</td></tr><tr><td>平戸市</td><td>40</td><td>90</td><td>110</td><td>40</td><td>＝</td><td>＝</td><td>290</td></tr><tr><td>松浦市</td><td>40</td><td>40</td><td>60</td><td>20</td><td>＝</td><td>＝</td><td>170</td></tr><tr><td>対馬市</td><td>80</td><td>210</td><td>150</td><td>30</td><td>＝</td><td>＝</td><td>460</td></tr><tr><td>壱岐市</td><td>40</td><td>70</td><td>50</td><td>10</td><td>*</td><td>＝</td><td>180</td></tr><tr><td>五島市</td><td>60</td><td>130</td><td>160</td><td>*</td><td>＝</td><td>＝</td><td>350</td></tr></table>	構造物種類	条件	護岸	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、構造物無しとした。	堤防	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、堤防高を地震前の25%の高さとした。	防波堤	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、構造物無しとした。	道路・鉄道	地形として取り扱う。	水門等	耐震性を有し自動化された施設、常時閉鎖の施設等以外は解放条件として取り扱う。	建築物	建物の代わりに津波が遡上するときの摩擦（粗度）を設定した。	領域名	メッシュサイズ	沖合領域	450m～1350m	大領域	50m～150m	中領域	25m	詳細領域（沿岸部）	12.5m	市町名	浸水面積（浸水深毎）						浸水面積	1cm以上 30cm未満	30cm以上 1m未満	1m以上 2m未満	2m以上 5m未満	5m以上 10m未満	10m以上	合計	長崎市	140	220	90	30	＝	＝	480	佐世保市	180	330	240	150	＝	＝	900	島原市	40	60	30	10	*	＝	140	諫早市	20	30	20	10	＝	＝	80	大村市	40	20	10	*	＝	＝	80	平戸市	40	90	110	40	＝	＝	290	松浦市	40	40	60	20	＝	＝	170	対馬市	80	210	150	30	＝	＝	460	壱岐市	40	70	50	10	*	＝	180	五島市	60	130	160	*	＝	＝	350
構造物種類	条件																																																																																																																								
護岸	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、構造物無しとした。																																																																																																																								
堤防	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、堤防高を地震前の25%の高さとした。																																																																																																																								
防波堤	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、構造物無しとした。																																																																																																																								
道路・鉄道	地形として取り扱う。																																																																																																																								
水門等	耐震性を有し自動化された施設、常時閉鎖の施設等以外は解放条件として取り扱う。																																																																																																																								
建築物	建物の代わりに津波が遡上するときの摩擦（粗度）を設定した。																																																																																																																								
領域名	メッシュサイズ																																																																																																																								
沖合領域	450m～1350m																																																																																																																								
大領域	50m～150m																																																																																																																								
中領域	25m																																																																																																																								
詳細領域（沿岸部）	12.5m																																																																																																																								
市町名	浸水面積（浸水深毎）						浸水面積																																																																																																																		
	1cm以上 30cm未満	30cm以上 1m未満	1m以上 2m未満	2m以上 5m未満	5m以上 10m未満	10m以上	合計																																																																																																																		
長崎市	140	220	90	30	＝	＝	480																																																																																																																		
佐世保市	180	330	240	150	＝	＝	900																																																																																																																		
島原市	40	60	30	10	*	＝	140																																																																																																																		
諫早市	20	30	20	10	＝	＝	80																																																																																																																		
大村市	40	20	10	*	＝	＝	80																																																																																																																		
平戸市	40	90	110	40	＝	＝	290																																																																																																																		
松浦市	40	40	60	20	＝	＝	170																																																																																																																		
対馬市	80	210	150	30	＝	＝	460																																																																																																																		
壱岐市	40	70	50	10	*	＝	180																																																																																																																		
五島市	60	130	160	*	＝	＝	350																																																																																																																		

新旧対照表（⑦その他の修正）

頁	現行計画	修正計画																																																																																																																																								
		<table><tr><td>西海市</td><td>40</td><td>90</td><td>100</td><td>20</td><td>＝</td><td>＝</td><td>250</td></tr><tr><td>雲仙市</td><td>20</td><td>30</td><td>20</td><td>*</td><td>*</td><td>＝</td><td>80</td></tr><tr><td>南島原市</td><td>80</td><td>180</td><td>90</td><td>40</td><td>＝</td><td>＝</td><td>390</td></tr><tr><td>長与町</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>*</td></tr><tr><td>時津町</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>*</td></tr><tr><td>東彼杵町</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>＝</td><td>＝</td><td>20</td></tr><tr><td>川棚町</td><td>10</td><td>10</td><td>*</td><td>*</td><td>＝</td><td>＝</td><td>40</td></tr><tr><td>小値賀町</td><td>10</td><td>20</td><td>30</td><td>*</td><td>＝</td><td>＝</td><td>60</td></tr><tr><td>佐々町</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>＝</td><td>＝</td><td>*</td></tr><tr><td>新上五島町</td><td>30</td><td>70</td><td>90</td><td>*</td><td>＝</td><td>＝</td><td>190</td></tr><tr><td>合計</td><td>880</td><td>1,640</td><td>1,280</td><td>390</td><td>*</td><td>＝</td><td>4,200</td></tr></table>	西海市	40	90	100	20	＝	＝	250	雲仙市	20	30	20	*	*	＝	80	南島原市	80	180	90	40	＝	＝	390	長与町	*	*	*	＝	＝	＝	*	時津町	*	*	*	＝	＝	＝	*	東彼杵町	*	*	*	*	＝	＝	20	川棚町	10	10	*	*	＝	＝	40	小値賀町	10	20	30	*	＝	＝	60	佐々町	*	*	*	*	＝	＝	*	新上五島町	30	70	90	*	＝	＝	190	合計	880	1,640	1,280	390	*	＝	4,200	※「＝」：浸水無し、「*」10未満、「10」：10以上15未満、「20」：15以上25未満と表示（以下同様の四捨五入）しています。合計欄で「*」は20未満 ※河川部分を除いた陸域部の浸水面積。 ※四捨五入の関係で合計の面積が合わないことがあります。 2）最高津波水位等 ①各市町の沿岸部における最高津波水位等 各市町の沿岸部における最高津波水位は以下のとおり。 津波による海面への影響開始時間や最高津波水位の到達時間は、津波断層モデルによって異なる。（津波断層モデル毎の影響開始時間・最高津波水位は②を参照。） 各市町の沿岸部における最高津波水位等 <table><tr><th>地域海岸区分</th><th>市町名</th><th>最高津波水位 T.P. +m</th><th>細田クラスの津波をもたらす津波断層モデル</th></tr><tr><td rowspan="2">長崎西沿岸</td><td>西海市</td><td>4</td><td>南海トラフ ケース11</td></tr><tr><td>長崎市</td><td>4</td><td>南海トラフ ケース5</td></tr><tr><td rowspan="2">橘湾沿岸</td><td>諫早市</td><td>5</td><td rowspan="3">雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動</td></tr><tr><td>雲仙市</td><td>7</td></tr><tr><td rowspan="2">有明海沿岸</td><td>南島原市</td><td>6</td></tr><tr><td>島原市</td><td>7</td></tr><tr><td rowspan="5">大村湾沿岸</td><td>大村市</td><td>3</td><td rowspan="5">大村-諫早北西付近断層帯</td></tr><tr><td>川棚町</td><td>3</td></tr><tr><td>長与町</td><td>2</td></tr><tr><td>東彼杵町</td><td>2</td></tr><tr><td>時津町</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="2">松浦南部沿岸</td><td>佐世保市</td><td>4</td><td>西山断層及び北方延長部の断層 (F60) 大すべり左側</td></tr><tr><td>佐々町</td><td>3</td><td>南海トラフ ケース5</td></tr></table>							地域海岸区分	市町名	最高津波水位 T.P. +m	細田クラスの津波をもたらす津波断層モデル	長崎西沿岸	西海市	4	南海トラフ ケース11	長崎市	4	南海トラフ ケース5	橘湾沿岸	諫早市	5	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	雲仙市	7	有明海沿岸	南島原市	6	島原市	7	大村湾沿岸	大村市	3	大村-諫早北西付近断層帯	川棚町	3	長与町	2	東彼杵町	2	時津町	2	松浦南部沿岸	佐世保市	4	西山断層及び北方延長部の断層 (F60) 大すべり左側	佐々町	3	南海トラフ ケース5
西海市	40	90	100	20	＝	＝	250																																																																																																																																			
雲仙市	20	30	20	*	*	＝	80																																																																																																																																			
南島原市	80	180	90	40	＝	＝	390																																																																																																																																			
長与町	*	*	*	＝	＝	＝	*																																																																																																																																			
時津町	*	*	*	＝	＝	＝	*																																																																																																																																			
東彼杵町	*	*	*	*	＝	＝	20																																																																																																																																			
川棚町	10	10	*	*	＝	＝	40																																																																																																																																			
小値賀町	10	20	30	*	＝	＝	60																																																																																																																																			
佐々町	*	*	*	*	＝	＝	*																																																																																																																																			
新上五島町	30	70	90	*	＝	＝	190																																																																																																																																			
合計	880	1,640	1,280	390	*	＝	4,200																																																																																																																																			
地域海岸区分	市町名	最高津波水位 T.P. +m	細田クラスの津波をもたらす津波断層モデル																																																																																																																																							
長崎西沿岸	西海市	4	南海トラフ ケース11																																																																																																																																							
	長崎市	4	南海トラフ ケース5																																																																																																																																							
橘湾沿岸	諫早市	5	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動																																																																																																																																							
	雲仙市	7																																																																																																																																								
有明海沿岸	南島原市	6																																																																																																																																								
	島原市	7																																																																																																																																								
大村湾沿岸	大村市	3	大村-諫早北西付近断層帯																																																																																																																																							
	川棚町	3																																																																																																																																								
	長与町	2																																																																																																																																								
	東彼杵町	2																																																																																																																																								
	時津町	2																																																																																																																																								
松浦南部沿岸	佐世保市	4	西山断層及び北方延長部の断層 (F60) 大すべり左側																																																																																																																																							
	佐々町	3	南海トラフ ケース5																																																																																																																																							

新旧対照表（⑦その他の修正）

頁	現行計画	修正計画																																																																																																																																												
		<table><tr><td></td><td>平戸市</td><td>5</td><td rowspan="3">西山断層及び北方延長部の断層 (F60) 大すべり左側</td></tr><tr><td>松浦北部沿岸</td><td>松浦市</td><td>4</td></tr><tr><td>壱岐沿岸</td><td>壱岐市</td><td>7</td></tr><tr><td>対馬沿岸</td><td>対馬市</td><td>5</td><td rowspan="3">対馬海峡東の断層</td></tr><tr><td rowspan="2">五島沿岸</td><td>小値賀町</td><td>3</td></tr><tr><td>新上五島町</td><td>3</td></tr><tr><td></td><td>五島市</td><td>3</td><td>南海トラフ ケース11</td></tr></table> ※この津波浸水想定は、現在の知見を基に津波の浸水予測を行ったものであり、想定より大きな津波が来襲し、津波高は高くなる可能性があります。 ※「最高津波水位」は、海岸線における津波の水位を標高で表示しています。なお、メートル以下第2位を四捨五入し第1位を切り上げた数値を表示しています。 ※気象庁が発表する「津波の高さ」は平常潮位（津波が無かった場合の同じ時間の潮位）からの高さですので、最高津波水位とは異なります。 ※標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.+m）として表示しています。 ②津波断層モデル毎の津波水位等 各津波断層モデルによる沿岸市町の津波水位等については、下表のとおり。 市町毎の最高津波水位等（南海トラフ ケース5、ケース11） <table><tr><th rowspan="2">地域海岸 区分</th><th rowspan="2">市町名</th><th colspan="3">南海トラフ ケース5</th><th colspan="3">南海トラフ ケース11</th></tr><tr><th>影響開始 時間（分）</th><th>最大津波 到達時間 （分）</th><th>最高津波 水位 （T.P.+m）</th><th>影響開始 時間（分）</th><th>最大津波 到達時間 （分）</th><th>最高津波 水位 （T.P.+m）</th></tr><tr><td rowspan="2">長崎西 沿岸</td><td>西海市</td><td>88</td><td>167</td><td>4</td><td>141</td><td>167</td><td>4</td></tr><tr><td>長崎市</td><td>86</td><td>282</td><td>4</td><td>124</td><td>160</td><td>4</td></tr><tr><td rowspan="2">橘湾沿岸</td><td>諫早市</td><td>117</td><td>245</td><td>3</td><td>145</td><td>253</td><td>3</td></tr><tr><td>雲仙市</td><td>144</td><td>166</td><td>4</td><td>145</td><td>169</td><td>4</td></tr><tr><td rowspan="2">有明海 沿岸</td><td>南島原市</td><td>130</td><td>383</td><td>3</td><td>144</td><td>171</td><td>4</td></tr><tr><td>島原市</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>188</td><td>188</td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="5">大村湾 沿岸</td><td>大村市</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td>川棚町</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td>長与町</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td>東彼杵町</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td>時津町</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td rowspan="3">松浦南部 沿岸</td><td>佐世保市</td><td>84</td><td>309</td><td>3</td><td>156</td><td>306</td><td>4</td></tr><tr><td>佐々町</td><td>170</td><td>185</td><td>3</td><td>170</td><td>194</td><td>3</td></tr><tr><td>平戸市</td><td>91</td><td>311</td><td>3</td><td>160</td><td>313</td><td>4</td></tr></table>		平戸市	5	西山断層及び北方延長部の断層 (F60) 大すべり左側	松浦北部沿岸	松浦市	4	壱岐沿岸	壱岐市	7	対馬沿岸	対馬市	5	対馬海峡東の断層	五島沿岸	小値賀町	3	新上五島町	3		五島市	3	南海トラフ ケース11	地域海岸 区分	市町名	南海トラフ ケース5			南海トラフ ケース11			影響開始 時間（分）	最大津波 到達時間 （分）	最高津波 水位 （T.P.+m）	影響開始 時間（分）	最大津波 到達時間 （分）	最高津波 水位 （T.P.+m）	長崎西 沿岸	西海市	88	167	4	141	167	4	長崎市	86	282	4	124	160	4	橘湾沿岸	諫早市	117	245	3	145	253	3	雲仙市	144	166	4	145	169	4	有明海 沿岸	南島原市	130	383	3	144	171	4	島原市	二	二	二	188	188	3	大村湾 沿岸	大村市	二	二	二	二	二	二	川棚町	二	二	二	二	二	二	長与町	二	二	二	二	二	二	東彼杵町	二	二	二	二	二	二	時津町	二	二	二	二	二	二	松浦南部 沿岸	佐世保市	84	309	3	156	306	4	佐々町	170	185	3	170	194	3	平戸市	91	311	3	160	313	4
	平戸市	5	西山断層及び北方延長部の断層 (F60) 大すべり左側																																																																																																																																											
松浦北部沿岸	松浦市	4																																																																																																																																												
壱岐沿岸	壱岐市	7																																																																																																																																												
対馬沿岸	対馬市	5	対馬海峡東の断層																																																																																																																																											
五島沿岸	小値賀町	3																																																																																																																																												
	新上五島町	3																																																																																																																																												
	五島市	3	南海トラフ ケース11																																																																																																																																											
地域海岸 区分	市町名	南海トラフ ケース5			南海トラフ ケース11																																																																																																																																									
		影響開始 時間（分）	最大津波 到達時間 （分）	最高津波 水位 （T.P.+m）	影響開始 時間（分）	最大津波 到達時間 （分）	最高津波 水位 （T.P.+m）																																																																																																																																							
長崎西 沿岸	西海市	88	167	4	141	167	4																																																																																																																																							
	長崎市	86	282	4	124	160	4																																																																																																																																							
橘湾沿岸	諫早市	117	245	3	145	253	3																																																																																																																																							
	雲仙市	144	166	4	145	169	4																																																																																																																																							
有明海 沿岸	南島原市	130	383	3	144	171	4																																																																																																																																							
	島原市	二	二	二	188	188	3																																																																																																																																							
大村湾 沿岸	大村市	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																							
	川棚町	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																							
	長与町	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																							
	東彼杵町	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																							
	時津町	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																							
松浦南部 沿岸	佐世保市	84	309	3	156	306	4																																																																																																																																							
	佐々町	170	185	3	170	194	3																																																																																																																																							
	平戸市	91	311	3	160	313	4																																																																																																																																							

新旧対照表（⑦その他の修正）

頁	現行計画	修正計画																																																																																																																																																																										
		<table><tr><td rowspan="2">松浦北部沿岸</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>松浦市</td><td>215</td><td>357</td><td>3</td><td>215</td><td>358</td><td>3</td></tr><tr><td>壱岐沿岸</td><td>壱岐市</td><td>204</td><td>537</td><td>2</td><td>217</td><td>537</td><td>2</td></tr><tr><td>対馬沿岸</td><td>対馬市</td><td>217</td><td>681</td><td>2</td><td>218</td><td>677</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="3">五島沿岸</td><td>小値賀町</td><td>161</td><td>227</td><td>3</td><td>163</td><td>226</td><td>3</td></tr><tr><td>新上五島町</td><td>85</td><td>150</td><td>3</td><td>87</td><td>150</td><td>3</td></tr><tr><td>五島市</td><td>83</td><td>138</td><td>3</td><td>84</td><td>147</td><td>3</td></tr></table>	松浦北部沿岸								松浦市	215	357	3	215	358	3	壱岐沿岸	壱岐市	204	537	2	217	537	2	対馬沿岸	対馬市	217	681	2	218	677	2	五島沿岸	小値賀町	161	227	3	163	226	3	新上五島町	85	150	3	87	150	3	五島市	83	138	3	84	147	3																																																																																																																					
松浦北部沿岸																																																																																																																																																																												
	松浦市	215	357	3	215	358	3																																																																																																																																																																					
壱岐沿岸	壱岐市	204	537	2	217	537	2																																																																																																																																																																					
対馬沿岸	対馬市	217	681	2	218	677	2																																																																																																																																																																					
五島沿岸	小値賀町	161	227	3	163	226	3																																																																																																																																																																					
	新上五島町	85	150	3	87	150	3																																																																																																																																																																					
	五島市	83	138	3	84	147	3																																																																																																																																																																					
		<u>市町毎の最高津波水位等（雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動、大村-諫早北西付近断層帯）</u>																																																																																																																																																																										
		<table><tr><th rowspan="2">地域海岸 区分</th><th rowspan="2">市町名</th><th colspan="3"><u>雲仙地溝南縁東部断層帯と 西部断層帯の連動</u></th><th colspan="3"><u>大村-諫早北西付近断層帯</u></th></tr><tr><th><u>影響開始 時間（分）</u></th><th><u>最大津波 到達時間 （分）</u></th><th><u>最高津波 水位 （T. P. +m）</u></th><th><u>影響開始 時間（分）</u></th><th><u>最大津波 到達時間 （分）</u></th><th><u>最高津波 水位 （T. P. +m）</u></th></tr><tr><td rowspan="2">長崎西 沿岸</td><td>西海市</td><td>67</td><td>221</td><td>2</td><td>5</td><td>34</td><td>3</td></tr><tr><td>長崎市</td><td>7</td><td>54</td><td>4</td><td>5</td><td>24</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="2">橘湾沿岸</td><td>諫早市</td><td>0</td><td>8</td><td>5</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td>雲仙市</td><td>0</td><td>10</td><td>7</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td rowspan="2">有明海 沿岸</td><td>南島原市</td><td>0</td><td>4</td><td>6</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td>島原市</td><td>0</td><td>5</td><td>7</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td rowspan="5">大村湾 沿岸</td><td>大村市</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>1</td><td>21</td><td>3</td></tr><tr><td>川棚町</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>8</td><td>22</td><td>3</td></tr><tr><td>長与町</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>5</td><td>39</td><td>2</td></tr><tr><td>東彼杵町</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>1</td><td>18</td><td>2</td></tr><tr><td>時津町</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>8</td><td>41</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="3">松浦南部 沿岸</td><td>佐世保市</td><td>201</td><td>206</td><td>2</td><td>24</td><td>49</td><td>3</td></tr><tr><td>佐々町</td><td>202</td><td>231</td><td>2</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td>平戸市</td><td>111</td><td>153</td><td>2</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td>松浦北部 沿岸</td><td>松浦市</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td>壱岐沿岸</td><td>壱岐市</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td>対馬沿岸</td><td>対馬市</td><td>171</td><td>340</td><td>2</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td rowspan="3">五島沿岸</td><td>小値賀町</td><td>135</td><td>136</td><td>2</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td>新上五島町</td><td>67</td><td>78</td><td>2</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td>五島市</td><td>67</td><td>84</td><td>3</td><td>＝</td><td>＝</td><td>＝</td></tr></table>	地域海岸 区分	市町名	<u>雲仙地溝南縁東部断層帯と 西部断層帯の連動</u>			<u>大村-諫早北西付近断層帯</u>			<u>影響開始 時間（分）</u>	<u>最大津波 到達時間 （分）</u>	<u>最高津波 水位 （T. P. +m）</u>	<u>影響開始 時間（分）</u>	<u>最大津波 到達時間 （分）</u>	<u>最高津波 水位 （T. P. +m）</u>	長崎西 沿岸	西海市	67	221	2	5	34	3	長崎市	7	54	4	5	24	2	橘湾沿岸	諫早市	0	8	5	＝	＝	＝	雲仙市	0	10	7	＝	＝	＝	有明海 沿岸	南島原市	0	4	6	＝	＝	＝	島原市	0	5	7	＝	＝	＝	大村湾 沿岸	大村市	＝	＝	＝	1	21	3	川棚町	＝	＝	＝	8	22	3	長与町	＝	＝	＝	5	39	2	東彼杵町	＝	＝	＝	1	18	2	時津町	＝	＝	＝	8	41	2	松浦南部 沿岸	佐世保市	201	206	2	24	49	3	佐々町	202	231	2	＝	＝	＝	平戸市	111	153	2	＝	＝	＝	松浦北部 沿岸	松浦市	＝	＝	＝	＝	＝	＝	壱岐沿岸	壱岐市	＝	＝	＝	＝	＝	＝	対馬沿岸	対馬市	171	340	2	＝	＝	＝	五島沿岸	小値賀町	135	136	2	＝	＝	＝	新上五島町	67	78	2	＝	＝	＝	五島市	67	84	3	＝	＝	＝							
地域海岸 区分	市町名	<u>雲仙地溝南縁東部断層帯と 西部断層帯の連動</u>			<u>大村-諫早北西付近断層帯</u>																																																																																																																																																																							
		<u>影響開始 時間（分）</u>	<u>最大津波 到達時間 （分）</u>	<u>最高津波 水位 （T. P. +m）</u>	<u>影響開始 時間（分）</u>	<u>最大津波 到達時間 （分）</u>	<u>最高津波 水位 （T. P. +m）</u>																																																																																																																																																																					
長崎西 沿岸	西海市	67	221	2	5	34	3																																																																																																																																																																					
	長崎市	7	54	4	5	24	2																																																																																																																																																																					
橘湾沿岸	諫早市	0	8	5	＝	＝	＝																																																																																																																																																																					
	雲仙市	0	10	7	＝	＝	＝																																																																																																																																																																					
有明海 沿岸	南島原市	0	4	6	＝	＝	＝																																																																																																																																																																					
	島原市	0	5	7	＝	＝	＝																																																																																																																																																																					
大村湾 沿岸	大村市	＝	＝	＝	1	21	3																																																																																																																																																																					
	川棚町	＝	＝	＝	8	22	3																																																																																																																																																																					
	長与町	＝	＝	＝	5	39	2																																																																																																																																																																					
	東彼杵町	＝	＝	＝	1	18	2																																																																																																																																																																					
	時津町	＝	＝	＝	8	41	2																																																																																																																																																																					
松浦南部 沿岸	佐世保市	201	206	2	24	49	3																																																																																																																																																																					
	佐々町	202	231	2	＝	＝	＝																																																																																																																																																																					
	平戸市	111	153	2	＝	＝	＝																																																																																																																																																																					
松浦北部 沿岸	松浦市	＝	＝	＝	＝	＝	＝																																																																																																																																																																					
壱岐沿岸	壱岐市	＝	＝	＝	＝	＝	＝																																																																																																																																																																					
対馬沿岸	対馬市	171	340	2	＝	＝	＝																																																																																																																																																																					
五島沿岸	小値賀町	135	136	2	＝	＝	＝																																																																																																																																																																					
	新上五島町	67	78	2	＝	＝	＝																																																																																																																																																																					
	五島市	67	84	3	＝	＝	＝																																																																																																																																																																					
		<u>市町毎の最高津波水位等（対馬海峡東の断層、西山断層及び北方延長部の断層(F60)大すべり左側）</u>																																																																																																																																																																										
		<table><tr><th>地域海岸</th><th>市町名</th><th colspan="2">対馬海峡東の断層</th><th colspan="3">西山断層及び北方延長部の断層(F60)大</th></tr></table>	地域海岸	市町名	対馬海峡東の断層		西山断層及び北方延長部の断層(F60)大																																																																																																																																																																					
地域海岸	市町名	対馬海峡東の断層		西山断層及び北方延長部の断層(F60)大																																																																																																																																																																								

新旧対照表（⑦その他の修正）

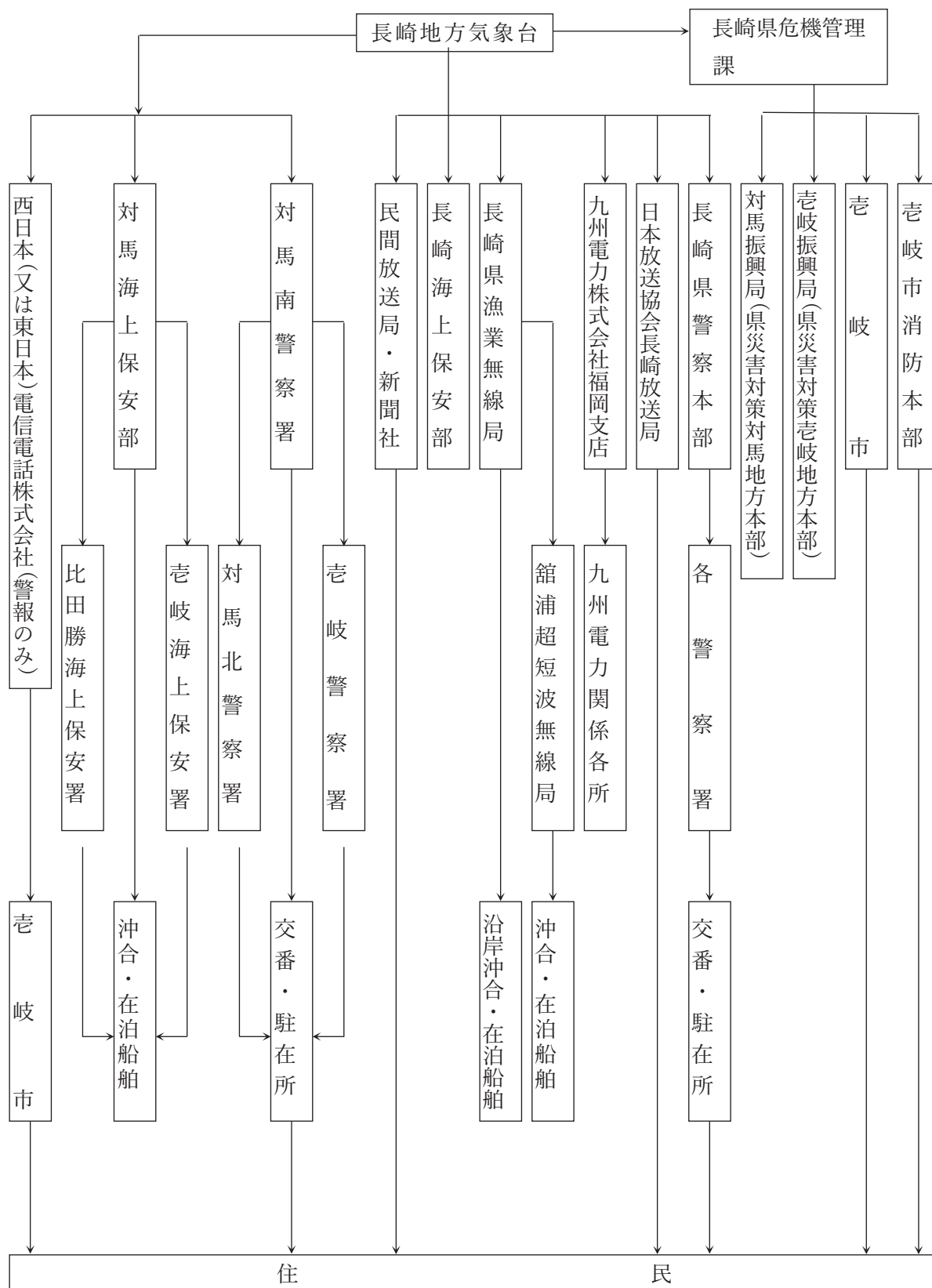
頁	現行計画	修正計画																																																																																																																																																																									
		<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2"></th><th colspan="3"></th><th colspan="3">すべり左側</th></tr><tr><th>影響開始 時間（分）</th><th>最大津波 到達時間 （分）</th><th>最高津波 水位 （T. P. +m）</th><th>影響開始 時間（分）</th><th>最大津波 到達時間 （分）</th><th>最高津波 水位 （T. P. +m）</th></tr><tr><td rowspan="2">長崎西 沿岸</td><td>西海市</td><td>159</td><td>197</td><td>3</td><td>87</td><td>105</td><td>3</td></tr><tr><td>長崎市</td><td>193</td><td>281</td><td>3</td><td>110</td><td>191</td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="2">橘湾沿岸</td><td>諫早市</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td>雲仙市</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td rowspan="2">有明海 沿岸</td><td>南島原市</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td>島原市</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td rowspan="5">大村湾 沿岸</td><td>大村市</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td>川棚町</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td>長与町</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td>東彼杵町</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td>時津町</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td rowspan="3">松浦南部 沿岸</td><td>佐世保市</td><td>136</td><td>155</td><td>3</td><td>58</td><td>82</td><td>4</td></tr><tr><td>佐々町</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td>平戸市</td><td>118</td><td>153</td><td>4</td><td>34</td><td>72</td><td>5</td></tr><tr><td>松浦北部 沿岸</td><td>松浦市</td><td>133</td><td>188</td><td>3</td><td>20</td><td>76</td><td>4</td></tr><tr><td>壱岐沿岸</td><td>壱岐市</td><td>99</td><td>112</td><td>4</td><td>19</td><td>37</td><td>7</td></tr><tr><td>対馬沿岸</td><td>対馬市</td><td>50</td><td>71</td><td>5</td><td>20</td><td>120</td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="3">五島沿岸</td><td>小値賀町</td><td>146</td><td>158</td><td>3</td><td>58</td><td>107</td><td>3</td></tr><tr><td>新上五島町</td><td>151</td><td>169</td><td>3</td><td>67</td><td>142</td><td>3</td></tr><tr><td>五島市</td><td>168</td><td>347</td><td>3</td><td>79</td><td>145</td><td>3</td></tr></table>							区分					すべり左側			影響開始 時間（分）	最大津波 到達時間 （分）	最高津波 水位 （T. P. +m）	影響開始 時間（分）	最大津波 到達時間 （分）	最高津波 水位 （T. P. +m）	長崎西 沿岸	西海市	159	197	3	87	105	3	長崎市	193	281	3	110	191	3	橘湾沿岸	諫早市	二	二	二	二	二	二	雲仙市	二	二	二	二	二	二	有明海 沿岸	南島原市	二	二	二	二	二	二	島原市	二	二	二	二	二	二	大村湾 沿岸	大村市	二	二	二	二	二	二	川棚町	二	二	二	二	二	二	長与町	二	二	二	二	二	二	東彼杵町	二	二	二	二	二	二	時津町	二	二	二	二	二	二	松浦南部 沿岸	佐世保市	136	155	3	58	82	4	佐々町	二	二	二	二	二	二	平戸市	118	153	4	34	72	5	松浦北部 沿岸	松浦市	133	188	3	20	76	4	壱岐沿岸	壱岐市	99	112	4	19	37	7	対馬沿岸	対馬市	50	71	5	20	120	3	五島沿岸	小値賀町	146	158	3	58	107	3	新上五島町	151	169	3	67	142	3	五島市	168	347	3	79	145	3
区分					すべり左側																																																																																																																																																																						
		影響開始 時間（分）	最大津波 到達時間 （分）	最高津波 水位 （T. P. +m）	影響開始 時間（分）	最大津波 到達時間 （分）	最高津波 水位 （T. P. +m）																																																																																																																																																																				
長崎西 沿岸	西海市	159	197	3	87	105	3																																																																																																																																																																				
	長崎市	193	281	3	110	191	3																																																																																																																																																																				
橘湾沿岸	諫早市	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																																																				
	雲仙市	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																																																				
有明海 沿岸	南島原市	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																																																				
	島原市	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																																																				
大村湾 沿岸	大村市	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																																																				
	川棚町	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																																																				
	長与町	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																																																				
	東彼杵町	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																																																				
	時津町	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																																																				
松浦南部 沿岸	佐世保市	136	155	3	58	82	4																																																																																																																																																																				
	佐々町	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																																																				
	平戸市	118	153	4	34	72	5																																																																																																																																																																				
松浦北部 沿岸	松浦市	133	188	3	20	76	4																																																																																																																																																																				
壱岐沿岸	壱岐市	99	112	4	19	37	7																																																																																																																																																																				
対馬沿岸	対馬市	50	71	5	20	120	3																																																																																																																																																																				
五島沿岸	小値賀町	146	158	3	58	107	3																																																																																																																																																																				
	新上五島町	151	169	3	67	142	3																																																																																																																																																																				
	五島市	168	347	3	79	145	3																																																																																																																																																																				
（3） 今後の取り組み等 ・津波法第 53 条第 1 項の規定により、都道府県は、国が策定した基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」に指定することができる」とされており、県では、平成 29 年 3 月 31 日、「津波災害警戒区域」の指定を行っている。 ・津波法第 10 条の規定により、市町村は、国が策定した基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための「推進計画」を作成することができるとされており、市町では、今後、「推進計画」の作成に向けた検討を行うこととなる。 ・県は、市町の取り組みに対し技術的な支援や助言を行うとともに、今後、総合的な津波防災対策として、関係部局や市町との連絡・協議体制を強化していく。																																																																																																																																																																											
（4） 津波浸水想定図 ここでは、壱岐市内の津波浸水想定図をそれぞれ示す。																																																																																																																																																																											

頁	現行計画	修正計画
		<u>別紙、図 3-1～4 のとおり</u> <u>5 津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波災害警戒区域」について</u> <u>平成 24 年 6 月 13 日に「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「津波法」という。）が施行され、津波法第 53 条第 1 項の規定により、都道府県は、国が策定した基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」に指定することができるとされており、長崎県では、平成 29 年 3 月 31 日、「津波災害警戒区域」の指定を行っている。</u> <u>（１）津波災害警戒区域とは</u> <u>・津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である。</u> <u>・基準水位も併せて公表している。</u> <u>・津波災害警戒区域は、津波浸水想定に基づいて作成している。</u> <u>（２）津波災害警戒区域指定の目的</u> <u>・区域指定により、区域を含む市町ではハザードマップの作成や避難訓練の実施、避難場所や避難路の確保等が義務付けられるなど、避難警戒体制の整備が促進される。</u> <u>・基準水位により、津波からの効率的な避難対策が可能となる。津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安となる。</u> <u>区域：津波浸水想定での区域（浸水深 1 cm 以上）を基本薄黄色で着色されたメッシュで囲まれた区域が警戒区域となる。</u> <u>表示：12.5m メッシュごとに基準水位（10 cm 単位）を記載</u> <u>（３）留意事項</u> <u>・基準水位の算出に用いた「地形（標高）データは、平成 21 年の地形図の等高線及び平成 23 年の航空レーザー測量または写真測量の結果をもとにしているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合がある。</u> <u>・津波災害警戒区域の設定は、津波浸水想定図の範囲を基本としているが、地域の実情に留意し安全側となるように、以下のような場合などに基準水位が表示されていない区域をバッファゾーンとして設定してい</u>

新旧対照表（⑦その他の修正）

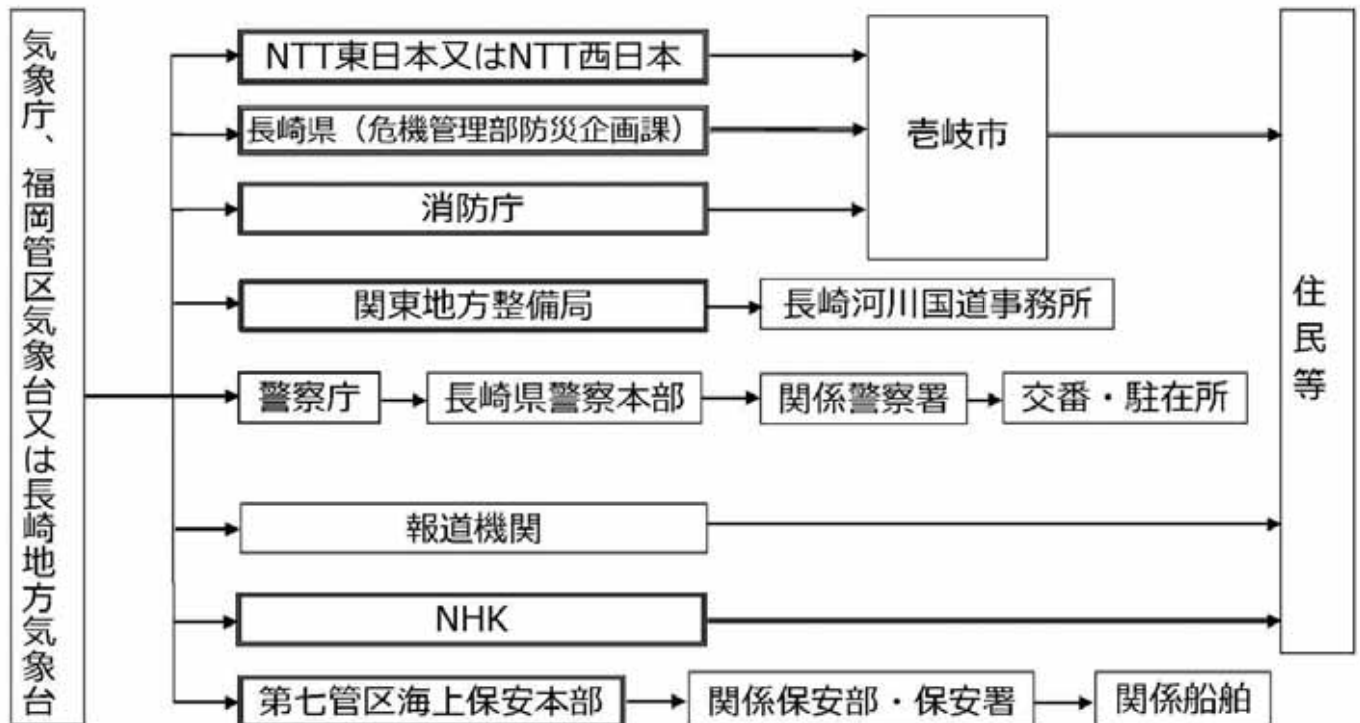
頁	現行計画	修正計画
		<u>る箇所がある。</u> <u>○沿岸で新たに埋め立てられたところで、それより内陸で基準水位が表示されているが、新たな埋立地等で基準水位が表示されていない場合</u> <u>○ある程度広いエリアで基準水位が表示されている中で、数区画のみ表示されていない 場合</u> <u>○海水浴場や砂浜等の海域との境界で、基準水位が表示されていない場合</u> <u>・背景地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号平 27 情複、第 1413 号）道路や建物、海岸線河川の形状等が現況と異なっている場合がある。なお、埋立地において新たに埋め立てられた情報を得たものについては追記しているところがある。</u> <u>（４） 今後の取り組みについて</u> <u>・津波災害警戒区域の指定を受けて、区域を含む市町は津波法第 54 条の規定により、市町村地域防災計画において、次の事項を定めることが義務付けられる。</u> <u>○津波に関する予報又は警報の発令及び伝達</u> <u>○避難場所、避難経路</u> <u>○市町村長が行う津波避難訓練の実施</u> <u>○地下街等・防災上の配慮を有する者の利用施設の名称及び所在地</u> <u>・津波法第 55 条の規定により、区域を含む市町はハザードマップの作成・配布が義務付けられる。</u> <u>・市町の地域防災計画で「要配慮者利用施設」に位置付けられた「社会福祉施設、学校、病院」などの施設においては、「避難確保計画」の作成と市町長への報告及び公表、避難訓練の実施などに取り組んでいく必要が生じる。</u> <u>・宅地建物取引業者においては、宅地建物取引業法に基づく「重要事項説明」として、取引対象となる物件が津波災害警戒区域にある旨を説明することが必要となる。（民間事業者に義務化）</u> <u>・県は、市町の取り組みに対し技術的な支援や助言を行うとともに、今後、総合的な津波防災対策として、関係部局や市町との連絡・協議体制を強化していく。</u> <u>○総合的な支援、助言・・・防災企画課</u> <u>○技術的な支援、助言・・・港湾課</u> <u>（５） 津波災害警戒区域図</u> <u>ここでは、苓岐市内の代表的な津波警戒区域図を例示する（郷ノ浦港周辺）。なお、市内 85 枚の津波災害警戒区域図は、長崎県ホームページで閲覧可能となっている。</u> <u>別紙、図 4 のとおり</u> 以降、省略
332 ～ 336	第 5 編 資料編 6 避難関係資料 1 指定緊急避難場所・指定避難所 <u>別紙、表 3-1 のとおり</u>	第 5 編 資料編 6 避難関係資料 1 指定緊急避難場所・指定避難所 <u>別紙、表 3-2 のとおり</u>

長崎地方気象台が発表する気象警報等の伝達系統



長崎地方気象台が発表する気象警報等の伝達系統

気象警報等の伝達系統図

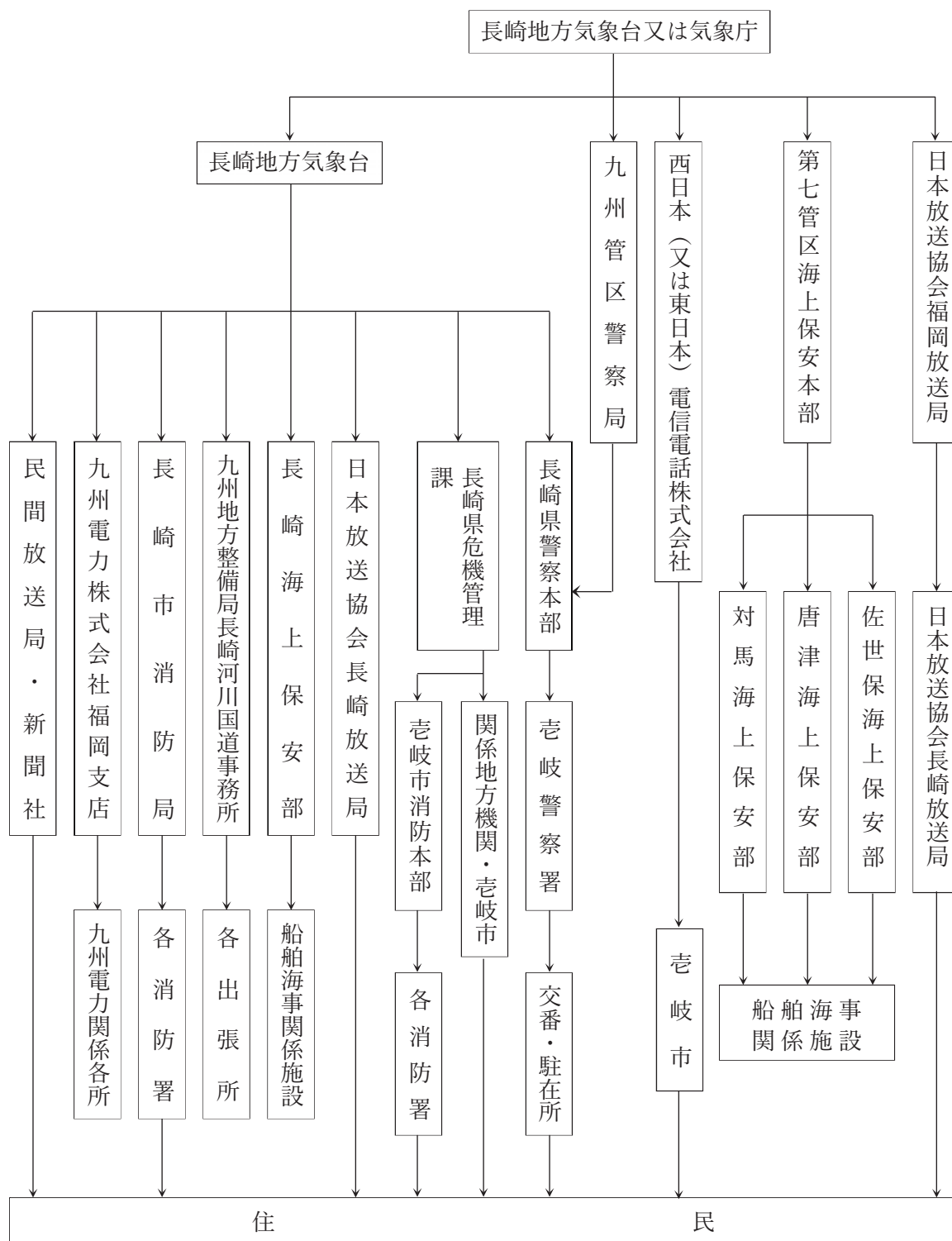


注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注2）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

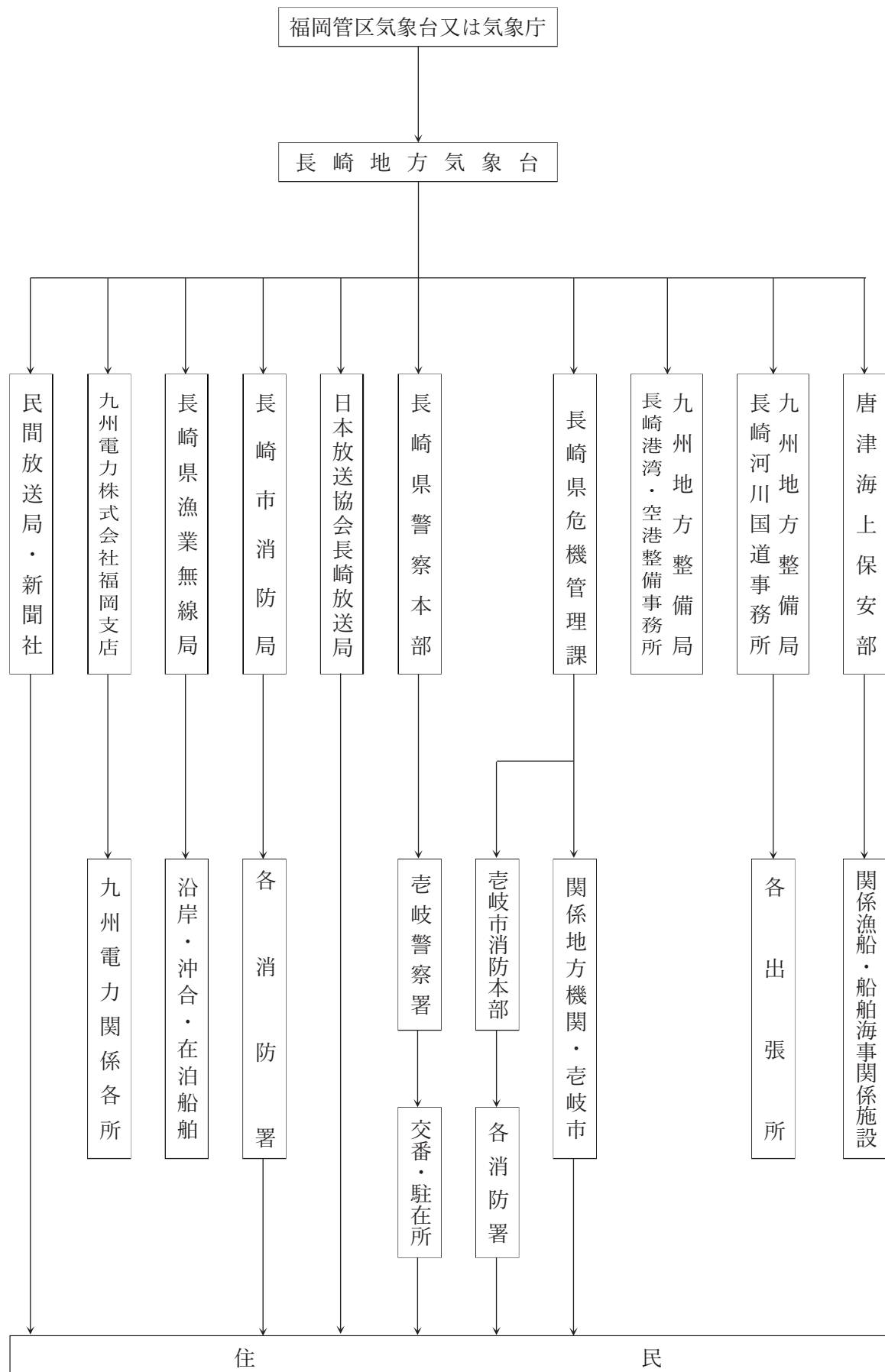
注3）気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほかに気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供。

津波警報・注意報の伝達系統図



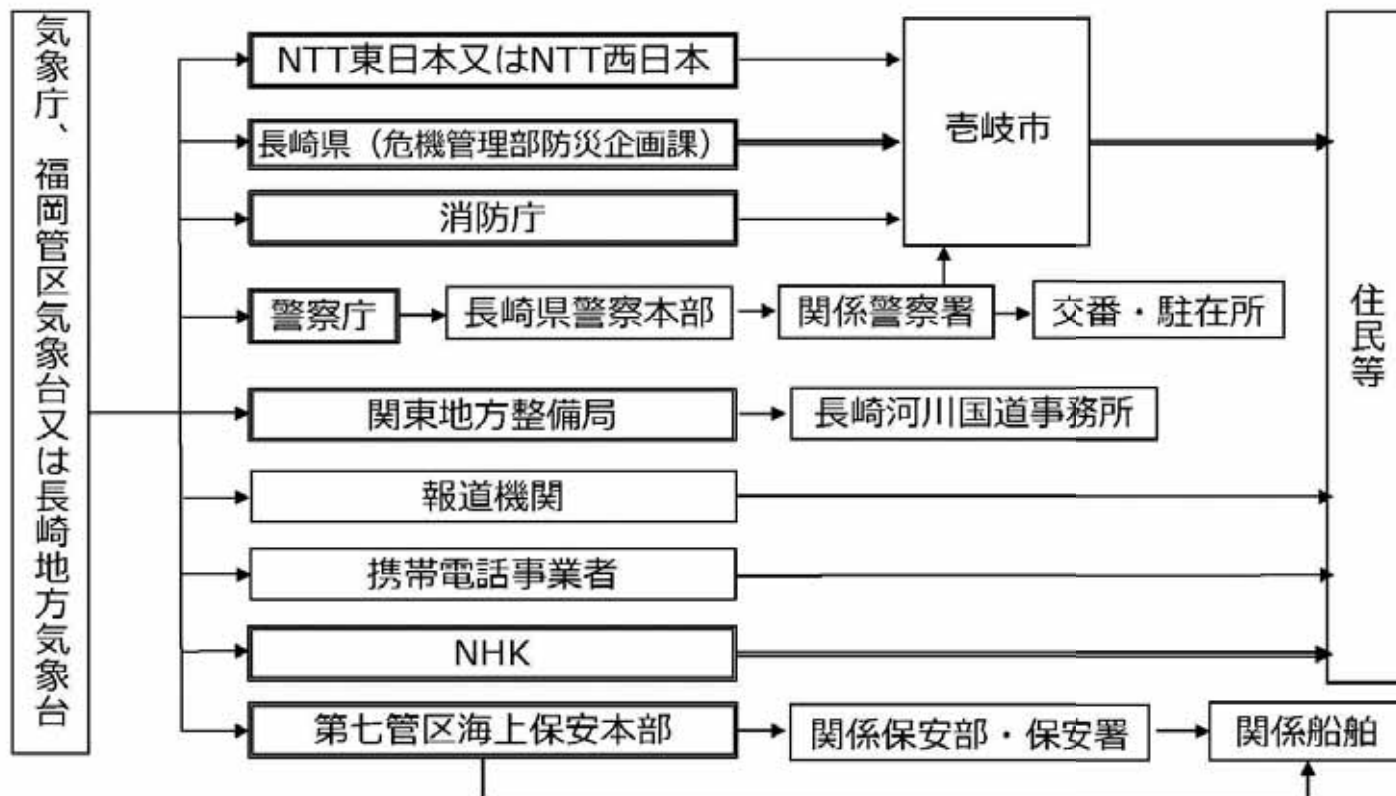
備考：長崎海洋気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、杵岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合とする。

地震・津波情報の伝達系統図



津波警報等の伝達系統図

津波警報等の伝達系統図

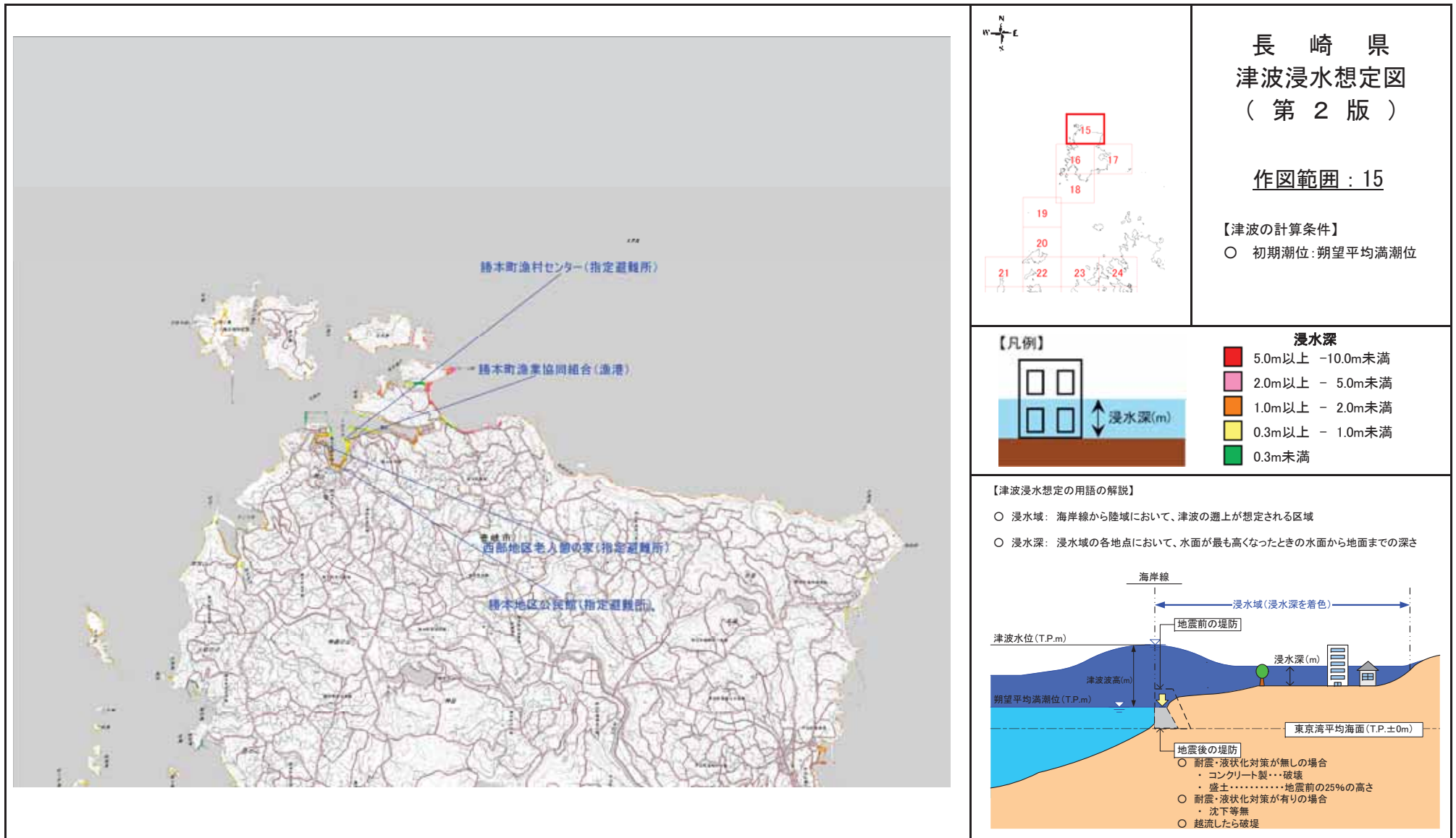


注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注3) 長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合。

注4) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

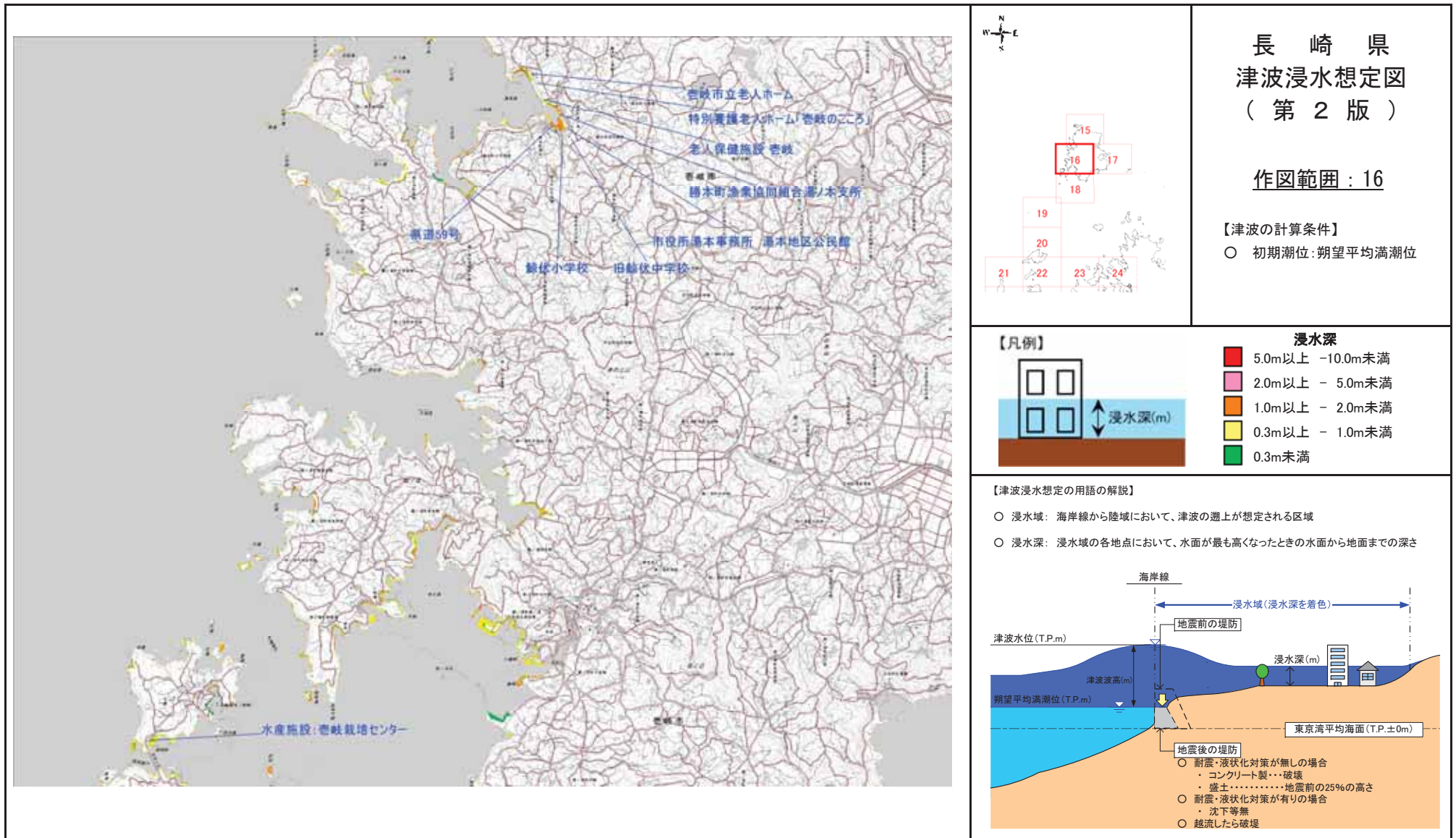


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1413 号）。
これらをさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

0 1 2
km

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）をあらわしたものです。
- 最大クラスの津波をもたらしと想定される津波断層モデルとして、国「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「ケース 5、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」「対馬海峡東の断層」「大村-諫早北西付近断層」、国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した 60 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「西山断層及び北方延長部の断層（F60）大すべり左側」を設定しました。この 6 つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、この津波浸水想定は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 今後、最新の知見や精査等により、浸水想定を修正する可能性があります。
- ※ その他の留意事項については、解説を参照して下さい。 ※ 「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製し作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。

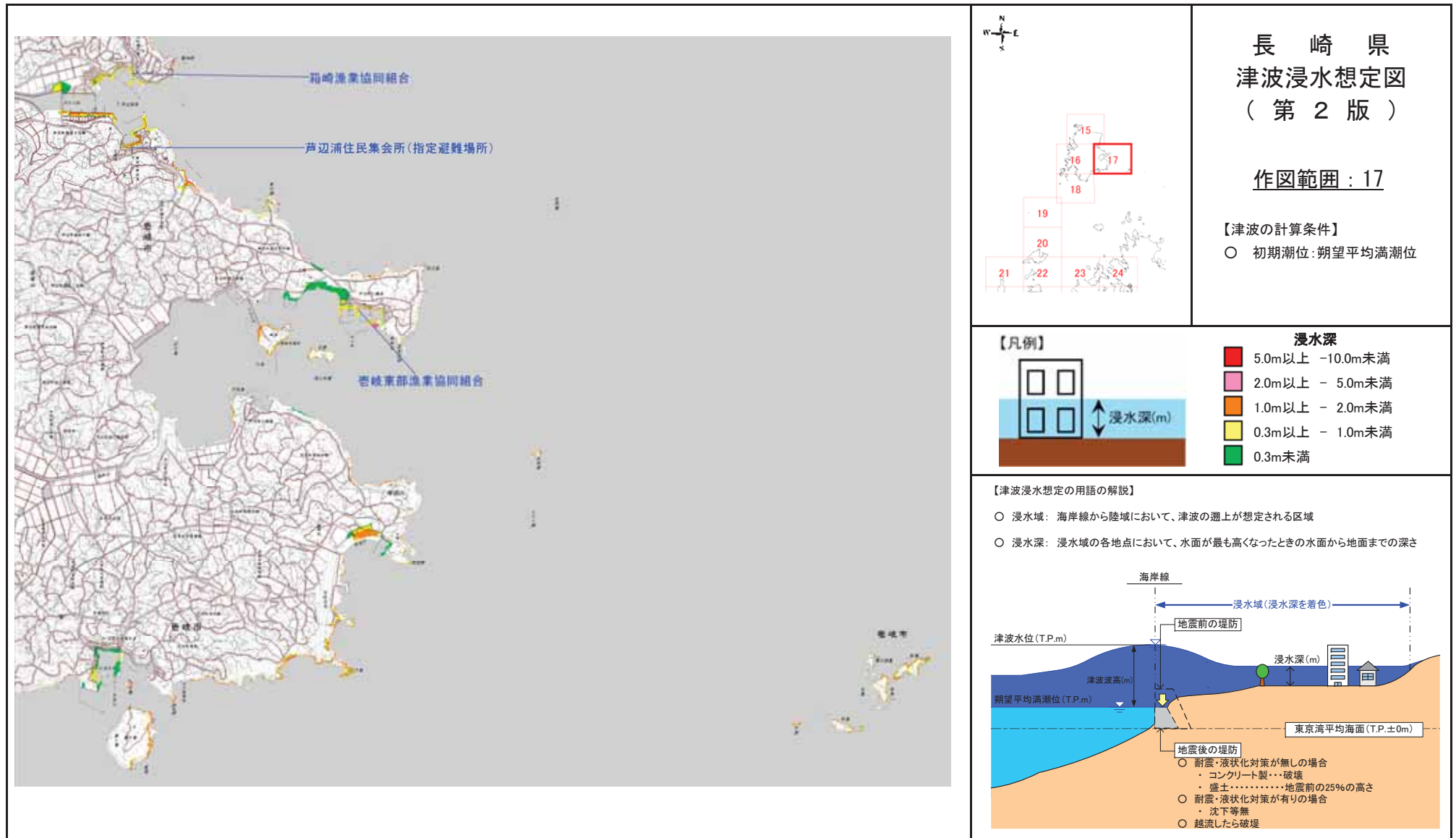


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1413 号）。
これらをさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

0 1 2
km

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）をあらわしたものです。
- 最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、国「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「ケース 5、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」「対馬海峡東の断層」「大村-諫早北西付近断層」、国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した 60 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「西山断層及び北方延長部の断層（F60）大すべり左側」を設定しました。この 6 つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、この津波浸水想定は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 今後、最新の知見や精査等により、浸水想定を修正する可能性があります。
- ※ その他の留意事項については、解説を参照して下さい。
- ※ 「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製して作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。

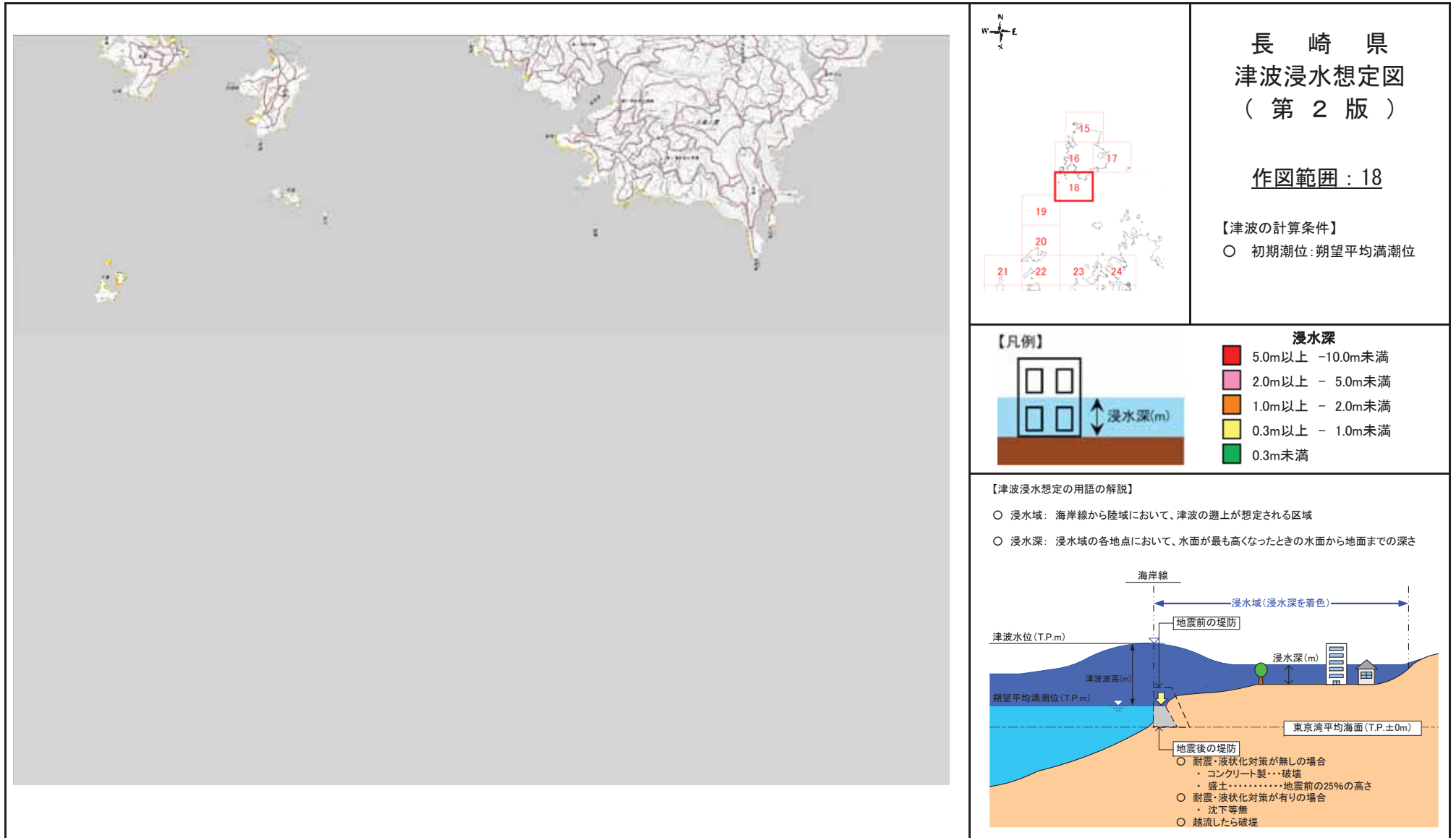


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情復、第1413号)。
これらをさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

0 1 2
km

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)をあらわしたものです。
- 最大クラスの津波をもたらし想定される津波断層モデルとして、国「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「ケース5、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」「対馬海峡東の断層」「大村-諫早北西付近断層」、国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した60のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「西山断層及び北方延長部の断層(F60)大すべり左側」を設定しました。この6つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域(浸水の区域)と浸水深(水深)を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、この津波浸水想定は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 今後、最新の知見や精査等により、浸水想定を修正する可能性があります。
- ※ その他の留意事項については、解説を参照して下さい。
- ※ 「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製して作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。

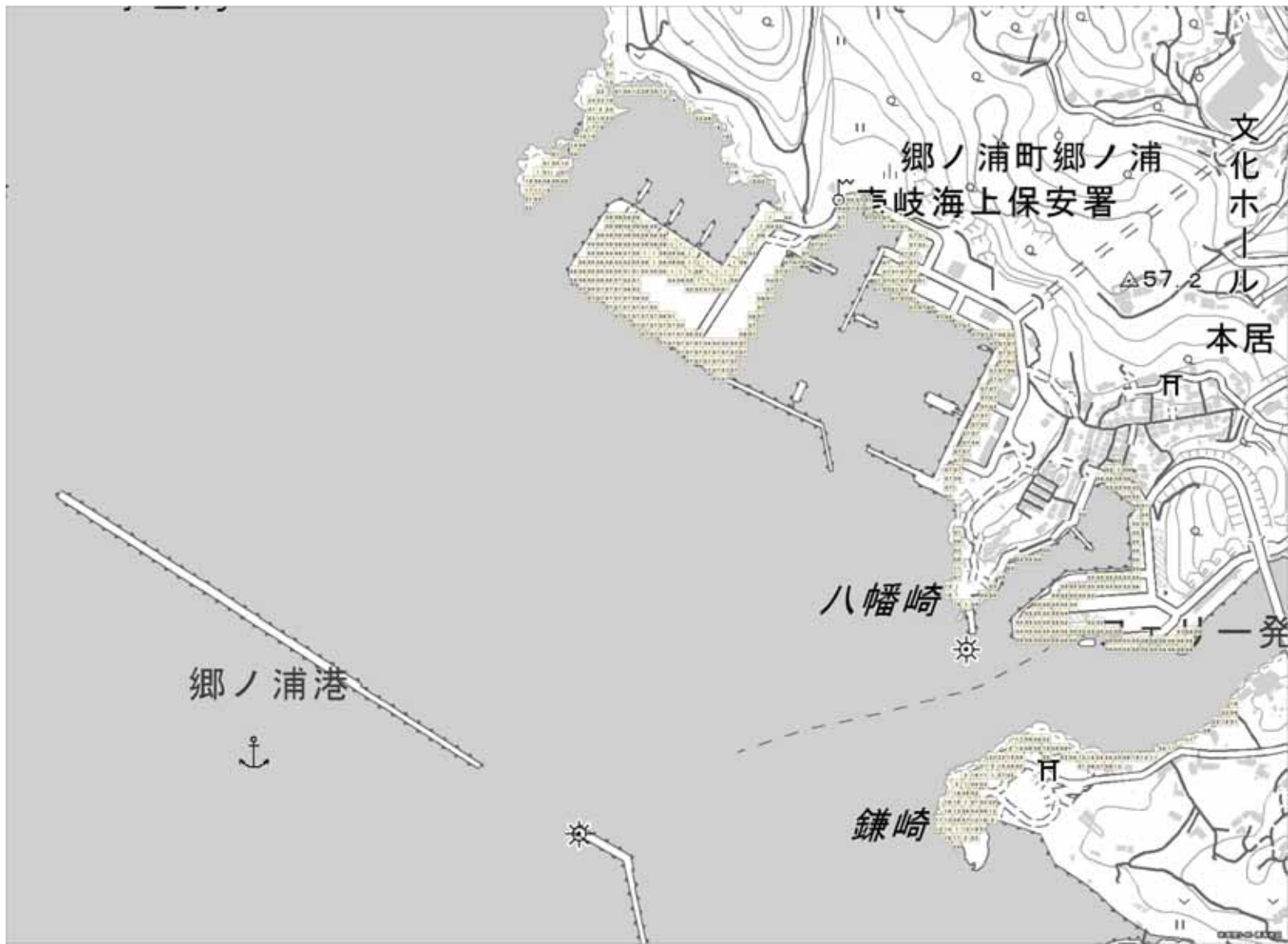


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平 27 情複、第 1413 号）。
これらをさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

0 1 2
km

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)をあらわしたものです。
- 最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、国「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「ケース 5、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」「対馬海峡東の断層」「大村-諫早北西付近断層」、国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した 60 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「西山断層及び北方延長部の断層（F60）大すべり左側」を設定しました。この 6 つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、この津波浸水想定は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 今後、最新の知見や精査等により、浸水想定を修正する可能性があります。
- ※ その他の留意事項については、解説を参照して下さい。
- ※ 「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製し作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平 27 情複、第 1413 号）
これをさらに複製又は使用して配付する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

様式－2
津波災害警戒区域 区域図

＜留意事項＞

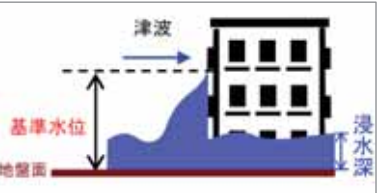
【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律 123 号（以下「法」という））第 53 条第 1 項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第 8 条第 1 項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第 53 条第 2 項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設に避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に構造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成 21 年の地形図の等高線及び平成 23 年の航空レーザー測量または写真測量の結果をもとに作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、平成 27 年 3 月時点の国土地理院による電子地形図（タイル）を複製して作成しており、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。なお、埋立地において新たに埋め立て情報を得たものについては追記しているところがあります。

	津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
	市町村名	壱岐市
	図面番号	57

沓崎市災害対策本部組織図（旧）

本 部 員	本部長	市長
	副本部長	副市長
		教育長
	総務部長	
	企画振興部長	
	市民部長 兼郷ノ浦支所長	
	保健環境部長 兼芦辺支所長	
	農林水産部長 兼石田支所長	
	建設部長 兼勝本支所長	
	教育次長	
	消防長	
	議会事務局長	

区 分	班	班 長	副 班 長	班 員
総務部 (総務部長)	総務対策班	危機管理課長	総務課長	危機管理課・総務課
	財 政 班	財政課長	管財課長 SDGs 未 来課長 会計課長	財政課・管財課・会計課 (追加)
企画振興部 (企画振興部長)	情報管理班	政策企画課長		政策企画課
	観光商工班	観光課長	商工振興課長	観光課・商工振興課
市民部 (市民部長)	調 査 班	税務課長	税務課主幹	税務課
	市民福祉班	市民福祉課長	こども家庭課長 保護課長 主幹兼保育所長 主幹兼老人ホーム所長	市民福祉課・こども家庭課・保護課・保育所・老人ホーム・地域生活ホーム・障害者地域活動支援センター
保健環境部 (保健環境部長)	環境衛生班	環境衛生課長		環境衛生課、各環境管理施設
	健康保健班	保険課長・健康増進課長	保険課主幹・健康増進課主幹	保険課、健康増進課
農林水産部 (農林水産部長)	農 林 班	農林課長	農業委員会事務局長 農林課主幹	農林課・農業委員会
	家畜衛生班	家畜診療所長		家畜診療所
	水 産 班	水産課長		水産課
建設部 (建設部長)	土木建築班	建設課長	建設課主幹	建設課
	水 道 班	上下水道課長	上下水道課主幹	上下水道課
教育部 (教育次長)	教育総務班	教育総務課長	学校教育課長 学校給食センター長	教育総務課・学校教育課・幼稚園・給食センター
	社会教育・文化財班	社会教育課長	(追加)	社会教育課・文化ホール・郷土館
消防部 (消防長)	消防総務班	総務課長		総務課
	予 防 班	予防課長		予防課
	警 防 班	警防課長		警防課
	消 防 班	消防署長 消防団長		消防署・支署出張所・市消防団
議会・監査部 (議会事務局長)	議会・監査班	議会事務局次長	監査委員事務局長	議会事務局・監査委員事務局
郷ノ浦支所 (郷ノ浦支所長)	市民生活班	郷ノ浦支所長 総務課長 市民福祉課長		郷ノ浦支所 総務課・事務所・市民福祉課
勝本支所 (勝本支所長)	市民生活班	勝本支所長 建設課長	建設課主幹	勝本支所・事務所・建設課
芦辺支所 (芦辺支所長)	市民生活班	芦辺支所長 環境衛生課長 健康保健課長		芦辺支所・事務所・環境衛生課 健康保健課
石田支所 (石田支所長)	市民生活班	石田支所長 農林課長	農林課主幹	石田支所 農林課

表 1-2

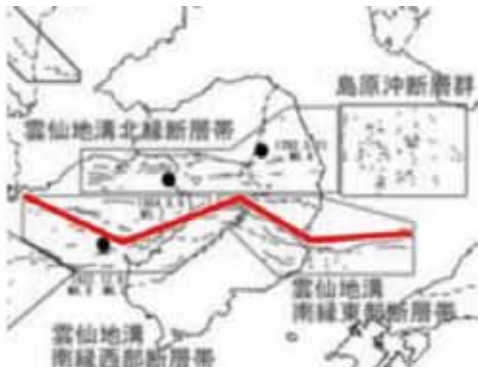
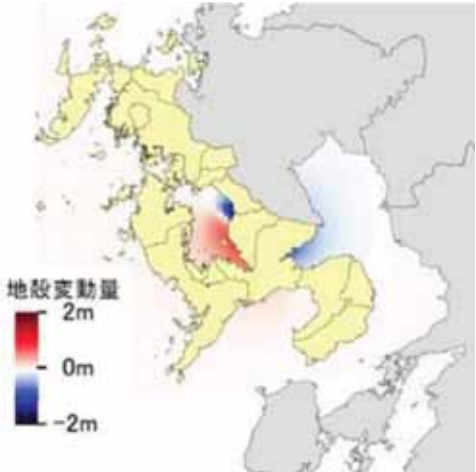
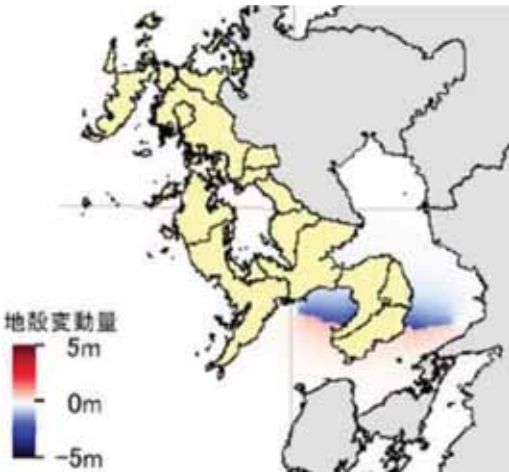
沓崎市災害対策本部組織図（新）

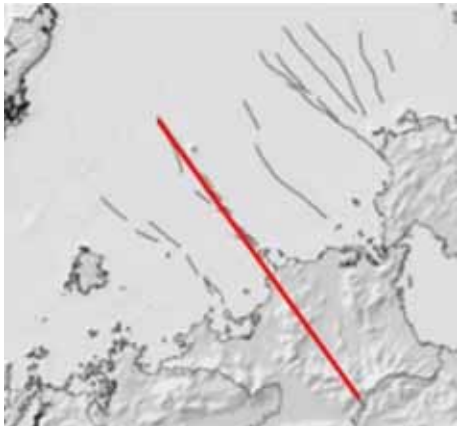
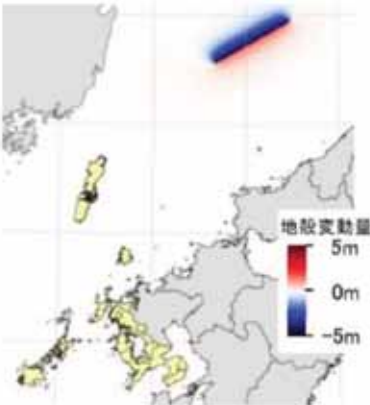
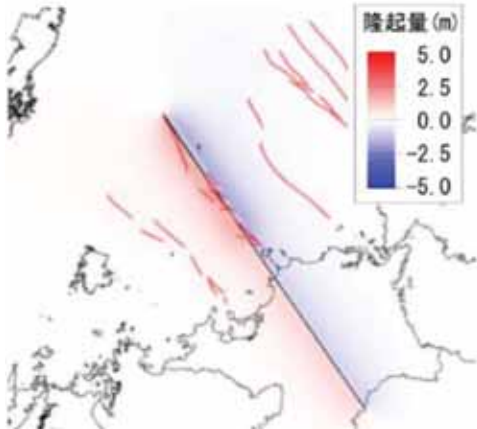
本 部 長		市 長
副本部長		副市長
		教育長

本 部 員	総務部長	総務部 (総務部長)	総 務 対 策 班	危機管理課長	総務課長	危機管理課 総務課
	企画振興部長		財 政 班	財政課長	管財課長 S D G s 未 来課長 会計課長	財政課 管財課 S D G s 未 来 課 会計課
	市民部長 兼郷ノ浦支所長	企画振興部 (企画振興部長)	情 報 管 理 班	情報管理課長	政策企画課 長	政策企画課 情報管理課
	保健環境部長 兼芦辺支所長		観 光 商 工 班	観光課長	商工振興課 長	観光課・商工振 興課
	農林水産部長 兼石田支所長	市民部 (市民部長)	調 査 班	税務課長	税務課室長	税務課
	建設部長 兼勝本支所長		市 民 福 祉 班	市民福祉課長	いきいろ子 ども未来課 長 保護課長 主幹兼保育 所長 主幹兼老人 ホーム所長	市民福祉課・い きいろ子ども 未来課・保護 課・保育所・老 人ホーム・地域 生活ホーム・障 害者地域活動 支援センター
	教育次長	保健環境部 (保健環境部長)	環 境 衛 生 班	環境衛生課長		環境衛生課・各 環境管理施設
	消防長		健 康 保 健 班	保険課長 健康増進課長	保 險 課 主 幹・健康増 進課主幹	保険課 健康増進課
	議会事務局長	農林水産部 (農林水産部長)	農 林 班	農林課長	農業委員会 事務局長 農林課主幹	農林課 農業委員会
			家 畜 衛 生 班	家畜診療所長		家畜診療所
			水 産 班	水産課長		水産課
		建設部 (建設部長)	土 木 班 管 理 班	建設課長	建設課主幹	建設課
			水 道 班	上下水道課長	上下水道課 主幹	上下水道課
		教育部 (教育次長)	教 育 総 務 班	教育総務課長	学校教育課 長 学校給食セ ンター長	教育総務課 学校教育課 幼稚園 給食センター
			社 会 教 育 ・ 文 化 財 班	社会教育課長	社会教育課 主幹	社会教育課 文化ホール 郷土館
	消防部 (消防長)	消 防 総 務 班	総務課長		総務課	
		予 防 班	予防課長		予防課	
		警 防 班	警防課長		警防課	
		消 防 班	消防署長 消防団長		消防署・支署出 張所・市消防団	
	議会・監査部 (議会事務局長)	議会・監査班	議会事務局 次長	監査委員 事務局長	議会事務局・監 査委員事務局	
	郷ノ浦支所 (郷ノ浦支所長)	市 民 生 活 班	郷ノ浦支所長 総務課長 市民福祉課長		郷ノ浦支所 総務課・事務所 ・市民福祉課	
	勝本支所 (勝本支所長)	市 民 生 活 班	勝本支所長 建設課長	建設課主幹	勝本支所・事務 所・建設課	
	芦辺支所 (芦辺支所長)	市 民 生 活 班	芦辺支所長 環境衛生課長 健康保健課長		芦辺支所・事務 所・環境衛生課 健康保健課	
	石田支所 (石田支所長)	市 民 生 活 班	石田支所長 農林課長	農林課主幹	石田支所 農林課	

最大クラスの津波をもたらすと予想される津波断層モデル

対象 津波		海溝型地震 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（H24. 8. 29）による想定地震津波	
		ケース5	ケース11
マグニチュード		Mw = 9.1	
使用 モデル		南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル	
概要	説明	○ 内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された南海トラフのうち長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケースを選定。	
	震源 域		
	地盤 の鉛 直方 向変 動量 分布		

対象 津波		活断層型地震 「長崎県独自モデル」による想定地震津波	
		大村-諫早北西付近活断層	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動
マグニチュード		Mw = 6.7	Mw = 7.1
使用 モデル		長崎県モデル	
概要	説明	○平成18年長崎地震発生想定委員会によって設定された、独自モデル。	○地震調査研究推進本部の長期評価が実施された断層モデルのうち、長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケース。
	震源域	 「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、長崎県（H18.3）」より抜粋、加筆	 「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、長崎県（H18.3）」より抜粋、加筆
	地盤の鉛直方向変動量分布		

対象 津波	活断層型地震 「長崎県独自モデル」による想定地震津波		活断層型地震 「日本海における大規模地震に関する調査検討会」公表（H26.8.26）による想定地震津波
	対馬海峡東の断層		西山断層及び北方延長部の断層（F60） 大すべり左側
マグニチュード	Mw = 7.4		Mw = 7.6
使用 モデル	佐賀県（H22）モデル		日本海における大規模地震に関する調査検討会モデル
概要	説明	○「佐賀県地震・津波等減災対策調査、佐賀県（H22）」の調査検討結果を踏まえ、長崎県が設定したモデル。	
	震源域		
	地盤の鉛直方向変動量分布		

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	崖崩れ、土石流 及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事
武生水	1	沓岐文化ホール	公共	郷ノ浦町本村触445	47-4111	○	○	○	○		○	
武生水	2	盈科小学校	学	郷ノ浦町本村触589	47-0123		○	○	○	○	○	
武生水	3	郷ノ浦中学校	学	郷ノ浦町本村触75	47-0424	(追)	○	○	○	○	○	
武生水	4	大谷公園体育館	公共	郷ノ浦町田中触1223	47-3611	○	○	○	○	○	○	
武生水	5	沓岐高等学校	学	郷ノ浦町片原触88	47-0082	○	○	○	○	○	○	
渡良	6	渡良小学校	学	郷ノ浦町渡良東触365	47-0823	○	○	○	○	○	○	
大島	7	三島小学校	学	郷ノ浦町大島815	47-0136	○	○	○	○	○	○	
大島	8	大島僻地保健福祉館	公共	郷ノ浦町大島607		○	○	○		○	○	
長島	9	長島老人憩いの家	公共	郷ノ浦町長島672	—	○	○	○		○	○	
長島	10	旧三島小学校長島分校	学	郷ノ浦町長島45	47-0143		○	○	○	○	○	
原島	11	原島老人憩いの家	公共	郷ノ浦町原島487-2	—	○	○	○		○	○	
原島	12	旧三島小学校原島分校	学	郷ノ浦町原島305	47-0147	○	○	○	○		○	
柳田	13	柳田小学校	学	郷ノ浦町柳田触885	47-0312	○	○	○	○		○	
沼津	14	沼津地区公民館	公共	郷ノ浦町長峰本村触836-3	46-0001	○	○	○	○	○	○	
沼津	15	沼津小学校	学	郷ノ浦町小牧東触184	46-0004	○	○	○	○	○	○	
志原	16	志原小学校	学	郷ノ浦町大原触115	47-0754	○	○	○	○	○	○	
初山	17	初山地区公民館	公共	郷ノ浦町初山東触237-2	47-0721	○	○	○	○	○	○	
初山	18	初山小学校	学	郷ノ浦町初山西触807-1	47-0707		○	○	○	○	○	
初山	19	旧初山中学校	学	郷ノ浦町初山西触802	45-1202	○	○	○	○	○	○	
初山	20	郷ノ浦町デｲｰﾋﾞﾝｸﾞｾﾝﾀｰ	公共	郷ノ浦町坪触3099	47-0132	○	○	○	○	○	○	
勝本浦	21	沓岐西部開発総合センター	公共	勝本町西戸触182-5	42-0095	○	○	○	○	○	○	
勝本浦	22	勝本地区公民館	公共	勝本町勝本浦211-3	42-0747	○	○	○		○	○	
勝本浦	23	勝本小学校	学	勝本町坂本触262	42-0034		○	○	○	○	○	
勝本浦	24	勝本中学校	学	勝本町仲触1846	42-0016		○	○	○	○	○	
勝本浦	25	西部地区老人憩いの家	公共	勝本町勝本浦389	—	○	○	○			○	
勝本浦	26	勝本町漁村センター	公共	勝本町勝本浦575-61	42-1180	○	○	○			○	
勝本在部	27	勝本町ふれあいセンターかざはや	公共	勝本町大久保触1736-2	42-3200	○	○	○	○	○	○	
勝本在部	28	霞翠小学校	学	勝本町西戸触550	42-0041		○	○	○	○	○	
勝本在部	29	沓岐商業高等学校	学	勝本町新城西触282	42-0205	○	○	○	○	○	○	
勝本在部	30	勝本海洋センターB＆G体育館	公共	勝本町新城西触1694	45-1111	○	○	○		○	○	
勝本在部	31	新城地区老人憩いの家	公共	勝本町北触37	48-1111	○	○	○		○	○	

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所						修正 内容
							洪水	崖崩れ、土石流 及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事	
鯨伏	32	立石地区老人憩いの家	公共	勝本町立石南触583	43-0874	○	○	○	○		○	○	
鯨伏	33	湯本地区公民館	公共	勝本町布気触818-10	43-0130	○	○	○		(追)		○	一部修正
鯨伏	34	鯨伏小学校	学	勝本町立石南触1137-2	43-0013	○	○	○		○	○	○	一部修正
鯨伏	35	旧鯨伏中学校	学	勝本町布気触818-1	45-1202	○	○	○		○		○	削除
鯨伏	36	布気地区老人憩いの家	公共	勝本町百合畑触398	43-0824	○	○	○	○		○	○	
芦辺	37	沓岐島開発総合センター	公共	芦辺町諸吉大石触197	45-3693	○	○	○		○		○	
芦辺	38	芦辺小学校	学	芦辺町芦辺浦546	45-0323	○	○		○	○	○	○	
芦辺	39	芦辺体育館	公共	芦辺町芦辺浦524	45-0358		○		○	○	○	○	削除
芦辺	40	芦辺浦住民集会所	公共	芦辺町芦辺浦85-3	45-0066	○	○	○		○		○	
芦辺	41	芦辺保育所	公共	芦辺町諸吉大石触665	45-1104		○	○	○	○	○	○	
八幡	42	八幡小学校	学	芦辺町諸吉南触1565	45-0325	○	○	○		○		○	
八幡	43	八幡保育所	公共	芦辺町諸吉本村触1300	45-2766		○	○		○		○	
田河	44	旧芦辺中学校	学	芦辺町諸吉二亦触1886	45-0343	○	○	○		○		○	
田河	45	田河小学校	学	芦辺町諸吉二亦触1659	45-0327		○	○	○	○		○	
田河	46	田河幼稚園	学	芦辺町諸吉二亦触1670	45-2361		○	○	○			○	
那賀	47	芦辺中学校	学	芦辺町中野郷西触400	45-3008		○	○	○	○	○	○	
那賀	48	那賀小学校	学	芦辺町中野郷西触174	45-3304	○	○	○	○	○	○	○	
那賀	49	那賀地区公民館	公共	芦辺町中野郷西触362	45-3001	○	○	○	○	○	○	○	
那賀	50	那賀幼稚園	学	芦辺町住吉山信触1007	45-1756		○	○	○		○	○	
箱崎	51	旧箱崎中学校	学	芦辺町箱崎大左右触2323	45-2304		○	○	○			○	削除
箱崎	52	箱崎小学校	学	芦辺町箱崎釘ノ尾触652	45-2320	○	○	○	○	○	○	○	
箱崎	53	箱崎幼稚園	学	芦辺町箱崎釘ノ尾触652	45-3399		○	○	○	○	○	○	
箱崎	54	箱崎僻地保健福祉館	公共	芦辺町箱崎釘ノ尾触1293	48-1111	○	○	○	○	○	○	○	
瀬戸	55	瀬戸小学校	学	芦辺町箱崎大左右触315	45-2337		○	○	○	○		○	
瀬戸	56	瀬戸幼稚園	学	芦辺町箱崎大左右触920	45-2012		○			○		○	
瀬戸	57	箱崎地区公民館	公共	芦辺町箱崎大左右触924	45-2001	○	○	○		(追)		○	一部修正
瀬戸	58	芦辺町クオリティーライフセンターつばさ	公共	芦辺町箱崎中山触2548	45-4500	○		○		○		○	
石田	59	農村環境改善センター	公共	石田町池田東触671-1	44-5179	○		○	○	○		○	
石田	60	石田スポーツセンター	公共	石田町石田西触1264-4	44-5159	○	○	○	○	○	(追)	○	一部修正
石田	61	石田小学校	学	石田町石田西触1238	44-5012		○	○	○	○	(追)	○	一部修正
石田	62	石田中学校	学	石田町石田西触1547	44-5013	○	○	○	○	○	(追)	○	一部修正
石田	63	石田町総合福祉センター	公共	石田町石田西触1486-1	44-6150	○	○	○	○	○	○	○	
筒城	64	筒城小学校	学	石田町筒城西触191	44-5004	○	○	○	○	○		○	

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所						修正 内容
							洪水	崖崩れ、土石流 及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事	
筒城	65	筒城地区公民館	公共	石田町筒城西触157	44－6664	○	○	○	○		○	○	
筒城	66	筒城浜ふれあいセンター	公共	石田町筒城仲触1885	44－6155	○	○	○		○		○	
久喜	67	久喜地区住民センター	公共	石田町久喜触181	44－6798	○	○	○	○			○	

壱岐市指定避難所一覧（新）

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所						修正 内容
							洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な火事	
武生水	1	壱岐文化ホール	公共	郷ノ浦町本村触445	47-4111	○	(削)	○	○	○		○	一部修正
武生水	2	盈科小学校	学	郷ノ浦町本村触589	47-0123		○	○	○	○	○	○	
武生水	3	郷ノ浦中学校	学	郷ノ浦町本村触75	47-0424	○	○	○	○	○	○	○	一部修正
武生水	4	大谷公園体育館	公共	郷ノ浦町田中触1223	47-3611	○	○	○	○	○	○	○	
武生水	5	壱岐高等学校	学	郷ノ浦町片原触88	47-0082	○	○	○	○	○	○	○	
渡良	6	渡良事務所	公共	郷ノ浦町渡良南触422-1	47-0801	○	○	○	○	○	○	○	追加
渡良	7	渡良小学校	学	郷ノ浦町渡良東触365	47-0823	○	○	○	○	○	○	○	
大島	8	三島小学校	学	郷ノ浦町大島815	47-0136	○	○	○	○	○	○	○	
大島	9	大島僻地保健福祉館	公共	郷ノ浦町大島607		○	○	○	○		○	○	
長島	10	長島老人憩いの家	公共	郷ノ浦町長島672	—	○	○	○	○		○	○	
原島	11	原島老人憩いの家	公共	郷ノ浦町原島487-2	—	○	○	○	○		○	○	
柳田	12	柳田小学校	学	郷ノ浦町柳田触885	47-0312	○	○	○	○	○		○	
沼津	13	沼津地区公民館	公共	郷ノ浦町長峰本村触836-3	46-0001	○	○	○	○	○	○	○	
沼津	14	沼津小学校	学	郷ノ浦町小牧東触184	46-0004	○	○	○	○	○	○	○	
志原	15	志原小学校	学	郷ノ浦町大原触115	47-0754	○	○	○	○	○	○	○	
初山	16	初山地区公民館	公共	郷ノ浦町初山東触237-2	47-0721	○	○	○	○	○	○	○	
初山	17	初山小学校	学	郷ノ浦町初山西触807-1	47-0707		○	○	○	○	○	○	
初山	18	郷ノ浦町デ・イー・ビ・センター	公共	郷ノ浦町坪触3099	47-0132	○	○	○	○	○	○	○	
勝本浦	19	勝本地区公民館	公共	勝本町勝本浦211-3	42-0747	○	○	○		○		○	
勝本浦	20	勝本小学校	学	勝本町坂本触262	42-0034		○	○	○	○	○	○	
勝本浦	21	勝本中学校	学	勝本町仲触1846	42-0016		○	○	○	○	○	○	
勝本浦	22	西部地区老人憩いの家	公共	勝本町勝本浦389	—	○	○	○				○	
勝本浦	23	勝本町漁村センター	公共	勝本町勝本浦575-61	42-1180	○	○	○				○	
勝本在部	24	勝本町ふれあいセンターかざはや	公共	勝本町大久保触1736-2	42-3200	○	○	○	○	○	○	○	
勝本在部	25	壱岐市役所 勝本庁舎	公共	勝本町西戸触182-5	42-1111	○	○		○	○	○	○	追加
勝本在部	26	霞翠小学校	学	勝本町西戸触550	42-0041		○	○	○	○	○	○	
勝本在部	27	壱岐商業高等学校	学	勝本町新城西触282	42-0205	○	○	○	○	○	○	○	
勝本在部	28	新城地区老人憩いの家	公共	勝本町北触37	48-1111	○	○	○	○		○	○	
鯨伏	29	立石地区老人憩いの家	公共	勝本町立石南触583	43-0874	○	○	○	○		○	○	
鯨伏	30	湯本地区公民館	公共	勝本町布気触818-10	43-0130	○	○	○		○		○	一部修正
鯨伏	31	鯨伏小学校	学	勝本町立石南触1137-2	43-0013	○	○	○		○	(削)	○	一部修正
鯨伏	32	布気地区老人憩いの家	公共	勝本町百合畑触398	43-0824	○	○	○	○		○	○	
芦辺	33	壱岐島開発総合センター	公共	芦辺町諸吉大石触197	45-3693	○	○	○		○		○	

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所						修正 内容
							洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な火事	
芦辺	34	壱岐市役所 芦辺庁舎	公共	芦辺町芦辺浦562	45-1111		○		○	○	○	○	追加
芦辺	35	芦辺小学校	学	芦辺町芦辺浦546	45-0323	○	○		○	○	○	○	
芦辺	36	芦辺浦住民集会所	公共	芦辺町芦辺浦85-3	45-0066	○	○	○		○		○	
芦辺	37	芦辺保育所	公共	芦辺町諸吉大石触665	45-1104		○	○	○	○	○	○	
八幡	38	八幡小学校	学	芦辺町諸吉南触1565	45-0325	○	○	○		○		○	
八幡	39	八幡保育所	公共	芦辺町諸吉本村触1300	45-2766		○	○		○		○	
田河	40	旧芦辺中学校体育館	学	芦辺町諸吉二亦触1886	45-0343	○	○	○		○		○	
田河	41	田河小学校	学	芦辺町諸吉二亦触1659	45-0327		○	○	○	○		○	
田河	42	田河幼稚園	学	芦辺町諸吉二亦触1670	45-2361		○	○	○			○	
那賀	43	芦辺中学校	学	芦辺町中野郷西触400	45-3008		○	○	○	○	○	○	
那賀	44	那賀小学校	学	芦辺町中野郷西触174	45-3304	○	○	○	○	○	○	○	
那賀	45	那賀地区公民館	公共	芦辺町中野郷西触362	45-3001	○	○	○	○	○	○	○	
那賀	46	那賀幼稚園	学	芦辺町住吉山信触1007	45-1756		○	○	○		○	○	
箱崎	47	箱崎小学校	学	芦辺町箱崎釘ノ尾触652	45-2320	○	○	○	○	○	○	○	
箱崎	48	箱崎幼稚園	学	芦辺町箱崎釘ノ尾触652	45-3399			○	○	○	○	○	
箱崎	49	箱崎僻地保健福祉館	公共	芦辺町箱崎釘ノ尾触1293	48-1111	○	○	○	○	○	○	○	
瀬戸	50	瀬戸小学校	学	芦辺町箱崎大左右触315	45-2337		○	○	○	○		○	
瀬戸	51	瀬戸幼稚園	学	芦辺町箱崎大左右触920	45-2012		(削)			○		○	一部修正
瀬戸	52	箱崎地区公民館	公共	芦辺町箱崎大左右触924	45-2001	○	(削)	○		○		○	一部修正
瀬戸	53	芦辺町クオリティーライフセンターつばさ	公共	芦辺町箱崎中山触2548	45-4500	○		○		○		○	
石田	54	農村環境改善センター	公共	石田町池田東触671-1	44-5179	○		○	○	○		○	
石田	55	石田スポーツセンター	公共	石田町石田西触1264-4	44-5159	○	○	○	○	○	○	○	一部修正
石田	56	石田小学校	学	石田町石田西触1238	44-5012		○	○	○	○	○	○	一部修正
石田	57	石田中学校	学	石田町石田西触1547	44-5013	○	○	○	○	○	○	○	一部修正
石田	58	石田町総合福祉センター	公共	石田町石田西触1486-1	44-6150	○	○	○	○	○	○	○	
筒城	59	筒城小学校	学	石田町筒城西触191	44-5004	○	○	○	○	○		○	
筒城	60	筒城地区公民館	公共	石田町筒城西触157	44-6664	○	○	○	○		○	○	
筒城	61	筒城浜ふれあいセンター	公共	石田町筒城仲触1885	44-6155	○	○	○		○		○	
久喜	62	久喜地区住民センター	公共	石田町久喜触181	44-6798	○	○	○	○			○	

壱岐市地域防災計画

(本 編)

令和 6 年 1 2 月修正

壱岐市防災会議

目 次

第1編 総 則

第1節	計画の目的及び構成	1
第2節	防災の基本理念	3
第3節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第4節	壱岐市の地勢と災害要因、災害記録	10

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

〈災害に強い施設等の整備〉

第1節	風水害に強いまちづくり	16
第2節	建築物等の予防対策	23
第3節	ライフライン施設等の予防対策	25

〈迅速かつ円滑な災害応急対策への備え〉

第4節	職員の配備体制	26
第5節	情報通信連絡網の整備	29
第6節	相互応援体制の整備	31
第7節	消防体制の整備	32
第8節	医療救護体制の整備	35
第9節	緊急輸送活動対策	37
第10節	避難収容対策	40
第11節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	46

〈防災行動力の促進〉

第12節	防災訓練の実施	48
第13節	防災知識の普及	51
第14節	自主防災組織等の育成	54
第15節	避難行動要支援者等の安全確保	56
第16節	ボランティアの受入れ	63
第17節	災害復旧・復興への備え	65

第2章 災害応急対策計画

〈活動体制の確立〉

第1節 応急活動体制の確立	66
第2節 情報伝達体制の確立	77
第3節 災害救助法の適用及び運用	81
第4節 広域応援体制	88
第5節 自衛隊への災害派遣要請	91
第6節 県防災ヘリコプターの出動要請	96
第7節 労働力の確保	97
第8節 ボランティアとの連携	100

〈災害発生直前の応急対策〉

第9節 気象予警報等の収集・伝達	102

〈災害発生直後の応急対策〉

第10節 災害情報・被害情報の収集・伝達	115
第11節 広報体制の確立	121
第12節 水防活動	124
第13節 土砂災害等の防止対策	127
第14節 消防活動	131
第15節 避難の指示、誘導	134
第16節 救急・救助	141
第17節 交通の確保及び規制	143
第18節 緊急輸送	146
第19節 医療救護	149
第20節 避難行動要支援者への緊急支援	151

〈救援その他の応急対策〉

第21節 避難所の開設・運営	154
第22節 食料の供給	158
第23節 給水	161
第24節 生活必需品の給与	164
第25節 防疫・保健衛生対策	166
第26節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策	168
第27節 行方不明者の捜索及び遺体の処理等	170
第28節 住宅の供給確保	173
第29節 文教対策	175
第30節 義援金品の受入れ・配分	179
第31節 農水産業災害の応急対策	180
第32節 ライフライン施設の応急対策	191

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興	192
第2節 被災者の生活再建等への支援	196
第3節 産業復興の支援	206
第4節 激甚災害の指定	208

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

〈地震被害の想定と課題〉

第1節 地震被害の想定と課題	212

〈震災に強い施設等の整備〉

第2節 地震に強いまちづくり	253
第3節 津波災害予防対策	257
第4節 建築物等の予防対策	259
第5節 ライフライン施設等の予防対策	261
第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	262

〈迅速かつ円滑な災害応急対策への備え〉

第7節 職員の配備体制	262
第8節 情報通信連絡網の整備	262
第9節 相互応援体制の整備	262
第10節 消防体制の整備	263
第11節 医療救護体制の整備	264
第12節 緊急輸送活動対策	264
第13節 避難収容対策	264
第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	264

〈防災行動力の促進〉

第15節 防災訓練の実施	265
第16節 防災知識の普及	265
第17節 自主防災組織等の育成	265
第18節 避難行動の安全確保	265
第19節 ボランティアの受入れ	265

第2章 災害応急対策計画

〈活動体制の確立〉

第1節 応急活動体制の確立	266
第2節 情報伝達体制の確立	267
第3節 災害救助法の適用及び運用	267
第4節 広域応援体制	267
第5節 自衛隊への災害派遣要請	267
第6節 県防災ヘリコプターの出動要請	267
第7節 労働力の確保	267
第8節 ボランティアとの連携	267

〈初動期の応急対策〉

第9節 地震情報・津波予報等の収集・伝達	268
第10節 災害情報・被害情報の収集・伝達	276
第11節 広報体制の確立	276
第12節 水防活動	277
第13節 土砂災害等の防止対策	277
第14節 消防活動	278
第15節 避難の指示、誘導	280
第16節 救急・救助	280
第17節 交通の確保及び規制	280
第18節 緊急輸送	280
第19節 医療救護	280
第20節 避難行動要支援者への緊急支援	280

〈事態安定期の応急対策〉

第21節 避難所の開設・運営	281
第22節 食料の供給	281
第23節 給水	281
第24節 生活必需品の給与	281
第25節 防疫・保健衛生対策	281
第26節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策	281
第27節 行方不明者の捜索及び遺体の処理等	281
第28節 住宅の供給確保	281
第29節 文教対策	281
第30節 義援金品の受入れ・配分	281
第31節 農水産業災害の応急対策	281
第32節 ライフライン施設の応急対策	281

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興	281
第2節	被災者の生活再建等への支援	281
第3節	産業復興の支援	281
第4節	激甚災害の指定	281

第4編 事故災害等対策編

第1章 海上災害対策

第1節	災害予防計画	282
第2節	災害応急対策計画	285

第2章 航空災害対策

第1節	災害予防計画	288
第2節	災害応急対策計画	290

第3章 道路災害対策

第1節	災害予防計画	292
第2節	災害応急対策計画	293

第4章 危険物等災害対策

第1節	災害予防計画	296
第2節	災害応急対策計画	298

第5章 林野火災対策

第1節	災害予防計画	300
第2節	災害応急対策計画	302

第5編 資料編

1 防災関係基本資料

1-1	防災関係機関一覧表	305
1-2	壱岐市防災会議条例	306
1-3	壱岐市防災会議委員名簿	307

1-4	壱岐市災害対策本部条例	308
1-5	壱岐市消防組織の現況	309
2	協定関係資料	
2-1	九州・山口9県災害時相互応援協定	311
3	通信関係資料	
3-1	壱岐市消防本部無線通信管理規程	315
4	緊急輸送関係資料	
4-1	特に重要な輸送施設	324
4-2	運送業者関係一覧	326
5	医療関係資料	
5-1	医療機関一覧	327
5-2	薬局一覧	329
5-3	医療救護所予定施設	330
6	避難関係資料	
6-1	指定緊急避難場所・指定避難所	331
6-2	福祉避難所	336
6-3	仮設住宅建設候補地	336
6-4	避難所運営マニュアル	337
7	危険箇所関係資料	
7-1	災害危険箇所	352
7-2	県指定災害危険箇所一覧	355
7-3	林地崩壊危険区域一覧	358
7-4	ため池一覧	362
7-5	危険物施設一覧	370
7-6	業態別防火対象物	373
8	物資・食料等関係資料	
8-1	救援物資の集積場所	375
8-2	食料等の調達・供給関係	375
8-3	建設資材業者一覧	376
9	衛生関係資料	
9-1	ごみ処理施設等	377
9-2	し尿処理施設等	377
10	遺体及び死亡獣畜等関係資料	
10-1	葬祭場	378
10-2	死亡獣畜等の処理場	378
11	救済関係資料	

11－1	壱岐市災害資金貸付基金条例	379
11－2	壱岐市災害資金貸付規則	381
11－3	壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例	383
11－4	壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	387
11－5	壱岐市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱	391
12	文教関係資料	
12－1	文教施設の現況	396
13	報告関係資料	
13－1	災害報告事務の状況一覧	397

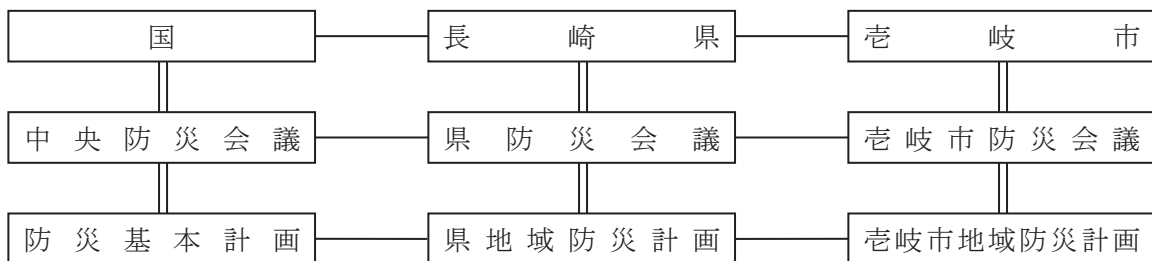
様式集

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、壱岐市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするものである。

【国、県及び壱岐市の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画策定の前提

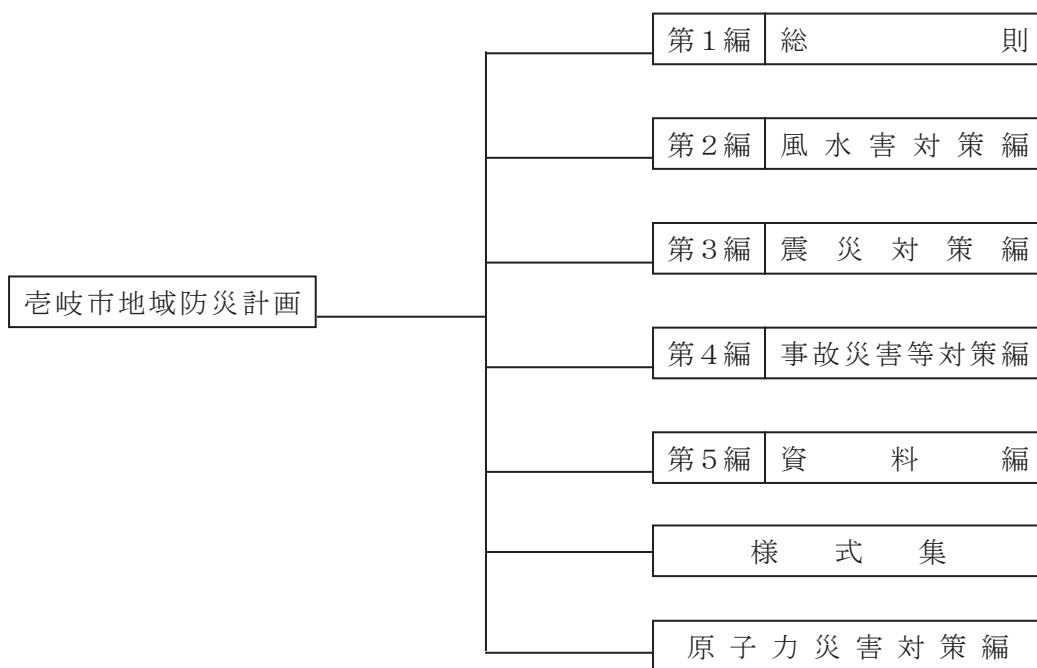
この計画は、壱岐市の過去における災害の経験を礎に、自然条件、社会条件等を踏まえ、本市における防災に関する計画を定めるものである。

また、策定に当たっては、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

3 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編、第4編を事故災害等対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を、巻末に関連する様式集を掲げた。

尚、原子力災害対策編は、別途定めるものとする。



4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

5 計画の周知

本計画の内容は、市職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

6 計画の運用・習熟

市は防災関係機関と連携し、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本理念

長崎県の北部壱岐島に位置する本市は、梅雨前線及び台風の接近による暴風、集中豪雨による水害など甚大な災害をもたらす気象現象に見舞われる可能性が大きい。

また、九州北部に強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置になると北西の風が強くなり、積雪や低温による凍結等が予想され、交通障害や農産物等に被害が及ぶ。

さらに、離島のため地震による津波被害の危険性もあり、このような災害に対処するため、今後なお一層の防災対策の充実強化を図っていく必要がある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要がある。

1 風水害

本市における風水害は、集中豪雨による浸水被害が中心で、台風や豪雨時には十分な災害対策の推進が必要である。

(1) 強 風

県内の気象官署における累年の最大風速の記録をみると、ほとんどが台風によるもので、中心が長崎県に近い所を通るか西側を通過したときに起きている。風速は、地形の影響が大きく気象官署の立地条件に左右されるので注意が必要である。

(2) 大 雨（集中豪雨）

大雨の原因は梅雨前線などの停滞前線、台風、低気圧である。日降水量が100mm以上は概ね梅雨、台風期に起こっているが、重大な災害に結びつくおそれがある200mm以上の大雨には十分警戒する必要がある。1時間に80mm以上の猛烈な雨が継続する可能性のある前線が長時間停滞するような場合は油断できない状況である。

(3) 台 風

国内の台風の年間発生数は年によってかなりの差異があるが、1991～2020年の平均値では25.1個で、そのうち3.8個が九州北部に、3.9個が九州南部に接近（上陸を含む。）している。

ア 高潮をもたらした台風

長崎県内に顕著な高潮をもたらした台風の経路は、九州の南西海上から直接本県に襲来し、北東に過ぎ去る場合と東シナ海から対馬海峡を通過して北東に過ぎ去る場合の2つがある。また、高潮による被害の程度は台風の経路とともに満潮の潮時が重要な影響を及ぼす。満潮時に高潮が重なると被害が発生する可能性が高い。

イ 大波が打寄せる台風

長崎県で波のために大きな災害が発生するのは、台風が九州の西南海上からまともに長

崎県に襲来するか、又は長崎県の西方海上を北上する場合である。そしてこのような場合の大波は、暴風が吹き出す半日か1日ぐらい前から沿岸に打寄せるのが普通であるため、台風が東シナ海に入ったら沿岸地方では早めに対策を準備することが必要である。台風が長崎県西方海上を通過するときには、暴風だけでなく、波に対しても十分な警戒が必要である。

(4) 暴風雪

本市の冬季においては、上空に強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置により高波や降雪、積雪、低温等が予想される。特に積雪や道路の凍結による交通障害の発生が予測される場合には、除雪や凍結防止対策等が必要である。また施設園芸や露地栽培の農産物については、霜や低温による被害を防止するため、適切な育成管理が必要となってくる。

2 火 災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また、建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は木造家屋も多いため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織や民間企業の自衛消防組織の確立を図る必要がある。なお、消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、消防団員の研修及び訓練の強化についても積極的に推進する。

3 震 災

壱岐市における過去の地震災害をみると、今から約300年前（1700年4月15日）、M7の大規模地震により家屋の崩壊など大きな被害を受けたとされている。

平成17年3月20日には、福岡県西方沖地震（M7.0）が発生し、本市においても震度5強を記録し被害が発生した。また長崎県地域防災計画震災対策編では、県内全域で震度6弱～6強の地震の発生が予測されており、さらに本市には活断層の存在も確認され、離島という自然条件から津波の危険性も高い。地震の予知は難しく、このような不意に発生する自然災害に際しては、その地域の総力を挙げた緊急対応が必至である。

4 要配慮者等への配慮

すべての災害に対して、高齢者や身障者等の要配慮者、あるいは観光客について、要配慮者等に応じた安全対策を講ずる。また、消防機関をはじめとする防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即応できるよう体制づくりに努める。

また、社会福祉施設、医療施設等については、平時から避難行動要支援者の所在等を把握し、発災後には、迅速に避難誘導を行えるよう体制を整備する。

5 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、

市が実施する防災業務について、自発的に協力する。

(1) 住民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、地域ぐるみの住民の自主防災組織を育成強化し、日ごろから自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、住民は、災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、市及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、壱岐市並びに長崎県及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

1 市

市は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

処理すべき事務又は業務の大綱	
	・ 防災に関する組織の整備 ・ 自主防災組織の育成指導 ・ 防災知識・思想の普及等住民の災害対策の促進 ・ 防災訓練の実施 ・ 防災における施設等の緊急整備 ・ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 ・ 罹災証明書の交付・災害広報 ・ 避難指示等 ・ 水防その他の応急措置 ・ 被災者の救助及び救護措置 ・ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置 ・ 消防活動及び浸水対策活動 ・ 被災児童・生徒等に対する応急の教育 ・ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置 ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置 ・ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧 ・ 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 ・ 災害対策に関する近隣市町間の相互応援協力等 ・ その他災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 消 防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
壱 岐 市 消 防 本 部	・ 災害に対する予防、防御と拡大防止対策 ・ 消防機材の整備充実と訓練の実施 ・ 災害時における人命救助対策 ・ 災害時における危険物の災害防止対策

3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長 崎 県	・ 防災に関する組織の整備 ・ 自主防災組織の育成指導 ・ 防災知識・思想の普及等県民の災害対策の促進 ・ 防災訓練の実施 ・ 防災における施設等の緊急整備 ・ 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 ・ 災害広報 ・ 避難指示に関する事項 ・ 水防その他の応急措置 ・ 市町の実施する被災者の救助の応援及び調整 ・ 災害救助法に基づく被災者の救助及び救護措置 ・ 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置 ・ 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、調整 ・ 被災児童・生徒等に対する応急の教育 ・ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置 ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置 ・ 緊急輸送の確保及び緊急車両の確認 ・ 交通規制 ・ 犯罪の予防、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置 ・ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧 ・ 市町村が処理する災害事務又は業務の実施についての援助及び調整 ・ 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力等 ・ その他災害発生の防止又は拡大防止のための措置
長 崎 県 壱 岐 振 興 局	・ 国道382号、県道の維持管理、河川管理
壱 岐 警 察 署	・ 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護 ・ 災害時における社会秩序の維持及び交通の確保と交通規制

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州農政局 長崎地域センター	・ 災害時における主要食料の需給対策
長崎地方気象台	・ 注意報及び警報の発表時（災害時）における気象解説 ・ 災害発生時における気象観測資料の提供
壱 岐 海 上 保 安 署	・ 海上災害時における人命救助と財産の保護活動

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第16普通科連隊	・災害時における人命・財産の救援及び応急復旧活動等のほか通信の支援

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日 本 郵 便 (株) 郷ノ浦郵便局	・災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保 ・郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置
(株)NTTフィールドテクノ福岡設備部FSC福岡ユニット壱岐センター	・電信電話施設の保全と災害非常通話の調整
日本赤十字社長崎県支部 壱岐市地区 (壱岐市社会福祉協議会)	・災害時における医療助産等の実施 ・地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施 ・義援金品等の募集及び配分
九州電力送配電(株) 福岡支社壱岐配電事業所	・電力施設の整備と防災管理 ・災害時における電力供給確保
日本放送協会及び放送関係機関	・気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報 ・社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力
九 州 郵 船 (株) 壱岐・対馬フェリー(株)	・救助物資の緊急輸送
壱 岐 交 通 (株)	・災害対策用物資及び人員輸送の確保 ・災害時における応急輸送対策
(一社)長崎県LPガス協会	・ガス供給施設の耐災整備 ・被災地に対する燃料供給の確保 ・ガス供給施設の被害調査及び復旧
壱 岐 医 師 会	・災害時における助産、医療救護
壱 岐 歯 科 医 師 会	・災害時における歯科医療 ・身元確認

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
壱岐市農業協同組合	・被災農家の農作物災害応急対策の指導並びに農業生産資材、農家生活資材の確保及びあっせん ・被災農家に対する資金の融資及びあっせん ・農作物の需給調整
郷ノ浦町、勝本町、箱崎、	・水産物並びに養殖施設等の被害調査及び応急対策の実施協力

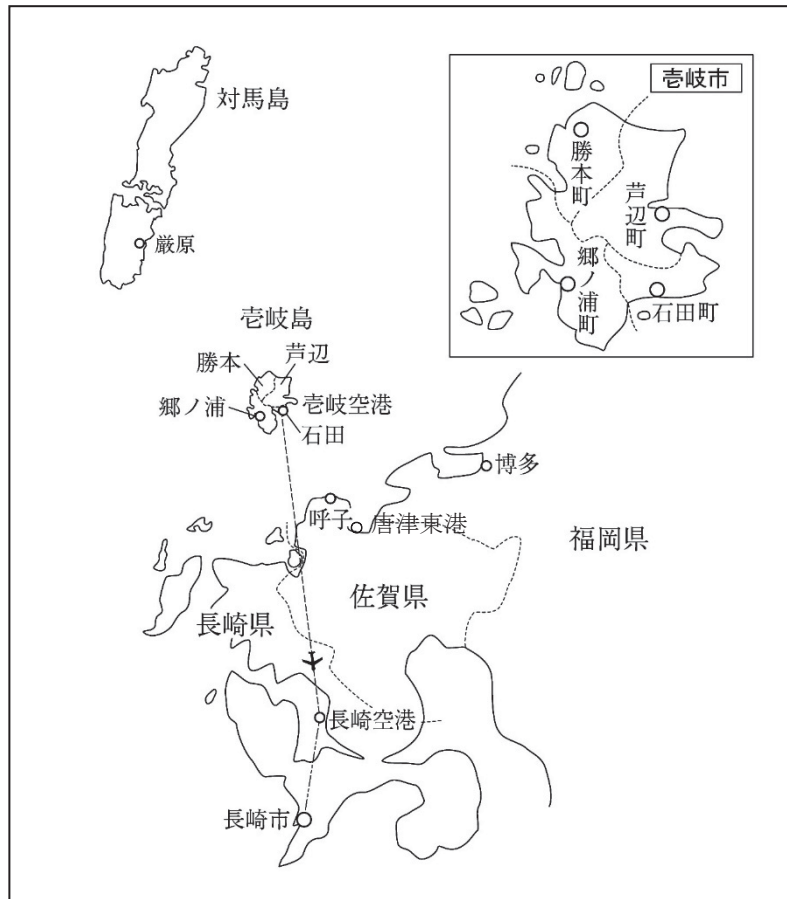
壱岐東部、石田町漁業協同組合	・被災組合員に対する事業費、資材の確保及びあっせん ・高波・高潮等対策及び情報の提供
壱岐市商工会	・被災者に対する衣料、食料のあっせん ・被災会員等に対する資金の融資及びあっせん
長崎県土地改良事業団体連合会壱岐支所	・農業用ため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及び防災管理 ・農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧
壱岐市社会福祉協議会	・被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 ・福祉救援ボランティア
医療機関	・防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策 ・災害時における収容患者の避難誘導 ・被災負傷者等の収容保護 ・災害時における医療、助産等の救護 ・近隣医療機関相互間の救急体制の確立
社会福祉施設	・防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策 ・災害時における収容者の避難誘導
水道事業者	・水道施設の整備と防災管理 ・災害時における水の確保 ・被災施設の応急対策と災害復旧
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	・それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧

第4節 壱岐市の地勢と災害要因、災害記録

本節では、市の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、震災等の災害履歴及び災害特性を示す。

1 市の位置

壱岐市は、福岡県と対馬の中間地点にあり、博多港から北西に約67km、佐賀県唐津東港から北へ約42kmに位置する。北西約68kmには対馬を望み、対馬海峡東水道と壱岐水道、玄界灘に囲まれており、その大きさは南北約17km、東西約15km、面積138.56km²である。



位 置				面 積	周 囲	
方 位		経 緯 度	極 地 名			距 離
東 西	極東	129° 48′ 06″	芦 辺 町 八 幡 浦	約15km	138. 56km ²	167. 5km
	極西	129° 37′ 30″	郷ノ浦町長島			
南 北	極南	33° 42′ 04″	郷ノ浦町海豚鼻	約17km		
	極北	33° 52′ 04″	勝本町若宮島			

土地利用の状況

区 分	宅 地	農 用 地	山 林	そ の 他	計
面 積 (km ²)	8.75	37.87	52.51	39.43	138.56

2 自然的要因

(1) 地形・地質

苓岐市の地形は一般に丘陵性の玄武岩をなし、高度100mを超える山地が占める面積は極めて少ない。分水嶺は西へ偏り、谷江川は北西から南東に、幡鉾川は西から東に流れその流域には、本島最大の平野が発達している。市内の耕地面積は35.18km²、田の整備率は62.1%（令和5年度末現在）に達し、圃場条件が整った地域である。また、海岸線は、発達した海蝕崖がみられる北東部を除けば出入りが多く、大小の湾入があり天然の良港として古くから発展してきた。特に対馬海峡東水道に面した西岸一帯は激しく、溺谷の原型を保っている。また、南東岸には大小の砂浜をはじめ苓岐全体に美しい砂浜が点在する。昭和43年7月22日、苓岐の一部が苓岐対馬国定公園に指定され、また、昭和53年6月16日辰の島、手長島、妻ヶ島の3か所が海中公園地区に指定されるなど自然景観に恵まれている。

苓岐市の地質を見ると、層序の明確でない第3紀層が賦存している。第3紀層の岩石は一般に上部になるにつれて、固結度が低くなるとともに含水量が多くなり、破壊し易くなる。主として賦存する玄武岩は第3紀層との接触箇所において、変質し、粘土化している場合がある。

(2) 気 候

苓岐の気候は、気温の日較差の小さい海洋性気候となっており、苓岐市芦辺の平年の年平均気温は15.8℃と長崎市（南山手町）より1.6℃低い。年間降水量は約1,880mmで、長崎市とほぼ同じである。

梅雨の時期に降水量が最も多く、7月の月降水量の平均値は300mmを超える。

夏は、8月の最高気温の平均値が29.7℃となっている。

台風は、九州本土と同様に7月から9月ころに来襲することが多い。

冬は、大陸からの寒気の吹き出しによる雲が発生しやすいが、積雪することはまれである。

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計	月平均
平均気温 (℃)	6.2	6.9	9.7	13.7	17.7	20.9	24.9	26.3	23.1	18.7	13.5	8.5	—	15.8
月間降水量 (mm)	76.1	78.6	127.8	148.7	165.0	272.1	316.1	250.9	173.7	94.1	97.5	79.4	1880.9	—

資料：芦辺地域気象観測所（1991～2020年の平均）

(3) 気象災害の特徴

ア 大雨による災害

大雨は梅雨前線の活発化に伴って降ることが多い。特に、梅雨前線が九州北部に停滞し、前線上を低気圧が通過するときや、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込むときに、大雨となることが多い。九州北部地方の梅雨入り・梅雨明けの平年値は、それぞれ

6月4日ごろと7月19日ごろである。特に梅雨末期には大雨が降りやすい。

また、台風によって大雨が降ることも多い。九州北部地方に接近する台風の数、平年で1年当たり3.8個であり、7月～9月に多い。

苓岐市芦辺（気象庁観測所）の平年値によれば、日降水量100mm以上の大雨は1年当たり1.7回降る。そのような大雨が最も多い月は7月であり、1か月当たり0.6回降っている。年降水量の平年値は1,880.9mmだが、その5.5分の1に相当する362mmの雨が1日で降った例もある。また、1時間で120mmの雨が降った例もある。

なお、大雨は狭い範囲に集中して降ることが多いので注意が必要である。

大雨により土砂災害・洪水・浸水などの起きるおそれがある。

イ 強風・波浪による災害

台風のまわりでは反時計回りの風が吹いており、中心に近いほど風が強い傾向がある。

また、台風接近時には波の高さが6mを超えることもある。低気圧や強い冬型の気圧配置の影響により、強風・高波が起きることもある。

なお、地形の影響のため、同じ市内でも場所によって風の向きや強さが異なる場合もあるので注意しなければならない。

ウ 高潮による災害

台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がる（吸い上げ効果）。また、強風が沖から海岸に向かって吹くと、海面が海岸に吹き寄せられて海岸付近の海面が上昇する（吹き寄せ効果）。このようにして起こる潮位が異常に上昇する現象を高潮と呼ぶ。大潮の満潮時に台風の接近による高潮が重なれば特に注意が必要だが、高潮の被害は満潮時以外にも発生している。

また、南に開いた湾では、台風が西側を北上する場合、南風が吹き続けるので特に高潮が発生しやすい。高潮により浸水や建物・船舶の損壊などの起きるおそれがある。

3 社会的要因

(1) 人 口

苓岐の人口は、復興期を終えた昭和30年の51,765人をピークに、高度経済成長期の都会的生活願望や第1次産業の低迷、進学率の増加などによる人口流出が続き、令和2年の国勢調査では24,974人となり、最多時から約48%まで減少している。この人口減少とともに若年層の島外への流出が高齢者比率（65歳以上）の上昇を招き、平成27年国勢調査では35.4%であったのが、令和2年国勢調査では37.7%となり過疎化に一層の深刻度を増している。高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

(2) 産 業

産業別就業者数は第1次産業の割合が県平均に比べ、高くなっているのが特徴である。第2次、第3次産業では建設業、卸売・小売、飲食店、サービス業に従事している就業者が多い。

市の主な農産物は、米、葉たばこ、肉用牛で、メロン、イチゴ、アスパラガスなどの施設園芸などを取り入れた複合経営が主体となっている。

また壱岐は、「麦焼酎発祥の地」としても知られ、焼酎は市を代表する特産品となっており、ウニなど水産加工品などとともにPRの強化などを積極的に進め、地場産業の育成に力を注いでいる。

沿岸漁業を中心に行われている漁業は、イカやブリなどの釣漁業をはじめとして、定置網、採介藻、刺網、はえ縄漁業が営まれている。また、入江では真珠、タイ類等の養殖が行われている。

近年、市の主要水産物であるイカ類、ブリ類、ウニ類は減少傾向にあり、漁業を取り巻く環境は、資源の減少、魚価の低迷、漁業後継者の不足など依然として厳しい状況にある。

今後は、栽培漁業と資源管理型漁業のなお一層の推進と流通加工対策の強化や観光漁業の振興に努めるとともに、さらには不法操業、密漁取締対策の強化等を図ることが必要である。

一方、卸売業、小売業は、景気の低迷や消費者の流出などから商品販売額は減少傾向である。

壱岐・対馬国定公園にも指定されている本市は、豊かな自然によってつくられた独特の名所が点在し、古墳や神社仏閣といった歴史遺産もある観光地である。観光客の受入れに対するソフト・ハード両面にわたる整備を進めるとともに、土地に不案内な観光客に対する防災対策の確立も急務である。

(3) 交 通

本市の道路網は、一般国道382号が中心部から北と東へ走り、それを補完する主要地方道4路線、一般県道6路線と市道（1級・2級）179路線をはじめ、その他の市道も含め市内全域を網羅しており、住民の生活環境の改善と産業経済振興の基礎として重要な役割を担っている。

一方、本市の交通機関は、バス交通だけであるが、利用率は年々低下している。定期航路は、壱岐と博多、厳原を結ぶフェリーと高速船と、唐津を結ぶフェリーと、郷ノ浦港と付属島3島（大島・長島・原島）を結ぶ市営のフェリーが就航している。また、不定期航路では、郷ノ浦港（郷ノ浦地区）において、観光船対応埠頭（－7.5m）が整備されている。

空路については、壱岐―福岡路線が平成15年2月に廃止された。同空路については、島民の足を確保するとともに交流人口の拡大のためにも、路線の再開の取り組みが必要である。壱岐―長崎路線についても路線維持・拡充のために積極的な活用が合わせて必要である。

さらに、ますます進行する高齢化社会に伴い増加する老人や子供等の交通弱者に対応するため、また、災害時の避難及び応急物資受入れのための緊急輸送路の確保のためにも公共交通機関の整備は、急を要する重要な問題となっている。

4 災害記録

本市の災害には、台風、大雨、洪水、火災、地震等があり、主なものは次のとおりである。

(1) 風水害

発 生 年 月 日	原 因	被 害 概 要	備 考
昭和31年 9 月 9 日	台風12号	被害甚大（家屋全壊・半壊）	災害救助法適用
昭和34年 9 月 17 日	台風14号	被害甚大（家屋全壊・半壊）	災害救助法適用
昭和53年 9 月 15 日	台風18号	被害甚大（軽症者 5 名）	
昭和62年 8 月 31 日	台風12号	被害甚大（重症者 3 名・軽症者 7 名）	
平成 9 年10月14日	竜巻	死者 1 名	
平成11年 6 月29日	集中豪雨	死者 1 名（土砂災害・床上浸水）	24時間雨量257mm
平成21年 7 月24日	集中豪雨	死者 1 名（土砂災害）	24時間雨量313mm
平成29年 6 月29日	集中豪雨	土砂災害・床上浸水	24時間雨量424mm
平成29年 7 月29日	集中豪雨	土砂災害	24時間雨量416mm
令和2年7月26日	集中豪雨	土砂災害・床上浸水	24時間雨量275mm
令和2年9月6日	台風10号	被害甚大（浮き桟橋損壊・防波堤被災）	最大瞬間風速40.6m/s
令和4年9月16日	台風14号	被害甚大（災害救助法適用）	最大瞬間風速32.7m/s

(2) 火 災

年 別	火 災 種 別						損 害 額 （千円）						被 害 状 況													
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	そ の 他	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	そ の 他	焼 損 棟 数					り 災 世 帯				り 災 人 員	損傷面積		死傷者 数	
													計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	計	全 損	半 損	小 損		建物 (㎡)	林野 (a)	死 者	傷 者
平成 25 年	30	8	6	0	0	16	100, 080	100, 080	0	0	0	0	10	4	3	2	1	7	4	1	2	17	768	22	0	4
平成 26 年	27	8	4	0	0	15	16,9 59	16,9 27	0	30	0	2	14	5	0	5	4	5	3	0	2	9	462	8	1	2
平成 27 年	23	6	2	1	1	13	18,2 07	2,57 3	0	18	15,2 28	38 8	6	3	0	0	3	4	0	0	4	4	79	2	0	0
平成 28 年	20	4	4	0	1	11	10,8 16	9,38 5	0	0	1,42 3	8	4	1	2	0	1	6	1	4	1	11	266	2	0	2
平成	24	5	6	1	1	11	27,8 75	23,8 84	0	13 7	3,26 4	59 0	10	4	2	1	3	2	2	0	0	4	655	6	2	3

(3) 地震

発生年月日	名 称	規模 (M)	震度	被害中心地	被 害 概 要
1700年 4 月15日		7		壱岐・対馬	人家破損
2005年 3 月20日	福岡県西方沖地震	7	5 強	福岡市・ 壱岐市	負傷者 2 人 建物・港湾施設被害

災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第1節 風水害に強いまちづくり

〔総務部・建設部・農林水産部・消防部〕

市は、地域の特性に配慮しつつ、防災施設の風水害等に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害等から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮した風水害に強いまちづくりを推進する。

1 水害予防対策

(1) 各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

ア 緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

イ 情報管理手法の確立

治山・地すべり・砂防・高潮・河川施設等の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

ウ 災害危険地区の調査及び住民への周知

林地災害、地すべり等土砂災害の危険区域及び浸水等による危険地域等（資料7-1～7-6参照）を定期的に調査し、災害危険箇所についてハザードマップを作成し住民へ周知する。

(2) 治山施設等災害予防

市は、国及び県の協力を得て次により山地、治山の災害予防対策を講ずる。

ア 保安林の指定及び整備

森林の維持造成を通じ災害に強い郷土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

イ 治山施設の整備

(7) 危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

(4) 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

(3) 砂防施設の災害予防

現在荒廃している溪流又は将来荒廃のおそれのある溪流について、土石流の発生が予想される溪流を重点的に、砂防ダム、床固工、流路工等を実施して土石流による災害防止と荒廃溪流の整備を進める。

(4) 河川管理施設等の災害予防

ア 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。

イ 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

ウ 県及び気象台等と連絡を密にし、河川上流地域の降雨量等気象状況の把握に努める。

エ 水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため予想される危険区域を消防団その他関係団体及び一般地域住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たる。

(5) 住宅密集地等の雨水排水整備計画

排水整備計画の推進と公共下水道事業の整備を図り、浸水等による災害を防止する。

(6) 農業用かんがい用排水施設の整備

ため池の老朽化、宅地の進展等による水路等に起因する災害に備え、ため池、頭首工などの農業用施設の整備を図る。

2 高潮、波浪等災害予防対策

本市は離島であり、海岸線は入り組んでいる。さらには台風の経路として常に高潮、波浪等災害の危険にさらされており、海岸保全事業の推進は防災上重要な課題である。本市における海岸保全区域については、資料7-2・7-3参照のこと。

(1) 潮位観測体制の確立

高潮・波浪等の注意報、警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、避難誘導等の措置、農作物の災害予防事前措置及び船舶等の避難措置が適切に講じられるよう、県と協議を進めながら潮位観測体制の確立を図る。

(2) 防災施設の未整備地区に対する措置

防潮堤等、海岸、港湾、漁港施設の整備を促進するとともに、高潮・波浪等の注意報、警報が発表された場合は、巡回、潮位観測等の警戒体制をとる。

3 土砂災害予防対策

(1) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、

特に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律その他の法令により指定された崩壊危険区域については、関係機関と協力し重点的にパトロールを実施する。

関係機関名	電話番号
壱 岐 振 興 局	47-1111
壱 岐 警 察 署	47-0110
壱 岐 消 防 署	45-3037
壱 岐 市 (建 設 課)	42-1111

(2) 所有者等に対する防災措置の指導

被害発生が予想される箇所については、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導する。

また、当該地域の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域の防災措置

崩壊危険区域の調査結果に基づき、特に相当数の居住者に危険が予想される地域については、地元住民の協力のもとに災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として指定を受け、指定区域と併せて、その周辺部についても総合的防災の見地に立ち、防災工事が進められるよう努める。

また、既存の指定区域と併せて、地域住民に対し、当該区域の危険の状態の周知と当該区域内での行為（工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等）の規制について指導する。

(4) 雨量観測体制の整備

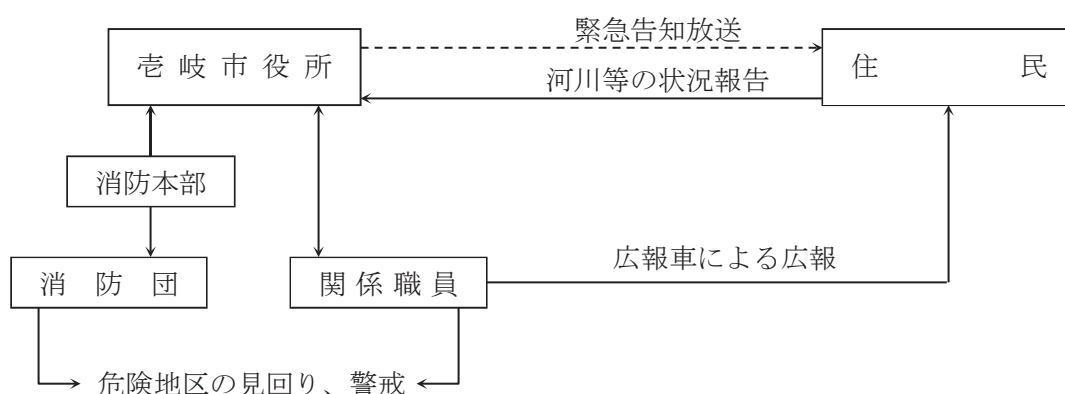
「長崎県河川砂防情報システム」及び「長崎県防災ポータル」を活用し、早期に適切な措置がとれるよう雨量観測体制の整備を推進する。

(5) 土砂災害に関する避難体制の整備

関係住民に対する避難方法、避難場所等の警戒避難体制についての整備を図る。特に危険地区内にある要配慮者関連施設に対する避難体制に配慮する。また、土砂災害警戒区域（県が指定する土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域）として指定された区域における警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難その他必要な警戒避難体制に関する事項について、定めるものとする。

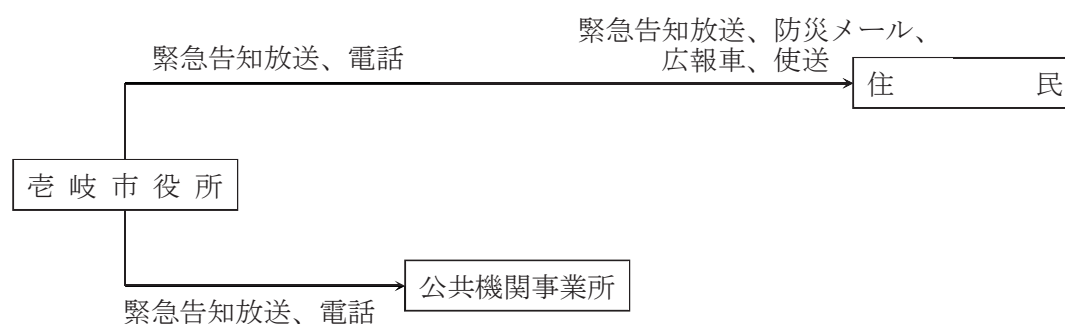
気象台が発表する予警報及び避難指示等発令時の連絡系統等は次のとおりである。

ア 警報を発表したとき（警戒体制）



イ 避難指示等を発表したとき（避難体制）

(ア) 住民への連絡系統及び方法



(イ) 消防団の名称及び管轄区域

① 郷ノ浦地区

(R6. 4. 1現在)

分団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に対する人口
地区本部	郷ノ浦町全域	17	8,941	525.94
機動分団	郷ノ浦町全域	26	8,941	343.88
第1分団	武生水地区	26	4197	161.42
第2分団	渡良地区	31	1119	36.10
第3分団	柳田地区	21	791	37.67
第4分団	沼津地区	22	855	34.86
第5分団	志原地区	22	969	38.86
第6分団	初山地区	33	969	29.36
第7分団	三島地区	38	243	6.39

() 内は女性団員

② 勝本地区

(R6. 4. 1現在)

分団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に 対する人口
地区本部	勝本町全域	15	4,659	310.60
第1分団	勝本浦東部	19	771	40.58
第2分団	勝本町全域	12	4,659	388.25
第3分団	勝本浦西部	18	893	49.61
第4分団	東、新城地区	23	787	34.22
第5分団	仲、西戸、大久保、坂本地区	29	910	31.38
第6分団	立石、湯ノ本、湯ノ浦、本宮南	36	806	22.39
第7分団	百合畑、布気、上場、本宮(仲、東、西)	24	492	20.50

③ 芦辺地区

(R6.4.1現在)

分団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に 対する人口
地区本部	芦辺町全域	3	6,651	2,217.00
第1分団	芦辺浦地区全域及び諸吉の一部 (大石、吉ヶ久保)	32	841	26.28
第2分団 機 動 隊	八幡浦地区全域及び棚江の一部 (外海外原線、真竹外海線以東)	27	657	24.33
第3分団	諸吉地区一円 (大石、緑ヶ丘、吉ヶ久保、棚江の一部を除く)	29	987	34.03
第4分団	深江地区全域	20	487	24.35
第5分団	中野郷地区全域(緑ヶ丘を除く)	19	419	22.05
第6分団	湯岳地区全域	12	237	1975
第7分団	住吉地区全域	10	276	27.60
第8分団	国分地区全域	14	401	28.64
第9分団	瀬戸浦地区	21	418	19.90
第10分団	瀬戸浦地区	41	743	18.12
第11分団	箱崎地区全域	33	1,185	18.12

④ 石田地区

(R6.4.1現在)

分団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に 対する人口
地区本部	石田町全域	11	3,795	345.00

第1分団	印通寺浦地区（君ヶ浦西、君ヶ浦東、田ノ中、本町、祝町）	26	1,100	42.31
第2分団	石田、筒城、山崎地区全域	40	1,659	41.48
第3分団	池田、久喜、湯岳地区全域	45	1,036	23.02

4 風害予防対策

強風による被害は、そのほとんどが台風によるものであり、毎年のように農林水産施設をはじめ住宅等がその被害に脅かされている。そのため市では、防災林の整備等を推進し、海岸からの飛砂、潮風、強風等による被害から人家、農地等を保護するため、防潮工・防風工・植栽工等を実施する。

5 農林水産業災害予防対策

本市の農林水産業は、絶えず風水害等による被害の危険性にさらされており、中でも台風期には農業施設を主として多額の損害を受けている。

(1) 農地、農業施設の災害の防止

ア 洪水、土砂災害、浸水等に対して、農地、農業施設等を防衛するため、防災ダム、防災ため池等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

イ 既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農業集落道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、整備を推進する。

(3) 農業気象対策の推進

農業気象業務については、県、農業団体等と密接な連携のもとに農業気象観測の整備強化に努めるとともに、絶えず的確に気象情報を把握し緊急告知放送、広報車等を通じ農業者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止する。

(4) 病虫害防除対策

ア 農業協同組合等関係団体と協力し、防除組織の結成及び育成を促進し、防除体制の整備を図る。

イ 防除器具の整備、充実を図り、常時防除器具を点検整備し、適切な防除の推進に努める。

(5) 経営技術の確立

稲作、園芸、畜産等について講習会、研修会等を開催し、防災経営技術の確立を図る。

(6) 林業対策

山林については、森林組合の協力により雪害対策、防災等の整備を図り、管理に当たる。

(7) 水産業関係

ア 水産気象対策の推進

台風等の気象情報を迅速に把握するとともに、漁業協同組合等関係団体に気象情報を伝達し、各船舶及び沿岸漁民に周知させ非常配備の体制を推進する。

イ 水産施設に対する防災対策

各漁港施設等の管理者に対し、気象情報を伝達するとともに各施設の管理体制の強化を図る。

ウ 養殖施設等に対する対策

浅海養殖施設等の撤去及び移動については、技術的には困難であるが、台風等の気象情報により漁協組合員に周知し、一部の水族、定置網等の移動をさせ、被害を最小限に防止する。

第2節 建築物等の予防対策

〔建設部・消防部・教育部〕

風水害等の災害時は、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の堅牢性・安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

1 公共施設及び防災基幹施設の堅牢化・安全化

(1) 公共施設等の堅牢化・安全化

市は、庁舎、学校、公民館、公共住宅等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。

(2) 重要防災基幹施設の堅牢化・安全化

庁舎、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難所として利用されることが多い。このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。

なお、防災拠点施設として、特に次のとおり指定する

施設名	所在地	電話番号
壱岐市役所郷ノ浦庁舎	壱岐市郷ノ浦町本村触562番地	48-1111
壱岐市役所勝本庁舎	壱岐市勝本町西戸触182番地5	42-1111
壱岐市役所芦辺庁舎	壱岐市芦辺町芦辺浦562番地	45-1111
壱岐市役所石田庁舎	壱岐市石田町石田西触1290番地	44-6111
壱岐市消防本部・消防署	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2	45-3037
壱岐空港ターミナルビル	壱岐市石田町筒城東触1724番地	44-6177
郷ノ浦港ターミナルビル	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦281番地6	47-0003
芦辺港ターミナルビル	壱岐市芦辺町箱崎中山触2575番地23	45-3011
印通寺港ターミナルビル	壱岐市石田町印通寺浦196番地	44-5015

2 一般建築物の堅牢化・安全化

(1) 住民等への意識啓発

市は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

ア 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応ずる。また、各種融資制度等を活用し、促進を図る。このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

イ がけ地近接等危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

ウ 建築物の密集地帯における防災対策

住宅等建築物の密集地帯は、火災の拡大による大火災が予想されるので、消火、避難所の整備、不燃材料の使用促進、自主防災組織の育成等、防災上の指導が必要である。

(2) 特殊建築物等の安全化

ア 特殊建築物の定期報告

旅館・ホテル、店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

イ 特殊建築物の定期的防火検査の実施

前記に掲げた特殊建築物等多数の者に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において、防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

ウ 文化財の保全診断を定期的に実施するとともに、毎年1月26日を文化財防火デーとし、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図る。

エ 防火対象物の状況

市内の防火対象物は、資料7－6のとおりである。

3 避難所及び要配慮者への配慮

市及び施設管理者は、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者の入所する社会福祉施設、医療施設等について、浸水経路や浸水形態を把握し、風水害に対する安全性の確保に配慮する。

また、市は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、一時避難が可能となるよう配慮する（2階建て以上の施設とする等）。

第3節 ライフライン施設等の予防対策

〔建設部〕

上下水道、ガス、電気、通信等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

1 水道施設の予防対策

- (1) 老朽化した送配水管の取り替え・付け替え、継手の防護等、送配水施設の整備を図るとともに、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 水道施設の防災対策を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (3) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともにその調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

2 下水道施設の予防対策

- (1) 老朽化した施設内の機器等を計画的に更新することにより大規模修繕を未然に防ぎ、被災後の施設の速やかな機能回復を図る。
- (2) 応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な復旧を行うための整備体制を再確認する。

迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような災害応急対策の事前の備えについて対策を講ずる。

第4節 職員の配備体制

〔総務部・消防部〕

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市は防災関係機関と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、第2章第1節「応急活動体制の確立」参照）

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間外の突発的な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、警備員等による24時間体制で対応する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、第2章第1節「応急活動体制の確立」参照）

- (1) 警報等発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等の備蓄等を推進する。
- (3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習

熟できるよう、重点的に研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 告知放送ほか各種機器の操作方法等

3 情報連絡体制の充実

市は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、市と防災関係機関相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市は防災関係機関と連携し、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

4 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1) 日ごろから情報交換を積極的に行う。

市は防災関係機関（資料1－1参照）と連携し、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市は防災関係機関と連携し、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

5 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

(1) 連絡手続等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。（第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」参照）

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日ごろから情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

6 広域応援体制の整備

市は、消防以外の分野についても、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、あらか

じめ、全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努める。

第5節 情報通信連絡網の整備

〔総務部〕

大規模な災害に備え、市は、情報収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期すものである。

このため、市は県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

また、風水害による被害により市の中核機能に影響を及ぼす事態に備え、市と県、国、その他防災関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び連絡体制の明確化に努める。

さらに、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、告知放送、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、壱岐市ホームページ、壱岐市公式LINE等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

1 告知放送システムの整備拡充

- (1) 大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、告知放送システム等の整備拡充に努める。
- (2) 停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 市は、避難指示等を行う際に、国又は県に助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく。
- (2) 市は、関係機関相互の応援のための情報共有が円滑に行えるよう、救援活動の拠点の確保及び関係機関との情報共有方法の整備に努める。

第6節 相互応援体制の整備

〔総務部・消防部〕

離島である地理的な状況を考慮し、大規模な災害時は、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実も含めた体制を図る。

1 近隣の相互応援協定の締結等

近隣市町間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とするものである。

(1) 連絡体制の確保

ア 災害時における連絡担当部局の選定

イ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

ア 主な応援要請事項の選定

イ 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

2 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結各機関間との平常時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行う。

3 長崎県広域消防相互応援協定

県内の消防本部が相互に応援する場合の計画を整備しておく。

4 緊急消防援助隊

大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、ただちに緊急消防援助隊の応援要請を行うこと及び受援体制についても整備しておく。

第7節 消防体制の整備

〔総務部・消防部・消防団〕

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織及び消防力の整備状況

消防組織は、壱岐市消防本部と壱岐市消防団により構成されており、その整備状況は資料1－5のとおりである。

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、消防本部と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする各種防災活動において重要な役割を果たしている。近年の消防団は、団員の入団減少による定数確保に苦慮しながらも、地域防災のため訓練に励み邁進している。高齢化等の問題を抱えているが、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

市は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(イ) 消防団への入団促進

消防団への入団者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への入団を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 住民への火災予防・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する火災予防の指導消防本部・署は、一般家庭内における出火火災を防止す

るため、消防団等を通して、火気使用の適正化や消火器具及び住宅用火災警報器等の普及推進・出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 事業所への火災予防・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

消防本部は、消防用設備等の維持管理と取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における、初動体制の要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火活動が確立できるように努める。

4 消防用水利の活用、装備、資機材の整備

(1) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及びプール、ため池、公共施設の貯水槽等の活用による消防水利の多様化を図る。

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

(2) 消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

5 通信手段・運用体制の整備

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急業務及び消防団との無線通信網として構築するため消防・救急デジタル無線システムを整備している。

ア 消防・救急無線について

計画的に無線設備の更新整備を行うほか固定局、移動局ともに新たに増設された活動波（消防・救急）及び共通波（統制波・主運用波）により大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の運用機能の強化を図る。

イ 消防団への無線配備

島内全ての分団（29分団）に移動局無線（携帯）及び特小型署活系移動局を配備したことにより、消防団員への指揮命令系統の一元化、安全並びに円滑な現場活動の実施、常備消防と非常備消防の通信体制の構築を図る。

その整備状況は次のとおりである。

消防通信手段の整備状況

火災報知専用電話回線	2 1

種 別 設置箇所	消防救急デジタル無線局				消防救急アナログ無線局	
	基地局 固定局	卓上型 移動局	車載型 移動局	携帯型 移動局	署活系 移動局	特小型署活系 移動局
壱岐市消防本部	6	8※	1 8	2 0	2 7	
壱岐市消防団				7 5		2 3 5

※消防本部4 各支所4

(2) 通信・運用体制の整備

- (ア) 消防本部における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防・救急活動に必要な救急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- (イ) 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- (ウ) 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第8節 医療救護体制の整備

〔保健環境部・消防部〕

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、市は関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

1 初期医療体制の整備

市は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- (1) 医療救護所の設置箇所（資料5－3）を定め、住民に周知を図る。
- (2) 医療救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 医療機関の協力により、医療救護班を編成する。
- (4) 医療救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

2 医薬品、医療資機材の整備

災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から市内の医療機関、避難所として指定している施設等に医薬品、医療資機材等を備蓄しておく。

3 医療体制等の整備

市は、消防本部・署、医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。なお、救急医療施設については、資料5－1を参照のこと。また、関係機関の協力を得て、地域防災計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

4 災害拠点病院との連携

重篤患者など市医療救護班及び市内の医療機関で対応できない場合に備えて、県により整備されている災害拠点病院（資料5－1）との連携体制を整える。

(1) 地域災害医療センター

- ア 被災地からの一時的な重症傷病者の受入れ
- イ 傷病者の広域搬送
- ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣

エ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能

(2) 基幹災害医療センター

ア 地域災害医療センターをさらに強化した機能

イ 要員の訓練、研修機能

5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関に來ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した緊急医療情報システムの構築をはじめとする情報通信手段の多重化を図る。

第9節 緊急輸送活動対策

〔総務部・建設部〕

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

1 緊急輸送ネットワークの確保

(1) 緊急輸送ネットワーク計画の策定

市は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる輸送施設（道路・港湾・ヘリポート等）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送ネットワーク計画の策定を行うとともに、当該施設の防災対策の計画を定め整備を図る。

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等を締結する。また、広域農道等についても食料等の緊急輸送道路として確保できるよう整備及び管理に努める。

(3) 港湾施設の整備

人員・緊急物資・復旧用資材等の輸送の機能を確保するために、耐震岸壁を整備し、発災後は海路による救援活動を積極的に行えるように整備の促進を図る。

(4) ヘリポートの指定及び整備

ア 市は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめヘリポートについて、関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する。

イ ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、住民等に対する周知徹底を図るとともに、ヘリポートの整備を行う。

2 緊急輸送体制の確立

(1) 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。（資料4-2参照）

(2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を

受ける。

(3) 関係機関との連携

緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、必要に応じて(社)長崎県トラック協会等と協定を締結する。(資料4-3参照)

(4) 運転者のとるべき措置の周知徹底

災害発生時に運転者がとるべき措置について、警察機関に協力して以下の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合には、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動させておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとること。

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

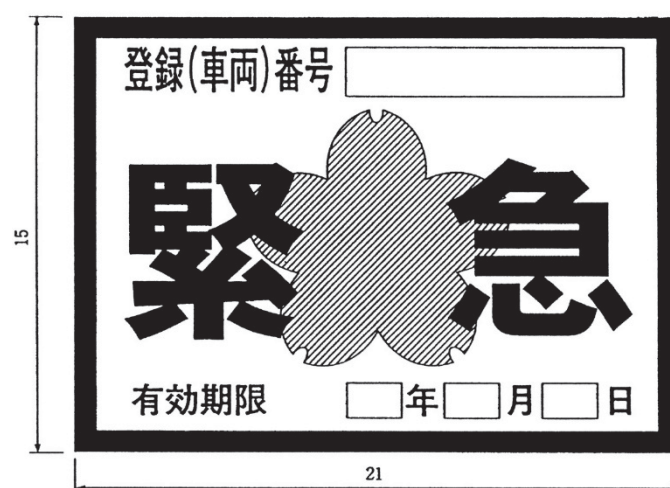
a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

第10節 避難収容対策

〔市民部・建設部〕

市は、住民の人命の安全を第一に、避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に支援者を決めておくなどの支援体制の整備に努める。

また、防災計画の中に、避難誘導やこれら対策に関する計画を定めておくものとし、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合においても、避難に必要な事項等について防災計画に定めておく。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市長は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備する。

整備後は、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直しを行う。

また、避難を要する住民等に対し、確実な避難情報伝達手段を確保する。

なお、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

2 避難所の定義と基本的な考え方

避難所の種類、機能については、以下の区分のとおりとする。

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

また、市は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の

ため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

区分		考え方
指定緊急避難場所	拠点避難場所 (資料6-1)	大規模災害から避難者の生命を保護するための、比較的郊外にある必要な面積を有する公園、グラウンド、公共空地等で、各防災関係機関の救援活動拠点としても活用できる場所をいう。
	緊急避難場所	災害の発生又はおそれがある場合に危険を回避するため、避難者が緊急的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全が確保されるよう、一定規模のスペースをもつ公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等の場所をいう。
指定避難所	避難所	災害時に避難者を一時的に収容し保護する学校、公民館など既存建築物等の施設をいう。
	福祉避難所	避難生活において特別な配慮を必要とする要配慮者等を収容し保護するための市、県、老岐市市社会福祉協議会が有する施設をいう。 (一般の避難所に設置する福祉避難室を含む。)
	福祉避難所	避難生活においてより特別な配慮を必要とする要配慮者等を収容し保護するための高齢者福祉施設、障害者福祉施設等をいう。
	避難路	指定緊急避難場所等へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該指定緊急避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。

3 指定緊急避難場所の指定

市は、施設等の管理者の同意を得たうえで、次の基準に適合する施設又は場所を、洪水、土砂災害（崖崩れ、土石流、地滑り）、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫の異常な現象ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

＜指定緊急避難場所の指定基準＞

①地震以外の異常な現象を対象とする指定基準

【管理条件】災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

【立地条件】 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

【構造条件】

指定緊急避難場所が安全区域外に立地する場合には、異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

②地震を対象とする指定基準

①の管理条件に加えて、当該施設が地震に対して安全な構造であること、又は場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

なお、指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければならない。

また、市は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は指定基準に適合しなくなった場合は、指定を取り消すものとする。この場合、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

4 拠点避難場所

拠点避難場所は、指定緊急避難場所の指定基準に加え、次の条件を満たすものであること。

ア 面積は概ね3ha以上であること。

イ 備蓄倉庫、夜間照明等の災害対応機能を有すること。

ウ 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点としても活用できること。

5 緊急避難場所

緊急避難場所は、指定緊急避難場所の指定基準を満たす一定規模のスペースを有する公園、学校のグラウンド等の場所とする。

6 指定避難所の指定

市は、施設の管理者の同意を得た上で、次の基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

<指定避難所の指定>

【規模条件】被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

※被災者等の生活の場となることを踏まえ、当該避難所での受入が見込まれる被災者等の数に対し、十分な面積を有すること（1人当たり概ね2㎡以上を確保する。）。

民家等は望ましくない。

【構造条件】速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

※事務所等のスペースは、被災者等の受入に当たって、備品等を整理する必要があることから、迅速な受入れの観点から望ましくない。

【立地条件】 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

【交通条件】車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

※避難所入所者だけでなく、在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となりうること。

【福祉避難所関係】

専ら要介護高齢者、障害者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。

指定避難所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

なお、指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

また、当該指定避難所が廃止され、又は指定基準に適合しなくなった場合は、指定を取り消す。この場合、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

7 指定避難所の機能の強化

市は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備

イ 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マット、簡易ベッド、貯水槽等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備

ウ テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

エ 避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

オ 飲料水の給水体制の整備

カ 支援者等の駐車スペースの確保

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、感染症流行時には、避難者及び避難所運営に当たる職員等の感染症対策を徹底し、感染症対策に必要な物資等（マスク、消毒液、体温計、パーテーション等）を備蓄するように努める。

8 避難情報に応じた避難所の開設

避難指示等が発令されていない地域において、住民が自主的に避難する場合は、1次避難所である公民館等を用いる。

9 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知対策

市は、指定緊急避難場所又は指定避難所となる施設等の周知を図り、住民の適切な避難行動に

つなげるため、指定緊急避難場所及び指定避難所に表示看板を設置する。

表示看板には、災害状況に応じた指定緊急避難場所又は指定避難所利用の適合又は不適合に関する表記・外国語表記・標高表記等を行う。

10 避難路及び誘導體制

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、指定緊急避難場所に通じる避難路（避難階段・通路等）を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

また、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

- ア 避難行動要支援者の実態把握
- イ 避難路の整備及び選定
- ウ 避難所の受入環境
- エ 避難誘導責任者及び援助者の選定
- オ 外国人や旅行者等土地不案内者への避難所・避難路等の周知対策及び情報伝達体制の整備
- カ 夜間及び休日等における避難誘導體制の整備

11 避難所の管理運営

- ア 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく。また、多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダーの育成に努める。
- イ 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。
- ウ 避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄に努める。
- エ 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成しておく。（第2章第21節「避難所の開設・運営」及び資料6－4参照）

12 避難所の設備及び資機材の配備

避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。

- ア 通信機材
- イ 放送設備
- ウ 照明設備
- エ 非常用発電機・蓄電池
- オ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- カ 給水用機材
- キ 救護所及び医療資機材
- ク 物資の集積所

- ケ 仮設の小屋又はテント
- コ 防疫用資機材
- サ 工具類
- シ 仮設のシャワー又はフロ
- ス 冷・暖房器具
- セ クッション材等
- ソ 仮設のトイレ

また、長期の避難が予想される場合には、避難所開設当初から、パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置できるよう、これらの資機材の確保・配備に努める。

13 避難生活上必要となる基本的事項

(1) 情報の提供

避難所生活に必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報を、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報提供システムを整備する。

(2) 高齢者、障害者、児童、外国人、妊産婦等に配慮した対応

市が策定した避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等、避難所生活について十分配慮する。

このため、避難所において、保健師等による巡回健康相談を実施できるよう体制を整備し、要配慮者に配慮した福祉避難所の設置など、多様な避難所の確保に努める。

14 避難に関する広報

指定避難場所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難施設、避難路等を記載した地図を作成し、住民への配布等を積極的に行う。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、告知放送システム等を整備するとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況を周知するため、ホームページ及びアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

15 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅に関し、公有地等建設可能な用地の把握に努め、災害が起きたときは状況に応じて対応する。(資料6-3参照)

第11節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

〔市民部・建設部・保健環境部〕

災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の調達・確保に努める。また、防災資機材等の整備を推進する。

1 食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、市は、緊急に必要な物資の備蓄場所を確保し、計画的に備蓄しておく。
- (2) 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分計画を作成する。
- (3) 住民及び自主防災組織に対し、以下のことを啓発・指導する。
 - ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
 - イ 自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。

2 飲料水等の確保

- (1) あらかじめ、非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておくとともに、飲料水の確保を行う。
- (2) 非常災害時における応急給水対策は、医療機関や社会福祉施設・避難行動要支援者関連施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。
- (3) 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について以下のことを啓発・指導する。
 - ア 住民における貯水
 - (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3Lを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
 - (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。
 - イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
 - (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、利用方法をあらかじめ検討しておく。

- (ウ) 応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。
- (5) 取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保をはかるために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期する。
- (6) 日ごろから、取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、県と相互応援体制の整備に努める。

3 医薬品、医療資機材等の確保

- (1) 災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、医療救護班及び後方医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。
- (2) 避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

4 防疫対策

- (1) 防疫に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。
- (2) 防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。防疫班は、市の職員及び臨時に雇用した作業員をもって編成する。

5 し尿処理対策

- (1) 必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。
- (2) 日ごろから、し尿処理施設の安全性の確保及びし尿収集車等の点検整備に努める。
- (3) 災害に伴い発生するし尿、浄化槽汚泥、生活ごみ等の災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して、県内民間廃棄物事業団体等に協力を要請できるようあらかじめ応援体制の整備に努める。

防災行動力の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、避難行動要支援者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

なお、訓練にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第12節 防災訓練の実施

〔総務部・消防部〕

災害発生時に、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、県、関係機関及び住民等と連携を図りながら、図上又は現地において計画的継続的に防災訓練を実施する。

1 訓練の実施及び参加

- (1) 市長は、法令及び防災計画の定めるところにより、実施地域を指定し、県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。
- (2) 防災訓練は、市及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。

2 訓練の種類及び内容の整備

突発的災害の発生に備え、庁内の防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時に実施するとともに、次のように実動、図上訓練を行う。

なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

(1) 総合防災訓練

市は、2年に1回、総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のとおりとし、防災関係機関等の参加も得ながら多数の住民が参加し、かつ実践的な訓練内容となるよう努める。

ア 非常無線通信訓練

イ 消防団の水防工法訓練

ウ 避難訓練

- エ 救出訓練
- オ 救護訓練
- カ その他

(2) 水防訓練

水防訓練は、次により、訓練実施要領を定め実施する。

ア 訓練項目

- (ア) 観測訓練（水位、雨量等）
- (イ) 通報訓練（電話、無線伝達）
- (ウ) 避難訓練（危険区域居住者の避難）
- (エ) その他必要な訓練

イ 訓練実施時期

訓練の実施は、おおむね年1回とし、降雨期前を目途とし、予備日の指定を考慮する。

ウ 訓練実施場所

訓練の実施は、訓練効果の著しい場所で行う。

(3) 消防訓練

消防機関の出動（操法、放水等を含む。）、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練とし、火災危険地域を主とし、建物火災防御、林野火災防御等を年1回時期を選定して実施する。

(4) 避難訓練

ア 水防訓練及び消防訓練等を併せた訓練とし、避難の指示、誘導、伝達方法等の訓練を実施する。

イ 市長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を年1回実施する。

ウ 教育委員会及び小中学校長は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。

エ 市は、社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設、病院、娯楽施設等多数の者が集まり、又は居住する施設の管理者に対し、避難訓練の実施について指導協力する。

(5) 通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう平常時通信から災害通信への迅速かつ的確な切り換え、通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達、通信機器の修理等について訓練を行う。

(6) 非常招集訓練

突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置など防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう訓練を実施する。

3 訓練の方法の検討

市は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独若しくは他の機関と共同して、前記の訓練を個別に又は合同で最も効果的な方法で行う。

4 訓練結果の評価・総括

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第13節 防災知識の普及

〔総務部・教育部・市民部・消防部〕

所属職員に対しマニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を設け、防災知識の普及に努める。また、住民に対しても「自らの身は自らで守る」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等を積極的に実施し、普及・啓発に努める。

住民は、食糧、飲料水等の備蓄など、平時より災害に対して心がけるとともに、発災時には、自らの命を守る行動がとれるようにしておくことが重要である。

なお、防災知識の普及にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

1 職員に対する教育

職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 壱岐市地域防災計画と市の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度市所属職員に対し、十分に周知する。

また、各部（所、局）等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

2 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を努める。

- (1) 教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、災害発生時の対策（避難場所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。
- (2) 中学校の生徒を対象に、応急救護の実践的技能修得の指導を行う。

3 住民に対する防災知識の普及

市は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。また、毎年防災の日（9月1日）を中心とした防災週間中（8月30日～9月5日）には広く住民を対象とした、下記啓発活動の実施に努める。その際には、要支援者への対応や災害時における多様な性のニーズにも留意するとともに、避難所等において、被災者や支援者の中から性暴力等の被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 壱岐市地域防災計画の概要
- (イ) 気象災害に関する一般的知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (カ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (キ) 応急救護に関する知識
- (ク) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (ケ) 気象警報発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動
- (コ) 緊急避難場所や避難所での行動

イ 啓発の方法

- (ア) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (イ) 映画、DVDの利用
- (ウ) 広報車緊急告知放送の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施

(2) 社会教育を通じての啓発

市及び教育委員会は、社会教育関係団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高めるよう努める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 企業への啓発

企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積

極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。また、企業自らが防災知識の啓発や防災訓練を積極的に実施するよう働きかける。

4 要配慮者への対応

防災知識等の普及に当たっては、外国人、高齢者、障がい者等要配慮者に対して、次の項目について実施に努める。

- (1) 外国語パンフレット等の作成・配布
- (2) 障害者、高齢者の災害常備品等の点検
- (3) 介護者の役割の確認
- (4) 避難訓練等への積極的な参加の呼びかけ

5 インターネットを活用した情報の収集と防災知識の普及

高度情報化時代に伴い、雨量情報等を早期に把握し、適切な措置がとれるよう情報通信システムを活用する。

長崎県が整備した「河川砂防情報システム」、「長崎県防災ポータル」、気象庁の「キキクル」を住民に広く普及させ、雨量情報をはじめ、台風の進路、雲の動き等の気象情報の収集、また防災上の知識等の普及のため、活用の推進を図る。

第14節 自主防災組織等の育成

〔総務部・消防部〕

大規模災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、消防団、地域住民、事業所等の災害時における迅速かつ的確な行動が重要である。このため、地域住民（自治会・公民館）、事業所等による自主防災組織等の育成・指導に努める。

また、組織力の更なる強化を図るため、地域の特性に応じ、まちづくり協議会単位での組織化を図る。

1 消防団の活動

消防団は、消防本部・署と並んで地域社会における消防防災の中核として、防災活動において重要な役割を持っている。その活動として、平常時においては、それぞれの地域において、消防・水防訓練を行うとともに、地域住民に対しては防災に関する指導・広報を行い、災害を未然に防ぐための特別警戒等の活動を行う。

2 自主防災組織の育成・指導

(1) 自治公民館及びまちづくり協議会等を中心とする自主防災組織の育成を推進する。

既存の行政区や小学校区を単位とし、コミュニティ組織の一環としての自主防災組織の設置を図るとともに、民間自衛消防組織と一体となった活動ができる体制づくりを促進する。

(2) 県と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、講習会、防災訓練等を開催し、地域における自主防災活動の推進及び防災資機材の使用方法等について指導を行う。また、自主防災組織育成助成事業の活用を図る。

3 自主防災組織の活動

市及び消防本部は、自主防災組織と協力し、「自らの地域は皆で守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動が実施できるよう指導する。

(1) 平常時

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
- ウ 家庭内の防災に関する話し合い
- エ 各地域における避難地、避難路の確認
- オ 石油ストーブ、ガス器具等の耐震自動消火等火災予防措置の実施
- カ 家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止
- キ 家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策

ク 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄

ケ 最寄りの医療救護施設の確認

コ 防災訓練への参加

(2) 災害発生時

ア 災害情報の正確な把握

イ 飲料水、食料、燃料他非常持出品の準備

ウ 火災予防措置及び初期消火の実施

エ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護

オ 初期の救出、救助

カ 災害時要援護者への配慮

キ 適切な避難

ク 給食・救援物資の配布及び市が実施する給水・救護物資配布活動への協力

ケ 自力による生活手段の確保

4 事業所等の自主防災活動

市及び消防本部は、事業所等における自主防災活動のうち、次の事項について、それぞれの事業所等の実情に応じて指導する。

(1) 防災訓練

(2) 従業員等の防災教育

(3) 情報の収集・伝達体制の確立

(4) 火災その他災害予防対策

(5) 避難対策の確立

(6) 応急救護

(7) 飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保

第15節 避難行動要支援者の安全確保

〔総務部・市民部〕

【趣 旨】

避難行動要支援者は、風水害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられることから、平常時から地域における支援体制づくり等整備する必要があり、本節において、その基本的な指針と方策を示し、災害に強いまちづくりの基盤整備を図る。

【対 策】

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者は、風水害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられることから、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など、これら要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

（１）地域安心システムの整備

市は、平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、風水害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備する。

（２）避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

ア 避難行動要支援者施設の把握

市は、高齢者、障がい者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の風水害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称と所在地を把握する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

① 市は、本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努める。

② 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。被災者支援業務の迅速化・効率化のため、名簿の作成の際にはデジタル技術を活用する。

- ③ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。
- (a) 要介護3以上の認定を受けている者
 - (b) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者
 - (c) 療育手帳Aの交付を受けている者
 - (d) 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている者
 - (e) 難病患者・発達障害などで特に避難支援が必要と認められる者
 - (f) その他、災害時に自ら情報収集や避難行動を行うことが困難な者
 - (g) 自ら避難行動要支援者名簿への記載を希望し、市が認めた者
- ④ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
- (a) 氏名
 - (b) 生年月日
 - (c) 性別
 - (d) 住所又は居所
 - (e) 電話番号その他の連絡先
 - (f) 避難支援等を必要とする事由
 - (g) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項
- ⑤ 市は避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、市の関係部局で把握している避難行動要支援者に該当する者の情報を集約するように努める。
- その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。
- また、市で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県やその他の関係機関に対して、情報提供を求めることとする。
- ⑥ 市は、住民異動や身体障害者手帳交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を毎年度又は必要に応じて随時更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。
- ⑦ 市は、避難行動要支援者名簿について、適正な情報管理を行う。
- ⑧ 市は、災害による停電等を考慮し、避難行動要支援者名簿の電子媒体での管理に加え紙媒体でも最新の情報を保管する。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等

- ① 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。

ただし、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。

- ② 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。

この場合においては、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

- ③ 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- (a) 長崎県警察
- (b) 壱岐市消防本部・消防署
- (c) 壱岐市消防団
- (d) 壱岐市社会福祉協議会
- (e) 民生委員法に定める壱岐市の民生委員・児童委員
- (f) 壱岐市内の地域包括支援センター
- (g) 壱岐市自主防災組織認定要綱に基づき市が認定した自主防災組織
- (h) 壱岐市内のまちづくり協議会
- (i) 壱岐市公民館連絡協議会に属する自治公民館

- ④ 避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずる。

- ・避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の適正な管理に関する確認書を市に提出すること
- ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿情報の保管を行うよう指導すること
- ・受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること
- ・避難行動要支援者名簿情報の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取扱う者を限定するよう指導すること

(4) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難行動要支援者から避難行動要支援者名簿情報の避難支援等関係者への提供についての同意を得る際に、避難支援等関係者本人又はその家族などの生命及び身体的安全確保を最優先

するものとし、避難支援等関係者は可能な範囲での避難支援を行うものであることへの理解を求める。

また、避難支援等関係者等の安全確保を含めた避難支援について、地域住民全体で話し合い、ルールを決め計画を作ることが適切であること等の周知を行う。

（５）避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

（６）情報伝達体制の確立

市は、要配慮者及び要配慮者施設へ、電話、ファクシミリ、告知放送等を活用して災害情報を伝達する体制を整備するとともに、要配慮者に対し、確実に情報が伝達できるよう、自治公民館、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図る。また、避難行動要支援者宅及び避難行動要支援者施設への告知放送システムと連動した防災ラジオの整備を図る。

なお、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの構築に努める。

（７）避難行動要支援者の全体計画等の策定

市は、避難行動要支援者を適切に指導し、安否確認を行うため、国より示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、具体的な避難方法等について個別避難計画の作成に努める。なお、特に個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

（８）在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難により、被害が最小限となるよう、講習会の開催、パンフレット・広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施する。

また、市は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障害者の居宅状況に接することのできる者が、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

（１）災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の管理者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するように考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図る。

（２）組織体制の整備

風水害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全確保に万全を期す。

ア 防災点検及び防災資材の配備

施設の耐久性・耐火性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

イ 防災教育及び避難誘導方法の確立

入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

（３）地域等との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、風水害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができない恐れがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努める。

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ市内を始めとした同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努めるとともに、締結した協定の内容を市に連絡する。

（４）緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図る。

（５）市、県の支援

市及び県は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進する。

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。なお、市は、保育所、児童館について、他の施設等からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう相互応援体制の整備・充実に努めるとともに、施設の特性に応じた大規模災害時における被災者支援に努める。

3 土砂災害危険区域等における避難誘導対策

土砂災害危険区域等における避難行動要支援者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より自主防災組織や民生委員等福祉関係者との連携強化に努め、地域住民、自主防災組織、警察署等の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。

このため、土砂災害ハザードマップを整備する際に、高齢者などの要配慮者にも判りやすい情報提供に努めるとともに、視覚障害、聴覚障害など障害のある人々に対して的確な情報伝達方法を検討し、避難誘導対策の徹底を図る。なお、避難行動要支援者の実態把握にあたっては、プライバシーに十分配慮するとともに、地域における避難行動要支援者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援する。

4 避難所の要配慮者対策

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、市及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受け入れが可能となるよう、その体制の整備を進めておく。

5 外国人対策

- (1) 災害発生時に、言語が不自由な外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

ア 外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布することにより、避難場所・避難路等の周知に努める。

イ 避難場所までの案内板等に外国語を併記するように努める。

ウ 地域に住む外国人を含めた防災訓練等の実施に努める。

- (2) 日本赤十字本社を通して、外国から照会のある在日外国人の安否調査について、関係各機関との連絡や、外国語通訳ボランティアの協力を得て所在・安否の確認を行い、調査依頼先に回答する。

6 観光客・旅行者等対策

市・県・防災関係者及び観光施設等の管理者は、観光地を抱える市の特性を考慮し、地理不案内な観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する。

- (1) 市は、避難所等の表示板が、観光客・旅行者にも容易に判別できる標示とし、その安全確保に努める。
- (2) 旅館・ホテル・民宿等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導体制を事前に整備しておくなど宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう平素から食料・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるものとする。
- (3) 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

7 防災教育・訓練の充実

- (1) 個々の避難行動要支援者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。
- (2) 避難行動要支援者の支援活動の中心となるヘルパー等の福祉活動に従事する者や、近隣の地域住民、ボランティア組織、自治会等地域組織の育成に努める。

第16節 ボランティアの受入れ

〔市民部〕

大規模災害発生時において、自発的に応援活動を行うボランティアの存在が発災直後から復旧過程において非常に大きな役割を果たすことになるため、市ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に行われるように支援するとともに、ボランティアの育成に努める。

1 ボランティアの役割の周知

ボランティアは、自らの意思により、無償でさまざまな活動を行うものであり、市としては、災害時にはボランティアの意思を尊重し、市の被災状況などの情報や必要な物資等を提供するなど、側面からの積極的な支援を行い、応急活動等がすべての人たちの協力により円滑に行われるよう努める。

ボランティアに期待される主な役割は、次のとおりである。

(1) 生活支援に関する業務

- ア 避難所での支援
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資等の仕分け、輸送
- エ 高齢者、障害者等の介護補助
- オ 清掃活動
- カ その他被災地での軽作業

(2) 専門的な知識を要する業務

- ア 救護所等での医療、看護
- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 外国人のための通訳
- エ 被災者へのメンタルヘルスケア
- オ 高齢者、障害者等への介護
- カ アマチュア無線等を活用した情報通信手段
- キ 公共土木施設の調査等
- ク その他専門的な技術、知識が必要な業務

2 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

- (1) 市は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。
- (2) 「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用し、災害時におけ

るボランティア活動のため、次のような整備を推進する。

ア 災害時のボランティアの窓口となるセクション（ボランティアセンター）の整備

イ ボランティア団体間のネットワークの確立

ウ コーディネーターの養成

エ 医療・看護等専門分野のボランティアの登録等

(3) 災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、市社会福祉協議会は県と協力して次のような支援を行っていく。

ア 災害ボランティアに関する受け付けやコーディネート

イ 情報の収集・提供

ウ ボランティア活動支援資金の募金

エ 行政機関との連絡調整 等

第17節 災害復旧・復興への備え

〔総務部・市民部〕

1 各種データの整備保全

市は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。

2 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、県は、市に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、市は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進める。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

さらに、応急救容、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていく。

このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

第1節 応急活動体制の確立

〔全部署〕

市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 防災組織体制の確立

(1) 災害警戒本部の設置

風水害等の発災時には、初期段階の防災機関の迅速な立ち上がりがその後の防災対策の成否を左右することとなるが、災害時の情報の混乱等から防災機関の立ち上がりが遅れがちになる場合がある。特にこのことは、休日、夜間の災害発生に際し問題となる。

そのため、市長は、災害、事故が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、初動体制に万全を期するものである。

ア 災害警戒本部の構成

災害警戒本部（本庁）の構成は、次のとおりである。

- (ア) 本 部 長 総務部長
- (イ) 副本部長 企画振興部長、農林水産部長、建設部長、市民部長、保健環境部長
- (ウ) 本部要員 総務部、企画振興部、農林水産部、建設部、市民部、保健環境部、教育委員会
の職員

災害警戒本部（支所）の構成は次のとおりとする。

- (ア) 支 所 本 部 長 支所長
- (イ) 支所副本部長 支所長補佐
- (ウ) 支所本部要員 市民生活班及び支所配置指示職員

イ 災害警戒本部の警戒体制

- (ア) 本部要員は、別途定めた職員とし、指示した場所において警戒任務に当たる（支所も同様とする。）。
- (イ) 本部長は、災害警戒本部を設置した時は、各部長等へ連絡し、本部要員に速やかに警戒勤務に服するよう指示するものとする。
- (ウ) 災害警戒本部の設置及び廃止の基準

気象警報等が発表され、市内に災害が発生するおそれがある場合。この他に市長が必要と認めたときに設置する。

- (エ) 災害警戒本部の解散は、気象警報等が解除され、災害の危険性が解消されたと認めたとき、本部長が解散する。

ウ 災害対策本部への切り替え

災害が拡大して、災害救助法の適用などが想定される程度の被害が発生し、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めたときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切り替える。

(2) 災害対策本部の設置

市長は、災害対策基本法第23条第1項及び壱岐市災害対策本部条例等（資料1－4参照）の規定により、次のいずれかに該当する場合は、警報並びに災害の状況を見極めたうえ、必要と認めたときには、災害対策本部を設置する。

また、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、県及び各防災関係機関等と連携をとって活動を推進することができる。

ア 設置及び廃止基準

(ア) 設置基準

- a 災害が発生し、又は、災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして本部を設置して応急対策を必要とする場合
- b 前記のほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要がある場合

(イ) 廃止基準

- a 災害の発生するおそれが解消したと認めた場合

b 災害対策活動が完了した場合

イ 公表

災害対策本部を設置したときは、必要に応じ速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、次の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者
各 部	庁内電話等	総務部長
各 支 部	緊急告知放送又は電話	総務部長
市 民	緊急告知放送	総務部長
県 本 部(県)	県防災行政無線又はF A X	総務部長
地方本部(振興局)	県防災行政無線又はF A X	総務部長

ウ 設置場所

災害対策本部は、災害の程度により本部室を本部長の指定する場所に置く。また、事務の円滑な処理を図るため対策本部に支部を置く。

(3) 現地対策本部の設置

市長は災害対策本部の設置後、災害現場において臨機応変の対応が必要と認めたときは、現地対策本部を設置する。

ア 市長は、災害対策本部会議のメンバーの中から現地対策本部長を指名する。

イ 市長は、現地対策本部員として、市災害対策本部の中から必要人員を派遣する。

ウ 設置及び廃止基準は災害対策本部の例に準ずる。

(4) 災害対策本部の組織

彦岐市災害対策本部組織図

本部長		市長
副本部長		副市長
		教育長

本部員	総務部長	総務部 (総務部長)	総務対策班	危機管理課長	総務課長	危機管理課 総務課
	企画振興部長		財政班	財政課長	管財課長 SDGs 未来課長 会計課長	財政課 管財課 SDGs 未来課 会計課
	市民部長 兼郷ノ浦支所長	企画振興部 (企画振興部長)	情報管理班	情報管理課長	政策企画課長	情報管理課 政策企画課
	保健環境部長 兼芦辺支所長		観光商工班	観光課長	商工振興課長	観光課・商工振興課
	農林水産部長 兼石田支所長	市民部 (市民部長)	調査班	税務課長	税務課室長	税務課
	建設部長 兼勝本支所長		市民福祉班	市民福祉課長	いきいろ子ども未来課長 保護課長 主幹兼保育所長 主幹兼老人ホーム所長	市民福祉課・いきいろ子ども未来課・保護課・保育所・老人ホーム・地域生活ホーム・障害者地域活動支援センター
	教育次長	保健環境部 (保健環境部長)	環境衛生班	環境衛生課長		環境衛生課・各環境管理施設
	消防長		健康保健班	保険課長 健康増進課長	保険課主幹・健康増進課主幹	保険課 健康増進課
	議会事務局長	農林水産部 (農林水産部長)	農林班	農林課長	農業委員会事務局長 農林課主幹	農林課 農業委員会
			家畜衛生班	家畜診療所長		家畜診療所
			水産班	水産課長		水産課
		建設部 (建設部長)	土木班・管理班	建設課長	建設課主幹	建設課
			水道班	上下水道課長	上下水道課主幹	上下水道課
		教育部 (教育次長)	教育総務班	教育総務課長	学校教育課長 学校給食センター長	教育総務課 学校教育課 幼稚園給食センター
	社会教育・文化財班		社会教育課長	社会教育課主幹	社会教育課 文化ホール 郷土館	
	消防部 (消防長)	消防総務班	総務課長		総務課	
		予防班	予防課長		予防課	
		警防班	警防課長		警防課	
		消防班	消防署長 消防団長		消防署・支署出張所・市消防団	
	議会・監査部 (議会事務局長)	議会・監査班	議会事務局次長	監査委員事務局長	議会事務局・監査委員事務局	
	郷ノ浦支所 (郷ノ浦支所長)	市民生活班	郷ノ浦支所長 総務課長 市民福祉課長		郷ノ浦支所 総務課・事務所・市民福祉課	
	勝本支所 (勝本支所長)	市民生活班	勝本支所長 建設課長	建設課主幹	勝本支所・事務所・建設課	
	芦辺支所 (芦辺支所長)	市民生活班	芦辺支所長 環境衛生課長 健康保健課長		芦辺支所・事務所・環境衛生課 健康保健課	
	石田支所 (石田支所長)	市民生活班	石田支所長 農林課長	農林課主幹	石田支所 農林課	

(5) 災害対策本部各部の所掌事務

対策部等	班（課等）名	掌 握 事 務
総務 総務部長	総務対策班 危機管理課 総務課	・災害対策本部の設置・運営に関する事。 ・原子力災害合同対策協議会に関する事。 ・災害状況の把握及び伝達に関する事。 ・国県に対する報告及び連絡調整に関する事。 ・災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 ・自衛隊等の災害派遣要請に関する事。 ・告知放送システムの運用及びその他の通信の確保に関する事。 ・災害時における職員等の動員、派遣及び応援に関する事。 ・報道機関との連絡調整、被害状況の発表に関する事。 ・災害関係の広報に関する事。 ・緊急輸送に関する事。 ・交通機関との連絡調整に関する事。 ・災害時における交通安全に関する事。 ・臨時ヘリポートの設置に関する事。 ・災害記録、写真に関する事。
	財政班 財政課 管財課 SDGs未来課 会計課	・総務部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・庁舎の応急対策に関する事。
企画振興 企画振興部長	情報管理班 情報管理課 政策企画課	・企画振興部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事
	観光商工班 観光課 商工振興課	・商工業者の被害調査及び応急対策に関する事。 ・観光客の安全に関する事。 ・必要物資等の確保あっせんに関する事。 ・商工業者の災害金融に関する事。
市民 市民部長	調査班 税務課	・避難所の運営支援に関する事。 ・住家の被害認定調査
	市民福祉班 市民福祉課 いきいろ子ども未来課 保護課 保育所 老人ホーム	・市民部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・災害救助法に関する事。 ・罹災証明書の交付に関する事・義援金の交付、保管及び配布に関する事。 ・安否確認に関する事。 ・避難所の設置、避難者の収容に関する事。 ・食料、必要資材の調達及び炊き出し等に関する事。 ・福祉施設及び要援護者の被害調査及び応急対策に関する事。

		・ 保育所入園児の安全対策に関すること。 ・ 災害援助物資の受入れ、供給に関すること。 ・ ボランティアの受入れに関すること。 ・ 生活福祉資金に関すること。
保健環境 保健環境部 長	環境衛生班 環境衛生課 クリーンセンター	・ 環境衛生関連施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・ 緊急時モニタリングに関すること。
	健康保健班 保険課 健康増進課	・ 保健環境・病院部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・ 医療施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・ 医療救護班の編成に関すること。 ・ 医療救護所の設置に関すること。 ・ 医薬品、衛生材料の調達に関すること。 ・ 食品衛生に関すること。 ・ 被災者の健康調査及びメンタルヘルスに関すること。 ・ 日本赤十字社との連絡に関すること。 ・ 応急医療救護に関すること。
農林水産 農林水産部 長	農林班 農林課 農業委員会	・ 農林関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・ 農協等の関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 農作物被害の収集及び災害対策に関すること。 ・ 農林災害金融に関すること。 ・ 肥料、土壌改良資材、倍土の使用・生産・流通自粛要請等に関すること。 ・ 農林畜産物の出荷制限に関すること。 ・ 農作物、飼料作物の作付制限に関すること。 ・ 家畜、家きん、家きん卵等の移動制限に関すること。 ・ 家畜飼料の移動及び給与制限に関すること。 ・ 家畜の避難に関すること。 ・ 家畜糞尿の処理、堆肥の移動及び利用制限に関すること。
	家畜衛生班 家畜診療所	・ 家畜の被害状況調査に関すること。
	水産班 水産課	・ 水産関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・ 漁協等関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 水産物の出荷制限に関すること。 ・ 漁業災害金融に関すること。
建設 建設部長	土木班・管理班 建設課	・ 建設部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・ 応急対策資材の確保に関すること。 ・ 交通途絶時の迂回路の確保に関すること。 ・ 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。

		・仮設住宅の設計及び工事監理に関すること。 ・災害時における道路及び橋梁の使用に関すること。 ・応急危険度判定の実施に関すること。
	水道班 上下水道課	・上下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・飲料水、生活用水の供給に関すること。 ・水源の取水停止に関すること。 ・飲料水の摂取制限に関すること。
教育 教育次長	教育総務班 教育総務課 学校教育課 学校給食センター 幼稚園	・教育部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・学校関係施設の災害時応急利用に関すること。 ・避難所開設の協力に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・園児、児童、生徒の避難及び措置に関すること。 ・り災した園児、児童、生徒の保健指導及びメンタルヘルスに関すること。 ・学校給食に関すること。 ・学用品及び教科書の調達に関すること。
	社会教育・文化財班 社会教育課	・生涯学習施設、体育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・生涯学習施設、体育施設の災害時応急利用に関すること。 ・避難所の運営支援に関すること。 ・文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること。
消防 消防長	消防総務班 総務課	・消防部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・緊急消防援助隊の要請に関すること。 ・通信の確保に関すること。 ・緊急物資、資機材、燃料等の調達に関すること。
	予防班 予防課	・災害時の情報収集及び広報活動に関すること。 ・気象予警報の受理伝達に関すること。 ・危険物施設等の応急対策及び安全対策に関すること。
	警防班 警防課	・総合的な対策の推進及び連絡調整に関すること。 ・非常招集に関すること。 ・機械器具等の整備配置に関すること。 ・火災等の原因調査に関すること。 ・火災にかかる事故等の報告に関すること。 ・り災証明に関すること。
	消防班 消防署 消防団	・災害に対する警戒及び防御に関すること。 ・緊急輸送に関すること。 ・避難、誘導又は被災者の救助に関すること。

		・交通情報に関すること。 ・行方不明者の捜索に関すること。
議会・監査 議会事務局 長	議会・監査班 議会事務局 監査委員事務局	・議会・監査部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・対策本部との連絡調整に関すること。 ・市議会議員との連絡調整及び状況報告に関すること。

(6) 支所対策部の所掌事務

(○班長)

対策部等	班名	所 掌 事 務
支所 各支所長	市民生活班	・管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・対策本部の指令の伝達に関すること。 ・対策本部との連絡調整に関すること。 ・職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。 ・避難所の開設に関すること。 ・消防団との連絡調整に関すること。 ・避難所における被災者の保護及び収容に関すること。 ・被災者の支援に関すること。 ・住民の相談に関すること。 ・被災世帯の確認に関すること。 ・住民の安否確認に関すること。 ・管内の農林畜産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・管内の公共土木施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・罹災証明書の交付に関すること。

2 動員計画

(1) 配備体制

ア 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため非常配備体制をとる。ただし、本部が設置されない場合であっても、非常配備体制をとる。

イ 各部長は、所掌事務に基づき配備計画を定めて、これを部内に徹底しておく。

ウ 非常配備の種別、配備内容、配備時期等の基準は次のとおりとし、配備体制の決定は、市長が行う。ただし、市長不在時の場合は副市長がこれを代行する。

非常配備に関する基準

配備区分	配 備 時 期	配備内容	配 備 人 員
災害警戒本部	災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報などにより、各種災害の発生が予測	災害への警戒、市民への啓発活動体制 ・避難所開設の準	防災関係課等の指定された職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制

	されるとき (震度4の地震が発生又は津波注意報が発表されたとき)	備	
災害対策本部 (第1次配備)	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する情報収集体制 ・避難所の開設・運営 ・現地対策本部との連絡調整 ・必要区域に高齢者等避難の発令	災害対策本部の本部員また各班の指定された職員
災害対策本部 (第2次配備)	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき (震度5弱・5強の地震の発生及び津波警報が発表された場合)	災害に対する応急対策を実施する体制 ・避難所の開設・運営 ・現地対策本部との連絡調整 ・必要区域に避難指示の発令 ・管内の被害状況調査及び応急対策 ・住民の安否確認 ・被災者の支援	災害対策本部の本部員また各班の指定された職員
災害対策本部 (第3次配備)	特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備が必要とする場合で本部長が必要と認めるとき (震度6弱以上の地震発生の場合)	市の全機能をあげて防災活動を実施する体制 ・避難所の運営 ・現地対策本部との連絡調整 ・必要区域に避難指示、緊急安全確保の発令 ・管内の被害状況調査及び応急対策 ・住民の安否確認 ・被災者の支援	全職員
特 別 配 備	被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	本部長が指定した部・班をもって編成して、防災活動を実施する体制	本部長が必要と認める人員

(注意) 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。

(2) 動員計画

ア 市長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた動員計画及び行動マニュアルに従い職員を動員する。

イ 自主参集

(ア) 本部要員に指名された職員の自主参集

本部要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で報道される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

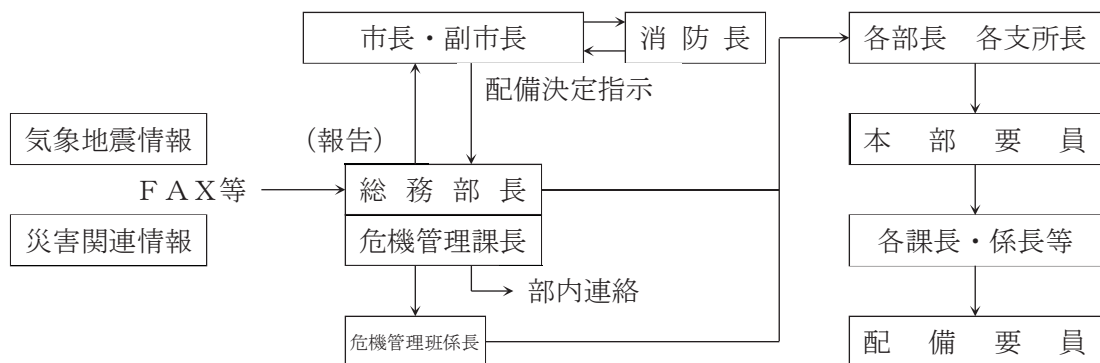
(イ) その他の職員の参集

- a その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。ただし、配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。なお、職員の居住地により登庁不可能な職員の発生を考慮した分掌事務を計画しておく。
- b 交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集に当たる。
- c 職員の住居付近において、著しい被害が発生した際は、職員はその地域における応急活動に従事し、その応急措置終了後に登庁する。

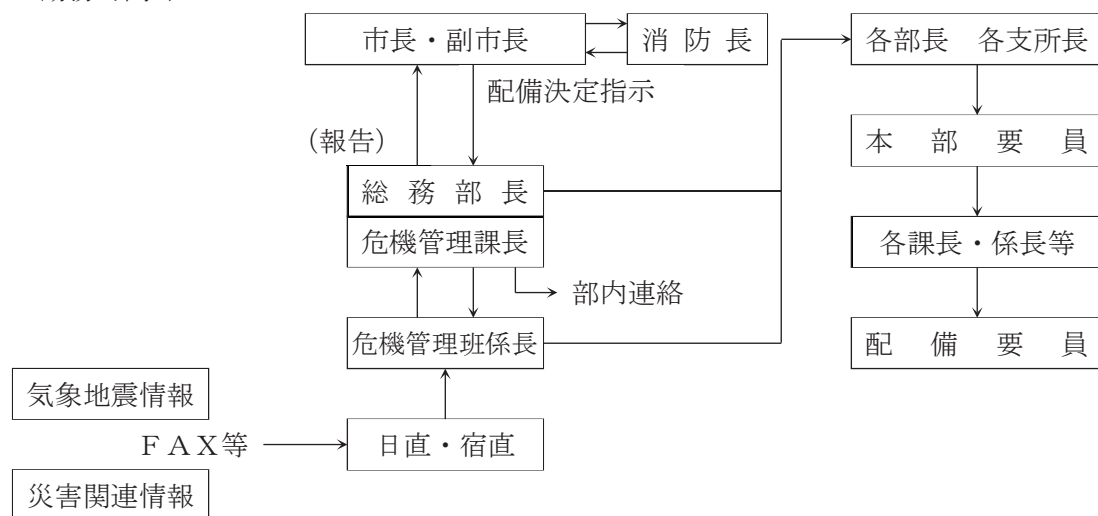
(3) 動員系統

配備要員の動員は、次の系統により行う。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



災害対策本部編成及び配備計画・配置人員

災害対策本部編成及び配備計画・配置人員については、(2) 動員計画に基づき別途作成するものとする。

第2節 情報伝達体制の確立

〔総務部・消防部〕

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替え機能を確保する。

市は、伝達を受けた警報等を告知放送等により、住民等への伝達に努める。なお、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

1 通信施設の確保

告知放送システム、屋外拡声装置など、通信手段の確保に努め、災害が発生した際には直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行う。

また、避難所との通信手段として、有線電話のほかに可搬型無線通信装置などの確保を図るとともに、防災関係機関及び他市町との通信手段の確保に努める。

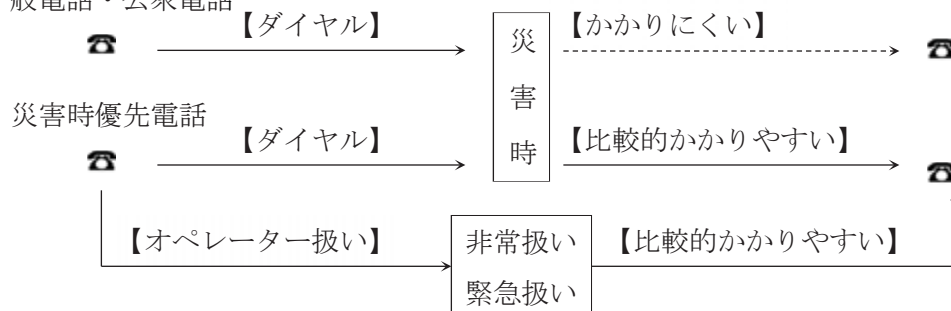
2 災害時の通信手段の確保・運用

災害時の市の通信連絡手段としては、携帯電話等を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

(1) 災害時優先電話の利用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信設備がマヒ状態になり電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には比較のかかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。

一般電話・公衆電話



※『災害時優先電話』からかけた場合、「通常どおりダイヤル」しても「オペレーター扱い」としても、一般通話よりも「優先的にかかる」ことには変わらないものである。

(2) 非常無線通信の利用

被災等により有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、携帯電話等のほか次に掲げる無線通信施設の利用を図る。

ア 無線通信局一覧

通 信 依 頼 先	所 在 地	電話番号	連絡責任者
壱 岐 市 消 防 本 部	芦辺町中野郷西触411－2	45－3037	総 務 部 長
壱 岐 警 察 署	郷ノ浦町本村触551	47－0110	
九 州 電 力 送 配 電 (株) 壱 岐 営 業 所	芦辺町芦辺浦596－3	45－0301	

イ タクシー無線

事 業 所 名	所 在 地	電話番号	連絡責任者
壱岐交通タクシー	郷ノ浦町郷ノ浦18	47－1155	総 務 部 長

ウ アマチュア無線

携帯電話等、消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

(3) 非常（無線）通信の利用方法

ア 非常通信の内容

- (ア) 人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの
- (イ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど、すべて災害に関係して緊急措置を要する内容のもの

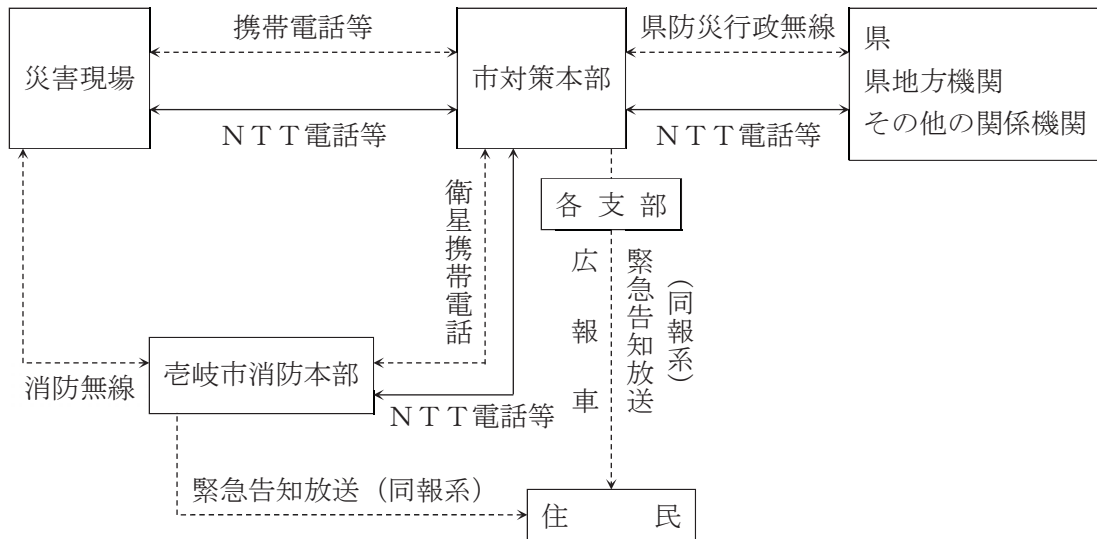
イ 非常通信の依頼手続

無線局に対し次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。

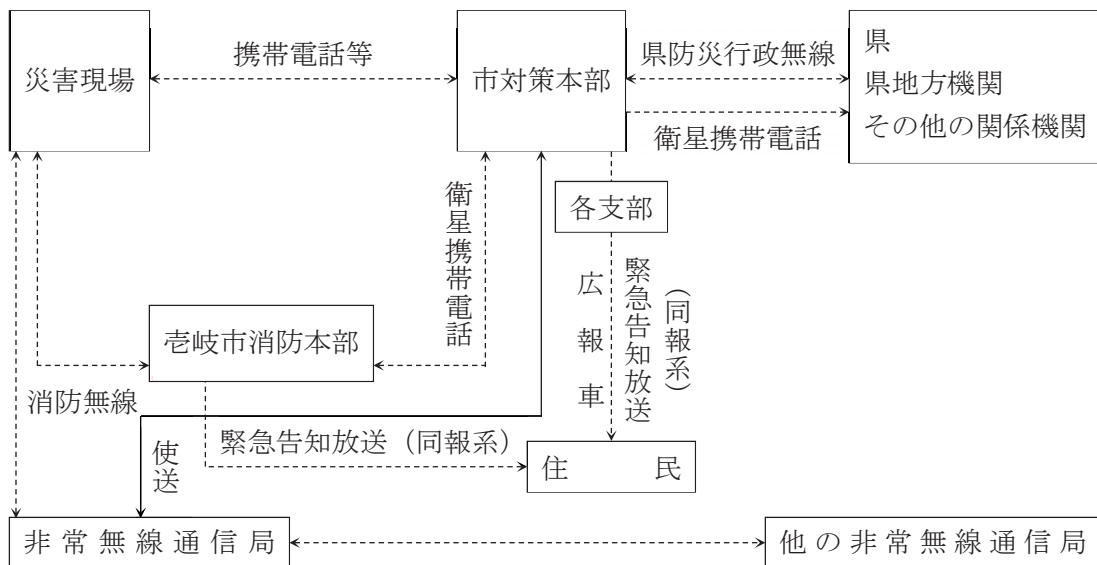
- (ア) あて先の住所、氏名、電話番号
- (イ) 連絡内容（200字以内）

連絡系統図

※ 通常の災害（N T T電話等が使用できる場合）



※ 大規模災害（N T T電話等が使用できない場合）



3 緊急放送の利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、竜崎市ケーブルテレビなどの放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、市長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

(1) 放送要請事項

ア 市の大半にわたる災害に関するもの

イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

(3) 要請責任者

市において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

第3節 災害救助法の適用及び運用

〔市民部〕

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

1 被害状況の把握

(1) 市長は、次のア～エの災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに壱岐振興局に報告する。

ア 災害救助法による救助が必要と思われる災害

イ 他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

ウ 住家に及ぼす被害が、5世帯以上滅失した災害

エ ア～ウ以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害

(2) 市長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。

(3) 市長は、被害の認定を基準により行う。(基準は本章第10節参照)

2 災害救助法適用の判定

次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い、該当又は該当する見込みがあると認めた場合は、次項の手続きを行う。

(1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表(1)に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

(2) 県内において住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表(2)に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

(3) 県内において住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、当該市町村の区域内で多数の世帯の住家が滅失したこと。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

別表(1)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上～ 15,000人未満	40
15,000人以上～ 30,000人未満	50
30,000人以上～ 50,000人未満	60
50,000人以上～100,000人未満	80
100,000人以上～300,000人未満	100
300,000人以上～	150

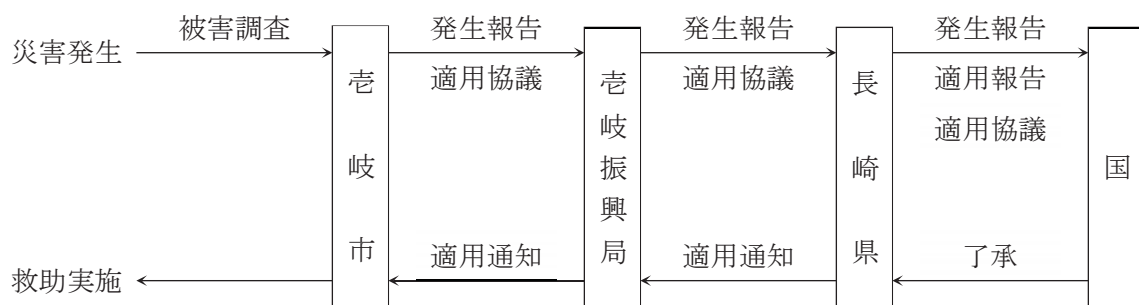
別表(2)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上～ 15,000人未満	20
15,000人以上～ 30,000人未満	25
30,000人以上～ 50,000人未満	30
50,000人以上～100,000人未満	40
100,000人以上～300,000人未満	50
300,000人以上～	75

3 適用の手続き

災害に際し、市における被害が前記の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務



4 救助の実施

(1) 救助の役割分担

市長は、県から委任された職権に基づき次の救助を行う。

ア 収容施設の供与（応急仮設住宅の設置を除く。）

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（購入を除く。）

エ 災害にかかった者の救出

オ 学用品の給与（購入を除く。）

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(2) 救助の内容等

災害救助法による救助の内容等は、次のとおりである。

災 害 救 助 基 準

(平成31年4月1日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の種類	対象	費用の限度額		期間	備考				
		○ 借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,140 円以内		災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4 月～ 9 月)冬季(10 月～ 3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区分	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
冬	9,800		12,800	18,100	21,500	27,100	3,500		
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術費 協定料金の額以内		災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額		分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当りの限度額 584,000 円以内	災害発生の日から 1 ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400 円 中学生生徒 4,700 円 高等学校等生徒 5,100 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 211,300 円以内 内小人（12 歳未満） 168,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,400 円以内 一時費保存 既存建物借上 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までの掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第4節 広域応援体制

〔総務部・消防部〕

大規模災害等、災害時において、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、市と防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期する。

1 近隣の相互応援活動

(1) 実施責任者

災害応急対策を実施するため必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、市長が行う。

(2) 応援の要請等

本編第1章第6節「相互応援体制の整備」に掲げた相互応援協定に基づき、応援要請及び応援を行う。

ア 災害が発生した場合、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により長崎県及び関係機関・団体に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。なお、後日速やかに次の事項を明らかにした文書を県に提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を要する場所

(ウ) 応援を必要とする期間、人員、資機材等

(エ) 応援を必要とする経路

(オ) 応援又は応急措置事項その他参考となるべき事項

イ 応援要員の受け入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が市外から必要な応援要員を導入した場合、市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。応援職員等の宿泊場所を確保することが困難な場合は、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

2 消防の応援

市は被災地以外の近隣市町村に対し、長崎県広域消防相互応援協定等に基づき、消防機関による応援を要請する。要請を受けた市町村は迅速かつ円滑な措置をとる。

(1) 出動区分

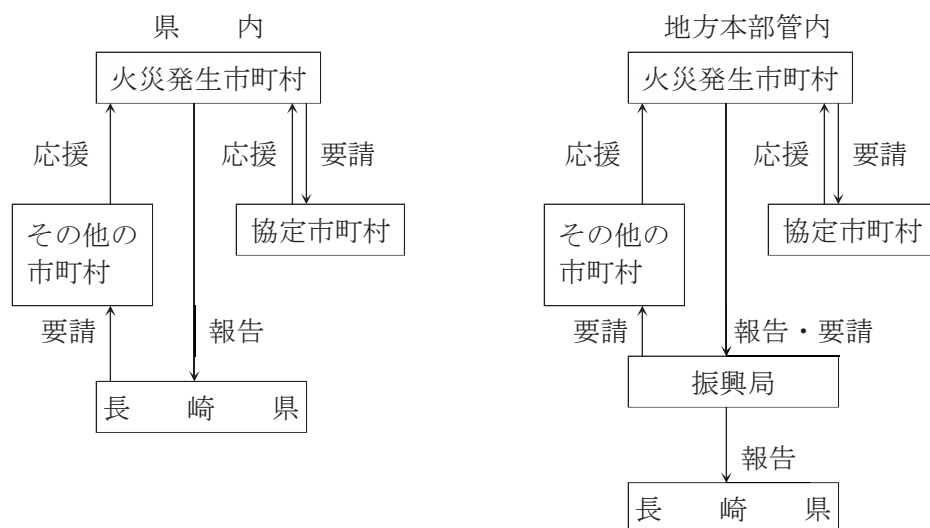
区 分	内 容	摘 要
第一次出動	① 火災が発生した地域を管轄する消防機関が出動 ② 火災が発生した市町村との応援協定に基づき、火災等を認知又は覚知した隣接地域の消防機関が別命なく出	火災発生市の計画に基づく出動

	動	
第二次出動	火災が発生した市町村との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ① 受援市町村からの要請 ② 支援市町村からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	火災発生市町村の計画に基づく出動
第三次出動	火災が発生した市町村の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町村の消防機関の出動 ① 受援市町村からの要請	支援市町村の計画と県の調整に基づく出動

(2) 応援要請の手続要領

ア 応援要請の手順は次の系統図により行う。

ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。



イ 市が他の市町村に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し、報告しなければならない。

(ア) 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）

(イ) 火災の状況

(ウ) 気象関係

(エ) 今後の判断

(オ) 応援消防力及び必要機材

(カ) その他の必要事項

なお、報告要領については電話、FAX等適宜な方法により実施する。

(3) 応援消防力

他市町村に対する応援可能な消防力の規模については、市町村現有消防力のおおむね3分の1以内とする。

(4) 応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行って、その指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

(5) 隣接県との相互応援協定

佐賀県市町村と長崎県市町村間との相互応援協定は、「長崎県、佐賀県境市町村消防相互応援協定」（昭和41年2月25日締結）により、相互に受・支援する。

(6) 相互応援協定

九州・山口9県において大規模な災害が発生した場合は、九州・山口9県災害時応援協定により相互間の応援を行う。（資料2－1参照）

(7) 船舶火災協定

船舶火災については、壱岐海上保安署と壱岐市消防本部と消火に関する協定が結ばれている。（資料2－2参照）

3 県への報告及び応援

(1) 市に応援対象災害が発生したときは、応援要請後、直ちに壱岐振興局を経由して県に災害の状況等を通報し、応援等に関して、必要な指導及び調整を求める。

(2) 知事は、大規模災害時において、協定市町の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できないと判断したときは、壱岐振興局に対して必要な指示を行うとともに、協定市町以外の市町村及び他県（資料2－1参照）に応援を要請する。

第5節 自衛隊への災害派遣要請

〔総務部〕

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 災害派遣要請の手続き

(1) 要請による派遣

市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事等に対して災害派遣要請を依頼する。

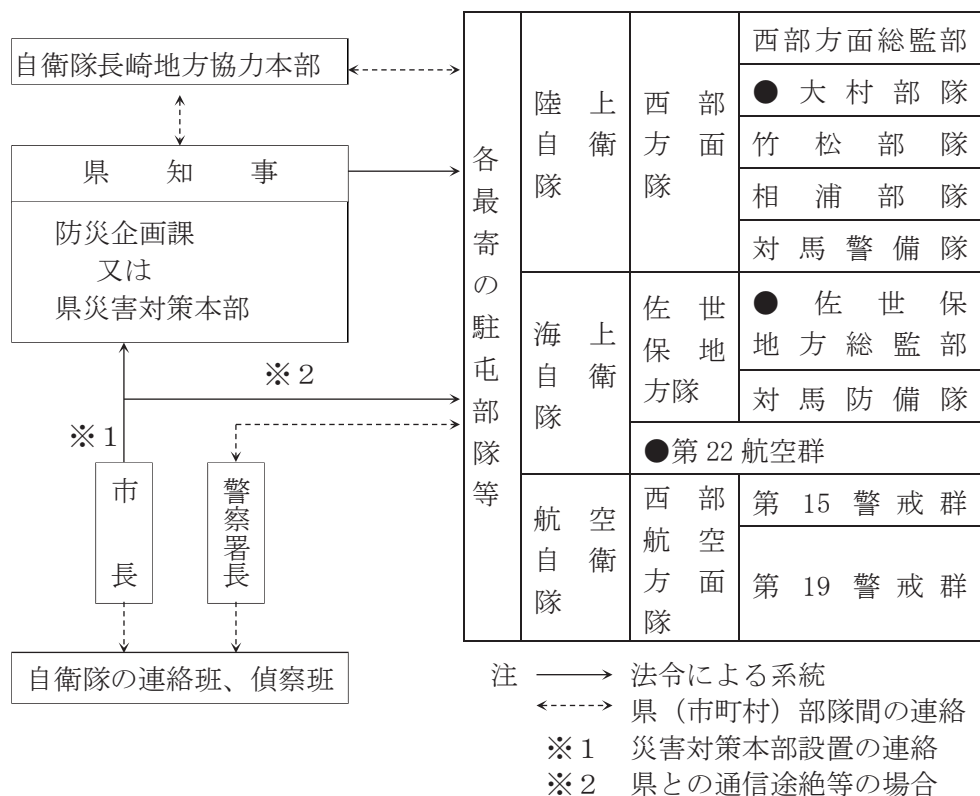
なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができるものとし、この場合、市長は速やかに知事等にその旨を通知する。

(2) 自衛隊の自主派遣

災害において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

(3) 要請の手続き

ア 出動要請の系統



イ 要請（連絡）先

要 請 (連絡)先	指定部隊 等の 長	所 在 地 (電話番号)	担 任 地 域 等
陸上自衛隊第 16普通科連隊 (大村駐屯地)	大村駐屯 地司令	大村市西乾馬場町416 (0957-52-2131)	長崎県（対馬除く）全般

ウ 要請

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請（依頼）書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、とりあえず口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。（様式集参照）

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する人員、船舶、航空機その他の概数

(エ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(オ) その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

2 自衛隊との連絡調整

- (1) 災害発生又は、そのおそれがある場合は大村部隊から、次の各所に通信連絡班が派遣され、情報収集並びに連絡調整に当たることとなっており、市は情報の収集等に協力する。
 - ア 県本部（県庁内）
 - イ 県北振興局（佐世保）
 - ウ 諫早市役所、大村市役所等
- (2) 本市は離島のため、災害発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び自衛隊長崎地方協力本部より、また、離島に対策本部等設置の場合必要に応じ航空自衛隊西部航空方面隊（離島駐とん部隊を含む）より、それぞれ連絡幕僚が派遣され連絡調整に当たることとなっている。
- (3) 知事及び市長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。
- (4) 海自航空隊の派遣時、特に離島派遣に際しては、状況に応じて、県の無線車を大村航空基地に派遣し、連絡調整に当たることとなっている。

3 派遣部隊の活動

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

- (2) 災害派遣時に実施する救援活動等災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の救出・救助及び搜索活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動の支援
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 援助物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、一部市長の職務を行うことができる者（委任を受けた市の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該

措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。

イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。

ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。

エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。

オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること。

4 派遣部隊の受入体制の整備

災害派遣が決定・実行された場合、市長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

(1) 連絡調整員の指定

市長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

(2) 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

(3) 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設に充てるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様である。

(4) 臨時ヘリポートの設定

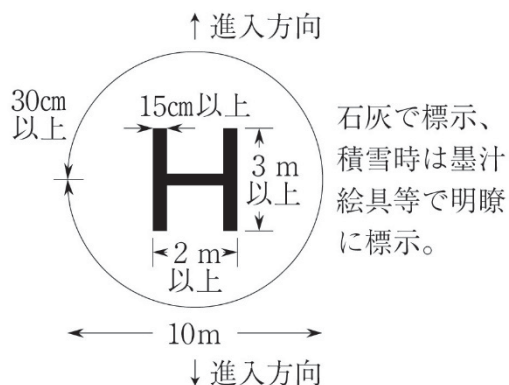
ア 基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

イ 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

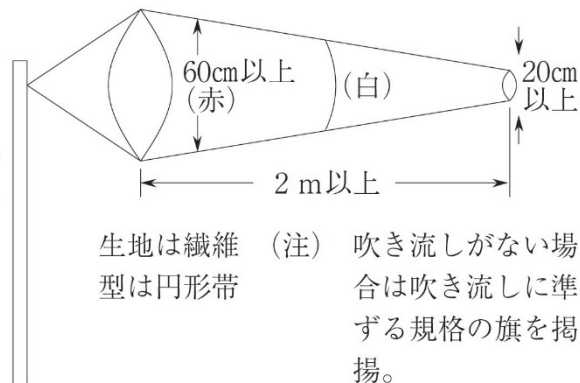
ウ 危険予防の処置

(ア) 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

a 記号の基準



b 吹き流しの基準



(イ) 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

(5) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

(6) 本市のヘリポート（資料4－1参照）

5 派遣部隊の撤収要請

(1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、市長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。

(2) 撤収要請は、取りあえず電話等により報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。（様式集参照）

(3) 災害派遣部隊長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として市が負担し、細部については、その都度市長と災害派遣部隊の長とが協議して定める。

(1) 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料

(2) 派遣部隊の宿泊による必要な土地、建物等の借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等

(4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費

(5) 無作為による損害の補償

(6) その他協議により決定したもの

第6節 県防災ヘリコプターの出動要請

〔総務部・消防部〕

機動性に優れた県防災ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

1 活動範囲の把握

災害時には、県防災のヘリコプターの機動性等を生かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) ヘリコプターによる救出・救助活動が必要な場合の救出・救助活動
- (3) ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 被災地への救援物資の搬送
- (6) 応急復旧用資機材等の搬送
- (7) 住民に対する避難指示等の広報活動
- (8) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

2 活動拠点の確保

- (1) 災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と提携して活動拠点を早急に確保する。
ア 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポートを早急に確保する。
イ ヘリポートは、あらかじめ定めてあるヘリポートの中から必要と思われる地区において、避難所と重複しないよう調整しながら確保する。
- (2) ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。

3 緊急運航の要請

- (1) 緊急運航の要請は、県防災企画課に行う。
- (2) 要請は、ファクシミリ及び口頭により行い、事後速やかに文書にて提出するものとする。
(様式集参照)
- (3) 緊急運航を要請した者は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書により、速やかに運航責任者に報告するものとする。(様式集参照)

第7節 労働力の確保

〔総務部〕

災害により様々な被害が生じ、この応急対策が急務となった場合の必要な労働者及び技術者の動員について定め、これによって災害対策の円滑化を図る。

1 労働力の確保

(1) 災害応急対策を実施する際に不足する労務は、商工会、地域女性会等民間団体の協力を求め、又は労務者の雇用を行い、確保を図る。

(2) 奉仕団の編成及び活動

ア 奉仕団の編成

奉仕団は、青年団、赤十字奉仕団、婦人会等民間団体の協力を得て編成する。

イ 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は、次のとおりとし、労働の種別により適宜協力を求める。

(ア) 避難誘導の補助及び避難所の奉仕に関すること。

(イ) 炊き出し及び給水の奉仕に関すること。

(ウ) 救援物資支給の奉仕に関すること。

(エ) 清掃及び防疫の奉仕に関すること。

(オ) その他災害応急措置の応援に関すること。

(3) 労働者の雇用

ア 労働者の雇用の範囲

(ア) 被災者の避難

(イ) 医療救護における移送

(ウ) 被災者の救出

(エ) 飲料水の供給

(オ) 救済用物資の整理、輸送及び配分

(カ) 遺体の搜索及び処理（埋葬を除く。）

イ 労働者の雇用は、原則として対馬公共職業安定所壱岐出張所を通じて行う。

地域内において、労働者の雇用ができない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町長に対し、奉仕団の派遣あつせんを依頼する。

ウ 労働者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

(ア) 労働者の雇用を要する目的

(イ) 作業内容

(ウ) 所要人員

- (エ) 雇用を要する期間
- (オ) 従事する地域
- (カ) 輸送、宿泊等の方法

エ 労働者の宿泊場所は、災害状況により必要に応じて市内宿泊施設等を充てる。

オ 労働者の賃金

雇用による労働者の賃金は、市の定める標準賃金とする。

2 関係機関への応援要請

(1) 指定行政機関又は指定地方行政機関への応援要請

市長は、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 知事に対する職員のあっせん要請

市長は、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書により行う。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

3 従事命令等による応急措置

市長は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

(1) 市長の従事命令等

ア 従事命令

応急措置を実施するため、従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師
- (ウ) 土木技術者又は建築技術者
- (エ) 大工、左官又はとび職
- (オ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- (カ) 自動車運送業者及びその従事者

(キ) 船舶運送業者及びその従事者

(ク) 港湾運送業者及びその従事者

イ 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

ウ 保管命令等

救助のための管理、使用、収容できるもの、また保管することができるものは次のとおりである。

(ア) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。

(イ) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

4 他機関からの応援依頼

市長は、法令の定めるところにより、指定公共機関及び指定地方公共機関から応援を求められた場合は、これに協力する。

5 労働力の配分

(1) 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働者等の必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、総務部長に労働供給の要請を行う。

(2) 総務部長は、労働供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第8節 ボランティアとの連携

〔市民部・総務部〕

大規模な災害時には、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、民間のボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。そのため、災害時に迅速な受け入れができるよう受入れ・調整体制を整備するとともに、平常時から各種ボランティア団体と緊密な関係を維持しておく。また、災害時に中心的な役割を果たすボランティアリーダーの育成にも努める。

1 ボランティアの受入体制の確立

災害発生後、被害の様態、被災地の状況等に対応した適切なボランティアの配置、安全確保、有効な活動ができるように、速やかにボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付を開始する。

(1) 一般ボランティアの受付

一般ボランティアの受入機関は、県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会とし、相互に連絡を取り合い、ボランティアの調整を行う。

ボランティア活動に必要な、次の項目についての情報の収集伝達は、担当する各部が行い、これらの情報を市民部がとりまとめ、総務部と協議の上、総務部からボランティアセンターに、活動に必要な情報を提供する。

ア	避難所の運営	市	民	部		
イ	炊き出し、食料等の配布	市	民	部		
ウ	救援物資等の仕分け、輸送	市	民	部		
エ	高齢者、障害者等の介護補助	市	民	部		
オ	清掃活動	保	健	環	境	部
カ	その他被災地での軽作業	各				部

(2) 専門ボランティアの受入れ

専門ボランティアに関する申し込みについては、関係する各部で対応する。

ア	医療救護所などでの医療、看護	保健環境部
イ	被災建築物の応急危険度判定	建設部
ウ	砂防関係施設診断	建設部
エ	外国人のための通訳	企画振興部
オ	被災者へのメンタルヘルスケア	保健環境部
カ	高齢者、障害者などへの介護	市民部
キ	アマチュア無線などによる情報通信事務	総務部

ク その他専門的知識が必要な業務……………各部

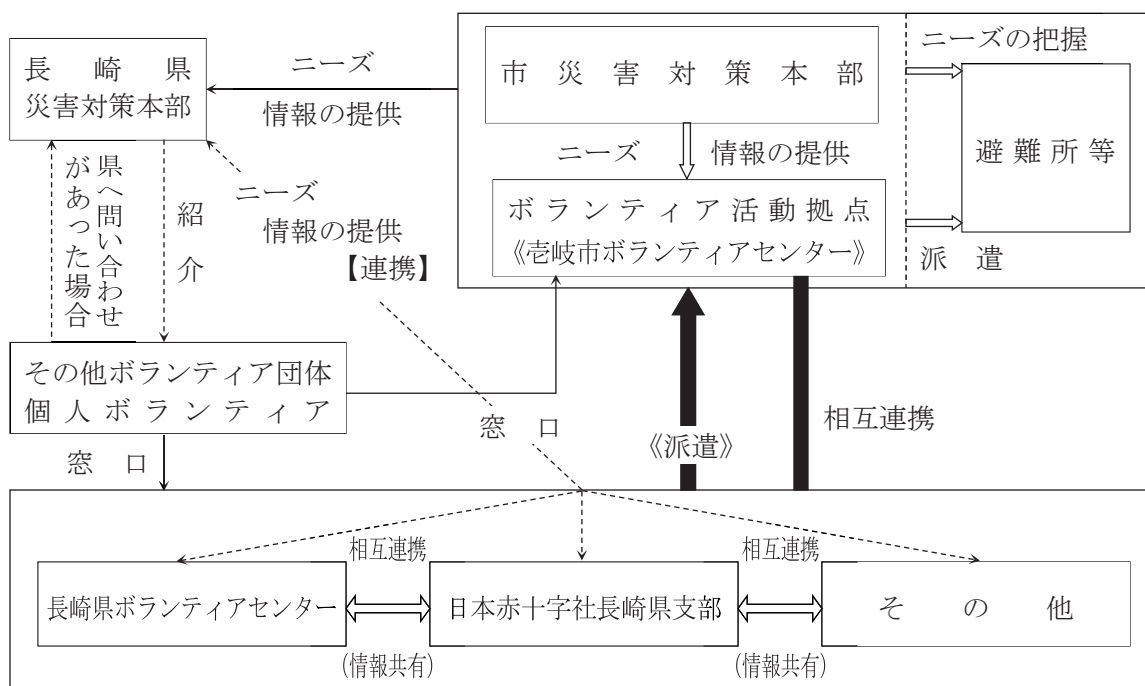
2 ボランティアニーズの把握

市総務部は、市民生活部と連絡を取り、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズなどの情報を収集し、竜崎市ボランティアセンターに連絡するとともに、県災害対策本部へ情報を提供する。

3 ボランティア活動の円滑化

災害時に、円滑な応急対策が図れるよう、市はボランティア関係団体と密接に連絡を取り、支援に努める。また、必要に応じてボランティアに対し、活動拠点及び必要な資機材を提供する。

ボランティア活動支援計画イメージ図



災害発生直前の応急対策

風水害時の気象予警報等の発表以降、災害の発生に至る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（災害時要援護者への支援含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第9節 気象予警報等の収集・伝達

〔総務部・消防部〕

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、市は各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

1 気象予警報等の周知

(1) 予警報等の概要

この計画において、注意報、警報、情報の概要は次のとおりである。

ア 概要

(ア) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(イ) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市

町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水によ

		り、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生す

		ることの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

イ 予報区

予報区は次表のとおりである。なお、伝達系統図は別図参照のこと。

一次細分	二次細分	区 域
北 部	平戸・松浦地区	平戸市、松浦市
	佐世保・東彼地区	佐世保市（宇久町を除く）、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
南 部	島原半島	島原市、雲仙市、南島原市
	諫早・大村地区	諫早市、大村市
	長崎地区	長崎市、長与町、時津町
	西彼杵半島	西海市（江島、平島を除く）
壱岐・対馬	壱岐	壱岐市
	上対馬	対馬市（峰町、上県町、上対馬町）
	下対馬	対馬市（厳原町、美津島町、豊玉町）
五 島	上五島	佐世保市（宇久町に限る）、西海市（江島、平島に限る）、小値賀町、新上五島町

	下五島	五島市

(2) 壱岐・対馬の警報・注意報の発表基準

警 報

警報	種類		発表基準		
	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	25	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	168	
	洪水		流域雨量指数基準	幡鍾川流域＝16.7, 永田川流域＝6.5, 谷江川流域＝15.1	
			複合基準* 1	—	
	暴風		平均風速	陸上	20m/s
				海上	20m/s
	暴風雪		平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
				海上	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	1 2 時間降雪の深さ10cm	
波浪		有義波高	6.0m		
高潮		潮位	2.0m		

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

注意報

注意報	種類	発表基準		
	大雨	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	99	
	洪水	流域雨量指数基準	幡鍾川流域＝13.3, 永田川流域＝5.2 谷江川流域＝12	
		複合基準* 1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 3cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
高潮	潮位	1.5m		

	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%		
	なだれ			
	低温	夏季：平年より平均気温が5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬季：最低気温が-4℃以下		
	霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

(注)

ア 発表の基準の欄に記載した数値は、壱岐・対馬における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定する。

イ 警報・注意報はその種類に係わらず、これらの新たな警報・注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

ウ 警報・注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次のとおりである。

(い つ) 注意警戒すべき期間…具体的に示す

(どこで) 注意警戒すべき地域…現象の中心になると予想される地域

(何 が) 注意警戒すべき気象現象等…量的な予想値

の要素で構成し、できる限り簡明な記載を行う。

エ 有義波高とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波を選び、これらの波高を平均したもの。

オ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布※)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害

	リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

※「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(4) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎県壱岐・対馬など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎

県など）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町（壱岐市）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。壱岐市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(7) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の壱岐市において、数年に一度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。「長崎県の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したときである。」

(8) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（壱岐・対馬）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を追加した情報が天気予報の対象地域と同じ単位（壱岐・対馬）で発表される。この情報の有効期限は、発表から1時間である。

(9) 長崎県潮位情報

副振動（※1）や異常潮位（※2）などの潮位の変動により、被害の発生するおそれがあ

る場合や、潮位の状況を解説する場合に発表する。

- ※1 副振動：湾などで観測される周期が数分から数十分程度の海面の昇降現象
- ※2 異常潮位：潮位が比較的長期間（1週間から3ヶ月程度）継続して平常より高く（もしくは低く）なる現象

(10) 地震・津波に関する警報等

長崎地方気象台は、気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報等を県内関係機関に伝達する。

なお、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）は、日本放送協会に伝達されるとともに各報機関、携帯電話会社の協力により広く周知される。

(11) 火災警報

市長が、知事の通報に基づき、火災の予防上危険であると認めるときに発するものである。

なお、壱岐・対馬における火災気象通報の基準は次のとおりである。

- ・気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。
- なお「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予測される場合は、火災気象通報に該当しない。
- ・発表単位は市町毎とする。
- ・通報に関しては下記のとおりとする。

＜通報内容及び時刻＞

毎日5時頃（日本時間、以下同様）、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以て火災気象通報とし注意すべき事項を付加する。
また、直前の通報内容と異なる状況となった場合は、その旨を随時通報する。

(12) 異常現象を発見した者の措置

ア 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、情報連絡系統図によって関係機関に通報する。

イ 市長が気象庁に通報義務を持つ事項

(7) 対象になる現象名

- a 気象に関する事項
 - 著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等
- b 地象に関する事項
 - 地震関係
 - 群発地震
- c 水象に関する事項

異常潮位

異常波浪

- (イ) 発生場所
- (ウ) 発見した日時分
- (エ) その他参考となる情報
- (オ) 通報手段

市から気象官署に対する通報は、公衆電話又は電信による。

ただし、イの(ア)のa及びbについては、文書によってもよい。

- (カ) 通報に要する経費

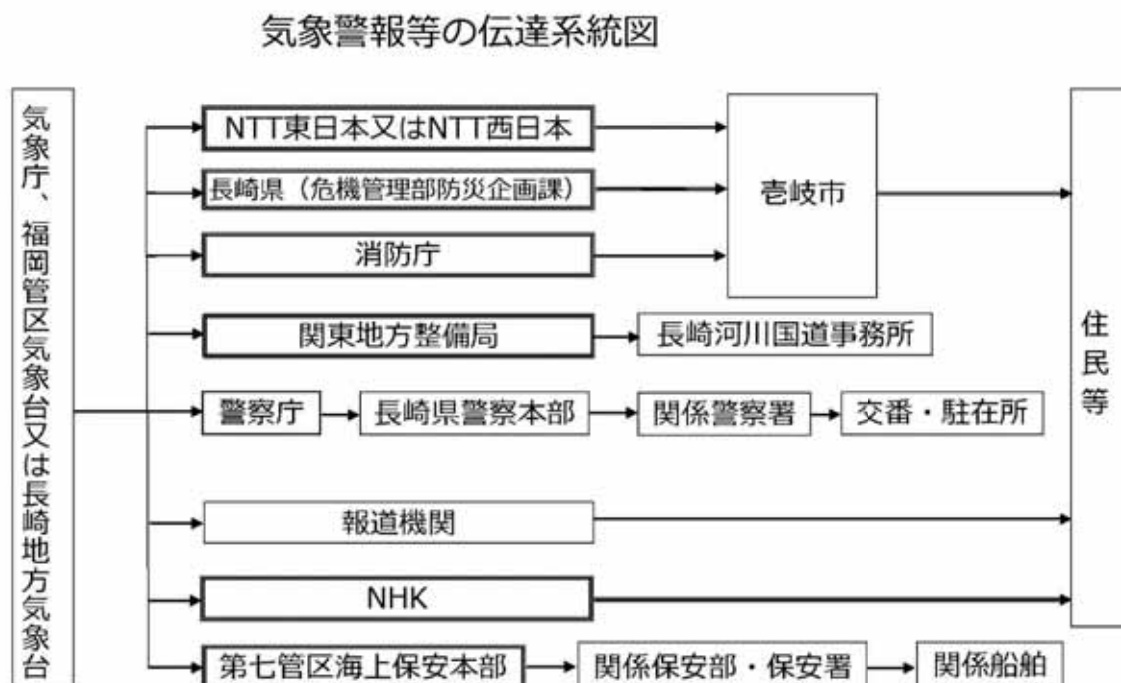
発信市の負担とする。

- (キ) 気象官署への通報は、長崎地方気象台とする。

2 気象予警報等の伝達

気象予警報等の情報を受理した場合は、次の伝達系統図により迅速に住民及び関係機関に伝達する。

(1) 長崎地方気象台が発表する気象警報等の伝達系統

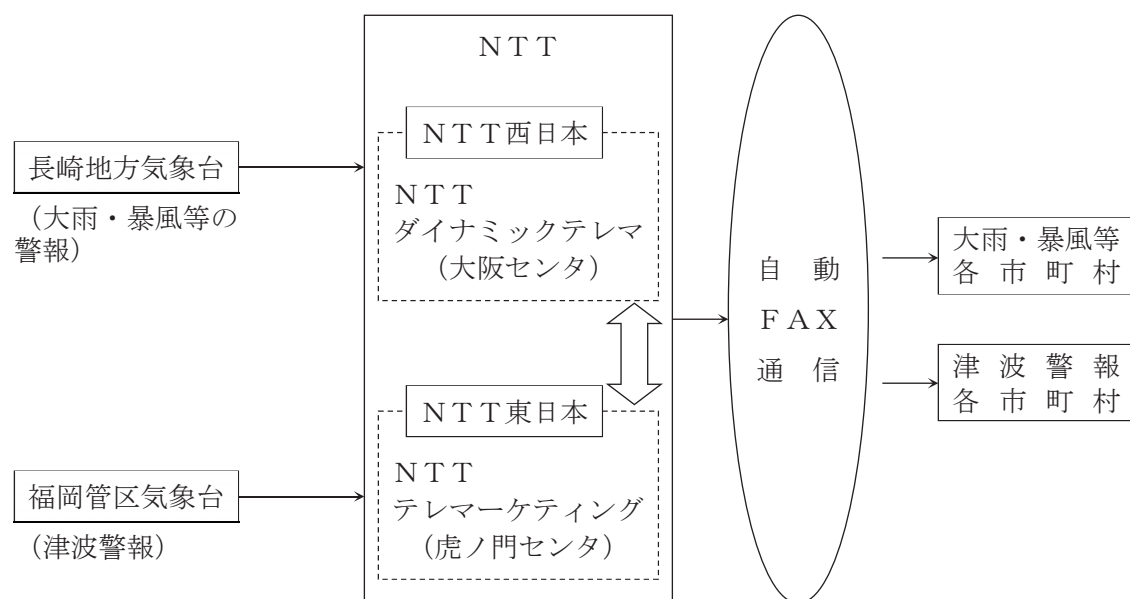


注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

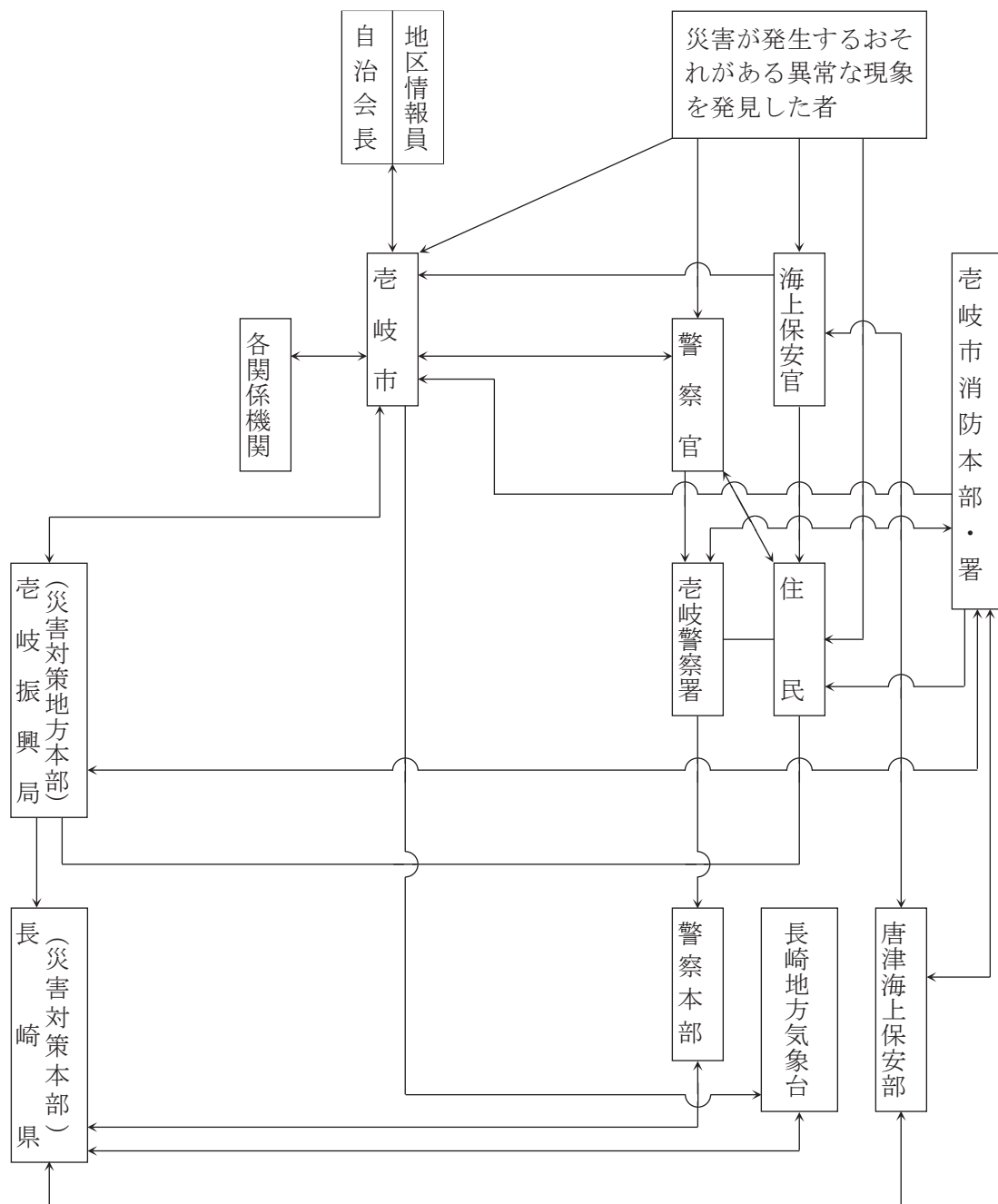
注2）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注3）気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほか、気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供。

(2) N T T西日本が発表する大雨・暴風等の警報及び津波警報伝達系統図



(3) 情報連絡系統図



災害発生直後の応急対策

第10節 災害情報・被害情報の収集・伝達

〔全部署〕

本計画は、市（災害対策本部）が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、県及び関係機関に通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期すものである。

収集に当たっては、特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置き、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

1 災害情報の収集

(1) 被害状況及び災害応急対策に関する情報

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

- ア 緊急要請事項
- イ 被害状況
- ウ 火災の発生状況と延焼拡大状況
- エ 交通規制等道路交通状況
- オ 観光客等の状況
- カ 自衛隊活動状況
- キ 避難状況
- ク 避難の指示又は警戒区域設定状況
- ケ 避難所の設置状況
- コ 避難生活の状況
- サ 災害応急対策実施状況
- シ 緊急輸送実施状況
- ス 生活必需物資の在庫及び供給状況
- セ 物資の価格、役務の対価動向
- ソ 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- タ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況
- チ 復旧見込み等

(2) 情報収集手段

ア 市は、通信手段を確保するとともに、情報収集・伝達要員を24時間体制で確保して、迅速かつ適切に情報収集に努める。

イ 市は、携帯電話等、消防無線及び自主防災組織及び郵便局職員の協力を得るなど、情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集していく。

ウ 大規模な災害が発生し甚大な被害が予想される場合は、県防災ヘリコプターに対し、次の事項を重点としながら、速やかな偵察活動を要請する。

- (7) 災害発生場所、延焼の状況
- (イ) 建築物の被害状況
- (ウ) 住民の動向
- (エ) 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- (オ) 公共機関及び施設の被害状況

2 被害状況の調査

(1) 被害調査体制

市における被害状況の調査は、次のとおり各部において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

被 害 調 査 区 分	調査担当責任者	協 力 団 体 名 等
一般被害及び応急対策状況の総括	総 務 部 長	
人的、住家等の被害	市 民 部 長	各地区情報調査連絡員
農林水産業関係被害	農 林 水 産 部 長	農協、農業共済、漁協
観光・商工業関係被害	企 画 振 興 部 長	商工会
社会福祉関係被害	市 民 部 長	各施設の長
衛生、保健、病院	保 健 環 境 部 長	各施設の長
道路、橋梁、土木、上下水道関係被害	建 設 部 長	各地区情報調査連絡員
文教、文化財関係被害	教 育 次 長	各施設の長
火災	消 防 長	

(2) 調査要領

彦岐市災害対策本部設置要綱等の定めるところによる。なお、被害写真等の撮影については、各調査担当部ごとに速やかに撮影し、被害写真は総務部に提出する。

3 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

報告すべき災害は、おおむね次のとおりである。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。

- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- カ 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上を記録したもの。
- キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(2) 被害報告等の種別

報告の種別等は、次の表のとおりである。

種 別	様 式	摘 要
災 害 概 況 即 報	様式集参照	災害（人的被害又は住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被 害 状 況 報 告	様式集参照	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	様式集参照	他の法令又は通達等に基づき、市町村長が知事に対して行うものである。

なお、被害報告先の防災関係機関一覧については、資料1-1参照のこと。

(3) 被害報告等の要領

- ア 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別に被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともにあわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。
- イ 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行う。
- ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させる。

被害の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者
住家被害		「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊に該当しないが、土砂竹木のたい積により、一時的に居住することができないもの
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。
	公共建物	市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に共する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害区分		認定基準
その 他	田の流出、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没、冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁港漁場整備法第3条に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、又は漁港の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	がけ崩れ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。 ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50m ³ を超えるとされるものは報告するものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
他	水道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
他	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被害区分		認定基準
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
被害金額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば水産物、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	そ の 他	上記の被害金額の区分を除く住家等の被害とする。

第11節 広報体制の確立

〔総務部・消防部〕

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図る。

1 広報担当の確認

市が行う災害広報に関する担当は、次のとおりである。

広報担当区分	責 任 者	担 当 部 署	連 絡 方 法
住 民 担 当	総 務 部 長	総 務 課 危機管理課 情報管理課	広報車、緊急告知放送、有線電話、口頭、文書、テレビ、ラジオ
報 道 機 関 担 当			有線電話、無線電話、庁内放送、庁内電話
防災関係機関担当			
庁 内 担 当	消 防 長	消 防 署	緊急告知放送、広報車
防 災 情 報 担 当			

2 災害広報の連絡調整

- (1) 市長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- (2) 市の実施する広報は、すべての広報総括者（総務部長）に連絡する。

3 広報事項の決定

市は各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を適切・継続的に提供する。

(1) 災害発生直後

- ア 市災害対策本部設置に関する事項
- イ 安否情報
- ウ 被害区域及び被害状況に関する情報
- エ 避難（指示・場所等）に関する情報
- オ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- カ 防疫に関する情報
- キ 余震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報（降雨については、時間雨量のほか、累積雨量についても広報する。）
- ク ライフラインの被害状況に関する情報
- ケ 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報

- コ 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- サ 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- シ 自主防災組織に対する活動実施要請
- ス 出火防止等地震発生時などの注意の呼びかけ

(2) 生活再開時期

- ア 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- イ 民心安定のための情報
- ウ 相談窓口の設置に関する情報
- エ ごみ、し尿、災害廃棄物、医療廃棄物などの処理に関する情報
- オ ボランティアの受入れ情報

(3) 復興期

- ア 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- イ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

4 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、広報担当者は各部と緊密な連絡を図り資料作成を行う。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

5 広報の実施

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行う。

- (1) 緊急告知放送による広報
- (2) 屋外拡声装置による広報
- (3) 広報車による広報
- (4) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
- (5) 広報紙による広報
- (6) チラシ、パンフレットによる広報
- (7) 避難所への広報班の派遣
- (8) 自主防災組織を通じての連絡
- (9) インターネットなど

なお、障害者や高齢者などの災害時要援護者、日本語の理解が十分でない外国人などへの広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。

6 広聴活動（相談窓口の設置）

災害発生後速やかに、被災者等からの相談に対応するため、総合相談窓口を災害対策本部及び各支部に設置する。なお、相談の内容に応じて、竜崎市行政組織の各担当へ振り分ける。窓口を設置したときには、前項の広報実施方法により、住民等へ周知する。

7 報道機関への発表

- (1) 災害対策基本法第57条に基づく、「災害時における放送要請に関する協定」により、テレビ・ラジオなどの報道機関へ広報を依頼する。
- (2) 報道機関関係者との記者会見等は、災害対策本部で行う。

8 住民への的確な情報の伝達

- (1) 市は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- (2) 市は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (3) 市は、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるとともに、告知放送、掲示板、広報誌、広報車等による情報の伝達のほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。
- (4) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第12節 水防活動

〔総務部・建設部・消防部〕

市域には重要水防区域として二級河川が14箇所、準用河川が1箇所あり海岸保全区域が25箇所、重要水防箇所も水門6箇所、老朽ため池40箇所、土砂災害特別警戒区域等も存在する。風水害時は、河川の増水、高潮等また、地震による津波のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、市及び消防本部は、消防署員・消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化するなど、水防活動を実施し、被害の軽減を図る。

1 監視・警戒活動

洪水・大雨のおそれのある注意報が発表されたときは、その管轄する水防区域において、ダム、河川等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

2 通報・連絡

市は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(1) 水防信号

消防団等の招集及び住民への避難等を知らせる水防信号は、次による。

方法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

備 考

- ア 第1信号は氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- イ 第2信号は消防団及び消防機関の出動を知らせる。
- ウ 第3信号は水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。
- エ 第4信号は必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。
- オ 警鐘信号及びサイレンとの併用は妨げない。
- カ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

(2) 資機材の確保と補充

水防管理者（市長）は、資材確保のため水防区域近在の資材業者を登録し、常に手持資材量の把握に努め、緊急時の補給に備える。また、機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

なお、市は、水防倉庫その他の資材備蓄場を設け、重要水防区域の延長に応じた、資器材の備蓄に努める。

3 水防活動の実施

損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫^{はんらん}等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

4 応援による水防活動の実施

(1) 市は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請を本章第4節「広域応援体制」及び第5節「自衛隊の災害派遣要請」により行う。

(2) 市は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第6節「県防災ヘリコプターの出動要請」により要請する。

5 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難体制の強化

水防法第15条第1項第4号に定める施設とは、次に定める施設とする。

要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの）

(ア) 病院、診療所（病床を有する施設）

(イ) 老人福祉施設、老人ホーム、介護老人保健施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設

(ウ) 保育所、こども園、幼稚園、小中学校、特別支援学校

浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設の管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導する。

計画作成や訓練実施に当たっては、市及び関係機関が連携して、必要な支援を行う。警戒区域内にある要配慮者が利用する施設は、下表のとおりである。

番号	施設名	所在地
1	でぐち整形外科医院	郷ノ浦町郷ノ浦53-2
2	さくら耳鼻咽喉科クリニック	郷ノ浦町郷ノ浦11
3	光武歯科医院	郷ノ浦町郷ノ浦13
4	光武内科循環器科病院	郷ノ浦町郷ノ浦15-3
5	村瀬歯科医院	郷ノ浦町郷ノ浦123

第13節 土砂災害等の防止対策

〔建設部・総務部・消防部〕

風水害時は、斜面崩壊等のため、土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、市は、消防団等の出動により警戒体制をとり、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、土砂災害防止対策を実施する。

1 土砂災害防止体制の確立

市は、長崎地方気象台からの気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

- (1) 市は、土砂災害警戒区域等におけるがけ崩れ、土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。
- (2) 地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

市は、日ごろから過去の災害事例等を基に、どの程度の雨量があれば崩壊及び土石流の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、市の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し的確な判断ができるよう努める。

雨量計設置箇所

番号	観測所名（事業所名）	所在地	設置者
1	壱岐地方局	郷ノ浦町本村触	壱岐振興局
2	勝本	勝本町西戸触	壱岐振興局
3	湯ノ本	勝本町本宮南触	壱岐振興局
4	芦辺浦	芦辺町芦辺浦	壱岐振興局
5	谷江川	芦辺町箱崎釘ノ尾触字西籠	壱岐振興局
6	初山	郷ノ浦町初山西触	壱岐振興局
7	渡良	郷ノ浦町渡良南触字前板	壱岐振興局
8	幡鉾川	石田町湯岳射手吉触道路敷	壱岐振興局
9	石田	石田町石田西触	壱岐振興局

(2) 伝達方法

市は、収集した情報を伝達するため、緊急告知放送、広報車、サイレン、戸別訪問等の方法により、また緊急情報については携帯無線等を使用し、迅速かつ正確に行う。ただし、市の所有、管理する伝達機器並びにその稼働に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、使用不能にならないよう、その設置保存場所については、十分留意する。

4 警戒又は避難を行うべき基準の設定

(1) 警戒避難基準は原則として土砂災害警戒区域等ごとに設定するものとする。

(2) 警戒避難基準は原則として雨量によって設定するものとし、市町においてその基準値の設定にあたっては、長崎県土砂災害防止計画書第7章第6節における「新たな基準雨量の設定」を参考として定めることができる。また、本編第7章第7節土砂災害警戒避難における土砂災害警戒情報も併用することができる。

なお、大雨には局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない時でも他の危険な兆候が認められた場合には住民の自主的な判断によって避難するように関係住民に周知するものとする。

5 土砂災害等による被害の拡大防止

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

ア 市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

イ 停電、機器の故障のため市と関係地区との間の情報伝達が途絶えた場合でも、下記のような状況あるいは兆候の発生が認められたときには、住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、住民への啓発を行う。

(ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合

(イ) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等が混ざりはじめた場合

(ウ) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）

(エ) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

(オ) 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

ウ 避難が遅れ、危険が差し迫った状況においては、以下について周知徹底する。

- (ア) 周囲より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上に避難することを心がける。
- (イ) 他の危険箇所への避難は避ける。（急傾斜地崩壊危険区域等）
- (ウ) 溪流を渡り対岸に避難することは避ける。
- (エ) 溪流に直角方向に、できるかぎり溪流から離れる。
- (3) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難体制の強化
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（「土砂災害防止法」という。）第8条第1項第4号に定める施設とは、次に定める施設とする。
- 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの）
- (ア) 病院、診療所（病床を有する施設）
- (イ) 老人福祉施設、老人ホーム、介護老人保健施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設
- (ウ) 保育所、こども園、幼稚園、小中学校、特別支援学校
- 土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設の管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導する。
- 計画作成や訓練実施に当たっては、市及び関係機関が連携して、必要な支援を行う。警戒区域内にある要配慮者が利用する施設は、下表のとおりである。

番 号	施 設 名	所 在 地
1	医療法人社団協生会品川病院	郷ノ浦町東触854-2
2	医療法人護州会品川内科医院	勝本町西戸触180-1
3	江田小児科内科医院	石田町印通寺浦302
4	壱岐市立老人ホーム	勝本町本宮南触1323-7
5	介護老人保健施設 壱岐	勝本町本宮南触236
6	特別養護老人ホーム 壱岐のこころ	勝本町布気触948-1
7	壱岐國の里	郷ノ浦町郷ノ浦598
8	壱岐市立郷ノ浦幼稚園	郷ノ浦町本村触607-2
9	壱岐市立勝本幼稚園	勝本町坂本触262
10	壱岐市立鯨伏幼稚園	勝本町布気触927-4
11	壱岐市立田河幼稚園	芦辺町諸吉二亦触1670
12	壱岐市立瀬戸幼稚園	芦辺町箱崎大左右触920
13	壱岐市立盈科小学校	郷ノ浦町本村触589
14	壱岐市立沼津小学校	郷ノ浦町小牧東触184
15	壱岐市立勝本小学校	勝本町坂本触262

16	壱岐市立霞翠小学校	勝本町西戸触550
17	壱岐市立鯨伏小学校	勝本町立石南触1137-2
18	壱岐市立田河小学校	芦辺町諸吉二亦触1659
19	壱岐市立芦辺小学校	芦辺町芦辺浦546
20	壱岐市立石田小学校	石田町石田西触1238
21	壱岐市立郷ノ浦中学校	郷ノ浦町本村触75
22	壱岐市立勝本中学校	勝本町仲触1846
23	壱岐市立石田中学校	石田町石田西触1547
24	長崎県立虹の原特別支援学校壱岐分校（小中学部）	郷ノ浦町本村触598

(4) 専門家の派遣による支援

市は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

第14節 消防活動

〔総務部・消防部〕

火災はいったん大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、市はもとより、住民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火を実施する。また、消防機関は、その全機能を挙げて消火活動、人命救助活動に取り組み、住民の生命身体・財産を保護する。

1 市長の行うべき措置

- (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命ずる。
- (2) 消防機関が行う消防活動等を支援する。
- (3) 消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町に対して応援要請を行うとともに、知事に対して、応援要請を行うほか、本章第5節「自衛隊の災害派遣要請」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (4) 市は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

2 消防活動の基本方針

- (1) 火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市は、消防機関の全機能を挙げて、消防活動を行う。
- (2) 火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

3 消防機関の活動

(1) 消防本部

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、市及び警察署と相互に連絡を行う。

(7) 延焼火災の状況

(4) 自主防災組織の活動状況

- (ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先させた消防活動を行う。
- (イ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (ウ) 人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先させた消防活動を行う。
- (エ) 救護活動の拠点となる病院、避難所、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を行う。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動と連携した消防活動を行う。

ウ 救急・救助活動

要救助者の救助・救出と負傷者に対する応急処置と安全な場所への搬送を行う。

(2) 消防団

ア 消防団は、火災が発生した場合、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。

(ア) 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

(イ) 避難誘導

避難の指示等が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

(ウ) 救急・救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

イ 非常参集

消防職団員は、市内に大規模な災害が発生したことを知り、消防隊の活動を必要と認めるときは、出動命令を待つことなく非常参集し、所属長の指揮を受ける。

4 住民・自主防災組織、事業所の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(1) 住 民

家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

(2) 自主防災組織

ア 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

イ 消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 事業所

ア 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。

(イ) 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

5 応援要請

(1) 県防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、市長又は消防長が必要と判断した場合は、本章第6節「県防災ヘリコプターの出動要請」に基づき、ヘリコプターの緊急出動を要請する。

(2) 県への報告及び応援

ア 市に応援対象火災が発生したときは、協定の市町に応援要請後、直ちに壱岐振興局を経由して県に火災の状況等を通報し、応援等に関して、必要な指導及び調整を求める。

イ 知事は、大規模火災時において、市の対応のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できないと判断したときは、壱岐振興局に対して必要な指示を行うとともに、協定市町以外の市町長に応援を要請する。

第15節 避難の指示、誘導

〔総務部・市民部・消防部・教育部〕

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

1 避難の指示等

(1) 避難の指示

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難の指示を行う。

市長は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難の指示等を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、次表における市長の事務を、市長に代わって行う。

状 況	指 示 者	対 象 者	措 置
(1) 生命、身体を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第60条、第61条）	(ア) 市長（知事に報告） (イ) 警察官又は海上保安官（市長に通知）	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	(ア) 立退きの指示 (イ) 屋内での退避指示（緊急安全確保措置）
(2) 洪水又は高潮のはらんにより著しい危険が切迫していると認められるとき。（水防法第22条）	(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた県の職員 (ウ) 水防管理者（管轄警察署長に通知）	必要と認める区域の居住者	立退きの指示
(3) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。（地すべり等防止法第25条）	(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた吏員 管轄警察署 } 長に通知	必要と認める区域内の居住者	立退きの指示
(4) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある場合	(ア) 警察官（公安委員会に報告） (イ) 警察官がその場に行かない場合に限り、	(ア) その場に居合わせた者 (イ) その事物の管理者	(ア) 必要な警告を発する。 (イ) 特に急を要する場合において

状 況	指 示 者	対 象 者	措 置
ある天災、地変、危険物等の爆発等危険な事態がある場合 (警察官職務執行法第4条)(自衛隊法第94条)	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (長官の指定する者に報告)	(ウ) その他関係者	は危害をうけるおそれのある者に対し必要な限度で避難の措置をとる。

(2) 警戒区域の設定

状 況	指 示 者	対 象 者	措 置
(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合(災害対策基本法第63条)	(ア) 市長 (イ) 警察官又は海上保安官(注1)	災害応急対策に従事する者以外の者	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去の命
(2) 水防上緊急の必要がある場所(水防法第14条)	(ア) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ) 警察官(注2)	水防関係者以外の者	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去の命
(3) 火災の現場及び水災を除く災害(消防法第36条において準用する同法第28条)	(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官(注2)	命令で定める以外の者	(ア) 退去の命 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限
(4) 生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合(警察官職務執行法第4条)	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	(ア) 退去の命

(注1) 市長若しくはその委任を受けて前記の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

(注2) 前記に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

(3) 基 準

ア 市長が実施する避難指示の判断基準

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必

要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

イ 水防管理者が実施する避難の指示

水防管理者は、河川の氾濫・高潮等により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のための立退きを指示する。

ウ 避難の指示の基準

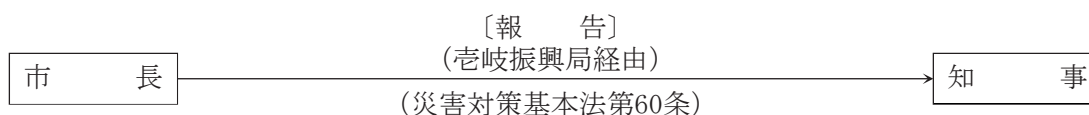
市長及び水防管理者が実施する避難の指示の実施時期は、次のとおりである。

- (ア) 知事から豪雨、台風、高潮、地震及び警察から津波等災害に関する通報があり、避難を要するとき。
- (イ) 気象台や関係行政機関から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断される時。
- (ロ) 河川が警戒水位を突破し、溢水及び漏水のおそれがあるとき。
- (エ) 上流水域で河川災害が発生したため、その下流の水域で災害の発生のおそれがあるとき。
- (オ) 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による発災が予想されるとき。
- (カ) 火災が風下に拡大するおそれがあるとき。
- (キ) その他の自然的、人為的な災害により住民の生命又は身体に被害を受けるおそれがあるとき。

(4) 避難指示等の報告、通知

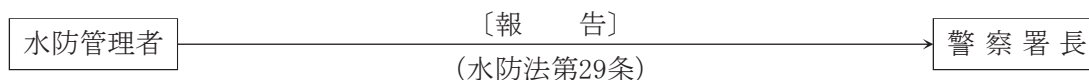
ア 報告

市長は、避難の指示又は緊急安全確保措置の指示を行った場合は、その旨知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。



イ 通知

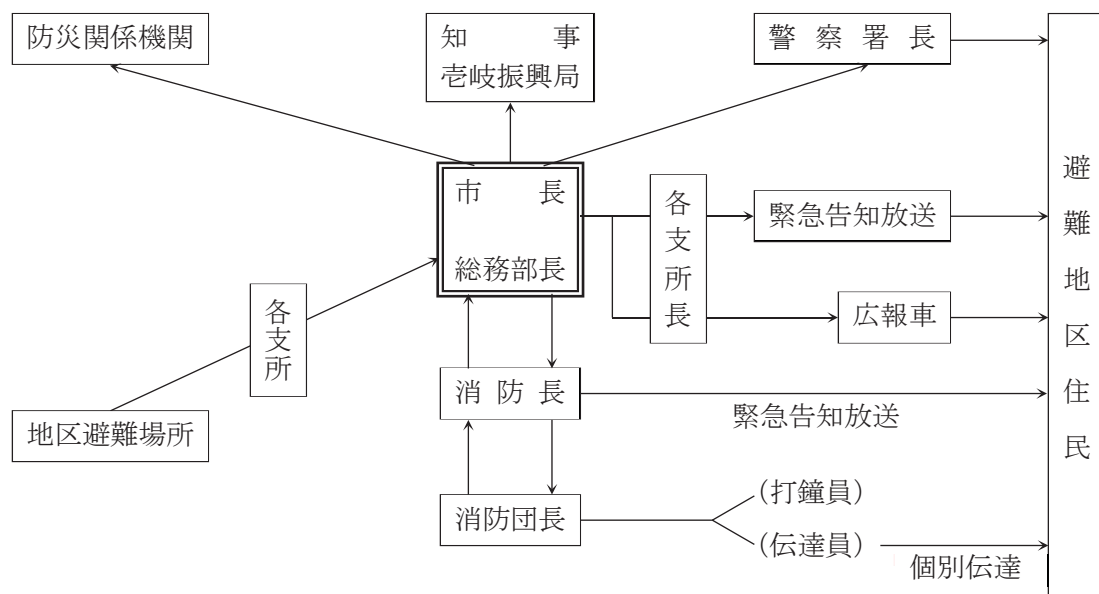
水防管理者は、避難の指示を行った場合は、その旨警察署長に通知する。



(5) 伝達系統

避難指示は、次の要領により伝達する。

ア 伝達系統



イ 伝達方法

(ア) 総務部長は、地区担当者がまとめた情報等によって、避難指示又は緊急安全確保措置の指示を必要と認めるときは、市長に報告し、その命令により直ちに、次の方法により地区住民に伝達する。

- a 緊急告知放送を利用した伝達
- b あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達
- c サイレン及び鐘による伝達
- d 広報車からの呼びかけによる伝達
- e テレビ・ラジオ、有線放送、エリアメール、その他特使等の利用による伝達

(イ) 総務部長は、避難指示があった場合は、避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。

2 適切な避難誘導

警戒活動の結果、危険と認められる場合には、市長は避難指示の実施について、躊躇せず、時期を逸することなく、行うものとする。

この場合、避難行動要支援者に十分配慮し、早めに避難指示等の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するなど適切な措置をとる。

さらに、災害対策本部の置かれる本庁舎等において、各支所管内における被災状況等の把握が十分に行えない場合で住民等への危険が切迫している地域がある場合は、当該地域を所管する支所長が避難指示等を行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することが

できるものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

4 住民への周知

避難誘導にあたっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

5 市に対する助言

市長は、避難のための立退きを指示し、又は屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、その判断等に関して必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

6 避難誘導等

(1) 趣 旨

避難の指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

市は、避難の指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、市職員及び消防団等が避難誘導にあたる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。

避難誘導にあたっては、避難行動要支援者名簿を有効に活用するなどして、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導に当たっては配慮した対応を行う。

(2) 避難行動要支援者への支援等

住民の避難誘導は、市及び消防団、自主防災組織等が実施するものとするが、誘導にあたっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行う。

また、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を有効に活用した避難支援等関係者による避難誘導のほか、地域住民においても、市等に協力して避難誘導を実施するよう努

める。

特に、市は、避難行動要支援者の迅速かつ的確な避難が実施されるよう、避難の指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、消防機関、県警察、消防団等の公的機関へ避難行動要支援者の避難支援等について協力を要請する。

状況によっては、市が車両、船艇等を手配し、一般の避難所とは異なる介護機能を備えた福祉施設及び要配慮者関連施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

(3) 避難要領

市は、災害時に河川の増水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の指示等をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導体制の確立

- (ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合同所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
- (イ) 緊急を要する避難の実施に当たっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。

イ 避難経路

- (ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別に、あらかじめ定めておいた避難所への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として避難行動要支援者を優先して行う。
- (イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア) 避難場所の開設に当たって、市長は、避難場所の管理者や応急危険度判定士等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

(ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

(4) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合つて自主的に避難するよう心掛ける。

(5) その他避難誘導に当たっての留意事項

避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難所への収容を図る。

7 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 教育長のとつた避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

(2) 校長は、おおむね次の方法で避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。

ア 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

イ 避難場所の指定

ウ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

エ 児童生徒の携行品

オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

(3) あらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

(4) 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

(5) 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

ア 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

イ 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

(6) 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や児童・生徒等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

第16節 救急・救助

〔総務部・消防部〕

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また自主防災組織、住民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

1 救助活動

(1) 救出対象

災害のため、現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者

(2) 救出期間

災害発生の日から3日以内（4日以後は死体の捜索として扱う。）に完了する。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

(3) 救出隊の編成

救出隊は、消防団員、警察官、市職員及び地区住民等により編成し、災害の規模、救出対象者数、救出範囲その他の事情に応じ要員を確保する。

(4) 関係機関との協力

ア 市及び消防本部は、県及び県警察と密接な連携のもとに救出活動を行い、負傷者については、医療機関に収容する。

イ 広域的な応援を必要とする場合には、県に対し、応援要請を行う。

ウ 市長は状況に応じ、自衛隊の救出活動を県に要請する。

(5) 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、市長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

(6) 費用

救出に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲である。

2 救出の連絡等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに連絡する。

機 関 名	担当課	所 在 地	電話番号
壱岐市消防本部・署	警防課	芦辺町中野郷西触411-2	45-3037
壱岐市役所	総務部	郷ノ浦町本村触562	48-1111

機 関 名	担当課	所 在 地	電話番号
𠵼 岐 市 郷 ノ 浦 支 所	市民生活班	郷ノ浦町本村触562	48－1111
𠵼 岐 市 勝 本 支 所	市民生活班	勝本町西戸触182－5	42－1111
𠵼 岐 市 芦 辺 支 所	市民生活班	芦辺町芦辺浦562	45－1111
𠵼 岐 市 石 田 支 所	市民生活班	石田町石田西触1290	44－6111
𠵼 岐 警 察 署	警備課	郷ノ浦町本村触551	47－0110

第17節 交通の確保及び規制

〔総務部・建設部〕

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

1 交通規制の実施

警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、収集した情報に基づき交通規制を実施する。また、市及び道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、う回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(1) 基本方針

ア 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

(ア) 一般車両の走行を抑制するとともに被災区域内への流入を原則的に禁止する。

(イ) 被災地外への流出は原則として無制限とする。

イ 避難路及び緊急通行路への流入抑制

原則として緊急通行車両以外の一般車両は通行を禁止又は制限する。

ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

(ア) 緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は指導を行う。

(イ) 一般車両の走行は極力抑制する。

エ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用

オ 緊急通行路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるようにするための、道路管理者に対する必要な措置の要請

(2) 緊急通行路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去

緊急通行路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がその場にいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は前記イ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

交通規制に当たっては、市及び道路管理者、防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の標示を設置して行い、緊急を要するため所定の標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

2 道路交通確保

(1) 市は他の道路管理者、公安委員会等と連携し、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 市は他の道路管理者と連携し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行う。

(3) 路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、市及び他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。

3 緊急通行車両の確認等

市長は、知事又は公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、緊急通行車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

4 災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、自動車運転者のとるべき以下の措置について広報を行う。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

第18節 緊急輸送

〔総務部・建設部〕

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位の確立

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制	・ (第1段階の続行) ・ 食料、水等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧	・ (第1・第2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

2 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

市は災害応急対策実施のため、災害現場に通ずる道路あるいは避難所に通ずる主要道路を緊急輸送道路とし、耐震性の確保や危険箇所の改善など、災害対策を進める。

また、これらの道路が被災し通行できなくなった場合を想定し、代替する道路についても検討する。

イ 車両の確保

(イ) 市所有車両等の確保

車両等の掌握、管理は、総務部が行う。

(ロ) 市所有以外の輸送力の確保

市所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、営業車を借り上げ輸送

力確保に努める。輸送関係業者については、資料4-3のとおりである。

(2) 船舶輸送力の確保

県を通じ、漁業及び旅客船事業者に協力を求める。なお、必要船舶数に不足が生ずる等県独自では十分に応急措置が実施できない場合は、九州運輸局と協議のうえ、九州・山口各県に応援を要請する。

また、市は離島のため、災害救助又は救助物資の海上輸送及び陸上の交通が途絶した場合の輸送については、海上自衛隊、海上保安部又は海運支局にそれぞれ要請する。

(3) 航空輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、県防災ヘリコプター及び本章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」により県に要請依頼する。

ア ヘリコプター輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(ア) 航空機使用の目的及びその状況

(イ) 機種及び数量

(ウ) 期間及び活動内容

(エ) 発着地点又は目標地点

イ 市のヘリポートは、資料4-1のとおりである。

(4) 人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、本章第7節「労働力の確保」による。

3 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、あつせんを要請する。

(1) 輸送区間及び借上げ期間

(2) 輸送人員又は輸送量

(3) 車両等の種類及び台数

(4) 集結場所及び日時

4 輸送力の配分

(1) 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務部長に輸送力供給の要請を行う。

(2) 総務部長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

5 災害救助法に基づく措置

(1) 応急救助のための輸送費として適用されるものは、次の場合である。

ア 被災者を避難させるための輸送

イ 医療及び助産のための輸送

ウ 被災者救出のための輸送

エ 飲料水供給のための輸送

オ 救援用物資のための輸送

カ 死体搜索のための輸送

キ 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送

(2) 適用される輸送費は、本市における通常の実費である。

(3) 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間である。

第19節 医療救護

〔保健環境部・消防部〕

災害のため、被災地の住民が医療救護の途を失った場合において、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

1 医療救護の実施

(1) 医療救護の対象者

- ア 医療の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため、医療の途を失った者
- イ 助産の対象者は、災害発生の日的前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 医療救護の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護
- カ 助産（分べん介助等）

(3) 医療救護の期間

- ア 医療
災害発生の日から原則として14日以内
- イ 助産
分べんした日から7日以内

2 医療救護班の編成

- (1) 災害により多数の負傷者等が発生し、通常の救急医療体制では対応しきれないときは、彦岐医師会による医療救護班の派遣を受けて、医療救護活動を行う。緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し行う。
- (2) 医療救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。
- (3) 彦岐医師会の医療救護班で不足する場合は、日本赤十字社救護班の応援を要請するものとし、その場合においては、彦岐医師会の医療救護班を包含し編成する。
- (4) 医療救護班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。
 - ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）

- イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- オ 助産活動
- カ 死体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告

(5) 医療救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者は、救護病院等に収容し、次の活動を行う。

- ア 重症者及び中等症者の収容と処置
- イ 助産
- ウ 死体の検案
- エ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告

(6) 医療救護班の編成基準

- 医 師 1～2名（内1名班長）
- 薬剤師 1名
- 看護師 3～4名（内1名看護師長）
- 事務員 1名
- 運転手 1名

県編成救護班（関係分）

保健所名	所 在 地	電話番号	班 数
壱岐保健所	郷ノ浦町本村触620-5	47-0260	1

3 医療救護所の設置

医療救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ医療救護所を設置する。

（医療救護所の設置予定場所については、資料5-2参照のこと。）

4 医薬品等の調達

- (1) 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、関係業者（資料5-1）から調達する。
- (2) 市内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接の市町長に対し、調達あっせんを要請する。

第20節 避難行動要支援者への緊急支援

〔総務部・市民部・保健環境部・農林水産部・消防部〕

大規模な災害の発生時には、特に高齢者、障害者、あるいは外国人、旅行客等に対する様々な応急対策が必要となる。このため、市は関係機関と連携し、必要な諸施策について速やかに実施する。

1 要配慮者対策

災害時には、障害者、介護を必要とする高齢者、一人暮らしの高齢者、保護を必要とする児童等に加え、災害を契機に新たに配慮が必要となる者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。このため、市は民生・児童委員、地域住民等の協力を得て、災害時要支援者の状況把握に努め、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努める。特に、要支援者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。また、必要に応じて県、隣接の市町等へ応援を要請する。

要配慮者の態様・ニーズに配慮した応急対策一覧

配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者
【避難収容等】 ○災害時要支援者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等 ○災害情報及び避難指示の周知 ・災害時要支援者の態様に配慮した方法による確実な伝達 ○避難誘導 ・傷病者、高齢者、障害者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障害者、児童等を車両により移送 ○避難場所での生活環境の整備 ・避難所の整備 段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保 車椅子、障害者用携帯便器等 ・要支援者に対する相談体制の整備 ○情報提供体制の確保 ・文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置	市・各支所・消防部 市、消防部、関係機関 市、消防部、関係機関 市、県、関係機関 市、県、関係機関	全災害時要支援者 全災害時要支援者 全災害時要支援者 全災害時要支援者 高齢者、障害者、外国人

配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者
・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等 ○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ ○応急仮設住宅等の確保 ・高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障害者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居	市、県、医療機関、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等 市、県	傷病者、高齢者、障害者、児童 傷病者、高齢者、障害者、児童
【生活必需品等】 ○災害時要援護者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び災害時要援護者に対する優先的供給・分配	市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障害者、児童
【保健衛生、防疫等】 ○心身両面の健康管理 ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 ○保健福祉サービスの提供 ・ホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣 ・入浴サービス等の実施	市、県、関係機関 市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障害者、児童 傷病者、高齢者、障害者、児童
【ライフライン等】 ○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等	入院患者、入所者等
【広域相互応援等】 ○応援体制の整備 ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 { 職員…医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 車両…移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等 資機材…医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法等の調整 ○受援体制の整備 ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等 市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等	全災害時要援護者 全災害時要援護者

2 外国人対策

災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集・提供ができる体制の整備等に努める。

- (1) 広報車や緊急告知放送等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。
- (2) 外国人の迅速な安否確認に努める。
- (3) 災害対策本部及び支部に、「相談窓口」等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

3 観光客・旅行者等対策

市は、ホテル・旅館等の観光施設管理者に対して、災害発生時の観光客への安全な避難誘導体制の実施、安否確認等について指導する。

救援その他の応急対策

風水害等の発生後、必要に応じ、避難所を開設するとともに、一定規模の被災となった場合には、災害救助法に基づく応急救助や、災害にあつて通常の生活を営むことが困難な被災者に対し、衣食住を始めとして教育、医療などの提供その他必要な措置を講ずる。

第21節 避難所の開設・運営

〔市民部〕

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。その際、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し指定緊急避難場所及び指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て、避難所として開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

1 避難所の開設

(1) 開設の目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために開設する。

(2) 開設の方法

ア 避難所は、市が指定する学校等の公共施設を使用する（資料6－1参照）。ただし、これらの施設が使用できない場合は、季節を考慮し、野外にバラックを仮設し、又は天幕を借り上げて開設する。野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。ただし、野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間である。

イ 市長は、避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、収容すべき者を誘導し保護する。

ウ 市長は、避難所を開設したときは直ちに次の事項を知事（壱岐振興局長経由）に報告すること。

- (ア) 開設の日時
- (イ) 避難所開設の目的
- (ウ) 収容状況及び収容人員
- (エ) 開設期間の見込み
- (オ) 避難対象地区名

エ 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設等の二次避難所に収容する。二次避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに県に連絡する。

(3) 費用

災害救助法による避難所の設置及び収容のため支出する費用は、100人1日当たり30,000円が限度である。

(4) 開設期間

災害発生の日から最大限7日以内。ただし、気象情報等により災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、市長は、県と協議の上、設置期間を決める。

2 避難所の運営管理

- (1) 避難者の受入れについては、可能な限り自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、避難所ごとにそこに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。特に要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底すること。なお、詳細については「避難所運営マニュアル」（資料6－4）参照のこと。
- (2) 避難所における情報の伝達、食料・水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。避難所の運営については、女性の意見を取り入れることはもとより、要配慮者を含む様々な人が安心して利用できるようユニバーサルデザインを意識することとする。加えて、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求め、地域全体での避難所運営を図る。
- (3) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。
- (4) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保に努める。特に、避難生活中の避難者のストレス管理には十分注意し、随時メンタルヘルスケア対策を講じる。
- (5) 避難所に設置された職員及び警察官は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。
 - ア 被災者の収容
 - イ 被災者に対する食料、飲料水の配給
 - ウ 被災者に対する生活必需品の供給

エ 負傷者に対する医療救護

(6) 各避難施設の責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

ア 救助実施記録日計票（様式集参照）

イ 避難所用物品費受払簿

ウ 避難所設置及び収容状況（名簿作成）

エ 避難所設置に要した支払証拠書類

オ 避難所設置に要した物品支払証拠書類

(7) 市が設定した避難所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

(8) 市長は、警察官と協議して、自主防災組織等の協力を得ながら避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

(9) 長期の避難生活が予想され、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合には、車中泊避難を行うためのスペースを確保する。また、在宅避難者と合わせて支援拠点の設置など支援方策を検討する。

3 避難所設備の整備

市は県及び近隣の市町に協力を要請しながら、避難所の環境整備を図る。なお、避難所の標準的設備は次のとおりである。

(1) 特設コーナー

ア 広報広聴コーナー

イ 避難所救護センター（保健室等）

ウ 情報連絡室（無線、電話、FAX等）

エ 更衣室

(2) 資機器材等

ア 寝具

ス テレビ、ラジオ

イ 被服

セ 簡易シャワー

ウ 日用品（タオル、歯ブラシ等）

ソ 仮設風呂

エ 常備薬

タ 扇風機

オ 仮設トイレ

チ 網戸

カ 簡易焼却炉

ツ ストーブ

キ 炊き出し備品

テ 暖房機

ク 電話

ト 電源設備

ケ 畳・カーペット

ナ 給水タンク

コ 間仕切り用パーテーション

ニ 掲示板

サ 洗濯機

ヌ パソコン

シ 乾燥機

(3) スペース

- ア 駐車場
- イ 仮設トイレ
- ウ 仮設風呂
- エ 給水タンク
- オ 簡易焼却炉
- カ 掲示板
- キ 資機材置き場

4 広域的避難収容・移送

- (1) 市の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、広域避難に関する支援を県に要請する。
- (2) 県から被災者の受入れを指示・要請された場合は、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。
- (3) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、市は運営に協力する。

5 その他

- (1) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (2) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (3) 災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第22節 食料の供給

〔市民部〕

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため市は関係機関等と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

1 食料の調達

(1) 調達方法

ア 主食（米穀）

米穀の調達は、原則として、市内米穀小売業者（資料 8－2 参照）等から購入して行うが、必要数量が確保できない場合は、壱岐振興局長を通じて知事に要請する。

イ 副食、調味料

副食、調味料は、原則として市が直接販売店より調達するが市内における調達が不可能であり、若しくは、必要数量の確保ができない場合は、壱岐振興局長を通じて知事にそのあつせんを依頼する。

(2) 食料の応急供給

災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、市長が必要と認めた場合には九州農政局長崎地域センター長に対し文書により応急用食料の緊急引渡の要請を行う。

2 食料の輸送

(1) 食料集積地の指定及び管理

ア あらかじめ定めた食料の集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。

イ 食料の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

(2) 輸 送

市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市長が行う。

(3) 輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送をはじめ、船舶やヘリコプター等を利用できるよう関係機関へ要請する。

(4) 交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事に自衛隊による災害地までの輸送を要請する。

3 食料の供給

災害時における食料の応急供給の実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長は知事の委任に基づき、これを行う。

(1) 食品の給与対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家が全焼（壊）、半焼（壊）、流失、床上浸水等の被害をうけ炊事の出来ない者

ウ 被害をうけ、一時縁故先等に避難する者

(2) 食品の給与の方法

米飯の炊き出しを原則とするが、状況によっては、乾パン等の支給によることが出来るものとする。

(3) 供給数量の基準

供 給 を 要 す る 事 態	供 給 品 目	供 給 数 量
1. り災者に対し炊き出し等による給食を行う必要がある場合	原則として米穀、実情により乾パン及び乾燥米飯	市長が希望する数量
2. 災害により販売機能が混乱し通常の販売ができなくなったため、一般の米穀小売店を通じないで供給を行う必要がある場合	同 上	同 上
3. 被災地における救助作業に従事する者に対し、供給を行う必要がある場合	同 上	同 上

4 炊き出しの実施

(1) 炊き出しは原則として、指定避難場所において行うものとするが、必要に応じ災害現場で行う。

このほか、壱岐市学校給食センターをはじめとする学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。

(2) 炊き出し施設、器材は、指定避難場所備え付けのもの等を使用し、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。

なお、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達のあっせんに要請する。

(3) 炊き出しに関する事務の責任者は、市長とする。

(4) 炊き出し用の副食物は、次の関係業者と常に連絡を保ち、要求のある場合は直ちに供給に応ずる。

ア 野菜出荷等の団体（壱岐市農業協同組合）

イ 水産物等の供給団体（郷ノ浦町、勝本町、箱崎、壱岐東部、石田町漁業協同組合）

(5) 記録等

炊き出しの状況（場所及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分））を県に報告するとともに、次の帳簿、書類を整備保存しておく。

ア 炊き出し受給者名簿

- イ 食料品現品給与簿
- ウ 炊き出し、その他による食品給与物品受払簿
- エ 炊き出し用物品借用簿
- オ 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

第23節 給 水

〔建設部〕

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

1 飲料水の確保

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を取得することが困難となったとき、住民に必要最小限の飲料水を供給して住民の生活を守るために、まず飲料水の確保を行う。

(1) 水源の確保

水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、自然水（ため池、河川）、又は地下水で飲用に適するものを水源にする。

(2) 水源の水質検査・保全

確保された水源は、ろ水器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 給水体制の確立

(1) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

ア 被災者や避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設等の状況

ウ 通水状況

エ 飲料水の汚染状況

(2) 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。なお、給水する水の水質確認については、沓岐振興局及び保健所に協力を求める。

(3) 給水場所、給水方法、給水時間等について緊急告知放送等を用いてきめ細かく住民に広報する。

(4) 医療機関、社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

- (5) 自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。
- (6) 被災地における最低給水量は、1人1日20リットルを目安とするが状況に応じ給水量を増減する。(被災直後は、生命維持の1人1日3リットル等)
- (7) 激甚災害等のため市だけで実施困難の場合には、県及び自衛隊へ応援要請し、給水車の確保を図る。
- (8) 各家庭及び住民に対して10～20リットル入りのポリ容器を常備しておくように指導を図る。

3 給水の実施

(1) 車両による給水

避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、市長が必要と認めた被災者に対して、給水タンクを利用して拠点給水する。なお、医療機関、福祉施設、災害時要援護者関連施設及び医療救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。

ア 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（消防タンク車等）に補給水源から取水し、被災地域内への輸送のうえ、住民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

イ 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(2) 浄・給水場等での拠点給水

住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

(3) ポリ容器等による給水

ア 避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、市長が必要と認めた被災者に対し、ポリ容器等により拠点給水する。

イ 学校、保育所で給水の必要があると認めたものに対し、20ℓ容器により必要個数を整備する。

ウ 避難所が小さく、かつ点在している場合で、容器の備えのない被災者及び一般の被災者に対しポリ袋により配給する。

エ 水の缶詰、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請依頼し、必要に応じて配給する。

4 水道施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

(2) 施設の応急復旧

ア 応急復旧工事は、指定水道業者に要請し、被災後直ちに復旧する。

イ 災害の規模によっては、市長を通じて知事に応援の業者のあっせんを求める。

(3) 応急復旧順位

ア 取水、導水、浄水施設

イ 送配水施設

ウ 給水装置

(4) 配水管路の応急復旧

ア 被災状況の把握をするとともに指定水道工事業者等の協力を得て応急復旧を行う。

イ 応急復旧順位として、次のように行う。

(7) 配水場及び給水拠点までの配水管

(イ) 医療機関等の緊急利水施設への配管

(ウ) その他の配管

5 応援要請

市内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して壱岐地方局をとおして知事に調達あっせんを要請する。

(1) 給水を必要とする人員

(2) 給水を必要とする期間及び給水量

(3) 給水する場所

(4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

(5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

第24節 生活必需品の給与

〔市民部〕

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、衣料、寝具、その他生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

1 生活必需品の給与

(1) 供給又は貸与の対象者

この対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又はき損した者で、資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者である。

(2) 支給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物を支給する。

- ア 寝具……就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
- イ 外衣……洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない。(以下同じ。)]
- ウ 肌着……シャツ、パンツ等
- エ 身の回り品……タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
- オ 炊事道具……なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
- カ 食器……茶碗、皿、はし等
- キ 日用品……石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
- ク 光熱材料……マッチ、ローソク、プロパンガス等

(3) 給与又は貸与の方法

ア 物資の購入及び配分計画

(7) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。

- a 被災者や避難所の状況
- b 医療機関、社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設の被災状況

(イ) 市長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。

(ウ) 市は、衣類等生活必需品は、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ市内又は近隣の市町村の業者から購入する。この場合、なるべく同一規格、同一価格のものを一括

購入するよう努める。

イ 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

(ア) 物資の給与又は貸与の支給責任者は、市長とする。

(イ) 支給責任者は、民生委員及び住民組織等の協力を得て、被災者に公平に交付する。

(ウ) 自力で生活必需品を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

ウ 給付又は貸与の限度

被服、寝具、その他生活必需品の給付又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。なお、季別（夏季、冬季の別）は、災害発生の日をもって決定する。

2 物資の調達

(1) 物資の調達

生活必需品は、市内関係業者より調達する。

(2) 救護物資の集積場所

救護物資の集積地は、原則として資料8-1のとおりとするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

3 輸 送

(1) 市が調達した生活必需品の市集積地までの輸送及び市内における生活必需品の移動は、市長が行う。

(2) 輸送方法は、壱岐市内においては貨物自動車等による陸上輸送を主とし、大島、長島、原島及び孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用できるよう関係機関へ要請する。

(3) 交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事に自衛隊による被災地までの輸送を要請する。

第25節 防疫・保健衛生対策

〔保健環境部〕

大規模災害時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

1 防疫活動

(1) 防疫消毒

市は、知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次のとおりである。

災 害 の 程 度	薬 品 名		
	クレゾール	消石灰	クロールカルキ（井戸）
床上浸水 （全・半壊、流失を含む）	200 g	6 kg	200 g
床下浸水	50 g	6 kg	200 g

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症が流行し、若しくは流行のおそれがあるときは、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(3) 検病及び健康診断

検病及び健康診断は、避難所、浸水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、県に協力して行う。

(4) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施する。

(5) 患者等に対する措置

被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいた対応をとる。

(6) 防疫活動班の編成

防疫実施のための防疫活動班は、衛生技術者1名（班長）、事務職員1名、作業員数名で編成する。

(7) 連絡通知等

市長は、感染症の発生又は発生するおそれがある事実を知った場合及び防疫を実施する場

合は、知事に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

(8) 避難所の防疫措置

避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

ア 防疫に関する協力組織

避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

イ 防疫活動は、次の事項に重点をおいて行う。

(7) 検病

(i) 防疫消毒の実施

(ii) 集団給食の衛生管理

(x) 飲料水の管理

(o) その他施設内の衛生管理

(9) 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、市民部において、市内の関係業者から調達するが、調達不可能の場合は、知事に調達あつせんの要請を行う。

2 保健衛生活動

(1) 健康調査、健康相談

県の協力を得て、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など災害時要援護者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

(2) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

(3) 栄養調査、栄養相談

県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

3 食品衛生監視活動

市長は、被災地における食品の衛生確保を図るため、災害の状況に応じて、井戸、受水槽の水質検査や食品関係営業施設などの監視、指導を行う食品衛生監視員の派遣を保健所に要請する。

第26節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策

〔保健環境部〕

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。

1 し尿処理・清掃活動体制の確保

- (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等による災害時の相互協力体制の整備
- (2) 仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄及び調達体制の整備
- (3) 清掃及び防疫資機材の備蓄及び調達体制の整備
- (4) 一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化に努めるとともに、補修等に必要な資機材の備蓄及び緊急出動体制の整備
- (5) 仮集積場所及び仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画の作成等による応急体制の確保
- (6) 市長はし尿及び廃棄物等処理業務が不可能又は困難な場合は、近隣市町村の各処理業者等のあつせんを県に要請する。
- (7) 壱岐市汚泥再生処理センターを災害時応急処理施設とする。

2 実施順序の確立

活動は次の順序で行う。

- (1) 道路及び河川並びに公共的施設
- (2) 避難所及びその付近
- (3) 公共機関
- (4) その他の場所

3 し尿処理

- (1) し尿処理施設（資料9－2）の被害状況の把握を行う。
- (2) 必要に応じて仮設トイレを設置する。なお、仮設トイレの設置については、障がい者等災害時要援護者に配慮する。
- (3) 速やかにし尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して素掘り、仮設トイレ等で処理するよう指導する。
- (4) 応急復旧したし尿処理施設で、計画的に収集し処理する。
- (5) 自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行う。

4 ごみ処理

- (1) 仮置場及び収集日時を定めて住民に広報する。
- (2) 仮集積場所のごみを管理し、あらかじめ選定した処理場（資料9－1）に運び処理する。
また、交通障害等、収集車両の通行が困難な場合は、夜間収集も検討する。
なお、可能な限りリサイクルに努める。
- (3) 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、また処理するように指導、広報する。
- (4) 避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み、収集・処理に当たる。なお、避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。
- (5) 市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、住民は、自主防災組織を中心として、次の対応をとるように広報を行う。
 - ア 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。
 - イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
 - ウ 仮置場のごみは、市が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

5 がれき処理

- (1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (2) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。
- (3) がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

6 清掃班の編成

ごみ及びし尿の清掃は、し尿汲取り業者に委託し実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、職員により清掃班を編成し、実施する。

7 死亡獣畜等の処理

災害時において死亡獣畜の処理を必要とする場合は、壱岐保健所に連絡の上、死亡獣畜取扱場等（資料10－2）に搬送し処理する。

なお、搬送が困難な場合、又は取扱場で処理しきれない場合は保健所長の許可若しくは指示を受けて、焼却等必要な処理を行う。

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の処理等

〔総務部・市民部・消防部〕

市は関係機関と連携し、行方不明者の搜索及び遺体の処理、埋葬を的確かつ迅速に実施し、民心の安定を図る。

1 行方不明者等の搜索

- (1) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して、警察官等の協力を得て搜索を行う。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。
- (3) 遺体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- (4) 被害現場付近の適当な場所（寺院、公共の建物等）に遺体安置所を設置する。
- (5) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- (6) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- (7) 市長は、行方不明者の搜索、処理、火葬及び埋葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ア 搜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 搜索地域
 - ウ 埋葬施設の使用可否
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 遺体処理に必要な器材、資材の品目別数量
- (8) 住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市に提供するよう努める。

2 遺体の収容処理

- (1) 遺体の収容処理は、消防職員、消防団、警察署の協力を得て次の事項について行う。
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 遺体見分
 - エ 処理に必要な物資の調達
- (2) 発見遺体その他の事故遺体は、市長が開設した遺体収容所へ収容する。ただし、漂流死体の処理については以下による。
 - ア 死体の身元が判明している場合

死体の身元が判明している場合は、警察官又は海上保安官の見分を受けた後ただちにその遺族、親戚、縁者又は災害発生地在市町村長に連絡して引き取らせる。ただし、被害地域に救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。

イ 死体の身元が判明していない場合

(ア) 死体の身元が判明していない場合であって救助法を適用された被災地市町村から漂着したものと推定される場合は、前記、アと同様に取り扱う。

なお、死体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し記録として残しておく。

(イ) 死体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、市長が「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により処理する。

(3) 市長は、遺体収容所を開設できるように、寺院、神社等適当な場所をあらかじめ選定して準備しておく。

(4) 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ引き渡す。

(5) 身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、3日程度とする。

(6) 変死体については、警察署へ届け出る。

(7) 遺体の処理を実施しうる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

3 遺体の捜索及び収容埋葬のための費用及び期間の周知

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索及び収容埋葬のための費用及び期間は、次のとおりである。

(1) 捜 索

ア 捜索のための機械器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費

イ 期間は、災害発生の日から10日以内

(2) 埋 葬

ア 次の範囲内において、原則として現物をもって実際に埋葬を実施するものに支給する。

(ア) 棺

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨つぼ又は骨箱

イ 埋葬及び遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理並びに遺体の一時保存のための費用は、災害救助法施行細則に定める額以内とし、検案が収容処理班又は警察官によりできない場合は、当該慣行料金の額以内

ウ 期間は、災害発生の日から10日以内

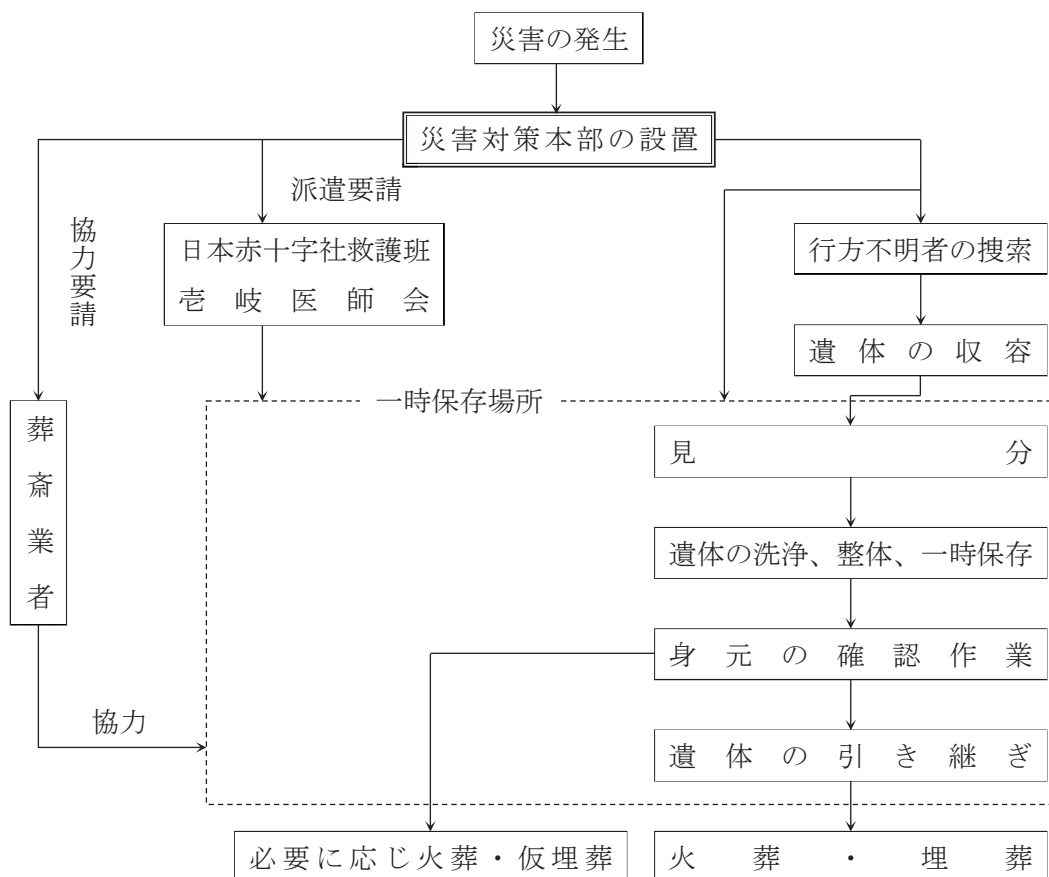
エ 本市における火葬場は、資料10-1を参照のこと。

オ 災害時において、遺体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

(ア) 実施責任者

- (イ) 埋葬年月日
- (ウ) 死亡者の住所、氏名
- (エ) 埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- (オ) 埋葬品等の支給状況
- (カ) 費用

行方不明者の搜索、遺体の収容等の流れ



第28節 住宅の供給確保

〔建設部〕

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このため、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

1 応急仮設住宅の設置

(1) 入居対象者

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者

(2) 設置予定数量及び単位等

ア 設置数は、住宅が全壊、全焼又は流失した世帯数の3割の範囲内

イ 1戸当たりの規模は、29.7㎡（9坪）を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲

(3) 建物の構造は、県が定める災害応急仮設住宅建築工事設計による。ただし、被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等の災害時要援護者に十分配慮した仕様及び設計に努める。

(4) 建設着工及び供与期間

ア 災害発生の日から20日以内に着工する。

イ 供与期間は、2年以内の期間である。

(5) 設置予定場所

応急仮設住宅の建設地は、あらかじめ定めた候補地（資料6－3）から、その都度市長が定める。被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、被災住宅地等とする。

2 住宅の応急修理

(1) 対 象

住家が半壊し、又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自己の資力で住宅の修理を実施することができないと認められる者

(2) 応急修理予定戸数及び単位等

ア 修理数は、住宅が半壊、半焼した世帯数の3割の範囲内

イ 修理対象は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲

(3) 応急修理期間

災害発生の日から1か月以内

(4) 建築物応急危険度判定士

災害により被災した住宅について、安全性を判定するため、建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。

3 応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定

入居者等の選定は、市長が行い、その基準は、おおむね次のとおりである。

- (1) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産がない失業者
- (3) 特定の資産がない母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯及び病弱者等
- (4) 特定の資産がない勤労者、中小企業者
- (5) 前各号に準ずる経済的弱者

4 公営住宅の活用

必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、災害公営住宅の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

5 建築資材及び建築技術者の確保

- (1) 応急仮設住宅の建築等は、建設部が担当し、原則として競争入札による請負とする。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあつせんを要請する。(資料8-3参照)

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者の確保に努める。

市内で建築技術者が確保できない場合は、知事にあつせんを要請する。

第29節 文教対策

〔教育部・総務部〕

災害時における学校施設の被災及び児童生徒の被災により、通常の実施を行うことができない場合、市教育委員会は応急教育を実施する。

1 避難措置

(1) 在校時

- ア 災害の発生が予想される気象条件となった場合、各校長は、必要に応じ休校の措置をとる。下校に際しては、事故のないよう十分注意を与え、同一方向又は同一地域ごとに集団行動をとらせる。
- イ 災害の状況を的確に判断し、速やかに児童・生徒の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡を取り、引き渡し等の適切な措置を講ずる。
- ウ 遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。
- エ 被災状況、措置内容について、市教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行う。

(2) 登下校時及び休日等の措置

- ア 登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、校長及び教職員は登校し、施設の安全確認を行うとともに、保護者等と連絡を取り、児童・生徒の安否確認及び状況把握に努める。
- イ 児童・生徒の登校前に休校の措置をした場合は、保護者又は児童・生徒に連絡する。
- ウ 被災状況、措置内容について、市教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行う。

2 学校施設の確保

市教育委員会は、あらかじめ災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、学校教育活動が災害のため中断することのないよう応急教育実施の予定場所の選定等について、関係諸団体と協議するとともに教職員、住民に対し周知徹底を図る。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 実 施 の 予 定 場 所
学校の校舎が一部災害を受けた程度の場合	ア 特別教室、屋内運動場等を利用する。 イ 二部授業を実施する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 実 施 の 予 定 場 所
学校の校舎が全部災害を受けた場合	ア 公民館その他の公共施設等を利用する。 イ 隣接学校の校舎を利用する。 ウ 応急仮設校舎を建設する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	ア 避難先の最寄の学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 イ 応急仮設校舎を建設する。
県内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	ア 避難先の最寄の学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 イ 応急仮設校舎を建設する。

3 応急教育活動

(1) 休業措置

- ア 校長は、被災により授業ができないときは、臨時休校措置を講ずる。
- イ 正規の授業ができないときは、次の要領により応急授業等を実施する。

(2) 実施場所の確保

- ア 教育委員会は、校内での授業が困難なときは、場所及び収容人数等を考慮して、市内の他の学校、集会所、公民館等を利用する。
- イ 教育委員会は、実施場所が確保できないときは、仮設校舎を建設する。

(3) 教職員の確保

- ア 校長及び教育委員会は、教職員の被災状況を把握し、学校に來れない職員の代替編成を講ずる。
- イ 教職員が不足する場合は、県教育委員会と協議して教員の確保に努める。

(4) 応急の教育方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業などを行う。

(5) 通学路の安全確保

- ア 教員は通学路の安全確保を行う。
- イ 保護者と相談のうえ、臨時の通学路を決める。
- ウ 他の施設で授業を行う場合は、登下校手段の確保に努める。

4 学用品等の給与と調達

(1) 給与

市長は、児童生徒が学用品をそう失し、又はき損し就学上支障があると認めるときは、次により学用品を給与する。

ア 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学に支障を来した小・中学校の児童生徒

イ 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ 給与の方法

(ア) 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 教科書及び教科書以外の教材については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に支給完了する。

(ウ) 校長は、配付計画を作成し、親権者の受領書を徴し、配付する。

(2) 調達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

ア 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

イ 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市内の業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

5 学校給食対策

(1) 校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について、市長と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。

(2) 学校給食用物資は、(財)長崎県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼するとともにその他必要な措置を依頼する。

6 学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに市は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

(1) 市長は、施設の管理者、教育委員会等と協議の上、施設・設備を点検し、避難所として使用する部分を決定する。

(2) 避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。

(3) 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

7 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設（資料12－1参照）、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

8 社会教育施設等の応急対策

(1) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

ア 被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

イ 施設が開館中の場合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 在館の施設利用者の避難誘導
- (イ) 負傷者の救護、医療機関への搬送
- (ウ) 施設の安全点検、応急処置
- (エ) 教育委員会、市長、消防機関への連絡、応援要請
- (オ) 災害発生のおそれがある場合、施設が利用できない場合は臨時休館措置
- (カ) 資料の保存

ウ 施設が閉館中の場合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 施設長及び職員は直ちに出勤し、被害状況の調査
- (イ) 教育委員会への連絡
- (ウ) 施設の安全点検、応急処置
- (エ) 資料の保存

エ 施設が避難所となった場合は、施設管理者は教育委員会及び市長に協力し、円滑な避難所運営に努める。

(2) 文化財対策

被災文化財は、文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導・助言を行うとともに、必要な措置を講ずる。

第30節 義援金品の受入れ・配分

〔市民部〕

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

1 義援金

(1) 義援金の募集、受入れ

市は、県及び日本赤十字社長崎県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。

(2) 義援金の引継ぎ及び管理

個人、会社及び各種団体等から送付された被災者に対する義援金は、各実施機関において受領し、厳重な管理をする。

(3) 配 分

各実施機関で受領した義援金は、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

2 義援物資

(1) 義援物資の募集、受入れ

義援物資については、市は県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等を報道機関等を通じて国民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

(2) 義援物資の引継ぎ及び配分

寄託された義援物資は市に引き継がれる。配分委員会は被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

市は、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。なお、配分に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。

(3) 義援物資の管理

市は、寄託された義援物資を被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第31節 農水産業災害の応急対策

〔農林水産部〕

大規模災害により、農業生産基盤、治山施設、養殖施設等施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による花き等のハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、市及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

1 農水産業用施設の点検・整備

農水産業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 大規模災害により農水産業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

2 気象災害対策の周知徹底

気象災害対策については、県農林部・水産部及びそれぞれの出先機関との緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。なお、具体的な対策は以下による。

(1) 稲

ア 水害技術対策

(ア) 水害発生前の対策

- a 軟弱苗は水害に弱いので、厚まきを避け、緑化、硬化を適正に行い、健全な苗を育てる。
- b 田植終了後も残り苗は当分の間、通常の管理を行い災害に備える。
- c 7月初めまでの水害に備えて、早生品種の種籾を保存しておく。

(イ) 冠水期の対策

a 本田期の対策

(a) 改植しない場合

- ・冠水したほ場は、早期排水に努める。ただし、排水方法としては、晴天高温が続

くときに、古い水を一時に排水してしまうと、稲がしおれて枯死することがあるので、古い水を排水する一方、代りに新しい灌がい水を少しずつ流し込む。

- ・流入した砂や泥土、異物などの排除を行うとともに株元をほぐす。
- ・冠水後も生葉があり、また新根が発生している場合は、回復が可能であるので、植替えしないで肥培管理に努める。
- ・耕土が酸素不足になっているので、落水して一時田を干し、その後は間断灌水に努める。
- ・稲の回復を促進するため、生育に応じた追肥を行う。
- ・除草剤については、稲の回復散布する。
- ・黄化萎縮病の常発地では薬剤防除を行う。
- ・葉いもち病や白葉枯病が激発することが多いので、速やかに薬剤防除を行う。

(b) 再育苗する場合

- ・出穂安全限界期（9月13日頃）内になることが必要であるので、次の稚苗移植時期（諫早平坦）を標準として、およそ15～18日前までに、播種する。播種にあたっては、水稻生育シミュレーションを利用して、遅植限界日の目安を把握する。

品種名	早晚生	遅植限界日	出穂期	成熟期
なつほのか	早の晩	7月23日	9月13日	11月6日
ヒノヒカリ	中の中	7月30日	9月14日	11月6日
にこまる	中の晩	7月20日	9月13日	11月6日

注）水稻生育シミュレーションにより平年値で予測

- ・品種は秋冷による不稔に備えて、出穂安全限界期内に収穫させるため、早生品種を入手する。
- ・育苗箱数（苗床面積）は2割程度増す。
- ・育苗日数は、箱育苗で15～20日程度を目標にする。

イ 干害技術対策

(ア) 用水対策

- ため池や用水等の水利施設を計画的に整備する。
- 常に貯水量を把握し、関係者の話し合いの中で節水栽培を行う。
- 地下水を利用できる場合は、ボーリングや井戸等によって用水を確保する。
- 常習干ばつ地帯では早期栽培と普通期栽培の組み合わせや、早、中生品種栽培の導入等で水系毎に計画配水を行うこと等で水の有効利用を図る。
- 河川地帯等で用水不足の地域では、還元灌がい等の施設を設ける。
- ポンプの所有台数及び設置場所等を点検しておく。

(イ) 移植が遅延した場合

- 実用的限界育苗日数は、箱育苗（1箱180g以上播）で播種後35日（苗齢3.5葉）程度である。

- b 育苗箱は風通しのよいところにおき、箱の間隔を5～10cmあけて苗のムレを防ぐ。
- c 箱育苗、水苗代とも極端に肥料切れした場合に追肥し、苗の老化を防ぐ。
- d 箱育苗は、灌水量を少なくする。
- e 伸びすぎた場合は葉先を軽く剪除する。
- f 植付けが可能になった時点で苗に追肥をする。
- g 箱施薬は、植付けの目途が確実にってから施用する。ただし、徒長軟弱の場合は使用をとりやめる。
- h 老化苗は分けつが少なくなるので、植付株数や本数を増加する。
- i 除草剤の使用に当たっては薬害の少ない除草剤や田植後遅く使用しても効果の高い除草剤を選ぶ。
- j 施肥料は基準量とする。

(ウ) 植え付けた水田の用水不足の場合

- a 苗の活着後は、節水のため時々田面に水を走らせる程度とし、白乾を防ぐ。
- b 初中期除草剤の使用は中止し、後期除草に努める。
- c 畦畔の漏水防止を徹底する。
- d 畦畔付近に青草を切って敷く。
- e 亀裂が生じた場合は、田面を浅くけずって亀裂を埋める。なお、降雨があった場合は中耕機を通して水持ちをよくする。
- f いもち病の多発が予想されるので、防除を徹底する。
- g 出穂前の10～15日頃と出穂開花期には万難を排して灌水する。

- h 枯死又は移植不能となった場合は、共済組合（単協、県連）と連絡をとりながら代替作物を作付ける。

ウ 冷害技術対策

- (ア) 早生品種を早植えする。
- (イ) 健苗を育成して、活着を促進し生育を早める。
- (ウ) 水管理
 - a 冷水灌がい田や漏水田等においては掛流しを避け、昇温灌がい法をとるよう指導する。
 中間止水灌がい等も水温上昇に有効であるが、灌がい水の供給量等を考慮して押水灌がい等実施しやすい方法により水温の上昇を図る。
 （注）押水灌がいは掛流し灌がいとの中間的な方法であり、水尻（排水口）をふさいで水田で減水しただけの水が少量ずつ用水路から連続的に補給される灌がい法である。普通、用水路にせきをつくり、水が自然に水田に流入するようにする。
 - b 生育初期に低温日照不足により稲の生育が軟弱徒長ぎみのときは、晴天の日を選んで日干し等を行い、倒伏防止を図る。
 - c 山間地においては、水稻の幼穂形成期（出穂前10～15日）にかけて著しい気温の低

下（最低気温で16℃以下）をきたし、障害型冷害の発生のおそれのあるときは、できるだけ深水（15cm位）にして幼穂を低温から保護する。

(エ) 漏水及び湧水防止

畦畔の破損、モグラ、ケラの害等による畦畔からの漏水を防いで水温の低下を防ぐ。

また、田の中から冷水の湧き出るところは、湧口の周りに手あぜを作り、湧水を水田の外に導き、水温の低下を防止する。また、冷水が下をくぐって湧出する水田は、溝を作って冷水を捨てる。

(オ) 除草

低温寡照の条件下においては、稲が軟弱徒長して除草剤に対する抵抗性が弱くなっており、また、雑草の発生も少ないか、あるいは遅れているので、次のことに注意して除草剤を使用する。

除草剤の使用は晴天の日を選んで行う。

(カ) 施肥

a 堆肥等の施用は早目に行い、肥効が遅く現れないようにする。

b 土壌改良資材や、磷酸質肥料等を増施する。

(キ) 病虫害防除

いもち病：低温寡照が続く場合は葉いもちの多発が懸念されるので、早目の防除を徹底する。

エ 風害（大雨）技術対策

(ア) 台風の接近中は、早めに深水にして倒伏及び損傷防止、フェーンによる被害防止に努める。また通過後も水田が乾かないように十分注意する。

(イ) 排水路を整備し、冠水を防止する。

(ウ) 倒伏した場合は、落水を行うと同時に、穂先を水から上げる。

(エ) 倒伏した場合は、落水を行うと同時に、穂先を水から上げる。

(オ) 倒伏した場合は、ウンカ類の発生が多くなるので、発生に注意し防除を行う。

(カ) 風水害後は、穂いもち病が多発することが多いので、速やかに薬剤散布を行う。

(キ) 用排水路が破損した場合、緊急に水路を整備する。なお、早急に整備ができない場合は、仮設水路を設ける等して、堪水できるように対策を講ずる。

(ク) 冠浸水した場合は、速やかに排水を図る。

(ケ) 海水が流入した場合は、排水と同時に多量の水を掛流しする。また、潮風により塩分が付着した時、清水で洗い流す。

(2) 麦

ア 播種期の長雨（播遅れ）技術対策

(ア) 播種量を増加する。

(イ) 小麦にはシロトビムシ類の被害が発生するので、播種前の薬剤種子粉衣を行う。

(ウ) 排水を図り根の活性を良くし、生育促進に努める。

(エ) 施肥は基肥量を多くし、初期生育の促進を図る。

(オ) 踏圧は、第3葉展開後に実施する。

イ 生育後期の長雨技術対策

(ア) 水田麦作では、排水を良くするために溝さらいを行う。

(イ) 収穫が適正かつ迅速にできるよう収穫機及び乾燥機を整備する。

(3) 甘しょ

ア 冷害技術対策

種いも貯蔵中、降雪による低温により腐敗することがあるが、特に屋外貯蔵の場合、イモガマに積雪したときは早急に除雪するとともに、イモガマに冷水が入らないよう注意する。また、貯蔵温度にも注意し、10℃以下に低下するような場合は、さらにワラ囲い等を行い保温に努める。

育苗期の低温により、苗の伸長を停止又は抑制するので保温に努める。

挿苗期の低温により、活着及び初期生育が悪く、減収するので、地温15℃以上で挿苗する。

(4) ばれいしょ

ア 風害技術対策

(ア) 生育初期のものは株元が動かないよう土寄せを行う。

(イ) 茎葉の損傷部より疫病等が発生しないよう、薬剤散布を行う。

イ 水害技術対策

(ア) 生育初期のもので株元が露出した場合、速やかに土寄せを行う。

(イ) ほ場に冠水することのないよう、特に水田では排水溝の整備を行うとともに、冠水した水は早急に排除し、根腐れ（いもの腐敗）を防止する。

(ウ) 雨後、晴れ間をみて疫病の防除を徹底する。

ウ 干害技術対策

(ア) 秋作で植付後の干ばつは、種いもの腐敗を助長するので萌芽まで極力かん水に努める。

(イ) 干ばつ期の早期の中耕・培土は、土壌表面を乾燥させやすいので注意する。

(ウ) アブラムシ類、ジャガイモガ、ニジュウヤホシテントウ、ハスモンヨトウ等の害虫が発生しやすいので防除を徹底する。

エ 寒害技術対策

(ア) 冬作ばれいしょの植付けは、標高200m以上の地帯は早植を避け、またマルチ作業もやや遅めに行う。

(イ) 霜害を受けた場合、えき芽から新葉の再生するのを待って葉面散布を行う。

(5) 園芸作物

ア 風害技術対策

(ア) 果樹

a 防風樹（網）を整備・補強する。

- b 果樹棚の補強及び枝の結束、高接ぎ樹の枝の結束、幼木の支柱立てを行う。
- c ハウス栽培では、施設の補強及びハウスバンドでビニールを十分おさえ耐風性を強める。また、強風が吹くときは、吸気口を閉め換気扇をまわす。しかし、停電やなお一層の強風でハウス本体が破損するおそれのある場合は、ハウスバンドを切りビニールを除去する。
- d 収穫期に入っている果樹又は収穫間近いものは、事前に収穫する。
- e 倒伏した樹は健全な根を切断しないようにできるだけ早く引き起こし、支柱を立て固定する。
- f 枝折れ、枝裂けが生じた場合は、可能な限り結束して癒合を図る。しかし、枝を切り落とした場合は、傷口に癒合促進剤を塗布する。
- g 潮風等を受けた場合は、できるだけ早く清水を十分散布し、塩分を除去する。
- h 落葉を生じた場合は、樹勢の早期回復と翌年の生産安定のため、残葉数に応じて摘果する。
- i 落葉が過半数にも及ぶ場合には、日焼け防止のため、幹や大枝に日焼け防止剤を塗布する。
- j 強風下での作業には、危険が伴うので十分注意する。

(イ) 野菜・花き

- a ハウス、トンネル等の施設は倒壊しないよう基礎及び支柱を補強させるとともに、ネット、ひも等でビニールの破損防止に努める。
- b 生育初期は、株元が動かないよう土寄せか敷わらをする。
- c 地上をはう蔓性のものは、蔓先が傷まないようべたかけ資材や魚網等で所々をおさえ、土でとめる。
- d 支柱栽培のものは支柱の補強結束等を行い、倒伏を防止する。生育中のものは支柱より離しネット等で被覆する。
- e 風のあとは、作物が倒伏した場合には、速やかに引き起こす。また、病害の発生に注意し、薬剤散布を行う。
- f 潮風等を受けた場合は、速やかに清水で洗い流す。
- g 移植可能な野菜・花きは補植苗を準備し、欠株した場合は速やかに植付ける。

イ 水害技術対策

(ア) 果樹

- a 勾配や排水溝を設ける等して排水を促し、土壌流亡を少なくする。
- b 集排水溝の土砂さらいをするとともに、木の根元の土が流失した箇所には覆土を行う。
- c 樹が埋没した場合は、周辺の土砂を速やかに除去する。
- d 平坦地で冠水した場合は、早急に排水する。
- e ハウス栽培では、ハウス内に雨水が流入しないようハウス周囲の側溝、排水溝を整備して、雨水を排除する。

f 病害発生予防のため、事前に薬剤散布を行う。

(イ) 野菜・花き

- a は種後、雨で種子が露出しないよう敷わらを十分に行う。
- b 生育初期のものは株元の露出を防止するため土寄せをし、敷わらを行う。
- c ほ場に冠水することのないよう排水溝の整備を行うとともに、冠水した水は早急に排除し根腐れを防止する。
- d 雨後晴れ間をみて病害の発生を防止するために薬剤を散布する。
- e 移植可能な野菜は補植苗を準備し、欠株した場合は速やかに植付ける。

ウ 干害技術対策

(ア) 果樹

- a 流水、湧水、貯水等の確保に努める。
- b 敷わら、敷草を行い土壌水分の蒸散防止に努める。 c 極力かん水を行う。特に幼木には、こまめなかん水を行う。
- d 干ばつの被害が進行した樹では、その程度に応じて摘果（適房）を行って樹体への負担を軽くし、樹勢の回復に努める。
- e ハダニ、カメムシ等の発生増加に注意し、適期防止に努める。
- f 樹勢の弱った樹のせん定は、なるべく軽く行う。
- g 薬剤散布は早期の涼しい時間帯に行う。

(イ) 野菜・花き

- a 敷草、敷わらを十分にし、極力かん水に努める。
- b 中耕除草は、干ばつ時はしないか又は実施する場合も表面のみ軽く削る程度にとどめる。
- c 肥料は固形では吸収されにくいので、必要な場合には水に薄めて夕方に施す。
- d 薬剤散布は日中をさけ、朝夕の涼しいときに行う。

エ 寒害（霜害）技術対策

(ア) 果樹

- a 収穫期に入っている果樹又は収穫期に近いものは、異常低温襲来前に収穫する。
- b 防風垣（網）を補強する。
- c 冷気の停滞する所では、防風垣の下枝を1 m程度刈り上げ風の流れをよくする。
- d 積雪による枝折れ、枝裂けを防止するため支柱等による枝の補強や枝をひもで結束する。なお、枝折れ、枝裂けが生じた場合は、可能な限り結束して癒合を図るが枝を切り落とした場合は、傷口に癒合促進剤を塗布する。
また、ネット栽培では崩壊防止のため、ネットは片側寄せで結束しておく。
- e 積雪の場合は、早急に除雪に努める。
- f ハウスに積雪した場合は、内張りカーテンを巻き上げて、暖房熱で屋根の雪を解かす。また、必要に応じて除雪も行う。除雪作業は危険を伴うので十分注意する。

- g 霜害を受けた場合、なしでは残花の着果率を高めるため人工受粉を徹底する。
ぶどうでは、主芽が被害を受けた場合、副芽を利用する。

(イ) 野菜・花き

- a ビニール被覆、マルチング、べたがけ資材等により地温の上昇を図る。
- b 生育初期における窒素質肥料の多施用を避ける等、健全な生育管理に努める。
- c 早まき、早植えを極力避ける。健苗の育成に努める。
- d 積雪による被害を受けやすい地域では、施設の破損、倒壊を防止するため、施設の点検に努め、必要に応じて補強、破損箇所の補修を行う。
- e 積雪時には、栽培施設内の温度を高め、積雪の落下を促進する。また、速やかな除雪を行う。
- f 被害が発生した場合には、欠株の補植、速効性肥料の施用等適切な肥培管理により、草勢の回復を図るとともに、病虫害の防除を徹底する。

(6) 畜産

ア 風水害技術対策

(ア) 家畜飼養管理対策

- a 強風、突風により、畜舎等の倒壊、損傷が懸念されるので、屋根等の補強を実施するとともに、畜舎等周辺を十分に点検し、雨水の流入、浸水等がないように、排水溝や周辺道路の点検等を行う。
- b 浸水、雨漏り等から畜舎内は、高温多湿、不衛生となるので、災害が落ち着いたら速やかに畜舎及びその周辺の排水を図り、敷料の交換、空気の入替え、排せつ物の搬出等により、乾燥化を図るとともに消毒を実施する。
- c 畜舎内外の清掃、消毒を実施し、細菌、ウイルス並びにその媒介物となる害虫、吸血昆虫を駆除するとともに、家畜保健衛生所等との連絡により伝染病の予防並びに消化器病、外傷等異常家畜の早期発見と観察に努める。
- d 酪農経営については、特に衛生的な牛舎環境と搾乳器具の取扱いを行い、搾乳後の生乳の冷却に努める。また、停電に備え発電機を確保しておく。
- e 変敗又はカビが発生した飼料は給与しない。

(イ) 飼料対策

- a 保管中の飼料については、床面の浸水に対する排水の促進と床面の乾燥化を図る。
また、綾子の喚起に努め、飼料の湿害、虫害、変敗、カビ発生の防止を図る。
- b 飼料畑については、長雨、水害によって飼料作物の茎葉は軟弱に生育し、倒伏しやすいので、十分に圃場周囲の排水溝を掘り、乾土化に努めるとともに、中耕、培土、追肥を実施して生育促進を図る。

イ 干害（暑熱）技術対策

(ア) 家畜飼養管理対策

- a 畜舎を開放し、通風、換気に努める。

- b 屋根裏への断熱材の設置及び屋根への消石灰塗布などにより放射熱の低減を図る。
- c 畜体等への散水・散霧により家畜の体感温度の低下を図る。
- d 密飼を避ける。
- e 寒冷紗やよしずを設置するなど家畜への直射日光を避ける。
- f 嗜好性、養分含量の高い飼料及び新鮮な水を十分与える。

(イ) 飼料対策

- a 干害で正常な生育が期待できない場合は早めに刈り取り、乾草又はサイレージとして貯蔵し利用する。
- b 土壌の保水力を高めるためできるだけ堆肥を施用するよう努めるとともに、播種後の乾燥を防止するため鎮圧を十分に行い、初期生育を促す。
- c 放牧地等草地については、過放牧、過度の低刈りや短い間隔での刈り取りを避け、貯蔵養分の消耗を軽減して草勢の維持に努める。

ウ 寒害（冬期）技術対策

(ア) 家畜飼養管理対策

- a 保温剤で被覆するなど、給水施設の凍結を防止する。
- b 畜舎の隙風を防ぎ、保温に努める。

(イ) 飼料対策

- a 寒害時の刈り取りは避け、生育が回復してから行う。
- b 発芽が悪いときは、早めに追播又は播直しを行う。
- c 生育が悪いときは、暖かくなってから生育状況に応じて、追肥を行う。
- d 粗飼料の不足に備えて稲わらや、その他貯蔵飼料を十分確保しておく。

(7) 林木等

ア 苗畑

(イ) 苗畑の干害対策

- a 灌水を行う。灌水をはじめたら毎日続ける。
- b 灌水できない所では、蒸散抑制剤を散布し、葉面及び土壌からの水分蒸発を防止する。
- c 苗間にわらなどを敷く。
- d は種床では、朝に日覆をかけ、夕方に日覆を取はずし、夜露を当てる。
- e 除草剤の多使用は避け、中耕除草は干ばつ時はしないか、又は実施する場合は表面を軽くけずる程度にとどめる。
- f 地温が30℃を越えると微粒菌核病が発生しやすいので、適宜灌水するか、土壌消毒をする。
- g 薬剤散布は日中を避け、朝夕の涼しい時に行う。

イ 造林木

- (イ) 干害対策としては、尾根筋、風衝地帯では干ばつ時の下刈り作業を避け、造林地の水分の蒸発を抑制する。

(イ) 造林木の風害、潮害跡地の復旧対策としては

- a 台風等により林内に被害を受けた場合、50%以上の根返り幹折等の被災林地については伐倒整理し、防風林帯を設け今後の台風被害の軽減に十分留意し再造林を行う。
- b II 齢級以下の幼齢木の根ゆるみ及び倒伏木等は、回復の見込みがあるものについては早い機会に倒木起し等を実施し回復に努める。
- c 潮害被災林については被害の程度を考慮し、樹勢回復のための手入を行う。元玉より柱材1本のりようが不可能な材分について、耐潮性等を考慮しながら改植再造林を行う。

ウ しいたけ

- (ア) ほだ木が直射日光を受けると、しいたけ菌糸に悪影響を与えるので、笠木の補充を行い直射日光を避ける。
- (イ) 干ばつ時の下草の刈りすぎは、ほだ木の乾燥を促し、しいたけ、菌糸の伸長、ほだ化を阻外するので、伏込地、ほだ場の状況をみて行う。
- (ウ) ほだ場の乾燥しやすい場所では、ほだ木を低く組んだり、倒すなどして水分調節を行う。

(8) 藻類養殖

ア 風害技術対策

(ア) 種付け時期における対策

種付け時期に暴風により、網ヒビ、幹縄等の流出、破損又は、流れ藻等による芽切れ等、甚大な被害を受けた場合は次の応急技術指導を実施する。

a 種付け指導

風波により芽切れしたものについては、糸状体による種付、重ね張り及び種糸の取り替え等による種付技術の指導を実施する。

なお、流れ藻により被害を受けやすい漁場については、前もって防除施設を設置させる。

b 網ヒビ等の張り替え

養殖施設の流出、破損したものについては、予備網ヒビの張り替え、種網の取り替えを行わせる。

(イ) 養殖期間における対策

12月中までの被害であれば(ア)のbと同様な技術指導を実施する。

(9) 貝類養殖（真珠養殖を含む）

ア 風害対策

台風時の風浪による筏施設のき損、筏の流失、養殖カゴの落下等の被害については、

- (ア) 風浪の強い海域においては、漁業権の設定に当たり風浪の影響について充分配慮するとともに、漁業権者に対し、漁場の行使について指導する。
- (イ) 最悪の事態が予想される場合は、安全な海域に一時避難させる。
- (ウ) 被害が起こった場合は稚貝購入資金のあっせん等を行う。

イ 水害対策

豪雨又は長期降雨による筏の流失、くろ貝等のへい死被害については、

(ア) 豪雨又は長期降雨による影響を受け易い海域においては、漁業権の設定に当たり、十分配慮するとともに、漁業者に対し漁業の行使について指導する。

(イ) 被害が予想される場合は、

a 深吊りを行わせる。

b 安全な海域へ避難させる。

(ウ) 被害が発生した場合は、稚貝購入資金のあっせん等を行う。

ウ 冷害、干害等対策

恒常的に異常海況が発生する海域においては、毎年相当量の貝類が異常へい死しているが、かかる海域には漁業権を設定すべきでないが、

(ア) 冷害、干害等の被害を未然に防止するための避難漁場（避寒、避暑漁場）の設定を積極的に進める。

(イ) 安全な海域に一時避難させる。

(ウ) 被害が生じた場合は、稚貝購入資金のあっせん等を行う。

(10) 魚類養殖

ア 風害対策

台風時の風浪による筏施設の破損、筏の流失、又は生簀網の破損、養殖魚の散逸等の被害については、

(ア) 風浪の強い海域においては、漁業権の設定に当たり、その影響について十分配慮するとともに、漁業権者に対し漁場の行使について指導する。

(イ) 被害発生事態が予想される場合は、安全な海域に一時避難させる等の指導を実施する。

(ウ) 被害が発生した場合は、養殖施設資金、種苗購入資金のあっせん等を行う。

イ 水害対策

豪雨又は長期降雨による筏の流失又は養殖魚のへい死被害については、

(ア) 豪雨又は長期降雨による影響を受け易い海域においては、漁業権の設定に当たり、十分配慮するとともに、漁協に対し漁場の行使について指導する。

(イ) 被害発生事態が予想される場合には、安全な海域へ避難させる等の指導を実施する。

(ウ) 被害が発生した場合は養殖施設資金、種苗購入資金のあっせん等を行う。

第32節 ライフライン施設の応急対策

〔建設部〕

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 水道施設対策

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第23節「給水」による。

2 下水道施設対策

下水道管理者は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。

(1) 情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

(2) 応急対策

ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急排水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(イ) 工事施行中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

イ 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設避難所に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

(3) 被害箇所の応急復旧

市内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

(4) 資材等の調達

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

第1節 災害復旧・復興

〔全部署〕

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人心の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期する。

1 災害復旧・復興の基本方向の決定

被災地域の被害状況や地域特性を考慮し、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 災害復旧計画

(1) 基本方針

災害後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

(2) 事業計画の策定

災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の樹立に当たっては、関係機関と連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

(3) 事業の実施

市は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携をとりながら、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。

(4) 復旧事業計画の種類

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

① 河川公共土木施設復旧事業計画

② 海岸公共土木施設復旧計画

③ 港湾公共土木施設事業復旧計画

④ 漁港公共土木施設事業復旧計画

⑤ 砂防施設事業復旧計画

⑥ 道路公共土木施設事業復旧計画

(キ) 林地荒廃防止施設災害復旧計画

- イ 農水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 住宅災害復旧事業計画
- オ 公立文教施設災害復旧事業計画
- カ 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公立医療施設災害復旧事業計画
- ク その他公営企業施設災害復旧事業計画
- ケ 公用財産災害復旧事業計画
- コ 上下水道災害復旧事業計画

(5) 災害復旧事業に伴う財政援助並びに資金計画

災害による被害が著しいときは、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を講じ、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、負担すべき財源の確保に努める。法律に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 清掃法
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭37. 8. 14 建設省都市局長通達）
- コ 生活保護法
- サ 児童福祉法
- シ 身体障害者福祉法
- ス 知的障害者福祉法
- セ 売春防止法
- ソ 老人福祉法
- タ 水道法
- チ 下水道法
- ツ 災害救助法
- テ 堆積土砂排除事業
- ト 開拓者等の施設整備事業
- ナ 災害廃棄物処理事業
- ニ 廃棄物処理施設災害復旧事業

ヌ 火葬場整備事業

ネ 公的医療機関整備事業

(6) 壱岐市の資金計画

ア 地方債（地方自治法、地方財政法）

(ア) 歳入欠陥債、災害対策債（災害対策基本法、激じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

(イ) 災害復旧事業費

① 補助災害復旧事業債

- ・現年発生補助災害復旧事業債
- ・過年発生補助災害復旧事業債

② 単独災害復旧事業債

- ・現年発生単独災害復旧事業債
- ・過年発生単独災害復旧事業債
- ・小災害復旧事業債

③ 公営企業等災害復旧事業債

イ 地方交付税

市は資金需要に応じ、繰上交付を県へ要請する。

3 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に回復するのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強いまちづくりを目指すものである。

災害復興事業を効果的に実施するため、被災後、速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

(1) 復興計画の基本方針

復興の必要性を確認したとき、復興方針を策定する。

(2) 復興計画の策定

市は、県の復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

策定に当たっては、被災市街地の状況を的確に把握するとともに、住民に対し、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取り組みの基本方針を示す必要がある。

(3) 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、市は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携して、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

(4) 大規模災害からの復興

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

4 防災まちづくり

市は、再度の被災防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、住民の理解を求めるよう努める。

併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

また、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等为目标とする。この際、都市公園等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

さらに、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択枝等の施策情報等を、住民に対して提供する。

第2節 被災者の生活再建等への支援

〔総務部・市民部〕

市は県及び防災関係機関と協力して、被災者の自立的生活再建を支援するため、積極的な措置を講ずる。

市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

1 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付け

世帯更生資金貸付制度に基づき、民生委員及び市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と協力して被災世帯に対し、自主更生を目的とした必要な資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

災害により住家、工場等に被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯であること。

ア 低所得世帯であること。

イ 融資によって独立自活できる世帯であること。

ウ 蓄積資本がなく、他から借入れることができない世帯であること。

(2) 貸付限度額及び償還期限

ア 貸付限度額 150万円

イ 据置期間 1年以内

ウ 償還期限 7年以内

エ 貸付利子 年3%

(3) 貸付条件

ア 保証人 1人

イ 延滞利子 年10.75%

(4) 提出書類 担当民生委員に提出

ア 借入申込書

イ り災証明書（市長の証明書）

(5) その他

同一世帯に対して災害援護資金のほかに別種の資金の貸付を受けることができる。

この場合、申請の必要性や償還能力を審査する。

例) ①災害援護資金＋住宅資金

・全焼、全壊の場合

250万円以内

・半焼、半壊の場合

170万円以内

②災害援護資金＋更正資金又は障害者更正資金

2 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付け

県との緊密な連携のもとに、貸付制度について広く周知を図り、県の窓口となり、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づいて貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 母子福祉資金貸付金

母子家庭の母（配偶者と死別した女子であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）。父母のない20歳未満の児童。母子福祉団体

イ 寡婦福祉資金貸付金

寡婦（かつて、母子家庭の母であった者）。40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者。母子福祉団体

(2) 貸付金申込みの受付

窓口は、市役所（支所市民生活課）とし、直接の指導、相談等については、主として福祉事務所の母子自立支援員が当たる。

(3) その他

災害による被害を受けた者に対する事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金については、その被害を受けた種類及び程度に応じて据置期間を2か年以内に延長することができ、その期間中は無利子である。

(4) 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金一覧表（災害関連分）

資 金 名	貸 付 金 額 の 限 度	据置期間	償還期間
事業開始資金	個人貸付け 2,830,000円	1 年	7 年以内
	団体貸付け 4,260,000円	1 年	7 年以内
事業継続資金	個人貸付け 1,420,000円	6 か月	7 年以内
	団体貸付け 1,420,000円	6 か月	7 年以内

住 宅 資 金	1,500,000円 (ただし、災害老朽化等による 増改築の場合 2,000,000円)	6 か月	6 年以内 (災害7年以内)

(注) 1. 償還方法 月賦又は半年賦若しくは年賦による。

2. 利 子 利率 事業開始資金 無利子

事業継続資金 無利子

住宅資金 年3%

3. 表中の据置期間は一般貸付けの場合

3 生活保護

福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給して支援する。

4 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

(1) 支給及び貸付対象

自然災害による被害のみを対象とする。

(2) 災害弔慰金

ア 市が条例（資料11－3参照）によって支給

イ 死亡者が生計維持者の場合500万円、その他の者の場合250万円を支給

ウ 弔慰金を支給する場合の災害の範囲

(ア) 一の市町村の区域内で住居滅失数が5以上

(イ) 県内の他の市町村で災害救助法が適用された場合の災害

(ウ) その他特別の場合

(3) 災害障害見舞金

ア 市が条例によって支給

イ 災害により重度の障害（労働災害補償保険法に定める1級程度の障害）がある住民に対し、生計維持者の場合250万円、その他の場合125万円を支給する。

ウ 見舞金を支給する場合の災害の範囲

災害弔慰金の場合と同じ。

(4) 災害援護資金の貸付け

ア 世帯主が負傷（療養期間1か月以上）し、次のいずれかに該当する場合

(ア) 家財の損害（価格の1/3以上の被害）及び住居の損害がない場合 150万円

(イ) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

(ウ) 住居が半壊した場合 270万円

(エ) 住居が全壊した場合 350万円

イ 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合

(ア) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

- (イ) 住居が半壊した場合 170万円
 (ウ) 住居が全壊した場合 250万円
 (エ) 住居の全体が滅失し、若しくは流失し又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円

ウ 利 息 年3%（据置期間中無利子）

エ 据 置 3年 償還7年

オ 所得制限

市民税、所得割の課税標準額を世帯状況に応じ、次のように定める。

1人世帯のときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち、4人を除いた者1人につき30万円を加算した額

(5) 国県市町村の負担割合

ア 弔慰金 国 2/4 県 1/4 市 1/4

イ 障害見舞金 国 2/4 県 1/4 市 1/4

ウ 貸付金 国 2/3 県 1/3 市 なし

(6) 災害資金貸付け

ア 市が条例（資料11-1参照）によって貸付け

イ 貸付対象

貸付対象は、貸付対象災害として、市長が指定した災害により、居住する住家又はその敷地に災害を受けた者

ウ 貸付金額

災害復旧に要する額の1/2相当額又は100万円のいずれか低い額で市長の定める額

(7) 小災害り災者に対する見舞金品の支給

長崎県民で災害により損害を受けた者等に見舞金品をおくり、その自立更生を助長する。

区 分	支 給 対 象 者	金 額		
弔 慰 金	災害により死亡した者（その者の故意又は重大な過失によって死亡した者を除く）の遺族	死亡者1人につき70,000円以内。ただし死亡者が主として生計を維持していた場合140,000円		
見舞金品	災害救助法の適用基準に達しない災害により被害を受けた世帯	り災の 程度 世帯構成	全壊、全焼 流失	半壊、半焼
		1人世帯	15,000円	10,000円
		2人世帯	20,000円	14,000円
		3人以上1人 増すごとに加 算する額	6,000円	5,000円

※ この要領でいう「災害」とは県内で起こった火災、風水害、その他予測できない天災地変等による災難事故をいう。

5 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（以下「法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な者に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。（支給事務については、都道府県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）が行う。）

市は、法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

(1) 対象となる自然災害

ア 自然災害の種類

- ・暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等

イ 災害の程度

- (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- (ロ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (ハ) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(ア)～(ロ)に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

(2) 支給対象世帯

ア 支給対象世帯

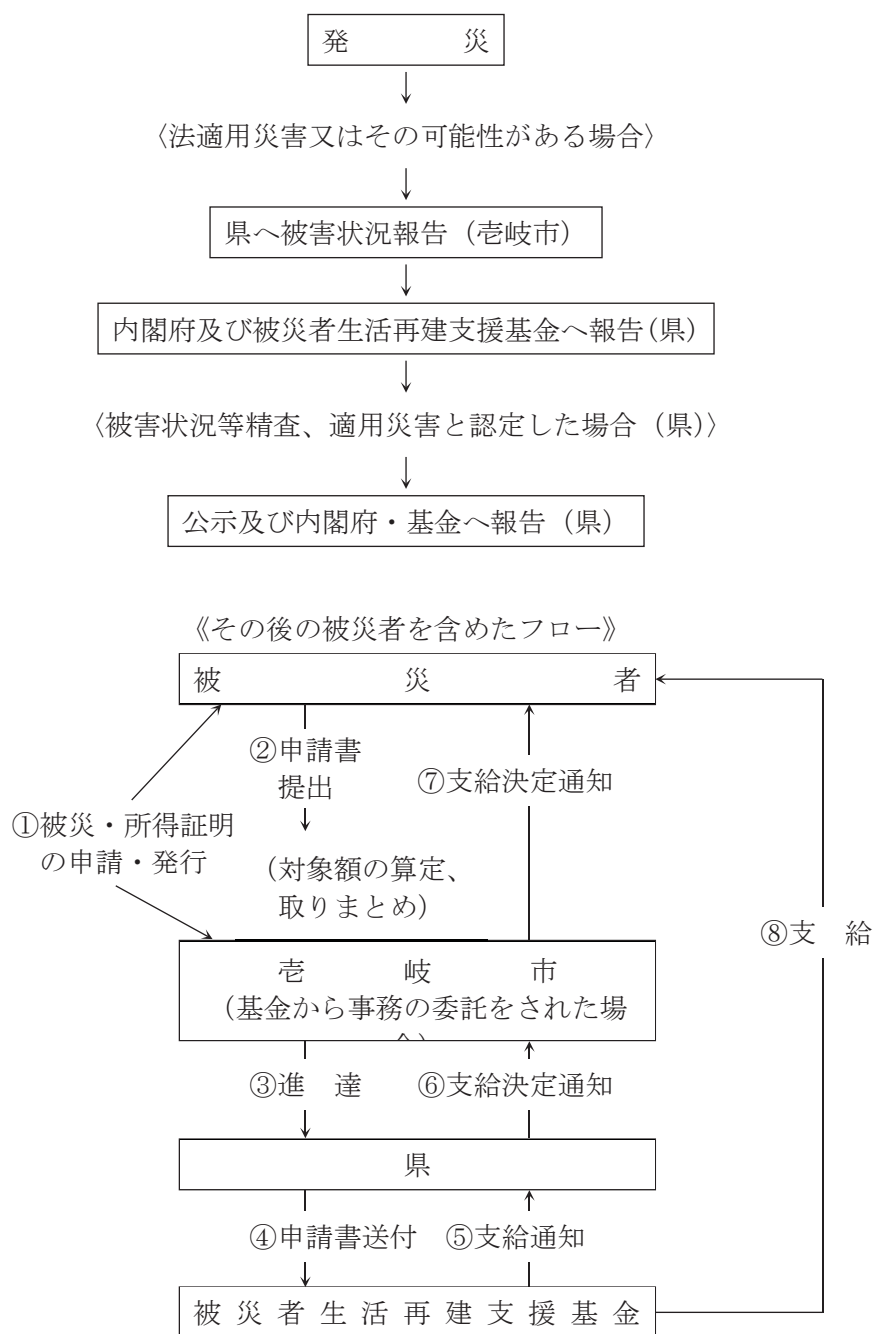
- (ア) 住宅が全壊した世帯
- (イ) 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (ロ) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (ハ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

イ 資力要件

下記の区分に該当する世帯が対象となる。

	年 収 等 の 要 件	支 給 限 度 額	
		複 数 世 帯	単 数 世 帯
①	(年収) ≤ 500万円の世帯	300万円	225万円
②	500万円 < (年収) ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円
③	700万円 < (年収) ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

《被災者生活再建支援金の支給フロー》



6 児童救済金の支給

（財）長崎県児童救済基金より、当該給付規定に基づき、被災時に児童の保護者が長崎県内に居住する被災児童に対し救済金を支給する。市は窓口となって被災者を支援する。

（1）給付対象

火災、風水害等による災害事故を対象とする。

（2）救済金の種類と額

ア 学 資 金 親をなくした被災児童が、小学校～大学等を卒業するまで給付

（ア）両親・父親の死亡 小・中学生 年 66,000円 高校生 年264,000円

	大学生等	年371,000円	
(イ) 母親の死亡	小・中学生	年 33,000円	高校生 年132,000円
	大学生等	年186,000円	
イ 被服文具費	住家を失ったときに給付	小・中・高校生	50,000円
ウ 修学旅行資金	被災児童の修学旅行費用を給付(住家を失ったときは、その翌年度まで)		
	小学生	14,000円、中学生	39,000円、高校生 72,000円
エ 就職支度金	中・高校を卒業して就職するとき給付	50,000円	

(3) 交付申請

り災証明等を添付し、「救済金交付申請書」を市役所（市民部）に提出する。

7 住宅災害の復旧対策

(1) 住宅災害についての情報収集

市は、被害状況を的確に把握し、住宅の災害対策の万全を期するため、被害状況の如何にかかわらず、災害により住宅に被害が発生した場合は直ちに県（住宅課）に住宅災害報告書を提出する。県は、これを取りまとめ、直ちに国土交通省（住宅局総務課）に報告するとともに住宅金融公庫（福岡支所経由）その他関係機関に通報し、援助指導体制の確立を計ることとなっている。

(2) 住宅災害の復旧対策

ア 公営住宅法による災害公営住宅の建設

(ア) 適用される災害

- a 天然災害の場合は災害により滅失した住家の戸数が被災地全域で500戸以上、又は市内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上
- b 火災の場合は火災により滅失した住家の戸数が被災地全域で200戸以上、又は市内の1割以上

(イ) 事業主体

原則として市

(ウ) 国庫補助

災害により滅失した住宅戸数の3割以内の公営住宅を建設する場合、その工事費の2／3

イ 公営住宅法による既設公営住宅の復旧（再建設と補修）

(ア) 適用基準

一戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として一事業主体内で合計190万円以上になった場合

(イ) 国庫補助

再建、補修共1／2

ウ 住宅金融公庫法による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付制度
住宅金融公庫法施行規則第1条の3に規定される災害について適用される。

(3) 住宅の被害区分

被害の区分		被害の程度
滅失	全壊	住宅の主要構造部の損害額が「その住宅全体の時価」に対する比率が50%以上のもの
	全流失	
	全焼	
損傷	半壊	上の比率が20%以上50%未満
	半流失	
	半焼	
	その他	上の比率が20%未満のもの

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査する。

8 リ災証明の発行

発災後早期にリ災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに、リ災証明を交付する。

9 被災者に対する職業のあっせん

災害のため、勤務先の会社事業所、工場等の滅失等により、職業を失した者に対し、対馬公共職業安定所壱岐出張所と連携して、必要な就職のあっせんに努め、被災者の生活の確保を図る。

(1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の有している技能、経験、健康その他の状況から就職あっせんが可能な者

(2) 職業相談

対馬公共職業安定所壱岐出張所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

(3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、対馬公共職業安定所壱岐出張所において求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。

(4) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事等に従事することを希望する者に対しては、当該職業を紹介し、県の他の地域又は他の都道府県を希望する者に対してはそれぞれ希望に応じた職業を紹介するように努める。

10 租税の徴収猶予、減免

(1) 県税の減免等の措置（地方税法）

ア 県税の期限の延長

申告、申請、納付、納入等の期限延長 2月以内

イ 県税の徴収猶予（地方税法15条） 1年（やむを得ない場合2年）以内

ウ 県税の減免

(ア) 個人の県民税

(イ) 個人の事業税

(ウ) 不動産取得税

(エ) 自動車税

(オ) 自動車取得税

(カ) 固定資産税

(キ) 軽油引取税

(2) 市税の減免等の措置（地方税法）

ア 市税の期限の延長

申告、申請、納付、納入等の期限延長

イ 市税の徴収猶予

ウ 市税の減免

(ア) 市民税

(イ) 固定資産税

(ウ) 軽自動車税

(エ) 国民健康保険税

11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報

(1) 市長は、必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

(2) 住民に対し、掲示板、広報車、広報紙等を活用し広報を行う。

(3) 報道機関に対し、発表を行う。

12 被災者への精神的なケア

市は、保健所やボランティア団体と連携して、被災者への精神面のケアを行い生活再建を支援する。特に、災害時要援護者への適切な対応に努める。

(1) 知的障害者の生活再建支援

ア 被災知的障害者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすいため、本人の悩みを聞き、問題処理に当たって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

イ 医療費助成、被災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

(2) 高齢者への対応

ア 身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は特に重要である。特に仮設住宅や被災地外への疎開等環境の変化に対しては、「孤独死」の防止に努める。

イ 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

(3) アルコール関連問題への対応

ア 災害後には、大きなストレスのために過剰にアルコールを摂取するおそれがあるため、アルコール飲料の自粛指導、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。

イ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、専門家による巡回相談、専門医療機関等との連携を図り対応する。

(4) 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。市は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

(5) 家族等を亡くした人たちへの支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとってははかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第3節 産業復興の支援

〔農林水産部〕

被災した中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講ずる。

1 中小企業金融対策

振興資金等融資制度の充実を図るほか、国・政府系金融機関・県・信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化及び既往借入金の償還期間の延期等による負担軽減を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

2 農林水産業金融対策

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、災害復旧及び災害による経営資金等の融通を行うものとし、必要に応じて、つなぎ資金等の措置を講ずることにより、民生の安定を図るものとする。

(1) 天災資金の貸付（天災融資法）

天災により被害を受けた農林漁業者等に対し、天災融資法に基づきその経営に必要な資金等の貸付けを行う。

注）この資金の「つなぎ資金」の融通措置を講じたときは、その都度別に示すところによるものとする。

なお、天災資金の貸付対象となる経営資金は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（購入価格が12万円以下のもの。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（総トン数5 t未満）の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸し付ける資金であり、事業資金は被害組合の所有又は管理する肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品について著しい被害を受けたために必要となった。

(2) 農林漁業資金の貸付

災害により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧又は、災害によって被害を受けた農業者が農業経営を維持できない状態に立ち至った場合に、経営の再建、収入減補填に必要な資金であって、その対象となる資金の種類のうち主なものは次のとおりである。

ア 日本政策金融公庫資金

○農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金）

○農林漁業セーフティネット資金

○農業基盤整備資金

○林業基盤整備資金（樹苗養成施設、林道）

○漁業基盤整備資金（漁港、漁場整備）

イ 農協系統資金

○農業近代化資金（施設資金、小土地改良資金）

ウ 長崎県

○長崎県災害対策特別資金

○長崎県沿岸漁業等振興資金

※詳細な制度内容については各運営機関参照。

※各資金の利子に対し公的機関の補給・助成などもある。

第4節 激甚災害の指定

〔全部署〕

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

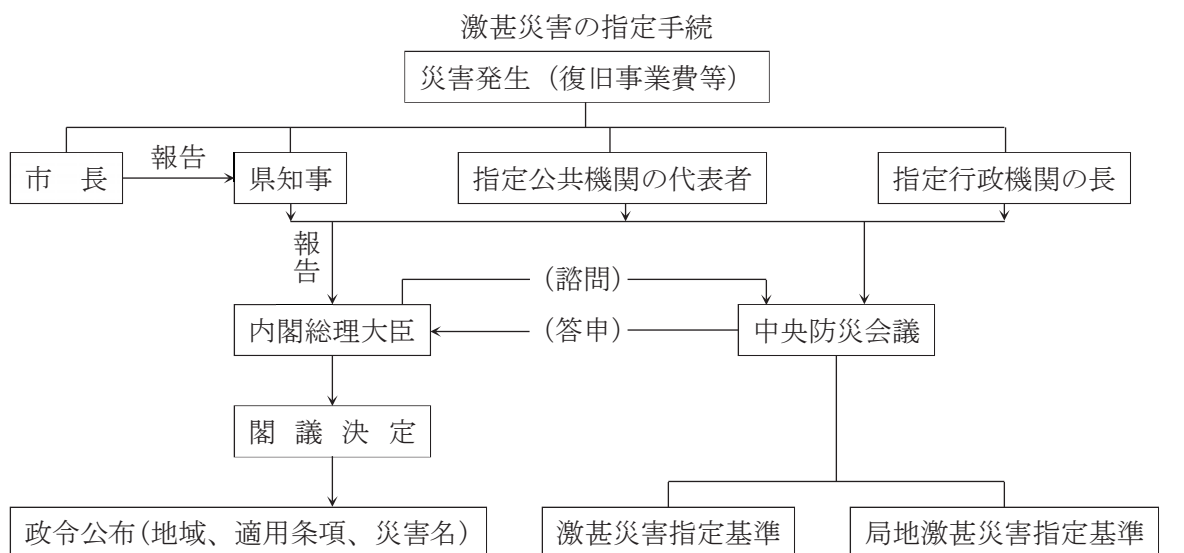
1 激甚災害に関する調査

市長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

県は、市からの調査報告を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう努めるものとする。

2 激甚災害指定の手続

県は国の機関と連絡を取り、激甚災害指定の手続をとる。



（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続を行う。

3 特別財政援助の交付（申請）手続

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

これを受けた県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金などを受けるための手続を行うものとする。

4 激甚災害指定基準の確認

激甚災害の指定基準は、次のとおりである。

(1) 激甚災害指定基準

適用すべき措置基準	激 甚 災 害 指 定 基 準
法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの。 (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×0.25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×0.05
法第5条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの。 (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円
法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の要件に該当する災害。ただし、当該施設にかかる被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮。 (A基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5

適用すべき措置基準	激 甚 災 害 指 定 基 準
	(B基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの。 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3
法第12条、第13条、 第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの。 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、 第17条（市立学校施設災害復旧事業の補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
法第22条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数＞被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数＞被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数＞被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸数

適用すべき措置基準	激 甚 災 害 指 定 基 準
	(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害。 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害。
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮。

(2) 局地激甚災害指定基準

適 用 す べ き 措 置	局地激甚災害指定基準
1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置	1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税込額×100分の50に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。
1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置	2 農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。
右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置	3 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。

地震被害の想定と課題

地震被害は、台風や大雨などの風水害に比べて発生頻度は低い代わりに、ひとたび発生すると大きな災害となる。交通、通信、電気、ガス、水道などライフラインの切断などにより、広範囲で長期にわたって障害が続き、市民生活や経済等に与える影響ははかりしれない。

第1節 地震被害の想定と課題

〔総務部〕

彦根市における過去の地震災害をみると、今から約320年前（1700年4月15日）、M7の大規模地震により家屋の崩壊など大きな被害を受けたとされている。平成17年3月20日には、福岡県西方沖地震（M7.0）が発生し、本市においても震度5強を記録し被害が発生した。

国内に目を向けると、兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）後も東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生するなど、幾度となく地震による被害を受けている。その要因としては、日本列島が4枚のプレートの境界に位置し、規模の大きな地震が繰り返し発生すると考えられる海溝型地震の発生領域や活断層が全国的に分布していることにある。

文部科学省の地震関係基礎調査交付金事業で全国の主要な98活断層の調査が実施された際、長崎県においては平成14～16年度に「雲仙活断層群調査」が行われ、雲仙活断層群を構成する断層群として、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯の3断層帯に区分され、橘湾西部断層帯、島原沖断層群が別の活断層として確認されている。

このほか、「新日本の活断層」（1991年活断層研究会編）によれば、彦根南部、大村から諫早北西付近、西彼杵半島北端、佐世保市北部にも活断層が存在することが指摘されている。

近年の被害地震の発生状況から鑑みると、主要な活断層として認められていない場所で規模の大きな地震が発生しており、本市近辺に分布する活断層の活動により市域に被害を及ぼすような地震が発生する可能性は皆無ではないことから、新たな知見にもとづき地震想定を行う必要がある。

地震等対策のため、長崎県が公表した地震等防災アセスメント調査（平成17年度）及び南海トラフ地震等を踏まえて取りまとめられた長崎県地域防災計画見直し検討委員会（平成23年度）が実施した地震津波シミュレーションについての認識が必要である。

1 長崎県の地震等防災アセスメント調査（平成17年度）における地震動の想定

長崎県は、平成7～9年度に策定した県内における地震動想定の見直しを行うため「長崎県地震発生想定検討委員会」（平成17年4月27日設置）を設置し、県内に被害を及ぼす地震の震源となる恐れのある活断層の選定及び、その震源特性の評価を行い、震度、被害範囲、津波発生の可能性等について検討を行った。

本委員会では、長崎県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層について、「雲仙活断層群調査」など、これまで実施された調査結果、参考文献等を基に、次の基準により選定した。

- (1) 過去の調査等で活断層であることが確実なもの及び、推定されるもの
- (2) 断層の延長が10km以上のもの。(M6.5以上の震源となりうるもの)
- (3) その他、活断層の活動状況等を考慮

上記(1)～(3)の基準により県内及び周辺の活断層として、次のものを選定した。

活断層		地震規模 (気象庁マグニチュード)	断層の長さ (km)
県内	雲仙地溝北縁断層	7.3	31
	雲仙地溝南縁東部断層帯	7.0	21
	雲仙地溝南縁西部断層帯	7.2	28
	雲仙地溝南縁東部断層帯 と西部断層帯の連動	7.7	49
	島原沖断層帯	6.8	14
	橘湾西部断層帯	6.9	18
	大村-諫早北西付近断層帯	7.1	22
県外	布田川・日奈久断層帯（熊本県）	8.0	74
	警固断層帯（福岡県）	7.2	26

各活断層の位置は、図-1「震源となる活断層の位置図」のとおりである。

以上をもとに本委員会では、長崎県地震等防災アセスメント調査委員会（平成17年9月12日設置）との合同で、県内の震度予測について検討した。

想定した活断層別に県内全域を250mメッシュで区分した震度予測が取りまとめられたが、これをもとに本市の震度等を示したものが表-1である。

県内外の活断層で、最大の規模が予測されるのは、警固断層帯（福岡県）が活動する場合であり、この場合で震度5弱が予測される。

なお、活断層が確認されていない場所での震度予測を行うため、本市直下でM6.9（震源断層上端の深さ3km）の地震を想定しており、その場合、最大で震度6強が予測される。ただし、この想定では、活断層の有無の確認とは無関係に震源を設定していることに注意が必要である。

○活断層の分布

- ・富士地域（福茂・島津両氏）：『富士山麓断層に関する調査 結果報告書』（長崎稿、2006）による。
- ・それ以外の火山帯内「新編 日本の活断層」（活断層研究会編、1991）による補完後の地図。
- ・長崎県外（宮城野原系、毛田川～日笠久断層等）「新編 日本の活断層」（活断層研究会編、1991）による。

○長崎県の地質地図：『日本の地質図説』（国土地理院、1999）に2008年の福岡西沖地震、井ノ口震を加筆。

○行旅記：平成14年2月31日現在の世界。

想定活断層	雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南東部断層帯と西部断層帯の連動	島原沖断層帯	橘湾西部断層帯	大村-諫早北西付近断層帯
地震規模	M7.3	M7.7	M6.8	M6.9	M7.1
予測震度	震度 3-4	震度 3-4	震度 3	震度 3	震度 3-4

想定活断層	地震規模	予測震度
布田川・日奈久断層帯（熊本）	M8.0	震度3～4
警固断層系（福岡県）	M7.2	震度4～5弱

長崎県地震発生想定検討委員会の審議結果を受け、県内の地震災害の危険区域及び地域の災害特性に関して、専門的及び技術的な評価を行うために「長崎県地震等防災アセスメント調査委員会」が設置され、地震災害による物的・人的被害等について審議された。本県における地震の被害予測は、以下のとおりである。

(1) 想定活断層による地震の被害予測

想定活断層による地震の被害予測の概要は、以下のとおりである。

※被害率は、県内総数（建物総数 654,296 棟、屋内人口 1,495,963 人）に対する被害予測数の割合である。

※建物については、木造と非木造を合計している。

※被害率については、0.01%未満の場合は「－」と表示している。

①雲仙地溝北縁断層帯（M7.3）による地震の場合

建物被害・人的被害（火災被害を除く）

【早朝5時の場合】

揺れ・液状化・斜面被害による建物被害

大破棟数 19,305 棟（被害率 2.95%）

建物・斜面被害による人的被害 死者数 951 人（被害率 0.06%）

地震による火災被害（建物の焼失棟数、死者数 地震発生から 6 時間後）

【夏・早朝5時、風向・南南西、風速・4.5m/秒 の場合】

焼失棟数 7,516 棟（被害率 1.15%）

死者数 137 人（被害率 0.01%）

【冬・夕方 18 時、風向・北西、風速・6.0m/秒 の場合】

焼失棟数 10,855 棟（被害率 1.66%）

死者数 207 人（被害率 0.01%）

②雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動（南縁連動）（M7.7）の場合

建物被害・人的被害（火災被害を除く）

【早朝5時の場合】

揺れ・液状化・斜面被害による建物被害

大破棟数 34,262 棟（被害率 5.24%）

建物・斜面被害による人的被害 死者数 2,001 人（被害率 0.13%）

地震による火災被害（建物の焼失棟数、死者数 地震発生から 6 時間後）

【夏・早朝5時、風向・南南西、風速・4.5m/秒 の場合】

焼失棟数 8,004 棟（被害率 1.22%）

死者数 149 人（被害率 0.01%）

【冬・夕方 18 時、風向・北西、風速・6.0m/秒 の場合】

焼失棟数 12,201 棟（被害率 1.87%）

死者 234 人（被害率 0.02%）

③島原沖断層群（M6.8）の場合

建物被害・人的被害（火災被害を除く）

【早朝5時の場合】

揺れ・液状化・斜面被害による建物被害

大破棟数 1,519 棟（被害率 0.23%）

建物・斜面被害による人的被害 死者数 28 人（被害率 ー%）

地震による火災被害（建物の焼失棟数、死者数 地震発生から 6 時間後）

【夏・早朝5時、風向・南南西、風速・4.5m/秒 の場合】

焼失棟数 393 棟（被害率 0.06%）

死者数 8 人（被害率 ー%）

【冬・夕方 18 時、風向・北西、風速・6.0m/秒 の場合】

焼失棟数 810 棟（被害率 0.12%）

死者数 15 人（被害率 ー%）

④橘湾西部断層帯（M6.9）の場合

建物被害・人的被害（火災被害を除く）

【早朝5時の場合】

揺れ・液状化・斜面被害による建物被害

大破棟数 551 棟（被害率 0.08%）

建物・斜面被害による人的被害 死者数 124 人（被害率 0.01%）

地震による火災被害（建物の焼失棟数、死者数 地震発生から 6 時間後）

【夏・早朝5時、風向・南南西、風速・4.5m/秒 の場合】

焼失棟数 169 棟（被害率 0.03%）

死者数 3 人（被害率 ー%）

【冬・夕方 18 時、風向・北西、風速・6.0m/秒 の場合】

焼失棟数 2,373 棟（被害率 0.36%）

死者数 42 人（被害率 ー%）

⑤大村一諫早北西付近断層帯（M7.1）の場合

建物被害・人的被害（火災被害を除く）

【早朝5時の場合】

揺れ・液状化・斜面被害による建物被害

大破棟数 5,921 棟（被害率 0.90%）

建物・斜面被害による人的被害 死者数 391 人（被害率 0.03%）

地震による火災被害（建物の焼失棟数、死者数 地震発生から 6 時間後）

【夏・早朝5時、風向・南南西、風速・4.5m/秒 の場合】

焼失棟数 1,665 棟（被害率 0.25%）

死者数 33 人（被害率 ー%）

【冬・夕方 18 時、風向・北西、風速・6.0m/秒 の場合】

焼失棟数 2,601 棟（被害率 0.40％）

死者数 52 人（被害率 －％）

（2）津波被害予測

県内の想定活断層による地震では津波浸水被害は少ないと予測されるが、最大規模の南縁連動による地震（M7.7）では最大2.7m（島原市九十九島付近、これ以外は2m未満）の津波高が予測され、島原半島及び周辺地域で数箇所の浸水被害が予測される。

津波による浸水は、漁協や港湾の岸壁などで機能上、地形上の特性によって発生しやすいところがある。また、海岸保全施設が整備されている場合は浸水の範囲は狭くなるが、地震により堤防等が損壊し全く機能しない状態では、島原市、南島原市の有明海沿岸などで広範囲の浸水が予測される。

また、南縁連動では、有明海の沿岸でも場所によって引き波から始まるところ、押し波から始まるところがあると予測されるほか、最初の波が最も高いとは限らず、時間がたった後の第2波の方が高い場合があるなど、場所によって発生の態様が異なることに注意を要する。

3 長崎県地域防災計画見直し検討委員会（平成23年度）における地震動の想定

長崎県では、平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」の発生を受けて「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」を設置し、長崎県地域防災計画の見直しの前提となる想定する地震津波について、平成17年度に実施した長崎県地震等防災アセスメント調査（以下「平成17年度アセスメント」という。）等を補完するとともに、「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」のように大規模な海溝型地震動の発生や津波堆積物調査の結果等の新たな知見を加えて、国において、近い将来発生が懸念される東海、東南海、南海地震の連動や震源域の規模拡大等が議論されている現状を踏まえ、東海地震、東南海地震、南海地震、日向灘地震が連動する海溝型地震（以下「4連動の地震」という。）を中心に地震津波が本県にどのような影響を与えるか検討を行い、平成24年4月「海溝型地震津波想定に関する報告書」を公表した。

本節では、本市の防災対策の推進に当たり重要な基礎資料となる本報告書のデータについて、その概要を示すものとする。

地震についての検討

検討した地震	津波波源としての検討の判断
ア 東海地震・東南海地震・南海地震・日向灘地震の4連動	■検討対象とする。 ○ 東海・東南海・南海地震の三つを足したものが、我が国が東北の地震が起こるまで想定していた最大の地震である。もうちょっと日向灘の方まで震源域を延ばす必要があるということが指摘されている。 ○ 日向灘まで入れて、仮にマグニチュード9.0ができて、今までの中央防災会議の評価の仕方に従えば、倍ぐらいになる可能性がある。単純に浪の高さが2倍に

	なっても、その後、湾とか港の中で共振現象が起こるとかとうことがあり、やってみないとわからない。港口、湾の入り口までの波の高さという単純なことを言えば、倍ぐらいと考える。 ○ 3連動を国が見直すという動きもあるが、国の場合は波高しか出ない。それから浸水予測図をつくるためには来年、再来年になってしまう。国に先駆けてやったほうがよい。 ○ 国がやった結果と県でやった結果は、モデルが違うから完全にイコールにはならないと思うが、長崎県のほうが大きかったら1回で済むし、もし長崎県のほうが小さかったら、国からデータをもらって、遡上高さをもう一回計算するということになる。 ○ 海のそばに県庁を建てようということで心配されている県民に対して説明をするという意味で、ぜひやったほうがいいと考える。
イ 橘湾～長崎(野母崎)半島付近の断層	□検討対象としない。 ○ 長崎港側については、調査がなされていないか、あるいは不十分なので、将来的に調査をやって、そこで、もしそういう断層があり、しかもそれがかなり縦ずれ成分を持っているということが判明したら、評価をすることが必要ではないか。 ○ 津波は、長崎港側の活断層の長さが例えば10キロであれば、ほとんど数十センチだと思う。それが例えば20キロ、30キロになってくると1メートルぐらいにはなるかもしれない。ただ、非常に浅いので、そういう意味での津波のパワー自体はあまり大きくなく、波高も大きくないと考える。
ウ 対馬南方の断層(九州電力(株)の津波想定)	□検討対象としない。 ○ 対馬地域で九電の想定した断層は横ずれ断層であり、どんなに大きくても、横にずれている限り津波は原理的に出ない。若干の縦はあるので少しは出るかもしれないが、これで津波を想定することは非常に厳しい。 ○ 現時点では科学的な根拠が非常に薄弱と言わざるを得ないので、取り上げる必要はないと考える。
エ 南海トラフ～南西諸島海溝の海溝型巨大地震(M8～M9)	□検討対象としない。 ○ この地域では、過去に巨大地震に記録はなく、唯一、八重山津波ぐらいしか資料がないが、長崎では被害は報告されていない。 ○ 現在の知見では、プレートは沈み込んでいるが、この領域では、プレートのカップリング(太平洋側の海底が沈み込むときの陸側の引きずり込み)がほとんど検知されていない。 ○ 実際にシミュレーションをすると、データがないのでパラメーターの設定が非常に難しい。もうちょっと資料が出てくるのを待つか、国の見直し状況などをみて必要に応じて評価することで良いのではないかと。
オ 沖縄トラフ(東シナ海)の地震(M7)	□検討対象としない。 ○ 過去に起こった地震は、マグニチュード7程度。拡大中の海底で地殻が薄いので巨大地震の発生は考えにくいと、震源として想定しなくてよいと考える。

カ 黄海・東シナ海	□検討対象としない。 ○ 基本的に国外であるため活断層の情報がない。地震が起こったら震源はわかるが、この付近では地震が観測された例はなく、地震発生の可能性は小さいと考える。
キ 日本海東縁の地震 (M7～M8)	□過去の結果を参考に検討する (シミュレーションはしない) ○ 佐渡島北方沖の地震が影響を及ぼす可能性があるが、日本海中部地震のときにどのくらいの津波が来たかというのをそのまま当てはめれば、シミュレーションしなくても、そのデータを使える。 ○ 長崎県・壱岐には津波が来ても、過去の最大が 30 センチ程度であるから、過去の履歴から 1 メートル程度で防災対策をやっていくことでよい考える。
ク 警固断層、西山断層等	□過去の結果を参考に検討する (シミュレーションはしない) ○ 警固断層については、3カ年計画で詳しい調査が始まった。揺れの見直しをする必要が出てくるかもしれないが、海域では地震が発生した直後であり、今後活動する領域は陸域と想定される。また、横ずれ主体の断層なので津波の発生については、ほとんど関係がないと考える。 ○ 西山断層については、海域に四、五十キロ延びている可能性がある。この断層は若干縦ずれ成分を伴っており、若干の津波が発生する可能性が、その場合でも波高は、数十センチ程度と考えられる。この断層についても、揺れについては評価をすることになっても、津波についての検討は不要と考える。 ○ 揺れについては平成17年を参考にする。
ケ チリ地震 (M9.5) のような外国の巨大地震	□過去の結果を参考に検討する (シミュレーションはしない) ○ チリ地震津波では長崎港で115 センチであった。外国 で起こっても長崎に影響があることを周知させることが必要である。
コ 山体崩壊や海底火山噴火などの地震以外の要因	□過去の結果を参考に検討する (シミュレーションはしない) ○ 代表的な例が1792年の眉山崩壊による津波で、これはマグニチュード6.4の地震で山が崩壊して、1万5,000名が亡くなった。こういうことが起こり得るということを広く周知させていただき、啓発活動に生かしてほしい。
サ 平成17年度防災アセスメントでの想定地震 (雲仙断層群等)	□前回防災アセス結果で検討する (シミュレーションはしない) ○ 前回のシミュレーションの結果で津波被害が起こるのは、諫早市の森山町の唐比のところだけであり、50メートルメッシュを12.5 メートルメッシュにしたとしても、5倍、6倍という話にはならない。

(2) 想定した津波波源

「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」において想定した海溝型地震による想定津波の波源域は、中央防災会議 (2003年) による東海地震、東南海地震、南海地震の「3連動」の場合の津波波源域に加え、南西側の日向灘の領域と南海トラフの海溝軸に近い領域を波源域として追加し、拡大した領域を津波波源域として想定した。

なお、中央防災会議で「3連動」地震で想定される波源 (震源) 断層内部のアスぺリティや「東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)」の際に生じたとされている断層の破壊時間のずれに

については、具体的なパラメータを設定するためのデータ及び根拠が不足しているため設定されていない。

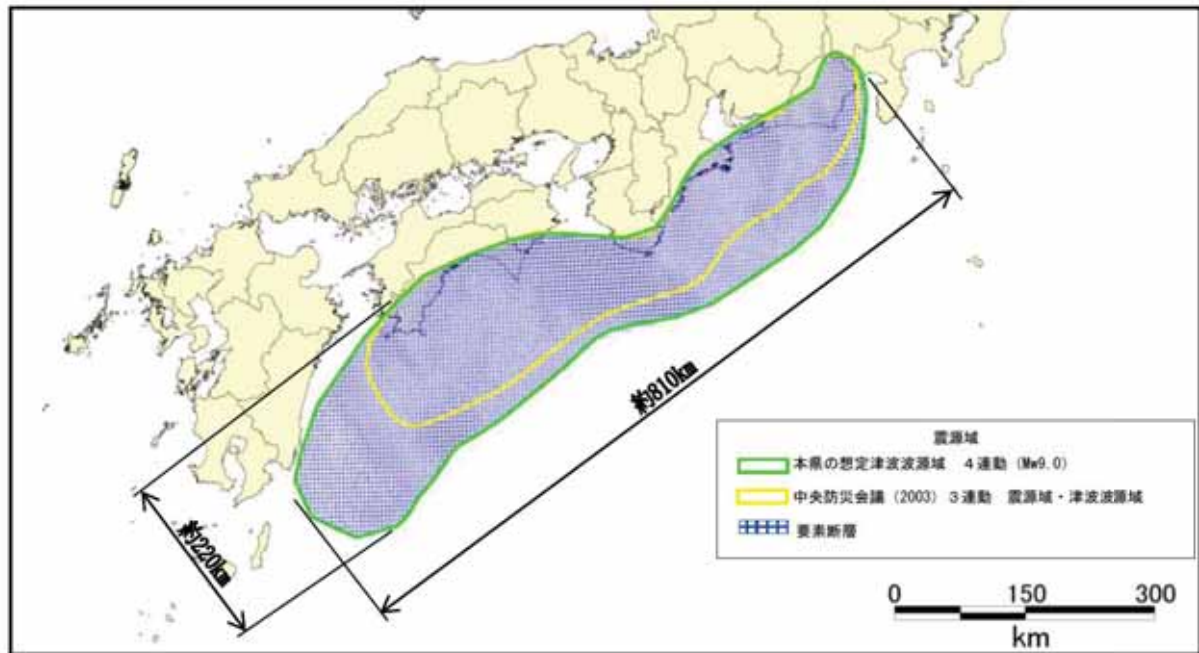
以上の方針で設定された波源（震源）断層（4連動の地震）の諸元は、次のとおりである。

ア 地震の規模（モーメントマグニチュードMW）：9.0

イ 断層面積：1.14×10⁵（k m²）

ウ 要素断層の大きさ：5 k m×5 k m、要素断層数：約 4,300

エ 要素断層のすべり量：平均 8.51m（アスペリティを設定せず、均一なすべりで設定）



(3) 津波予測解析

「長崎県地域防災計画」においては、想定した津波波源により下表に示す条件で津波 予測解析を行い、以下の4項目について整理されている。

ア 津波高・最高津波高

イ 津波の到達時間

ウ 時刻歴波形

エ 浸水予測

津波予測解析条件

初期潮位	堤防等施設の機能条件
既往最大潮位	機能する場合
既往最大潮位	機能しない場合
朔望平均満潮位	機能する場合
朔望平均満潮位	機能しない場合

※ 既往最大 潮位 (T.P. m)

過去50年間の潮位観測データをもとに、台風、高潮、あびきなどの発生を含めた最大の潮位をいう。

※ 朔望（さくぼう）平均満潮位 (T.P. m)

大潮時（朔望）前後5日での最高潮位を1年以上にわたって平均した潮位。低気圧等、気象の影響も含まれるため、太陽や月の運行のみ考慮した満潮位（天文潮位）より高い潮位となり、厳しい条件を設定する場合に用いられる。

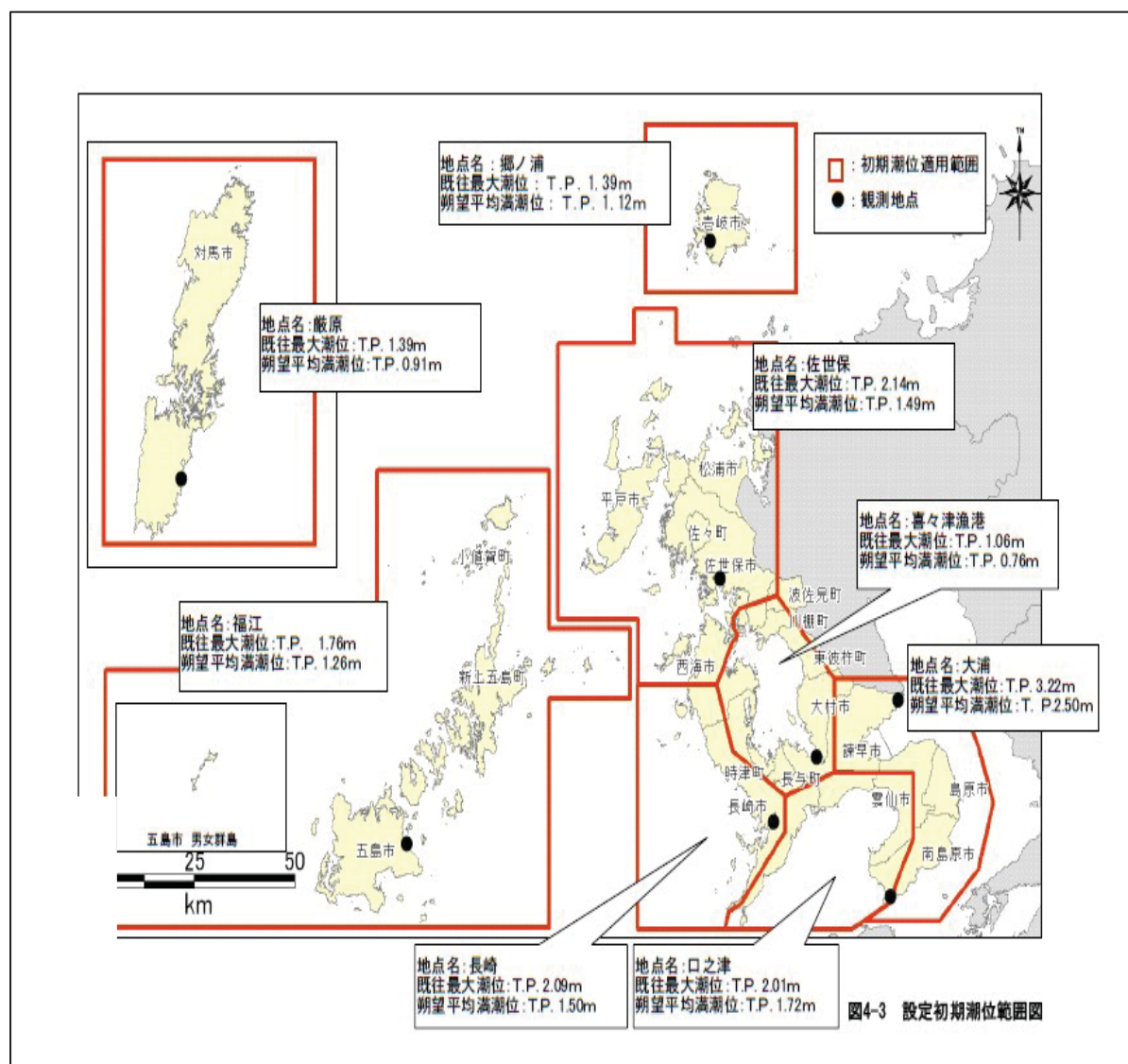
※ 堤防等施設の機能条件

東日本大震災を踏まえて、現在ある堤防等施設に過度の期待がされないようにするため、堤防等施設が機能しない場合についても計算されているが、堤防等施設の地震津波による耐震性評価はされていない。

(4) 最大水位、最大津波高、到達時間

「長崎県地域防災計画」においては、各自治体の市町庁舎に近く同じ自治体区域内で津波高が高いことや到達時間が早いことが予想される27地点の港を対象に、初期潮位、堤防等施設の機能条件別に最大津波高や到達時間の最速値が求められている。

【初期潮位設定範囲図】



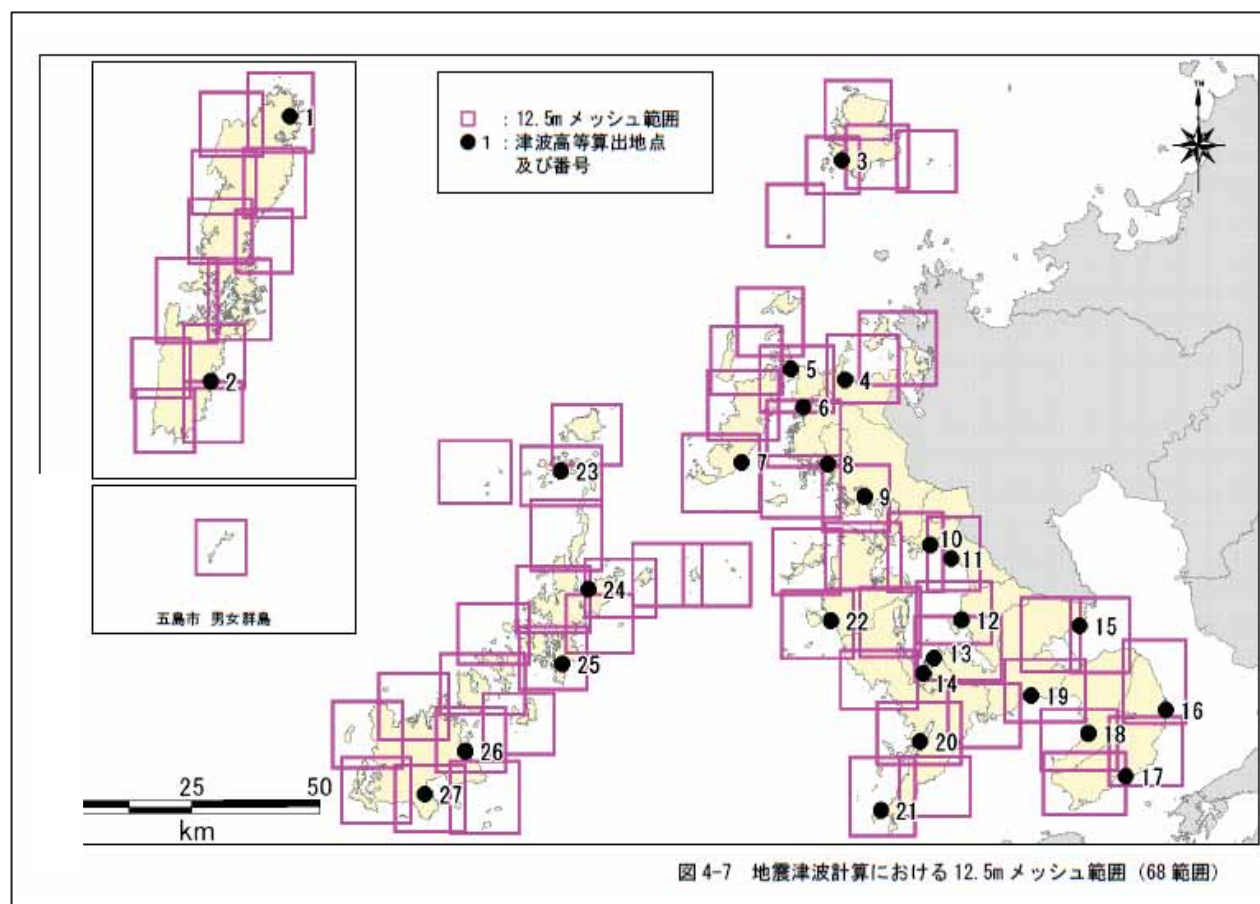
※ 初期潮位は、海水面を計算開始時の東京湾平均海面（T.P.）からの高さで表した海水位。一般に潮位は地域によって異なることから、同じ程度の潮位が観測されている地域をまとめ、範囲ごとに潮位が設定された。

設定初期潮位一覧

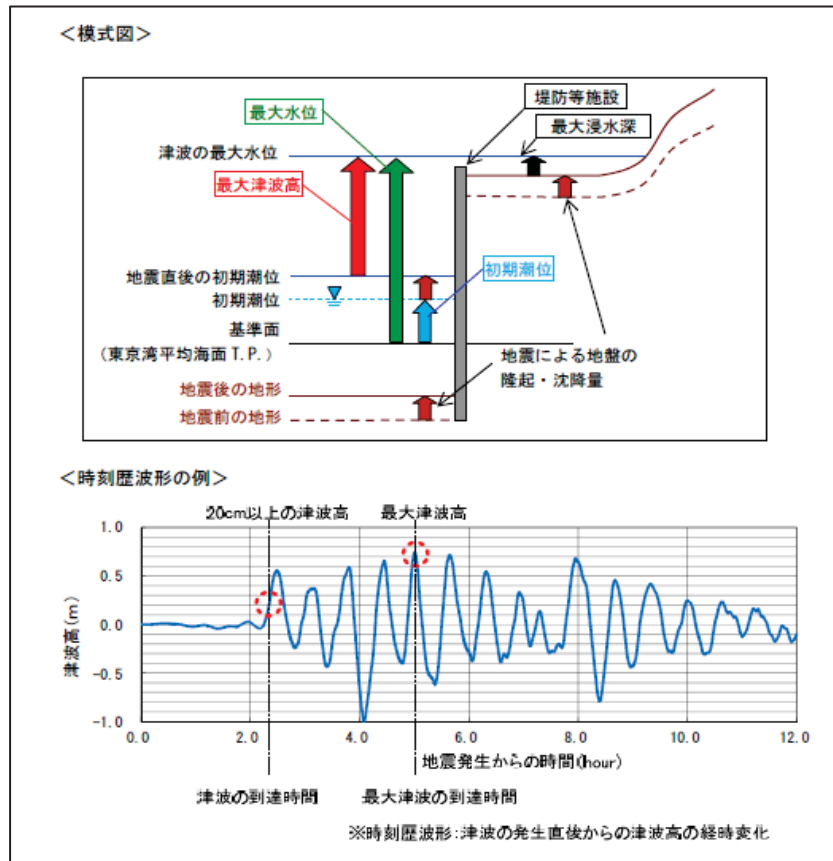
設定地点名	既往最大潮位 (T. P. m)	朔望平均満潮位 (T. P. m)
厳原	1.39	0.91
郷ノ浦	1.39	1.12
佐世保	2.14	1.49
大浦	3.22	2.50
長崎	2.09	1.50

福江	1.76	1.26
口之津	2.01	1.72
喜々津漁港	1.06	0.76

【最大水位・最大津波高及び到達時間の算出地点図】



【津波予測解析による浸水予測】 沿岸部における最大津波高や陸域における最大浸水深の解析にあたっての概要及び津波 発生以降の津波高の経時変化（時刻歴波形）は図のとおりである。



(5) 本市に係わる津波の予測（県のシミュレーションの数値）

ア 既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合の津波の予測

算出地点番号 及び港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の隆 起・沈降量 (m) ※ 1	津波の到 達時間 (分) ※ 2	最大津波 の到達時 (分)	最大水位 T.P. (m) ※3	最大津波 高(m) ※4
3 郷ノ浦港	1.39	0.01	370	380	1.64	0.24

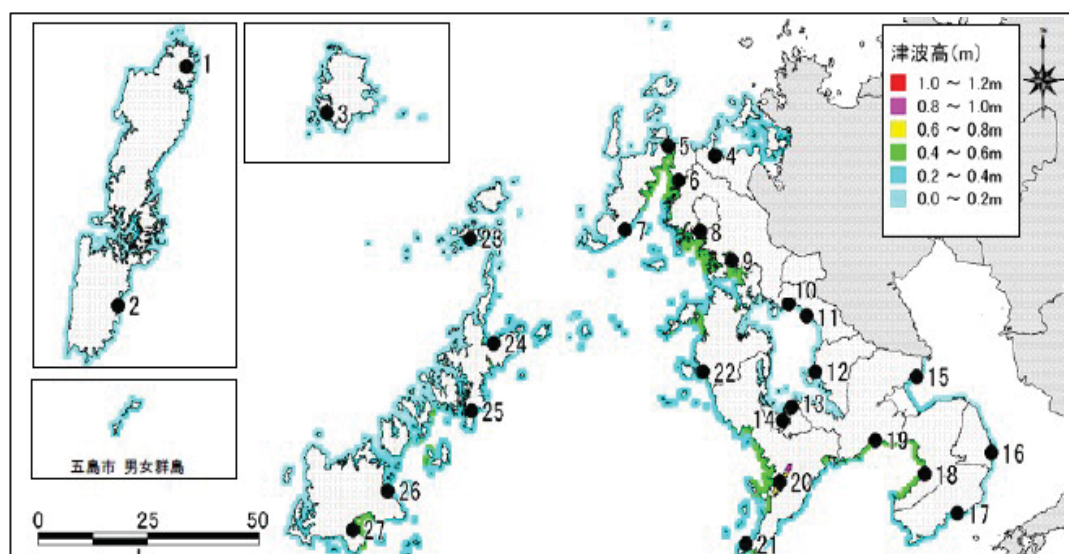
※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 最大水位は、津波の高さが最大となる海水面を東京湾平均海面（T.P.）からの高さで表した水位をいう。最大津波高とは異なる。

※4 津波の高さが最大となる海水面を初期潮位からの高さで表したものの。

「最大津波高(m)」＝「最大水位（T.P. (m))」－「初期潮位（T.P. (m))」－「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。



イ 既往最大潮位において堤防等施設が機能しない場合の津波の予測

算出地点番号 及び港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の隆 起・沈降量 (m) ※ 1	津波の到 達時間 (分) ※ 2	最大津波 の到達時 (分)	最大水位 T.P. (m) ※3	最大津波 高(m) ※4
3 郷ノ浦港	1.39	0.01	370	380	1.65	0.25

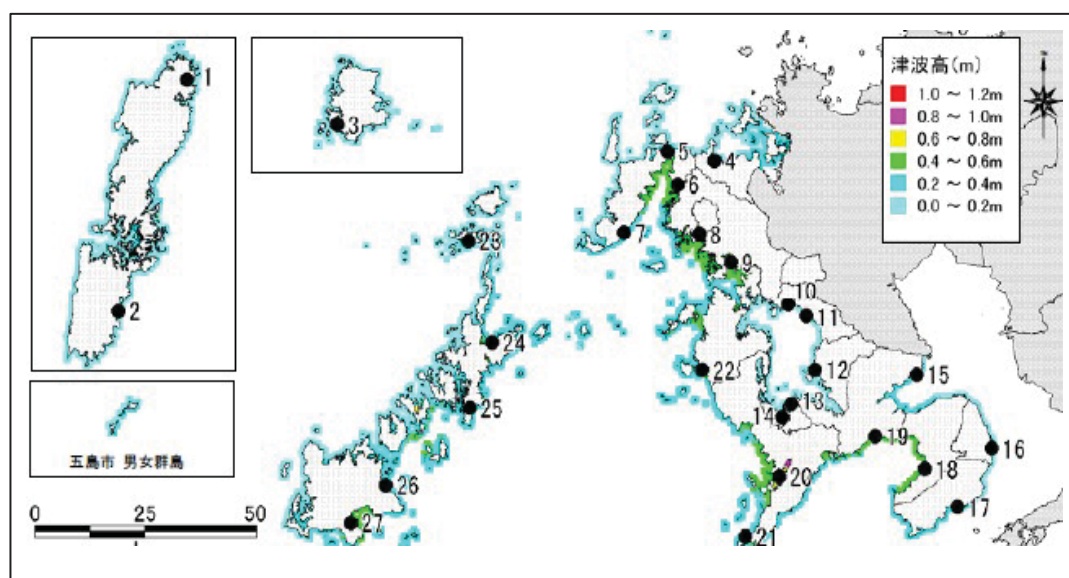
※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 最大水位は、津波の高さが最大となる海水面を東京湾平均海面（T.P.）からの高さで表した水位をいう。最大津波高とは異なる

※4 津波の高さが最大となる海水面を初期潮位からの高さで表したもの。

「最大津波高(m)」＝「最大水位 (T.P. (m))」－「初期潮位 (T.P. (m))」－「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。



ウ 朔望平均満潮位において堤防等施設が機能する場合の津波の予測

算出地点番号 及び港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の隆 起・沈降量 (m) ※ 1	津波の到 達時間 (分) ※ 2	最大津波 の到達時 (分)	最大水位 T.P. (m) ※3	最大津波 高(m) ※4
3 郷ノ浦	1.12	0.01	451	539	1.34	0.21

※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

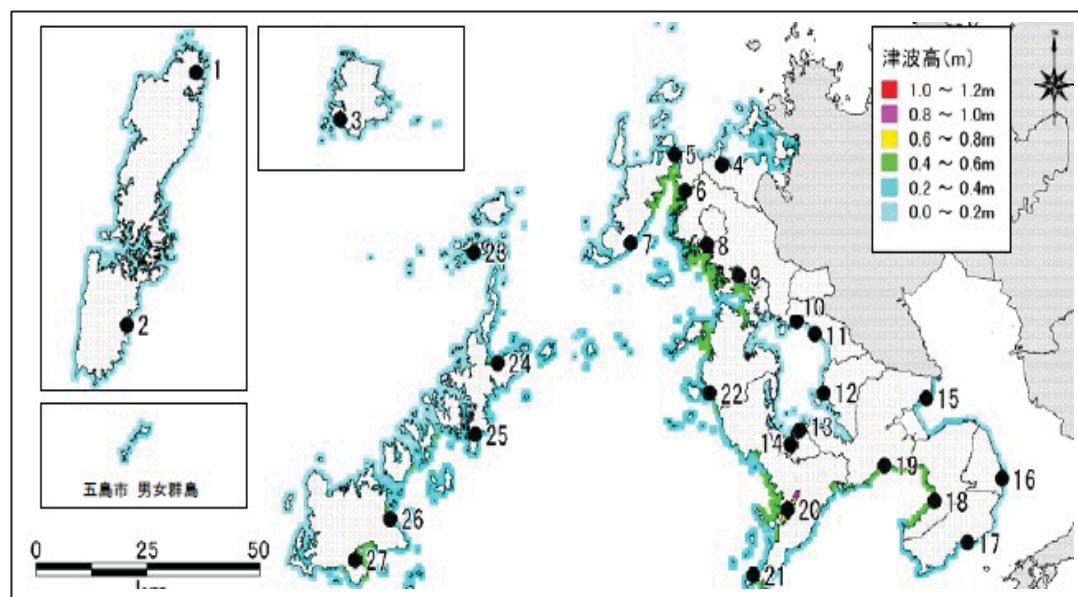
※3 最大水位は、津波の高さが最大となる海水面を東京湾平均海面（T.P.）からの高さで表した水位をいう。最大津波高とは異なる

※4 津波の高さが最大となる海水面を初期潮位からの高さで表したもの。

「最大津波高(m)」＝「最大水位（T.P. (m))」－「初期潮位（T.P. (m))」－「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。

エ 朔望平均満潮位において堤防等施設が機能しない場合の津波の予測

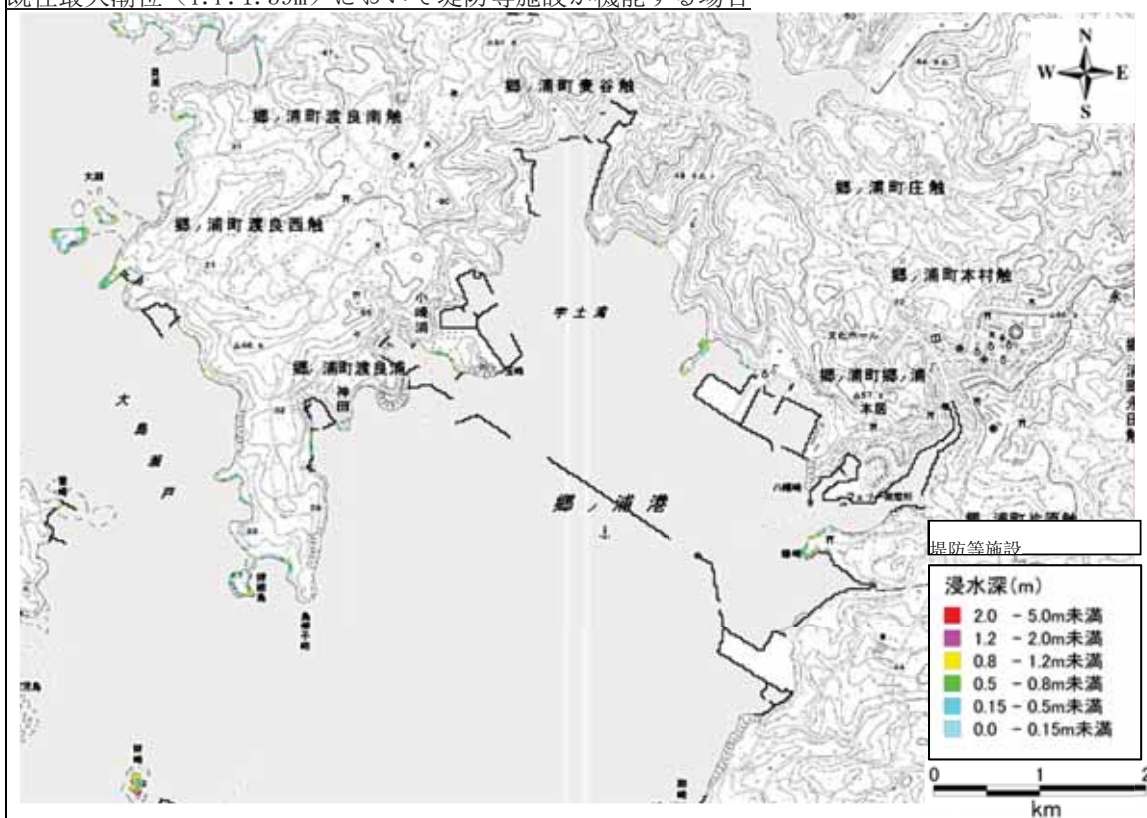
算出地点番号 及び港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の隆 起・沈降量 (m) ※ 1	津波の到 達時間 (分) ※ 2	最大津波 の到達時 (分)	最大水位 T.P. (m) ※3	最大津波 高(m) ※4
3 郷ノ浦港	1.12	0.01	450	537	1.35	0.22



(6) 予測解析による浸水予測本市に係わる津波の陸域への遡上による浸水予測の状況は、下図のとおりである。

なお、初期潮位が既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合と機能しない場合の浸水予測である。

既往最大潮位（T.P. 1.39m）において堤防等施設が機能する場合



既往最大潮位（T.P. 1.39m）において堤防等施設が機能しない場合

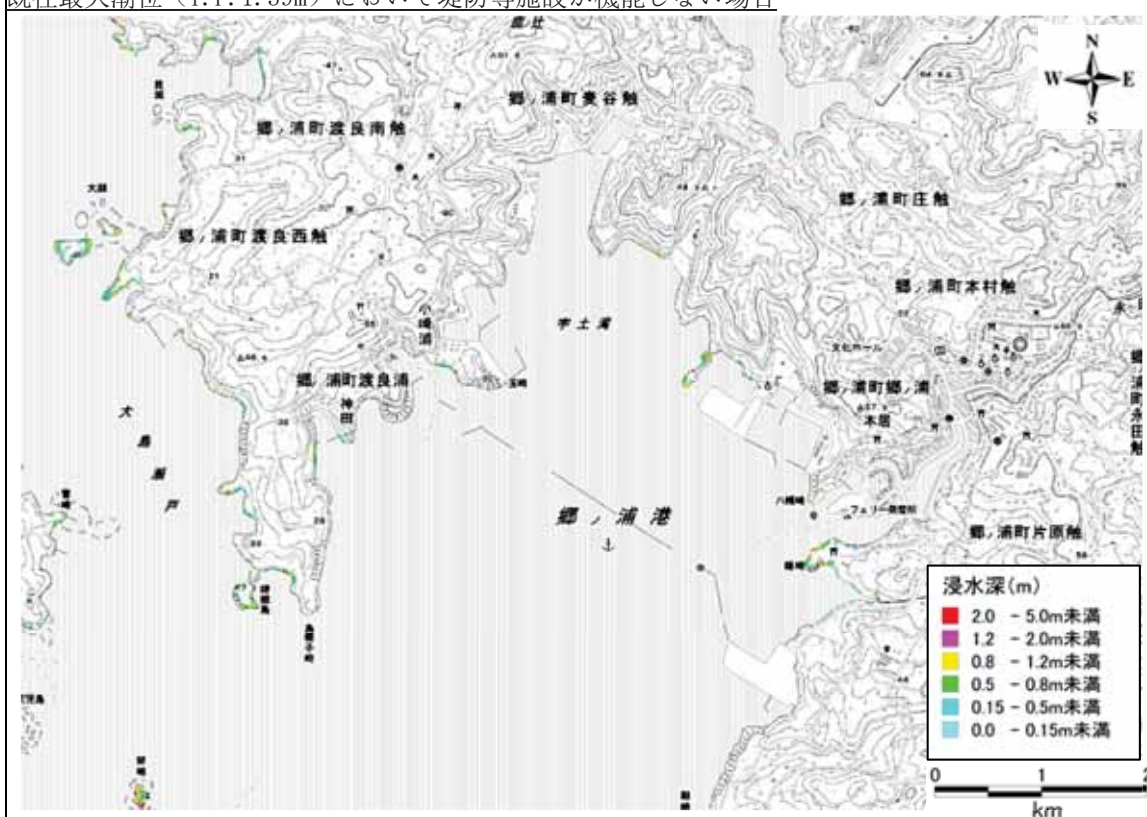


図-27 浸水予測図 郷ノ浦港（壱岐市）

(7) 津波予測解析による被害予測

津波の被害予測は、長崎県が既往最大潮位及び朔望平均満潮位を初期潮位として、堤防施設の機能条件別に建物・人的被害の推計を示している。

本市に係わる津波浸水による建物被害は、既往最大潮位の場合、堤防施設が機能する場合60棟、機能しない場合70棟と予測され、浸水被害軽減効果は35%になる。

朔望平均満潮位の場合の津波浸水による建物被害は本市で60棟、堤防等施設が機能しない場合60棟と予測されている。

津波浸水による人的被害は、県内では五島沿岸あるいは西彼杵沿岸部の到達時間が最も早い
が、地震発生後約2時間経過後になるため、適切に安全な場所に避難すれば、死亡者0人と予測されている。

地震津波による被害予測は第1～4表のとおり。

第1表 既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合

市町名	木造建物(棟)				非木造建物(棟)		浸水建物合計 (棟)	死亡者数(人)				堤防等施設による 浸水被害 軽減効果 (%) ※3
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≦H<1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m≦H<2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m≦H	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≦H		津波到達時間による 補正後 ※1		津波到達時間による 補正前 ※2		
								避難 意識 通常	避難 意識 低い	避難 意識 通常	避難 意識 低い	
長崎市 ※4	840	210	120	20	1050	430	2670	0	0	(300)	(920)	30%
佐世保市	1540	730	350	70	560	440	3690	0	0	(240)	(740)	35%
島原市	340	300	190	80	140	200	1250	0	0	(70)	(200)	5%
諫早市 ※5	40	10	10	10	100	50	220	0	0	(20)	(40)	95%
大村市	30	20	10	0	20	20	100	0	0	(10)	(20)	20%
平戸市	210	130	170	40	80	130	760	0	0	(40)	(110)	20%
松浦市	110	100	170	70	20	60	530	0	0	(30)	(90)	35%
対馬市	190	110	50	0	60	70	480	0	0	(30)	(70)	15%
壱岐市	10	10	10	0	10	20	60	0	0	(10)	(10)	15%
五島市	190	180	260	20	50	100	800	0	0	(30)	(90)	25%
西海市	240	220	290	150	70	170	1140	0	0	(60)	(170)	15%
雲仙市	150	130	260	320	40	150	1050	0	0	(70)	(180)	45%
南島原市	740	590	570	250	150	260	2560	0	0	(130)	(370)	10%
長与町	10	10	0	0	0	10	30	0	0	(0)	(0)	25%
時津町	10	10	0	0	10	10	40	0	0	(0)	(0)	0%
東彼杵町	20	10	0	0	10	10	50	0	0	(10)	(10)	20%
川棚町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)	0%
小値賀町	20	10	20	0	10	20	80	0	0	(10)	(10)	15%
佐々町	100	100	210	10	40	100	560	0	0	(40)	(130)	0%
新上五島町	170	150	230	10	40	110	710	0	0	(30)	(90)	20%

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値

津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合2時間以上経過した後に津波が到達するため補正率0%

※2 避難行動に移る前（5分以内）に津波が到達した場合の死亡者数津波の到達時間と補正の関係より補正率100%

※3 堤防等施設による浸水被害軽減効果（%）

$$= \{1 - (\text{堤防等施設が有る場合の浸水建物棟数}) / (\text{堤防等施設が無い場合の浸水建物棟数})\} \times 100$$

※4 長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※5 諫早湾の締切堤は堤防等施設としている

第2表 既往最大潮位において堤防等施設が機能しない場合

市町名	木造建物（棟）				非木造建物（棟）		浸水建物合計 （棟）	死亡者数（人）			
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 （軽微） 0.5m≦H<1.0m	床上浸水 （半壊） 1.0m≦H<2.0m	床上浸水 （全壊） 2.0m≦H	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 （軽微） 0.5m≦H		津波到達時間による 補正後 ※1		津波到達時間による 補正前 ※2	
								避難 意識 通常	避難 意識 低い	避難 意識 通常	避難 意識 低い
長崎市 ※3	1170	320	130	40	1320	740	3720	0	0	(450)	(1390)
佐世保市	2150	1240	680	120	730	700	5620	0	0	(460)	(1410)
島原市	360	290	200	70	140	200	1260	0	0	(70)	(200)
諫早市 ※4	220	220	550	270	490	1500	3250	0	0	(220)	(650)
大村市	30	40	10	0	20	20	120	0	0	(10)	(20)
平戸市	250	150	210	40	100	150	900	0	0	(50)	(140)
松浦市	150	150	270	90	30	100	790	0	0	(50)	(140)
対馬市	150	130	110	0	60	90	540	0	0	(30)	(80)
壱岐市	10	10	10	0	20	20	70	0	0	(10)	(10)
五島市	250	240	320	30	50	120	1010	0	0	(40)	(110)
西海市	300	270	350	160	70	190	1340	0	0	(70)	(200)
雲仙市	260	280	430	520	70	260	1820	0	0	(110)	(320)
南島原市	790	650	660	250	160	280	2790	0	0	(140)	(410)
長与町	10	10	0	0	10	10	40	0	0	(0)	(0)
時津町	10	10	0	0	10	10	40	0	0	(0)	(10)
東彼杵町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)
川棚町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)
小値賀町	20	20	20	0	10	20	90	0	0	(10)	(10)
佐々町	100	100	210	10	40	100	560	0	0	(40)	(130)
新上五島町	200	180	280	20	50	130	860	0	0	(40)	(110)

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数

値

津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合 2 時間以上経過した後に津波が到達するため補正率 0%

※2 避難行動に移る前（5 分以内）に津波が到達した場合の死亡者数

津波の到達時間と補正率の関係より補正率 100%

※3 長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※4 諫早湾の締切堤は堤防等施設としている

第3表 朔望平均満潮位において堤防施設等が機能する場合

市町名	木造建物(棟)				非木造建物 (棟)		浸水建物合計 (棟)	死亡者数 (人)				堤防等施設による 浸水被害 軽減効果 (%) ※3
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≦H<1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m≦H<2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m≦H	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≦H		津波到達時間による 補正後 ※1		津波到達時間による 補正前 ※2		
								避難 意識 通常	避難 意識 低い	避難 意識 通常	避難 意識 低い	
長崎市 ※4	60	20	40	10	110	100	340	0	0	(40)	(100)	55%
佐世保市	240	80	110	10	110	120	670	0	0	(60)	(170)	55%
島原市	80	40	30	20	40	40	250	0	0	(20)	(40)	60%
諫早市 ※5	10	0	0	0	20	10	40	0	0	(10)	(10)	100%
大村市	30	10	0	0	20	10	70	0	0	(10)	(10)	25%
平戸市	90	70	80	0	40	80	360	0	0	(20)	(50)	25%
松浦市	80	70	110	0	20	40	320	0	0	(20)	(50)	40%
対馬市	100	90	10	0	40	40	280	0	0	(20)	(50)	20%
壱岐市	10	10	10	0	10	20	60	0	0	(10)	(10)	0%
五島市	160	130	130	10	40	80	550	0	0	(20)	(60)	25%
西海市	240	210	250	10	60	130	900	0	0	(50)	(140)	5%
雲仙市	150	140	360	140	40	140	970	0	0	(60)	(160)	25%
南島原市	420	250	320	50	80	130	1250	0	0	(60)	(170)	15%
長与町	10	10	0	0	0	0	20	0	0	(10)	(10)	0%
時津町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)	0%
東彼杵町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)	0%
川棚町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)	50%
小値賀町	10	20	10	0	10	0	50	0	0	(10)	(10)	0%
佐々町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)	25%
新上五島町	130	110	110	0	40	70	460	0	0	(20)	(60)	20%

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値

津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合 2 時間以上経過した後に津波が到達するため補正率 0%

※2 避難行動に移る前（5分以内）に津波が到達した場合の死亡者数

津波の到達時間と補正率の関係より補正率 100%

※3 堤防等施設による浸水被害軽減効果（%）

$$= \{1 - (\text{堤防等施設が有る場合の浸水建物棟数}) / (\text{堤防等施設が無い場合の浸水建物棟数})\} \times 100$$

※4 長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※5 諫早湾の締切堤は堤防等施設として いる

第4表 朔望平均満潮位において堤防施設等が機能しない場合

市町名	木造建物（棟）				非木造建物（棟）		浸水建物合計 （棟）	死亡者数（人）			
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 （軽微） 0.5m≦H<1.0m	床上浸水 （半壊） 1.0m≦H<2.0m	床上浸水 （全壊） 2.0m≦H	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 （軽微） 0.5m≦H		津波到達時間による補 正後 ※1		津波到達時間による補 正前 ※2	
								避難 意識 通常	避難 意識 低い	避難 意識 通常	避難 意識 低い
長崎市 ※3	150	40	80	10	260	170	710	0	0	(120)	(360)
佐世保市	520	280	230	10	220	220	1480	0	0	(150)	(450)
島原市	230	90	90	20	90	70	590	0	0	(30)	(90)
諫早市 ※4	260	280	340	60	470	840	2250	0	0	(140)	(400)
大村市	50	10	0	0	20	10	90	0	0	(10)	(20)
平戸市	120	100	100	0	50	90	460	0	0	(30)	(70)
松浦市	130	130	150	10	30	60	510	0	0	(30)	(90)
対馬市	120	100	20	0	50	50	340	0	0	(20)	(50)
壱岐市	10	10	10	0	10	20	60	0	0	(10)	(10)
五島市	230	160	180	10	50	90	720	0	0	(30)	(80)
西海市	250	210	250	10	70	130	920	0	0	(50)	(140)
雲仙市	240	210	410	210	60	170	1300	0	0	(80)	(220)
南島原市	560	250	310	50	100	140	1410	0	0	(70)	(190)
長与町	10	10	0	0	0	0	20	0	0	(10)	(10)
時津町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)
東彼杵町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)
川棚町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)
小値賀町	10	20	10	0	10	0	50	0	0	(10)	(10)
佐々町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)
新上五島町	160	150	120	0	50	90	570	0	0	(30)	(70)

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った
数値

津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合 2 時間以上経過した後に津波が到達するため
補正率 0%

※2 避難行動に移る前（5分以内）に津波が到達した場合の死亡者数

津波の到達時間と補正率の関係より補正率 100%

※3 長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※4 諫早湾の締切堤は堤防等施設としている。

4 津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波浸水想定」について

平成24年6月13日に「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「津波法」という。）が施行され、同法第8条第1項の規定により、都道府県知事が、市町村が「津波防災地域づくり」を推進するための基礎となる「津波浸水想定」を設定することとなった。

「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものであり、長崎県では、平成24年8月29日に内閣府が公表した南海トラフ巨大地震津波に関する知見や、県が既に公表している雲仙地溝南縁断層帯などに起因する地震による津波など地域の状況を踏まえ、平成26年3月31日に「津波浸水想定（第1版）」を公表した。

平成26年8月に国土交通省・内閣府・文部科学省が公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の調査報告を踏まえ、平成28年10月31日に津波浸水想定（第2版）を公表した。

（1）「津波浸水想定」の作成

1）留意事項

- ・「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものである。
- ・最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。
- ・浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合がある。
- ・「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではなく、また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではない。
- ・浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もある。
- ・「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していないが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがある。
- ・今後、数値の精査や標記の改善等により、修正の可能性がある。

2) 用語の解説

①浸水域

- ・海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域。

②浸水深

- ・陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ。
- ・下図（浸水深 凡例）のような凡例で表示。

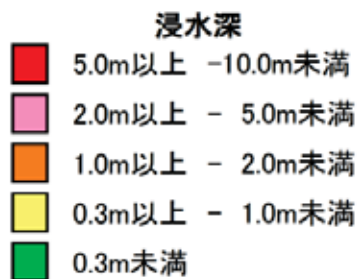


図 浸水深 凡例

③津波水位

- ・津波襲来時の海岸線における津波水位（図 長崎県の津波水位の定義）の最大値を標高で表示。

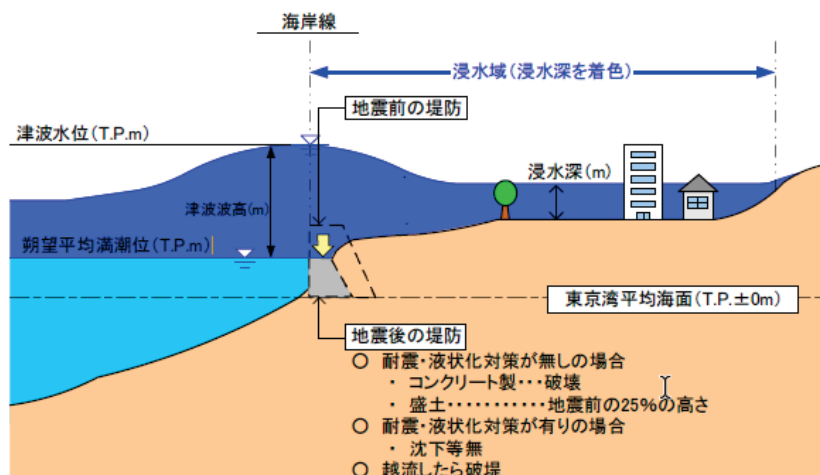


図 長崎県の津波水位の定義

3) 最大クラスの津波の選定

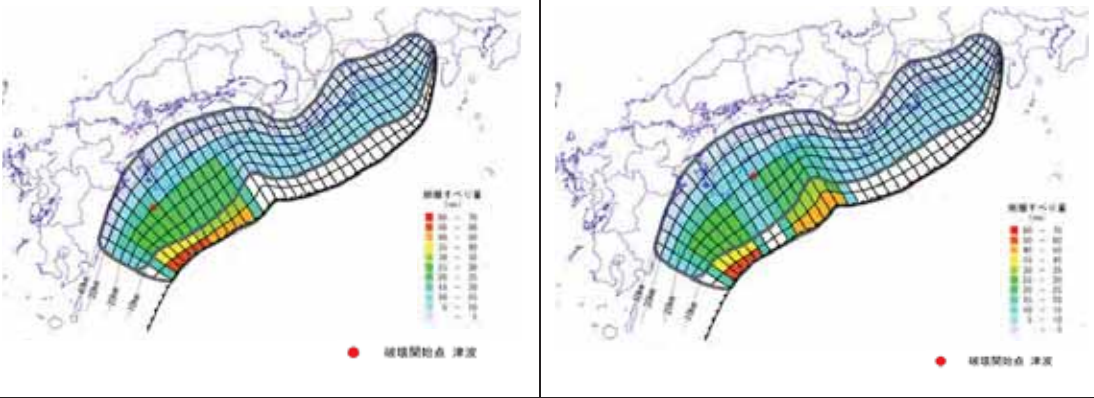
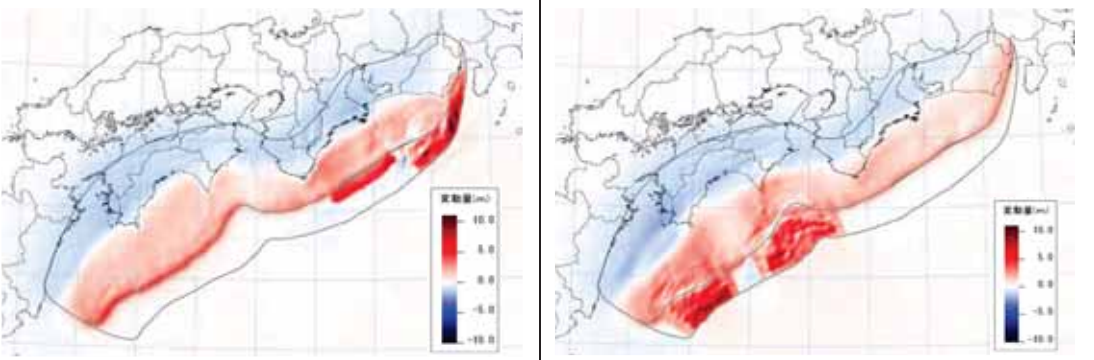
平成26 年3 月に長崎県が公表した、長崎県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される 5つの津波断層モデルに加え、第2 版では、国土交通省・内閣府・文部科学省が平成26 年8月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の西山断層及び北方延長部の断層 (F60) 大すべり左側による津波断層モデルを選定した。

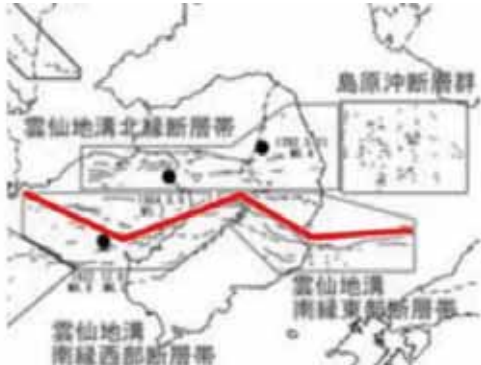
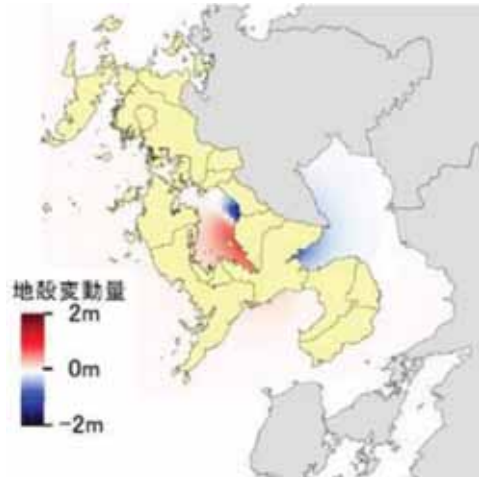
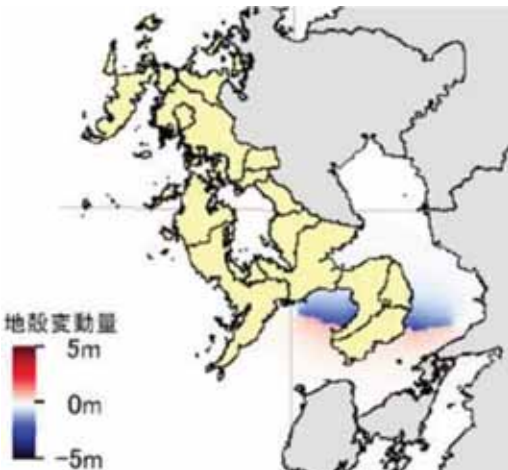
以上の結果、計5 ケースの最大クラスの津波を選定した。

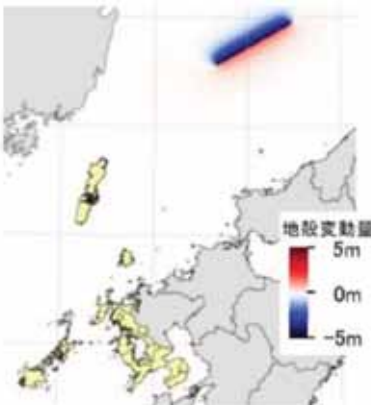
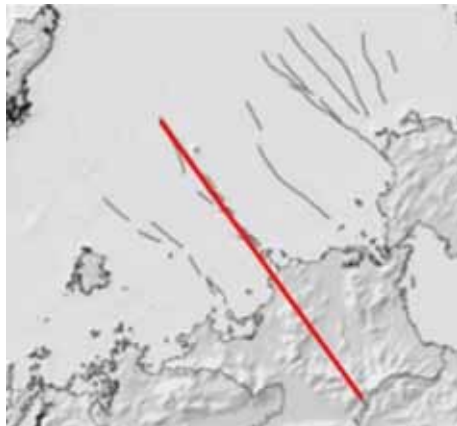
<選定した最大クラスの津波>

1) 平成26 年3 月公表 (第1 版) で選定した津波断層モデル

- ①南海トラフ ケース5、②南海トラフ ケース11、③大村-諫早北西付近断層帯、④
雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動、⑤対馬海峡東の断層
- 2) 今回（第2版）で追加して選定した津波断層モデル
- ⑥西山断層及び北方延長部の断層（F60）大すべり左側

対象 津波	海溝型地震 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（H24.8.29）による想定地震津波	
	ケース5	ケース11
マグニチュード	Mw = 9.1	
使用 モデル	南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル	
概要	説明	○ 内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された南海トラフのうち長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケースを選定。
	震源 域	
	地盤 の鉛 直方 向変 動量 分布	

対象 津波	活断層型地震 「長崎県独自モデル」による想定地震津波	
	大村-諫早北西付近活断層	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動
マグニチュード	Mw = 6.7	Mw = 7.1
使用 モデル	長崎県モデル	
概要	説明	○平成18年長崎地震発生想定委員会によって設定された、独自モデル。
	震源域	○地震調査研究推進本部の長期評価が実施された断層モデルのうち、長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケース。
	地盤の鉛直方向変動量分布	
	 「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、長崎県（H18.3）」より抜粋、加筆	 「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、長崎県（H18.3）」より抜粋、加筆
	 地殻変動量 2m 0m -2m	 地殻変動量 5m 0m -5m

対象 津波		活断層型地震 「長崎県独自モデル」による想定地震津波	活断層型地震 「日本海における大規模地震に関する調査検討会」公表（H26. 8. 26）による想定地震津波
		対馬海峡東の断層	西山断層及び北方延長部の断層（F60） 大すべり左側
マグニチュード		Mw = 7. 4	Mw = 7. 6
使用 モデル		佐賀県（H22）モデル	日本海における大規模地震に関する調査検討会モデル
概要	説明	○「佐賀県地震・津波等減災対策調査、佐賀県（H22）」の調査検討結果を踏まえ、長崎県が設定したモデル。	
	震源域		
	地盤の鉛直方向変動量分布		
			

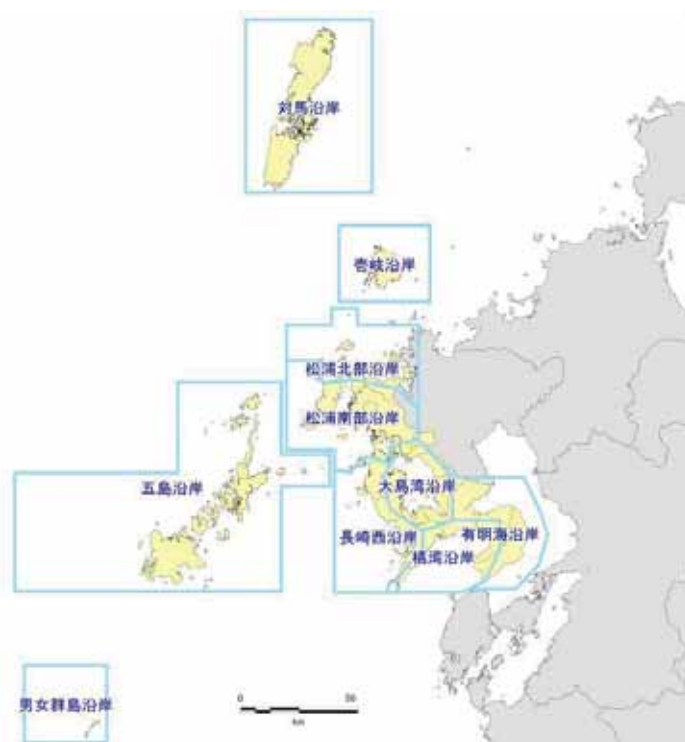
4) 津波浸水想定を作成手順

- ・ 前述の5ケースについて、津波浸水シミュレーションを実施。
- ・ 5ケースの津波浸水シミュレーションの結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を図示。

5) 主な計算条件

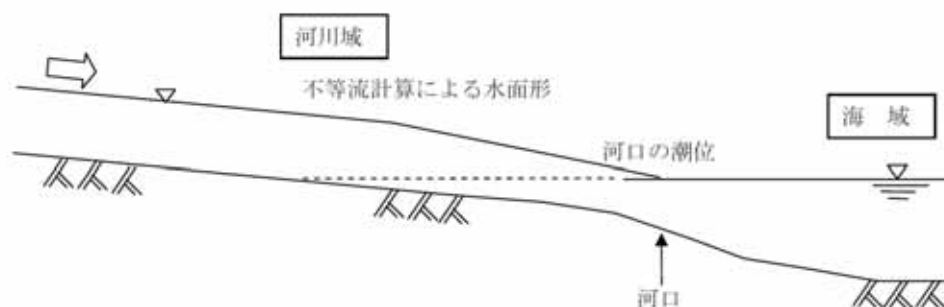
①初期潮位

- ・ 海域は、長崎県の各地域海岸における海岸保全基本計画や海岸保全施設の設計用等に設定した、朔望平均満潮位（T.P. +0.76～2.50m）とした。



地域海岸区分	初期潮位 T. P. +m
長崎西沿岸	1.50
橘湾沿岸	1.72
有明海沿岸	2.5
大村湾沿岸	0.76
松浦南部沿岸	1.49
松浦北部沿岸	1.58
壱岐沿岸	1.12
対馬沿岸	0.91
五島沿岸	1.28

- ・ 河川内の水位は、平水位、または長崎県沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位とした。



②地盤の沈下

地盤高は、地震による地盤沈下を考慮した。

③各種構造物の取り扱い

- ・地震や津波による各種施設の被災を考慮した。また、水門・陸閘等については、耐震性を有し自動化された施設、常時閉鎖の施設等以外は、開放状態として取り扱うことを基本とした。
- ・各種構造物は、津波が越流し始めた時点で「破壊する」ものとし、破壊後の形状は「無し」とした。

構造物種類	条件
護岸	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、構造物無しとした。
堤防	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、堤防高を地震前の25%の高さとした。
防波堤	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、構造物無しとした。
道路・鉄道	地形として取り扱う。
水門等	耐震性を有し自動化された施設、常時閉鎖の施設等以外は解放条件として取り扱う。
建築物	建物の代わりに津波が遡上するときの摩擦（粗度）を設定した。

④計算格子間隔

計算格子間隔は、陸域から沖に向かい12.5m、25m、50m、150m、450m、1350m とした。沿岸部の計算格子間隔は12.5m とした。

領域名	メッシュサイズ
沖合領域	450m～1350m
大領域	50m～150m
中領域	25m
詳細領域（沿岸部）	12.5m

(2) 浸水面積・最高津波水位等

1) 各市町の浸水面積

今回の津波浸水想定による長崎県沿岸20 市町の浸水面積は下記のとおり。

単位：ヘクタール

市町名	浸水面積（浸水深毎）						浸水面積 合計
	1cm以上 30cm未満	30cm以上 1m未満	1m以上 2m未満	2m以上 5m未満	5m以上 10m未満	10m以上	
長崎市	140	220	90	30	－	－	480
佐世保市	180	330	240	150	－	－	900
島原市	40	60	30	10	*	－	140
諫早市	20	30	20	10	－	－	80
大村市	40	20	10	*	－	－	80
平戸市	40	90	110	40	－	－	290
松浦市	40	40	60	20	－	－	170
対馬市	80	210	150	30	－	－	460
壱岐市	40	70	50	10	*	－	180
五島市	60	130	160	*	－	－	350
西海市	40	90	100	20	－	－	250
雲仙市	20	30	20	*	*	－	80
南島原市	80	180	90	40	－	－	390
長与町	*	*	*	－	－	－	*
時津町	*	*	*	－	－	－	*
東彼杵町	*	*	*	*	－	－	20
川棚町	10	10	*	*	－	－	40
小値賀町	10	20	30	*	－	－	60
佐々町	*	*	*	*	－	－	*
新上五島町	30	70	90	*	－	－	190
合計	880	1,640	1,280	390	*	－	4,200

※「－」：浸水無し、「*」10未満、「10」：10以上15未満、「20」：15以上25未満と表示（以下同様の四捨五入）しています。合計欄で「*」は20未満

※河川部分を除いた陸域部の浸水面積。

※四捨五入の関係で合計の面積が合わないことがあります。

2) 最高津波水位等

①各市町の沿岸部における最高津波水位等

各市町の沿岸部における最高津波水位は以下のとおり。

津波による海面への影響開始時間や最高津波水位の到達時間は、津波断層モデルによって異なる。（津波断層モデル毎の影響開始時間・最高津波水位は②を参照。）

各市町の沿岸部における最高津波水位等

地域海岸区分	市町名	最高津波水位 T. P. +m	細田クラスの津波をもたらす津波断層モデル
長崎西沿岸	西海市	4	南海トラフ ケース11
	長崎市	4	南海トラフ ケース5
橘湾沿岸	諫早市	5	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動
	雲仙市	7	
有明海沿岸	南島原市	6	
	島原市	7	
大村湾沿岸	大村市	3	大村-諫早北西付近断層帯
	川棚町	3	
	長与町	2	
	東彼杵町	2	
	時津町	2	
松浦南部沿岸	佐世保市	4	西山断層及び北方延長部の断層 (F60) 大すべり左側
	佐々町	3	南海トラフ ケース5
松浦北部沿岸	平戸市	5	西山断層及び北方延長部の断層 (F60) 大すべり左側
	松浦市	4	
壱岐沿岸	壱岐市	7	
対馬沿岸	対馬市	5	対馬海峡東の断層
五島沿岸	小値賀町	3	
	新上五島町	3	
	五島市	3	南海トラフ ケース11

※この津波浸水想定は、現在の知見を基に津波の浸水予測を行ったものであり、想定より大きな津波が来襲し、津波高は高くなる可能性があります。

※「最高津波水位」は、海岸線における津波の水位を標高で表示しています。なお、メートル以下第2位を四捨五入し第1位を切り上げた数値を表示しています。

※気象庁が発表する「津波の高さ」は平常潮位（津波が無かった場合の同じ時間の潮位）からの高さですので、最高津波水位とは異なります。

※標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T. P. +m）として表示しています。

②津波断層モデル毎の津波水位等

各津波断層モデルによる沿岸市町の津波水位等については、下表のとおり。

市町毎の最高津波水位等（南海トラフ ケース5、ケース11）

地域海岸 区分	市町名	南海トラフ ケース5			南海トラフ ケース11		
		影響開始 時間（分）	最大津波 到達時間 （分）	最高津波 水位 （T.P. +m）	影響開始 時間（分）	最大津波 到達時間 （分）	最高津波 水位 （T.P. +m）
長崎西 沿岸	西海市	88	167	4	141	167	4
	長崎市	86	282	4	124	160	4
橘湾沿岸	諫早市	117	245	3	145	253	3
	雲仙市	144	166	4	145	169	4
有明海 沿岸	南島原市	130	383	3	144	171	4
	島原市	－	－	－	188	188	3
大村湾 沿岸	大村市	－	－	－	－	－	－
	川棚町	－	－	－	－	－	－
	長与町	－	－	－	－	－	－
	東彼杵町	－	－	－	－	－	－
	時津町	－	－	－	－	－	－
松浦南部 沿岸	佐世保市	84	309	3	156	306	4
	佐々町	170	185	3	170	194	3
	平戸市	91	311	3	160	313	4
松浦北部 沿岸	松浦市	215	357	3	215	358	3
壱岐沿岸	壱岐市	204	537	2	217	537	2
対馬沿岸	対馬市	217	681	2	218	677	2
五島沿岸	小値賀町	161	227	3	163	226	3
	新上五島町	85	150	3	87	150	3
	五島市	83	138	3	84	147	3

市町毎の最高津波水位等（雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動、大村-諫早北西付近断層帯）

地域海岸 区分	市町名	雲仙地溝南縁東部断層帯と 西部断層帯の連動			大村-諫早北西付近断層帯		
		影響開始 時間（分）	最大津波 到達時間 （分）	最高津波 水位 （T. P. +m）	影響開始 時間（分）	最大津波 到達時間 （分）	最高津波 水位 （T. P. +m）
長崎西 沿岸	西海市	67	221	2	5	34	3
	長崎市	7	54	4	5	24	2
橘湾沿岸	諫早市	0	8	5	－	－	－
	雲仙市	0	10	7	－	－	－
有明海 沿岸	南島原市	0	4	6	－	－	－
	島原市	0	5	7	－	－	－
大村湾 沿岸	大村市	－	－	－	1	21	3
	川棚町	－	－	－	8	22	3
	長与町	－	－	－	5	39	2
	東彼杵町	－	－	－	1	18	2
	時津町	－	－	－	8	41	2
松浦南部 沿岸	佐世保市	201	206	2	24	49	3
	佐々町	202	231	2	－	－	－
	平戸市	111	153	2	－	－	－
松浦北部 沿岸	松浦市	－	－	－	－	－	－
壱岐沿岸	壱岐市	－	－	－	－	－	－
対馬沿岸	対馬市	171	340	2	－	－	－
五島沿岸	小値賀町	135	136	2	－	－	－
	新上五島町	67	78	2	－	－	－
	五島市	67	84	3	－	－	－

市町毎の最高津波水位等（対馬海峡東の断層、西山断層及び北方延長部の断層(F60)大すべり左側）

地域海岸 区分	市町名	対馬海峡東の断層			西山断層及び北方延長部の断層(F60)大 すべり左側		
		影響開始 時間（分）	最大津波 到達時間 （分）	最高津波 水位 (T. P. +m)	影響開始 時間（分）	最大津波 到達時間 （分）	最高津波 水位 (T. P. +m)
長崎西 沿岸	西海市	159	197	3	87	105	3
	長崎市	193	281	3	110	191	3
橘湾沿岸	諫早市	－	－	－	－	－	－
	雲仙市	－	－	－	－	－	－
有明海 沿岸	南島原市	－	－	－	－	－	－
	島原市	－	－	－	－	－	－
大村湾 沿岸	大村市	－	－	－	－	－	－
	川棚町	－	－	－	－	－	－
	長与町	－	－	－	－	－	－
	東彼杵町	－	－	－	－	－	－
	時津町	－	－	－	－	－	－
松浦南部 沿岸	佐世保市	136	155	3	58	82	4
	佐々町	－	－	－	－	－	－
	平戸市	118	153	4	34	72	5
松浦北部 沿岸	松浦市	133	188	3	20	76	4
壱岐沿岸	壱岐市	99	112	4	19	37	7
対馬沿岸	対馬市	50	71	5	20	120	3
五島沿岸	小値賀町	146	158	3	58	107	3
	新上五島町	151	169	3	67	142	3
	五島市	168	347	3	79	145	3

（３） 今後の取り組み等

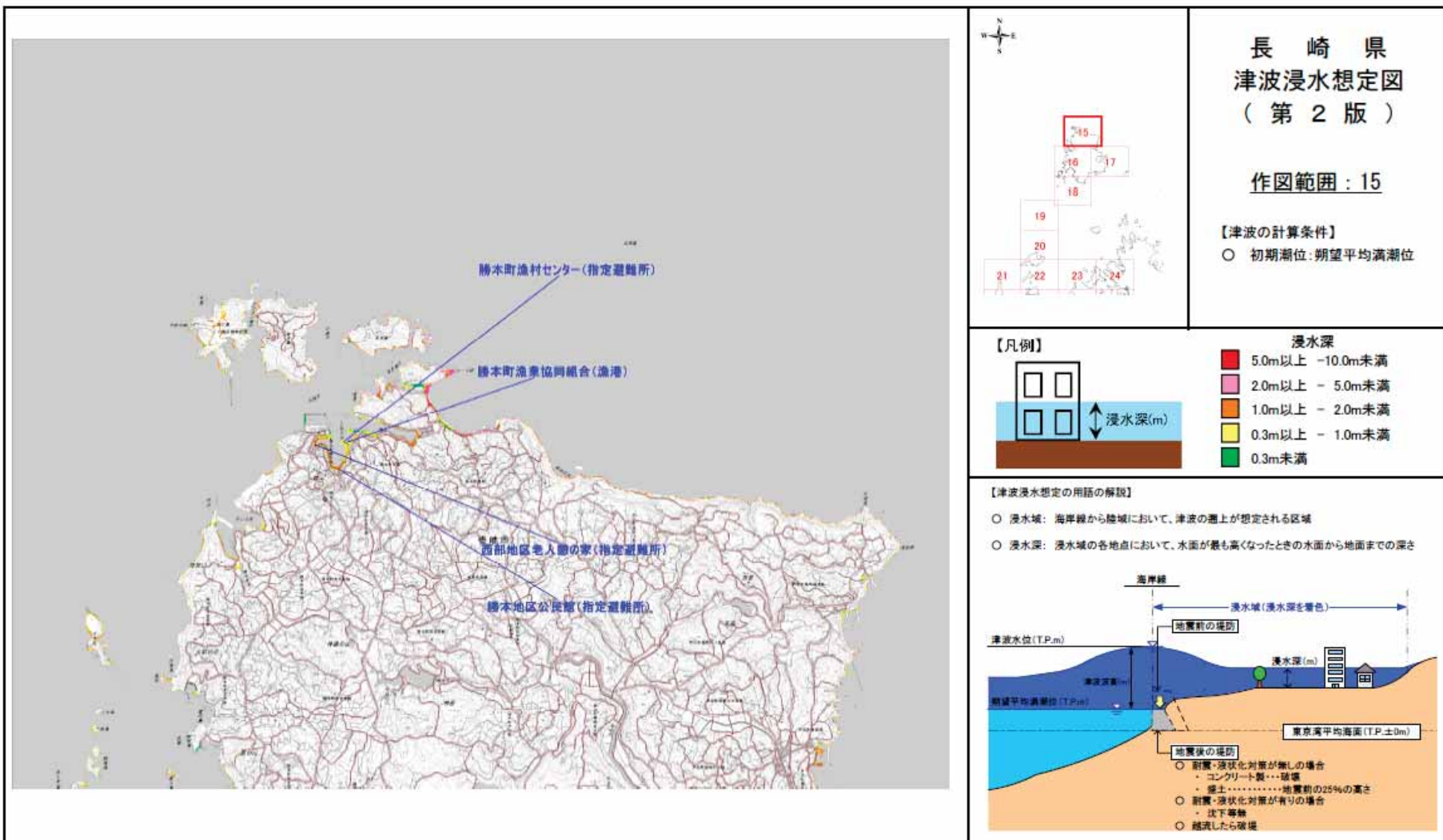
- ・津波法第53 条第1 項の規定により、都道府県は、国が策定した基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」に指定することができるとされており、県では、平成29年3月31日、「津波災害警戒区域」の指定を行っている。
- ・津波法第10 条の規定により、市町村は、国が策定した基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための「推進計画」を作成する

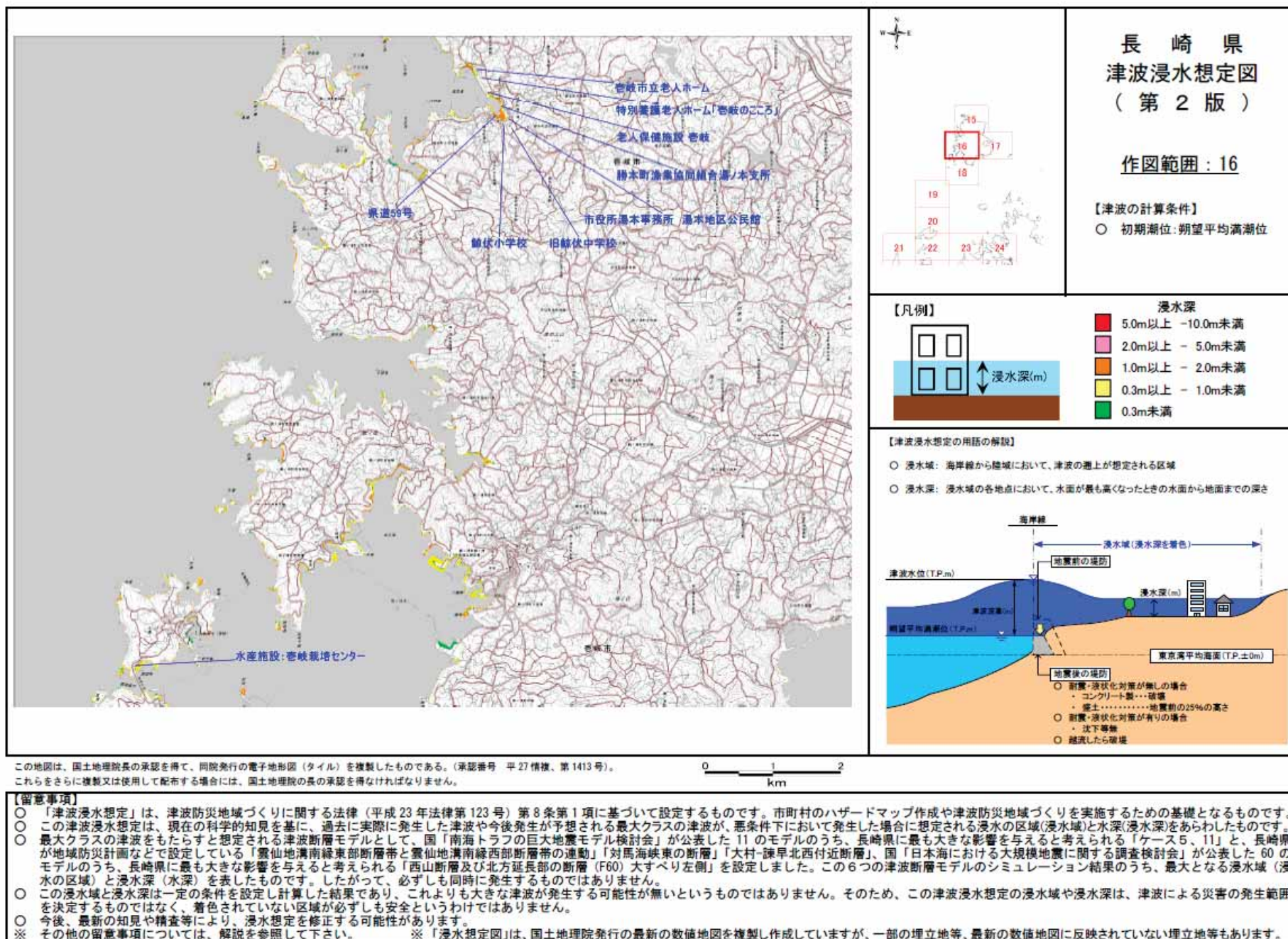
ことができるとされており、市町では、今後、「推進計画」の作成に向けた検討を行うこととなる。

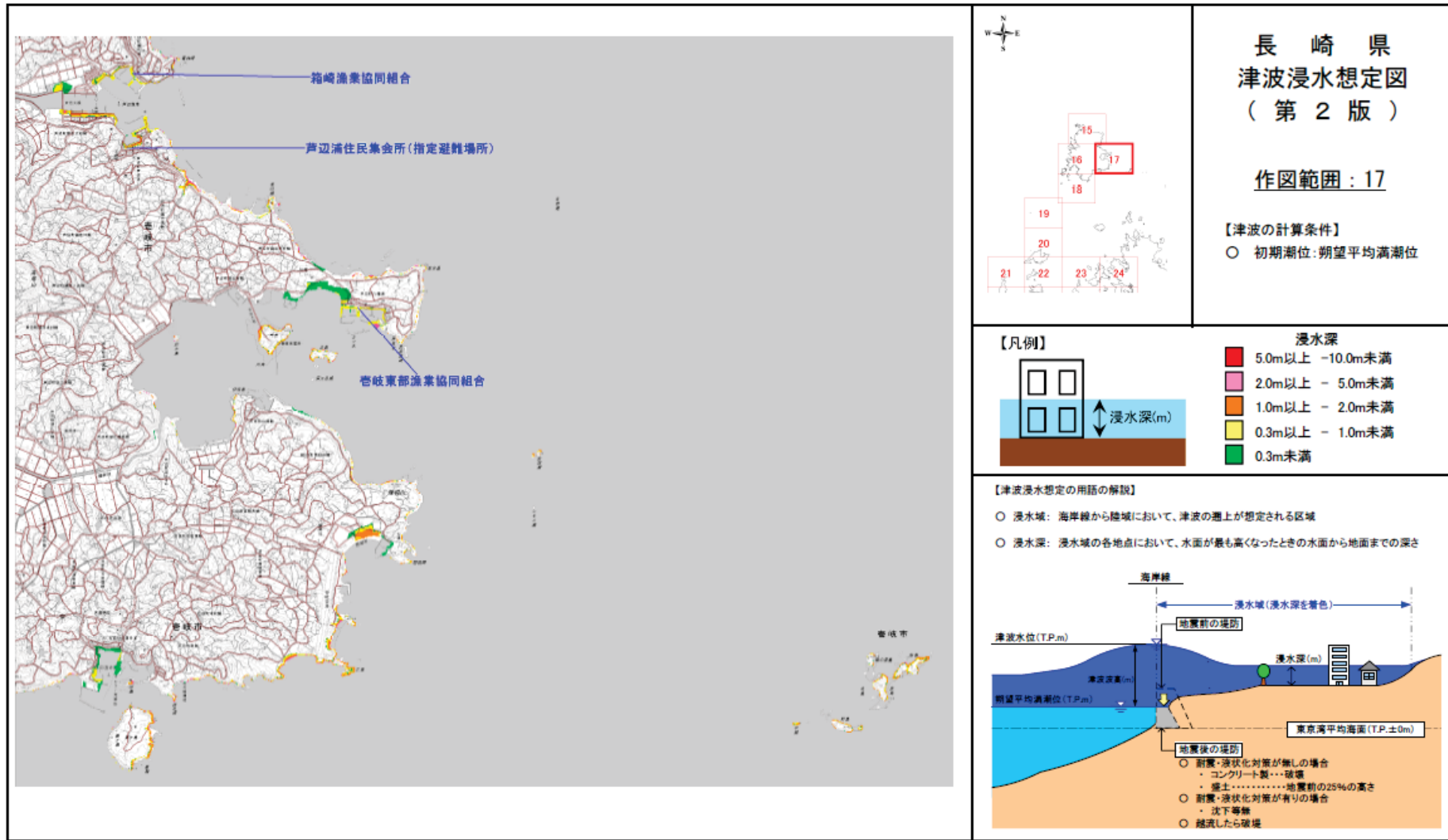
- ・県は、市町の取り組みに対し技術的な支援や助言を行うとともに、今後、総合的な津波防災対策として、関係部局や市町との連絡・協議体制を強化していく。

(4) 津波浸水想定図

ここでは、壱岐市内の津波浸水想定図をそれぞれ示す。





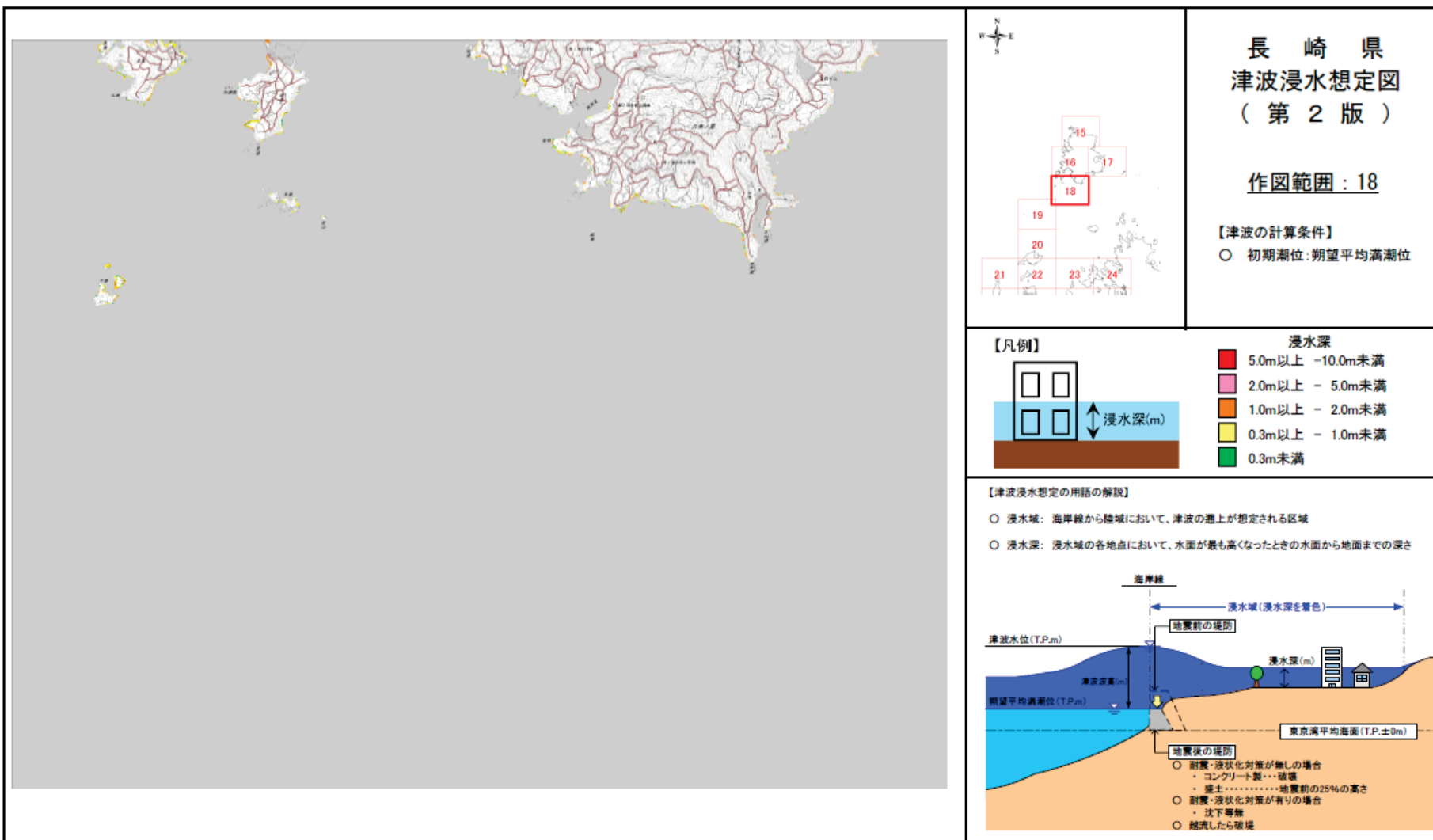


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平27情模、第1413号）。
これらさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

0 1 2
km

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）をあらわしたものです。
- 最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、国「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えられ「ケース5、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」「対馬海峡東の断層」「大村-諫早北西付近断層」、国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した60のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えられ「西山断層及び北方延長部の断層（F60）大すべり左側」を設定しました。この6つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、この津波浸水想定は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 今後、最新の知見や精査等により、浸水想定を修正する可能性があります。
- ※ その他の留意事項については、解説を参照して下さい。 ※ 「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製して作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1413号)。
これらをさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

0 1 2
km

- 【留意事項】
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)をあらわしたものです。
 - 最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、国「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「ケース5、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「震源地溝南縁東部断層帯と震源地溝南縁西部断層帯の連動」「対馬海峡東の断層」「大村-諫早北西付近断層」、国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した60のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えられる「西山断層及び北方延長部の断層(F60)大すべり左側」を設定しました。この6つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域(浸水の区域)と浸水深(水深)を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
 - この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、この津波浸水想定は浸水域や浸水深は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
 - 今後、最新の知見や精査等により、浸水想定を修正する可能性があります。
 - ※ その他の留意事項については、解説を参照して下さい。 ※ 「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製し作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。

5 津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波災害警戒区域」について

平成24年6月13日に「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「津波法」という。）が施行され、津波法第53条第1項の規定により、都道府県は、国が策定した基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」に指定することができるとされており、長崎県では、平成29年3月31日、「津波災害警戒区域」の指定を行っている。

(1) 津波災害警戒区域とは

- ・津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である。
- ・基準水位も併せて公表している。
- ・津波災害警戒区域は、津波浸水想定に基づいて作成している。

(2) 津波災害警戒区域指定の目的

- ・区域指定により、区域を含む市町ではハザードマップの作成や避難訓練の実施、避難場所や避難路の確保等が義務付けられるなど、避難警戒体制の整備が促進される。
- ・基準水位により、津波からの効率的な避難対策が可能となる。津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安となる。



区域：津波浸水想定での区域（浸水深1cm以上）を基本
薄黄色で着色されたメッシュで囲まれた区域が警戒区域となる。

表示：12.5m メッシュごとに基準水位（10 cm単位）を記載

(3) 留意事項

- ・基準水位の算出に用いた「地形（標高）データは、平成21年の地形図の等高線及び平成23年の航空レーザ測量または写真測量の結果をもとにしているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合がある。
- ・津波災害警戒区域の設定は、津波浸水想定図の範囲を基本としているが、地域の実情に留意し安全側となるように、以下のような場合などに基準水位が表示されていない区域をバ

ッファゾーンとして設定している箇所がある。

○沿岸で新たに埋め立てられたところで、それより内陸で基準水位が表示されているが、新たな埋立地等で基準水位が表示されていない場合

○ある程度広いエリアで基準水位が表示されている中で、数区画のみ表示されていない場合

○海水浴場や砂浜等の海域との境界で、基準水位が表示されていない場合

- ・背景地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平27 情複、第1413 号）道路や建物、海岸線河川の形状等が現況と異なっている場合がある。なお、埋立地において新たに埋め立てられた情報を得たものについては追記しているところがある。

（4） 今後の取り組みについて

- ・津波災害警戒区域の指定を受けて、区域を含む市町は津波法第54 条の規定により、市町村地域防災計画において、次の事項を定めることが義務付けられる。

○津波に関する予報又は警報の発令及び伝達

○避難場所、避難経路

○市町村長が行う津波避難訓練の実施

○地下街等・防災上の配慮を有する者の利用施設の名称及び所在地

- ・津波法第55 条の規定により、区域を含む市町はハザードマップの作成・配布が義務付けられる。

- ・市町の地域防災計画で「要配慮者利用施設」に位置付けられた「社会福祉施設、学校、病院」などの施設においては、「避難確保計画」の作成と市町長への報告及び公表、避難訓練の実施などに取り組んでいく必要が生じる。

- ・宅地建物取引業者においては、宅地建物取引業法に基づく「重要事項説明」として、取引対象となる物件が津波災害警戒区域にある旨を説明することが必要となる。（民間事業者に義務化）

- ・県は、市町の取り組みに対し技術的な支援や助言を行うとともに、今後、総合的な津波防災対策として、関係部局や市町との連絡・協議体制を強化していく。

○総合的な支援、助言・・・防災企画課

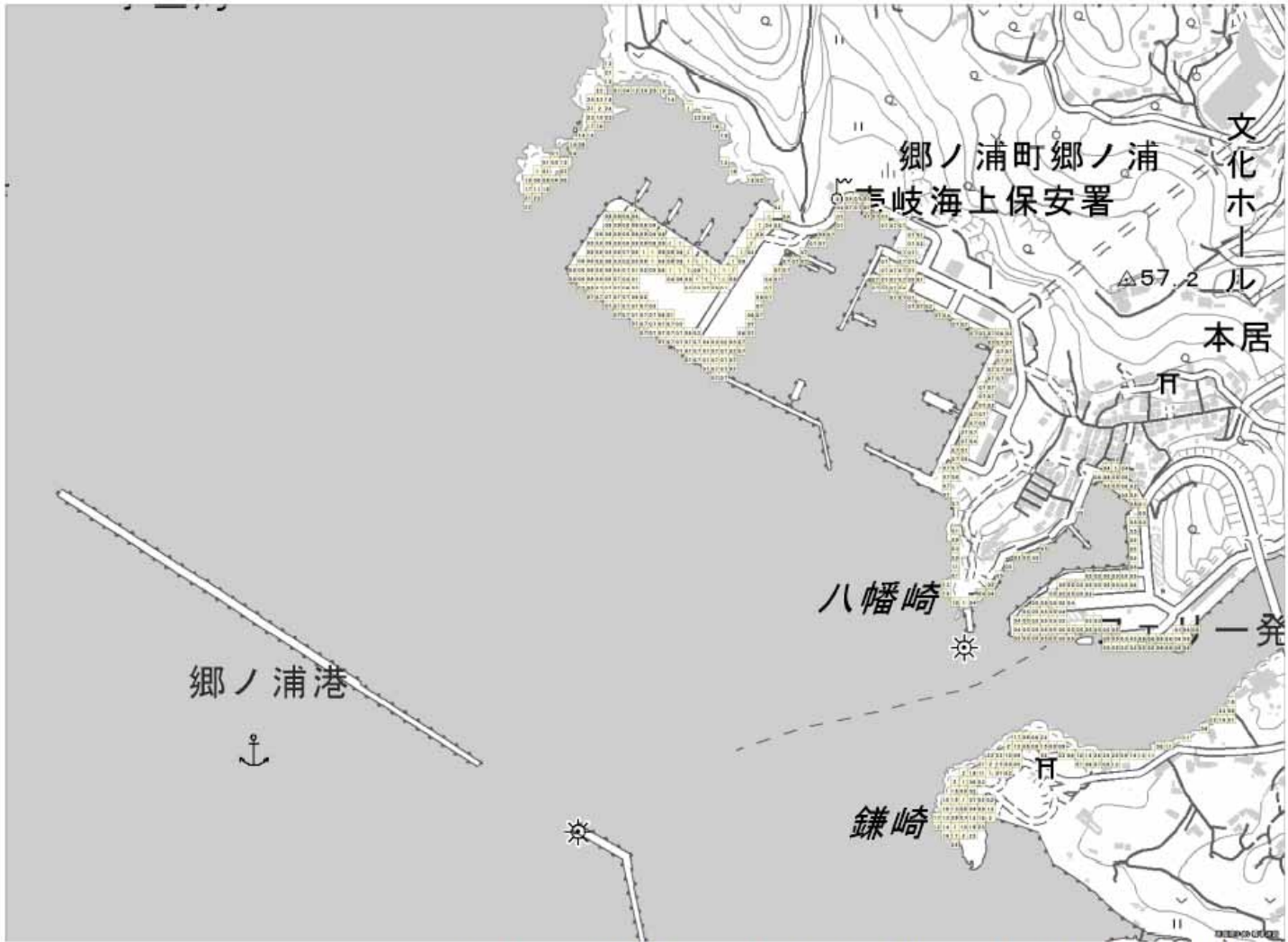
○技術的な支援、助言・・・港湾課

（5） 津波災害警戒区域図

ここでは、壱岐市内の代表的な津波警戒区域図を例示する（郷ノ浦港周辺）。なお、市内85枚の津波災害警戒区域図は、長崎県ホームページで閲覧可能となっている。

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 (梶崎市_57)

[梶岐防]



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1413 号）
これをさらに複製又は使用して配付する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

様式-2
津波災害警戒区域 区域図

＜留意事項＞

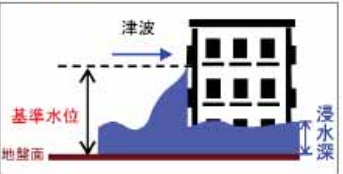
【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律 123 号（以下「法」という））第 53 条第 1 項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第 8 条第 1 項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第 53 条第 2 項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設に避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に構造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）」データは、平成 21 年の地形図の等高線及び平成 23 年の航空レーザー測量または写真測量の結果をもとに作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、平成 27 年 3 月時点の国土地理院による電子地形図（タイル）を複製して作成しており、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。なお、埋立地において新たに埋め立て情報を得たものについては追記しているところがあります。

	津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
	市町村名	梶崎市
	図面番号	57

6 地震防災対策の課題

本市域における地震の被害を軽減していくうえでの課題として、建物の耐震化、出火防止対策、斜面对策の強化、交通・海岸施設の整備、地域防災力の向上などが考えられる。前述のとおり、平成17年度の長崎県の地震等防災アセスメント調査における地震動の想定に加えて、平成23年度の長崎県地域防災計画見直し検討委員会における地震動の想定を考慮しながら、まずは（1）想定活断層による震度・被害予測に基づく各種対策を推進することが必要であるが、近年、活断層が確認されていない地域においても、現に被害の大きな地震が発生していることから、（2）本市中心部直下の震源を想定した震度・被害予測に基づく対策についても、将来的に検討をしていく必要がある。

震災に強い施設等の整備

震災に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。このため、震災に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第2節 地震に強いまちづくり

〔建設部・総務部〕

大規模地震の被害は、建物倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、また、これらにより引き起こされる火災等の二次災害により大きな人的、物的被害を広範囲に及ぼす。

この地震被害を最小限に食い止めるためには、個々の建築物等の耐震化、不燃化の推進に加え、市街地などの面的な視点からの取り組みも必要となる。

こうした観点から、市街地の整備を行う際にも地震災害対応を考慮しながら事業を実施するものとし、土砂崩れ等の災害に備えて実施する、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業や砂防、治山事業についても、緊急度、重要度を考慮し展開する。また、地震に伴い生ずる津波や液状化現象による被害を防止するための対策を計画的に推進する。

1 耐震性の確保

- (1) 建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設の耐震性の強化を図る。
- (2) 耐震設計における基本的な考え方
 - ア 供用期間中に発生する可能性のある一般的な地震に対して、機能に重大な支障を起こさない。
 - イ 直下型地震等高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えない。
- (3) 代替性の確保、多重化等により総合的なシステムの機能確保を図る。
- (4) 主要な道路、港湾等の基幹的な交通・通信施設の耐震設計及びネットワークの充実を図る。

2 郷土保全事業の充実

- (1) 地震に強い郷土の形成を図り、保全事業を総合的、計画的に推進する。
- (2) 土砂災害警戒区域のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定を進めるとともに防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

また、人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調節等の措置ができるよう堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修を行う。

3 地震に強いまちの形成

- (1) 市は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、それに基づく事業の推進を図る。(本章第5節参照)
- (2) 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進し、災害発生時においても機能するような十分な幅員を確保する。
- (3) 老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るため、市街地再開発による市街地の面的な整備を図る。
- (4) 道路、公園等の施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を整備する。
- (5) 防火地域等の活用を図り、避難地、避難路、延焼遮断帯等都市防災上重要となる地域における建築物の不燃化を図る。
- (6) 耐震性貯水槽を学校や公園等へ整備推進する。

4 防災知識普及計画

地震による被害を最小限にとどめるため「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立ち、日ごろから災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には、自らの身の安全を守るように行動することが重要である。

市は、事業所や自主防災組織と協力して、地震・津波に関する知識と防災対応をパンフレット、リーフレット、ポスター、ビデオテープ及び報道機関等の媒体を活用し広く普及を図る。

(1) 市民の啓発

市は、地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震・津波についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

ア 地震・津波・液状化等に関する基礎知識

イ 地震発生時の行動指針等の応急対策

ウ 災害危険区域等に関する知識

エ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識

オ 住宅の耐震、火災予防、非常持ち出し品の準備等の平常時の準備

カ 応急手当等看護に関する知識

キ 高齢者、障害者、乳幼児等の災害弱者への配慮と支援と体制

ク 防災アセスメント結果の公表、周知

ケ 市は、住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ等を作成し、住民等に配布する。

コ 企業に対する防災思想の普及

企業に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

(2) 自主防災組織の活動

ア 防災知識の普及・啓発活動

市は、住民ひとり一人が正しい防災知識をもつように、各自主防災組織に対して研修会等を実施し、平常時及び地震発生時の活動、任務等について確認しておく。

普及・啓発事項として、次のようなことを行う。

(ア) 地震・津波・液状化等に関する基礎的な知識

(イ) 災害危険箇所の把握

(ウ) 情報の収集、伝達体制

(エ) 初期消火、出火防止対策

(オ) 救出救護対策

(カ) 避難誘導対策

(キ) 災害時要援護者対策

イ 自主防災組織内の編成及び任務

組織内においては、各構成員の任務分担を明らかにして、地震発生時の行動に対して万全の備えを整えておく。

(ア) 広報伝達班

(イ) 消火防火班

(ウ) 避難誘導班

(エ) 救出救護班

(オ) 生活物資供給班

ウ 防災訓練の実施

市は、自主防災組織が防災訓練を行うに当たり、他の地域の自主防災組織あるいは他域内事業所とも有機的な連携を図るとともに、市あるいは県の総合防災訓練等にも積極的に参加するように努める。

訓練に際しては、各地域における様々な条件を配慮してきめ細かく実施し、中でも高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分配慮した訓練内容とする。

(ア) 情報の収集及び伝達の訓練

(イ) 出火防止及び初期消火の訓練

(ウ) 避難訓練

(エ) 救出及び救護の訓練

(オ) 炊き出し訓練

(3) 事業所等の自主防災活動

事業所は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じ、次のものについて

行う。

ア 防災訓練

イ 従業者等の防災教育

ウ 情報の収集、伝達体制の確立

エ 火災その他災害予防対策

オ 避難対策の確立

カ 応急救護等

キ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

5 土砂災害予防対策

第2編第1章第1節「風水害に強いまちづくり」に準ずる。

第3節 津波災害予防対策

〔建設部・農林水産部・消防部〕

大規模地震に伴う津波災害を予防するため、海岸保全施設、港湾施設及び漁港施設、河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、津波予警報、避難指示等の伝達体制及び津波監視体制等の確立に努め、地震後の二次災害対策を推進する。

なお、市は、津波による被害のおそれのある地域において建造物等を整備する場合は、津波に対する安全性に十分配慮する。

1 海岸保全施設の整備

本市は、四方を海で囲まれた離島であり、海岸線は出入りが多く、大小の湾入があり、特に西岸一帯は激しく、溺谷の原形を保っている。

このため、海岸保全事業の推進は防災上重要な課題である。市は、津波による被害に対処するため、河川・海岸・漁港施設等の整備（堤防護岸の新設、かさ上げ、補強、防潮水門の設置等）の促進を図る。

2 河川管理施設の整備

市及び河川管理者は、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備する。

3 潮位観測体制の確立

津波等の注意報、警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、避難誘導等の措置が適切に講じられるよう、超音波式津波監視装置等の津波計の設置等、県と協議を進めながら潮位観測体制の確立を図る。さらに沿岸住民に対し、地震を感じた場合は、海面状態に留意するなど自衛措置をとるよう指導する。

なお、過去の津波観測記録は、次のとおりである。

地震発生日	地 震 名	観 測 地 点			
1946. 12. 21	紀伊半島沖南海地震		不明		
1983. 5. 26	秋田県沖日本海中部地震	厳 原	29cm		
1993. 7. 12	北海道南西沖地震	厳 原	20cm	郷ノ浦	17cm
2024. 1. 1	能登半島地震	比田勝	30cm	郷ノ浦	20cm

4 津波予警報、避難指示等の伝達体制の整備

住民等に対し、津波予警報等の伝達手段として、緊急告知放送の整備を促進するとともに、サイレン、広報車等多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

なお、夜間、休日の情報伝達体制についても整備しておく。また、気象庁からの地震・津波情報の迅速かつ確実な受信のため、緊急情報衛星同報システム等の整備を推進する。さらに、海岸及び港湾の管理者に対し、観光客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

5 防災施設の未整備地区に対する措置

防潮堤等、海岸、港湾、漁港施設の整備を促進するとともに、津波注意報、警報が発表された場合は、巡回、潮位観測等の警戒体制をとる。

6 津波警戒の周知徹底

津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の地域住民も参加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。また、地域ごとの津波避難計画の策定に努める。

(1) 一般住民に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をスマートフォン、テレビ、緊急告知放送等を通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波予警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- エ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- オ 津波注意報でも、海水浴や釣りは危険なので海岸から離れる。

(2) 船舶に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い地域）に退避する。
- イ 正しい情報をラジオ、無線等を通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波予警報が発表されたときは、直ちに港外に退避する。
- エ 港外に退避できない小型船舶は、高いところに引き上げて固縛する等最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

7 避難場所の確保

- (1) 指定した避難場所、避難路について誘導標識等を設置し、住民に対して周知を図る。
- (2) 海岸や海浜部に位置する公園についても避難場所として適当と認められる場合、避難路の確保、避難誘導の伝達体制の充実等に努める。

第4節 建築物等の予防対策

〔建設部・教育部・消防部〕

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

1 公共建築物の耐震性強化

- (1) 公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また、災害時要援護者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求されるため、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- (2) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。
- (3) 防火管理者の選任
消防本部の指導により、学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を選任し、火災予防の徹底を図る。

2 教育施設の耐震性強化

- (1) 校舎等の耐震性の強化
校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。
- (2) 設備・備品等の安全管理
設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、震災時において、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。
- (3) 水泳プールの防災機能等の整備
震災時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

3 一般建築物の耐震性強化

- (1) 一般建築物についても、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行い、地震に対する安全性の向上を図る。
- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。
- (3) 住民等への意識啓発
ア 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

イ 専門家の協力による指導・啓発

(ア) 建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制の整備を図る。

(イ) 地震により被災した建築物の安全性を判定し、また余震等による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、応急危険度判定体制の整備を図る。

体制の整備に当たっては、建築士等を対象とした判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるとともに、判定士の事前登録の制度化等について検討していく。

4 特殊建築物等の安全化

(1) 特殊建築物の定期報告

旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が、建築士等に維持保全の状況等について、定期的に調査・検査をさせて、その結果を報告する建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的防火検査の実施

前記に掲げた特殊建築物等多人数に供される施設については、消防本部の協力を得て防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保に対して積極的な指導を推進する。

5 落下物・ブロック塀等

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

6 コンピューターの安全対策

地震発生の際、庁舎内等の電算室に設置しているコンピューターの一時停止に対する平常時よりの防災対策として電算室内での人的被害を最小とするとともに、速やかにコンピューターを再稼働させることを目標としていく。また、停電に備え自家発電設備の整備が必要である。

(1) 建物に関すること

ア 天井、照明器具の落下防止

イ フリーアクセス床の跳ね上がりや落下防止

ウ 壁・窓ガラスの破損防止

エ 避難エリア・通路の確保

(2) コンピューターに関すること

ア 機器の移動・転倒防止

- イ ケーブルの断線やコネクタのゆるみ防止
- ウ データファイルの破損防止
- (3) 電源、空調及び回線設備等に関すること
 - ア 電話設備及び空調設備の固定
 - イ 地震感知器による自動停止
 - ウ 非常用電源の確保
 - エ 水道配管の破損防止と補給水の手当
 - オ 庁内LAN回線の被害防止
 - カ NTT通信回線等の地方機関との回線の確保
 - キ 自動消火設備の設置
- (4) 什器・備品に関すること
 - ア データファイルの別室への二重保管
 - イ 移動式データテープ保管棚の転倒防止
 - ウ ロッカー類の転倒防止
- (5) ソフト面の防災対策
 - ア 防災体制の明確化
 - イ 地震時の処置・手順要領の作成と周知徹底
 - ウ ファイルの二重分散保管
 - エ 復旧連絡網の整備

節	節 名	風水害対策編 参 照 ページ	各 節 の 使 用 方 法
第5節	ライフライン施設等の予防対策	25	「第2編 風水害対策編」を参照 のうえ、使用する。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

〔全部署〕

地震防災対策特別措置法の規定に基づき、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成13年度以降を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震対策の万全を期する。

迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような災害応急対策への事前の備えについて対策を講ずる。

節	節 名	風水害対策編 参 照 ペ ー ジ	各 節 の 使 用 方 法
第7節	職員の配備体制	26	「第2編 風水害対策編」を参照 のうえ、使用する。
第8節	情報通信連絡網の整備	29	
第9節	相互応援体制の整備	31	

第10節 消防体制の整備

[総務部・消防部]

地震・津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、市は消防機関と連携をとりながら消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第7節「消防体制の整備」に準ずる。ただし、次の事項については、特に留意して対策を推進する。

1 出火防止

市及び消防本部は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- イ 耐震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- ウ 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
- カ 特に、寝たきり老人、独居老人、身体障害者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。
- キ 住宅用火災警報器の設置を指導する。

(2) 職場に対する指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導体制の総合的な整備を図る。
- エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- オ 自主防災組織の育成指導を行う。

カ 不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。

キ 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理するよう指導する。

2 初期消火

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、市及び消防本部は、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

- ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。
- イ 婦人による家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。
- ウ 幼年期における防火教育を推進するため、保育・幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

(2) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- ア 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

節	節 名	風水害対策編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第11節	医療救護体制の整備	35	「第2編 風水害対策編」を参照のうえ、使用する。
第12節	緊急輸送活動対策	37	
第13節	避難収容対策	40	
第14節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	46	

防災行動力の促進

地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、災害時要援護者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

節	節 名	風水害対策編 参 照 ペ ー ジ	各 節 の 使 用 方 法
第15節	防災訓練の実施	48	「第2編 風水害対策編」を参照 のうえ、使用する。
第16節	防災知識の普及	51	
第17節	自主防災組織等の育成	54	
第18節	避難行動要支援者の安全確保	56	
第19節	ボランティアの受入れ	63	

活動体制の確立

地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、市は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない状態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第1節 応急活動体制の確立

〔全部署〕

市域に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防ぎ、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 災害対策本部

災害対策本部の設置・組織及び所掌事務等については、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。ただし、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ市長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

2 地震発生時の緊急配備体制

配備体制については、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。ただし、地震災害時における体制配備時期については、次のとおりである。

配備区分	配 備 時 期	配備内容	配備人員
災害警戒本部	災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報などにより、各種災害の発生が予測されるとき及び震度4の地震が発生又は津波注意報が発表されたとき	災害への警戒、市民への啓発活動体制	災害関係課等の指定された職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制
災害対策本部 (第1次配備)	比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生す	災害に対する情報収集体制	災害対策本部の本部員また各班の指定さ

配備区分	配 備 時 期	配備内容	配備人員
	るおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき		れた職員
災害対策本部 (第2次配備)	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき（震度5弱・5強の地震発生及び津波警報が発令された場合）	災害に対する応急対策を実施する体制	災害対策本部の本部員また各班の指定された職員
災害対策本部 (第3次配備)	特に甚大な被害が発生し又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき（震度6弱以上の地震発生の場合）	市の全機能をあげて防災活動を実施する体制	全職員
特 別 配 備	被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	本部長が指定した部・班をもって編成して、防災活動を実施する態勢	本部長が必要と認める人員
(注意) 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては臨機応変の配備体制を整える。			

節	節 名	風水害対策編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第2節	情報伝達体制の確立	77	「第2編 風水害対策編」を参照のうえ、使用する。
第3節	災害救助法の適用及び運用	81	
第4節	広域応援体制	88	
第5節	自衛隊への災害派遣要請	91	
第6節	県防災ヘリコプターの出動要請	96	
第7節	労働力の確保	97	
第8節	ボランティアとの連携	100	

初動期の応急対策

地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（災害時要援護者への支援含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第9節 地震情報・津波予報等の収集・伝達

〔総務部・消防部〕

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、地震、津波情報等は基本的な情報である。このため、市は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、住民等に伝達する。

具体的な計画については、第2編第2章第9節「気象予警報等の収集・伝達」に準ずる。なお、気象庁から発表される津波予報、地震及び津波に関する情報については以下のとおりである。

1 津波予報、地震及び津波に関する情報

(1) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、事故別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から

	動階級1以上を観測した場合	10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知委した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

（注）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

（2）地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料

地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版) 発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を胃炎する資料(地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある)
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、(毎月の都道府県内及び)その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の新府県などをとりまとめた資料

(3) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さの区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ. 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(4) 津波情報

ア. 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^{（注2）} や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発報される津波の高さ等」の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注3）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注4）

（注1）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（注2）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（注3）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し

て、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値(注))の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ. 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的

に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(5) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (注)(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため海に入っている作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

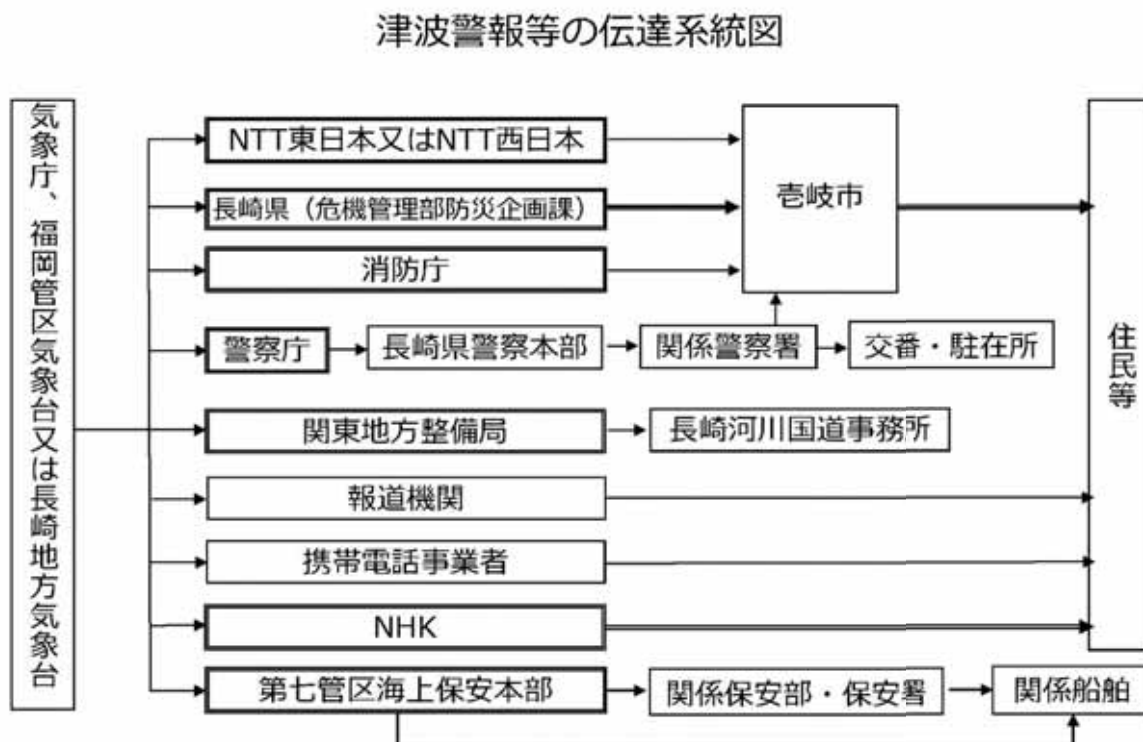
(注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

(6) 震度情報に用いる震度計設置状況（壱岐市）

設置者	所在地	観測点名称
防災科学技術研究所	郷ノ浦町本村触504-2	壱岐市郷ノ浦町
長崎県	勝本町西戸触182-5	壱岐市勝本町
	芦辺町芦辺浦562	壱岐市芦辺町
	石田町石田西触1290	壱岐市石田町

気 象 庁	芦辺町中野郷本村触15	壱岐市芦辺町中野郷

(7) 津波警報等の伝達系統図



注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注3）長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合。

注4）緊急通報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

節	節 名	風水害対策編 参 照 ペ ー ジ	各 節 の 使 用 方 法
第10節	災害情報・被害情報の収集・伝達	115	「第2編 風水害対策編」を参照 のうえ、使用する。
第11節	広報体制の確立	121	

第12節 水防活動

〔建設部・消防部〕

地震災害時は、災害状況によっては護岸破損等により、水防活動を行う事態が予想される。

このため、市は、消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防活動を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第12節「水防活動」に準ずる。ただし、地震時の河川等施設被害の拡大防止については、次のとおりである。

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、ため池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川・海岸施設の早期復旧

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川・海岸施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) ダム施設応急対策

ダム管理所との連絡を密にし、被害の拡大防止を図る。

(5) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難体制の強化

水防法第15条第1項第4号に定める施設についても、第2編第2章第12節「水防活動」に準ずる。

なお、警戒区域内にある要配慮者が利用する施設は、下表のとおりである。

番号	施設名	所在地
1	壱岐市立老人ホーム	勝本町本宮南触1323-7
2	介護老人保健施設 壱岐	勝本町本宮南触236

節	節 名	風水害対策編 参 照 ページ	各 節 の 使 用 方 法
第13節	土砂災害等の防止対策	127	「第2編 風水害対策編」を参照 のうえ、使用する。

第14節 消防活動

〔総務部・消防部〕

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、市は住民、自主防災組織、事業所等と協力して、出火防止と初期消火を実施するとともに、消防機関等との連携をとりつつその全機能を挙げて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

地震によってもたらされる被害のうち、最も大きいものが地震火災である。

地震火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限にくい止めるため、消防本部及び消防団は、全機能を挙げて、次の基本方針により消防活動を行う。

なお、具体的な消防活動については、第2編第2章第14節「消防活動」に準ずる。

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(2) 人命の安全優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

ア 住宅密集地域の火災危険区域

イ がけ崩れ、崩壊危険箇所

ウ 津波等による浸水危険区域

エ 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

(4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(7) 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。

(8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。

(9) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急・救助活動を行う。

第15節 避難の指示、誘導

〔総務部・市民部・教育部・消防部〕

大規模地震発生時においては、土砂災害、家屋倒壊、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、災害時要援護者についても十分考慮する。

具体的な計画については、第2編第2章第15節「避難の指示、誘導」に準ずる。なお、津波に関する避難指示等については以下のとおりである。

1 津波避難指示についての留意事項

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を覚知した場合には、津波警報等の情報が入手できない場合にも、直ちに避難指示を行う。
- (2) 地震発生時に市長と連絡がとれない場合には、①副市長、②総務部長の順で権限を委任する。

節	節 名	風水害対策編 参 照 ペ ー ジ	各 節 の 使 用 方 法
第16節	救急・救助	141	「第2編 風水害対策編」を参照 のうえ、使用する。
第17節	交通の確保及び規制	143	
第18節	緊急輸送	146	
第19節	医療救護	149	
第20節	避難行動要支援者への緊急支援	151	

事態安定期の応急対策

地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する。

節	節 名	風水害対策編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第21節	避難所の開設・運営	154	「第2編 風水害対策編」を参照 のうえ、使用する。
第22節	食料の供給	158	
第23節	給水	161	
第24節	生活必需品の給与	164	
第25節	防疫・保健衛生対策	166	
第26節	廃棄物の処理及び障害物の除去対策	168	
第27節	行方不明者の捜索及び遺体の処理等	170	
第28節	住宅の供給確保	173	
第29節	文教対策	175	
第30節	義援金品の受入れ・配分	179	
第31節	農水産業災害の応急対策	180	
第32節	ライフライン施設の応急対策	191	

節	節 名	風水害対策編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第1節	災害復旧・復興	192	「第2編 風水害対策編」を参照 のうえ、使用する。
第2節	被災者の生活再建等への支援	196	
第3節	産業復興の支援	206	
第4節	激甚災害の指定	208	

第1章 海上災害対策

第1節 災害予防計画

[総務部・農林水産部・消防部]

船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合及び船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、各種対策を講ずる。

1 災害予防体制の確立

市及び消防本部は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資器材等の整備促進に努める。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。
 - ア 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - イ 漁業無線局の気象情報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- (8) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導する。
 - ア 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
 - イ 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

- ウ 漁船乗務員の養成と資質の向上
- エ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
- オ 海難防止に対する意識の高揚

2 流出油等災害予防対策

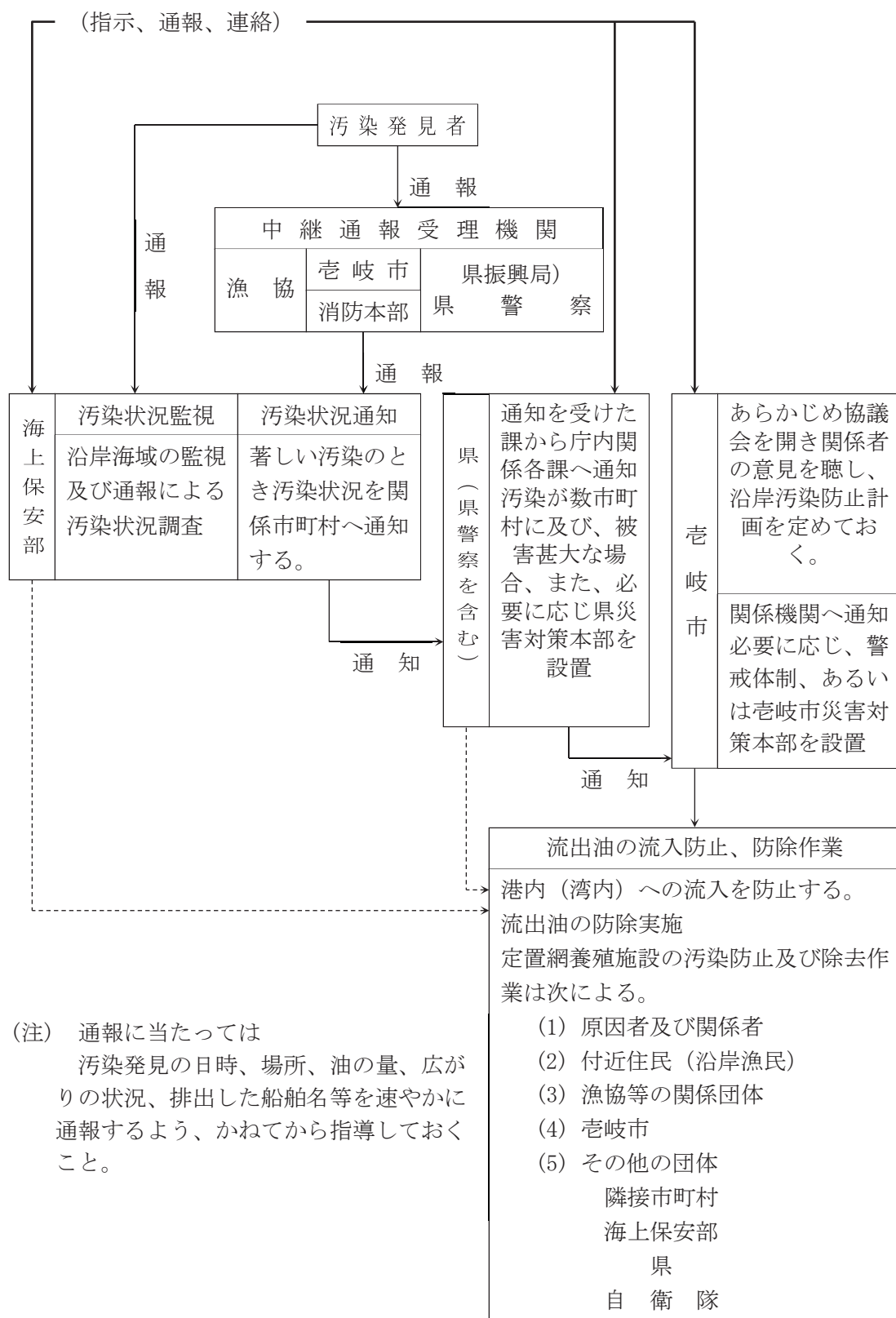
市及び消防本部は関係機関と相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため前記1に加え、特に以下の点に留意しながら予防体制の確立を図る。

- (1) 海上保安部から流出油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、港内等への流入を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ、市対策本部を設置する。
- (2) 前項の港内等への流入を防止することができない場合又は、防止の暇がなく、港内等へ流入し漂流、漂着した場合には、時間の経過、あるいは、気温の上昇により、汚染範囲が拡大し、作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに防除作業を行う。

防除作業の基準は、次の要領で実施する。

- ア 定置網、養殖施設等に付着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行う。
- イ 部分的に、少量の流出油等の防除は、関係者が自主的に行う。
- ウ 油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- エ 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- オ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- カ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - (ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとで行う。
 - (イ) 消火器具の配備
 - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
 - (エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
- キ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。
- ク 関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には、市で実施し、大量にて時期を失すると、二次汚染のおそれがあり、市単独では、困難と認められる場合には、県及び隣接市町への応援要請を行う。

流出油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等の系統図



第2節 災害応急対策計画

〔総務部・農林水産部・消防部〕

海上災害発生時には、船舶やヘリコプターを活用して一刻も早く乗客・乗員のもとにかけつけ捜索・救助活動を開始することが必要である。そのためには、基本的かつ的確な情報収集に努め、県及び防災関係機関に速やかに連絡する。また、流出油あるいは燃料への引火、炎上等の二次災害の発生にも備え、被害軽減のための体制を確立する。

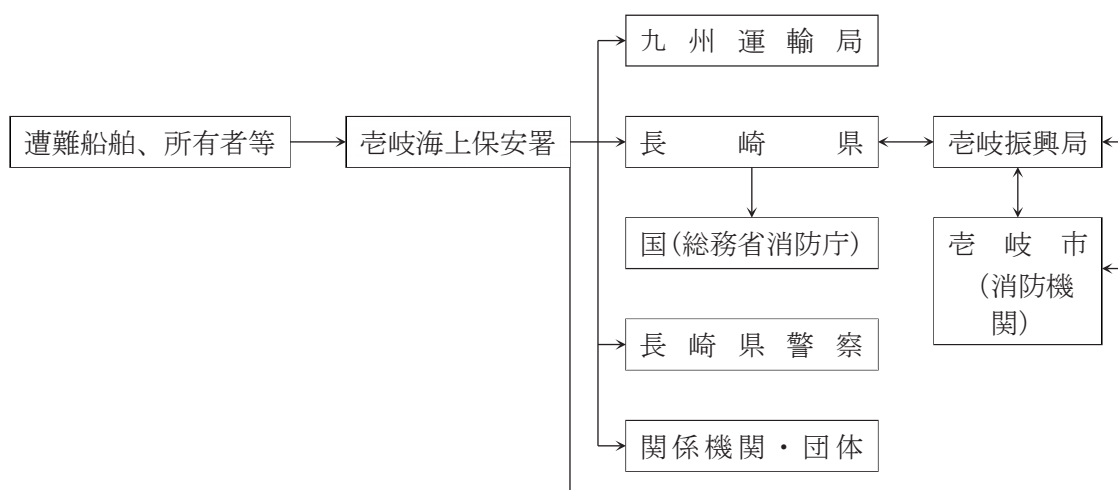
1 災害応急体制の確立

市は関係機関と連携を図り、人命救助を第一に必要な応急対策を講ずる。

(1) 情報通信

市は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統図



(2) 広報

海難発生時の広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 海難の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

(ア) 海難の状況

(イ) 旅客及び乗組員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行う。

(5) 救助・救出活動

海難発生時における救助・救出活動については、第2編第2章第16節「救急・救助」の定めによるほか、次により実施する。

ア 遭難船舶を認知したときは、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶、車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

2 流出油等災害応急対策

海上における油流出等の災害が発生した場合は、乗客・乗員の安全確保を第一に、環境への影響を最小限におさえるため、特に以下の点に留意しながら関係機関と協力し必要な応急対策を講ずる。

(1) 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めによるほか、次により実施する。

ア 旅客及び地域住民等への広報

市は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、旅客及び地域住民に対して次の事項について広報を実施する。

(ア) 油等大量流出事故災害の状況

(イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(ウ) 海上輸送復旧の見通し

(エ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(オ) その他必要な事項

(2) 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

事故の原因者等は、速やかに壱岐海上保安署に通報するとともに、排出油の防除活動を実施する。

市は、油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資器材を迅速に調達し、流出油等による被害の軽減に努める。

第2章 航空災害対策

第1節 災害予防計画

〔総務部・消防部〕

市内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、市は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

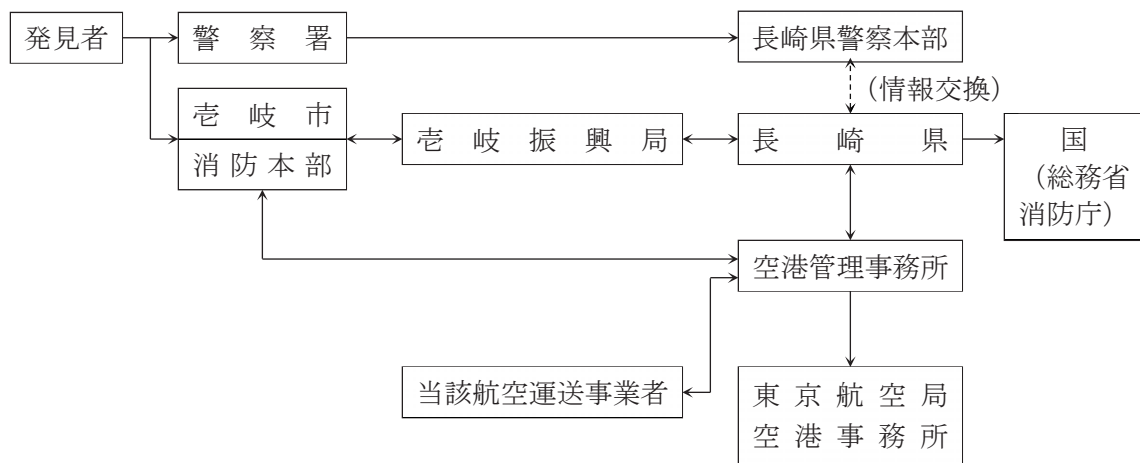
1 情報通信手段の確保

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

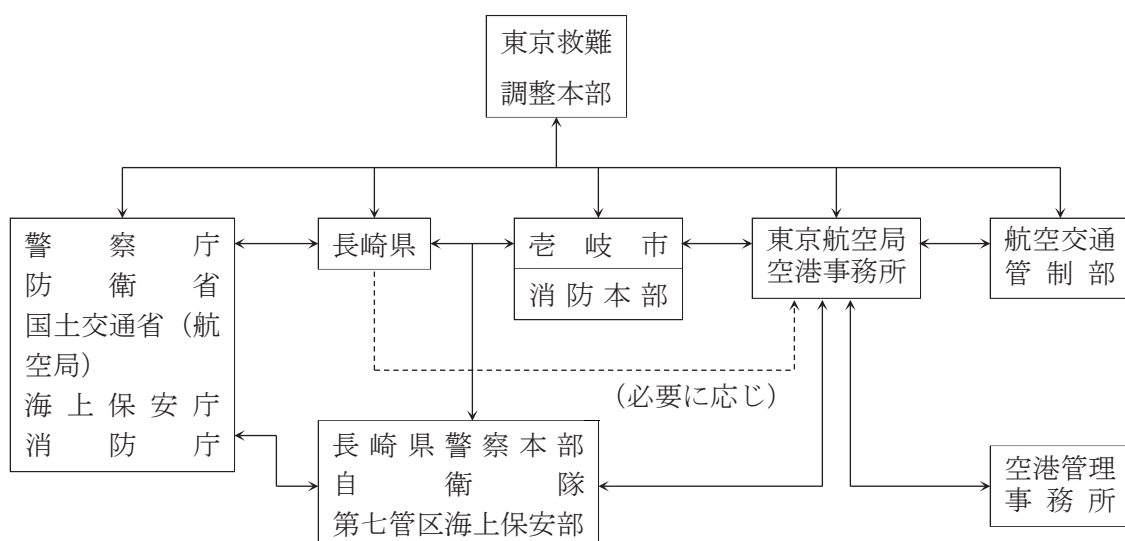
- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統

※ 発生地点が明確な場合



※ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



（注）救難調整本部は、通常、東京空港事務所に設けられる。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

（1）被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

（2）旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

第2節 災害応急対策計画

〔総務部・消防部〕

航空機の墜落事故は、必ずといっていいほど人的被害をともなう。現場が山間地であれば救急・救助作業は困難をきわめ、人家密集地であれば人的・物的被害が一段と拡大する。したがって、市、県、国と各レベルで防災関係機関相互の連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を整えるとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

2 救助・救出活動

航空災害時における救助・救出活動については、第2編第2章第16節「救急・救助」の定めるところにより実施する。

3 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第2編第2章第19節「医療救護」の定めるところにより実施する。

4 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- (2) 市及び消防機関は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

5 行方不明者の搜索及び遺体の収容

第2編第2章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の処理等」の定めるところにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

6 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第17節「交通の確保及び規制」の定めるところにより必要な交通規制を行う。

7 防疫及び廃棄物処理

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第2編第2章第25節「防疫・保健衛生対策」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、第26節「廃棄物の処理及び障害物の除去対策」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

8 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより実施する。

9 広域応援要請

災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国への応援を要請する。

第3章 道路災害対策

第1節 災害予防計画

〔建設部〕

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急・救助活動や消火活動等が必要とされている災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図る必要がある。

1 道路施設の点検

市は他の関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 道路施設の安全性の強化

- (1) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。
- (2) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- (3) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずる。
- (4) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- (5) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

第2節 災害応急対策計画

〔建設部〕

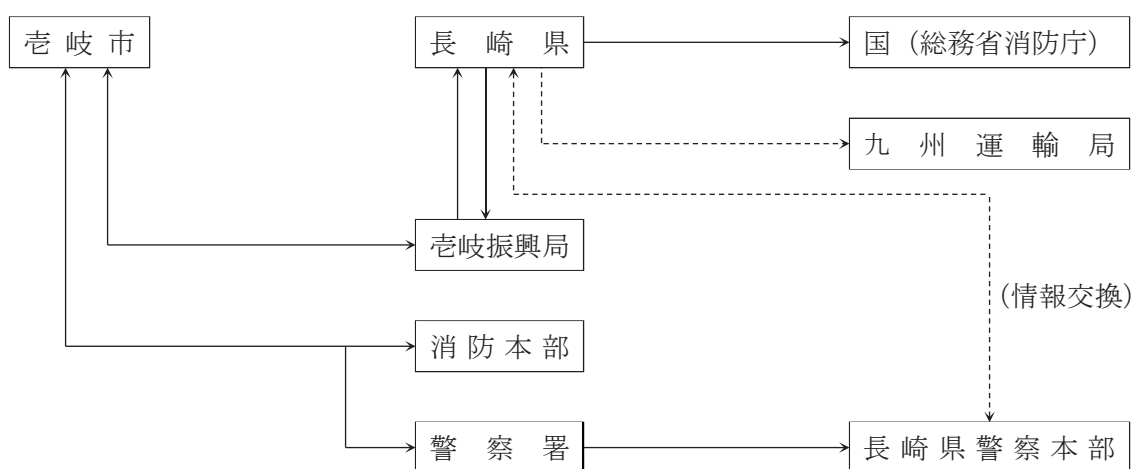
大規模な道路災害が発生した場合は、近隣市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて災害応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施する。

1 情報通信の実施

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統図



2 災害広報の実施

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア 道路災害の状況

- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第2編第2章第16節「救急・救助」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第2編第2章第19節「医療救護」の定めるところにより実施する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、第2編第2章第14節「消防活動」の定めるところにより実施する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第2編第2章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の処理等」の定めるところにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制の実施

道路災害時における交通規制については、第2編第2章第17節「交通の確保及び規制」の定めるところにより実施する。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本編第4章「危険物等災害対策」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより自衛隊に対し災害派遣を要請する。

11 広域応援要請

災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国への応援を要請する。

第4章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

〔総務部・消防部〕

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物施設等の把握

市及び消防本部は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。市内の危険物施設等については資料7-7を参照のこと。

2 情報通信手段の確保

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

3 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めるところによるほか次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

エ 医療機関等の情報

オ 関係機関の実施する応急対策の概要

カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

市及び消防本部は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

第2節 災害応急対策計画

〔総務部・消防部〕

市の区域に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、近隣市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

1 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

2 災害拡大防止活動

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

3 消防活動

- (1) 消防機関は、事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施する。
- (2) 消防機関は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

4 避難措置の実施

人命の安全を確保するため、第2編第2章第15節「避難の指示、誘導」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

5 救助・救出及び医療救護活動

第2編第2章第16節「救急・救助」及び第19節「医療救護」の定めるところにより、被災者の救助・救出及び医療救護活動を実施する。

また、第27節「行方不明者の捜索及び遺体の処理等」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

6 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第17節「交通の確保及び規制」の定めるところにより必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

第2編第2章第5節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

8 広域応援要請

災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国へ応援を要請する。

第5章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

〔農林水産部・総務部・消防部〕

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

1 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (1) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (2) 入林の許可・届出等について指導する。
- (3) 火災警報発令又は気象条件の急変条件の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (4) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

2 火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (1) 森林法及び市条例の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (2) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (4) 火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

3 消火資機材等の整備

林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

4 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 火災気象通報

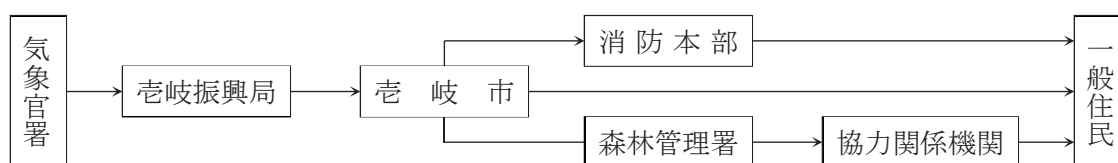
火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の発表基準は、第2編第2章第9節「気象予警報等の収集・伝達」を参照のこと。

(2) 伝達系統

通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防機関、長崎森林管理署へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。

また、市長は、火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



第2節 災害応急対策計画

〔農林水産部・総務部・消防部〕

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

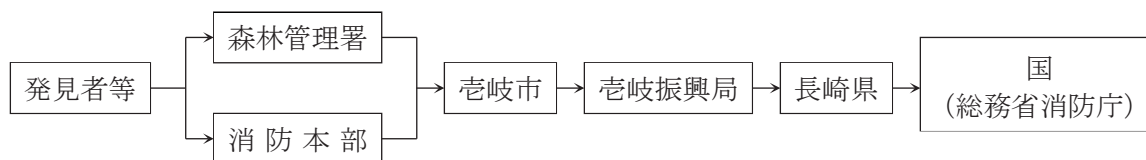
また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

1 情報連絡体制の確保

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統



2 災害広報の実施

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

市及び消防本部は他の関係機関と連携を図りながら、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

市及び消防本部は他の関係機関と連携を図り、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

市及び消防本部は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置、関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第2編第2章第6節「県防災ヘリコプターの出動要請」に基づく県防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。
- (3) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリポートの適地をあらかじめ選定しておく。

5 避難措置

人命の安全を確保するため、第2編第2章第15節「避難の指示、誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第17節「交通の確保及び規制」の定めにより必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

8 広域応援要請

災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国へ応援を要請する。

9 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

1 防災関係基本資料

1－1 防災関係機関一覧表

機 関 名	所 在 地	電話番号
長 崎 県 防 災 企 画 課	長崎市尾上町3－1	095－824－1111
長 崎 県 壱 岐 振 興 局	郷ノ浦町本村触570	0920－47－1111
壱 岐 保 健 所	郷ノ浦町本村触620－5	0920－47－0260
壱 岐 家 畜 保 健 衛 生 所	芦辺町国分本村触1385－1	0920－45－3031
壱 岐 警 察 署	郷ノ浦町本村触551	0920－47－0110
永 田 ダ ム 管 理 事 務 所	郷ノ浦町永田触	0920－47－1036
勝 本 ダ ム 管 理 事 務 所	勝本町新城西触	0920－42－2117
男 女 岳 ダ ム 管 理 事 務 所	芦辺町箱崎本村触	0920－45－4215
海 上 自 衛 隊 壱 岐 警 備 所	勝本町東触2776－6	0920－42－0167
壱 岐 海 上 保 安 署	郷ノ浦町郷ノ浦648－5	0920－47－0508
厳原労働基準監督署郷ノ浦駐在事務所	郷ノ浦町本村触620－4	0920－47－0467
対馬公共職業安定所壱岐出張所	郷ノ浦町本村触620－4	0920－47－0054
郷 ノ 浦 郵 便 局	郷ノ浦町郷ノ浦176	0920－47－0331
(株)NTTフィールドテクノ福岡設備部 F S C 福岡ユニット壱岐センター	郷ノ浦町本村触523	0920－47－1004
九州電力(株)壱岐配電事業所	芦辺町諸吉大石触427－4	0920－45－3470
壱 岐 医 師 会	石田町石田西触1071-1	0920－44－5700
壱 岐 市 福 祉 事 務 所	郷ノ浦町本村触562	0920－48－1111
壱 岐 市 消 防 本 部	芦辺町中野郷西触411-2	0920－45－3037

1－2 壱岐市防災会議条例 (平成16年3月1日 条例第14号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、壱岐市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 壱岐市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 3人以内
- (2) 長崎県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 2人以内
- (3) 長崎県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
- (4) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 3人以内
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 4人
- (8) 消防長
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命するもの2人以内

6 前項第4号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長崎県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則(平成20年3月17日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 壱岐市防災会議委員名簿

No.	役 職	根拠条例
1	市 長	条例3条2項
2	壱 岐 海 上 保 安 署 長	条例3条5項1
3	自衛隊長崎地方協力本部壱岐駐在員事務所長	条例3条5項1
4	海上自衛隊対馬防備隊壱岐警備所長	条例3条5項1
5	壱 岐 振 興 局 長	条例3条5項2
6	壱 岐 保 健 所 長	条例3条5項2
7	壱 岐 警 察 署 長	条例3条5項3
8	九州電力送配電(株)壱岐配電事業所長	条例3条5項4
9	(株)NTTフィールドテクノ福岡設備部 FSC福岡ユニット壱岐センター長	条例3条5項4
10	勝 本 郵 便 局 長	条例3条5項4
11	教 育 長	条例3条5項5
12	壱 岐 市 消 防 団 長	条例3条5項6
13	総 務 部 長	条例3条5項7
14	企 画 振 興 部 長	条例3条5項7
15	市 民 部 長	条例3条5項7
16	農 林 水 産 部 長	条例3条5項7
17	建 設 部 長	条例3条5項7
18	保 健 環 境 部 長	条例3条5項7
19	議 会 事 務 局 長	条例3条5項7
20	消 防 長	条例3条5項8
21	壱 岐 市 男 女 共 同 参 画 推 進 懇 話 会	条例3条5項9
22	壱岐市民生児童委員協議会連合会女性代表	条例3条5項9

1－4 壱岐市災害対策本部条例 (平成16年3月1日) 条 例 第 15 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、壱岐市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもってこれに充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

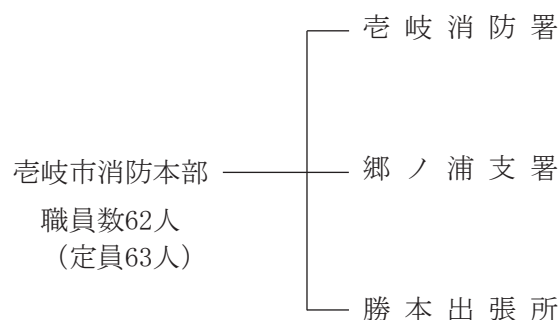
附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日）

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 壱岐市消防組織の現況



消防組織及び消防力の状況

令和2年1月31日現在

消防本部・署所名	職員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	搬送車積載車	救急車	その他
壱岐市消防本部	11					4
壱岐消防署	16	2	1	2	2	1
郷ノ浦支署	16	3	1	1	1	1
勝本出張所	8	1			1	
小計	62	6	2	3	4	6

	団長	本部副団長	地区副団長	消防音楽隊	計
壱岐市消防団本部	1	5	8	11	25

※消防音楽隊の内、分団所属の者は下記団員数に計上

消防分団名（管轄区域）		団員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	搬送車積載車	防火水槽
郷ノ浦地区	地区本部	3				
	機動分団（郷ノ浦）	26	3			
	第1分団（武生水）	26		3	3	42
	第2分団（渡良）	31		3	3	24
	第3分団（柳田）	21		1	1	23
	第4分団（沼津）	22		2	2	30
	第5分団（志原）	22		1	1	25
	第6分団（初山）	33		3	3	29
	第7分団（三島）	38		6	4	13
小計		222	3	19	17	186
勝本	地区本部	11				
	第1分団（勝本浦東部）	19		2	2	2
	第2分団（勝本町一円）	12	1	1	1	3

消防分団名（管轄区域）		団員数	ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ	搬送車 積載車	防火水槽
本 地 区	第3分団（勝本浦西部）	18		2	1	1
	第4分団（東・新城）	23		2	2	44
	第5分団（大久保・坂本・仲・西戸）	29		2	2	35
	第6分団（機動隊勝本町一円・本宮南・白滝・火矢ノ先・立石）	36	1	2	2	25
	第7分団（宮本仲・西・東・布気）	24		2	2	37
小計		172	2	13	12	147
芦 辺 地 区	地区本部	3				
	第1分団（芦辺町一円・芦辺浦・大石）	32	1	1	1	13
	第2分団（八幡浦・棚江）	27		1	1	10
	第3分団（諸吉）	29		1	1	26
	第4分団（深江）	20		1	1	28
	第5分団（中野郷）	19		1	1	26
	第6分団（湯岳）	12		1	1	16
	第7分団（住吉）	10		1	1	20
	第8分団（国分）	14		1	1	19
	第9分団（芦辺町一円・瀬戸浦）	21	1	1	1	13
	第10分団（瀬戸浦）	41		1	1	19
	第11分団（箱崎一円）	33		1	1	18
小計		258	2	11	11	208
石 田 地 区	地区本部	7				
	第1分団（印通寺浦）	26		2	2	1
	第2分団（石田、筒城、山崎）	40		1	1	85
	第3分団（池田、久喜、湯岳）	45		2	2	47
小計		118		9	9	133
合計（消防団本部含む。）		795	7	52	49	674

2 協定関係資料

2-1 九州・山口9県災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）並びに国内において、災害等が発生し、被災県独自では十分に災害等の応急対応や災害等からの復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害等」とは次に掲げる事象をいう。

- 一 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第一号に規定する災害
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするもの

(支援対策本部の設置)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口9県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第4条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

- 2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。
- 3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。
- 4 本部長は、必要に応じ九州・山口9県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。
- 5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。
- 6 九州・山口9県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局並びに第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとの担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第5条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

- 2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。
- 3 前2項の規定により本部長の職務を代行する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、支援対策本部及び事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第6条 応援の種類は、次のとおりとする。

一 第2条第一号に規定する事象に係るもの

- イ 職員の派遣
- ロ 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ハ 避難施設及び住宅の提供
- ニ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ホ 医療支援
- ヘ 物資集積拠点の確保
- ト 災害廃棄物の処理支援
- チ その他応援のため必要な事項

二 第2条第二号に規定する事象に係るもの

- イ 検体検査
- ロ マスク、防護服等の医療資機材の提供
- ハ その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第7条 応援を受けようとする被災県は、災害等の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。

- 2 本部長は、災害等の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請（以下「応援要請」という。）が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

第8条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域（以下「応援地域」という）の割当て又は応援内容の調整を行うものとする。

- 2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。ただし、第2条第二号に係る応援につい

ては、この限りではない。

- 3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。
- 4 第1項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
- 5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害等への対応)

第9条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。

- 2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

第11条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
 - 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
 - 三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
 - 四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
 - 五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。
- 2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めない事項は、各県が協議して定める。

- 2 この協定は、各県が個別に締結する災害及び感染症等に係る相互応援協定を妨げるものではない。

附 則

- 1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成29年10月31日から適用する。

附 則

- 1 この協定は、令和2年4月24日から適用する。

3 通信関係資料

3-1 名古屋市消防本部無線通信管理規程

(名古屋市消防訓令乙第9号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、法令に定めるもののほか、名古屋市消防本部無線局の適正な運用を図るため、電波関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって災害の未然防止及び災害発生時における被害の拡大を防御し、地域住民の生命及び財産の確保と、福祉の増進に寄与するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (2) 統制局 通信の運用を総合的に統制する無線局をいう。
- (3) 基地局 陸上移動局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (4) 固定局 固定業務を行う無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (6) 署活系無線 災害現場の指揮及び命令並びに情報の収集及び伝達並びに業務執行上必要な事項の通報及び連絡に使用するための署活動用無線局で、400メガヘルツ帯の陸上移動局をいう。

第2章 無線局

(無線局)

第3条 第1条の目的を達成するため、消防用無線局（以下「無線局」という。）を開設する。

2 無線局の名称及び設置場所は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(無線局の任務)

第4条 無線局は、消防、防災及び行政の責務を遂行するために必要な通信を行うことを任務とする。

(無線局の管理)

第5条 無線局の管理は、消防長の指示を受けて、消防署長（以下「署長」という。）が統括するものとし、署長に事故があるときは、警防課長がその職務を代行する。

2 署長は、電波法（昭和25年法律第131号）に規定する管理上の諸事項について適法に措置し、無線局の機能が十分発揮できるよう、良好な維持管理に努めなければならない。

(無線局の職員)

第6条 統制局に通信統制員を置く。

2 前項に規定する者は、電波法第40条第1項の資格を有する者の中から消防長が任命する。

第3章 運用

(無線局の構成)

第7条 無線局は、固定局、基地局及び陸上移動局で構成する。

(通信の原則)

第8条 通信は、緊急を要する消防、防災その他一般の行政事務の処理にのみ利用されなければならない。

2 通信は、簡潔明瞭に行わなければならない。

(秘密の保持)

第9条 無線通信の業務に従事する者は、その業務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(通信の種類)

第10条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信 災害発生等緊急の場合の通信をいう。
- (2) 普通通信 平常時に行う通信をいう。
- (3) 一斉通信 すべての無線局に対する通信をいう。

(平常時の運用)

第11条 無線局の運用時間は、常時とする。

(電話の方法)

第12条 この訓令に定めるもののほか、無線局の呼出方法、応答の方法その他通信の運用について必要な事項は、別に定める。

(通信の取扱い順位)

第13条 通信は、すべて緊急通信を最優先とし、行うものとする。

(統制上の措置)

第14条 通信統制員は、無線局が次の各号のいずれかに該当するときは、通信の正常かつ能率的な運用を確保するため、直ちに適切な措置をしなければならない。

- (1) みだりに電波を発射し、空間をかく乱するとき。
- (2) 自己の通信を強要し、統制及び指示に従わないとき。
- (3) 技術が未熟で、通信に支障を来すおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、通信の統制を害するとき。

(災害時の運用)

第15条 署長は、災害発生その他特別の理由があるときは、普通通信を制限することができる。

2 署長は、前項の規定により通信を制限しようとするときは、制限の内容、開始時刻及び解除予定時刻等必要な事項を通信統制員に指示するものとする。

3 署長は、通信を制限する必要がなくなったときは、直ちにその旨を通信統制員に通知しなければならない。

(災害時の通信体制)

第16条 署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに通信統制員に待機又は配備を命じ、当該無線局の通信の確保に必要な措置をとらなければならない。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 緊急の事態が発生し、又は発生すると認められるとき。

第4章 雑則

(業務日誌)

第17条 署長は、無線通信業務日誌(別記様式)を備え付けるものとし、通信統制員は、通話の都度、

必要事項を記入するものとする。

(備付書類)

第18条 無線局に備付けを要する業務書類は、電波法施行規則第2章第7節に定めるもののうち、署長が指定するものとする。

附 則

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月26日消本訓令乙第3号)

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日消本訓令乙第1号)

この訓令は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日消本訓令乙第10号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

デジタル無線局設置場所

局種	呼出名称	設置場所	備考
基地局	いきしょうほんぶ	壱岐市郷ノ浦町若松触字岳450 岳ノ辻中継所内	
基地局	いきしょうおんだけ	壱岐市芦辺町箱崎本村触字男岳1678 男岳中継所内	
基地局	いきしょうかつもと	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
固定局	しょうぼういき	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
固定局	しょうぼういきおんだけ	壱岐市芦辺町箱崎本村触字男岳1678 男岳中継所内	
固定局	しょうぼういきたけのつじ	壱岐市郷ノ浦町若松触字岳450 岳ノ辻中継所内	
陸上移動局	しょうぼういきほんしょ	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき101	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき102	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき103	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき104	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき105	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき106	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき10	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2	

局種	呼出名称	設置場所	備考
		壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 1	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 2	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 3	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 4	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 5	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 6	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 7	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 8	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 9	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 1 0	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 1 1	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 1 2	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 1 3	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 1	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 2	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 3	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき 4	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき ぎょうのうら	壱岐市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき 2 0 1	壱岐市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき 2 0 2	壱岐市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき 2 0 3	壱岐市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき 2 0 4	壱岐市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき 2 0 5	壱岐市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき 2 1	壱岐市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 壱岐消防署郷ノ浦支署内	

局種	呼出名称	設置場所	備考
陸上移動局	しょうぼういき22	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき23	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういきかつもと	壱岐市勝本町西戸触844ー2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼういき301	壱岐市勝本町西戸触844ー2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼういき303	壱岐市勝本町西戸触844ー2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼういき31	壱岐市勝本町西戸触844ー2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼういき32	壱岐市勝本町西戸触844ー2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶちょうしゃ	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶ1	壱岐市芦辺町中野郷西触411ー2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶ2	壱岐市芦辺町中野郷西触411ー2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶ3	壱岐市芦辺町中野郷西触411ー2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき501	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼういき502	壱岐市勝本町西戸触182ー5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼういき503	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼういき504	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく1	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく2	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく3	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく4	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく5	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく6	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく7	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく8	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく9	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく1	壱岐市郷ノ浦町本村触562	

局種	呼出名称	設置場所	備考
	0	壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく1	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく2	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく3	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく4	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく5	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく6	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく7	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく8	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく9	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく0	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく1	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく2	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく3	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく1	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく2	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく3	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく4	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく5	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく6	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく7	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく8	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく9	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく10	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく11	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	

局種	呼出名称	設置場所	備考
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく12	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく13	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく14	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく15	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく16	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく17	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく18	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく1	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく2	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく3	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく4	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく5	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく6	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく7	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく8	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく9	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく10	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく11	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく12	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく13	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく14	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく15	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく16	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく17	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく1	壱岐市石田町石田西触1290	

局種	呼出名称	設置場所	備考
		壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 2	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 3	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 4	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 5	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 6	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 7	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 8	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 9	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 1 0	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 1 1	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 1 2	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく 1 3	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょかついき 1	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき 2	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき 3	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき 4	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき 5	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき 6	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき 7	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき 8	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき 9	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき 1 0	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき 1 1	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき 1 2	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	

局種	呼出名称	設置場所	備考
陸上移動局	しよかついき 1 3	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき 1 4	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき 1 5	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき 1 6	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき 1 7	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき 1 8	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき 1 9	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき 2 1	壱岐市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しよかついき 2 2	壱岐市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しよかついき 2 3	壱岐市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しよかついき 2 4	壱岐市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しよかついき 2 5	壱岐市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しよかついき 3 1	壱岐市勝本町西戸触 8 4 4—2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しよかついき 3 2	壱岐市勝本町西戸触 8 4 4—2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しよかついき 3 3	壱岐市勝本町西戸触 8 4 4—2 壱岐消防署勝本出張所内	

別記様式 〔略〕

4 緊急輸送関係資料

4-1 特に重要な輸送施設

1 道路

(国道・県道)

No.	道路種別	路線名	延長	備考
1	国道	382号	18.9km	
2	主要地方道	勝本石田線	20.9km	
3	主要地方道	郷ノ浦港線	2.3km	
4	主要地方道	郷ノ浦沼津勝本線	12.1km	
5	主要地方道	壱岐空港線	2.6km	
6	一般県道	国分箱崎線	5.3km	
7	一般県道	郷ノ浦芦辺線	6.9km	
8	一般県道	湯ノ本芦辺線	10.2km	
9	一般県道	渡良浦初瀬線	13.2km	
10	一般県道	初瀬印通寺線	8.5km	
11	一般県道	湯ノ本勝本線	5.7km	

2 港湾

(港湾)

No.	港種	港名	所在地	備考
1	重要港湾	郷ノ浦港	郷ノ浦町	
2	地方港湾	勝本港	勝本町	
3	地方港湾	印通寺港	石田町	

(漁港)

No.	港種	港名	所在地	備考
1	3種	芦辺漁港	芦辺町	

3 ヘリコプター発着可能場所

(離着陸場)

名称	所在地	所有者
壱岐空港	壱岐市石田町	長崎県

(離着陸適地一覧)

名称	所在地(緯度・経度)	地積 (㎡)	標高 (ft)	障害物
大谷公園	郷ノ浦町田中触1223 N 33° 45' 25"	170×97 40,000	233.59	体育館、電柱、照明 塔、バックネット、

	E 129° 41' 26"			高圧線
勝 本 中 学 校	勝本町仲触1846 N 33° 50' 49" E 129° 41' 58"	100× 74 8, 921	153. 87	校舎、体育館、ポール、バックネット、樹木、電線
天ヶ原町民 グラウンド	勝本町仲触90－1 N 33° 51' 10" E 129° 42' 37"	100× 80 9, 174	15. 41	山林、さく、バックネット、樹木、土手、ポール
旧 芦 辺 中 学 校	芦辺町諸吉二亦触1882 N 33° 46' 44" E 129° 45' 43"	120× 80 9, 730	13. 45	校舎、体育館、樹木、さく
石 田 中 学 校	石田町石田西触1252 N 33° 44' 38" E 129° 45' 28"	100× 60 6, 000	52. 16	校舎、バックネット、電線、樹木、照明塔、体育館

4-2 運送業者関係一覧

1 バス・タクシー業一覧

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	壱岐交通(株)	郷ノ浦町東触575-2	47-1255
2	壱岐交通タクシー(株)	郷ノ浦町郷ノ浦18	47-1155
3	玄海交通(有)	石田町筒城東触1730	44-5826
4	玄海タクシー	勝本町立石東触94-1	43-0880

2 運送業者

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	坂本運送(有)	郷ノ浦町東触664-10	47-6875
2	壱岐運送(有)	郷ノ浦町田中触929-5	47-0419
4	壱岐海運(株)	郷ノ浦町郷ノ浦266	47-1285
5	西部貨物運送(株)	勝本町本宮東触1249	43-0228
6	五洲運輸(有)	勝本町西戸触680-3	42-1509
7	壱岐商運(有)	芦辺町諸吉南触1117-1	45-4646
8	長嶋貨物運送(有)	芦辺町深江栄触616	45-1815
9	芦辺合同海運(株)	芦辺町箱崎中山触2575-2	45-3011
10	壱岐陸運(有)	石田町本村触32-2	44-5091
11	壱岐海陸運送(株)	石田町印通寺浦196	44-5015
12	松永運輸(有)	石田町石田西触794-1	44-6283

5 医療関係資料

5-1 医療機関一覧

1 病院

(令和6年7月31日現在)

医療機関名	所在地	病床数						診療科目	電話番号	FAX番号	備考
		精神	感染	結核	療養	一般	計				
医療法人 玉水会 赤木病院	郷ノ浦町 本村触 111	—	—	—	53	9	62	内・呼・消・ 循・小・精・ 外・整・皮・ 泌・婦・こう	47－ 0085	47－ 5570	
長崎県 壱岐病院	郷ノ浦町 東触 1626	50	4	6	48	120	228	内・小・精・ 外・整・産・ 眼・耳・リ ハ・放・脳・ 皮・泌・呼・ リウ・消・ 循・麻・人工 透析内科・ 腎臓内科・ 糖尿病内分 泌内科	47－ 1131	47－ 5607	告災
医療法人 協生会 品川病院	郷ノ浦町 東触 854－ 2	—	—	—	—	48	48	内・小・外・ 整・産・ア レ・泌・リ ハ・脳・リ ウ・消	47－ 0121	47－ 5335	
社会医療 法人玄州 会 光武内科 循環器科 病院	郷ノ浦町 郷ノ浦 15 －3	—	—	—	48	40	88	内・呼・消・ 循・神内・ 皮・リハ	47－ 0023	47－ 5404	告
計		50	4	6	149	217	426				

備考：告＝救急告示病院、災＝災害拠点病院

2 診療所

(令和6年7月31日現在)

施設名	所在地	病床数		診療科目	電話番号
		一般	療養		
さくら耳鼻咽喉科クリニック	郷ノ浦町郷ノ浦 11	—	—	耳・気	47-3119
でぐち整形外科医院	郷ノ浦町郷ノ浦 53-2	—	—	整・リハ	47-1727
光風クリニック	郷ノ浦町東触字平 1006-1	—	—	内	47-5627
医療法人潮陽会山内眼科医院	郷ノ浦町東触 1310	—	—	眼	47-1414
医療法人護州会品川内科医院	勝本町西戸触 180-1	19	—	内・小・消・循・人工透析内科・腎臓内科・糖尿病内科	
苓岐市国民健康保険湯本診療所	勝本町布気触 818-10	—	—	内・外・小	43-0134
医療法人協生会品川クリニック	勝本町本宮南触 236	—	—	内・小・外・整	43-0001
医療法人久原医院	芦辺町箱崎大左右触 500-2	—	—	内・消・循	45-2128
医療法人潮陽会松嶋医院	芦辺町箱崎大左右触 550-2	—	—	内・整・皮	45-2010
あしべクリニック	芦辺町芦辺浦 606-1	—	—	内・整・耳・外・皮・形外	45-4825
しらかわ内科クリニック	芦辺町諸吉仲触 4-1	—	—	内・消・循	40-0566
江田小児科内科医院	石田町印通寺浦 302	—	—	内・小	44-5022
計		19	—		

(注) 病床数：療養は療養病床で内数

3 歯科診療所

(令和6年7月31日現在)

施設名	所在地	診療科目	電話番号
医療法人村瀬歯科医院	郷ノ浦町郷ノ浦123	歯科、歯科口腔外科	47-0010
赤木玉水堂歯科診療所	郷ノ浦町本村触129	歯科	47-0435
医療法人光武歯科医院	郷ノ浦町郷ノ浦13	歯科	47-3533
松嶋歯科医院	芦辺町箱崎大左右触550-2	歯科	45-2400
医療法人百田歯科医院	芦辺町諸吉大石触427-5	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	45-3434
松永歯科医院	芦辺町国分東触644	歯科、小児歯科	45-3868
江田歯科医院	石田町印通寺浦327-2	歯科	44-5788
ひさた歯科医院	郷ノ浦町柳田触114	歯科、小児歯科	47-1385

4 家畜診療所

名称	所在地	電話番号
壱岐市家畜診療所	芦辺町国分東触678-6	45-4083

5 薬品取引業者

会社名	所在地	電話番号
(株)翔薬	福岡市博多区山王2-3-5	092-471-2230
(株)アトル	佐賀市鍋島大字八戸3140	0952-29-7161
(株)アトル 壱岐営業所	石田町池田東触984-3	0920-44-5831
(株)スズケン	福岡市博多区西月隈1-10-9	092-461-2811
九州東邦(株)	福岡市東区箱崎博多ふ頭3-4-4	092-641-3143
九州東邦 壱岐出張所	郷ノ浦町片原触1543-3	0920-47-4517
(株)富田薬品	福岡市博多区竹下2-3-35	092-431-8833

5-2 薬局一覧

名称	所在地	電話番号
そうごう薬局郷ノ浦店	壱岐市郷ノ浦町東触 813-1	47-0835
そうごう薬局壱岐店	壱岐市郷ノ浦町志原西触 20-5	47-5851

名 称	所 在 地	電話番号
有限会社大村調剤薬局	壱岐市郷ノ浦町本村触字古若 109-5	47-3672
いきいき調剤薬局	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 57-1	47-4312
いきいき調剤薬局壱岐病院前	壱岐市郷ノ浦町東触 1356-1	47-5822
立石調剤薬局	壱岐市勝本町西戸触字蔵谷 182-1	42-1025
いきいき調剤薬局瀬戸	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 490-9	48-2244
いきいき調剤薬局芦辺	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 550-10	48-2770
有限会社あしべ薬局	壱岐市芦辺町諸吉仲触 3-6	45-3320
株式会社山下愛敬堂薬局	壱岐市石田町石田西触 1069	44-5035
つじかわ薬局印通寺店	壱岐市石田町印通寺浦 308-4	44-6886
三井所薬局	壱岐市壱岐市郷ノ浦町東触 1309-2	48-0555
そうごう薬局芦辺店	壱岐市芦辺町芦辺浦 606-1	45-3501
後藤薬局	壱岐市芦辺町芦辺浦 354	45-0168

5-3 医療救護所予定施設

地区名	名 称	所 在 地	電話番号
郷ノ浦	壱岐の島ホール	郷ノ浦町本村触445	47-4111
勝 本	勝本町ふれあいセンターかざはや	勝本町大久保触1736-2	42-3200
芦 辺	芦辺町クオリティライフセンターつばさ	芦辺町箱崎中山触2548	45-4500
石 田	農村環境改善センター	石田町池田東触671-1	44-5179

6 避難関係資料

1 指定緊急避難場所・指定避難所

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な 火事
武生水	1	壱岐文化ホール	公共	郷ノ浦町本村触445	47-4111	○		○	○	○		○
武生水	2	盈科小学校	学	郷ノ浦町本村触589	47-0123		○	○	○	○	○	○
武生水	3	郷ノ浦中学校	学	郷ノ浦町本村触75	47-0424	○	○	○	○	○	○	○
武生水	4	大谷公園体育館	公共	郷ノ浦町田中触1223	47-3611	○	○	○	○	○	○	○
武生水	5	壱岐高等学校	学	郷ノ浦町片原触88	47-0082	○	○	○	○	○	○	○
渡良	6	渡良事務所	公共	郷ノ浦町渡良南触422-1	47-0801	○	○	○	○	○	○	○
渡良	7	渡良小学校	学	郷ノ浦町渡良南触365	47-0813	○	○	○	○	○	○	○
大 島	8	三島小学校	学	郷ノ浦町大島815	47-0136	○	○	○	○	○	○	○
大 島	9	大島僻地保健福祉館	公共	郷ノ浦町大島607		○	○	○	○		○	○
長 島	10	長島老人憩いの家	公共	郷ノ浦町長島672	—	○	○	○	○		○	○

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な 火事
原 島	11	原島老人憩いの家	公共	郷ノ浦町原島487-2	—	○	○	○	○		○	○
柳 田	12	柳田小学校	学	郷ノ浦町柳田触885	47-0312	○	○	○	○	○		○
沼 津	13	沼津地区公民館	公共	郷ノ浦町長峰本村触836-3	46-0001	○	○	○	○	○	○	○
沼 津	14	沼津小学校	学	郷ノ浦町小牧東触184	46-0004	○	○	○	○	○	○	○
志 原	15	志原小学校	学	郷ノ浦町大原触115	47-0754	○	○	○	○	○	○	○
初 山	16	初山地区公民館	公共	郷ノ浦町初山東触237-2	47-0721	○	○	○	○	○	○	○
初 山	17	初山小学校	学	郷ノ浦町初山西触807-1	47-0707		○	○	○	○	○	○
初 山	18	郷ノ浦町テニサーセンター	公共	郷ノ浦町坪触3099	47-0132	○	○	○	○	○	○	○
勝本浦	19	勝本地区公民館	公共	勝本町勝本浦211-3	42-0747	○	○	○		○		○
勝本浦	20	勝本小学校	学	勝本町坂本触262	42-0034		○	○	○	○	○	○
勝本浦	21	勝本中学校	学	勝本町仲触1846	42-0016		○	○	○	○	○	○
勝本浦	22	西部地区老人憩いの家	公共	勝本町勝本浦389	—	○	○	○				○
勝本浦	23	勝本町漁村センター	公共	勝本町勝本浦575-61	42-1180	○	○	○				○
勝本 在部	24	勝本町ふれあいセンターかざはや	公共	勝本町大久保触1736-2	42-3200	○	○	○	○	○	○	○

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な火事
勝本 在部	25	壱岐市役所 勝本庁舎	公共	勝本町西戸触182-5	42-1111	○	○		○	○	○	○
勝本 在部	26	霞翠小学校	学	勝本町西戸触550	42-0041		○	○	○	○	○	○
勝本 在部	27	壱岐商業高等学校	学	勝本町新城西触282	42-0205	○	○	○	○	○	○	○
勝本 在部	28	新城地区老人憩いの家	公共	勝本町北触37	48-1111	○	○	○	○		○	○
鯨 伏	29	立石地区老人憩いの家	公共	勝本町立石南触583	43-0874	○	○	○	○		○	○
鯨 伏	30	湯本地区公民館	公共	勝本町布気触818-10	43-0130	○	○	○		○		○
鯨 伏	31	鯨伏小学校	学	勝本町立石南触1137-2	43-0013	○	○	○		○		○
鯨 伏	32	布気地区老人憩いの家	公共	勝本町百合畑触398	43-0824	○	○	○	○		○	○
芦 辺	33	壱岐島開発総合センター	公共	芦辺町諸吉大石触197	45-3693	○		○		○		○
芦 辺	34	壱岐市役所 芦辺庁舎	公共	芦辺町芦辺浦562	45-1111		○		○	○	○	○
芦 辺	35	芦辺小学校	学	芦辺町芦辺浦546	45-0323	○	○		○	○	○	○
芦 辺	36	芦辺浦住民集会所	公共	芦辺町芦辺浦85-3	45-0066	○	○	○		○		○
芦 辺	37	芦辺保育所	公共	芦辺町諸吉大石触665	45-1104		○	○	○	○	○	○
八 幡	38	八幡小学校	学	芦辺町諸吉南触1565	45-0325	○	○	○		○		○

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な火事
八幡	39	八幡保育所	公共	芦辺町諸吉本村触1300	45-2766		○	○		○		○
田河	40	旧芦辺中学校体育館	学	芦辺町諸吉二亦触1886	45-0343	○	○	○		○		○
田河	41	田河小学校	学	芦辺町諸吉二亦触1659	45-0327		○	○	○	○		○
田河	42	田河幼稚園	学	芦辺町諸吉二亦触1670	45-2361		○	○	○			○
那賀	43	芦辺中学校	学	芦辺町中野郷西触400	45-3008		○	○	○	○	○	○
那賀	44	那賀小学校	学	芦辺町中野郷西触174	45-3304	○	○	○	○	○	○	○
那賀	45	那賀地区公民館	公共	芦辺町中野郷西触362	45-3001	○	○	○	○	○	○	○
那賀	46	那賀幼稚園	学	芦辺町住吉山信触1007	45-1756		○	○	○		○	○
箱崎	47	箱崎小学校	学	芦辺町箱崎釘ノ尾触652	45-2320	○	○	○	○	○	○	○
箱崎	48	箱崎幼稚園	学	芦辺町箱崎釘ノ尾触652	45-3399			○	○	○	○	○
箱崎	49	箱崎僻地保健福祉館	公共	芦辺町箱崎釘ノ尾触1293	48-1111	○	○	○	○	○	○	○
瀬戸	50	瀬戸小学校	学	芦辺町箱崎大左右触315	45-2337		○	○	○	○		○
瀬戸	51	瀬戸幼稚園	学	芦辺町箱崎大左右触920	45-2012					○		○
瀬戸	52	箱崎地区公民館	公共	芦辺町箱崎大左右触924	45-2001	○		○		○		○

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な火事
瀬戸	53	芦辺町クオリティーライフセンターつばさ	公共	芦辺町箱崎中山触2548	45-4500	○		○		○		○
石田	54	農村環境改善センター	公共	石田町池田東触671-1	44-5179	○		○	○	○		○
石田	55	石田スポーツセンター	公共	石田町石田西触1264-4	44-5159	○	○	○	○	○	○	○
石田	56	石田小学校	学	石田町石田西触1238	44-5012		○	○	○	○	○	○
石田	57	石田中学校	学	石田町石田西触1547	44-5013	○	○	○	○	○	○	○
石田	58	石田町総合福祉センター	公共	石田町石田西触1486-1	44-6150	○	○	○	○	○	○	○
筒城	59	筒城小学校	学	石田町筒城西触191	44-5004	○	○	○	○	○		○
筒城	60	筒城地区公民館	公共	石田町筒城西触157	44-6664	○	○	○	○		○	○
筒城	61	筒城浜ふれあいセンター	公共	石田町筒城仲触1885	44-6155	○	○	○		○		○
久喜	62	久喜地区住民センター	公共	石田町久喜触181	44-6798	○	○	○	○			○

※学校教育施設については、体育館を主な避難所とする。

6-2 福祉避難所

施設名	住所	電話番号
壱岐市社会福祉協議会郷ノ浦支所	壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地	47-0132
壱岐市社会福祉協議会勝本支所	壱岐市勝本町大久保触1736番地2	48-3222
壱岐市社会福祉協議会芦辺支所	壱岐市芦辺町箱崎中山触2548番地	45-2378
壱岐市社会福祉協議会石田支所	壱岐市石田町石田西触1486番地1	44-6150

6-3 仮設住宅建設候補地

地区名	名称	所在地	面積 (㎡)
郷ノ浦町	大谷公園グラウンド	郷ノ浦町田中触1242番地他	17,000
	大谷ゲートボール場	郷ノ浦町田中触1213番地1	893
勝本町	天ヶ原グラウンド	勝本町仲触90番地1	8,990
芦辺町	芦辺漁港芝生広場	芦辺町箱崎中山触2601番地1	22,000
	旧国分住宅跡地	芦辺町国分本村触1358番地3	2,063
	旧芦辺中学校グラウンド	芦辺町諸吉二亦触1878番地	20,434
	ふれあい広場グラウンド	芦辺町諸吉大石触	16,000
石田町	石田小中学校グラウンド	石田町石田西触1228番2	11,803
	筒城ふれあいセンターグラウンド	石田町筒城仲触1856番地7	19,803
	石田ふれあいの森広場	石田町池田西触1407番地2	5,000

6-4 避難所運営マニュアル

1 事前対策

(1) 避難所管理責任者の配置及び避難所管理責任者の業務

- ① 避難者の把握
- ② 必要物資の管理
- ③ 災害時要援護者への支援

〈マニュアル・帳簿類の整備〉

(主な例示)

① 避難者名簿	⑤ 災害時要援護者リスト
② 避難者用物品受け払い簿	⑥ 避難所施設に要した物品受払帳簿
③ 避難所設置報告書（設置日時・収容状況記録表）	⑦ ボランティア受付簿
④ 施設の安全チェックリスト	⑧ 現金出納簿
	⑨ 寄贈物資受払簿

(2) 避難所開設訓練の実施

① 避難所の周知

災害時に避難所が効果的に機能するためには、行政側の日ごろの準備が必要である。

② 避難所開設訓練の実施

日ごろから市職員と教育委員会とが連携をとる等実践的な避難所開設訓練を実施する。

〈避難所開設訓練のメニュー〉

(主な例示)

① 実際に指定されている避難所を活用する。	⑧ トイレの使用可否の確認（仮設トイレの備蓄がある場合は、組み立て訓練を実施）
② 実際に避難する住民と共同し、情報を共有すること	⑨ 防災資機材倉庫の開錠、備蓄資機材の確認、各種機器の使用体験
③ 避難誘導	⑩ 掲示板の設置
④ 施設の開錠	⑪ 電話・FAX等通信機器の設置
⑤ 施設の被災状況の確認	⑫ 生活ルールの確認
⑥ 被災者カード（資料2）の配布、避難者人数、家族構成等の確認、集約	⑬ 避難所生活の役割分担（責任者の決定・連絡員の設定）
⑦ 水道水（飲料水等）の使用可否の確認	⑭ テレビ・ラジオ等の設置
	⑮ ボランティア受け入れ訓練

※避難所開設訓練や自主防災組織を支援する災害時のリーダーシップを地域単位で訓練する。

2 発災～3時間程度

(1) 避難者の誘導及び安全確認

- ① 施設職員又は警備職員等（夜間や施設が閉館の場合等）が避難所（学校等指定されている施設）を開錠する。
- ② 傷病者の救護、避難誘導灯は避難者の協力を求める。
- ③ 避難所の被害状況や安全確認は、目視で3ランク（A～C等）に区分する（資料1）

「A」＝安全性は特に問題なし。直ちに使用可能

「B」＝散乱物はあるが、建物全体の構造には問題なし。

「C」＝被害甚大につき使用不能

- ④ 避難者を一時的に、安全確認された施設等に避難誘導する。

(2) 避難所の区域設定

- ① 避難者立ち入り禁止区域の設定
- ② 避難者スペースの設定
- ③ 避難所運営組織の活動拠点や医療救護所スペース等の確保
(予め避難所ごとに各区域を設定した平面図を作成しておく)

(3) 避難所設営の準備

- ① 避難所を開設する場合市は、各避難場所ごとに市の職員を派遣・駐在させる。
- ② 防災関係設備の確認（防火設備、放送設備、非常電源等）
- ③ 備蓄物資の確認
- ④ 散乱危険物の除去や清掃等の実施
- ⑤ トイレの確保、設置
- ⑥ その他入浴施設や給食施設の使用確認

(4) 避難所開設の報告

〈避難収容該当者〉

- ・市が決定した避難指示等に基づき又は緊急避難の必要に迫られ住居を立ち退き避難した者
- ・住家災害により全焼、全壊、流失し又は半焼、半壊若しくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者
- ・以上の他住家等の危険を察して自主避難した者

- ① 避難者に避難者カード（資料2）を配布し、記入後回収
- ② 避難所管理責任者は、避難所開設の日時、場所、避難者数、被害及び避難状況、開設期間、管理責任者等を市災害対策本部へ報告する（資料3）。
- ③ 避難所が不足し、一時的に被災者を受け入れるための野外受け入れ施設を開設する場合も、①の業務を実施し、報告する。
- ④ 市で準備した野外受け入れ施設の資材が不足した場合には、①の報告時にテント等避難所設営関係の調達を県災害対策本部へ依頼する。

(5) 応急危険度判定士の支援要請

避難所としての使用可否確認のため、被害の規模等により必要な場合は、県に「被災建築物応急危険度判定士」の支援を要請する。

(6) 通信手段の確保

- ① 予め各避難所ごとに電話の開設あるいは携帯電話の配布を実施する。
- ② 防災無線（移動系）の避難所への配備を検討する。
- ③ 避難所間のパソコンネットワーク（インターネット）を活用する。

- ④ 伝令要員（バイク・自転車・徒歩）を確保する。

3 発災後1日～避難所生活

(1) 避難者の確認

- ① 避難者カード（資料2）の配布・回収…区域設定で定めたスペースに避難者を誘導後、避難者カードを配布し、記入後回収する。
- ② 避難者の把握…避難者カードは、必要な食料や物資の算出、組（班）の編制のデータ等になるので、配布漏れや記入漏れがないようチェックする。

また避難者名簿を作成し、名簿には特別な食料の要否（アレルギー、乳児、宗教的理由等）、医療関係での対応の要否、介助の要否、言語の違いによる通訳の要否等を記入する欄を設け、以後の対応の資料とする。

- ③ 避難者の移送…避難所管理責任者は、人数超過等により、避難所に被災者を受け入れることが困難な場合には、各支所に報告する。

また市で対応が困難な場合には、県災害対策本部へ要請する。

（移送方法については、市と県災害対策本部が協議し、実施する）

(2) 運営組織の確立と避難者中心の組織への移行

- ① 施設職員で組織を編成…発災直後は、避難所からの報告や救援物資等の要請を速やかに行えるよう、避難所の職員が中心となって避難所の運営組織を立ち上げる。（避難所、及び支所近辺に居住する職員が参集し、初動体制を確立する。）
- ② 組（班）の編成及び代表者選出…避難者の中で組（班）を編成し、代表者を選出し、給水、給食、日用品等の必要数等の把握及び配布、情報の収集・伝達等を組織的に実施し、避難所生活が円滑に実施できるように努める。

ア 組（班）の構成……班の構成は日常の自治組織を活用できるような居住地区ごとに編成し、組織的に機能できるよう配慮することが望ましい。

イ 組（班）の代表者……避難所内でのトラブルの発生を防止する目的で、代表者及び副代表者を選出する。

- ③ 避難者及びボランティア中心の組織編成…避難所開設の目的は、避難者が1日でも早く自立していくことで、短期間の緊急避難が基本である。そのためには、発災後3日までは避難所の運営を避難者による自主管理体制に移行し、職員等は、後方支援業務に従事するように努める。

(3) 水の供給（飲料水・生活用水等）

- ① 水道施設の被害状況確認…避難所で水道が使用できるかを確認する。

ア 受水槽、高架水槽の被害の有無、水質状況の確認

イ 揚水ポンプの運転可否の確認

ウ 散水栓の使用の可否の確認

- ② 近隣の「給水拠点」の確認及び給水（飲料水）

ア 近隣の浄水場・給水所・応急給水槽の稼働状況確認

イ 給水拠点での飲料水の給水（給水拠点における住民対応は市）

- ③ 災害時用の井戸水や、プールの水の状況把握及び給水（主に生活用水）
 - ア 飲料水としての水質の確認
 - イ 給水のための設備（浄水機、エンジンポンプ等）の確認
 - ④ 飲料水等の緊急要請
 - ア 要請ルートの確認
 - イ 必要水量の把握
 - ウ 飲料水は一人1日3ℓが目安。
 - エ 車両輸送を受ける場合は、受水槽の設置場所等の受入体制の調整
 - ⑤ その他…水道施設の復旧状況の確認
- (4) 食料・生活必需品の調達・供給
- ① 必要物資の品目、数量確認及び備蓄調達物資の配布…避難所管理責任者は、避難者の人数を確認後、必要な物資を配布する。発災直後は市備蓄及び市調達物資により対応することになるので、各支所では調達（備蓄）品目の選定（高齢者への配慮）、備蓄倉庫の整理等をしておく。
 - ② 不足する物資の把握、供給要請…避難所の管理者は、不足する物資を各支所へ要請する。市が不足する物資は県災害対策本部へ要請する。
 ※救援物資の受け入れに当たり避難所では、物資受け入れ体制及び配布体制を確立しておく。
 市は、避難所への輸送経路、輸送方法、救助物資の調達先、配分方法等を（災害救助法施行細則に定めるところにより）確立しておく。
 - ③ 炊き出し用食料の要請及び提供…炊き出しによる食事を提供する場合、体制の整備（人手の確保）、炊き出しに必要な道具の調達や水・熱の確保をしておく。
- (5) し尿処理・ゴミ処理
- ① 水洗トイレの使用の可否の確認
 - ② 水洗トイレが使用可能であっても断水している場合には、学校のプールや防災用井戸により水を確保し、活用する。
 - ③ 仮設トイレ等の設置
 避難所において水洗トイレがまったく使用できない場合には、市は便槽付きの仮設トイレ等を設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮したものを考慮する。また事前にし尿処理体制を確立しておく。
 - ④ 臨時集積所の設置…事前にごみの集積可能な場所を選定しておき、臨時集積所への分別を徹底した上で排出する。
 - ⑤ ごみの排出ルールの確立…地域を担当する自治会の清掃部門と連携し、避難所における円滑なごみ排出ルールの確立し、避難者に周知する。
- (6) 情報の収集及び伝達
- ① 情報担当の選任…避難所の運営組織に情報担当を設置し、情報の窓口の一本化を図り、錯綜した情報の混乱を避ける。

避難所管理責任者は、事前に必要な情報を収集するため、各種機関への連絡先の一覧表を作成しておく。

情報の収集方法は、テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等あらゆる手段を活用する。

- ② 掲示板等の設置…情報担当者は、避難者の見やすい場所（出入り口等）に掲示板を設置し、情報を提供する。常に新しく正確な情報を提供する。

また掲示板には、避難所の生活ルールや避難所の平面図等を掲示し、避難者に周知する。

- ③ テレビ・ラジオ・電話・FAX等の設置…避難者の不安を取り除くために極力早く設置する。娯楽の提供にも配慮する。

(7) ボランティアの受け入れ体制の確立

避難所の運営を避難者による自主管理体制に移行するに当たり、ボランティアにも参画してもらうよう努める。またボランティアの受け入れを、積極的に実施できる市の体制の確立が求められる。避難所におけるボランティアの受け入れに当たっては、ボランティア受付表（資料4）を作成し、参加者の確認及び人員の把握ができる体制を確立する。

4 長期化への対応

〈避難所の開設期間〉

・災害救助法で定められた避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から7日間とするが、それ以前に逐次退所させ、期間内に退去が完了するよう努める。

期間内に退去することができず継続する場合で、その人数が少数の場合は、市独自の収容として実施する。多数の場合は、災害発生後5日以内に市災害対策本部は期間延長の申請を県に行う。

(1) プライバシーの確保

- ① 体育館のような広い避難場所では、避難者のプライバシーを確保することは難しいが、早い段階で各世帯単位でパーテーション等で間仕切りをすることが望ましい。
- ② 避難者カードや個別の相談等により知り得た個人情報、避難者名簿等に記入し、食事医療面で配慮を実施することになるが、こうした名簿等は必ず職員が管理することとし、避難者のプライバシーには十分に配慮する。

(2) 相談体制の確立

- ① 避難者の不安、疑問、不満等に個別に相談できる相談窓口を設置し、ストレスの軽減に努める。

また避難者がだれでも気軽に相談できる雰囲気をつくることにより、避難者の意見を聞き、避難所運営の改善に努める。

- ② 避難者の意見や相談を受けながら、避難者の自立の方法を探り、1日でも早く自立できるよう努める。

(3) 食事メニューの改善

避難者への食事の提供は、当初の非常食から運営組織による炊き出しに移行されるが、避難生活が長期化すると、同じような食事になりがちである。時々偏った食事になっていないかチェックし、栄養バランスのとれた食事を提供する。

(4) 避難所の統廃合

- ① 避難所は短期の緊急避難が基本である。設置期間が長期にわたる場合は、避難所となっている施設は、本来の目的で使用できない等問題が生じてくる。

そこで段階的に避難所を縮小・統合等を行い、避難所の閉鎖に向けて取り組むことが必要である。

〈例〉

・避難所を縮小・統合

自立し避難所を退所した避難者のスペースを残っている避難者で分けるのではなく、避難所を縮小し、また、避難者が少なくなってきたら他の避難所との統合を検討する。

・避難者の現状把握

避難所のさらなる長期化を防ぐため、避難者のおかれている現状を明確に把握することが必要である。避難所の縮小・統合又は閉鎖するために障害となる問題点は何らか等の調査を行ったり、個別相談を実施する。

・その他仮設住宅や公設住宅の避難者の居住スペースの確保等を実施する。

5 災害時要援護者対策

(1) 地域に居住する災害時要援護者に対する支援対策

- ① 避難所における当面の災害時要援護者支援対策
 ② 災害時要援護者に対応した救援・救護対策
 ③ 長期化する避難所生活に対する災害時要援護者支援対策

〈避難所における当面の災害時要援護者支援対策〉

〈課題と方針〉

災害時要援護者は、日常的に介護、支援等が必要であり、災害時においても介護等は不可欠である。避難所における生活が長期化する場合には、日常的な介護・支援等ができるようにきめ細かな配慮を行う。

- ④ 災害時要援護者に応じた避難所の設備、機器等の設置

【支援内容】

車イス、障害者に利用しやすいトイレ、文字放送付きテレビ、ファックス、パソコン、見えるラジオ等の情報機器

- ⑤ 災害時要援護者に配慮した対応

【支援内容】

トイレに近い場所、和室や採光等の良い部屋、階段を使わなくても行動できる場所

(2) 災害時要援護者に対応した救援・救護対策

〈課題と方針〉

多くの災害時要援護者は、健康者とは異なる生活環境が必要である。そこで避難所における生活が著しい支障が生じないように、災害時要援護者に応じた日用品・物資の配布等や持病等に対する医療措置等の対策を講じる。

① 災害時要援護者に応じた生活・物資の配布

【支援内容】

(高齢者) 車イス、障害者用携帯トイレ、紙おむつ

(障害者) 文字放送テレビ、ファックス、見えるラジオ、車イス、障害者用携帯トイレ、紙おむつ、補装具等

(乳児等) 哺乳びん、粉ミルク、ポット、紙おむつ、幼児用肌着等

② 災害時要援護者の行動等を支援する人材の確保

【支援内容】

(日常的な行動に介護を要する者) …ホームヘルパー

(聴覚障害者への情報伝達) ……手話通訳者

(失聴・難聴者) ……要約執筆者

(重度の視覚障害者) ……ガイドヘルパー

(重度の脳性麻痺等全身障害者) ……ガイドヘルパー

③ 放置すると生命に関わる持病等を有した災害時要援護者に対する対策

【支援内容】

・人工透析を必要とする災害時要援護者への救急医療対応

人工透析は、慢性腎臓障害患者に対して、定期的かつ継続的な実施が不可欠であり、クラッシュ・シンドロームによる急性腎障害患者にも必要な医療措置である。市は、災害時要援護者台帳から人工透析患者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関と連絡調整を図り、人工透析患者を受け入れる体制を確保する。

・難病患者等災害時要援護者への救急医療対応

難病の治療等には、特定の医薬品が不可欠であり、常に確保し、使用することが求められる。また難病である災害時要援護者においては、長期間の療養が余儀なくなされており、ストレスが大きく、家族等の肉体的、精神的な負担も大きいことから、発災時から速やかな医療体制の確保及び家族の負担を軽減できる環境等への配慮が必要である。

市は、災害時要援護者台帳から難病等の患者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関との連絡調整を図り、医薬品等の確保等難病治療が滞ることがないように治療体制を確保する。

〈参考〉難病等の治療に必要な医薬品

A L S等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品、糖尿病のインスリン等

・低肺機能者である災害時要援護者への救急医療対応

呼吸器や心臓の機能障害者等により、酸素吸入を必要とする低肺機能患者に対しては、小型酸素ボンベの携帯が必要である。酸素の充填機やスペアボンベが必要である。

(注) 災害時要援護者台帳等に登録されていない人工透析や難病治療等を要する被災患者に向けて、テレビをはじめ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、市が実施している救急

医療体制に関する情報を提供する。

④ 長期化する避難所生活に対する災害時要援護者支援対策

〈課題と方針〉

災害時要援護者は、日常的に介護、支援等を要し、治療が必要な者が多いにもかかわらず、避難所で不便な生活を強いられることになる。

そこで避難所における生活が長期化する場合には、日常的な介護等の支援だけでなく、健康管理の指導や避難所生活に対する不満等に関しても、きめ細かな配慮に心がける。

【支援内容】

・救護所等の設置

災害時要援護者の多くは、持病を有しており、避難所における生活が長期化すると持病が悪化したり、新たな病気を罹ったりすることが懸念される。こうした状況にならないように避難所の規模に応じて救護所の設置、看護師等の常駐などの措置を講じて、健康管理に対応する。

・災害時要援護者に対するメンタルケアの実施

避難所生活が長期間になると健康者でもストレスにより体調を崩すことがあるほど精神的な負担が大きい。まして災害時要援護者においては、生活の不安、避難所における不便さ等精神的なストレスが大きいことから、精神科医師の配置を行い、メンタルケアを実施する。

また子供相談センター等では、被災した児童の精神不安の軽減を図るため、避難所に出張してメンタルケアを早期に実施する。

⑤ 災害時要援護者のプライバシー確保対策

【支援内容】

避難所の生活が長期化する場合には、プライバシー保護対策が重要であり、特に災害時要援護者には、プライバシー保護に配慮する目的で、災害時要援護者ゾーンの設置、他の避難者との間にパーティションや衝立等による間仕切りなどの設置をする必要がある。

⑥ 被災者悩み事相談所の設置

【支援内容】

避難所生活が長くなれば、被災に伴う生活再建への不安、避難所における生活への不満等の多くの悩みや不満を持つことになる。こうした悩みや不満に対処するため、避難所に「悩み事相談所」を設置する。

資料1

避難所安全チェックリスト

○チェック基準

「A」＝安全性は特に問題なし。直ちに使用可能

「B」＝散乱物はあるが、建物全体の構造には問題なし

「C」＝被害甚大につき使用不可能

該 当 施 設	区 分	チェック	確 認 事 項
施 設 全 体	外観		傾斜、ゆがみ
	柱		亀裂、破断、傾斜
	壁		亀裂、ズレ、変形、剥落
	屋根		亀裂、壁の落下、ゆがみ
施 設 内	天井		亀裂、壁の落下、ゆがみ
	床		
	照明		
	窓ガラス		
廊 下	窓ガラス		破損、飛散の有無
階 段	防火シャッター		通行ができるか否か
	非常階段		
給 湯 ・ 調 理 室	水道		水道管の破損、水漏れ
	ガス		元栓の損傷
	電気器具		電線の切断、使用の可否
	冷蔵庫、冷凍庫等		転倒、使用の可否
	食器類		転倒、落下、使用の可否
手洗い場、便所	水道 排水		水道管の破損、水漏れ 排水の状況
○その他気づいたこと			
○総合評価			

資料2

避難者カード

No.

報告日時	年 月 日 時 分				
避難日時	年 月 日 時 分				
地域名					
避難所名					
避難所所在地					
避難者氏名	続柄	性別	年齢	介護	特記事項
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
問い合わせに対する氏名及び住所の公表の可否					可 ・ 否
(備考)					

※本様式は世帯単位で記入することを想定。

資料3

避難所《開設・閉鎖》報告書

地 域 名				
避 難 所 名				
避 難 所 所 在 地				
開 設 ・ 閉 鎖 日 時	開 設	年 月 日 時 分	閉 鎖	年 月 日 時 分
避 難 者 数	世帯 人 (月 日 時 分) 現在			
管 理 責 任 者	氏 名		連絡先 (電話)	
報 告 日 時	平成 年 月 日 時 分			
報 告 者	所属名 氏 名		連絡先 (電話)	
被 害 状 況 及 避 難 状 況				

- (注) 1 開設・閉鎖のいずれかに○をする。
2 施設ごとに作成する。

資料4

ボランティア受付表

No.

No.	氏 住 電 話 番 号	名 所 号	参加日（参加日の欄に○を記入する）					
			／	／	／	／	／	／
	(男・女) (歳) (職業)							
	(男・女) (歳) (職業)							
	(男・女) (歳) (職業)							
	(男・女) (歳) (職業)							
	(男・女) (歳) (職業)							
	(男・女) (歳) (職業)							

(参考1)

避難所における共通理解ルール（例）

避難する方は、ルールを守るよう心がけてください。

災害対策本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点である。
- 2 避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者の代表者からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織する。
 - ・委員会は、毎日午前 時と午後 時に定例会議を行う。
 - ・委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、連絡・広報の運営班を避難者で編成する。
 - ・避難者の個々の要望や提案については、各組（班）の代表者をとおして実施する。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧するころをめどに閉鎖する。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要がある。
 - ・避難所を退所するときは、委員会に転居先を連絡する。
 - ・犬、猫など動物類（ペット）を室内に入れることは禁止する。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員ののために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難（入室）を禁止する。
 - ・避難所では、利用する部屋の移動を定期的実施する。
- 6 食料、物資等は、原則として全員に配給できるまでは配給しない。
 - ・食料、生活物資は避難者の組（班）ごとに配給する。
 - ・特別な事情がある場合は、委員会の理解と協力を得てから実施する。
 - ・配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく実施する。
 - ・ミルク、おむつなど特別な要望については 室で対処する。
- 7 消灯は、午後 時とする。
 - ・廊下等は点灯したままとし、体育館等は照明を落とす。
 - ・管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため、点灯したままとする。
- 8 放送は、午後 時で終了する。
- 9 電話は、午前 時から午後 時まで、受信のみ実施する。
 - ・放送により呼び出しを行い、伝言を伝える。
 - ・公衆電話は、緊急用とする。
- 10 トイレの清掃は、午前 時、午後 時に、避難者が順番を決めて実施する。
 - ・清掃時間は、放送で伝える。
 - ・水洗トイレは、大便のみくみ置きバケツの水で流す。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止する。
 - ・裸火の使用は厳禁とする。

※避難者は、当番などをとおして自主的に避難所運営に参加する。

※下線部は、任意に設定する。

※避難所を設置後、速やかに掲示する。

(参考2)

避難所運営のチェックリスト

(標準的な例示)

避難所

状況	主 な チ ェ ッ ク 項 目	チェック
発災から3時間程度	避難所の開錠（事前に決めている施設管理等）	
	避難所の被災状況の確認、安全確認（資料1）、開設（資料3）	
	避難所の生活スペースの確保	
	安全が確認された避難所へ、市が発令した避難指示等に基づき避難誘導（指示あるまでは自宅待機。避難者に協力を求める。自主避難者も含める。）	
	避難者カード（資料2）の配布・回収（避難者の確認）	
	避難所施設職員を中心とした避難所運営組織の編成 情報連絡員（災害の概要を周知した職員）、外来者等への対応窓口、避難者対応職員の設置（組織表の掲示及び名札・腕章等の携帯）	
	水道を含むライフライン施設の被害状況の確認 井戸水やプールの水の状況把握、生活用水としての使用可否、飲料水等の緊急要請、給水拠点の確認及び給水、飲料水の確保	
	必要な物資の品目、数量の確認及び備蓄調達物資の配布	
	水洗トイレの使用可否の確認 仮設トイレの設営準備及び市災害対策本部への要請準備	
発災後3時間から1日避難所生活	医療救護所スペースの設置	
	避難所におけるルールの確定・周知	
	掲示板の設置	
	不足する物資の把握、供給要請及び救助物資の配布（継続業務）	
	仮設トイレ等の設置	
	避難者の組（班）の編成及び代表者の選出	
	帰宅困難者の受け入れ（継続業務）	
	ボランティアの要請	
	ボランティアセンターの設置（電話、机、イス等）	
	臨時物資集積所の設置	
	ごみ排出ルールの確立	
	テレビ、ラジオ、電話、ファックス等の設置	
	ボランティアによるボランティアの受け入れ（資料4）	
	炊き出し用食料の要請及び提供	
	その他食生活及び日常生活への支援	

長期化への対応	避難者及びボランティア中心の組織編成への移行	
	プライバシーの確保	
	避難者からの相談体制の確立	
	食事メニューの改善	
	避難所の縮小・統廃合に向けての取り組み、閉鎖（資料3）	

7 危険箇所関係資料

7-1 災害危険箇所

(所管課：砂防課)

急傾斜地区域（県指定分）

(令和6年4月1日現在)

番号	地域名	急傾斜地地区名	番号	地域名	急傾斜地地区名
1	郷ノ浦	築出迎地区	30	郷ノ浦	初瀬第2地区
2	郷ノ浦	先下ル地区	31	勝本	鹿の下地区
3	郷ノ浦	小崎地区	32	郷ノ浦	大泊地区
4	石田	君ヶ浦Ⅰ地区	33	石田	西本町地区
5	石田	君ヶ浦Ⅱ地区	34	勝本	木落地区
6	芦辺	八幡浦地区	35	勝本	湯本地区
7	芦辺	芦辺浦東部地区	36	勝本	町ノ崎地区
8	芦辺	芦辺浦西部地区	37	石田	白水地区
9	芦辺	瀬戸浦東部地区	38	石田	山崎東地区
10	芦辺	瀬戸浦西部地区	39	石田	中尾地区
11	勝本	黒瀬東地区	40	郷ノ浦	上町地区
12	勝本	湯田地区	41	郷ノ浦	大里第2地区
13	勝本	塩谷地区（2箇所）	42	芦辺	瀬戸浦東部Ⅱ地区
14	石田	君ヶ浦Ⅲ地区	43	郷ノ浦	平田地区
15	郷ノ浦	大里地区	44	郷ノ浦	大神地区
16	勝本	鹿の下東地区	45	郷ノ浦	辻ノ尾地区
17	勝本	黒瀬仲地区	46	郷ノ浦	神田第2地区
18	勝本	新町地区	47	郷ノ浦	神田地区
19	郷ノ浦	小崎西地区	48	郷ノ浦	大泊第2地区
20	勝本	正村地区	49	郷ノ浦	坪地区
21	芦辺	瀬戸浦西部Ⅱ地区	50	石田	船底地区
22	郷ノ浦	渡良浦地区	51	郷ノ浦	初瀬第1地区
23	芦辺	芦辺浦地区	52	石田	田の中地区
24	石田	本町地区	53	勝本	鍛冶屋町地区
25	石田	山崎地区	54	郷ノ浦	元居地区
26	勝本	花川地区	55	石田	志自岐地区
27	芦辺	前諸津地区	56	勝本	黒瀬西Ⅱ地区
28	勝本	田の浦地区	57	郷ノ浦	大里地区（新規）
29	郷ノ浦	下ル町地区	58	郷ノ浦	宇土地地区

番号	地域名	急傾斜地地区名
59	勝 本	本 町 (2)
60	石 田	尾 崎
61	石 田	白 水 (2) 地 区
62	郷ノ浦	宇 土 (2) 地 区
63	石 田	白 水 (3) 地 区
64	石 田	今 井 崎 地 区

土砂災害（特別）警戒区域一覧表

所 在 地	土石流 (箇所)		急傾斜地崩壊 (箇所)		地すべり (箇所)		区域の 指定
	警戒 区域	特 別 警 戒 区域	警戒 区域	特 別 警 戒 区域	警戒 区域	特 別 警 戒 区域	指定告示年月日
芦辺町	12	10	285	263	0	0	H26. 2. 28
芦辺町	0	0	176	160	0	0	H27. 3. 3
芦辺町	1	1	145	142	0	0	H28. 3. 22
芦辺町	0	0	208	205	0	0	H29. 2. 14
芦辺町 勝本町	11	7	696	690	0	0	H30. 3. 27
郷ノ浦町	3	3	298	295	0	0	H31. 3. 22
郷ノ浦町 勝本町 芦辺町 石田町	1	1	0	0	54	0	R2. 3. 6
郷ノ浦町 石田町	7	4	118	106	0	0	R2. 3. 31
郷ノ浦町 石田町	0	0	425	425	0	0	R5. 3. 3

ダム

(所管課：上下水道課)		
利水ダム		
地域名	河川名	ダ ム 名
郷ノ浦	門野田川	門野田貯水池

7-2 県指定災害危険箇所一覧

1 海岸保全区域

(所管課：漁港漁場課)

海岸保全区域（漁港海岸）			
番号	地域名	海岸名	保全区域名
1	芦 辺	芦 辺	竜 神 崎
2	芦 辺	芦 辺	清 石
3	芦 辺	芦 辺	瀧 ノ 上
4	芦 辺	芦 辺	諸 吉 大 石
5	郷ノ浦	大 島	大 島
6	郷ノ浦	大 島	珊 瑚
7	郷ノ浦	長 島	赤 の 浦
8	郷ノ浦	大 島	雷 崎

(所管課：港湾課)

海岸保全区域（旧建設海岸）			
番号	地域名	海岸名	保全区域名
1	郷ノ浦	若 松	当 田
2	郷ノ浦	坪	馬 立
3	郷ノ浦	大 島	前 田
4	郷ノ浦	渡 良 東	栗 岳
5	郷ノ浦	渡 良 東	長 崎
6	郷ノ浦	麦 谷	半 城 湾
7	郷ノ浦	新 田	竹 の 浦
8	郷ノ浦	長峰本村	篠 石
9	郷ノ浦	新 田	遍 後
10	郷ノ浦	小 牧	小 牧 崎
11	勝 本	立 石 西	白 釘
12	芦 辺	箱 崎	江 角
13	芦 辺	八 幡	八 幡
14	芦 辺	八 幡	長 者 原
15	郷ノ浦	長峰本村	後 藤

(所管課：港湾課)

海岸保全区域（港湾海岸）			
番号	地域名	海岸名	保全区域名
1	郷ノ浦	細 崎	高 崎
2	郷ノ浦	細 崎	細 崎
3	郷ノ浦	鎌 崎	鎌 崎
4	郷ノ浦	郷 ノ 浦	下 ル
5	郷ノ浦	郷 ノ 浦	木 迎 町
6	郷ノ浦	郷 ノ 浦	本 居
7	郷ノ浦	大 久 保	絵 踏
8	郷ノ浦	宇 土	稲 市 川
9	郷ノ浦	宇 土	宇 土
10	郷ノ浦	渡 良	渡 良 浦

番号	地域名	海岸名	保全区域名
11	勝 本	坂 本	惣 津
12	勝 本	城 本	雨 海
13	勝 本	本 宮	御 手 洗
14	勝 本	東 触	黒 瀬
15	勝 本	東 触	白 根 赤 岩
16	勝 本	仲 触	藪 田
17	勝 本	坂 本 触	平 川 尾 方
18	石 田	石 田	祝 町
19	石 田	石 田	浜 田
20	石 田	石 田	大 久 保
21	郷ノ浦	森 の 浜	森 の 浜
22	郷ノ浦	森 の 浜	森 の 浜

2 地すべり防止区域

(所管課：砂防課)

番号	地域名	地すべり地区名
1	芦 辺	谷 江 地 区
2	芦 辺	芦 辺 浦 地 区
3	芦 辺	鶴 亀 地 区
4	芦 辺	小 滝 の 下 地 区

(所管課：農村整備課)

番号	地域名	地すべり地区名
1	芦 辺	大 石 地 区

3 ダム

(所管課：河川課)

治水・多目的ダム			
番号	地域名	二級河川名	ダ ム 名
1	勝 本	後 川 川	勝 本 ダ ム
2	郷ノ浦	永 田 川	永 田 ダ ム
3	芦 辺	角 川	男 女 岳 ダ ム

(所管課：農村整備課)

農 業 用 ダ ム			
番号	地域名	二級河川名	ダ ム 名
1	芦 辺	梅ノ木川	梅ノ木ダム
2	郷ノ浦		当 田 ダ ム

4 砂防指定地

(所管課：砂防課)

番号	地域名	砂防指定地名
1	郷ノ浦	花川
2	芦辺	大左右川
3	芦辺	後諸津川
4	勝本	布気川
5	勝本	櫃川
6	芦辺	鉾崎ノ本川
7	郷ノ浦	長山川
8	勝本	榎川
9	勝本	菖蒲坂川
10	郷ノ浦・石田	今井崎川
11	郷ノ浦	立石川
12	勝本	ドンドン川

7-3 林地崩壊危険区域一覧

番号	所在地	区域名	番号	所在地	区域名
1	郷ノ浦町渡良東触 栗岳	栗 岳	34	勝本町新城東触 大内坂	大 内 坂
2	郷ノ浦町半城本村触 坊田	坊 田	35	勝本町新城東触 伊勢田	伊 勢 田
3	郷ノ浦町渡良浦 中村	中 村	36	勝本町立石仲触 長多	石並第1
4	郷ノ浦町東触 平	平	37	勝本町立石仲触 櫃川	櫃 川
5	郷ノ浦町渡良南触 岳山	岳 山	38	勝本町立石仲触 立石	立 石
6	郷ノ浦町渡良西触 耳取	耳 取	39	勝本町立石仲触 鯨伏	鯨 伏
7	郷ノ浦町麦谷触 後山	後 山	40	勝本町立石西触 大柳	大 柳
8	郷ノ浦町木田触 竹ノ内	竹 ノ 内	41	勝本町立石西触 白釘	白 釘
9	郷ノ浦町木田触 山本	山 本	42	勝本町立石西触 與川	與 川
10	郷ノ浦町牛方触 京塚	京 塚	43	勝本町立石西触 湯本	湯 川
11	郷ノ浦町半城本村触 内野	内 野	44	勝本町立石東触 唐神	唐 神
12	郷ノ浦町有安触 石掛	石 掛	45	勝本町立石東触 小林	小 林
13	郷ノ浦町大原触 久保田	久 保 田	46	勝本町立石東触 稗坂	稗 坂
14	郷ノ浦町志原西触 出口	出 口	47	勝本町立石東触 国龍	国 龍
15	郷ノ浦町牛方触 太久路	太 久 路	48	勝本町立石東触 川久保	川 久 保
16	郷ノ浦町長峰東触 真部路	真 部 路	49	勝本町立石東触 茶屋元	茶 屋 元
17	郷ノ浦町半城本村触 坊田	坊 田 2	50	勝本町立石南触 大阪	大 阪
18	郷ノ浦町柳田触 津ノ上	津 ノ 上	51	勝本町立石南触 湯坂	湯 坂
19	勝本町上場触 上場	上 場	52	勝本町立石南触 久保	久 保
20	勝本町大久保触 鎌田	鎌 田	53	勝本町立石南触 鬼川	鬼 川
21	勝本町大久保触 加久津	加 久 津	54	勝本町仲触 藪田	藪 田
22	勝本町大久保触 山坂	山 坂	55	勝本町仲触 田ノ浦	田 ノ 浦
23	勝本町大久保触 大久保	大 久 保	56	勝本町仲触 平原	平 原
24	勝本町片山触 八枝	八 枝	57	勝本町仲触 寺頭	寺 頭
25	勝本町坂本触 花川	花 川	58	勝本町仲触 中砂	中 砂
26	勝本町坂本触 井ノ辻	馬 場 先	59	勝本町西戸触 嶋ノ神	嶋 ノ 神
27	勝本町坂本触 長峰	長 峰	60	勝本町西戸触 西戸川	西 戸 川
28	勝本町坂本触 馬場先	馬 場 先	61	勝本町西戸触 十王堂	十 王 堂
29	勝本町新城西触 前田	前 田	62	勝本町東触 土肥田	土 肥 田
30	勝本町新城東触 西方	西 方	63	勝本町東触 宇戸本	宇 戸 本
31	勝本町新城東触 湯川	湯 川	64	勝本町東触 加納	加 納
32	勝本町新城東触 野口	野 口	65	勝本町東触 水畑	水 畑
33	勝本町新城東触 森	森	66	勝本町東触 松尾	松 尾

番号	所在地	区域名	番号	所在地	区域名
67	勝本町東触 赤岩	赤 岩	103	芦辺町箱崎大左右触 倉元	倉 元
68	勝本町東触 馬瀬	馬 瀬	104	芦辺町住吉東触 野元	野 元
69	勝本町東触 口細辻	口 細 辻	105	芦辺町箱崎大左右触 米勇	米 勇
70	勝本町東触 中砂	中 砂	106	芦辺町湯岳今坂触 村上	村 上
71	勝本町布気触 源八	源 八	107	芦辺町箱崎中山触 日高	日 高
72	勝本町布気触 布気川	布 気 川	108	芦辺町諸吉二亦触 山口	山 口
73	勝本町布気触 四徳	四 徳	109	芦辺町国分当田触 辻	辻
74	勝本町本宮仲触 岳城	岳 城	110	芦辺町国分川迎触 石橋	石 橋
75	勝本町本宮仲触 北ノ崎	北 ノ 崎	111	芦辺町中野郷仲触 山田	山 田
76	勝本町本宮仲触 表浦	表 浦	112	芦辺町箱崎江角触 江川	江 川
77	勝本町本宮仲触 浦海	浦 海	113	芦辺町箱崎諸津触 立山	立 山
78	勝本町本宮西触 坂	坂	114	芦辺町箱崎大左右触 久家	久 家
79	勝本町本宮西触 眞曾	眞 曾	115	芦辺町深江本村触 赤木	赤 木
80	勝本町本宮西触 西山	西 山	116	芦辺町住吉山信触 松永	松 永
81	勝本町本宮西触 鋤崎	鋤 崎	117	芦辺町国分当田触 大宝	大 宝
82	勝本町本宮西触 長尾	長 尾	118	芦辺町国分川迎触 山川	山 川
83	勝本町本宮西触 百合野	百 合 野	119	芦辺町諸吉南触 本尾	本 尾
84	勝本町本宮西触 筒方	筒 方	120	芦辺町箱崎江角触 山健	山 健
85	勝本町本宮西触 土正	土 正	121	芦辺町箱崎本村触 辻川	辻 川
86	勝本町本宮西触 高下	高 下	122	芦辺町深江本村触 西	西
87	勝本町本宮西触 山口	山 口	123	芦辺町芦辺浦 梅山	梅 山
88	勝本町本宮西触 宗津	宗 津	124	芦辺町国分東触 大谷	大 谷
89	勝本町本宮東触 八畑	八 畑	125	芦辺町深江南触 辻田	辻 田
90	勝本町本宮東触 久保畑	久 保 畑	126	芦辺町諸吉東触 篠崎	篠 崎
91	勝本町本宮東触 殿坂	殿 坂	127	芦辺町箱崎諸津触 吉野	吉 野
92	勝本町本宮南触 日影	日 影	128	芦辺町住吉山信触 石野	石 野
93	勝本町本宮南触 瀬戸	瀬 戸	129	芦辺町箱崎大左右触 作永	作 永
94	勝本町本宮南触 法司	法 司	130	芦辺町箱崎江角触 大曲	大 曲
95	勝本町本宮南触 鳥越	鳥 越	131	芦辺町箱崎本村触 島田	島 田
96	勝本町本宮南触 今屋敷	今 屋 敷	132	芦辺町箱崎大左右触 高原	高 原
97	勝本町本宮南触 岳山	岳 山	133	芦辺町箱崎中山触 川原	川 原
98	勝本町本宮南触 桶田	桶 田	134	芦辺町湯岳今坂触 末永	末 永
99	勝本町百合畑触 大白野辻	大白野辻	135	芦辺町住吉東触 長岡	長 岡
100	勝本町立石東触 稗坂	稗 坂	136	芦辺町箱崎本村触 作永	作 永
101	芦辺町箱崎江角触 石田	石 田	137	芦辺町住吉東触 長岡	長 岡
102	芦辺町箱崎江角触 中尾	中 尾	138	石田町池田仲触 眞弓	眞 弓

番号	所在地	区域名	番号	所在地	区域名
139	芦辺町箱崎江角触 岩野	岩 野	174	郷ノ浦町志原西触 手久田	手 久 田
140	芦辺町中野郷東触 岩谷	岩 谷	175	郷ノ浦町里触 立永	立 永
141	郷ノ浦町初山東触 大米	内 山	176	郷ノ浦町志原西触 女竹	女 竹
142	郷ノ浦町大島 宮野尾	久 間	177	郷ノ浦町長峰東触 百次郎	百 次 郎
143	郷ノ浦町麦谷触 宇戸	中 浦	178	郷ノ浦町長峰本村触 髷ノ辻	高峰ノ辻
144	郷ノ浦町長峰東触 百次郎	澤 木	179	郷ノ浦町釘山触 沖ノ丸	沖 ノ 丸
145	郷ノ浦町本村触 一本松	大 崎	180	芦辺町大左右触 津持	津 持
146	郷ノ浦町本村触 神田	山 内	181	芦辺町箱崎本村触 関	関
147	郷ノ浦町柳田触 津ノ上	山 本	182	勝本町片山触 西谷	西 谷
148	郷ノ浦町柳田触 津ノ上	山 口	183	勝本町北触 明佛	明 佛
149	勝本町仲触 藪田	安 永	184	勝本町坂本触 馬場頭	馬 場 頭
150	勝本町東触 平良石	豊 坂	185	石田町南触 志自岐	志 自 岐
151	勝本町東触 宇土本	山 石	186	石田町筒城東触 錦太	錦 太
152	勝本町本宮南触 若宮	下 条	187	石田町池田仲触 神ノ元	神 ノ 元
153	芦辺町国分本村触 中山	篠 崎	188	石田町石田西触 杓子松	杓 子 松
154	芦辺町住吉前触 樽坂	植 村	189	郷ノ浦町若松触 猫石	猫 石
155	芦辺町箱崎本村触 関	高 下	190	郷ノ浦町東触 市山	市 山
156	芦辺町箱崎諸津触 岸添	立 石	191	芦辺町深江南触 馬場ノ辻	馬場ノ辻
157	芦辺町箱崎諸津触 中嶋	久 間	192	勝本町坂本触 中西	中 西
158	芦辺町深江栄触 清水	寺 井	193	芦辺町中山触 前田	前 田
159	芦辺町諸吉二亦触 元林	岡 田	194	芦辺町湯岳本村触 清水	清 水
160	芦辺町諸吉南触 長坂	坂 本	195	勝本町北触 堂頭	堂 頭
161	郷ノ浦町渡良南触 水ノ浦	東 谷	196	郷ノ浦町大浦触 遠見	遠 見
162	芦辺町諸吉本村触 白橋田	白 橋 田	197	郷ノ浦町初山東触 花川	花 川
163	石田町南触 錦	錦	198	芦辺町諸吉二亦触 小坂	小 坂
164	石田町筒城東触 片部	片 部	199	芦辺町諸吉二亦触 辻の後	辻 の 後
165	郷ノ浦町平人触 合草	長 峰	200	郷ノ浦町木田触 竹ノ内	竹 ノ 内
166	郷ノ浦町有安触 冷水	徳 住	201	郷ノ浦町小牧西触 赤崎	赤 崎
167	石田町南触 西ノ久保	堀 江	202	勝本町東触 西ノ久保	西ノ久保
168	勝本町本宮南触 桶田	坂 元	203	芦辺町箱崎諸津触 中道	中 道
169	勝本町上場触 高無	吉 田	204	芦辺町中野郷西触 大坂	大 坂
170	芦辺町箱崎本村触 杉ノ原	高 下	205	芦辺町湯岳本村触 江坂	江 坂
171	石田町南触 若宮	若 宮	206	郷ノ浦町小牧東触 長藤	長 藤
172	勝本町坂本触 坂本	藤 田	207	石田町池田仲触 庄屋	庄 屋
173	郷ノ浦町有安触 冷水	冷 水	208	芦辺町諸吉本村触 長瀬	長 瀬

番号	所在地	区域名	番号	所在地	区域名
209	芦辺町箱崎本村触 古道	古 道	223	芦辺町箱崎本村触指鹿ノ辻	指鹿ノ辻
210	郷ノ浦町志原南触 勘鳥	勘 鳥	224	芦辺町箱崎諸津触 鷺ノ水	鷺 ノ 水
211	郷ノ浦町半城本村触 前間	前 間	225	芦辺町住吉山信触 西	西
212	勝本町本宮仲触 波胡山	波 胡 山	226	芦辺町住吉東触 下川	下 川
213	郷ノ浦町若松触 田尻	田 尻	227	芦辺町中野郷仲触 堂手	堂 手
214	勝本町立石仲触 長多	長 多	228	勝本町東触 立石久保	立石久保
215	石田町池田東触 浦山	浦 山	229	勝本町新城西触 小場山	小 場 山
216	郷ノ浦町長峰本村触國分岳	國 分 岳	230	勝本町本宮南触 辻ノ田	辻 ノ 田
217	郷ノ浦町半城本村触 長畑	長 畑	231	勝本町立石西触 大園	大 園
218	郷ノ浦町牛方触 郷士	郷 士	232	石田町南触 志自岐	志 自 岐
219	郷ノ浦町渡良南触 稲市川	稲 市 川	233	石田町筒城仲触 長瀧	長 瀧
220	芦辺町諸吉二亦触 シメノ尾	シメノ尾	234	芦辺町諸吉仲触 須気	須 気
221	芦辺町箱崎釘ノ尾触本ノ株	本ノ株	235	芦辺町箱崎江角触 長尾	長 尾
222	芦辺町箱崎本村触 神里	神里	236	芦辺町湯岳興触 北畑	北 畑

7-4 ため池一覧

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m3)	満水面積 (km2)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
引地溜池	郷ノ浦町小牧東触	水利組合	5.1	7.0	0.003	昭和以降	8.2	58.0
石埦溜池	郷ノ浦町小牧東触	水利組合	3.6	4.7	0.002	昭和以降	5.7	53.0
檜尾溜池	郷ノ浦町小牧東触	水利組合	2.0	2.5	0.001	大正時代	5.0	50.0
春溜池	郷ノ浦町長峰本村触	水利組合	4.8	4.0	0.002	明治時代	4.1	40.5
牟田溜池	郷ノ浦町長峰本村触	水利組合	2.2	3.3	0.002	昭和以降	4.6	37.0
山口溜池	郷ノ浦町長峰東触	管理組合	4.0	3.2	0.002	大正時代	5.8	38.5
牟田溜池	郷ノ浦町大浦触	個人・共有	2.8	1.1	0.001	明治時代	4.6	30.5
犬塚溜池	郷ノ浦町牛方触	水利組合	9.2	1.2	0.005	明治時代	5.6	80.0
馬田溜池	郷ノ浦町牛方触	水利組合	7.9	2.7	0.002	明治時代	4.6	39.0
井道溜池	郷ノ浦町牛方触	水利組合	8.3	7.5	0.003	不明	6.1	61.0
亀の水溜池	郷ノ浦町牛方触	水利組合	2.6	4.9	0.002	昭和以降	6.8	65.0
中尾溜池	郷ノ浦町渡良西触	個人・共有	2.5	1.0	0.001	昭和以降	3.7	41.0
前田溜池	郷ノ浦町渡良南触	個人・共有	6.9	4.0	0.004	不明	4.4	73.0
市山溜池	郷ノ浦町東触	水利組合	4.0	4.5	0.003	不明	6.5	50.1
鮎川溜池	郷ノ浦町片原触	水利組合	8.5	6.0	0.004	不明	5.7	65.0
藤ノ本溜池	郷ノ浦町片原触	個人・共有	2.7	4.5	0.002	明治時代	4.7	60.5
阿城溜池	郷ノ浦町東触	個人・共有	3.3	2.5	0.001	明治時代	5.8	36.0
郡溜池	郷ノ浦町東触	水利組合	2.5	7.0	0.006	昭和以降	6.3	42.0
幡宮溜池	郷ノ浦町田中触	水利組合	13.9	7.0	0.003	明治時代	6.8	45.0
平川溜池	郷ノ浦町志原西触	水利組合	12.9	11.0	0.006	明治時代	4.8	67.0
堀川溜池	郷ノ浦町大原触	水利組合	29.6	60.0	0.015	昭和以降	9.3	71.0
中尾溜池(福泉)	郷ノ浦町志原西触	水利組合	4.3	6.0	0.004	不明	3.9	55.3
水谷溜池	郷ノ浦町志原南触	水利組合	2.9	4.0	0.002	不明	4.3	55.5
嶽山溜池	郷ノ浦町志原南触	生産組合	4.9	7.0	0.003	昭和以降	6.3	69.0
大坂溜池	郷ノ浦町釘山触	生産組合	3.5	3.6	0.002	不明	5.3	45.5

施 設 名	住 所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m3)	満水面積 (km2)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
湯田の元溜池	郷ノ浦町永田触	水利組合	5.6	20.0	0.004	昭和以降	11.1	66.0
管牟田溜池	郷ノ浦町永田触	水利組合	5.1	5.0	0.003	明治時代	5.2	68.0
椎ノ木溜池	郷ノ浦町平人触	水利組合	4.6	7.1	0.003	不 明	5.6	42.5
泉ヶ山溜池	郷ノ浦町若松触	水利組合	3.9	4.0	0.003	明治時代	3.8	41.4
長野溜池	郷ノ浦町志原南触	水利組合	2.0	5.2	0.004	明治時代	5.3	40.0
池渕溜池	郷ノ浦町坪触	水利組合	3.9	4.0	0.002	明治時代	6.5	51.0
奈波木溜池	郷ノ浦町初山西触	個人・共有	2.0	2.1	0.001	昭和以降	7.2	40.5
石原溜池	郷ノ浦町初山西触	個人・共有	5.8	8.3	0.002	昭和以降	9.6	49.2
当山溜池	郷ノ浦町初山東触	個人・共有	2.9	3.0	0.001	明治時代	6.9	42.0
佐古溜池	郷ノ浦町初山東触	個人・共有	2.5	1.4	0.001	不 明	5.6	23.0
川坂溜池	郷ノ浦町柳田触	水利組合	3.7	1.7	0.002	昭和以降	3.4	48.5
二五里溜池	郷ノ浦町柳田触	水利組合	8.0	7.6	0.004	不 明	5.2	67.0
内山溜池	郷ノ浦町木田触	水利組合	21.0	4.5	0.002	大正時代	5.9	36.0
竹ノ内溜池	郷ノ浦町木田触	水利組合	21.0	7.8	0.003	昭和以降	5.0	62.5
山飛溜池	郷ノ浦町木田触	水利組合	21.0	3.8	0.003	不 明	4.9	81.0
浦田溜池	郷ノ浦町田中触	水利組合	6.3	4.8	0.004	不 明	4.2	75.0
新溜池(若松)	郷ノ浦町若松触	水利組合	4.1	4.0	0.003	明治時代	5.0	45.4
植木原溜池	郷ノ浦町柳田触	水利組合	3.0	1.1	0.001	不 明	3.1	44.0
蛭ノ元溜池	郷ノ浦町柳田触	水利組合	2.6	6.8	0.004	不 明	5.4	52.5
太久路溜池	郷ノ浦町半城本村触	水利組合	6.1	1.7	0.001	不 明	4.0	50.0
尾越溜池	郷ノ浦町有安触	個人・共有	2.8	1.6	0.001	不 明	6.0	29.8
長山溜池(大津方)	郷ノ浦町渡良東触	個人・共有	3.0	1.7	0.001	不 明	7.4	53.0
乗瀬溜池	郷ノ浦町渡良西触	水利組合	2.4	1.0	0.001	不 明	4.0	12.0
一ノ坪溜池	郷ノ浦町東触	個人・共有	3.0	1.8	0.001	不 明	6.1	39.0
水門田溜池	郷ノ浦町坪触	土地改良組合	2.0	5.0	0.003	不 明	3.3	36.0
新(田中触)溜池	郷ノ浦町田中触	水利組合	4.4	4.0	0.002	明治時代	4.7	39.0

施 設 名	住 所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m3)	満水面積 (km2)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
帯田溜池	郷ノ浦町志原南触	生産組合	2.0	3.5	0.002	不 明	5.4	36.3
宗津溜池	勝本町本宮西触	個人・共有	5.0	5.0	0.002	昭和以降	5.4	50.0
双六溜池	勝本町本宮東触	水利組合	4.2	3.5	0.002	明治時代	4.5	77.0
牟田頭溜池	勝本町東触	水利組合	4.4	11.3	0.004	昭和以降	5.2	64.0
四徳溜池	勝本町布気触	個人・共有	4.8	11.0	0.006	昭和以降	4.9	46.0
山坂溜池	勝本町坂本触	水利組合	4.6	7.5	0.002	明治時代	7.1	36.0
木堂第2溜池	勝本町新城西触	水利組合	2.0	1.0	0.001	明治時代	3.9	27.0
山田溜池	勝本町仲触	水利組合	6.7	5.0	0.003	昭和以降	4.7	35.0
桜木溜池	勝本町新城西触	水利組合	21.2	15.0	0.006	昭和以降	5.6	62.0
保佐川溜池	勝本町仲触	水利組合	7.6	1.4	0.002	明治時代	3.1	35.0
丸田溜池	勝本町西戸触	水利組合	4.4	3.0	0.002	明治時代	3.8	34.0
大谷溜池	勝本町仲触	水利組合	3.1	4.0	0.002	昭和以降	5.0	47.0
水畑溜池	勝本町東触	水利組合	2.3	3.0	0.001	昭和以降	6.2	37.7
能尻溜池	勝本町東触	水利組合	2.7	16.0	0.006	明治時代	6.4	32.0
後田溜池	勝本町大久保触	水利組合	2.4	2.0	0.001	明治時代	7.1	40.0
横田溜池	勝本町大久保触	水利組合	4.9	4.0	0.002	昭和以降	5.1	38.0
釜田溜池	勝本町大久保触	水利組合	4.7	5.0	0.002	明治時代	5.5	42.0
大坂溜池	勝本町大久保触	水利組合	22.0	67.0	0.013	昭和以降	16.2	48.0
鳴山溜池	勝本町北触	水利組合	3.7	5.0	0.002	昭和以降	5.7	38.0
小場山溜池	勝本町新城西触	水利組合	2.2	1.9	0.001	明治時代	5.3	40.0
岩瀬溜池	勝本町新城東触	水利組合	10.0	20.0	0.008	江戸時代 以前	6.6	67.0
竹の中溜池	勝本町本宮東触	水利組合	3.8	6.5	0.004	不 明	3.8	21.0
法司溜池	勝本町本宮南触	水利組合	6.0	2.5	0.001	昭和以降	5.0	31.0
高田溜池	勝本町本宮南触	水利組合	3.0	2.0	0.001	明治時代	6.1	64.0
薄井溜池	勝本町本宮西触	水利組合	3.4	4.0	0.002	明治時代	6.3	47.8
大清水溜池	勝本町百合畑触	水利組合	44.7	338.0	0.066	昭和以降	14.2	94.0

施 設 名	住 所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m3)	満水面積 (km2)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
畑見溜池	勝本町立石東触	水利組合	4.0	6.0	0.004	明治時代	4.9	37.0
平良石溜池	勝本町東触	水利組合	3.6	2.0	0.001	明治時代	5.9	31.0
東ノ木溜池	勝本町大久保触	水利組合	3.3	1.0	0.002	不 明	1.9	38.0
長尾溜池	勝本町本宮西触	水利組合	4.9	4.0	0.002	昭和以降	10.3	49.0
立石溜池	勝本町立石仲触	水利組合	3.9	1.0	0.001	不 明	4.4	37.7
藪ノ中溜池	勝本町本宮東触	水利組合	2.0	1.0	0.001	明治時代	6.4	26.6
唐松溜池	芦辺町箱崎大左右触	水利組合	4.7	4.8	0.002	大正時代	8.0	40.2
二反田第2溜池	芦辺町箱崎本村触	水利組合	7.2	10.4	0.006	大正時代	5.8	47.6
日ヶ暮溜池	芦辺町箱崎大左右触	水利組合	3.3	8.4	0.002	大正時代	5.5	48.3
石櫃溜池	芦辺町箱崎釘ノ尾触	水利組合	2.5	6.1	0.004	明治時代	5.0	35.5
山洪溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	4.2	6.7	0.003	不 明	5.0	43.6
貝畑溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	10.9	11.0	0.008	大正時代	4.3	41.4
馬の川溜池	芦辺町箱崎本村触	水利組合	2.6	2.2	0.002	昭和以降	5.1	43.6
指鹿溜池	芦辺町箱崎本村触	水利組合	5.3	8.6	0.006	昭和以降	4.4	42.5
大切溜池	芦辺町箱崎谷江触	水利組合	2.4	7.1	0.005	大正時代	5.4	139.4
辻山溜池	芦辺町国分当田触	水利組合	5.1	1.7	0.002	大正時代	3.1	35.8
桜木溜池	芦辺町中野郷仲触	中山間集落	2.7	3.0	0.001	不 明	3.6	43.3
阿彦溜池	芦辺町諸吉仲触	水利組合	10.0	11.9	0.005	不 明	6.9	78.3
沓石溜池	芦辺町諸吉仲触	水利組合	7.1	6.0	0.002	不 明	6.4	48.6
釜蓋堤	芦辺町国分本村触	水利組合	2.1	2.4	0.002	明治時代	2.7	41.5
堺溜池	芦辺町中野郷本村触	水利組合	11.8	16.0	0.006	明治時代	5.7	61.4
大平溜池	芦辺町住吉東触	水利組合	2.0	3.9	0.002	不 明	3.8	39.1
柳坂溜池	芦辺町住吉東触	水利組合	2.8	4.3	0.003	昭和以降	3.7	74.4
川内溜池	芦辺町住吉前触	水利組合	4.9	2.4	0.002	大正時代	5.3	45.2
高尾溜池	芦辺町諸吉二亦触	水利組合	5.0	6.5	0.002	昭和以降	6.3	40.8
岩谷溜池	芦辺町中野郷東触	水利組合	10.2	7.2	0.002	不 明	5.4	51.5

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m3)	満水面積 (km2)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
牛丸溜池	芦辺町深江本村触	水利組合	5.2	2.9	0.002	明治時代	4.5	44.9
堂山溜池	芦辺町深江南触	水利組合	4.1	4.6	0.002	明治時代	4.1	46.3
今坂溜池	芦辺町湯岳本村触	水利組合	4.8	11.0	0.004	明治時代	6.3	50.1
久保頭溜池	芦辺町湯岳興触	農事組合法人	10.3	2.4	0.001	明治時代	5.9	58.2
新今坂溜池	芦辺町湯岳今坂触	農事組合法人	22.3	18.0	0.016	昭和以降	7.2	130.9
屋坂溜池	芦辺町深江南触	農事組合法人	6.7	7.4	0.004	不明	2.6	50.4
山方溜池	芦辺町深江栄触	水利組合	12.8	6.2	0.003	昭和以降	4.3	81.4
和田溜池	芦辺町深江栄触	水利組合	8.7	3.7	0.002	不明	5.8	42.3
穴ノ口溜池	芦辺町箱崎大左右触	個人・共有	2.0	2.0	0.001	不明	5.8	40.3
溜水溜池	芦辺町中野郷東触	個人・共有	5.9	7.9	0.005	大正時代	4.0	40.1
帯田溜池	芦辺町中野郷西触	生産組合	2.0	1.0	0.000	不明	1.9	38.0
神坂溜池	芦辺町住吉山信触	水利組合	6.3	4.2	0.003	不明	4.8	55.8
二反田溜池	芦辺町住吉東触	水利組合	3.0	2.5	0.002	不明	4.2	61.6
綿打溜池	芦辺町深江鶴亀触	水利組合	5.6	3.0	0.002	明治時代	4.0	72.1
真弓溜池	石田町池田仲触	土地改良区	29.3	55.0	0.014	昭和以降	10.6	70.0
花園溜池	石田町池田仲触	水利組合	4.0	25.0	0.006	昭和以降	10.8	47.0
神ノ元溜池	石田町池田仲触	土地改良区	2.7	24.0	0.005	昭和以降	10.9	67.0
園田溜池	石田町池田仲触	土地改良区	13.0	29.7	0.007	昭和以降	9.1	44.0
黒木溜池	石田町石田西触	水利組合	12.8	16.6	0.007	昭和以降	5.1	76.6
村山溜池	石田町池田西触	生産組合	5.0	4.4	0.002	江戸時代 以前	4.7	58.0
二の官溜池	石田町池田西触	生産組合	11.4	8.8	0.005	不明	4.3	51.0
鬼川溜池	石田町湯岳射手吉触	水利組合	2.5	6.5	0.003	不明	4.8	50.0
隠田溜池	石田町湯岳射手吉触	水利組合	15.0	5.5	0.002	昭和以降	6.0	56.0
大谷溜池	石田町池田仲触	水利組合	2.1	3.8	0.003	昭和以降	2.7	71.0
桃の木溜池	石田町池田西触	生産組合	11.4	4.6	0.004	江戸時代 以前	4.3	52.0
渡瀬溜池	石田町池田西触	水利組合	2.0	2.2	0.002	江戸時代 以前	4.0	41.0

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m3)	満水面積 (km2)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
椿溜池	石田町石田西触	水利組合	7.1	3.0	0.003	昭和以降	3.4	49.0
高坂溜池	石田町筒城西触	水利組合	8.0	3.0	0.002	明治時代	3.5	45.0
夕部溜池	石田町筒城西触	個人・共有	2.0	4.8	0.002	昭和以降	6.4	42.0
花川溜池	石田町筒城仲触	水利組合	4.0	1.6	0.001	昭和以降	5.5	51.0
高原溜池	石田町石田西触	水利組合	21.2	1.1	0.006	不明	3.8	75.0
三反田溜池	石田町石田東触	水利組合	5.8	5.3	0.003	不明	3.8	43.0
太刀山溜池	石田町本村触	水利組合	2.3	1.7	0.004	不明	7.4	50.0
大久保溜池	郷ノ浦町有安触	個人・共有	0.7	1.2	0.001	昭和以降	4.6	37.0
日ノ組溜池	郷ノ浦町有安触	個人・共有	0.6	2.0	0.001	江戸時代以前	2.9	43.0
城ノ辻溜池	郷ノ浦町庄触	個人・共有	1.0	2.0	0.001	江戸時代以前	5.2	32.5
小森溜池	郷ノ浦町庄触	個人・共有	0.3	1.0	0.001	昭和以降	4.3	27.5
余吾溜池	郷ノ浦町若松触	水利組合	0.8	3.5	0.002	明治時代	3.8	50.0
船川溜池	郷ノ浦町初山西触	個人・共有	1.9	2.5	0.001	昭和以降	5.1	50.0
菖蒲田溜池	勝本町本宮仲触	水利組合	0.4	4.3	0.002	明治時代	3.9	32.5
皆越溜池	勝本町大久保触	水利組合	22.0	6.4	0.004	明治時代	4.6	43.0
炭焼溜池	勝本町新城西触	個人・共有	1.5	2.1	0.001	明治時代	3.5	36.0
斉ノ久保溜池	勝本町仲触	水利組合	1.1	3.8	0.001	昭和以降	4.6	27.0
堂頭溜池	勝本町北触	個人・共有	1.4	2.5	0.001	昭和以降	5.9	38.0
若松溜池	勝本町東触	水利組合	1.1	1.1	0.001	明治時代	4.8	45.0
黒山第1溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	1.8	1.6	0.001	明治時代	4.4	29.0
黒山第2溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	1.6	2.0	0.001	明治時代	5.3	37.5
鳥越溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	0.8	1.5	0.001	昭和以降	4.5	34.0
内坂溜池	芦辺町諸吉仲触	中山間集落	4.2	2.4	0.001	明治時代	4.4	40.0
須応田溜池	芦辺町諸吉仲触	水利組合	1.1	1.1	0.001	大正時代	7.0	30.3
梶田溜池	石田町筒城西触	水利組合	1.3	1.9	0.001	江戸時代以前	2.7	39.0
山仲溜池	石田町筒城西触	個人・共有	1.2	3.6	0.002	昭和以降	4.8	57.0

施 設 名	住 所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m3)	満水面積 (km2)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
薄井溜池	郷ノ浦町半城本村触	個人・共有	0.6	1.0	0.000	不 明	2.4	27.0
女岳溜池	郷ノ浦町永田触	個人・共有	1.2	4.8	0.002	昭和以降	4.0	63.0
椎ノ木溜池	郷ノ浦町片原触	個人・共有	1.2	4.0	0.002	大正時代	4.3	50.0
加久津溜池	勝本町大久保触	個人・共有	1.1	1.5	0.001	昭和以降	5.0	48.0
羽坂溜池	勝本町立石南触	個人・共有	0.4	0.8	0.000	昭和以降	5.8	35.0
木堂第一溜池	勝本町新城西触	水利組合	0.6	1.8	0.001	明治時代	2.9	35.0
城山溜池	勝本町百合畑触	水利組合	1.5	2.0	0.002	昭和以降	5.7	28.0
釘ノ中溜池	勝本町本宮東触	水利組合	1.7	0.7	0.000	昭和以降	3.2	35.0
丸尾溜池	勝本町立石東触	水利組合	0.5	0.6	0.000	明治時代	4.5	32.0
津樽溜池	勝本町立石南触	個人・共有	1.0	0.6	0.000	昭和以降	3.9	31.0
古砂溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	1.1	2.3	0.002	不 明	4.7	52.0
大太郎溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	0.5	2.0	0.001	昭和以降	5.8	38.0
惣津竈溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	0.6	1.3	0.001	昭和以降	6.9	63.0
前峰溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	1.0	0.9	0.001	昭和以降	3.2	25.0
永蔵溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	0.8	0.6	0.001	昭和以降	3.4	50.0
小安溜池	芦辺町箱崎本村触	個人・共有	0.8	3.0	0.001	不 明	3.7	45.0
二反田第1溜池	芦辺町箱崎本村触	水利組合	1.2	2.5	0.001	昭和以降	8.8	33.0
竹の久保溜池	芦辺町箱崎諸津触	個人・共有	1.1	5.1	0.002	不 明	4.3	61.0
大畑溜池	芦辺町箱崎釘ノ尾触	個人・共有	0.7	1.3	0.001	昭和以降	7.2	34.0
女岳溜池	芦辺町箱崎釘ノ尾触	個人・共有	0.3	2.0	0.000	昭和以降	3.6	42.0
高根溜池	芦辺町箱崎中山触	水利組合	1.1	6.6	0.004	明治時代	6.7	65.0
森山第一溜池	勝本町百合畑触	個人・共有	0.9	2.0	0.000	昭和以降	2.8	27.5
東高尾溜池	芦辺町諸吉二亦触	個人・共有	1.2	1.2	0.001	昭和以降	6.6	28.5
長坂溜池	芦辺町中野郷東触	個人・共有	1.7	4.8	0.001	昭和以降	7.6	46.0
新堤溜池	芦辺町住吉山信触	個人・共有	0.6	4.0	0.000	不 明	3.1	28.0
大宝溜池	芦辺町湯岳今坂触	個人・共有	0.2	6.0	0.003	明治時代	3.7	36.5

施 設 名	住 所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m3)	満水面積 (km2)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
川上溜池	芦辺町湯岳興触	農事組合法人	2.9	1.2	0.001	明治時代	7.6	72.0
久保川溜池	芦辺町国分東触	水利組合	0.4	0.5	0.001	昭和以降	5.4	21.0
西原溜池	芦辺町深江栄触	個人・共有	0.1	0.8	0.001	不 明	3.0	43.0
絵踏溜池	郷ノ浦町郷ノ浦	個人・共有	0.0	2.0	0.001	不 明	-	-
江見山溜池	郷ノ浦町永田触	個人・共有	0.1	2.0	0.001	昭和時代	3.8	38.0
花川溜池	勝本町本宮西触	個人・共有	0.0	4.5	0.001	昭和時代	7.3	38.0
神通溜池	勝本町本宮東触	個人・共有	0.0	2.0	0.001	明治時代	2.8	20.5
西川溜池	勝本町上場触	個人・共有	1.0	1.5	0.001	昭和時代	8.0	39.5
須行砂溜池	芦辺町箱崎釘ノ尾触	個人・共有	0.9	4.0	0.001	昭和時代	6.1	42.5
高野原溜池	芦辺町中野郷西触	個人・共有	0.0	3.3	0.001	大正時代	6.5	36.0

7-5 危険物施設一覧

1 危険物一覧表

製造所	危険物貯蔵所								危険物取扱所					合計
製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	移動タンク貯蔵所	小計	給油取扱所	一般取扱所	販売取扱所	移送取扱所	小計	
0	8	42	13	5	0	4	26	98	40	13	0	2	55	153

2 危険物施設一覧

事業所名	設置場所	区分	施設数
平尾石油店	郷ノ浦町柳田触940-1	移動タンク貯蔵所 給油取扱所	4 1
	郷ノ浦町物部本村触718	屋外貯蔵所	1
ナガオカ	郷ノ浦町平人触51	給油取扱所	1
永富石油店	郷ノ浦町長峰本村触807	給油取扱所	1
		移動タンク貯蔵所	1
壱岐市農業協同組合 (本所給油所)	郷ノ浦町東触560	移動タンク貯蔵所 給油取扱所	4 1
(農機具センター)	郷ノ浦町柳田触545-1-2	屋内貯蔵所	1
上村真珠	郷ノ浦町半城本村触1347	給油取扱所(自家)	1
壱岐交通	郷ノ浦町東触589	給油取扱所(自家)	1
スカイロード壱岐	郷ノ浦町東触1104-1	給油取扱所	1
		移動タンク貯蔵所	1
郷ノ浦町漁業協同組合 (本所)	郷ノ浦町郷ノ浦405-3	屋外タンク貯蔵所	3
		移動タンク貯蔵所	2
		給油取扱所	3
		一般取扱所	1
(三島支所)	郷ノ浦町大島478-1	屋外タンク貯蔵所	2
		給油取扱所	2
(初瀬)	郷ノ浦町初瀬漁港埋立用地	屋外タンク貯蔵所	1
		給油取扱所	1
N T Tフィールドテクノ	郷ノ浦町本村触523	地下タンク貯蔵所	1
平尾建設アスファルトプラント	郷ノ浦町物部本村触719	屋外タンク貯蔵所	1
長崎県壱岐病院	郷ノ浦町東触1626	地下タンク貯蔵所	2
壱岐油槽 郷ノ浦油槽所	郷ノ浦町渡良南触字井良坂1130	屋外タンク貯蔵所	5
		移動タンク貯蔵所 一般取扱所	2 1
建設生コン工業	郷ノ浦町志原西触1183	給油取扱所(自家)	1

事業所名	設置場所	区分	施設数
小金丸造船所	郷ノ浦町渡良南触1211	屋内貯蔵所	1
丸谷造船所	郷ノ浦町初山東触字花川1591-2	屋内貯蔵所	1
壱岐文化ホール	郷ノ浦町本村触字平田445	地下タンク貯蔵所	1
農林漁業体験実験館	郷ノ浦町新田触字下名切492	地下タンク貯蔵所	1
ホテルアイランド壱岐	郷ノ浦町片原触1687-1	地下タンク貯蔵所	1
(株)あぶらや市場 壱岐店	郷ノ浦町柳田触882	給油取扱所	1
		移動タンク貯蔵所	3
川添石油	郷ノ浦町田中触1177-1	給油取扱所	1
海上保安署	郷ノ浦町郷ノ浦字立場山703-5	給油取扱所	1
金子産業	郷ノ浦町渡良浦懸州519	屋外貯蔵所	1
壱岐市デイサービスセンター	郷ノ浦町坪触中原3099	地下タンク貯蔵所	1
壱岐栽培センター	郷ノ浦町大島字八斗蒔	地下タンク貯蔵所	1
壱岐市汚泥再生センター	郷ノ浦町坪触字境2995 外17筆	地下タンク貯蔵所	1
勝本漁協給油所	勝本町大久保触1841	給油取扱所	1
勝本町漁業協同組合 (串山) (湯ノ本)	勝本町東触地先(串山埋立地無番地)	屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 給油取扱所 一般取扱所	1 6 4 2
壱岐市立老人ホーム	勝本町本宮南触字白瀧1323-7	屋内タンク	1
ベイサイド鯨伏給油所	勝本町布気触967-1	給油取扱所	1
海上自衛隊壱岐警備所	勝本町若宮島	屋外タンク貯蔵所	1
		屋外貯蔵所	1
新マルモ造船	勝本町本宮南触569	屋内貯蔵所	1
サンドーム壱岐	勝本町布気触字木落シ977	屋内タンク貯蔵所	1
福祉センターかざはや	勝本町大久保触1736-2	地下タンク貯蔵所	1
昇運石油店	芦辺町芦辺町浦324	給油取扱所	1
	中野郷東触120-122	屋内貯蔵所 移動タンク貯蔵所	1 4
中野石油店	芦辺町諸吉二亦触1648-6	移動タンク貯蔵所	2
		給油取扱所	1
(株)あぶらやビッグアイランド芦辺店	芦辺町諸吉大石触東川472-10	給油取扱所	1
下久石油(国分)	芦辺町国分東触字中園792	給油取扱所	1
大阪屋石油店	芦辺町中野郷西触385-3	給油取扱所	1
川添石油	芦辺町箱崎大左右触679	移動タンク貯蔵所 給油取扱所	3 1
	芦辺町瀬戸浦大久保触346-1	屋外貯蔵所	1
	芦辺町瀬戸浦防波堤上	屋外タンク貯蔵所	1
		一般取扱所	1
創栄建設	芦辺町住吉山信触字小水708	屋外タンク貯蔵所	1
九州電力 (芦辺発電所)	芦辺町芦辺浦597-1	屋外タンク貯蔵所	3
		移送取扱所	1

事業所名	設置場所	区分	施設数
(新沓岐発電所)	芦辺町諸吉南触字青島	一般取扱所	2
		屋外タンク貯蔵所	3
		移送取扱所	1
		一般取扱所	2
		屋内貯蔵所	1
箱崎漁業協同組合	芦辺町瀬戸浦字片山213	屋外タンク貯蔵所 給油取扱所 一般取扱所	2 1 1
(諸津)	芦辺町箱崎諸津触無番地	屋外タンク貯蔵所	2
(恵美須)	芦辺町箱崎大左右触字津持451-1	給油取扱所	1
(妙見)	芦辺町箱崎大左右触字妙見	屋外タンク貯蔵所 給油取扱所	1 1
沓岐市農業協同組合(北部給油所)	芦辺町箱崎本村触字辻101-3	給油取扱所	1
(深江ライスセンター)	芦辺町深江南触今治1274・1250-1・127		
沓岐東部漁業協同組合	芦辺町諸吉本村触字丸石1342-14	屋内貯蔵所	1
		屋外タンク貯蔵所	1
		給油取扱所	1
	芦辺町芦辺浦433	屋外タンク貯蔵所 給油取扱所	1 1
岡本組 アスファルトプラント	芦辺町諸吉二亦触148	屋外タンク貯蔵所 一般取扱所	1 1
沓岐の蔵酒造	芦辺町湯岳本村触字清水525-1	屋外タンク貯蔵所	1
(株)あぶらや市場住吉店	芦辺町住吉東触457-1	給油取扱所	1
沓岐スチロール	芦辺町箱崎釘ノ尾触731	屋外タンク貯蔵所	1
芦辺町クオリティライフセンターつばさ	芦辺町箱崎中山触字干拓2548	地下タンク貯蔵所	1
沓岐市消防本部	芦辺町中野郷西触411-2	屋内タンク	1
共栄	芦辺町国分本村触1009	地下タンク貯蔵所 一般取扱所	1 1
沓岐市ゴミ処理施設	芦辺町住吉東触728-1	屋外タンク貯蔵所	1
長崎県漁連	芦辺町瀬戸浦213	屋外タンク貯蔵所	1
江口石油店	石田町池田東触475-4	給油取扱所	1
松尾石油店	石田町印通寺浦469-22	給油取扱所	1
スカイロード沓岐 石田給油所	石田町石田西触字西間1157-4	給油取扱所	1
石田町漁業協同組合	石田町印通寺浦目坂埋立地	屋外タンク貯蔵所	1
		屋内タンク貯蔵所	1
		給油取扱所	1
	石田町山崎触埋立地	屋外タンク貯蔵所	1
(山崎)	石田町筒城七湊漁港	屋外タンク貯蔵所	1
(七湊)			
沓岐空港	石田町筒城東触1724	地下タンク貯蔵所	1

7-6 業態別防火対象物

消防法施行令別表第 1 項目別			対象物数
区 分		業 態	
1 項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	2
	ロ	公会堂、集会場	9
2 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	
	ロ	遊技場、ダンスホール	4
	ハ	性風俗関連特殊営業のヌードスタジオ等	
	ニ	カラオケボックス等	1
3 項	イ	待合、料理店等	
	ロ	飲食店	71
4 項		百貨店、マーケット等	657
5 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所	78
	ロ	寄宿舍、下宿、共同住宅	123
6 項	イ	病院、診療所、助産所	14
	ロ	老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設	9
	ハ	幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校	26
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	8
7 項		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校等	24
8 項		図書館、博物館、美術館等	46
9 項	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	
	ロ	公衆浴場	3
10 項		車両の停車場、船舶・航空機の発着場	4
11 項		神社、寺院、教会等	24
12 項	イ	工場、作業場	79
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	1
13 項	イ	自動車車庫、駐車場	13
	ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫	1
14 項		倉庫	56
15 項		前各項に該当しない事業場	141
16 項	イ	複合用途防火対象物（1 項～4 項、5 項イ、6 項、9 項イ）	104
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	22
16 の 2 項		地下街	

消防法施行令別表第1項目別			対象物数
区 分		業 態	
16の3項		準地下街	
17項		重要文化財、重要有形民俗文化財等	1
18項		延長50m以上のアーケード	
19項		市町村長の指定する山林	
20項		総務省令で定める舟車	
合 計			851

8 物資・食料等関係資料

8-1 救援物資の集積場所

名 称	所 在 地	電話番号
大谷公園体育館	郷ノ浦町田中触1223	47-3611
郷ノ浦港-7.5m耐震岸壁及び背後緑地	郷ノ浦町郷ノ浦	

8-2 食料等の調達・供給関係

1 米穀販売店

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	長崎米穀(株)老岐営業所	郷ノ浦町片原触219	47-0128
2	長田米穀店	郷ノ浦町郷ノ浦178	47-0065
3	町田米穀店	郷ノ浦町郷ノ浦81	47-0257
4	刈山商店	郷ノ浦町初山東触1584-1	47-4201
5	赤木米穀店	郷ノ浦町本村触676	47-0302
6	米田商店	郷ノ浦町渡良浦1099	47-0827
7	石橋米穀店	勝本町勝本浦123	42-0039
8	みのだ商店	勝本町勝本浦158	42-0064
9	中上米穀店	勝本町勝本浦274	42-0111
10	山口米穀店	勝本町勝本浦487	42-0112
11	白川重家(有)	勝本町湯本浦52-3	43-0010
12	町田米穀店	芦辺町芦辺浦360	45-1295
13	住田商店	芦辺町瀬戸浦191	45-2006
14	竹下米穀店	芦辺町中野郷西触393-2	45-3034
15	平田商店	芦辺町諸吉本村触2160-1	45-0007
16	白石商店	石田町久喜触73	44-5633
17	横山商店	石田町印通寺浦208	44-5173
18	加登屋商店	石田町印通寺浦266	44-5047
19	中村マート	石田町石田東触488	44-5789
20	山内商店(あやめ)	石田町印通寺浦364	44-5018
21	山下愛敬堂	石田町石田西触1069	44-5035
22	にしかわフーズショップ(有)	石田町印通寺浦471-10	44-5048
23	(有)松尾商店	石田町石田西触1052	44-5034
24	若宮酒店	石田町印通寺浦319-1	44-5058

No.	名 称	所 在 地	電話番号
25	立石商店	石田町久喜触204－3	44－6804
26	(有)長嶋商店	石田町石田東触395	44－5250

2 パン製造業

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	だるま堂	郷ノ浦町東触800－10	47－2705
2	パンの家	郷ノ浦町本村触61－1	47－6800
3	パンプラス	郷ノ浦町釘山触628	40－0195
4	江川義春	石田町石田西触1073	44－5562

8－3 建設資材業者一覧

1 建築材料

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	梅田産業(株)壱岐営業所	郷ノ浦町東触967－1	47－0511
2	江崎建材(株)	郷ノ浦町郷ノ浦122	47－1181
3	末廣商店(株)	郷ノ浦町郷ノ浦122	47－1277
4	三和産業(株)	郷ノ浦町片原触269	47－5122
5	大谷	郷ノ浦町牛方触1－2－1	47－5906
6	対馬林業(有)	勝本町新城西触1111	42－0023
7	玄海商店(有)	勝本町勝本浦314	42－0150
8	大黒屋建材(有)	芦辺町諸吉大石触498－2	45－3939
9	いずみや材木店	芦辺町瀬戸浦53	45－2117
10	大東商店(有)	芦辺町芦辺浦285	45－0040
11	横山建材店(有)	石田町印通寺浦295	44－5235

9 衛生関係資料

9-1 ごみ処理施設等

施 設 名	所 在 地	電話番号
壱岐市クリーンセンター	芦辺町住吉東触728-1	45-1115
壱岐市リサイクルセンター	郷ノ浦町大浦触1003-1	47-5222
壱岐市勝本町埋立タンク	勝本町布気触84	
壱岐市勝本町不燃物処理場	勝本町布気触75	
壱岐市芦辺町浸出水処理施設	芦辺町箱崎本村触1395-1	
壱岐市石田町焼却灰等処理場	石田町山崎触336	

9-2 し尿処理施設等

施 設 名	所 在 地	電話番号
壱岐市汚泥再生処理センター	郷ノ浦町坪触2995	47-0270
壱岐市勝本町自給肥料供給センター	勝本町本宮西触1366-6	43-0113

10 遺体及び死亡獣畜等関係資料

10-1 葬祭場

施設名	所在地	電話番号
壱岐市葬祭場「ひなたの丘」	郷ノ浦町大浦触1020	47-4049

10-2 死亡獣畜等の処理場

施設名	電話番号	管理者	処理方法
壱岐家畜保健衛生所	45-3031	長崎県	焼却
壱岐市死亡獣畜処理場	—	壱岐市	埋却
壱岐市死亡獣畜埋却場	—	壱岐市	埋却
壱岐市へい死獣畜一次保管処理場	—	壱岐市	一次保管

11 救済関係資料

11-1 竜崎市災害資金貸付基金条例 (平成16年3月1日) 条例第80号

(設置)

第1条 災害の復旧を促進し、民生の安定を図るため、災害復旧に要する資金として災害を受けた者に市が貸し付ける資金（以下「資金」という。）の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、竜崎市災害資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2,000万円とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、資金として必要があるときこれを運用する。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(貸付対象)

第4条 資金は、貸付対象災害として市長が指定する災害により現に居住する住家又はその敷地に被害を受けた者に対して貸し付けるものとする。ただし、他の制度による貸付けを優先するものとする。

(貸付けを受ける者の要件)

第5条 資金の貸付けを受けることができる者は、市内にある住家又はその敷地に被害を受けた市民であって、貸し付けた資金の償還について十分な能力を有する者でなければならない。

(貸付金額)

第6条 資金の貸付金額は、災害復旧に要する額の2分の1相当額又は100万円のいずれか低い額とする。

(貸付条件)

第7条 資金の貸付条件は、次に定めるところによる。

- (1) 貸付利率 年1パーセント（据置期間中は、無利子）
- (2) 償還期間 6年（据置期間1年を含む。）
- (3) 償還方法 元金均等半年賦償還

(事業実施の報告)

第8条 資金の貸付けを受けた者は、市長の定めるところにより、事業の実施報告をしなければならない。

(繰上償還)

第9条 資金の貸付けを受けた者は、必要に応じ、資金の全部又は一部を繰上償還することができる。

2 市長は、資金の貸付けを受けた者が、資金を目的以外に使用したとき、又は貸付条件に従わ

なかったときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

(運用益金の整理)

第10条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(繰替運用)

第11条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の郷ノ浦町災害資金貸付基金条例（昭和46年郷ノ浦町条例第37号）、勝本町災害資金貸付基金条例（昭和62年勝本町条例第19号）、芦辺町宅地災害復旧資金貸付基金条例（昭和55年芦辺町条例第26号）又は石田町災害資金貸付基金条例（昭和62年石田町条例第12号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の条例の規定により貸付けを決定された資金については、なお合併前の条例の例による。

11-2 𠵼岐市災害資金貸付規則 (平成16年3月1日) 規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、𠵼岐市災害資金貸付基金条例（平成16年𠵼岐市条例第80号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、𠵼岐市災害資金貸付基金の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 条例第4条の貸付対象災害の指定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 雨量 24時間で80ミリメートル以上又は時間雨量20ミリメートル以上で、土壌等に浸食を
起こした場合
- (2) 風速 最大風速15メートル以上の強風の場合
- (3) 洪水 警戒水位以上に達した場合

(貸付手続)

第3条 条例第1条に規定する資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人2人が連署した災害資金貸付願（様式第1号。以下「貸付願」という。）に災害復旧工事設計書（見積書）及び住民票の抄本を添付し、市長に提出しなければならない。

(審査会)

第4条 市長は、貸付願を受理したときは、審査会に諮り、資金の貸付けの適否及び金額を決定し、願出人に通知するものとする。

2 審査会の委員は、副市長、各部長、支所長及び金融機関関係者とする。

(借用証の提出)

第5条 資金の貸付け決定の通知を受けた者は、災害復旧工事完了後1月以内に市の竣工検査を受け、第3条の連帯保証人が連署した災害資金借用証（様式第2号。以下「借用証」という。）に印鑑証明書を添付し、市長に提出しなければならない。

(資金の貸付け)

第6条 市長は、借用証の提出があったときは、直ちに資金の貸付けを行うものとする。

(貸付金の償還)

第7条 資金の貸付けを受けた者は、市長が定める償還年次表によって資金の償還を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の郷ノ浦町災害資金貸付規則（昭和46年郷ノ浦町規則第7号）、勝本町災害資金貸付規則（昭和62年勝本町規則第5号）又は石田町災害資金貸付規則（昭和62年石田町規則第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成22年10月1日規則第35号）この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第33号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則第36号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号～様式第2号 〔略〕

11-3 苓岐市災害弔慰金の支給等に関する条例 （平成16年3月1日） （条例第116号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2）市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1）死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2）前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- （3）死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくし、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、これらの規定

にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯

の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書きの場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払い猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の郷ノ浦町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年郷ノ浦町条例第38号）、勝本町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和58年勝本町条例第13号）、芦辺町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和56年芦辺町条例第16号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年石田町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月16日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月20日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月19日条例第19号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

11-4 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(平成16年3月1日)
(規則第55号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年壱岐市条例第116号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書（様式第5号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。但し、保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書とし、保証人の印鑑証明を添付するものとする。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号のいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて、貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、借受人が償還免除の申請をすることができない場合で、市長が特に必要と認めるときは、職権によりこれを免除することができるものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が、代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の郷ノ浦町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年郷ノ浦町規則第9号）、勝本町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和58年勝本町規則第2号）、芦辺町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和56年芦辺町規則第5号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和58年石田町規則第6号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則(平成26年7月1日規則第17号)

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規則第7号)

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和4年4月1日規則第41号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号～様式第16号 〔略〕

11-5 壱岐市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱 (平成28年4月1日)
告示第30号

(目的)

第1条 この告示は、災害により被害を受けた市民に対して災害見舞金及び災害弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することにより、市民生活の安定及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 次に掲げる日本国内での事故、災害等であつて、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けないものをいう。

ア 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる被害

害

イ 火災

ウ その他市長が特に必要と認めたもの

(2) 被災者 災害を受けたときにおいて、現に本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者で、災害により被害を受けた者をいう。

(3) 被災世帯 被災者が所属する世帯で実際の生計を一にしている家族単位をいう。

(4) 世帯主 被災世帯において住民基本台帳法により記録されている世帯主をいう。

(5) 住家 市内に建築されている現に居住のために使用している建物で、居間、寝室、台所、便所、浴室などの日常生活において必要とする機能及び空間を有する建物をいう。

(6) 死亡 災害による死亡（災害発生後30日以内に当該災害を原因とし、死亡したときを含む。）をいう。

(7) 遺族 災害により死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にある者を除く。）、子、父母、孫、祖父母をいう。

(8) 全壊、全焼又は流失 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没又は焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、改築しなければ居住できず、補修により住家として再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のものをいう。

(9) 半壊又は半焼 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば住家として再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの、又は住家の

主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のものをいう。

(10) 床上浸水 住宅の床より上に浸水したもの及び全壊若しくは半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものをいう。

(11) 消火活動による著しい損害 消火活動に伴う水等による損害に係る部分が、住家の延床面積の20パーセント以上に達した程度のものをいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 災害により死亡した場合には、その者の遺族又は葬祭を行う者に対し、災害弔慰金として、1人につき10万円を支給するものとし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係同様の事情にあるものを含む。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

2 前項の順位において、同項第3号にあっては養父母を先にし、実父母を後にし、同項第5号にあっては養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 前各項の場合において、順位が同じ遺族が2人以上ある場合は、その1人に弔意金を支給することにより全員に支給したものとみなす。

(災害見舞金の支給)

第4条 災害により住家に被害を受けた場合には、被害を受けた世帯の世帯主（当該災害により世帯主が死亡した場合は、その者の遺族に対し支給するものとし、遺族の範囲及び順位は前条の例によるものとする。）に対し、災害見舞金として、次の各号に掲げる被害の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める1世帯当たりの額を支給するものとする。ただし、前条による災害弔慰金の支給を受けたものは除くものとする。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失したとき 10万円
- (2) 住家が半壊又は半焼したとき 5万円
- (3) 住家が床上浸水したとき 5万円
- (4) 住家が災害による消火活動により著しい損害を被ったとき 5万円

2 住家が三島地区の場合は、被害を受けた家財等を個人で処分する場合において搬送に使用する車両のフェリーみしま航走運賃実費を支給するものとする。

(併給の制限)

第5条 第3条に規定する災害弔慰金と前条に規定する災害見舞金はいずれかを支給するものとし、併給は行わない。

2 前条第1号各号に規定する災害見舞金は、いずれかを支給するものとし、併給は行わない。

(支給の制限)

第6条 災害見舞金等は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 自殺行為又は犯罪行為による場合
- (2) 故意又は重大な過失に当たる行為による場合
- (3) 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年壱岐市条例第116号）の規定に基づく災害弔慰金が支給される場合
- (4) 災害に際し、特別な事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合
（支給の手続き）

第7条 災害見舞金等の支給を受けようとする者は、壱岐市災害弔慰金及び災害見舞金支給申請書（様式第1号）により、災害による被害を受けた日から6月以内に市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請を未成年者である遺族が行う場合にあっては、当該遺族の保護者（親権者、後見人その他の監護する者をいう。）が代わって申請する。
- 3 第3条第3項の場合にあっては、災害見舞金等の申請及び受領について代表者1名を選任し、前2項の規定による申請の際には、代表者選任届書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、災害見舞金等の支給の可否を決定し、壱岐市災害弔慰金及び災害見舞金支給決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、支給に関する調査において、審査が困難である場合は、別表に掲げる書類、又は別に書類の提出を求めることができる。
- 6 市長は、第4項の規定による決定後速やかに災害見舞金等の支給を行うものとする。
（災害見舞金等の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により災害見舞金等の支給を受けた者があるときは、当該支給した額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に発生した災害に係る弔意金及び見舞金の支給については、この告示による改正前の壱岐市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱の例による。

附 則（平成28年4月1日告示第30号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第73号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に発生した災害に係る弔慰金及び見舞金の支給については、この告示による

改正前の名古屋市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱の例による。

別表（第7条関係）

区分	支給対象者	条文	項又は号（内容）	被害の程度	金額	支給申請書に添付を求めることがある書類		
						災害の事実を証明する書類	被害の状況を証明する書類	申請者を確認する書類
弔慰金	遺族等	第3条	第1項（死亡）	被災者の死亡	100,000円（1人）	被災証明書（任意様式）官公署が証明したもの又は被災証明書の写し	死亡が確認できる官公署等が証明したもの	遺族であることを証明する戸籍謄本等
見舞金	世帯主	第4条	第1項第1号（住家の全壊、全焼又は流失）	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、改築しなければ居住できず、補修により住家として再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のもの	100,000円（1世帯）	たもの又は現場の責任を有する者が証明したもの	被災証明書（任意様式）官公署が証明したもの又は現場の責任を有する者が証明したもの	住民票の写し
			第1項第2号（住家の半壊又は半焼）	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば住家として再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住	50,000円（1世帯）			

			家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のもの				
		第3号 (住家の床上浸水)	住宅の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの	50,000円 (1世帯)			
		第4号 (消火活動による著しい損害)	消火活動に伴う水等による損害に係る部分が、住家の延床面積の20パーセント以上に達した程度のもの	50,000円 (1世帯)			
		第2項 (住家が三島地区)	住家に被害を受けた場合	被害を受けた家財等の搬送に使用した車両のフェリーみしま航走運賃実費	航走実績を証明する書類(フェリーみしまの領収書)	被害を受けた家財等の搬送利用を証明する書類(計量伝票等)	

様式第1号～様式第3号 〔略〕

12 文教関係資料

12-1 文教施設の現況

1 学校施設

名 称	所 在 地	電話番号	屋内体育施設面積
盈 科 小 学 校	郷ノ浦町本村触589	47-0123	903
渡 良 小 学 校	郷ノ浦町渡良南触365	47-0813	1,142
三 島 小 学 校	郷ノ浦町大島815	47-0136	535
柳 田 小 学 校	郷ノ浦町柳田触885	47-0312	612
沼 津 小 学 校	郷ノ浦町小牧東触184	46-0004	へき地集会場595
志 原 小 学 校	郷ノ浦町大原触115	47-0754	612
初 山 小 学 校	郷ノ浦町初山西触807-1	47-0707	528
鯨 伏 小 学 校	勝本町立石南触1137	43-0013	648
勝 本 小 学 校	勝本町坂本触262	42-2460	677
霞 翠 小 学 校	勝本町西戸触550	42-0041	731
箱 崎 小 学 校	芦辺町箱崎釘ノ尾652-1	45-2320	793
瀬 戸 小 学 校	芦辺町箱崎大左右触315	45-2337	792
那 賀 小 学 校	芦辺町中野郷西触174	45-3304	674
田 河 小 学 校	芦辺町諸吉二亦触1659	45-0327	792
八 幡 小 学 校	芦辺町諸吉南触1569	45-0325	791
芦 辺 小 学 校	芦辺町芦辺浦546	45-0323	756
石 田 小 学 校	石田町石田西触1238	44-5012	1,128
筒 城 小 学 校	石田町筒城西触191	44-5004	へき地集会室 606
郷ノ浦中 学 校	郷ノ浦町本村触75	47-0424	1,365
勝 本 中 学 校	勝本町仲触1846	42-0016	1,302
芦 辺 中 学 校	芦辺町中野郷西触400-1	45-0343	899
旧 芦 辺 中 学 校	芦辺町諸吉二亦触1886		1,175
石 田 中 学 校	石田町石田西触1547	44-5013	へき地集会場874
郷ノ浦 幼 稚 園	郷ノ浦町本村触607-2	47-0763	—
勝 本 幼 稚 園	勝本町坂本触262	42-0036	—
霞 翠 幼 稚 園	勝本町西戸触550	42-0094	—
鯨 伏 幼 稚 園	勝本町布気触927	43-0111	—
箱 崎 幼 稚 園	芦辺町箱崎釘ノ尾触652-2	45-3399	—
瀬 戸 幼 稚 園	芦辺町箱崎大左右触920	45-2012	—
那 賀 幼 稚 園	芦辺町住吉山信触1007	45-1756	—
田 河 幼 稚 園	芦辺町諸吉二亦触1679	45-2361	—
壱岐市学校給食センター	勝本町立石東触 36-1	43-8188	—

13 報告関係資料

13-1 災害報告事務の状況一覧

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等	報告時期	報告内容	主管省庁
総合報告	防災企画課	振興局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法	即報・中間即報・確定	災害の状況・被害の程度・応急措置の概況	消防庁
事業別被害報告	防災企画課		消防	火災報告	消防法	即報・詳細	災害の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
	福祉保健課	直接(市)福祉事務所(町)	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法	速報	人的被害・家屋被害・救助実施状況	厚生労働省 社会援護局
	医療政策課	保健所	防疫	被害状況報告	※注1	速報	家屋被害・患者発生	厚生労働省 健康局
				防疫活動報告		日報・完了報告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	
	水環境対策課	保健所	水道	水道施設被害報告(被害・断減水状況)	厚生労働省通知	速報・確定	水道関係施設	厚生労働省健康局
			公共土木	都市施設被害報告(下水道関係)	公共土木国庫負担金	速報・確定	下水道関係施設	国土交通省都市地域整備局
	漁業振興課	振興局	水産	水産業被害報告		速報・概況確定	漁船・養殖施設	水産庁
	水産経営課	振興局	水産	水産業被害報告		速報・概況確定	漁具・共同及び非共同利用施設	水産庁
	漁港漁場課	振興局	水産	水産業被害報告		速報・概況確定		水産庁
	農政課	振興局	農林	農業被害報告	農林水産事務次官依命通知	速報・概況確定	農作物被害全般	農林水産省大臣官房
	農村整備課	振興局	農林	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法	速報・確定	農地農業用施設	農林水産省農村振興局
			公共土木	海岸被害報告	公共土木国庫負担法		海岸(農地海岸)	

	農政課	振興局	農林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官依命通知	速報・概況 確定	家畜・畜産物	農林水産省大臣官房
	森林整備室	振興局	農林	林業関係被害報告	農林施設暫定法	速報・概況 確定	林地・林業施設（林道等）・林産物・造林地・苗畑	林野庁
			公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達及び公共土木国庫負担法		地すべり防止施設・林地荒廃防止施設	
	道路維持課	振興局	都市施設	都市施設被害報告（都市公園）	国土交通省通達	確定	街路・都市水利・防潮施設・公園緑地	国土交通省 都市地域整備局
	港湾課	振興局	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法	速報・確定	海岸・港湾施設・潮位・風速・雨量	国土交通省 港湾局
	漁港漁場課	振興局	公共土木	農林省所管漁港施設被害報告	公共土木国庫負担法	速報・確定	海岸・漁港施設・潮位・風速・雨量	水産庁
	河川課	振興局	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法	速報・確定	河川・海岸・道路・橋梁・砂防設備	国土交通省 河川局
	住宅課	振興局	住宅	公営住宅被害報告	公営住宅法	確定	公営住宅	国土交通省 住宅局
	教育庁 教育環境整備課	直 接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	速報・確定	小・中・高校施設	文部科学省 大臣官房 文教施設部

※注1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（旧「伝染病予防法」）

別紙様式 1

〔 災 害 概 況 即 報 〕

災 害 名

(第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

(市町村→地方本部→県本部)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況						避 難 状 況				
						指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員

被害状況調

報告日時

年

月

日

時

分

災害名			第 報	発生 ・ 中間 ・ 確定	
市町村名			報告者名		
人的被害	死	者			人
	行	方 不 明			人
	負傷	重	傷		人
		軽	傷		人
		小	計		人
	計				人
住家の被害	棟数	全 壊 ・ 全 焼 又 は 流 出			棟
		半 壊 又 は 半 焼			棟
		一 部 破 損			棟
		床 上 浸 水			棟
		床 下 浸 水			棟
	世帯数及び人員	全 壊 ・ 全 焼 又 は 流 出	世 帯		世帯
			人 員		人員
			世 帯		世帯
			人 員		人員
			世 帯		世帯
			人 員		人員
			世 帯		世帯
			人 員		人員
			世 帯		世帯
人 員				人員	
世 帯				世帯	
人 員				人員	

注(1) 負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計をもって報告すること。

(2) 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とすること。

(3) 「一部破損」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする。

(4) 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。

(5) 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること。

別紙様式 2

被 害 状 況 報 告

(市町村→地方本部)

市 町 村 名			月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在
報 告 者 名			即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定
区 分			被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害
人 的 被 害	死 行 方 不 明 者	1	人						
	負 傷 者	2	人						
	重 傷	3	人						
	軽 傷	4	人						
住 家 被 害	全 壊	5	棟						
		6	世帯						
		7	人						
	半 壊	8	棟						
		9	世帯						
		10	人						
	一 部 破 損	11	棟						
		12	世帯						
		13	人						
	床 上 浸 水	14	棟						
		15	世帯						
		16	人						
		17	棟						
		18	世帯						
		19	人						
	床 下 浸 水	20	千円						
計									
非 住 家	公 共 建 物	21	棟						
	そ の 他	22	棟						
そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没	23	ha					
		冠 水	24	ha					
	畑	流 失 ・ 埋 没	25	ha					
		冠 水	26	ha					
	文 教 施 設	27	箇所						
	医 療 機 関	28	箇所						
	道 路	29	箇所						
	橋 り よ う	30	箇所						
	河 川	31	箇所						
	港 湾	32	箇所						
	砂 防	33	箇所						
	清 掃 施 設	34	箇所						
	崖 く ず れ	35	箇所						
	鉄 道 不 通	36	箇所						
	被 害 船 舶	37	隻						
	水 道	38	戸						
	電 話	39	回線						
	電 気	40	戸						
ガ ス	41	戸							
ブ ロ ッ ク 塀 等	42	箇所							
り 災 世 帯 数	43	世帯							
り 災 者 数	44	人							
火 災 発 生	建 物	45	件						
	危 険 物	46	件						
	そ の 他	47	件						
公 共 文 教 施 設	48	千円							
農 林 水 産 業 施 設	49	千円							
公 共 土 木 施 設	50	千円							
そ の 他 の 公 共 施 設	51	千円							
そ の 他	農 産 被 害	52	千円						
	林 産 被 害	53	千円						
	畜 産 被 害	54	千円						
	水 産 被 害	55	千円						
	商 工 被 害	56	千円						
そ の 他	57	千円							
被 害 総 額	58	千円							
災 害 対 策 本 部	設 置	月 日 時 分							
	解 散	月 日 時 分							
災 害 救 助 法 適 用	月 日 時 分								
消 防 職 員 出 動 延 入 数	人								
消 防 団 員 出 動 延 入 数	人								

救 助 日 報

No.

報 告 機 関				受 信 機 関				
送 信 者				受 信 者				
報 告 時 限 月 日 時現在				受 信 時 間 月 日 時				
避 難 所 開 設	開 設 期 間	開 設 日 時	日 時	被 服 寝 具 生 活 必 需 品 給 与	県より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉 鎖 予 定 日	月 日		本 日 支 給	全 失 世 帯 数	点	
	既 存 建 物	箇 所 数	カ所			半失、床上浸水世帯数		点
		避 難 人 員	人		翌 日 へ の 繰 越 量		点	
	野 外 仮 設	箇 所 数	カ所		医 療 ・ 助 産 救 助	医 療 班	医 療 班 出 動 数	カ所
		避 難 人 員	人				救 助 地 区 名	
炊 出 期 間	開 始 月 日	月 日	診 療 者 数	医 療			人	
	終 了 予 定 日	月 日		助 産		人		
炊 き 出 し	炊 出 箇 所 数		カ所	医 療 機 関		医 療	施 設 数	カ所
	炊 出 人 員	朝	人				診 療 人 員	人
		昼	人		助 産	施 設 数	カ所	
		夕	人			診 療 人 員	人	
		計		人	救 助 終 了 予 定 月 日		月 日	
	給 水	供 給 地 区 数		地区	被 災 者 救 出	救 出 地 区 名		
供 給 実 人 員		人	救 出 を し た 人 員			人		
供 給 水 量		リットル	今 後 救 出 を 要 す る 人 員			人		
給 水 期 間		開 始 月 日	月 日	救 出 終 了 予 定 月 日		月 日		
		終 了 予 定 日	月 日	救 出 の 方 法				
給 水 方 法								

様式集

学用品支給	県より受入又は前日よりの繰越量			点	死亡原因別人員				
	本日支給	小学生	全失世帯数	点		遺体処理	遺体洗滌	体	
			半失、床上浸水世帯数	点			遺体縫合	体	
		中学生	全失世帯数	点			遺体消毒	体	
			半失、床上浸水世帯数	点		遺体保存	既存建物利用	カ所	
	翌日への繰越量			点			仮設建物	カ所	
埋葬	前日までの埋葬			体	遺体の処理	遺体処理機関			
	本日埋葬	大	人	体		今後遺体処理を要する遺体		体	
		小	人	体		遺体処理終了予定月日		月 日	
		計		体		障害物除去	障害物除去を要する戸数		戸
	翌日以降の要埋葬数			体			本日除却した戸数		戸
	埋葬終了予定年月日			月 日			障害物除去の終了予定月日		月 日
遺体の搜索	搜索地区名				輸送	公用車使用		台	
	遺体	搜索を要する遺体		体		借上車使用		台	
		本日発見遺体		体		救助の種類			
		今後の要搜索遺体		体					
	搜索の方法				人	人夫雇上数		人	
	搜索終了予定月日		月 日			従事作業			
仮設住宅	着工 月 日		月 日		夫	その他			
	竣工 月 日		月 日			備考			
住宅修理	着工 月 日		月 日		備考				
	竣工 月 日		月 日						

様式集

災 害 救 助 費 算 出 内 訳 (災害別)

(市町村名)

(災害名)

種 目 別 区 分		市町村繰替支弁分 (A)			県 支 給 分 (B)			合 計 (C=A+B)			基 準 額 (D)			算定額 (C、Dのうち低い額)		
		員 数	単 価 円	金 額 円	員 数	単 価 円	金 額 円	員 数	単 価 円	金 額 円	員 数	単 価 円	金 額 円	員 数	単 価 円	金 額 円
避難所設置費	既存建物	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	野外仮設	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	天幕借上	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	計	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
応急仮設住宅設置費			戸			戸			戸			戸			戸	
炊き出しその他による食品給与費		延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
飲料水供給費		延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	全壊(焼)流失		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
	半壊(焼)床上浸水		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
	計		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
療及び助産費	医療費	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	助産費	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	計	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
災害にかかった者の救出費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
災害にかかった住宅の応急修理費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
生業資金の貸与費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
学給用与品の費	小学校児童	教科書	人			人			人			人			人	
		文房具等	人			人			人			人			人	
	中学校生徒	教科書	人			人			人			人			人	
		文房具等	人			人			人			人			人	
	計		人			人			人			人			人	
埋葬費	大	人	体			体			体			体			体	
	小	人	体			体			体			体			体	
計			体			体			体			体			体	
死体の捜索費			体			体			体			体			体	
死体の処理費	洗滌縫合消毒等		体			体			体			体			体	
	一時保存		体			体			体			体			体	
	検案		体			体			体			体			体	
	計		体			体			体			体			体	
障害物の除去費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
輸送費																
人夫費																
法第34条の補償費																
救助事務費																
合 計																

様式集

救助実施記録日計票			
救 助 の 種 類		自 治 体 名	
No.		記 録 責 任 者 氏 名	
年 月 日 時 分現在			
対 象 世 帯 数			
場 所			
方 法			
特 記 事 項			

様式集

災 害 救 助 費 算 出 内 訳 (災害別)

(市町村名)

(災害名)

種 目 別 区 分		市町村繰替支弁分 (A)			県 支 給 分 (B)			合 計 (C=A+B)			基 準 額 (D)			算定額 (C、Dのうち低い額)		
		員 数	単 価 円	金 額 円	員 数	単 価 円	金 額 円	員 数	単 価 円	金 額 円	員 数	単 価 円	金 額 円	員 数	単 価 円	金 額 円
避難所設置費	既存建物	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	野外仮設	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	天幕借上	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	計	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
応急仮設住宅設置費			戸			戸			戸			戸			戸	
炊き出しその他による食品給与費		延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
飲料水供給費		延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	全壊(焼)流失		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
	半壊(焼)床上浸水		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
	計		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
医療及び助産費	医療費	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	助産費	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	計	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
災害にかかった者の救出費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
災害にかかった住宅の応急修理費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
生業資金の貸与費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
学給用与品の費	小学校児童	教科書	人			人			人			人			人	
		文房具等	人			人			人			人			人	
	中学校生徒	教科書	人			人			人			人			人	
		文房具等	人			人			人			人			人	
	計		人			人			人			人			人	
埋葬費	大	人	体			体			体			体			体	
	小	人	体			体			体			体			体	
計			体			体			体			体			体	
死体の搜索費			体			体			体			体			体	
死体の処理費	洗滌縫合消毒等		体			体			体			体			体	
	一時保存		体			体			体			体			体	
	検案		体			体			体			体			体	
	計		体			体			体			体			体	
障害物の除去費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
輸送費																
人夫費																
法第34条の補償費																
救助事務費																
合 計																

様式集

救助実施記録日計票			
救 助 の 種 類		自 治 体 名	
No.		記 録 責 任 者 氏 名	
年 月 日 時 分現在			
対 象 世 帯 数			
場 所			
方 法			
特 記 事 項			

〔自衛隊災害派遣要請〕

第 号

年 月 日

長崎県知事 殿

壱岐市長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

1 災害の種類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派遣を希望する期間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派遣先の責任者・連絡先	
6 派遣先への最適経路	
7 参考となるべき事項	

第 号

年 月 日

長崎県知事 殿

壱岐市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり
部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

〔県防災ヘリコプター出動要請〕

(様式第1号)

年	件目
月	件目

災害発生等に伴う航空機災害派遣要請

(口頭受理用紙)

覚 知	月	日	機 関 名		担 当 者 名		電話 ()					
	時	分					() - ()	内線 ()				
災 害 の 状 況	災害発生日		年		月		日		時		分	
	災害発生場											
	災 害 名											
	並 び に 処 置 状 況											
派遣を必要とする区域												
現地着陸場所												
希望する活動内容												
現場指揮者			職					氏 名				
現場との連絡手段												
必要とする資機材												
その他参考となる事項												
搭 乗 者	所 属	職	氏 名		年令	所 属	職	氏 名		年令		
	フリガナ					フリガナ						
	フリガナ					フリガナ						
	フリガナ					フリガナ						

(様式第 3 号)

災害発生等に伴う航空機災害派遣要請書

年 月 日

長崎県知事

様

機 関 長 名 ㊟

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

災害の状況並びに派遣を要する事由	覚 知	年 月 日 時 分						
	災害発生日時	年 月 日 時 分						
	災害発生場所	市・郡 町・村 番地						
	災 害 名							
	災害並びに処置状況							
派遣を必要とする区域								
現地着陸場								
希 望 する 活 動 内 容								
必要とする 資 機 材								
その他参考 となる事項								
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年令	所 属	職	氏 名	年

(様式第5号)

年 月 日

災 害 状 況 報 告 書

要 請 機 関 名	(担当)
災 害 発 生 日 時	年 月 日 () 時 分
災 害 発 生 場 所	
災 害 概 要	
活 動 内 容	
要 救 助 者 数	
死 傷 者 等 数	死者 負傷者
搬 送 先	(受入病院)
へ り 搭 乗 人 員	
現 場 出 動 人 員	
現 地 飛 行 時 間	
参 考 事 項	

救助の種目別受払状況

市町村名

救助の種目別	年月 日	品 名	単位呼 称	摘 要	受	払	残	備 考
避難所用								
炊き出しその他による食品 給与用								
給水用機械器具燃料								
浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用 機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出先を記入すること。
- 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
- 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
- 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

避難所設置及び収容状況

市町村名

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
		月 日 ～ 月 日	人	人			円	
計								

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を備考欄に記入すること。

応急仮設住宅台帳

市町村名

応急仮設 住宅番号	世帯主氏名	家族数	所 在 地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備 考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地欄」は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

炊き出し給与状況

市町村名

炊き出し場の名称	月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			実支出額	備 考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕		
																			円	
計																				

(注) 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

様式集

飲料水の供給簿

市町村名

供給月日	対象人員	給 水 用 機 械 器 具								実支出額	備 考
		名 称	借 上			修 繕			燃料費		
			数 量	所有者	金 額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円	月 日	円		円	円	
計											

(注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず、作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「修繕の概要」欄は、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

物資の給与状況

市町村名

住家被害 程度区分	世帯主氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与月日	物 資 給 与 の 品 名									実支出額	備 考
				布団	毛布									
		人	月 日										円	
計	世帯													

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

印

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊、全焼、流出又は半壊、半焼、床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

救護班活動状況

救護班名

班長：医師 氏名

印

月 日	市町村名	患 者 数	措 置 の 概 要	死体検案数	修 繕 費	備 考
		人		人	円	
計						

(注) 1 「備考」欄に班の編制、活動期間を記入すること。

病院診療所医療実施状況

市町村名

診療機関名	患者氏名	診療期間	病 名	診療区分		診療報酬点数		金 額	備 考
				入院	通院	入院	通院		
		月 日				点	点	円	
計 機関	人								

(注) 1 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

助産台帳

市町村名

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間 月 日～ 月 日	金 額 円	備 考
計					

被災者救出状況記録簿

市町村名

月 日	救出人員	救 出 用 機 械 器 具								実支出額	備 考		
		名 称	借 上 費			修 繕 費			燃料費				
			数 量	所 有 者 (管理者) 氏 名	金 額	修繕月日	修繕費	修繕の概要					
月 日	人				円	月 日	円		円	円			
計													

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
- 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に計上すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

住宅応急修理記録簿

市町村名

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了年月日 月 日	実支出額 円	備 考
計 世 帯				

生業資金貸付台帳

市町村名

貸付を受けた者		保 証 人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額	備 考
住 所	氏 名	住 所	氏 名	職 業				
							円	
計	世帯							

(注) 1 「貸与期間」欄は「 年 月 日まで 年 月間」を記入すること。

2 「備考」欄は、償還状況等の顛末を明らかにしておくこと。

学用品の給与状況

市町村名

学 校 名		学 年	児童（生徒）氏名	親権者氏名	給与月日	給 与 品 の 内 訳								実支出額	備 考	
						教 科 書					その他学用品					
															円	
計	小学校		人	人												
	中学校		人	人												

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏名

印

(注) 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄は、数量を記入すること。

様式集

埋 葬 台 帳

市町村名

死亡年月日	埋葬年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年齢	死亡者との 関 係	氏 名	棺（附属品 を含む）	埋葬又は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計										

- (注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式集

死体処理台帳

市町村名

処理年月日	死体発見の日時 及 び 場 所	死亡者氏名	遺 族		洗浄等の処理			死 体 の 一時保存	検案料	実支出額	備 考
			氏 名	死亡者との 関 係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

障害物除去の状況

市町村名

住宅被害程度区分		氏 名	除去に要した期間 月 日～ 月 日	実支出額 円	除去に要すべき状態の概要	備 考
計						
	半壊（半焼）	世帯				
	床上浸水	世帯				

様式集

輸送記録簿

市町村名

輸送月日	目 的	輸送区間 (距離)	借 上 等		金額	修 繕					燃料費	実支出額	備 考
			使用車両等			故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円		
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄は、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

議案第 5 2 号

壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条にて、一定の要件を満たす固定資産税を課税免除した場合、その免除額の一部を減収補填できると規定している。

その課税免除について、壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例にて定めているが、条文及び参照としている法規を精査したところ、減収補填の要件のうち「機械及び装置」の定めに対し、条例の課税免除の要件が「償却資産」となっていた。

課税免除としたものは必ず減収補填措置を受けられるように両者の要件を揃え、課税免除による市税収入減を最小とする事を意図している。これに加え、減収補填できる要件として対象資産を課税免除している事としている一方で、現行条例では減収補填の対象となった資産を課税免除できると解釈でき、相互に要件に合っていると読める点について長崎県より見直しの助言を受けている。これらにより、改正を行うもの。

2 主な改正内容

課税免除の条件の参照を変更し、また資産条件自体を条例中に明記し、過疎特別法の減収補てんの条件と一致するよう、第 2 条を全文改正。

3 施行日

公布の日

4 参考

過疎特措法により、一定条件を満たす過疎地域での設備投資に係る固定資産税を課税免除とした場合、それにより減少する税収の一部が特別交付税として補てんされる制度があり、条例はその制度を利用するために課税免除の条件等を定めている。

議案第 5 3 号

壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について

1 改正の概要

壱岐市文化財展示施設のうち、壱岐風土記の丘について、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって閉館するため条例を改正するもの。

2 主な改正内容

壱岐市文化財展示施設条例第 2 条、第 6 条及び第 7 条中の壱岐風土記の丘の項を削る。

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

4 参考

壱岐風土記の丘は、平成 2 年 5 月 1 4 日の開館以来、壱岐中央部の古墳や江戸時代の民家、民具などの展示を行ってきたが、施設の老朽化や来場者の減少による費用対効果の観点から、壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会において、令和 4 年度を目途に閉館との答申を受けていた。施設駐車場や建物の用地が個人からの借地であることから、地権者との協議を経て閉館に伴う条例の一部改正を行うもの。

議案第 5 4 号

壱岐市国民宿舎条例の一部改正について

1 改正の概要

第 4 条関係の別表に規定する利用料金の見直しを行い、今般の社会情勢に合わせた料金設定とし、効率的な施設運営を図るため、条例を改正するもの。

2 主な改正内容

- (1) 2 名 1 室利用時の宿泊料金を現行の 4, 5 0 0 円から 5 , 0 0 0 円に引き上げる。
- (2) 食事料金に関する条例記載を削除。
- (3) 1 名利用時に限り宿泊料金に 3, 0 0 0 円を上限とする料金加算を可能とする。

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

分野別まちづくり計画

（詳細版）

2025－2029

2024年12月6日

壱岐市

施策体系

基本戦略

(めざす姿)

「幸せ実感」ともに創る新たな未来

基本目標1

希望の仕事があり稼ぐ力がある島

基本目標2

すべての市民が自分らしく
安心して健康に暮らせる島

基本目標3

未来を育む子育てと学びの島

基本目標4

地域の価値と新しい人の流れが
未来をつくる島

基本目標5

持続可能な社会基盤が整い
安全な暮らしを守る島

基本目標6

効率的で質が高く持続可能な
行政力を備えた島

人口対策プロジェクト
(通称..プラス7000)

分野別まちづくり計画

1-1 農林業の振興 -----	●農林課
1-2 水産業の振興 -----	●水産課
1-3 物産ブランドと商工業の振興 -----	●商工振興課
1-4 次世代産業の育成と企業誘致の促進 -----	●商工振興課・一緒に推進課

2-1 持続可能なコミュニティの形成 -----	●政策企画課
2-2 健康・医療の体制づくり -----	●健康増進課・保険課・長寿支援課
2-3 地域共生社会の実現 -----	●市民福祉課・長寿支援課
2-4 高齢者福祉の充実 -----	●保険課・長寿支援課
2-5 障がい者福祉の充実 -----	●市民福祉課
2-6 人権・男女共同参画社会の形成 -----	●政策企画課・総務課・ いきい子ども未来課・保護課

3-1 結婚・子育て環境の充実 -----	●いきい子ども未来課・ 健康増進課・政策企画課
3-2 学校教育の充実 -----	●教育総務課・学校教育課・ 一緒に推進課
3-3 社会教育・スポーツの充実 -----	●社会教育課

4-1 観光の振興 -----	●観光課
4-2 再生可能エネルギーを活かした地域振興 -----	●政策企画課
4-3 歴史文化資源の保全・活用 -----	●社会教育課
4-4 UIターンの強化 -----	●政策企画課・商工振興課
4-5 大学・企業連携や地域間交流などによる 新たな交流の創造と地域創生 -----	●一緒に推進課・政策企画課

5-1 循環型社会の構築 -----	●環境衛生課・上下水道課
5-2 情報基盤の整備とICTを活かしたまちづくり -----	●情報管理課
5-3 公共交通体系の充実 -----	●総務課・政策企画課
5-4 社会基盤の再生と有効活用 -----	●建設課
5-5 防災・危機管理体制の強化 -----	●危機管理課・消防本部 ・建設課・商工振興課

6-1 官民連携による効率的な行政運営 -----	●総務課・政策企画課・ 情報管理課・管財課・一緒に推進課
6-2 持続可能な財政基盤の構築 -----	●財政課・商工振興課・管財課

(政策とターゲットの関係性)

 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と産業革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
1-1 農林業の振興		●						●	●			●			●		
1-2 水産業の振興		●						●	●			●		●			
1-3 物産ブランドと商工業の振興		●						●	●			●		●	●		
1-4 次世代産業の育成と企業誘致の促進				●				●	●								●
2-1 持続可能なコミュニティの形成	●		●		●			●		●							
2-2 健康・医療の体制づくり			●	●					●		●						●
2-3 地域共生社会の実現	●		●	●						●	●					●	●
2-4 高齢者福祉の充実	●		●					●		●						●	●
2-5 障がい者福祉の充実	●		●	●				●		●						●	●
2-6 人権・男女共同参画社会の形成	●		●		●			●		●						●	●
3-1 結婚・子育て環境の充実	●		●	●	●						●					●	●
3-2 学校教育の充実				●					●							●	●
3-3 社会教育・スポーツの充実			●	●													
4-1 観光の振興				●				●	●		●	●		●	●		●
4-2 再生可能エネルギーを活かした地域振興			●			●	●		●		●	●	●	●	●		
4-3 歴史文化資源の保全・活用				●							●						
4-4 UI ターンの強化								●		●	●						
4-5 大学・企業連携や地域間交流などによる新たな交流の創出と地域創生				●				●	●		●						●
5-1 循環型社会の構築			●			●					●	●	●	●	●		
5-2 情報基盤の整備とICTを活かしたまちづくり				●	●			●	●		●						
5-3 公共交通体系の充実									●	●	●					●	
5-4 社会基盤の再生と有効活用						●	●		●		●		●				
5-5 防災・危機管理体制の強化	●		●								●		●			●	●
6-1 官民連携による効率的な行政運営																●	●
6-2 持続可能な財政基盤の構築												●				●	●

分 野 別 ま ち づ くり 計 画

基本目標

1

仕事

（めざす姿）

希望の仕事があり稼ぐ力がある島

1-1 農林業の振興

所管／農林課

SDGs
該当分野2 飢餓を
ゼロに8 働きがいも
経済成長も9 産業と技術革新の
基盤をつくろう12 つくる責任
つかう責任15 陸の豊かさも
守ろう

政策の達成目標

基準値（2023 年）

目標値（2029 年）

農業販売高

51.6 億円



94.5 億円

政策の基本方針

重点課題である担い手不足や生産性向上の重点事業として「スマート農業」を推進します。また、新たな高収益作物の開発や、ブランド化・販路拡大などにより、農業従事者の収益向上を目指します。

【施策体系】

1. スマート農業の推進

2. 経営力の強化

3. 流通強化・ブランド化

4. 生産基盤の整備

5. 農村集落活性化

現状・主な問題点

- 農業産出額は、近年では、平成 30 年度の 67 億円をピークに減少傾向にあり、令和 5 年度は、51.6 億円となっています。畜産業と耕種の割合は 7:3 です。
- 農家数は、令和 5 年度末で 2,446 戸、就業者（正組合員数）2,710 人と、5 年前に比べ農家数で 14%、就業者で 12% 減少しています。担い手や後継者不足、高齢化が深刻な状態です。
- 加工品開発を進めていますが、小規模・零細事業者が多く、収益性が低い状況となっています。

主な課題

- 担い手不足と生産効率の向上を図るため、SDGs も意識した「スマート農業」の推進が必要です。
- 持続可能な生産のための新規就農者などの担い手対策を進めるとともに、高収益作物の開発などによる経営力の強化が必要です。
- 壱岐牛やアスパラガスなどの販売拡大のため、大都市圏向けの流通対策の強化や更なるブランド化に取り組むことが必要です。
- 持続可能で効率的な経営のための生産基盤の整備や、加工品開発支援など農村集落の活性化に取り組むことが必要です。

(主要施策)

1. スマート農業の推進 (農林課)(一緒に推進課)

具体的な 取組	(1)農業の効率化 ①人手・後継者不足への対応や生産効率を高めるため、民間企業と連携し IoT や AI などの先端技術を活用したスマート農業の推進を図ります。

2. 経営力の強化 (農林課)

具体的な 取組	(1)担い手育成・確保 ①優れた経営感覚を有し地域の担い手となる農業経営者を育成するため、認定農業者(※)や認定新規就農者の新規認定を進めます。また、地域農業の中心的な担い手となる農家の育成に取り組みます。 ②担い手が不在する地域の対策として、集落営農組織(※)の育成を進めるとともに、既存の特定農業団体については、農地の効率的利用や経営面の強化を図るための法人化を推進します。また、法人の世代交代を推進するとともに法人間連携や地域内での協力体制の構築を図ります。 ③ゆとりある意欲に満ちた農業経営を確立するために家族経営協定(※)締結の推進に努めるとともに、ゆとりのある農業経営に向けた雇用の検討も推進します。 ④新規就農者の経済負担の軽減を図るため、初期投資費用の一部負担や未利用ハウス等の貸し出し等を関係機関と情報を共有し行います。 ⑤新規就農者の確保をめざし、学生や移住者・Uターン者向けの就活・職業体験の実施や各種講座・研修会の開催を行います。
	(2)農業経営の安定化支援 ①高収益型農業をめざし、肉用牛、米など基幹作目の産地体制の確立や施設・作業機械の導入を図るとともに、いちご、メロン、アスパラガスなど施設園芸等を振興します。また、安心安全な地場産農作物の生産振興と積極的な活用に努めます。 ②大区画圃場を中心に県や JA などと連携しながら農作業受託の集落営農組織等を設立します。スマート機器を導入し、作業の効率化・高度化を推進します。

1-1 農林業の振興

具体的な 取組	③栽培・経営管理研修等の開催を通して、強い経営力を持つ経営体の育成と後継者の確保を図ります。また、農業経営の安定を図るため、関係機関との連携を強め支援体制の強化に努めます。
	④耕種・畜産連携による有機肥料の利用促進など地域内資源循環型農業の展開を図るとともに環境にやさしい農業を推進します。
	⑤安全で健康な牛を育て、消費者においしい牛肉を届けるため、牛の飼養管理と粗飼料生産業務の分業化と高齢生産者の飼育業務の軽減化を推進します。
	⑥飼育農家は減少傾向にあるが、増頭や牛舎等整備に対する支援を行い、生産体制の強化を図ることで市場への安定的な供給を行います。
	⑦資材高騰などの状況に対応できる農業基金の導入検討を行います。
	⑧グリーンカーボン活用による収入増加の推進を図ります。
	(3)農地流動化・耕作放棄地対策
	①農地中間管理機構による農地の集積、耕作放棄地の利用促進を図り、生産性を高めるため農地の流動化を促進します。
	(4)新たな高収益作物の開発
	①農協等の関係機関と連携し、米やアスパラガスなどの基幹作物に次ぐ新たな高収益作物の開発に取り組みます。

3. 流通強化・ブランド化 (農林課)

具体的な 取組	(1)ブランド化・販路拡大の推進
	①大都市圏におけるブランド化と販路拡大をめざし、壱岐牛、米、アスパラガス、メロンほか農産品の戦略的なブランディングとプロモーションに取り組みます。
	②ふるさと応援寄付を活用した地域産品の販売促進を図ります。さらに、商品の多様化や、お中元・お歳暮等の企画商品の開発、情報発信の強化等を実施します。
	(2)輸送コスト低廉化
	①流通コストの低廉化を図るため、流通体制の合理化・効率化に取り組むとともに、大都市圏への流通コスト等に関する助成等を行います。

4. 生産基盤の整備 (農林課)

具体的な 取組	(1)圃場整備等の推進・維持管理体制の確立
	①大型機械の導入や農地の集積・集約化を図るため、水田圃場整備を推進するとともに、畑地帯においては、立地条件に応じた基盤整備事業を推進します。
	②農地および農業用施設(ため池等)の維持管理体制を確立します。

(2)農村生活環境基盤の整備

- ①農道、林道、排水路等、地域の実情やニーズに応じた計画的な整備や施設等の長寿命化を行います。

(3)多面的機能の維持・発揮

- ①農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための、地域活動や営農活動に対して支援を行い、地域資源の適切な保全管理を図るとともに更なる普及と対策に努めます。

(4)森林の整備・保全

- ①森林の公益的機能の維持向上を図るため、適切な間伐や枝打ちなど保全対策を維持するとともに、松くい虫などの森林病虫害の防除対策及び機能に応じた適切な森林整備を推進します。

5. 農村集落活性化**(農林課)(商工振興課)**

具体的な
取組

(1)加工品開発の支援

- ①地場産業との連携による加工商品の開発を推進します。

(2)地産地消の推進

- ①島内で生産された麦を壱岐焼酎の原料として、むぎ焼酎発祥の地である島の魅力を発信するとともに、島内焼酎メーカーと連携した生産拡大を推進します。
- ②島内需給を推進するため、流通業者と連携した農産物直売所の増設や地元商店での地場産野菜コーナー開設、消費者と直結した販売、学校給食への供給を促進します。

(3)有害鳥獣対策の強化

- ①タイワンリス(クリハラリス)やシカ、イノシシなどによる農作物への被害防止を図るため、根絶に向け協議会等による取組を進めるほか、有害鳥獣の捕獲資格取得に向けた支援を実施します。

1-2 水産業の振興

所管／水産課

SDGs
該当分野

2

削減を
ゼロに

8

働きがいも
経済成長も

9

産業と技術革新の
基盤をつくろう

12

つくる責任
つかう責任

14

海の豊かさを
守ろう

政策の達成目標

基準値（2023 年）

目標値（2029 年）

漁獲量

1,713 t

2,000t

漁獲高

23 億円

25 億円

政策の基本方針

磯焼け対策などの藻場（※）の再生と資源回復に努めながら、担い手確保やつくり育てる漁業の推進を図ります。

また、大都市圏向けの販路拡大やブランド化、漁業集落の活性化に向けた「海業」の振興に取り組めます。

【施策体系】

1. 漁業環境の再生・整備

2. 経営力の強化

3. つくり育てる漁業の推進

4. 流通強化・ブランド化

現状・主な問題点

- 全国的にみられる漁獲量の減少と同じく、本市でも漁獲量の減少が続いています。令和 5 年度の海面漁業漁獲量は 1,713t と 3 年連続の減少となっており、5 年前の平成 30 年度に比べ約 30%減少しています。
- 販売事業取扱金額、経営体数、組合員数とも減少傾向にあります。令和 5 年度の販売事業取扱金額は 2,277 百万円と、5 年前の平成 30 年度に比べ約 9%減少しています。
- 組合員 1 人当たりの取り扱い金額が減少傾向にあります。漁獲規制や気候変動、磯焼けなど複合的な要因からの資源量の減少が進行していると推測されます。

主な課題

- 藻場の再生や、資源回復などの漁業環境の再生に取り組むことが必要です。
さらには、漁業活動を支える港湾・漁港施設の整備を充実させる必要があります。
- 担い手育成や漁業経営の安定化支援など、「経営力の強化」が必要です。特に所得向上を目指す漁業者等が行う取組への支援が必要です。
- 付加価値の高い漁業として、栽培漁業や養殖事業など、「つくり育てる漁業の推進」が必要です。
- 大都市圏への販路拡大のための輸送コストの低廉化や加工品開発支援など「流通強化・ブランド化」が必要です。

(主要施策)

1. 漁業環境の再生・整備 (水産課)

具体的な
取組

(1) 藻場・資源の回復

- ① 磯焼けを招く要因の研究に取り組むとともに、藻場の再生に努めます。
また、回復した藻場を J ブルークレジット申請することで、認証されたクレジットの公募・販売を推進し、更に磯焼け対策を拡充させ藻場の早期回復を図ります。
- ② 資源の適正管理と持続的利用を図るため、資源管理型漁業を推進します。
- ③ 密漁対策の強化など漁場の維持管理に努めます。

(2) 港湾・漁港施設の整備

- ① 人物・物流拠点である郷ノ浦港、芦辺漁港、印通寺港、勝本港、大島漁港については、県と連携し、利便性の向上を図る施設整備を行うとともに適切な維持管理に努めます。
- ② 市営漁港については、老朽化が進む施設の長寿命化を図るため、計画的な点検・補修を行います。また、漁業就労者の労働環境改善につながる安全・安心な施設整備に取り組めます。
- ③ 出荷体制の強化及び付加価値の向上を図るため、冷凍冷蔵庫、短期蓄養施設の計画的な整備を行います。

2. 経営力の強化 (水産課)

具体的な
取組

(1) 担い手育成・確保

- ① 新たな担い手の確保をめざし、地元小中高校生や漁業に関心がある就業希望者・移住希望者などに対する情報発信の強化と漁業体験などに取り組めます。
- ② 漁家子弟漁業後継者の育成を図るとともに、認定漁業者に対する各種施策を展開し経営感覚の優れた担い手を育成します。

(2) 所得向上対策

- ① 漁業者の所得向上を推進するため、所得向上を目指す漁業者等が行う取組の支援に加え、漁協等が行う生産・流通・経営基盤整備強化等へ支援を行います。
- ② 燃油等の物価高騰に対して支援を行い、漁業者の負担を軽減します。

(3) スマート漁業の推進

- ① 人手不足への対応や生産効率の高い漁業を実現するため、IoT や AI などの先端技術の活用可能性についての調査に取り組めます。

3.つくり育てる漁業の推進 (水産課)

具体的な 取組	(1)栽培漁業の推進 ①重要な水産資源の維持増大を図るため、効果的かつ安定的な種苗放流を展開します。また、壱岐栽培センターにて新たな放流魚種等の研究に取り組みます。
	(2)養殖事業の推進 ①養殖漁業における各種支援を行い、漁業者の安定的な経営を推進します。また、養殖技術の向上を支援します。

4.流通強化・ブランド化 (水産課)(商工振興課)

具体的な 取組	(1)ブランド化・販路拡大の推進 ①ふるさと商社と連携した壱岐ブランドづくりや大都市圏に向けたプロモーションに取り組みます。
	(2)輸送コスト低廉化 ①都市圏等大消費地への流通拡大を図るため、効率的な出荷体制の整備による流通コストの低減を図るとともに、流通コスト等に関する助成を行います。
	(3)海業の推進 ①豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした「海業」の振興を図り、雇用機会の確保と地域の所得向上を図ります。
	(4)地産地消の推進 ①島内需給を推進するため、イベントでの直売会の実施、や地元商店での地場産品コーナー開設、消費者と直結した販売、学校給食への利用等を促進します。 ②地元小中高校生への魚食普及に取り組みます。

(余白)

1-3 物産ブランドと商工業の振興

所管／商工振興課

SDGs
該当分野2 気候を
ゼロに8 働きがいも
経済成長も9 産業と技術革新の
基盤をつくろう12 つくる責任
つかう責任14 海の豊かさを
守ろう15 陸の豊かさも
守ろう

政策の達成目標

基準値（2023 年）

目標値（2029 年）

ふるさと納税返礼品出荷額

2.6 億円



9 億円

政策の基本方針

地場産業の活性化と販路拡大を目指し、ふるさと納税の推進や首都圏・海外をターゲットとしたプロモーション、バイヤーとのマッチングなどを強化します。

商工業は人手不足対策や労働生産性を高める取組を進め、売上拡大や域内消費拡大を目指します。

【施策体系】

1. 生産基盤の強化

2. ブランド化と販路開拓

3. 商工業の振興

現状・主な問題点

（物産）

- 焼酎出荷量は平成 19 年度をピークに減少傾向となり、令和 5 年度ではピーク時の 61%にあたる 1,783kℓ となっています。

（商工業）

- 商業年間販売額は令和 3 年で 368 億円、製造業は令和 3 年で 51 億円と、共に減少傾向にあります。また、事業所数・従業員数も減少傾向にあり、地場産業の活性化が喫緊の課題となっています。
- ふるさと納税寄付額は、令和 5 年度で約 8.7 億円と増加傾向にあるものの、地場産業活性化のためにも更なる推進が求められます。

主な課題

- 物産品の販路拡大をめざし、ターゲットを定めたプロモーションや、商談会への参加、バイヤーマッチングなどに取り組む必要があります。
- 商工業の振興をめざし、個別相談・経営指導の強化による経営改善を進め、販売額の増加、労働生産性を高める取組と共に、人手不足・後継者対策など、経営基盤の安定に資する取組が必要です。
- ふるさと納税制度を継続的に推進し、返礼品の出荷額を伸ばすことで、地場産業活性化の取組が必要です。

(主要施策)

1.生産基盤の強化

(商工振興課)

具体的な 取組	(1)生産基盤の強化・拡充 ①生産性向上に資する先端設備やITツールの導入等、チャレンジする事業者の設備投資を推進します。また、推進に向けた意識啓発に取り組みます。 ②商工会等の関係機関と連携して、雇用機会拡充事業等の積極的な運用により、創業及び事業拡充を支援するとともに、基幹産業である壱岐焼酎などの地場産業の活性化を図ります。
	(2)新商品開発支援 ①壱岐市内の資源を見直し、農林水産業と商工業の連携強化を後押しして、魅力ある売れる商品の開発を促進します。

2.ブランド化と販路開拓

(商工振興課)

具体的な 取組	(1)ブランド化と販売開拓 ①新たな壱岐焼酎の商品開発を支援するとともに、ターゲットを定めた効果的なプロモーションを国内外で展開することで「麦焼酎発祥の地＝壱岐」という付加価値を高め、壱岐焼酎のブランド化を図ります。 ②ふるさと商社を活用し、首都圏や海外での商談会やフードショーへの参加、バイヤーの招へい事業等を展開することで市内事業者とのマッチングに繋げ、壱岐産品の販路開拓を促進します。
	(2)輸送コストの低廉化 ①離島のハンディである海上輸送コストの一部を支援することで販路開拓と事業拡大を促進し、市内製造業の活性化を図ります。
	(3)地場産業の活性化 ①ふるさと納税制度を継続的に推進し、返礼品の出荷額を伸ばすことで地場産業の活性化を図ります。

3.商工業の振興 (商工振興課)

具体的な
取組

(1)経営改善・経営基盤強化

- ①事業承継・引継ぎ支援センターや商工会等の関係機関と連携して、事業承継、雇用人材の確保などの支援に取り組み、経営基盤の安定に努めます。
- ②中小企業、小規模事業者の活力とチャレンジスピリットを呼び起こし、経営改善を後押しするため、商工会等による個別相談・経営指導を強化します。
- ③国・県の支援制度を活用し、先端設備やITツールの導入等、労働生産性を高める取組を促進するとともに、周知のためのセミナー等の開催を図ります。

(余白)

1-4 次世代産業の育成と企業誘致の促進

所管／商工振興課・
一緒に推進課SDGs
該当分野4 質の高い教育を
みんなに8 働きがいも
経済成長も9 産業と技術革新の
基盤をつくろう17 パートナーシップで
目標を達成しよう

政策の達成目標

基準値（2023 年）

目標値（2029 年）

起業・創業者数（累計）

15 者



30 者

政策の基本方針

雇用を生み出す企業誘致の更なる強化を図ります。また、有人国境離島法の関連施策を活用し、小規模事業者の起業・創業や既存事業所の第二創業（※）等を支援します。SDGs の推進と連携し、付加価値の高い情報通信関連企業等の誘致や各種実証実験の実施支援に努めます。

【施策体系】

1. 企業誘致の促進

2. 起業・創業支援と安定した雇用創出

3. SDGsの推進と連携した先端産業の育成

現状・主な問題点

（企業誘致）

- 本市では「吉崎市企業立地促進事業費補助金交付要綱」に基づき、企業立地を推進しています。

（新産業育成）

- 平成 29 年、企業のサテライトオフィスとなる吉岐テレワーク施設を開設しました。企業の入替わりはありつつも、7 室ある個室（サテライトオフィス）については、ほぼ満室の状態が続いています。
- SDGs 未来都市への選定を追い風に、先端企業の各種実証実験の支援を行っています。具体的には、AI 自動灌水（散水型）への液肥混入による施肥技術を導入し、施肥の効率化の実証を開始。また、市民対話型オンライン共創プラットフォームを導入し、市民対話会の DX を推進しています。

主な課題

- 企業誘致を促進するため、立地優遇制度を活かした誘致活動を強化することが必要です。
- 吉岐テレワーク施設を拠点に、情報関連企業など付加価値の高いサービスを創出する企業誘致を強化する必要があります。
- 有人国境離島法の関連施策を活用し、小規模事業者の起業・創業や既存事業所の第二創業等を支援する必要があります。
- 先端企業と連携した新産業育成をめざし、各種実証実験のさらなる掘り起こしと実施支援が必要です。

(主要施策)

1.企業誘致の促進

(商工振興課)

具体的な 取組	(1)立地優遇制度等の運用 ①企業に対し、苓崎市企業立地促進事業補助金や苓崎市雇用機会拡充事業補助金等、企業支援制度を積極的に活用した運用を行います。
	(2)誘致体制の強化 ①立地意欲のある企業に対し、ニーズに応じた用地情報その他の情報提供及び現地案内等を実施します。

2.起業・創業支援と安定した雇用創出

(商工振興課)

具体的な 取組	(1)小規模事業者のスタートアップ支援 ①起業・創業や既存事業所の規模拡大、企業の第二創業等を推進するため、苓崎市雇用機会拡充事業を計画的に運用します。
	(2)人材育成の強化 ①中小企業で働く従業員等のスキルアップや将来的な起業、副業による収入増等をめざす市民の能力開発を支援します。
	(3)就職支援 ①若者等の地元就職及び定着を促進するための支援を行うとともに、UIターンを希望している方への情報発信を強化します。

3.SDGsの推進とあわせた先端産業の育成

(一緒に推進課)

具体的な 取組	(1)先端産業の誘致・育成 ①苓岐テレワーク施設を拠点に、付加価値の高いソフトウェア・情報通信関連企業等の誘致や、各種ベンチャー企業の誘致及び経営支援を行います。苓岐テレワーク施設は、需要に応じ更なる機能強化を検討します。
	(2)先端技術導入支援 ①事業者の生産性向上を図るため、IoT や AI、ロボットなどの先端技術の導入に関する情報発信やマッチングなどの支援を行います。
	(3)先端技術実証実験等の実施支援 ①国内外の先端企業と連携し、次世代産業の育成や先端技術の実現化を図る実証フィールドとしての受入体制の強化に努めます。

(余白)

分 野 別 ま ち づ く り 計 画

基本目標

2

健康・福祉・
コミュニティ

(めざす姿)

すべての市民が自分らしく、安心して
健康に暮らせる島

2-1 持続可能なコミュニティの形成

所管／政策企画課

SDGs
該当分野1 貧困を
なくそう3 すべての人に
健康と福祉を5 ジェンダー平等を
実現しよう8 働きがいも
経済成長も10 人や国の不平等
をなくそう

政策の達成目標

基準値（2023 年）

目標値（2029 年）

まちづくり協議会設置件数

15 団体



18 団体

政策の基本方針

安心して暮らせる地域コミュニティの維持・活性化に取り組めます。
また、様々なテーマに応じたまちづくりを展開するボランティア団体等の活動支援と団体間の連携強化に取り組めます。

【施策体系】

1. まちづくり協議会による協働のまちづくり
2. ボランティア団体・NPO 等の活動支援

現状・主な問題点

- 人口減少や少子高齢化の影響により、地域コミュニティの停滞、また個人の価値観、ライフスタイルの多様化に伴う住民のコミュニティ意識の希薄化が懸念されています。
- 毫岐市自治基本条例に基づく、毫岐市まちづくり協議会設置条例を施行し「まちづくり協議会」の設立と活動に取り組んでいます。持続可能な地域コミュニティの形成と課題解決に向けた活動を支援します。

主な課題

- 各地域におけるまちづくり協議会を中心に、市民が主体となり、行政との協働のまちづくりの推進が必要です。また地域をけん引するリーダーやサポーターの発掘が求められます。
- 協働のまちづくりのための民間組織との連携や情報共有・情報発信の強化が必要です。

（主要施策）

**1. まちづくり協議会とともに取り組む協働のまちづくり
（政策企画課）**

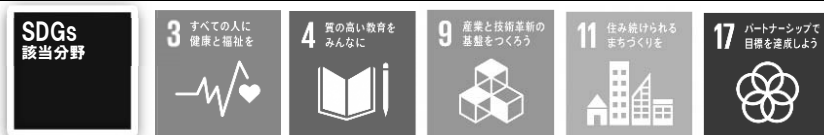
具体的な 取組	（１）まちづくり協議会の活動支援 ① 老岐市自治基本条例に基づく「まちづくり協議会（※）」の設立を推進し、運営を支援します。 ② まちづくり協議会が中心となった安心して暮らせるコミュニティの形成に向け、活動の更なる充実と地域の課題に応じた各種のまちづくり活動及び自立発展に向けた取組を支援します。 ③ まちづくり協議会と民間組織との連携による持続可能なまちづくりを推進します。
	（２）まちづくりを支える人材育成 ① 地域で支え合うためのコミュニティ組織のネットワークづくりを推進するとともに、ワークショップなどの対話の場を通じて、コミュニティ活動のリーダー及び貢献意欲や専門性を持ったサポート人材の発掘・育成に努めます。

**2. ボランティア団体・NPO 等の活動支援
（政策企画課）**

具体的な 取組	（１）ボランティア団体・NPO 等の活動支援 ① 行政区などの枠を超えたテーマ横断型のまちづくり活動を行うボランティア団体やNPO 等の活動支援を行うとともに、各種団体間の連携強化や人材育成を支援します。

2-2 健康・医療の体制づくり

所管／健康増進課・保険課・
長寿支援課



政策の達成目標	基準値（2023 年）	目標値（2029 年）
健康寿命の延伸	男性：77.8 歳 女性：83.6 歳	男性：80.0 歳 女性：86.5 歳

政策の基本方針

健康診断や生活習慣の改善など、市民の主体的な健康づくりを支援します。

住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう切れ目のない地域医療体制の構築を図ります。

【施策体系】

1. 健康づくりの推進

2. 地域医療体制の充実

現状・主な問題点

- 本市では平均寿命と健康寿命（※）がともに国よりも短い状態です。標準化死亡比（SMR）（※）でも、男性の死亡率が高い状態にあります。
- 死亡原因に関して血管に関係している心疾患・脳血管疾患腎不全はがんとともに県や国に対して死亡率が高く、年々徐々に増加しています。
- 人材、能力、物資など医療資源の確保に努めていますが、患者の1～2割程度が島外へ流出しています。

主な課題

- 各種の健康診断受診や生活習慣改善に向けた啓発活動の充実など、健康づくりに関する意識啓発に取り組む必要があります。
- 乳幼児から高齢者、急性期から慢性期までの切れ目のない地域医療体制の構築が必要です。
- 持続可能で質の高い医療サービスを提供するための医療人材の更なる育成・確保が必要です。

（主要施策）

1.健康づくりの推進
（健康増進課）（保険課）（長寿支援課）

具体的な
取組

（１）健康づくりに関する意識啓発

- ①市民の主体的な健康予防への取組を推進することを目的に、各種健康診断の受診や生活習慣改善について啓発活動の充実に努めます。
- ②「食」に関する知識と「食」を選択する能力を習得し、健全な食生活を実践するための食育を推進します。
- ③歯と口の健康を通じて、健康で質の高い生活を目指し、むし歯、歯周疾患等の予防及び口腔機能の向上への取組を推進します。

（２）心と体の健康づくり事業の推進

- ①生活習慣病の減少及び重症化予防対策に取り組み、増大する医療費の適正化を図るため、各年代に応じた健康診査の実施及びその後の保健指導・支援体制の整備と充実に努めます。
- ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を効果的かつ効率的に進めます。
- ③がんやメタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防や心の健康づくりのための健康教育・相談体制の充実に図ります。
- ④心の健康づくりのための健康教育やゲートキーパー養成講座の実施と心の相談体制の充実に図り、自殺対策の取組を推進します。

（３）感染症対策の推進

- ①感染症発生動向に注視しながら個人の予防行動の推進を図ります。
- ②感染症を防ぐため、予防接種の機会を安定的に確保する体制を整えます。

2.地域医療体制の充実

（保険課）（健康増進課）（長寿支援課）

具体的な
取組

（１）高度医療体制の充実

- ①長崎県病院企業団と連携し「長崎県壱岐病院」を中核とした高度医療体制の確立に努めます。

（２）身近な地域医療体制の充実

- ①きめ細かい医療提供体制の充実のため行政と各医療機関の連携を図りつつ、乳幼児から高齢者、急性期から慢性期までの切れ目のない地域医療体制の確立に努めます。
- ②精神保健医療体制の整備に向け、医療機関と関係行政機関との連携を図りつつ、円滑な体制構築に向けた支援に努めます

（３）医療・介護連携・在宅医療の推進

- ①医療・保険・福祉・介護の連携による在宅医療・介護の環境づくりを推進します。
また、先端技術を活用したオンライン診療などの医療 DX 導入を推進に向けた検討を行います。
- ②医療と介護の迅速な情報共有を推進するため「あじさいネット（※）」の普及促進に取り組みます。
- ③関係機関と連携し、終活課題についての相談や解決に向けた連携・支援など、終活支援に取り組みます。

（４）医療人材の育成・確保

- ①県などの関係機関と連携し、医師確保・養成事業及び看護職員修学資金などの周知・活用を図るなど、持続可能な地域医療を担う看護師などの医療人材の確保・育成を強化します。

(余白)

2-3 地域共生社会の実現

所管／市民福祉課・長寿支援課

SDGs
該当分野

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナリシップで目標を達成しよう



政策の達成目標

基準値（2023 年）

目標値（R2029 年）

指定事業所数

7 事業所



7 事業所

政策の基本方針

地域での見守り体制づくりやボランティア活動の支援など、地域福祉力を高めながら、あらゆる人の SOS を速やかに発見し、安心を形にするまちづくりを展開します。

【施策体系】

1. SOS を発見し「安心」を形にするまちづくり
2. 「利用者本位」のサービスの提供
3. 地域福祉力の充実

現状・主な問題点

- 国では地域住民等の多様な主体が参画し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指した取組が進められています。
- 本市でも高齢化が進行する中で、単身高齢者率が増加しています。地域での見守りの必要性が増していますが、SOS の発見が難しいケースも増加しています。
- 厳しい経済・雇用情勢の中、失業等により、それまでの生活基盤を突然失い、生活が不安定となった世帯への支援が求められています。

主な課題

- 総合的な相談体制の充実など、SOS を早期に発見し、「安心」を形にする支援体制の充実が必要です。
- 地域包括ケアシステムの充実を図りながら、利用者本位のサービスを提供する体制づくりが必要です。また、権利擁護などの周知が必要です。
- ボランティア活動の活性化や、見守りなど、地域全体で支えあう体制の確立など、地域福祉力の充実が必要です。
- 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対して、生活支援や安定した就労を支援する、第2のセーフティネットの充実・強化が必要です。

(主要施策)

1.SOSを発見し「安心」を形にするまちづくり (市民福祉課)(長寿支援課)

具体的な
取組

(1)総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実

- ①市の相談窓口や地域包括支援センター、医療機関等の専門窓口、社会福祉協議会等と地域の身近な相談窓口とが連携し、見守りや相談事業など適切なサービスを提供し地域ケアマネジメント体制の充実を図ります。
- ②相談員等の専門性の育成のため、事例検討・情報交換・意見交換等を定期的に行い、それぞれの資質向上を図ります。

(2)地域における相談体制の充実

- ①各種研修会の実施や参加により、民生委員児童委員及び各種相談員の資質の向上を図ります。
- ②地域安心見守り事業など地域住民をはじめ、民生委員児童委員や関係機関・団体との連携により見守り活動等の充実を図ります。

(3)SOSの声が他者に届きにくい人への支援

- ①虐待や閉じこもり等表面化しにくい問題を早期に発見し、適切に対応できるよう、地域や関係機関等との連携強化を図ります。
- ②生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

2.「利用者本位」のサービスの提供 (市民福祉課)(長寿支援課)

具体的な
取組

(1)多様な福祉サービス提供主体の育成

- ①関係機関・団体との連携強化や、民間サービス事業者への情報提供や支援に努めます。また、多様な福祉ニーズに対応できるよう、公的なサービスだけでなく、NPO活動等の育成を図り、インフォーマルサービス(※)を育成・振興します。

(2)良質な福祉サービス供給の仕組みづくり

- ①地域包括ケアシステムの充実とサービス利用者自らがサービスを選択できるよう、民間事業者等における情報公開をすすめていくことや、サービス事業者との間で生ずる苦情等に対する相談窓口や苦情解決制度を整備するよう働きかけます。

(3)福祉サービス利用者の権利擁護

- ①権利擁護のための「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」について、市民や関係機関に広報等を通して理解や周知を図ります。

2-3 地域共生社会の実現

具体的な 取組	(4)適切かつ広範な情報提供体制の整備充実 ①個人情報保護の観点を踏まえつつ、広報等を通して関係機関や相談機関における情報共有と情報提供の充実を図ります。

3.地域福祉力の充実 (市民福祉課)(長寿支援課)

具体的な 取組	(1)ボランティア活動の活性化 ①社会福祉協議会のボランティアセンターの活動を支援し、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動を推進するとともに、市民のボランティアへの意識を高めるため、情報提供や活動内容を広く周知する機会づくりに努めます。
	(2)地域全体で支え合う体制の確立 ①地域福祉推進の核となる社会福祉協議会の事業運営に対し、運営費の助成等による経営基盤の支援や連携を実施し、社会福祉協議会との役割分担の中で地域福祉の推進に努めます。
	(3)心のバリアフリー化の推進 ①福祉や人権に関わる情報提供や教育の機会の充実に努めます。
	(4)安全・安心なまちづくりの推進 ①防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図るため関係機関・団体等との連携を強化するとともに、近隣住民同士の交流や地域での見守りネットワークを通して、安全・安心な地域づくりに努めます。

(余白)

2-4 高齢者福祉の充実

所管／保険課・長寿支援課



政策の達成目標	基準値（2023 年）	目標値（2029 年）
要介護（要支援）認定率	22.8%	22.8%

政策の基本方針

高齢者の健康づくりや活躍できる場づくりなどの社会参加を推進しながら、支えあいの地域づくりを進めます。

また、認知症対策や虐待防止など安心の暮らしづくりに取り組むとともに、質の高い介護サービスの提供に努めます。

【施策体系】

1. 社会参加と生きがいづくり
2. 支えあいの地域づくり
3. 安心の暮らしづくり
4. 高齢者介護サービスの充実

現状・主な問題点

- 本市の高齢者数は令和 5 年 10 月 1 日現在 9,444 人と令和 3 年をピークに減少に転じていますが、高齢化率は反対に上昇を続け、令和 5 年 10 月、40.1%と初めて 40%を超えました。
- 国立社会保障人口問題研究所の推計によると、高齢化率は今後も上昇を続け、2050 年には 50.4%になると予想しています。
- 我が国では 2040 年問題として、現役世代の急減により、介護・福祉における人手不足、社会保障費のさらなる増大が懸念されていますが、本市では全国よりも早い時期に人手不足などの問題が顕在化する可能性があります。

主な課題

- 老人クラブの活動支援やボランティア活動の推進、就業支援など、高齢者の社会参加と生きがいづくりに取り組むことが必要です。
- 介護予防や日常生活支援などの公的サービスの提供とともに、地域住民による見守り体制の構築など、支えあいの地域づくりが必要です。

（主要施策）

1.社会参加と生きがいづくり （長寿支援課）

具体的な
取組

（１）健康づくりの推進

①高齢者スポーツへの参加や生活習慣の改善など、主体的な健康づくりを推進します。

（２）社会参加・外出支援

①老人クラブの活動やボランティア活動を推進するとともに、伝統文化・技能の継承、青少年健全育成活動など高齢者が市内で専門知識・技能を活かせる環境整備を進め、高齢者の積極的な社会参加の促進に努めます。

②幼稚園・学校等での若年層との交流を活発化し、これまで培ってきた熟年パワーを発揮して生きがいを実感できる世代間交流を促進します。

（３）活躍できる場づくり・就業支援

①豊富な経験や技能・知識を活かした就業の場の確保を目的に設立されたシルバー人材センターの安定的な発展を支援するとともに、高齢者の働きやすい職場環境や能力の開発について研究を行います。

2.支え合いの地域づくり （長寿支援課）

具体的な
取組

（１）支え合いの仕組みづくり

①地域での支え合いを実現するために生活支援体制の整備をし、生活支援コーディネーターやまちづくり協議会地域の関係機関等と連携し、高齢者が健康で生きがいを持って生活できる体制づくりを推進します。

②医療・介護の連携、認知症施策の推進や、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図り、高齢者とその家族や介護の現場を支える方々と情報共有し、適切な支援に繋ぎ連携を図ります。

3.安心の暮らしづくり （保険課）（長寿支援課）

具体的な
取組

（１）安心・安全の住まいづくり

①高齢者が、自宅で自立した生活ができ、家族等の介護負担を軽減するため、バリアフリー化などの住宅改修を支援します。

（２）相談体制の充実

①相談内容に即した適切なサービスや制度の利用支援・情報提供及び関係機関や事業所へ繋ぐなど相談体制の充実に努めます。

2-4 高齢者福祉の充実

具体的な 取組	(3)認知症対策の推進 ①地域包括支援センターに設置された認知症初期集中支援チームや認知症サポート医を中心に認知症の早期診断・早期対応とともに、いきいきあんしんネットワークの充実等により認知症になっても安心して生活できる地域の実現をめざします。 ②認知症に対する理解の促進と適切な対応についての理解を促進するため、認知症サポーター養成講座を開催します。また、あわせて認知症予防（認知症になるのを遅らせる、進行を緩やかにする）についての理解を深め、早期対応が地域及び関係機関でできるよう連携を深めます。
	(4)虐待防止・権利擁護 ①高齢者虐待防止のため、関係機関と連携し、予防、早期発見、早期対応に繋がります。 ②権利擁護を必要とする人を適切な支援に繋げるため、後見センター壱岐（社会福祉協議会）を含む関係機関と連携し、成年後見制度（※）や地域福祉権利擁護事業（※）等の適正な運用に努めます。

4.高齢者介護サービスの充実 （保険課）（長寿支援課）

具体的な 取組	(1)在宅介護のための仕組みの充実 ①在宅介護の推進を目指し、関係機関のネットワークの強化に努めます。 ②各機関の情報共有やサービスの構築に向けた検討を行います。
	(2)サービスの質の向上と給付適正化 ①利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるよう、ケアマネジメントの適正化や事業者の参入促進・育成に努めます。 ②介護者の負担軽減や効率化を図るため、介護ロボットなど先端技術の導入を推進します。 ③受給者や事業者に対して適切なサービス利用の意識啓発を図ります。
	(3)介護人材の育成・確保 ①県や壱岐圏域介護人材育成確保対策地域連絡協議会などの関係機関と連携し、介護サービスを支える人材の養成・確保や資質向上に努めます。 ②外国人人材の確保を推進するとともに、外国人が働きやすい環境づくりに取り組みます。

(余白)

2-5 障がい者福祉の充実

所管／市民福祉課

SDGs
該当分野

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナリシップで目標を達成しよう



政策の達成目標

小規模型障害者就業・生活支援センター運営数

基準値（2023 年）

0 事業所



目標値（2029 年）

1 事業所

政策の基本方針

障がい者が、自立し、安心と生きがいのある生活が営めるよう、各種のサービスの提供や、社会参加の促進を図ります。

【施策体系】

1. ライフステージに応じたサービスの充実
2. 社会参加の促進
3. やさしい社会の実現

現状・主な問題点

- 市における障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の所持者（重複含む。））は、平成 29 年以降において総じて減少傾向で推移しており、令和 3 年 4 月 1 日時点で 2,202 人という状況です。人口に対する割合は 8.5%程度で推移しています。
- 年齢階層別にみると、18 歳未満や 40 歳以上において減少傾向で推移する中、18～39 歳の階層は増加傾向で推移しています。

主な課題

- 障がいのある人が地域で生活するために必要な生活支援サービスや保健・医療サービスの充実が必要です。
- 障がい者の生きがいづくりのためのスポーツ活動や文化活動などの充実が必要です。
- 就労支援や経済的自立に向けた取組が必要です。
- 誰もが暮らしやすい生活環境の整備に向けたバリアフリー化や安心・安全のまちづくりが必要です。

（主要施策）

1. ライフステージに応じたサービスの充実 （市民福祉課）

具体的な
取組

（１）生活支援サービス

- ①相談支援体制の充実・強化を図り、障がいのある人が地域で生活するために必要な在宅福祉サービスの充実を図り、安心して地域生活を営める社会づくりの構築を推進します。

（２）保健・医療サービス

- ①障がいのある人が身近な地域において、保健、医療、介護サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。

2. 社会参加の促進 （市民福祉課）

具体的な
取組

（１）生きがいづくり

- ①障がいのある人の生きがいづくりのため、スポーツ活動や文化活動などを通して、自立した生活や社会参加を促し、障がいのある人と障がいのない人との交流や相互の理解を深める取組を推進します。

（２）就労支援・経済的自立

- ①障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が必要であることから、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労の場の確保に努めます。あわせて、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

3.やさしい社会の実現 (市民福祉課)

具体的な
取組

(1)生活環境の整備

- ①障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人のための住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

(2)安心・安全のまちづくり

- ①障がいのある人が地域社会において、安全・安心な生活ができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図ります。

(3)情報アクセシビリティの向上

- ①障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行えるよう、情報機器の利用支援、コミュニケーション支援の充実、手話奉仕員などの人材の育成や資質の向上に努めます。

(4)差別の解消及び権利擁護の推進

- ①障害者差別解消法や障害者虐待防止法等に基づき、差別解消、権利擁護の推進、成年後見制度の周知、虐待防止の取組を強化します。

(余白)

2-6 人権・男女共同参画社会の形成

所管／政策企画課・総務課・
いきい子ども未来課・保護課



政策の達成目標	基準値（2023 年）	目標値（2029 年）
各種審議会・委員会等への 女性登用率	22.3%	30.0%

政策の基本方針

人権・男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発に取り組みながら、ワーク・ライフ・バランスの推進やDV防止などを関係機関と連携し一体的に推進します。

【施策体系】

- 1.男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり
- 2.仕事と家庭の両立ができる環境づくり
- 3.配偶者等に対する暴力のない社会づくり
- 4.人権を尊重するまちづくり

現状・主な問題点

- 本市では、平成 29 年 3 月に第 2 次壱岐市男女共同参画基本計画を策定しました。「男女(とも)に築こう自分らしく輝けるまち「壱岐」」を基本理念に、5 つの基本目標を定めています。
- 同計画策定にあたり実施したアンケート調査では、「社会通念・慣習・しきたりなど」で“男性が優遇・どちらかといえば男性が優遇されている”と回答した人が 58.9%と高くなっているなど、男性優遇の意識が強いことがうかがえます。

主な課題

- 男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発や安心・安全なまちづくりが必要です。
- 仕事と家庭の両立をめざし、民間事業者と連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- 配偶者等に対する暴力のない社会づくりが必要です。
- あらゆる人の人権が守られるまちづくりが必要です。

(主要施策)

1.男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり (政策企画課)

具体的な 取組	(1)男女共同参画への意識啓発 ①一人ひとりが固定的な性別役割分担意識に気づき、社会や家庭など全ての場面においてしきたりや慣習について見直すなど、できるところから行動していく社会づくりを目指し、多様な情報発信や各種講座・研修会の開催などに努めます。
	(2)施策・方針決定過程への男女共同参画の推進 ①政策・方針決定過程へ男女が共に参画することができ、双方の意見が対等に反映されるよう、女性の参画機会の拡大に向けて、女性人材の育成や意識の啓発を行うとともに、市の審議会等委員への積極的な登用の推進を図ります。 ②民間企業等においても方針等の決定の場に女性が参画できるよう啓発活動などを展開します。

2.仕事と家庭の両立ができる環境づくり (政策企画課)(いきいろう子ども未来課)

具体的な 取組	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進 ①市民に対して情報提供を図るとともに、事業所等に対して、啓発や情報提供等を行います。
	(2)雇用の場における男女共同参画の推進 ①すべての男女に対して、性別により差別されことなく労働が正当に評価され、経済的地位が確保されるような労働環境の整備、働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境の整備など、適正な労働条件の整備の促進について啓発活動を行います。 ②ハローワーク、商工会、労働基準監督署等関係機関と連携を図りながら広報・啓発活動の充実に努めます。 ③市行政運営における既存の各種制度や慣行について見直しを図るとともに、職員の意識改革を促し、市役所自らが男女共同参画のモデル的な職場となるよう努めます。

2-6 人権・男女共同参画社会の形成

3.配偶者等に対する暴力のない社会づくり (政策企画課)(いきいろ子ども未来課)

具体的な 取組	(1)DV を許さない意識づくりの推進 ①DV についての理解を深め、DV を許さないという意識が市民に共有されるように、 情報提供や意識啓発等に努めます。
	(2)安心して相談できる相談体制の整備 ①身近な相談窓口について広く周知を行います。
	(3)DV 被害者の安全確保と自立支援 ①被害者の安全確保のため、状況とニーズに応じた各種支援を関係機関と実施します。

4.人権を尊重するまちづくり (総務課)(保護課)

具体的な 取組	(1)人権擁護 ①人権擁護委員協議会、法務局、また、学校教育、社会教育との連携を図りながら、人 権尊重に向けた啓発の推進を図るとともに、人権擁護対策の強化に努めます。
	(2)生活保護 ①生活保護制度の適切な運用を行うとともに、自立に向けた支援に努めます。

分 野 別 ま ち づ く り 計 画

基本目標

3

子育て・教育

（めざす姿）

未来を育む子育てと学びの島

3-1 結婚・子育て環境の充実

所管／いきいろ子ども未来課・
健康増進課・政策企画課

政策の達成目標	基準値（2023 年）	目標値（2029 年）
出生数	112 人	150 人
認定こども園整備数	1施設	2施設

政策の基本方針

結婚・出産から子育てまで、切れ目のない、きめ細かな支援を行います。

幼児教育・保育の無償化など新たなニーズに対応した受皿整備や地域全体で子どもを育むための支援体制に取り組みます。

【施策体系】

1. 婚活支援
2. 母子の健康づくり
3. 専門機能を持つ子育て支援・相談体制の充実
4. 幼児教育・保育サービスの充実
5. 地域ぐるみの子育て環境づくり

現状・主な問題点

- 令和2年国勢調査における本市の未婚率は19.6%と、県平均を5.1ポイント下回り県内では19番目となっています。男女別では、女性の14.8%に対し男性は25.0%と男性の未婚者が多い状況です。若者の流出に伴い新たな出会いの場・機会が少ないことが課題となっています。
- 令和4年の合計特殊出生率は1.44と全国平均の1.26を上回っていますが、出生数は107人と減少傾向が続いています。
- 本市では、子ども子育て施策をワンストップで担う「いきいろ子ども未来課」を令和5年に立上げ、各種の施策を進めていますが、更にきめ細かな支援・相談体制の充実が求められています。

主な課題

- 独身男女の出会いの場の創出支援など、婚活支援に取り組むことが必要です。
- 母子の健康づくりや不妊治療など、安心して出産・子育てに取り組める環境づくりとともに、「こども家庭センター」を中心とした相談体制や子育て支援の充実に努め、切れ目のない支援につなげる必要があります。
- 幼児教育・保育の無償化に伴う受皿整備や保育士など専門人材の確保に努める必要があります。
- 子どもを地域全体で育めるよう、子育てサークルの活動支援や遊び場づくりの検討が必要です。

(主要施策)

1. 婚活支援 (政策企画課)

具体的な 取組	(1) めぐり合いイベント開催支援 ①結婚による市内定住者の増加を図るため、壱岐市内の団体が行う出会いの場の創出イベントや各種セミナー等に対して支援を行います。
	(2) 婚活サポート体制の構築 ①長崎県婚活サポートセンターの事業を活用し、市民の婚姻を促進し、定住の推進及び少子化の解消を図ります。

2. 母子の健康づくり (いきいろ子ども未来課) (健康増進課)

具体的な 取組	(1) 母子の健康づくり ①妊娠期からの子育て期にかけての切れ目ない支援を行います。 ②妊産婦・乳幼児の健康の保持増進に関する健診事業・相談事業・予防接種等を行い、母子の健康づくりを支援します。 ③妊娠期からの歯科保健事業をととし、口腔の健康意識を向上させ、幼児期のむし歯の減少に努めます。
	(2) 不妊治療の支援 ①妊娠を望む夫婦の経済的負担軽減等を目的に不妊治療の一部助成を行います。

3. 専門機能を持つ子育て支援・相談体制の充実 (いきいろ子ども未来課)

具体的な 取組	(1) 子育て支援拠点施設等関係機関の安定的運営 ①子育て支援拠点施設や病児保育、ファミリーサポートセンターなど、子育て支援関係機関の安定的な運営に努めます。
	(2) こども家庭センターによるきめ細かな子育て支援 ①こども家庭センターによる妊娠期から子育て期の切れ目のない支援と、相談体制の充実を図ります。また、里帰り出産をする妊産婦への支援に努めます。 ②専門的人材の確保・育成に努めます。

4. 幼児教育・保育サービスの充実 (いきいろ子ども未来課)

具体的な 取組	(1) 幼児教育・保育サービスの充実 ① 認定こども園の整備を促進するとともに、幼児教育・保育の質の向上と量の確保を図ります。 ② 保育機能や幼児教育を充実させ、安心して育児ができる環境整備に取り組めます。
	(2) 専門人材の確保・育成 ① 質の高い幼児教育や保育サービスを安定的に提供できるよう、専門人材の確保・育成に努めます。 ② いきいろ子ども未来課内に「幼児教育アドバイザー」を設置し、市内幼児教育施設に対して助言を行うことで幼児教育・保育の質の向上を図ります。

5. 地域ぐるみの子育て環境づくり (いきいろ子ども未来課)

具体的な 取組	(1) 地域ぐるみの子育て支援策の展開 ① ファミリーサポートセンターの運営など、子育て世代のニーズに応じた多様な子育て支援策を実施します。 ② 地域全体で子育てに取り組む環境づくりや意識啓発に努めます。 ③ 多様なニーズに応じた子どもの居場所づくり・遊び場づくりを検討します。特に、公共施設の空きスペース等を利用して、雨の日でも子どもが安全に遊べる場所の充実に努めます。
	(2) サークル活動の支援 ① 子育てサークルや子育て NPO 等の各種団体の活動支援及び育成を図ります。
	(3) 児童虐待防止の充実・貧困対策 ① 壱岐市要保護児童対策地域協議会や個別ケース検討会における児童福祉、保健医療、教育、警察、司法など関係機関との連携強化を図り、児童虐待や貧困家庭の早期発見や適切な対応など対策を強化します。
	(4) 子育て世帯の支援推進 ① 子育て支援に向けた子育て相談や療育支援の充実に努めるとともに保育サービスの充実を図るため、経済的支援を含めた育児と仕事の両立支援(預かり保育の実施、第2子以降保育料無償化など)など地域の実情に即した形で推進します。

具体的な 取組	(5)経済的支援の推進 ①次世代を担う若者の定住化を奨励するため、現行の出産祝金や出産・子育て応援制度の継続的な運用を行います。 ②国制度と連携し、幼稚園・保育園の無償化のほか、福祉医療費制度の運用を行います。福祉医療制度では、小・中学生の償還払いを現物給付に変更します。 ③ひとり親家庭の育児と仕事の両立支援を行います。 ④保育所副食費の無償化検討を行います。 (6)情報発信の強化 ①出産の諸手続関係等について、情報提供を行います。 ②母子手帳アプリなどを通して、適切な時期に適切な情報提供を行います。 ③父親の子育てへの参加を促進する情報発信を強化するとともに、育児休暇の取得促進などを図ります。

3-2 学校教育の充実

所管／教育総務課・学校教育課・
一緒に推進課SDGs
該当分野4 質の高い教育を
みんなに9 産業と技術革新の
基盤をつくろう16 平和と公正を
すべての人に17 パートナリシップで
目標を達成しよう

政策の達成目標

学校に行くのが楽しいと感じる
生徒の割合

基準値（2023 年）

80.8%



目標値（2029 年）

90%

政策の基本方針

子どもの人口が減少し、学級や学校規模が縮小することが予想されますが、そのような状況にあっても、一人一人に応じた最適な学びを提供するとともに、地域の特色や思いに寄り添い、地域の人材等を活用し、『つながる力と生きぬく力』を育む教育の実現に努めます。

【施策体系】

1. 幼稚園(こども園)での子どもの学びの充実
2. 小・中学校での児童・生徒の学びの充実
3. 特別な支援を要する児童・生徒の学びの充実
4. 教育環境の整備

現状・主な問題点

- 本市には、幼稚園 8 園、こども園1園、小学校 18 校、中学校 4 校、高等学校が 2 校、特別支援学校(分校)が1校あります。
- 児童・生徒数は減少傾向にあり、令和 6 年度は小学校児童数 1,213 人、中学校生徒数 665 人(R6.5.1 現在)となっています。
- 複式学級を有する小学校は 11 校(R6 年度)となっていますが、少人数の利点を生かしながら、個に応じた指導の充実を図っています。
- 少子化が進んでいるにも関わらず、学校が合わない児童・生徒に関する相談が増加しています。
- これまで伝統的に積み上げてきた問題解決的な学習を大切にしながらも、時代に応じた教育を推進するため、タブレットや教育ソフトの有効活用にも力を入れています。

主な課題

- 園や学校規模の縮小に対応した、効果的な教育内容を提供し、子どもの豊かな心と確かな学力を育成するために、授業の ICT 化や教職員の働き方改革を推進することが必要です。
- 特別支援教育の充実を図り、個に応じた対応や児童・生徒理解をさらにすすめることが必要です。
- 日常的な登校が安定してできない児童・生徒や保護者を支援するための、教育支援教室の充実が求められています。
- 変化の激しい社会に対応できる資質・能力を児童・生徒に身につけさせるために、外国語教育やタブレットの更なる有効活用、地域と連携したコミュニティ・スクールなどを進める必要があります。

（主要施策）

1. 幼稚園(こども園)での子どもの学びの充実 （教育総務課）

具体的な 取組	（１）近隣幼稚園の統合 ①幼稚園の職員数を確保するため、近隣する幼稚園の統合を進めます。
	（２）保護者支援の拡充 ①統合した幼稚園での預かり保育や給食などの保護者支援を実施します。

2. 小・中学校での児童・生徒の学びの充実 （学校教育課）（一緒に推進課）

具体的な 取組	（１）授業改善の推進 ①教職員の研修や指導の機会を確保し、時代に応じた授業改善を推進します。
	（２）業務の改善 ①少ない職員数でも校務が円滑に行われるように、業務の効率化を進めます。
	（３）コミュニティ・スクールの支援 ①地域と連携・協働し子どもを育むコミュニティ・スクールの活動を支援します。
	（４）未来を担う人材育成 ①中学校や高校で SDGs 教育を実施し、持続可能な社会の担い手を育成します。 ②「壱岐なみらい創りプロジェクト」による対話会などを通じて、壱岐の魅力を再発見し、子どもたちの郷土愛を育みます。

3. 特別な支援を要する児童・生徒の学びの充実 (学校教育課)	
具体的な 取組	(1)児童・生徒の学びの支援 ①特別支援教育支援員の確保と配置に努めます。
	(2)教職員の研修の推進 ①教職員を確保し、児童・生徒の支援の充実につなげます。
4. 教育環境の整備 (教育総務課)	
具体的な 取組	(1)教育環境の整備 ①学校施設の整備、学習用端末や電子黒板の更新を計画的に行います。 ②スクールバス等の有効な運用に努め、古い車両を計画的に更新します。
	(2)保護者や進学希望者の支援 ①児童・生徒の給食費の補助額の維持に努め、無償化を国に対して求めます。 ②中学校卒業後に進学したい生徒の思いに応えるため、奨学金を維持します。
	(3)いっきこ留学制度の充実 ①留学生にも本市の子どもにも有意義な留学になるように、留学制度の改善に努めます。

(余白)

3-3 社会教育・スポーツの充実

所管／社会教育課

SDGs
該当分野3 すべての人に
健康と福祉を4 質の高い教育を
みんなに

政策の達成目標

基準値（2023 年）

目標値（2029 年）

公民館講座の受講者実数

937 人



1,200 人

政策の基本方針

人口減少の中、生涯を通じて学ぶことができる拠点づくりや地域と学校を結ぶ活動、民間等と連携した支援、居場所の確保などに取り組む必要があります。令和6年8月に社会教育委員会からいただいた「令和7年度から令和11年度までの5年間における本市の社会教育の在るべき姿」についての答申内容を尊重しながら、団体の在り方や、活動の方法等を大きく見直し、市民のつながる力や生きぬく力を育成できる活動となるように支援します。

【施策体系】

1. 生涯学習の推進
2. 文化・スポーツ活動支援
3. 青少年の健全育成支援

現状・主な問題点

- 社会教育や生涯学習を担っている生産年齢人口の大幅な減少により、活動の継続が困難になっています。
- コロナ禍以降、市民の活動への参加意識が変化しており、社会教育団体の活動が少しずつ低調になっています。
- 生徒数が減少し、中学校単位でのチーム編成ができなくなっています。学校単位での活動では、生徒の活躍の場がなくなる可能性があります。
- 青少年の健全育成の担い手が減少するとともに、活動内容が固定化しています。

主な課題

- 地区公民館で公民館講座等を行っていますが、世代ごとの市民ニーズに十分に対応できていません。
- 人口減少等の影響を受けて、団体の維持やこれまでどおりの活動ができなくなる社会教育団体に、適切な指導ができるように、社会教育課職員のスキルアップが必要です。
- 中学校部活動の地域移行の仕組みづくりを行い、可能になった部活動から徐々に地域に移行します。
- 地域の実情に応じた効果的な活動への変容を支援します。

（主要施策）

1.生涯学習の推進

（社会教育課）

具体的な 取組	（１）公民館講座の充実 ①市民ニーズに応じた公民館講座を増やします。 （２）図書館サービスの充実 ①市立図書館と勝本公民館図書室、壱岐島開発総合センター図書スペースの連携の強化に努めます。

2. 文化・スポーツ活動支援

（社会教育課）

具体的な 取組	（１）文化・スポーツ活動支援 ①これまで、４町でそれぞれ行ってきた文化行事やスポーツ行事の在り方の見直しを支援します。

3. 青少年の健全育成支援

（社会教育課）

具体的な 取組	（１）青少年の健全育成活動支援 ①地域の実情に応じた効果的な活動への変容を支援します。 （２）中学校部活動の地域移行の推進 ①中学生の活躍の場を確保するため、中学校部活動（運動部・文化部）の地域移行を推進します。

(余白)

分野別まちづくり計画

基本目標

4

観光・再エネ・
歴史文化・UI ターン

(めざす姿)

地域の価値と新しい人の流れが
未来をつくる島

4-1 観光の振興

所管／観光課

SDGs
該当分野4 質の高い教育を
みんなに8 働きがいも
経済成長も9 産業と技術革新の
基盤をつくろう11 住み続けられる
まちづくりを12 つくる責任
つかう責任14 海の豊かさを
守ろう15 陸の豊かさも
守ろう17 パートナリシップで
目標を達成しよう

政策の達成目標

基準値（2023 年）

目標値（2029 年）

観光消費額

66 億円

68 億円

観光客延数

350,306 人

400,000 人

政策の基本方針

個人・団体旅行・教育旅行、スポーツ交流など、多様なニーズに応じた旅行商品や滞在プログラムの充実を図ります。

宿泊施設の充実をはじめとする受入環境の充実と、情報発信やセールス活動を強化します。

【施策体系】

1. 高付加価値なコンテンツ造成
2. 受入環境の充実
3. セールス・プロモーションの充実

現状・主な問題点

- 観光客延数は令和 5 年 35.0 万人と令和 4 年に比べ 9.4%増加しました。コロナ前の令和元年の約 90%の水準まで回復しています。また、観光消費額も 66.8 億円と令和 4 年に比べ 17.8%増加しています。
- 宿泊施設の老朽化が進行していますが、後継者問題や資金不足からリニューアルなどが進まない状況が課題となっています。また、修学旅行などの団体旅行の受け皿が不足しています。

主な課題

- 個人・団体・教育旅行・スポーツツーリズムなど、多様なニーズに応じた旅行商品や滞在プログラムの充実が必要です。
- 宿泊施設のリニューアルの推進など、受入環境の充実を図る必要があります。
- 増加する外国人旅行者にとってストレスフリーな受入環境づくりが必要です。
- 国内外に向けた情報発信や旅行会社等への効果的なプロモーション活動を強化することが必要です。

(主要施策)

1. 高付加価値な観光地域づくり

(観光課)

具体的な
取組

(1)高付加価値なコンテンツ造成

- ①事業者・関係機関と連携し、新鮮な魚介類、壱岐牛、壱岐焼酎など特選素材の「食」、美しく風光明媚な「自然景観」や離島では貴重な「温泉」、大陸との交流で栄えた数多くの「歴史・文化遺産」など「しまの宝」を活かした着地型旅行商品の造成に努めます。
- ②外国人観光客 (FIT) に対しては、各国のニーズと壱岐ならではの資源を結び合わせ、ランドオペレーター (※) や他の自治体との連携を踏まえながら旅行商品造成に繋がります。
- ③温泉や食事など地域資源を活かしたヘルスツーリズムや、年齢や障がいの有無に関わらず誰もが観光を楽しめるユニバーサルツーリズムなど、壱岐の個性を生かし、時代のニーズに応じた個人型観光を推進します。

(2)教育旅行の推進

- ①国内外の教育旅行の誘致に向け、壱岐の歴史や自然環境、SDGs の取組など、壱岐ならではの資源を生かした魅力的な体験プログラムや交流プログラムの開発を行います。

(3)スポーツツーリズムの推進

- ①スポーツによる交流人口の拡大を目指し、壱岐サイクルフェスティバルやウルトラマラソンを継続し、少年野球大会などの各種スポーツ大会への参加を支援します。
- ②スポーツ合宿の誘致を強化します。

(4)企業連携及び各種大会誘致の推進

- ①企業連携による交流人口の拡大を目指し、サテライトオフィスの誘致や社員向け研修、福利厚生の一環とした社員旅行、報奨旅行などの誘致強化に努めます。
- ②SDGs の推進とあわせた各種の学会・セミナー・大会などの誘致を強化します。

2.受入環境の充実 (観光課)(商工振興課)	
具体的な 取組	(1)宿泊施設の魅力向上 ①経営基盤強化に向けた経営者の意識改革や従業員のスキルアップ研修など、人材育成を強化します。 ②施設のリニューアル、メニュー開発、外国人対応、キャッシュレス対応などの取組を支援します。
	(2)移動手段の充実 ①宿泊事業者や土産店等の関係事業者が連携した観光客向けの二次交通の開発を支援します。
	(3)観光施設の充実 ①観光案内板や観光施設のトイレの洋式化、バリアフリー化など、ハード面の整備を推進します。 ②サインや案内板のデザイン面での統一を図るほか、多言語化などの外国人観光客の受入基盤の整備を強化します。
	(4)ICT によるスマート観光の推進 ①タブレットやスマホを活用した情報発信・案内システム、多言語対応、キャッシュレス対応など、ICT を活用したスマート観光を推進します。
	(5)観光人材の育成強化 ①観光事業者はもとより、市民一人ひとりの「おもてなしの心」の醸成を図ります。 ②観光事業者向けの経営者セミナー、外国人対応講座、スキルアップ・マナー講座など、観光市場の動向に応じた多様な人材育成を行います。
	(6)観光地域づくりプラットフォームの形成 ①老岐市観光連盟と観光事業者及び関係機関とのさらなる連携強化を図ります。
	(7)リスクマネジメントの強化 ①自然災害や鳥インフルエンザ・口蹄疫等の発生時に対する危機管理体制の強化を図ります。

3.セールス・プロモーションの充実 (観光課)

具体的な
取組

(1)情報発信の強化

- ①HP や SNS の活用や各種メディアと連携した情報発信の強化を図ります。
- ②五島・対馬と連携し「日本遺産」の情報発信強化に努めます。

(2)旅行会社等へのセールス活動の強化

- ①長崎県観光連盟や壱岐市観光連盟と連携し、国内外の旅行会社やランドオペレーター向けの営業活動・情報発信を強化します。また、旅行博やセミナーなどへの積極的な参加に努めます。
- ②インバウンド対策として引き続きアジアの近隣国を中心とした誘客活動に努めます。また、大阪万博などの国際イベントに併せた誘客活動を強化します。

(3)観光マーケティングの推進

- ①人流データなどのビッグデータの活用や観光満足度調査（CS 調査）の実施など、データに基づく観光マーケティングを推進します。

4-2 再生可能エネルギーを活かした地域振興

所管／政策企画課



政策の達成目標	基準値（2023 年）	目標値（2029 年）
再生可能エネルギー導入率	13.0%	24.0%

政策の基本方針

自然環境の保全への配慮を前提として、地球温暖化防止対策の観点に止まらず、エネルギーの安全保障等の観点も踏まえ、地産地消が可能な再生可能エネルギーの導入・活用を推進します。また、様々な地域産業への再生可能エネルギーの有効活用や再生可能エネルギー関連産業の集積等により地域振興・地域経済活性化にもつなげます。

【施策体系】

1. 再生可能エネルギーの開発及び活用推進

2. 民生・交通部門での再生可能エネルギーの導入促進

現状・主な問題点

- 2019 年 9 月に、全国に先駆けて「気候非常事態」を宣言し、気候変動がもたらす問題に取り組む決意を表明しました。
- 気候変動による気象災害の発生増加や、漁業等一次産業への影響、気温上昇による人体への影響等は壱岐市においても深刻な状況となっています。

主な課題

- 気候変動への対応策として、CO2等の温室効果ガスの発生を抑制するために、地産地消が可能な再生可能エネルギー資源の掘起しや活用促進に取り組む必要があります。
- 民間への再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、再生可能エネルギーを活かした地域振興にも取り組む必要があります。

(主要施策)

1.再生可能エネルギーの開発及び活用推進 (政策企画課)

具体的な 取組	(1)再生可能エネルギーの開発促進 ①地域固有の再生可能エネルギー資源の掘起しや利用可能性の検討等に取り組みます。 ②水素などの電力貯蔵システムとの組合せによって再生可能エネルギーの安定化を図り、導入拡大に向けた取組を行います。
	(2)再生可能エネルギーを活かした地域振興 ①様々な地域産業において再生可能エネルギーを効果的に活用することで、商品やサービスのブランド力の向上等につなげ、地域経済の活性化を図ります。 ②地域での再生可能エネルギーの供給等について、様々な分野の利害関係者が連携できる体制の構築に取り組みます。

2.民生・交通部門での再生可能エネルギーの導入促進 (政策企画課)

具体的な 取組	(1)民生部門での再生可能エネルギーの導入促進 ①公共施設における再生可能エネルギーの導入促進に取り組みます。 ②民間の住宅や事業所等での再生可能エネルギーの導入を促進するための支援に取り組みます。
	(2)交通部門で再生可能エネルギーの導入促進 ①電気自動車の普及に向けて、電気自動車用のグリーン電力充電設備の導入を促進するための支援に取り組みます。 ②グリーン電力やグリーン水素で動く次世代自動車を活用した自動運転輸送の実現に向けた国等の実証実験の誘致に取り組みます。

4-3 歴史文化資源の保全・活用

所管／社会教育課

SDGs
該当分野4 質の高い教育を
みんなに11 住み続けられる
まちづくりを

政策の達成目標

基準値（2023 年）

目標値（2029 年）

国指定文化財の数

10 件



11 件

政策の基本方針

先人が築いてきた貴重な文化遺産を適切に保護するとともに、新たな文化財を掘り起こし、これら歴史文化資源を効果的に活用することで地域の振興と発展に努めます。また、次世代に継承し(基本テーマ)を実現するために、社会教育や学校教育において積極的に文化財に触れる取組を行い、郷土愛を育みます。

【施策体系】

1.文化財の保護と活用・継承

現状・主な問題点

- 本市には、国特別史跡 原の辻遺跡をはじめ 200 を超える指定文化財が存在しています。また、今までの発掘調査によって、貴重な遺構や遺物なども発見されています。
- 原の辻遺跡は継続的に調査を進めています。埋蔵文化財センターや一支国博物館を拠点に、歴史文化資源の保存・活用を展開しています。
- 建築後 47 年が経過した松永安左エ門記念館など、老朽化への対応が求められる施設があります。また、伝統的な農機具など、民俗資料の保存方法などの工夫も求められています。

主な課題

- 国や県などの関係機関と連携し、原の辻遺跡をはじめとする本市の貴重な歴史的文化的遺産の調査・研究に継続的に取り組む必要があります。
- 歴史文化財の適切な保護及び維持管理や、各種団体の活動支援などが必要です。
- 一支国博物館を中心に、歴史文化遺産を活用したまちづくりが必要です。

（主要施策）

**1.文化財の保護と活用・継承
（社会教育課）**

具体的な
取組

（１）文化財の保護

- ①古代からの歴史がある本市には、かなりの文化財が存在しており、現存する文化財を確実に残していくとともに、未確認文化財の調査を行い、適切な保護・保存を目指します。

（２）文化財の活用

- ①これまで調査・研究されたたくさんの文化財は、主に、一支国博物館などに保存されていますが、かけがえのない貴重な文化財等を効果的に活用し、地域活性化を図ります。

（３）文化財の継承

- ①長い歴史の中で生まれ培われてきた地域文化財を、郷土への愛着や誇りを育みながら地域住民とともに次世代に繋げることを目指します。

（４）松永記念館の再整備

- ①老朽化した現在の記念館を、新・松永安左エ門記念館（仮称）として建て直し、地域振興の拠点として再整備します。

4-4 UI ターンの強化

所管／政策企画課・商工振興課

SDGs
該当分野8 働きがいも
経済成長も10 人や国の不平等
をなくそう11 住み続けられる
まちづくりを

政策の達成目標

基準値（2023 年）

目標値（2029 年）

移住者数

93 人



153 人

政策の基本方針

UI ターンを更に拡大するため、情報発信の強化とともに、移住相談会や各種イベントを開催するほか、ワンストップ相談・支援窓口の整備に努めます。また、住まいの確保や移住後の経済的支援・仕事の斡旋など、受入体制を強化します。

【施策体系】

1. 情報発信と相談・支援体制の強化
2. 移住機会の提供
3. 住まいの確保
4. 移住・生活支援

現状・主な問題点

- 本市では転入から転出を差し引いた社会増減についてマイナス（転出超過）が続いています。こうした状況を抑制しようと、平成 27 年に「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」を策定し、積極的な UI ターン施策を実施してきました。
- 転入者数は平成 30 年の 790 人をピークに減少傾向にあり令和 5 年は 671 人となりました。毎年 100 人以上の流出超過が進んでいます。

主な課題

- UI ターンの更なる増加を推進する必要があります。
- 移住相談会や各種イベント開催など、情報発信の強化とともに、ワンストップ相談・支援窓口など、相談・支援体制の強化が必要です。
- 移住を検討している人の行動を後押しする移住機会の提供が必要です。
- 空き家バンクの運営など、住まいの確保が必要です。
- 移住に係る経済的支援や仕事の斡旋など、移住・生活支援が必要です。

(主要施策)

1. 情報発信と相談・支援体制の強化 (政策企画課)

具体的な 取組	(1) 情報発信の強化 ① UI ターン促進に向けた情報発信を強化するため、情報プラットフォームの適切な運用のほか、SNS や各種メディアを活用した情報発信を行います。
	(2) 移住相談会・各種イベント開催 ① 福岡や東京などの大都市圏における直接的な UI ターンのきっかけとなるよう、移住相談会の開催や移住フォーラムなどの各種イベントの開催・参加を行います。
	(3) ワンストップ相談・支援窓口の充実 ① 移住・定住推進に係る組織体制の強化を図るとともに、関係機関との連携により、移住・定住に関するワンストップの相談・支援窓口の充実を図ります。

2. 移住機会の提供 (政策企画課)

具体的な 取組	(1) 移住体験の促進 ① 移住に関心を持つ移住希望者が、お試し移住体験するための滞在費用の一部を助成します。
	(2) 二地域居住の推進 ① 移住への足掛かりとなる関係人口の増加の為、二地域を拠点とした多様な暮らし方、働き方を推進します。

3. 住まいの確保 (政策企画課)

具体的な 取組	(1) 空き家バンクの運営 ① 移住者の住まいの確保を図るため、良質の空き家の確保及び提供のプラットフォームとなる空き家バンクの充実に努めます。
	(2) 良質な住まいの提供 ① 良好な住まいの環境整備を実現するため、住宅リフォーム補助、住宅購入や賃貸住宅の家賃、引っ越し、空き家改修等にかかる費用の一部を助成します。

4.移住・生活支援

（政策企画課）（商工振興課）

具体的な
取組

（１）経済的支援

- ①移住・定住を促進するため、賃貸住宅の家賃、引っ越し、空き家改修等にかかる費用の一部を助成します。
- ②若年層の定住促進及び産業人材の確保を図るため、市内に居住・就労し、奨学資金等を償還する方に対し、償還額の一部を助成します。

（２）仕事の紹介

- ①ハローワークの求人情報や島内企業情報誌等の活用、合同就職面談会等の開催により市内事業所の情報を提供し、UI ターン者の就職に繋がります。また、就職奨励金交付制度を継続することにより、UI ターンを促進します。

(余白)

4-5 大学・企業連携や地域間交流などによる新たな交流の創造と地域創生

所管／一緒に推進課・
政策企画課

SDGs
該当分野

4 質の高い教育を
みんなに



8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナリシップで
目標を達成しよう



政策の達成目標	基準値（2023 年）	目標値（2029 年）
テレワーク施設利用者数※	7,823 人	8,500 人

※ 壱岐テレワークセンター、ACB Living、IKI ISLAND HUB、クロスポート武生水の合計

政策の基本方針

エンゲージメントパートナー制度による企業・大学等との交流、や、姉妹都市や友好都市との交流や国際交流など、多様な交流を推進します。

SDGsの推進とあわせ、付加価値の高い情報通信関連企業等の誘致や各種実証実験の実施支援、大学・企業連携による地域創生に取り組めます。

【施策体系】

1. 多様な交流による関係人口の拡大

2. SDGsの推進とあわせた先端産業の育成(再掲)

3. 大学・企業連携による地域創生

現状・主な問題点

- 平成 29 年、企業のサテライトオフィスとなる壱岐テレワーク施設が開設しました。官民連携中間支援機能を発揮し、地方創生 SDGs 推進の拠点となっています。
- SDGs 未来都市の選定を追い風に、先端企業の各種実証実験の支援を行っています。
- また、慶應義塾大学 SFC 研究所と「地域創生に関する研究開発の連携協力協定」を締結するなど、全国の大学や企業との連携を進めています。
- 姉妹都市である長野県諏訪市、友好都市である兵庫県朝来市や福島県楡葉町をはじめ、国内自治体との交流や国際交流を行っています。
- 令和 4 年、エンゲージメントパートナー制度を創設し、共創を推進しています。

主な課題

- 壱岐テレワーク施設を拠点に、情報関連企業など付加価値の高いサービスを創出する企業の誘致のほか、小規模事業者の起業・創業を支援することが求められています。
- 先端企業と連携した新産業育成をめざし、各種実証実験の掘り起こしと実施支援に努める必要があります。
- 国内外の都市との地域間交流を一層推進する必要があります。
- エンゲージメントパートナー制度による企業・大学等との交流を推進し、関係人口の創出に取り組む必要があります。

（主要施策）

**1.多様な交流による関係人口の拡大
（一緒に推進課）（政策企画課）**

具体的な 取組	（1）関係人口創出の推進 ①エンゲージメントパートナー制度と連動し、企業・団体・大学等との関係性を構築しつつ、観光・移住定住担当とも横連携しながら、交流機会を創出し、関係人口創出に取り組みます。
	（2）地域間交流の推進 ①姉妹都市である長野県諏訪市、友好都市である兵庫県朝来市や福島県檜葉町をはじめ、国内の自治体との交流を促進します。 ②市民が国際理解を深めることができるよう、国際交流事業を推進します。

**2.SDGsの推進とあわせた先端産業の育成（再掲）
（一緒に推進課）**

具体的な 取組	（1）先端産業の誘致・育成 ①壱岐テレワーク施設を拠点に、付加価値の高いソフトウェア・情報通信関連企業等の誘致や、各種ベンチャー企業の誘致及び経営支援を行います。壱岐テレワーク施設は、需要に応じ更なる機能強化を検討します。
	（2）先端技術導入支援 ①事業者の生産性向上を図るため、IoT や AI、ロボットなどの先端技術の導入に関する情報発信やマッチングなどの支援を行います。
	（3）先端技術実証実験等の実施支援 ①国内外の先端企業と連携し、次世代産業の育成や先端技術の実現化を図る実証フィールドとしての受入体制の強化に努めます。

**3.大学・企業連携による地方創生
（政策企画課）（一緒に推進課）**

具体的な 取組	（1）大学・企業連携による地方創生 ①大学や企業と連携した地域創生を目的に、国内外の大学や企業との連携協力体制を構築し、各種の研究開発や人材育成など多様な取組を進めます。 ②大学誘致の検討を行います。 ③連携企業への就職支援を行います。

(余白)

分野別まちづくり計画

基本目標

5

社会基盤

(めざす姿)

**持続可能な社会基盤が整い
安全な暮らしを守る島**

5-1 循環型社会の構築

所管／環境衛生課・上下水道課



政策の達成目標	基準値（2023 年）	目標値（2029 年）
リサイクル率	32.3%	39.6%

政策の基本方針

地球温暖化防止活動への取組など、自然環境の保全と活用を図ります。また、廃棄物の減量化と適切な処理を進めるとともに、安全で安定的な水の供給に努めます。

【施策体系】

1. 環境にやさしい社会の構築

2. 廃棄物の適切な処理

3. 下水・し尿の適正な処理

4. 安全で安定的な水の供給

現状・主な問題点

- 海岸における良好な景観及び環境を保全するために海岸漂着物の処理等に努めていますが、近年では、海洋プラスチックごみなど新たな社会問題も生まれています。
- 令和 2 年度のリサイクル率は長崎県平均の 15.8%に対し、県下第 2 位の 31.2%であり、今後も維持を図ります。
- 下水道は郷ノ浦市街の北部・中央の 2 つの処理区で整備を推進しています。北部処理センターが平成 10 年、中央水処理センターが平成 18 年に完成し汚水処理を実施しています。

主な課題

- グローバルな視点にたった環境問題への取組を基本に、環境保全意識の高揚や官民が一体となった自然保護活動を推進する必要があります。
- 海洋プラスチックごみ問題などに関する情報発信を強化しながら、廃棄物や下水・し尿の適切な処理を推進する必要があります。
- 安全で安定的な水の供給を図るため、水源の確保とともに、老朽水道施設の計画的な更新など維持管理の充実が必要です。

(主要施策)

1.環境にやさしい社会の構築 (環境衛生課)

具体的な
取組

(1)自然環境の保全と活用

- ①環境保全意識の高揚を図るため、学校教育、社会教育に於いて環境教育の実施に努めます。また、自然保護活動の指導者やボランティアの育成を図るとともに、市民・事業者・行政が一体となった自然保護活動の体制づくりに努めます。
- ②河川・海浜・山林等の防災上の整備はもとより、自然に配慮した生態系の維持を図り、自然環境の保全を推進するとともに、市民や観光客が自然とふれあう機会の場づくりに努め、交流の拡大を図るため、市の遊休財産の活用を推進します。
- ③海岸漂着物等対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、将来にわたって海洋の優れた景観を維持・保全することにより、地域社会や漁業・観光等の地域の基幹産業の振興に欠かせない美しく豊かな海の実現に努めます。

(2)地球温暖化防止活動の推進

- ①地球温暖化防止対策の具体的な取組を市民、事業者、団体、行政等が連携し、及び協働して効率的に推進するため、壱岐市地球温暖化対策協議会を設置し推進しており、SDGs の環境教育との連携の強化を図ります。
- ②地球温暖化防止のための様々な取組の普及啓発に努め、支援及び協力、また、情報交換を図ります。

(3)公害の防止

- ①関係機関との連携による公害発生源の監視・指導を行い、公害防止を図るとともに、市民や事業者に対し公害防止意識の啓発に努めます。

(4)動物の愛護

- ①長崎県が推進する「動物殺処分ゼロプロジェクト」の実現に向けて、啓発活動等に取り組みます。
- ②野良猫等の不妊・去勢手術の助成や地域猫活動の推進により収容される動物数の削減に努めます。
- ③関係機関と連携し、収容された動物の譲渡を推進します。

2.廃棄物の適切な処理 (環境衛生課)

具体的な
取組

(1)持続可能な適正処理（施設等）及び循環資源の有効活用

- ①老朽化する壱岐市クリーンセンターの長寿命化・改修に向けた検討を行います。
- ②廃棄物の有効活用により省資源・省エネルギー活動を推進するとともに、市民・事業者・行政が一体となって資源循環ごみ処理システムの確立に努めます。

(2)排出抑制及びリサイクルの推進（ごみ減量化 4R の推進）

- ①海洋プラスチックごみ問題など社会問題への対応を意識しながら、市民・事業者・行政の一体的な排出抑制対策及び分別・リサイクル率の向上推進のため、一層の啓発に努めます。
- ②現在、焼却している「その他プラスチック製容器包装」の分別収集及び資源化を検討します。
- ③生ごみリサイクルの推進を図ります。

3.下水・し尿の適正な処理 (上下水道課) (環境衛生課)

具体的な
取組

(1)下水道事業の推進・長寿命化

- ①公共下水道、漁業集落排水事業など下水道事業の普及に向けた取組を推進し、環境保全を図ります。
- ②下水道施設の老朽化対策を推進し、維持管理費の削減に努めます。

(2)し尿の適正処理

- ①持続可能なし尿の適正処理に向け、老朽化が進む壱岐市汚泥再生処理センターの長寿命化・改修に向けた検討を行います。

(3)持続可能な下水の適正処理を支える料金体制の検討

- ①持続可能な下水の適正処理を支える料金体制の検討を行います。

4.安全で安定的な水の供給 (上下水道課)

具体的な
取組

(1)水の安定供給と水源の確保

- ①新たな水源の確保を早急に図るとともに、持続可能な水の安定供給のため、給水区・系統の見直しを含めた体制づくりに取り組みます。
- ②浄水場の処理能力を最大限に生かし、また予備水源（地下水）利用を最小限に抑える為、これまで同様に浄水場施設の設備増設、また施設統合も踏まえた検討も実施します。

(2)水道施設の整備と経営管理の推進

- ①持続可能な安定的な水の供給を図るため、アセットマネジメントをベースとする施設更新計画を基本とし、将来的な収益確保を担保とした老朽設備の更新及び維持管理に努めます。

(3)持続可能な水の供給を支える料金体制の検討

- ①持続可能な水の供給を支える料金体制の検討を行います。

5-2 情報基盤の整備とICTを活かしたまちづくり

所管／情報管理課

SDGs
該当分野4 質の高い教育を
みんなに5 ジェンダー平等を
実現しよう8 働きがいも
経済成長も9 産業と技術革新の
基盤をつくろう11 住み続けられる
まちづくりを

政策の達成目標

基準値（2023 年）

目標値（2029 年）

情報通信基盤整備による、
安定稼働のための機器更新率

93.6%



100.0%

政策の基本方針

情報通信基盤施設は住民の安心・安全に不可欠な施設であり、適正な維持・管理に努めます。

また、新たな通信規格(5G)に対応した整備・活用の推進を図りながら、ICT を活用した行政や民間のサービス提供の拡大を推進します。

【施策体系】

1.情報基盤の整備の推進

2.ICT を活用したまちづくり

現状・主な問題点

- 本市ではインターネット環境の充実を図るため、市が事業主体となり市内全域に光ケーブル網を整備しました。
- 令和 5 年末現在、指定管理者制度により、ケーブルテレビ放送、超高速インターネット、IP 電話、コミュニティ FM 放送のサービスを提供しています。
- スマートフォンやタブレットなど、高機能なスマートデバイスの普及により、行政サービスの電子化への対応が求められています。

主な課題

- 新たな通信規格に対応した情報基盤の整備の推進や老朽施設の更新が必要です。
- 民間事業者と連携し、ICT を活かした各種サービスの提供を進める必要があります。また、市民が情報通信技術を適切に利用できるよう、ICT リテラシーの向上に努める必要があります。
- ICT 利用者の少ない高齢者が情報格差による不利益が生じないような対策が必要です。

（主要施策）

**1.情報基盤の整備の推進
（情報管理課）**

具体的な 取組	（1）老朽施設の計画的な更新 ①老朽施設の計画的な更新と冗長化により、災害に強く、安心できる施設の運営に努めます。 ②ICT の進歩による高速・大容量化に対応します。 ③リスなどの獣害による断線対策や事故が起きる前に対策を行う予防保全を行い、災害に強い施設管理に努めます。
	（2）新たな規格による通信サービスの積極的な活用 ①民間の技術・手法を積極的に推進し、様々な分野での活用の推進を図ります。

**2.ICT を活用したまちづくり
（情報管理課）**

具体的な 取組	（1）ICT リテラシー（※）の向上 ①情報格差対策のため、市民向けに情報活用力向上のための教室を継続的に開催します。 ②地域 ICT リーダーの育成・確保、サポートセンター事業に取り組みます。
	（2）ICT を活用した各種サービスの提供 ①利用者ニーズにあった情報の提供に心がけ、市民の情報活用機会の拡大に努めます。 ②行政の電子化を推進することで、窓口サービスの電子化を取り入れます。 ③民間の IoT サービスを活用し、行政サービスの向上に取り組みます。

5-3 公共交通体系の充実

所管／総務課・政策企画課

SDGs
該当分野9 産業と技術革新の
基盤をつくろう10 人や国の不平等
をなくそう11 住み続けられる
まちづくりを16 平和と公正を
すべての人に

政策の達成目標

基準値（2023 年）

目標値（2029 年）

公共交通に対する満足度指数

-0.5



0

※市民アンケートによる満足度指数：（大変満足×2＋満足×1＋どちらでもない×0＋やや不満×(-1)＋不満×(-2)）／回答数

政策の基本方針

国、県、交通事業者と連携し、基幹航路及び空路の維持・活性化に取り組めます。

島内交通である路線バスの維持・活性化とともに、住民主導型の新交通システムの導入を進めます。

市営航路の利用者増加策の強化や船舶リプレイスを推進します。

【施策体系】

1.基幹航路の維持・活性化

2.空路の維持・活性化

3.島内陸上交通の維持・活性化

4.二次離島航路の維持・活性化

現状・主な問題点

- 島外を結ぶ基幹航路の令和 5 年の利用者は約 56.8 万人とコロナ禍以前の令和元年度とくらべ 16%程度減少しています。
- 壱岐空港の利用者数は、年間 3 万人程度で推移しています。
- 島内の路線バス利用者は減少傾向にあり、令和 5 年度は 20 万人とコロナ禍以前の令和元年度と比較すると約 20%程度減少しています。利用者の減少、ドライバー不足、バス車両の老朽化など多くの問題を抱えています。
- 定期航路として、大島、長島、原島を繋ぐ市営船を運行しています。利用者の減少と船体の老朽化が問題となっています。

主な課題

- 壱岐と福岡を繋ぐ大動脈として、基幹航路の維持・活性化に取り組む必要があります。
- 壱岐と長崎を結ぶ空路の維持・活性化とともに、壱岐空港の滑走路延長など機能強化が必要です。
- 市民が便利に移動できるよう、路線バスの維持・活性化とともに、関係機関と連携しライドシェアなど新たな移動手段の導入可能性について検討が必要です。
- 市営航路の船舶リプレイスや利用者増加に向けた取組が必要です。

（主要施策）

1. 基幹航路の維持・活性化
（総務課）（政策企画課）

具体的な 取組	（１）運賃低廉化の推進 ①平成２９年４月、有人国境離島法の施行により、航路航空路運賃の低廉化が実現しました。市外に住所を有する方で運賃低廉化が適用される「準住民」の対象者拡大について、関係自治体と連携し、継続して国、県に要望します。 ②通勤圏の拡大や定住化促進を図るため、島外通勤・通学者へ交通費等の支援に努めます。
	（２）基幹航路の維持・活性化 ①基幹航路の維持と利便性の向上を図るため、航路事業者との連携強化を図るとともに、陸上交通など他モードとの接続強化に努めます。 ②高速船ジェットフォイルの船齢が３０年以上経過し、更新時期を迎えているが、建造費が高騰しており、航路事業者の負担のみでは、困難な状況にあるため、新船建造に対する国の財政的支援等の継続を要望します。

2. 空路の維持・活性化
（総務課）（政策企画課）

具体的な 取組	（１）運賃低廉化の推進 ①平成２９年４月、有人国境離島法の施行により、航路航空路運賃の低廉化が実現しました。市外に住所を有する方で運賃低廉化が適用される「準住民」の対象者拡大について、関係自治体と連携し、継続して国、県に要望します。 ②通勤圏の拡大や定住促進を図るため、島外通勤・通学者へ交通費等の支援に努めます。
	（２）空港設備等の要望 ①滑走路の延長など空港機能の強化のため、平成３０年度に立ち上げられた「壱岐市国境離島新法制定民間会議空港整備促進期成会」とともに、官民一体となり、県などの関係機関に対し空路の維持存続に向けた要望活動を行います。

3. 島内陸上交通の維持・活性化 (総務課)

具体的な
取組

(1) 路線バスの効率化・利便性向上

- ① 効率的で利便性の高い路線バス体系の構築を目指し、利用者ニーズに応じたダイヤ・ルート等の継続的な見直しを行います。

(2) コミュニティ交通の運行

- ① 交通空白地区などの乗合タクシー等の運行において、地域住民にとってより利便性の高い交通手段の維持確保に努めます。
- ② 関係機関と連携しライドシェアなど新たな移動手段の導入可能性について検討を行います。

4. 二次離島航路の維持・活性化 (総務課)

具体的な
取組

(1) 離島航路の維持・活性化

- ① 本島と三島を結ぶ市営航路の維持・活性化を図ります。
- ② 利用者増加を図るため、観光客の利用促進を図ります。

(2) 船舶リプレイスの推進

- ① 平成14年建造のフェリーみしまが更新時期を迎えていることから、安全で安定的な離島航路を維持するため、九州運輸局等関係機関と建造に向けた協議を行い、リプレイス（更新）を推進します。

(余白)

5-4 社会基盤の再生と有効活用

所管／建設課

SDGs
該当分野

政策の達成目標

基準値（2023 年）

目標値（2029 年）

道路改良率

53.08%



53.32%

政策の基本方針

道路や公園、公営住宅などの社会基盤のインフラの整備とともに、適切な維持管理や長寿命化に取り組みます。

本市の美しい自然景観や田園風景、歴史景観などを守り、活用するまちづくりを進めます。

【施策体系】

1. 社会基盤の整備・維持管理・長寿命化の推進

2. 景観まちづくりの推進

現状・主な問題点

- 市民生活や経済活動を支える市道延長は約 1,328km、舗装率は 89.1%(令和 6 年 3 月現在)となっています。
- 道路、公園、公営住宅など老朽化したものが多く、今後、維持費用の増大が懸念されます。
- 美しい景観を守るため、平成 27 年 3 月、苓崎市景観計画を策定し、平成 27 年 6 月には景観条例が制定されました。原の辻遺跡を重点景観計画区域と定め、良好な景観形成に努めています。

主な課題

- 道路、公園、公営住宅などの社会基盤のインフラの維持管理や長寿命化の対応が必要です。
- 街並み景観や歴史的景観など、本市の良好な景観を守り活用するまちづくりが必要です。

(主要施策)

1. 社会基盤の整備・維持管理・長寿命化の推進 (建設課)

具体的な 取組	(1)道路の整備・維持管理 ①国道・主要地方道・県道の幅員の拡幅整備、側溝・歩道の整備を要請し、道路交通の円滑化、安全性向上に努めます。 ②幹線道路を補完する市道等は計画的な維持・補修に努めるとともに、狭隘道路等は地域の協力を得ながら、安全性・利便性の確保に努めます。
	(2)公園の整備・維持管理 ①地域住民と連携し、市内の公園施設の適正な維持管理に努めます。
	(3)住環境の整備 ①老朽市公営住宅等長寿命化計画に係る計画により、公営住宅の計画的な改修を行い、公営住宅の長寿命化に努めます。 ②家族の健康と光熱費削減にもつながる健康住宅の普及・推進を図ります。
	(4)河川・海岸の整備 ①自然環境や生態系に配慮しながら、河川・海岸の適正な保全・管理に努めます。

2. 景観まちづくりの推進 (建設課)

具体的な 取組	(1)景観まちづくりの推進 ①景観条例等の適正な運用により、街並み景観や歴史的景観、本市特有の良好な景観の保全と整備に努めます。

5-5 防災・危機管理体制の強化

所管／危機管理課・消防本部
・建設課・商工振興課

SDGs
該当分野

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



13 気候変動に具体的な対策を



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナリシップで目標を達成しよう



政策の達成目標

基準値（2023 年）

目標値（2029 年）

自主防災組織整備率

94.8%



100%

政策の基本方針

災害が発生した場合にも被害を最小限に抑える災害に強いまちづくりを行います。

社会問題となっている運転中の「ながらスマホ」による交通事故防止や、特殊詐欺の未然防止など安全・安心のまちづくりを目指します。

【施策体系】

1. 災害に強い地域づくり

2. 交通安全の推進

3. 防犯体制の充実

4. 危機管理体制の充実・強化

現状・主な問題点

- 気候変動等による災害の激甚化・頻発化により、台風や豪雨等は、これまで経験したことのないような規模となっており、今後さらに強大なものになると想定されています。
- 救急出場件数は増加傾向にあります。令和5年度は1,992件と1日平均5.4回の出場です。事故別で見ると急病が65%で最も多く、一般負傷が16%で続いています。急病や一般負傷は増加傾向にあり、平成25年に比べ令和5年は急病で1.2倍、一般負傷で1.3倍まで増大しています。
- 火災発生件数は年によるばらつきはあるものの、長期トレンドでは減少傾向にあります。
- 交通事故発生件数は平成27年から減少傾向にあります。

主な課題

- 災害対策には自治体による「公助」だけでなく、一人ひとりが自ら取り組む「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」が重要です。
- 地域における防災体制の強化や消防・救急体制の充実など、災害が発生した場合にも被害を最小限に抑えるまちづくりが必要です。
- 近年、運転中にスマートフォンを見たり操作したりする「ながらスマホ」に起因する交通死亡事故率が全国的に増加傾向にあります。
- 増加する特殊詐欺の未然防止など、防犯体制の充実が必要です。

（主要施策）

1. 災害に強い地域づくり

（危機管理課）（消防本部）（建設課）

具体的な
取組

（１）地域における防災体制の強化

- ①自主防災組織を中心に、まちづくり協議会等での防災体制の強化に取り組みます。
- ②出前講座等で個人・家庭でできる防災対策の解説等を行い、防災に対する理解と関心を深め、防災意識の向上を図ります。

（２）消防・救急・緊急体制の充実・強化

- ①老朽化した消防防災施設・設備の計画的な整備・更新を行います。
- ②救急救命体制の充実・高度化に努めます。
- ③消防団員の確保に努めるほか、消防団のイメージアップに向けた取組を行います。

（３）防災情報の発信

- ①出前講座などを活用し各種講習や火災予防情報等の広報を行います。
- ②災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他災害を防止するために必要な防災情報提供手段の充実に努めます

（４）災害危険箇所の整備・周知

- ①土砂災害や風水害等の危険箇所について、計画的な整備を行うとともに、ハザードマップの作成など、市民に向けた周知の徹底を図ります。

2. 交通安全の推進

（危機管理課）（建設課）

具体的な
取組

（１）交通安全に関する意識啓発と活動の推進

- ①各季の交通安全運動を通じて、交通安全意識の向上を図ります。
- ②関係機関と連携し、「ながらスマホ」の危険性等について、ケーブルテレビ、広報誌等を活用し、啓発活動を行います。

（２）交通安全環境の整備

- ①ガードレールやカーブミラーなど、交通安全施設の適切な維持管理を行います。

3. 防犯体制の充実 (危機管理課)(商工振興課)

具体的な
取組

(1)防犯まちづくりの推進

- ①ニセ電話詐欺被害を未然に防ぐため、関係機関と連携し、広報誌、公共告知放送等を活用し、広報活動を行います。

(2)安全な消費生活環境

- ①全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）等を活用し、消費者トラブルの迅速な解決に努めます。
- ②出前講座等の実施に積極的に取り組み、消費者トラブルを未然に防ぐための啓発活動に努めます。

4. 危機管理体制の充実・強化 (危機管理課)

具体的な
取組

(1)原子力防災への取組

- ①原子力災害時における地方自治体等の職員の知識及び対応力向上のために開催される各種研修に、市職員の受講を促します。
- ②長崎県原子力防災訓練において、災害対策本部の設置・運営、避難住民の誘導訓練を実施し、原子力災害時における防災体制の強化を図ります。

分野別まちづくり計画

基本目標

6

行財政

(めざす姿)

効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

行政運営編

6-1 官民連携による効率的な行政運営

所管／総務課・政策企画課・情報管理課・管財課・一緒に推進課

SDGs
該当分野16 平和と公正を
すべての人に17 パートナリシップで
目標を達成しよう

政策の達成目標	基準値（2023 年）	目標値（2029 年）
行政運営に対する満足度指数	-0.43	0

※市民アンケートによる満足度指数：（大変満足×2＋満足×1＋どちらでもない×0＋やや不満×(-1)＋不満×(-2)）／回答数

政策の基本方針

効率的で質の高い行政運営の基盤として、PDCA の政策マネジメントの徹底により、施策・事業の点検・評価・見直しを継続的に行います。民間ノウハウの積極的な活用を図るほか、職員の能力開発に継続的に取り組みます。

【施策体系】

1.経営感覚のある行政運営

2.行政体制の整備

現状・主な問題点

- 本市では、平成 19 年から事務事業評価を実施しており、毎年、継続的に事業の点検・評価・改善を行っています。
- 公共施設の運営については、民間事業者のノウハウを最大限に活用するため、指定管理者制度を積極的に導入しています。
- 効率的で質の高い行政運営を行うため、様々な職員研修を実施しています。

主な課題

- 点検評価による事業の見直し・改善を行うため、事務事業評価による PDCA マネジメントの徹底を図る必要があります。
- 効率的で質の高い事業展開をめざし、指定管理者制度の導入のほか、PFI や事務のアウトソーシングなど民間活力の導入を推進する必要があります。
- 職員の能力開発に継続的に取り組む必要があります。
- 庁内のデジタル化に取り組み、業務の効率化を進める必要があります。

(主要施策)

1.経営感覚のある行政運営

(総務課)(政策企画課)(情報管理課)(管財課)(一緒に推進課)

具体的な
取組

(1)PDCA マネジメントによる効果的な施策・事業展開

- ①政策評価・事務事業評価による PDCA マネジメントシステムの適切な運用により、効率的・効果的な施策・事業展開を行います。
- ②総合計画の改定にあわせた市民満足度の測定を行い、施策・事業への反映に努めます。
- ③長崎県と連携した政策展開に向け県知事との定期的な意見交換会を実施します。

(2)官民連携の推進

- ①民間の優れたノウハウを活用した行政運営を目指し、指定管理者制度の導入の他、アウトソーシング、PFI/PPP(※)の導入など、官民連携による効率的・効果的な行政運営を行います。

(3)情報発信と広聴機会の充実

- ①行政の計画・施策が住民に十分伝わり、住民の行政への関わり・理解が深められるよう、広報・広聴活動の充実に努めるとともに、情報公開制度の確立に努めます。
- ②市民主体のまちづくりを実現するため、わかりやすく適切な情報公開・提供に努めます。また、個人情報の適切な保護に努めます。
- ③市外に向けた PR 促進のためのプロモーションツールの開発をはじめ、担当各課が連携したプロモーション事業の展開を図ります。
- ④フィルムコミッション(※)の推進や人脈を活用した情報発信など、新たな視点でのシティプロモーションを強化します。
- ⑤福岡との連携強化に向けた苓岐市福岡事務所の再設置の検討を行います。

(4)スマート自治体に向けた研究

- ①A I 等を活用した行政手続等市民の利便性の向上と業務の効率化に向けた取組を研究する。

2.行政体制の整備 (総務課)

具体的な
取組

(1)定員管理の適正化

- ①効率的で質の高いさらに機能的な組織体制の構築に努めます。
- ②職員配置の適正化に努めるとともに、民間委託等の推進や業務改善、施設の統廃合等を検討します。

(2)給与等の適正化

- ①人事評価制度と連動した給与等の適正化を図ります。

(3)人材育成

- ①人事評価制度と連携した職員の継続的なスキルアップと人材育成のための各種研修等を実施します。

(空白)

6-2 持続可能な財政基盤の構築

所管／財政課・商工振興課
・管財課

SDGs
該当分野

12 つくる責任
つかう責任

16 平和と公正を
すべての人に

17 パートナリシップで
目標を達成しよう

政策の達成目標	基準値（2023 年）	目標値（2029 年）
ふるさと納税寄附額	9 億円	30 億円
財政力指数	0.22%	0.23%

政策の基本方針

事務事業評価を基にした事業の点検・見直しによる効率的な財政運営を行います。

適正な課税に努めるとともに、ふるさと納税制度の有効活用など、自主財源の確保を強化します。

【施策体系】

1. 且つ計画的な財政運営

2. 自主財源の確保

3. 公的資産の有効活用

現状・主な問題点

- 地域経済の低迷や就業人口の減少等により、自主財源としての税収入を多く見込めず、歳入の7割を地方交付税等の依存財源に頼った財政基盤となっています。
- 今後、経常一般財源の歳入見込みは厳しさを増していくことから、徹底した事務事業等の見直しを進め、経常的経費の歳出抑制に努める必要があります。
- 自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金などに依存している中、普通交付税の合併算定替特例措置が終了し、これまで以上に財政構造の硬直化が進んでいくことが見込まれます。

主な課題

- 持続可能な財政運営の実現のため、人口減少と少子高齢化の進行を踏まえつつ、将来に過度の負担を残さないよう、優先順位を意識した効果的な事業の「選択と集中」を行う必要があります。
- 自主財源を確保するため、適正な課税に努めるとともに、ふるさと納税制度の有効活用を図る必要があります。
- 低・未利用の公共施設や市有地について、他用途への転換や民間への貸与・売却など、適生な対応を行う必要があります。

（主要施策）

**1. 効率的且つ計画的な財政運営
（財政課）**

具体的な 取組	（１）政策評価・事務事業評価と連動した財政運営 ①社会情勢や市民ニーズの変化等を踏まえた事務事業の再点検と見直しを推進するとともに、政策評価の結果を活用した費用対効果の検証を行い、行政コストを意識した施策の重点化に取り組みながら、歳入規模に見合った適正な歳出構造の確立による安定的な財政運営に努めます。

**2. 自主財源の確保
（商工振興課）**

具体的な 取組	（１）ふるさと納税制度（※）の有効活用 ①ふるさと納税制度の拡大に向け、情報発信の強化や推進体制の充実を図ります。

**3. 公的資産の有効活用
（管財課）**

具体的な 取組	（１）公的資産の有効活用 ①公共施設の空きスペースの他用途への転換や、民間等への貸与を進めるなど、有効活用を図ります。 ②低・未利用の市有地については、民間への貸与や売却など適正な対応を推進します。